EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 0907

大正八年八月十二日印刷
大正八年八月十五日發行

不許複製
早稻田大學出版部

編輯兼發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所　日清印刷株式會社

發行所　早稻田大學出版部
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番

史記國字解第六卷 終

王勾踐に仕ふるを止めて越國を去るや、固く辭退して高官高位を受けざればこそ、其の名譽は後世に傳はりて萬歳の後に至るも世に忘れられず、是れ乃ち能く前述の滿つれば虧くる云々の戒めを守ればなり、其の賢なること豈に及ぶべけんや、後進の者、之を愼み戒めよや、ゆめ怠り忘るゝ勿れ、

【字解】范蠡之去越、事は本書の越世家及び貨殖傳に見えたり、〇此の傳、太史公の原作は未だ必ずしも深く意を着けて書きしものにあらず、故に諸先生の出色の補傳あり、楚々たる筆墨、その文秀俊雅亦觀るべし、

書帝に奏達したるに、武帝の曰ひけるには、如何にも此の任安と云ふ者は是れ事に老けたる官吏なるぞ、彼れは朕と太子との間に戰爭の起るを見て、雙方何れへも與せずして、坐ながら孰れか勝ち孰れか敗るかを注目して觀んと思ひしなり、而して雙方の中にて勝つ者を見て、之に合縱して一味とならんと思ひ、兩心あり、彼れ任安は只今までに已に死刑に處すべき罪の有ること甚だ衆かりしも、吾れは憐れみ、情を以て常に之を助け活かして遣はせり、然るに只今詐りの巧みを懷きて不忠なる心あり、實に惡むべき者なりとて、任安を獄吏の手に引下げて誅殺せり、

【字解】 與節、節はもと割符のことなるが、漢時代には或は旗を以て代へしことあり、要するに以て命令の印となすもの、佯邪、佯はイツハリと訓じて、表面を粧ふこと、邪は不正なり、不傳事、傳は附と同じ附會はすことをせざるなり、其鮮好者、鮮はアザヤカと訓ず、美麗なり、此の所は兵甲に就いて云へるなり、欲合從之、從は縱と同じ、六國合縱のことを假りて、此にては只味方として組合ふことを云へるなり、

夫月滿則虧、物盛則衰、天地之常也、知進而不知退、久乘富貴、禍積爲祟、故范蠡之去越、辭不受官位、名傳後世、萬歲不忘、豈可及哉、後進者愼戒之、

【講義】 以下は記者の附言なり、記者論じて曰く、夫れ月輪滿つるときは亦次第に虧け、物は盛んになるときは亦次第に下り阪となりて衰微することは、天地自然の常定まりなるぞ、されば人間も進むことばかりを知りて退くことを知らず、何時までも榮利を貪り久しく富貴の上に乘りて、好き頃を見計らひ身を引き退かざるときは、禍ひが積み累なり、遂に祟りをなして悲慘なる最後に陷るなり、故に昔し范蠡と申す賢人が、越

敬稱なれども、此の人、當時直指使者の官に任じ、勢威を振ひ、世に暴公子と稱せるを以て、作者も姑らく世人の稱呼に從ひて書したるのみ、

是時任安爲北軍使者護軍、太子立車北軍南門外、召任安、與節令發兵、安拜受節入、閉門不出、武帝聞之、以爲任安爲佯邪、不傳事何也、任安笞辱北軍錢官小吏、小吏上書言之、以爲受太子節、言幸與我其鮮好者、書上聞、武帝曰、是老吏也、見兵事起、欲坐觀成敗、見勝者欲合從之、有兩心、安有當死之罪甚衆、吾常活之、今懷詐、有不忠之心、下安吏誅死、

【講義】 是の時任安は北軍使者の官となりて、部下の軍を監護せり、太子は馬車を北軍營所の南門の外に立て停め、任安を召して相信の節を渡し與へて、それを以て兵を發し己を助けしむ、任安難有く拜して、其信節を受取りて營所に入りたる限り、陣門を閉ぢて出でず、武帝此樣子を聞きて以爲へらく、任安は態と表面に狂氣を粧ひて太子より節を受けながら出でず、去りとて思ひ切つて官軍に味方をもなさず、誠に倖り邪にして此の一件に携はらざるは何ぞやと、頗る怒られし折柄、是より先きに任安は己が部下なる北軍の會計の小役人を罪ありて笞にて撃ちしことありしが、此に至りて小役人は復讎的に武帝に上書して任安の事を告げて曰く、任安は太子より授かりし信節を受取り、太子は任安に賴むぞよ、我れに汝の部下なる北軍中の鮮かに好き兵器を渡してくれと仰せられたりと、右の上

將兵、使司直主城門、司直以爲太子骨肉之親、父子之間不甚欲近、去之諸陵過、是時武帝在甘泉、使御史大夫暴君下責丞相、何爲縱太子、丞相對言、使司直部守城門、而開太子、上書以聞、請捕繫司直、司直下吏誅死、

【講義】其の後、戻太子が兵を起して官軍と戰へる事の有るに逢ふ、是の時丞相劉屈氂自身に大將となりて太子を擊ち、司直の田仁に長安の城門の守りを掌らしむ、司直田安は以爲へらく、皇太子は主上と骨肉の親と申して切つても切られぬ御血筋の親みある方なり、陛下と父子の御間柄なれば、餘りに此の事件に近寄り携はることは望ましからずと、乃ち己が命ぜられて守れる所を棄て去りて、諸帝の陵墓のある附近の鄕邑に之きて過ぎたり、是の時武帝行幸して甘泉の離宮に在り、御史大夫の暴君、名は勝之と云へる人をして、丞相劉屈氂に命を下して責むるに、何すれぞ此の際に太子を捕へずして之を縱せしかと、丞相は其譴責に對へて、臣は屬僚の司直に城門を手分けして守らしめたれども、司直は臣が指圖に畔き、太子の通行路を開きて逃れしめたりと、因つて上書して其事を申し上げ、司直田仁を捕へて獄に繫がんと請へり、是に於て司直は捕へられて獄吏に渡し下げられ、遂に誅殺せられたり、

【字解】其後逢太子有兵事、戻太子據、巫蠱の事件によりて兵を起しゝこと、既に本書の孝武本紀に見えたり、丞相、劉屈氂、亦既に見えたり、去之諸陵過、漢の時、高祖の長陵を始め、各、其の下に貴人豪族を移して住せしめしより、豪俠の士往々往きて之に依る、謂ゆる五陵の俠客なる者卽ち是れなり、蓋し田仁亦一時去りて其の間に投ぜしなり、暴君、暴は姓、名は勝之と云ふ、君は

して、天下の郡の太守姦利を爲すもの多し、就中三河の地方尤も甚し、因つて臣は先づ三河地方の官吏を視察檢擧仕らん、三河地方の太守は、帝都に近便なる處よりして、何れも内に向うて宮中に奉仕せる貴人に倚賴し、政府の大臣三公と親屬の關係ありて、强き助援を恃みて不法千萬なることを爲し、畏れ憚ること無し、故に天下の郡守を肅清せんとならば、宜しく先づ陛下の御膝下に近き三河方面の官吏を正し、以て他の天下の姦吏を警むべしと云へり、是の時河南、河内の太守は、何れも御史大夫杜周の父兄若くは子弟に當る身内(ウチ)のものなり、河東の太守は石丞相即ち石慶の子若くは孫なり、而して是の時石氏一門九人、共に二千石の大官となり、勢威方に隆盛にして尊貴なり、田仁は數々上書して此の弊害の事を申し立てたり、因つて杜大夫即ち杜周、及び石氏は或る人を差し向けて、挨拶をして田少卿(田仁)に謂はしめて曰く、吾れは敢て彼れ此れと苦情がましき言があるにはあらざれど、さりながら願はくは少卿足下に於かれても善く實際を調べて申されたし、實際有りもせぬ事を以て相互ひに誣ひ付け汚すことは無用に願ひたしと、田仁已に上奏して勅許を得て、目的の如くに三河地方を視察檢擧せしが、果して何れも不法の罪ありて、三河地方の太守は皆監獄に引渡されて誅戮になりて死せり、田仁京都へ還りて此事を奏聞せしかば、武帝悅ばれて、田仁を以て能く頑强にして善事を阻(ハバ)み禦げる惡(ワル)ものを畏れざる忠勇の臣となし、田仁を拜して丞相の司直となし、丞相を輔けて姦惡人を取糾さしめたれば、田仁の威勢は天下を振ひ動かせり、

【字解】 益州刺史、益州は地の名、刺史は州の政績を視察する官、漢の武帝之を置けり、丞相長史、丞相の僚屬に長史兩員あり、秩千石を給す、杜父兄子弟、杜は姓、名は周と云ふ、石丞相、石慶、既に前に見えたり、不畏强禦、もと詩經の語なり强禦は强暴にして人の善を禦(フセ)ぎ止むるわるもの、司直、官の名、既に前に見えたり、

其後逢太子有兵事、丞相自

我者、移とは施すと云ふが如し、德は恩德なり、ナサケメグミのこと、衞將軍の意は今我れが汝等を陛下に奏薦するは是れ我れが汝に恩を施すものなるに、反りて汝が我れに對して恩を施すことがあるが如くに思ふとは、奇怪の至りなりとの意味なり、相推第也、推は推し擧ぐるなり、第は品評なり、乃ち雙方相共に譽め合ふこと、提桴鼓、桴は鼓を撃つむちなり、鼓は桴に帶言して云へるのみ、北軍、漢の時、北軍は京師を衞るを掌る、

其後用任安、爲益州刺史、以田仁爲丞相長史、田仁上書言、天下郡太守多爲姦利、三河尤甚、臣請先刺擧三河、三河太守皆內倚中貴人、與三公有親屬、無所畏憚、宜先正三河、以警天下姦吏、是時河南河內太守、皆御史大夫杜父兄子弟也、河東太守、石丞相子孫也、是時石氏九人爲二千石、方盛貴、田仁數上書言之、杜大夫及石氏使人謝、謂田少卿曰、吾非敢有語言也、願少卿無相誣汙也、仁已刺三河、三河太守皆下吏誅死、仁還奏事、武帝說、以仁爲能不畏彊禦、拜仁爲丞相司直、威振天下、

【講義】其後、武帝は任安を用ひて益州の刺史となし、田仁を以て丞相の長史となす、田安上書

【講義】是に於て趙禹悉く衞將軍邸中の舍人百餘人を召し出して逐一之を試問せる結果、始めて田仁、任安の兩人を見出し得て曰く、百餘人中獨り此の兩人のみ推薦して可なり、其の餘は一人として使用すべき者なしと、然れども、衞將軍は此の兩人が餘りに貧乏なりしを見て、かゝる人物が何の役に立つかと思ひて意中に趙禹の言を不平に思へり、趙禹の去りし後に衞將軍は兩人に謂うて曰く、兩人各、自身に鞍馬と新しき絳衣とを用意せよ、我れは世話出來得ずと、兩人共に對へて曰く、私共は家が貧しくして用意致す力なしと、將軍怒りて曰く、只今兩君の家は自分貧乏したるものにて、我れが爲さしめたるにもあらず、然るに何すれぞかゝる言葉を吐かれ、鞅鞅と不平がましくも、今度の推薦に對して我れは厭なれども、折角汝が爲に出て遣はすと云ふが如き風をなして、恰も恩を我輩に被するやうなる振舞ひをなすは何ぞやと云はれて、頗る不氣嫌なれども、さて此の場に臨みて衞將軍も致し方なければ、遂に兩人の名籍を上りて之を奏薦したり、是に於て詔ありて衞將軍の推薦せる舍人を朝廷へ召して謁見を仰せ付けらる、因つて此の兩人卽ち田仁、任安は進みて謁見せしに、詔してその才能智略を試問ありしが、兩人相互ひに推し尊びて品評をなせり、田仁は對へて曰く、桴鼓を手に提げ陣門に立ちて、頻りに進軍の號令を下し、部下の士大夫に死するを樂みて戰鬪せしむること、卽ち大將の任務は臣は到底任安に及び申さずと、亦任安は對へて曰く、夫れ物事の嫌ひ疑はしきことを斷決し、道理の是非を裁定し、官事を取捌き治めて、百姓に得心させて上を怨むる心無からしむることは、臣は田安に及び申さずと、此の如く相互ひに推し立てゝ譽めければ、武帝は大いに笑うて曰く、有理なる事なりと、因つて任安に北軍を監護せしめて、田仁の推薦を用ひ、田仁に邊地の田圃の穀物を河上に運送するを監護せしめて任安の推薦を用ひたれば、此の兩人はやがて何れもその名譽を天下に立てゝ良臣となれり、

【字解】鞅々、不平なる心持なり、如有移德於

のみ取り用ひて推薦し、又何等の智慧計略無く、宛かも木造の人形に綺繡の立派なる衣服を着するが如く、外形のみにて何等の內容あらず、此の如き事にては將に之を奈何せんと思ひ給へるや、誠に將軍は氣の知れぬ事と申すべしと云へり、

【字解】富給、給は足なり、絳衣、絳は音カウ、大赤色なり、玉貝劍、玉及び貝を以て室の飾りとせる劍、貝は音バイ、海中の介蟲、其の甲に文章なあれば取りて物の飾りとなすなり、

於是趙禹悉召衛將軍舍人百餘人、以次問之、得田仁任安、曰、獨此兩人可耳、餘無可用者、衛將軍見此兩人貧、意不平、趙禹去、謂兩人曰、各自具鞍馬新絳衣、兩人對曰、家貧無用具也、將軍怒曰、今兩君家自爲貧、何爲出此言、鞅鞅如有移德於我者、何也、將軍不得已、上籍以聞、有詔召見衛將軍舍人、此二人前見、詔問能略、相推第也、田仁對曰、提桴鼓立軍門、使士大夫樂死戰鬬、仁不及任安、任安對曰、夫決嫌疑、定是非、辯治官、使百姓無怨心、安不及仁也、武帝大笑曰、善、使任安護北軍、使田仁護邊田穀於河上、此兩人立名天下、

今有詔舉將軍舍人者、欲以觀將軍而能得賢者文武之士也、今徒取富人子上之、又無智略、如木偶人衣之綺繡耳、將奈之何、

【講義】其の後、武帝より詔がありて、衞將軍の召使ひなる舍人の中より募り擇びて宮中の郎官と爲さんとせり、是に於て衞將軍詔を畏みてその舍人の中にて富裕なる者を取り、その者にそれ〴〵鞍置きの馬や絳衣とて赤き色の立派なる衣服寶玉珠貝にて飾れる劍を具へしめ、用意整ひたれば衞靑は入朝し之を奏薦せんと思ひし時に、當時の賢き大夫なる少府の官を勤むる趙禹と云へる人が來りて衞將軍を訪問するに會へり、衞將軍は餘程誇りの積りにて、前に自分が擧げし富裕なる舍人を呼び出して、趙禹に引き合はせしに、趙禹は一一順序を逐うてその舍人を試問せしに、十人餘りの中にて一人として事に習熟して智慧計略のある者なし、そこで趙禹は衞靑に告げて曰く、吾れ之を聞けり、大將の門下には亦必ず大將相當の人物ありと、又古き書に申してあるに、其の君主が果して如何なる人物なるかを知らざるときは、其の君主の使用せる人物が果して如何なる者なるかを氣を附けて視よ、乃ち賢者を使用せるは賢君なり、亦愚者を使用せるは愚主なり、又其の子が果して如何なる人物なるかを知らざるときは、其の子が朋友として交はる人物が果して如何なる者なるかを視よ、乃ち良き人と交はれば良き子なり、惡しき人と交はれば惡しき子なり、凡べてその取卷きの人物によりて、その本人の事は推定し得べきなりと、然らば現今陛下より詔ありて、將軍閣下の使用せらるゝ舍人を擧げらるゝと云ふことは、陛下に於て將軍が果して能く部下に賢き文武の學才ある士を得て使用せらるゝ乎否かを觀て、乃ち更に露骨に申さば將軍の人物試驗をせらるゝが主意なり、然るに只今徒に富裕の若者を

せし處、安、仁の兩人は立腹して刀を拔き放して、その席を裂き斷ちて奴隸と別坐せり、公主の邸にては何れも之を餘り不法亂暴をなすとて怪みて惡めども、さりとて兩人の意氣込みを恐れて、何人も推し切りて之を叱り責むるもの無かりき、

【字解】除爲三老、除は任官のことなり、舊官を除きて新官を任ずるよりして、官に拜命するを除と云ふ、三老は十亭に一鄕あり、鄕に三老一人あり、敎化を掌る職なり、擧爲親民、人民を親む義よりして、民事に關係せる官吏を親民と云ふ、後世は地方長官の別稱となれり、三百石長、漢の制、萬戸以上の地を治むる者を令と曰ふ、秩は千石以下六百石以上とす、萬戸以下の地を治むる者を長と曰ふ、秩は五百石以下三百石以上とす、而して皆其の屬僚に丞あり尉あり、共帳不辦、共は供と通ず、供帳は物を供へ帳を張りて饗應をなすこと、將軍家監、將軍衞靑の家令なり、過平陽主、平陽は食邑の名、主は公主なり、乃ち武帝の姉なり、公主の女中衞子夫、武帝に寵せられて皇后となる、衞靑は后の弟を以て初め公主の家に事へし者、後ち公主之が夫人となれり、列斷席、列は裂と通ず、又烈と通ず、莫敢呵、呵は叱ること、

其後有詔募擇衞將軍舍人、以爲郎、將軍取舍人中富給者、令具鞍馬絳衣、玉貝劍、欲入奏之、會賢大夫少府趙禹來過衞將軍、將軍呼所擧舍人以示趙禹、趙禹以次問之、十餘人無一人習事、有智略者、趙禹曰、吾聞之、將門之下、必有將類、傳曰、不知其君、視其所使、不知其子、視其所友、

監使養惡齧馬、兩人同牀臥、仁竊言曰、不知人哉家監也、任安曰、將軍尚不知人、何乃家監也、衛將軍從此兩人過平陽主、主家令兩人與騎奴同席而食、此二子拔刀列斷席別坐、主家皆怪而惡之、莫敢呵、

【講義】其の後、任安は申付けられて三老の職となり、又擧げられて親民とて直接に人民を治むる官となり、又他へ出でて三百石の祿を取る縣の長官となり、人民を治めしが、主上の行幸出遊せられし時に、共帳とて物を供へ帳幕を設けて奉迎することが捗取らざるに坐して、官を斥け免ぜらる、乃ち都へ入りて衛青將軍の家の舍人となり、田仁とあひ落合ひたり、此の兩人倶に將軍の舍人となりて、その門下に居り、仲善く心を合はして相互ひに親愛せり、然るに此の兩人共に自分の家は貧乏にして、金錢を使ひて將軍家の監事たる人に事ふる資力無ければ、監事たる人は己が利益の無きよりして之を憎みて、之を困却せしめんとて甚だ性惡くして人を嚙む悍馬を蓄ひ養はしめたり、任安、田仁の兩人、夜分になれば牀を同じくして臥せしが、田仁竊かに不平をこぼして曰く、人物を知らざることよ、彼の將軍家の監事はと、任安曰く、主人公たる衛青將軍すらも人物を知らざればこそ、我れ〳〵を此の如き賤役に使用するなれ、何ぞ況んや其の下に仕ふる家監をや、それを咎むるだけが君の愚痴なるぞと、此の如く陰にては隨分虐待もされ亦不平を鳴らして居たり、或る時衛青將軍は任安、田仁の兩人を供につれて、平陽公主と申せる武帝の姉宮の邸に立寄られたり、此の公主は衛青のもと主人筋なるが、後ちに衛青の夫人となりしものなり、公主の邸にては、安仁の兩人に騎馬の奴隷と共に同席にて食事をなさしめんと

人皆喜びて曰く、心配致すに及ばず、任少卿は分配公平にして其の上に智慧計略があれば、決して吾等不利益はなさじと云ひて、何れも安心して之に委任せり、その明日人民復會合を催せしが、此の會合者は數百人あり、その時任少卿は人員を檢査して曰ひけるには、何某の子息某は、何すれぞ來會せざるかと、會の諸人は之を聞きて、何れも任少卿が昨日會合したる計りなるに、既に此の如く人を見知ることの迅速なるに驚きて、如何にも不思議として怪みたり、

【字解】褚先生、既に前に見えたり、將車、將は猶御の如し、車の御者となること、又一說に、步行して車を推し輓くを云ふと、占著名數、占は自占なり、自ら調べて作ること、名數は人口の數にして、戶籍のことなり、家族武功、此の家とあるは附籍することを云ふ、谷口、騶谷と云ふ谷の入り口なり、蜀劉道、劉道は棧道と同じ、山谷險峻なるが故に、棧橋を架して路となす、故に棧道と云ふ、近山、山は蜀中の山、無豪易高、一說に、高は尊大にするなり、豪傑なきが故に自ら尊大に構へ易きことを謂ふと、求盜亭父、亭に兩卒あり、其一を亭父とす、關閉掃除の事を掌る、其一を求盜とす、盜賊を逐捕する事を掌る、蓋し任安初め求盜となり、後ち亭父となるなり、後爲亭長、十里に一亭あり、亭に長あり、麋鹿、麋は音ビ、鹿の大なるもの、老小當壯劇易處、當は丁なり、劇は勮の俗字、勮は難なり、太平御覽に本文を引けるに處の字なし、此れ衍と、王念孫の說に依る、任少卿、少卿は安の字なり、某子甲、家其名を逸するとき、甲と云ひ乙と云ふ、是れ史文の例なり、

其後除爲三老、擧爲親民、出爲三百石長、治民、坐上行出游、共帳不辦、斥免、乃爲衞將軍舍人、與田仁會、俱爲舍人、居門下、同心相愛、此二人家貧、無錢用以事將軍家監、家

因緣也、因占著名數、家於武功、武功、扶風西界小邑也、谷口、蜀剗道、近山、安以爲、武功小邑、無豪、易高也、安留、代人爲求盜亭父、後爲亭長、邑中人民俱出獵、任安常爲人分麋鹿雉兎、部署老小當壯劇易處、衆人皆喜曰、無傷也、任少卿、分別平、有智略、明日復合會、會者數百人、任少卿曰、某子甲何爲不來乎、諸人皆怪其見之疾也、

【講義】此れより以下は褚少孫の補筆に係る、さて褚先生の申すには、臣曾て郎官たりし時、下の如き事を承はりたり、曰く、田仁はもと任安と云へる人と相互ひに友人にて親善なりき、任安は滎陽の生れにて、年少くして父を失ひて孤兒たり、その家貧困なれば、生活の爲に人に傭はれ車を輓きて長安の都へ行き、滯留したるが、奉公して小役人たらんことを求めたれども、未だその因緣あらず、因つて戸籍を拵へて武功の地に籍を置けり、武功は長安中の扶風の西方境界に在る小邑なり、その地の谷の入り口を行けば、有名なる蜀の棧道ありて、山に近き處なり、任安は以爲へらく、武功は小邑にして豪傑の人物無きが故に、少しく努力すれば早く名を揚げ易し、是れ反りて吾れの幸ひなりと、是に於て安は武功に留りて腰を据ゑ、或る人に代りて求盜、亭父と云ふ役人となり、後ち遂に亭長となれり、邑中の人民俱に出でゝ獵をなしゝ時、任安は亭長の資格を以て支配役をなしゝが、常に人のために麋鹿雉兎の如き獵肉を分配し、又老年、少年、丁年、壯年の人々、及び事件の困難なると簡易なるとをそれ〴〵に手別して定むる段に臨みて、衆

馮翊、京兆尹を三輔とす、武帝、三輔都尉を置く、司直、丞相に屬し、不法の者を檢擧する官、坐太子事、太子は戾太子なり、事は巫蠱の事なり、孝武本紀に見えたり、左丞相、劉屈氂、長陵令、長陵は高祖の陵、令は守陵の長なり、上變仁、上變は變事を上奏するなり、此れ仁の變事を上奏して帝の聞に達するを云ふ、按ずるに、仁の字、下句と相複す、宜しく一字を削るべきに似たり、中井履軒曰く、車千秋の上變は寃を伸べしなり、告訐に非ずと、要するに、此上下の文頗る混雜して、事亦重複せり、恐らくは後世注文等の錯入せる者あるならん、

太史公曰、孔子稱曰、居是國必聞其政、田叔之謂乎、義不忘賢、明主之美以救過、仁與余善、余故幷論之、

【講義】 太史公論じて曰く、孔子の申さるゝには、凡そ何れの國を問はず、その國に居れば、必ず其の君主より其の政事の相談を受けて聞くと、此の言は卽ち田叔の如き人物の事を批評せる言ならん、誠に田叔の人物たるや、義としては賢者を忘れずして、孟舒の如き人才を上に推擧し、又魯王に相となりしが如く、君主の美德を世に明らかに顯はし以てその過失を救ひたり、此の如き人物なればこそ、何れの國に居ても重く信用せらるゝなれ、田叔の子田仁は、余(作者)と友として善し、余故に本傳に父田叔の事と竝びに之を論述したり、

【字解】 孔子稱曰云々、孔子の此の語未だ出處を詳かにせず、論語の學而篇に子禽の孔子を稱せる語あり、本文と少しく異れり、蓋し太史公偶然誤りて孔子の語となせるならん、

褚先生曰、臣爲郎時、聞之曰、田仁故與任安相善、任安、滎陽人也、少孤、貧困、爲人將車之長安、留求事爲小吏、未有

史、失官、其後使刺擧三河、上東巡、仁奏事有辭、上說、拜爲京輔都尉、月餘、上遷拜爲司直、數歲、坐太子事、時左丞相自將兵、令司直田仁主閉守城門、坐縱太子、下吏誅死、仁發兵、長陵令車千秋上變、〔仁〕仁族死、陘城今在中山國、

【講義】 後數年を經て田叔は在官のまゝ卒去せり、魯國は百金を以て其の遺族に與へて祠を爲さしめんとせり、田叔の末子の名は仁と云ふ人は之を受け取らず、曰く、百金の贈り物を以て我が先立てる父の名譽を毀損はせじと、此の田仁なる人は壯んにして健きを以て衞靑將軍が舍人となり、數、衞靑に從うて匈奴を擊てり、衞靑將軍は仁を主上に進め申し立て、官位を遷すべきやうに取持てり、仁は郎中となり、數歲にして二千石の官、又丞相の長史の官となり、後ち免ぜられて官を失へり、其の後又詔ありて三河の地方を視察せしむ、武帝東方に巡遊せしとき仁は事を奏聞したるに、筋立ちたる辭あり、帝悅びて仁を拜して京輔の都尉となして闕下の近きに置かれ、一箇月餘にして帝は仁を遷して司直の官となせり、數歲にして戾太子の一件に坐せり、此の時左丞相劉屈氂自身に兵に將として太子を擊ち、司直の田仁に都の城門を閉ぢて守ることを司らしめたり、然るに田仁は戾太子を縱して態と見逃したる罪に坐し、獄吏に下げられ誅戮となりて死せり、田仁は兵を發して左丞相に抵抗せしが、長陵の令なる車千秋と云へる人、此の變事を上申に及び、田仁は一門悉く誅戮となりて死せり、さて序でに申して置くが、田叔の生れたる陘城と申す處は、只今は中山と云へる國に在り、

【字解】 衞將軍、大將軍衞靑のこと、使刺擧三河、刺は察なり、乃ち視察して官吏の能不能を檢擧すること、正義に曰く、監御史秦官、掌監郡、漢省、丞相遣御史分刺州、不常置也と、三河は河南、河東、河內を謂ふ、京輔都尉、長安を治むる官なり、右扶風、左

然るに何ぞ恐れも無く汝自身の主君に在す王の御事を彼れ此れと申し上ぐるや、不都合にも程こそあれと叱り付くるが如くに言うて、其の實は魯王に中てて申せしなり、魯王は田叔の此の言を聞きて自身に大いに慙ぢ入り、王の奥向きの倉庫に蓄へし錢を發し、相の田叔に申し付けて人民に辨償せしめんとせり、相の田叔は之を斷りて曰く、王御自身に民の財物を奪はれて還すときは相に之を辨償せしめ給ふならば、是れ王御自身は惡事をなして、而も相に善事をなさしむる道理に當るなり、故に相は之を辨償する御用に關係致さゞるべしと、是に於て魯王は乃ち盡く之を辨償せり、又魯王は游獵を好まれて隨行者は困まりて居るけれども、王を憚りて誰れも諫むるもの無かりしに、相田叔は常に王の獵に從ひて苑の中に入れり、王はその都度に相を休息さして館舍に就かしめて優待をなし、其の實は氣苦勞なるが故に遠ざからしめんとせるが、相田叔は外に出で常に露天に曝されながら坐りて王を苑外に待ち受けたり、王は數、人に言ひ傳へて相に館中に入りて休息されんことを請はしむれども、田叔は終ひに休息を肯はずして曰く、我が王苑中に曝し露さるゝに、我れはその相け役を仰せ付けられて居ながら獨り何とて館舍に就いて休息致さるべきやと、魯王は己が獵に行くときは老人の田叔に苦勞を掛くるを思ひ、此の故を以て大いに思ひ切りて游獵をば爲さゞりき、

【字解】 餘各搏二十、搏は音バク、手擊なり、若主、若は汝なり、渠率、渠は大なり、率は帥なり、巨魁のこと、中府錢、中府は王の手元の財物を藏むる處、即ち我が俗に云ふ御勝手元の庫なり、常暴坐、暴は音ボク、外に居て自ら暴露して坐するなり、以故不大出游、折りに少遊はなせども、取り立て云ふべき程の大いなる遊びは爲さずとの意なり、

數年、叔以官卒、魯以百金祠、少子仁不受也、曰、不以百金傷先人名、仁以壯健爲衞將軍舍人、數從擊匈奴、衞將軍進言仁、仁爲郎中、數歲、爲二千石丞相長

事となりて、漢の朝廷の法律は行はれざる者となるなり、さりとて如し梁王が法律に従うて處分を受くるとなるときは、太后は御愛子の故を以て御食事は美味を甘しとし給はず、御臥も御席に安んじ給はずして、旦けても暮れても御心痛遊ばすことならん、此の御心配は畏れながら主上陛下の御身の上におはします御事と存じ奉るなりと、右の如くに情理を具へて諫めければ景帝大いに田叔を賢となし、以て帝の皇子魯王の相となせり、

【字解】　上毋以梁事爲也、漢書には爲の下に問の字あり、師古の注に曰く、言不須更論之也と、以爲魯相、魯王は景帝の子にして、謚は共王、名は餘と云へり、

魯相初到、民自言相、訟王取其財物百餘人、田叔取其渠率二十人、各笞五十、餘各搏二十、怒之曰、王非若主邪、何自敢言若主、魯王聞之、大慙、發中府錢使相償之、相曰、王自奪之、使相償之、是王爲惡、而相爲善也、相毋與償之、於是王乃盡償之、魯王好獵、相常從入苑中、王輒休相就館舍、相出、常暴坐待王苑外、王數使人請相休、終不休、曰、我王暴露苑中、我獨何爲就舍、魯王以故不大出游、

【講義】　魯の相となりて田叔が魯に到りし當初、魯の人民自ら相の田叔に申し出でて、魯王が民の財物を取りたることを訟ふる者百人餘りあり、是に於て田叔はその渠魁二十人を召し取りて、各〻之を笞にて五十ほど撃ち、その外の者は各〻二十ほど撃ち、之を怒り責めて曰く、魯の王は即ち汝が主君に在さずや、

は動かざるも部下が爭うて戰死する事が、是れぞ孟舒が長者たることを立證致す次第なりと、是に於て孝文帝成程尤もなる事と思ひ、申さるゝに、賢き哉孟舒やと、因つて復召し出して元の如くに雲中の守となせり、

【字解】叩頭曰、頭を以て地を叩くを叩頭と云ふ、乃ち顙を地に叩き付けて謝すること、漢與楚相距、距は拒と同じ、禦なり、士卒罷敝、罷敝は疲弊と同じ、匈奴冒頓、冒頓は音ボクトツ、匈奴の天子の名、孟舒豈故驅戰之哉、逐ひ立てゝ戰爭せしむること、

後數歲、叔坐法失官、梁孝王使人殺故吳相袁盎、景帝召田叔案梁、具得其事、還報、景帝曰、梁有之乎、叔對曰、死罪有之、上曰、其事安在、田叔曰、上毋以梁事為也、上曰、何也、曰、今梁王不伏誅、是漢法不行也、如其伏法、而太后食不甘味、臥不安席、此憂在陛下也、景帝大賢之、以為魯相、

【講義】後ち數歲にして田叔は或る法律に坐して免官となれり、時に帝の弟なる梁の孝王は、怨みを以て或る者に言ひ啣めて前の吳國の相袁盎を殺さしめしかば、景帝、田叔を召して梁の一件を調査せしめたるに具さに其の事の眞相を探り得て都へ還りて報告に及びたる處、景帝の曰へるには、梁の國に果してさ樣なる事がありしかと、田叔對へて曰く、恐れながらその事が御坐りますると、景帝曰く、其の事件は全體何れの所に存在せるや、乃ち梁の何人に關係せるか、隱さずと眞直ぐに申されよと、田叔曰く、主上には梁の事件を騷ぎ立つるを爲し給ふことなかれ、此れは此の儘に默過し給ふに如かずと、景帝曰く、その次第は何ぞやと、田叔曰く、只今梁王が誅戮に就かずんば、是れ王法を破りながら皇族の故を以て罪せられざる

詔、趙有敢隨張王罪三族、然孟舒自髠鉗隨張王敖之所在、欲以身死之、豈自知爲雲中守哉、漢與楚相距、士卒罷敝、匈奴冒頓新服北夷、來爲邊害、孟舒知士卒罷敝、不忍出言、士爭臨城死敵、如子爲父、弟爲兄、以故死者數百人、孟舒豈故驅戰之哉、是乃孟舒所以爲長者也、於是上曰、賢哉孟舒、復召孟舒以爲雲中守、

【講義】 田叔叩頭して對へて申すには、陛下の仰せらるる如き事ありてこそ、孟舒の長者たることを立證致す次第なれ、その故は、夫れ前年貫高等が謀反しける時、御上には明らかなる詔を下されて、趙國に於て敢て張王に隨從するものあらば、三族までを科に行はんと仰せられたり、然れども孟舒は自身に髠鉗して奴隷となりて、張王敖の所在に隨從し、己が一身を棄てゝ之が爲に死せんと思へり、此の時彼れ豈に自身に他日雲中の守と爲ることを承知仕らんや、實に思ひも寄らざる義なり、漢は楚の項羽と相互ひに拒ぎ戰ひ、爲に士卒は疲弊せり、而して匈奴の冒頓單于は新たに北方の夷狄を服從せしめたる初めにて、戰捷の餘威に乘じて來り迫りて、邊疆の寇をなせり、孟舒は部下士卒の久しく戰爭ありしが爲に疲弊せるを知れば、戰爭の事を口に出して申すことが如何にも氣の毒なるに忍びずして沈默し居りしに、部下の士卒吾れ先きにと爭ひ、城を見下して斬り入り、敵の鋒先きに罹りて死すること、宛かも子弟が父兄の爲に危難を救ふが如く當然の道と心得て、誰れ一人不平を言ふこと無し、故を以てその部下の士卒戰死せし者數百人に及びたり、此れ何れも自身に覺悟して死したるものなり、孟舒が豈に之を驅り立てゝ戰死せしめし者ならんや、此の如くその德に感服して自分

知之、上曰、公長者也、宜知之、叔頓首曰、故雲中守孟舒、長者也、是時孟舒坐虜大入塞盜劫、雲中尤甚、免、上曰、先帝置孟舒雲中十餘年矣、虜曾一入、孟舒不能堅守、毋故、士卒戰死者數百人、長者固殺人乎、公何以言孟舒爲長者也、

【講義】田叔、漢中の守となると十年餘りにして、高后（呂后）が崩じて、外家呂氏一門が天下を奪はんが爲に騷動を起しゝに付き、諸の大臣が之を誅滅して孝文帝を迎へ立つるに會へり、孝文帝が既に天子に立ちて、或る時田叔を召されて問ひて曰ひけるには、貴公は天下の長者の誰れたるかを知ねるかと、田叔對へて曰く、臣の不肖何ぞ以て何人が長者なるかを承知仕らんやと、帝の曰ひけるには、公は卽ち自身が長者なれば、宜しく同じ仲間の長者を知るべきならんと思はると、田叔頓首して申しけるには、かく御尋ねある以上は聊か申し上げん、前官雲中の守たる孟舒と申せる者は、乃ち陛下の仰せらるゝ長者なりと、然るに是の時、田叔の推薦せる孟舒は、虜（匈奴）が大いに漢の塞內に擊ち入り物を盜み民を劫かし、就中孟舒の守たる雲中の地方被害尤も甚しきによりて罰せられて免官となりし者なり、因つて帝の申さるゝには、先帝は孟舒を守り役として雲中に置き給ひしと十年餘りなりき、虜の兵が始めて一たび入りしに、孟舒はそれすら堅く守りて持ち支ふることが出來得ず、何の故も無きに士卒の戰死する者數百人の多きに及びたり、さて長者と申すものは、申すまでも無く無益に人を殺す者なるか、よもやさ樣ではあるまいと思ふが、公は何を以て此の如き孟舒を申し立てゝ長者と申せるか、朕は一切合點が行かずと、

叔叩頭對曰、是乃孟舒所以爲長者也、夫貫高等謀反、上下明

蟲出、死して葬ること能はず、遺體腐敗して蟲の生ずるを云ふ、

是時、漢下詔書、趙有敢隨王者皐三族、唯孟舒田叔等十餘人、赭衣自髡鉗、稱王家奴、隨趙王敖至長安、貫高事明白、趙王敖得出、廢爲宣平侯、乃進言田叔等十餘人、上盡召見、與語、漢廷臣毋能出其右者、上說、盡拜爲郡守諸侯相、

【講義】 是の時漢は詔書を下し令して曰く、趙國にて敢て趙王張敖の跡を慕ひて隨從する者あらば、誰れ彼れを論ぜず本人は勿論その三族を罪科に行はんと、然るに唯孟舒、田叔等十餘人は、赤き衣を着て自ら髮を剃り頸に金輪をはめて奴隷の風を粧ひ、趙王の奴隷と名乘り、趙王張敖に隨從して長安の都に至れり、其の後貫高の一件が明白になり、趙王張敖は寃罪が霽れて囚はれし處より釋されて出づることを得、趙王の位より廢せられて宣平侯となれり、乃ち張敖は田叔等十餘人の己れに忠義を盡せる事を高祖に進言せしに、高祖は感心して十餘人を殘らず召見して與に事を語りたるが、漢の朝廷の臣下何人も能く十餘人の上に超え出づるものなし、因つて高祖は悅ばれ、十餘人を殘らずそれ〴〵に拜して都の守或は諸侯の輔相となせり、

【字解】 皐三族、皐は罪と同じ、三族は父族一、母族一、妻族三、是を三族となす、赭衣、赤衣なり、罪人の被服、髡鉗、既に季布傳に見えたり、毋能出其右、當時右を貴ぶ故に上を謂うて右となせり、

叔爲漢中守十餘年、會高后崩、諸呂作亂、大臣誅之、立孝文帝、孝文帝既立、召田叔問之曰、公知天下長者乎、對曰、臣何足以

卒私相與謀弑上、會事發覺、漢下詔捕趙王、及群臣反者、於是趙午等皆自殺、唯貫高就繫、

【講義】代の相國陳豨が代國に於て反けるに會ひて、漢の七年に高祖親しく征伐に往きて、陳豨を誅戮せり、その途中に趙國に立寄りし時、趙王張敖は高祖の女婿なるが、自身に食卓を持ち參らせて食物を進上し禮を守り恭しきこと非常なりしに、高祖は傲慢にして、箕踞とて兩足を展開して恰も箕の狀の如き態をなして、坐りながら張敖を罵り惡口を吐けり、是の時趙の相國趙午始め數十人の臣下、何れも高祖の無禮なるを怒り、張敖に申しけるには、大王が陛下に事へ給ふことは禮儀萬端揃ひ具はりて、聊かたりとも越度なきに、今陛下は大王を待遇し給ふに無禮千萬なること、御覽の通りなり、如何にも殘念至極なれば、臣等請ふ共に暴亂を企て陛下を殺し奉らんと思ふなりと、趙王張敖之を聞き大いに驚き、自身の指を齧み破りて血を出し盟うて曰へらく、我が先代の王は嘗て戰爭して領國を失ひしに、陛下の御蔭によりて再び國を領して王と爲ることを得たり、若しその時に陛下の救ひが無かりせば、此臣張敖などは疾くに餓死して葬ることをさへ得ず、遺骸に蛆が沸きてはひ出して居べき筈のものなり、かゝる大恩ある陛下に對して、公等奈何ぞ無禮の言を出すこと此の如くなるや、最早此れ限りにして、此の後ち二度とさ樣なる言を口より唱へ出すことを無用にすべしと云はれて、痛く之を叱責したり、是に於て趙午の同志者なる貫高等曰ひけるには、我が趙王は德の厚き長者なれば、陛下の恩德に背かず、故に我等の企てを王に願ふとも無益なり、寧ろ我等一味に於て斷行するに如かずとて、終ひに私かに相與に談合して、高祖を弑せんと工みたりしが、其の事が露顯するに會ひて、漢の政府は詔を下して趙王及び羣臣の反逆に與かりし人人を捕へしが、是に於て趙午等何れも自殺して相果てたり、唯貫高のみは捕縛に就けり、

【字解】陳豨反代、陳豨は代の相國、事既に前篇に見えたり、趙王張敖自持案云々、張耳の子にして、高祖の女魯元公主に尙す、事亦張耳傳に見えたり、臣等當

游諸公、趙人擧之趙相趙午、午言之趙王張敖所、趙王以爲郎中、數歲、切直廉平、趙王賢之、未及遷、

【講義】 田叔は趙の陘城の生れなり、其の先祖はもと六國の時の齊王田氏の血筋なり、田叔は擊劍を好み、又黃帝、老子の虛無自然を尙べる學術を、樂巨公と云へる戰國時代の燕の樂毅の子孫に當る學者に就いて學べり、田叔の人柄は嚴刻廉潔にして、自身に之を喜び矜りとし、決して不正貪汚の行ひをなさず、されども又喜んで諸先輩の家に出入りをなせり、その內に趙國の人、田叔を趙の相國なる趙午と云ふ人に推薦し、趙午は又田叔の事を趙王張敖の手元まで申し入れたれば、趙王は田叔を以て王の侍從職たる郎中の官となせり、それより勤務すること數歲に及びしが、田叔の行爲は愈〻深切正直にして廉潔公平なりければ、趙王之を賢者となしゝが、然しながら未だその官を昇せ遷すまでには及ばざりき、

【字解】 苗裔、苗は穀物の苗を以て子孫に譬へ、裔は衣の裾なり、亦以て子孫に譬へて云へるなり、樂巨公、樂毅傳に見えたり、老子流の學者なり、刻廉自喜、刻は深刻なり、自身に其れを善しと思へるなり、喜游諸公、喜は好なり、ゴノンデと訓ず、諸公は諸先輩を云ふ、

會陳豨反代、漢七年、高祖往誅之、過趙、趙王張敖自持案進食、禮恭甚、高祖箕踞罵之、是時趙相趙午等數十人皆怒、謂張王曰、王事上禮備矣、今遇王如是、臣等請爲亂、趙王齧指出血曰、先人失國、微陛下、臣等當蟲出、公等奈何言若是、毋復出口矣、於是貫高等曰、王長者不倍德、

石奮、竝びに建陵侯張叔の如きを申せるものなるか、彼の二人、言葉は喋々たらずして實行を勵む者なるが故に、其の敎訓は肅愼ならずして而も自然に成就し、嚴重ならずしれ而も自然に治まれり、是れ其の躬行實踐上の感化よりして生ぜる者なり、塞侯直不疑は微妙巧みにして痕迹圭角を露はさず、渾圓主義の人物なり、而して周文は故意に行狀を無頓着風に粧ひて、上たる者に諂び諛へる處に立ち止まれば、物識りの君子は之を譏れり、何となれば、其の餘りに佞媚に近ければなり、然しながら銓じ詰むるに、斯れ篤き行ひある君子と批評すべき人物なり、決して碌々たる凡庸にはあらざるなり、

【字解】　君子欲訥於言云々、論語の里仁篇に見えたり、訥は遲なり、辭に拙きこと、敏は疾なり、行ひにするどきこと、其敎不肅而成、肅は愼みのきびしくして、しまりて、のびぬこと也、塞侯微巧、塞侯は直不疑のこと、微妙に巧みを弄ぶを云ふ、正義に曰く、不疑學二老子一、所レ臨レ官、恐三人知二其爲レ吏跡一、不レ好レ立二名稱一、稱爲二長者一、是微巧也と、王先謙曰く、不疑受レ誣不二自明一、君子以爲レ非二直道一、故不レ取レ之と、周文處讇、讇は諂と同じ、音はテン、ヘツラフこと、余有丁曰く、仁衣二敝補一、期レ不二潔淸一、亦處レ諂事と、○本傳は五人の合傳なるも、その首尾の人物を擧げて萬石張叔傳と名づけ題したるなり、五人の事跡、大略相同じく、而して文中に醇謹の字、無他の字、長者の字、無所言の字、各傳互ひに隱々釣動し、而して五人の傳遂に一串して合傳となせり、石慶の子孫二千石たるもの十三人ありしこと、周仁、張叔の子孫咸大官に至りしことを一々敍し、以て正に其の長厚の報應なるを著はせるは、亦酷吏傳と對看して、不言の妙を文外に悟るべし、

田叔列傳第四十四

田叔者、趙陘城人也、其先齊田氏苗裔也、叔喜レ劍、學三黃老術於二樂巨公所一、叔爲レ人刻廉自喜、喜

人如此、老病篤、請免、於是天子亦策罷、以上大夫祿歸老于家、家於陽陵、子孫咸至大官矣、

【講義】 御史大夫の張叔は名は歐、安丘侯張說の妾腹の子なり、孝文帝の時に、刑名とて後世の謂はゆる法律學を專攻せるを以て太子に事ふ、然しながら張歐は刑名卽ち法律學を專攻すとは云へ、本來其の人柄が德の厚き長者なり、景帝の特に尊重せられ、嘗て九卿の一員たり、武帝の元朔四年に至りて、韓安國、御史大夫の官を免ぜられ、詔して張歐を拜して御史大夫となせり、さて張歐が御史の吏となりしより、御史の官職は非違を糾彈するを以て職となせども、長者の人なるが故に、未だ嘗て人の罪科を取押へ調ぶることを口頭に出して言はず、專途に誠の長者と云ふ心得にて、その官職に居て勤め、その僚屬も以て長者となし、亦敢て非常なる欺し方をなさず、諂への始末を具へたる訴狀を僚屬より上申するとき、張歐は取調べたる結果、その事件に卻下すべきことがあれば之を卻下し卻下すべからざることは已むを得ず爲に涕泣してその被告人に面當相對して、書中の內容卽ち罪狀刑罰を讀み聞かせ、本人に承知せしめて後ちに天子に上奏に及ぶ、周仁が人を愛し憐むこと、事の凡べてがみな此の如し、老年にして病篤きを以て免官を請ひしが、天子も亦周仁を寵待するに上大夫の祿を以てせられ、歸りて其の家に隱居せり、陽陵に家を移し、その子孫は咸何れも大官に至れり、

太史公曰、仲尼有言曰、君子欲訥於言、而敏於行、其萬石建陵張叔之謂邪、是以其教不肅而成、不嚴而治、塞侯微巧、而周文處讇、君子譏之、爲其近於佞也、然斯可謂篤行君子矣、

【講義】 太史公司馬遷論じて曰く、孔子の言に、君子たるものは、言語の上に訥辯にして、而も實行上に敏速ならんこと望むとあるが、さて此れは其れ萬石君

勤むる廉を云ひ立てゝ免職を願ひしが二千石の祿を賜はり歸鄕隱居をなせり、その子孫は咸何れも立身して大官に至りたり、

【字解】周文、文は仁の字なり、任城、地名、山東省袞州にあり、陰重不泄、陰は密なり、重は沈重なり、能く陰密沈重にして機務を他に漏泄せざるを云ふ、敝補衣、敝は弊と同じ、溺袴、溺は音ネウ、尿と同じ、小便なり、小袴を造り、其の尿を承くるなり、一說に、此の袴は小袴にあらず、平常の袴に溺水其上を漉すれども洗濯せざるなりと、兩說何れにしても此れその懶惰不檢束なることを云ふ、期爲不絜淸、期は期必の期にして故意になすことを云ふ、絜は潔と同じ、以是得幸入臥內、臥內は寢所なり、陰重不泄を以て帝其の愼密なるを知り、常衣敝補云々を以て帝その無頓著なるを知る、一方の愼重なると共に一方の無頓著なるは、是れ帝の心置き無く親幸して其の臥內にまで入るを得る所以なり、諸說嘖々取るに足らず、祕戲、祕密の戲れなり、終無所言、是れ上文の不泄の一證なり、上時問人、採用すべき人物の材賢を問へるなり、然亦無所毀、毀は譏なり、ソシルと訓ず、然亦の二字味ふべし、上文の上時問人に對して上自察之と云へば、其何人が賢材なりと推薦せしと無きは推して知るべし、故に此の處に然亦の二字を下して、乃ち譽むることも無ければ毀ることも無きを云へるなり、

○御史大夫張叔者名歐、安丘侯說之庶子也、孝文時、以治刑名言、事太子、然歐雖治刑名家、其人長者、景帝時尊重、常爲九卿、至武帝元朔四年、韓安國免、詔拜歐爲御史大夫、自歐爲吏、未嘗言案人、專以誠長者處官、官屬以爲長者、亦不敢大欺、上具獄事有可卻、卻之、不可者、不得已、爲涕泣面對而封之、其愛

以是得幸景帝、入臥内、於後宮祕戲、仁常在旁、至景帝崩、仁尙爲郎中令、終無所言、上時問人、仁曰、上自察之、然亦無所毀、以此景帝再自幸其家、家徙陽陵、上所賜甚多、然常讓不敢受也、諸侯羣臣賂遺、終無所受、武帝立、以爲先帝臣、重之、仁乃病免、以二千石祿歸老、子孫咸至大官矣、

【講義】郎中令の周文は名は仁、其祖先はもと任城の人なり、醫業を以て天子に謁見せり、景帝太子たる時、周仁を拜して舍人の官となす、功勞を積み累ねて少しづつ昇り遷り、孝文帝の時に太中大夫に至る、文帝崩じ景帝位に卽き、仁を拜して郞中令となす、周仁の人と爲りは陰重とて能く祕密を守りて落ち付きがありて、妄りに人の言語を他へ泄らすことをせず、常に弊れたるを繕ひ補へる衣服を着て、小便を小袴に承け入れて、故らに無頓着を粧ひ不淸潔なる行ひを衒ひてなせり、かく祕密を守る人柄なるに又一方には無頓着なる者なれば、此の故を以て帝に寵幸を得て特別に帝の臥内に入り、帝が後宮の女官と祕戲を演ずる時、周仁は常に旁らに在りて構ひ無かりき、景帝の崩後周仁尙郞中令たりしが、終ひに自分が傍觀せる祕戲に就いて一事をも他人に泄らし言ふこと無かりき、景帝時折りに臣下人物の批評を問へるも、仁は對へて曰く、主上御自身に之を察して鑑別し給ふべしと、一言も批評を致さず、然しながら同時に人を毀ることも無し、此く謹敕なるを以て、景帝は益〻之を寵愛し、再度まで周仁の家に行幸せらる、周仁の家は陽陵に徙りしが、帝より賜はりし物甚だ多し、然れども常に辭退して敢て受領せず、諸侯又群臣よりの賄賂贈遺品は固く斷りて、終ひに受取ることなし、武帝立ちて天子となり、思へらく、周仁は先帝の愛臣なりとし、之を重く待遇せらる、周仁乃ち病氣にて職を

方なき人物ならずやと、不疑は此の言を聞きて曰く、我れは乃ち初めからして兄無しと、兄が無ければ嫂の有るべき筈なければ、勿論或る人の誣告なれども、不疑は自己さへ正しければ構ひ無しとて、終ひに自身にその誣妄なることを辯明せざりき、吳楚の反せし時、不疑は二千石の大祿を取る身分を以て兵を引き連れて之を擊てり、景帝の後元年拜して御史大夫となれり、天子前に吳楚の反せし時の勳功を取調べられ、乃ち不疑の功を賞し、封じて塞侯となせり、後ち武帝の建元年中に、丞相衞綰と共に過失を以て御史大夫の官を免ぜらる、不疑は老子虛無の學說を學び、淸淨無爲を主義となせるが故に、其行く先き先きの官事を取扱ふに何事をも從前の爲し來りし事の如くし、唯他人が自分の官吏となりて行ひたる跡方を知ることを恐れて、己の名譽を世に立つることを好まず、世間には稱して德の厚き長者となせり、不疑卒して其の子相如と云へる人代りて塞侯を襲爵せしが、孫の望と云へる者に至りて酎金の事件に坐して、侯爵封邑を召し上げられて失へり、

【字解】妄意不疑、意は疑なり、ウタガフと訓ず、文帝稱擧、稱は褒むること、擧は引擧げて官に任ずること、太中大夫、一本に太の字なし、漢書亦同じ、王先謙曰く、郎比三百石四百石至二六百石一、中大夫比二千石、皆無レ員、由レ郎稍遷、合二是中大夫一、不レ應三遽躐二九卿一也と、期廷見人或毀不疑、毀はソシルと訓ず、讒毀なり、一說に朝廷見二人は達官を云ふ、見は顯なり、見人は猶、顯者と云ふが如しと、其善盜嫂、盜は之に私通するを云ふ、塞侯、塞は音サイ、地の名、爲官如故、前任者の爲せる所の如くして、大利害の有るにあらざるよりは輕しく改變せざるを云ふ、學老子言、老子言は老子虛無因應の學說なり、

○郎中令周文者、名仁、其先故任城人也、以レ醫見、景帝爲二太子一時、拜爲二舍人一、積レ功稍遷、孝文帝時、至二太中大夫一、景帝初卽レ位、拜二仁一爲二郎中令一、仁爲レ人、陰重不レ泄、常衣二敝補衣一、溺レ袴、期爲二不絜淸一、

歸者來而歸金、而前郎亡金者大慙、以此稱爲長者、文帝稱擧、稍遷至太中大夫、朝廷見、人或毀曰、不疑狀貌甚美、然獨無奈其善盜嫂何也、不疑聞曰、我乃無兄、然終不自明也、吳楚反時、不疑以二千石將兵擊之、景帝後元年、拜爲御史大夫、天子修吳楚時功、乃封不疑爲塞侯、武帝建元年中、與丞相綰俱以過免、不疑學老子言、其所臨爲官如故、唯恐人知其爲吏跡也、不好立名稱、稱爲長者、不疑卒、子相如代、孫望、坐酎金失侯、

【講義】塞侯の直不疑は南陽の生れなり、初め郎官となりて文帝に事ふ、不疑の同舍中に告歸して郷里へ歸る者あり、たま〳〵誤りて同舍に居る郎官の所有せる金を自分のものと思込み、持ちて去れり、已にして金の所有主は己が金の紛失せるを氣附きて、妄りに直不疑が盜みたるならんと疑へり、調査に及びし處、不疑は如何にも自身盜みたりと謝罪し、己が物を賣り拂ひ金を調へて償却せり、而して日を經て前きに告歸せし者歸り來りて、誤りて持ち去りし金を所有者に歸したり、そこで前に郎官の金を紛失せし者は、全く自分の疎忽よりして妄りに不疑を疑ひしを以て大いに慙ぢ入れり、此れからして人々はみな不疑を稱して德の厚き長者と爲せり、文帝不疑を褒められ、擧げて段々と遷り、升りて太中大夫の官に至る、朝廷の謁見に、或る人不疑を譏毀して曰く、彼の不疑は狀貌甚だ美しくして、如何にも立派なる男なり、然しながら獨りその嫂と姦通せる破倫亂行を奈何にすべき、實に容貌は立派なれども此れでは致し

家鄉に一時引取らしめ、而して郅都と云へる人に申附け取調べをして栗氏一族を捕へしむ、既にして帝は廢太子の異母弟膠東王を立てゝ太子と爲し、衞綰を復召して新太子の太傅となせり、久しくして昇遷して御史大夫となり、五歲にして桃侯劉舍に代りて丞相となる、入朝して政事を上奏すること、唯職務上の奏聞のみにて、別に是れぞと云ふべき意見建白は無し、然れども初めて宦途に就きてより累遷して丞相に至るまで、終ひに取立てゝ言ふべき者なし、天子は以て衞綰の人物敦厚にして年少き君主に輔相たるべき忠義なる者と思はれて、綰を尊び寵愛をなし、賞賜甚だ多し、綰は丞相たること三歲にして景帝崩じ、太子武帝立ちて天子となる、建元年中、帝よりして、丞相衞綰は景帝が病氣の時、諸官の囚徒罪科不相當の刑罰になるもの多き廉を以て、君は其の職掌に任へざる者とせられて、丞相の官を免ぜらる、其の後綰は卒して其の子名は信代りて建陵侯たり、酎金の事件に坐し、罰せられて侯の爵位封邑を失へり、

【字解】河間兵、卽ち衞綰が治むる國の兵也、孝景前六年、孝景帝前元年と後元年とあり、孝景本紀に見ゆ、上廢太子、太子は栗姬の生む所の者、栗卿、卿は名なり、太子の舅、卽ち栗姬の兄弟、告歸、既に前に見えたり、郅都、郅は姓、都は名、既巳、共にスデニと訓ず、重語なり、既に上に見えたり、膠東王、名は徹、卽ち武帝なり、桃侯舍、桃は國の名、侯は爵、舍は名、姓は劉氏と云へり、不辜、辜は音コ、罪なり、不辜は不相當なる罪なり、卽ち犯罪より比較的重き刑罰、而君不任職、君は衞綰を指す、上句の丞相以景帝云々より以下、是れ武帝の衞綰を責むる辭なり、顏師古曰く、天子不レ親レ政、則丞相當レ理レ之、而綰不レ申ニ其寃一と、王先謙曰く、君字蓋詔書稱レ之、史駁文と、今按ずるに、王說に依れば君の字宜しく削るべし、而して丞相以下を記事の文となす、是の說可なるに似たり、酎金、既に多く前に見えたり、

○塞侯直不疑者、南陽人也、爲レ郎事ニ文帝一、其同舍有ニ告歸一、誤持ニ同舍郎金一去、已而金主覺、妄意ニ不疑一、不疑謝有レ之、買レ金償、而告

通じ、移し易ふること、乃ち數々取り易へて佩ぶるを云ふ、又施は字の如く解して、常に施し、常に易ふるなりとの說あり、今後說を取る、劍尚盛、盛は什襲して藏むると、乃ち君の賜を敬して大切に寶として藏むるなり、上以爲廉忠、功あれども能く讓るは廉なり、召飮すれども行かず、劍を賜へども敢て服せざるは忠なり、無他腸、君に事ふる一心のみにて、他の希望無きことを云ふ、河間王、景帝の子、名は德と云ふ、

吳楚反、詔綰爲將、將河間兵擊吳楚有功、拜爲中尉、三歲以軍功孝景前六年中、封綰爲建陵侯、其明年、上廢太子、誅栗卿之屬、上以爲綰長者、不忍、乃賜綰告歸、而使郅都治捕栗氏、既已上立膠東王爲太子、召綰拜爲太子太傅、久之遷爲御史大夫、五歲、代桃侯舍爲丞相、朝奏事如職所奏、然自初官以至丞相、終無可言、天子以爲敦厚可相少主、尊寵之、賞賜甚多、爲丞相三歲、景帝崩、武帝立、建元年中、丞相以景帝疾時、諸官囚多坐不辜者、而君不任職、免之、其後綰卒、子信代、坐酎金失侯、

【講義】其の後吳楚が反せる時、帝は衞綰に詔して以て大將とし、任地河間國の兵を率ゐ吳楚を擊ちて戰功あり、因つて拜して中尉となす、三歲を歷て軍功を以て孝景帝の前きの六年中に綰を封じて建陵侯となせり、その明年帝、太子を廢して太子の外舅栗卿の屬を誅戮せり、此の時、衞綰は太子の太傅たるを以て責任あれども、帝は衞綰が德の厚き長者たるを以て處分するに忍びず、乃ち綰に告歸とて休暇を賜ひて、

賜、乃拜綰爲河間王太傅、

【講義】文帝の崩じ景帝の立つに及んで、景帝は一歲餘りまで綰を咎め責めず、元の通りに差置かれたるに、綰は日々愈〻謹み勤めて奉公の外、餘念なかりき、その後ち景帝上林苑に幸せる時、中郎將に詔して帝の馬車に陪乘せしむ、既に還られて綰に問ひて曰く、君は陪乘を得たる所以は何に由れるかを承知せりやと、綰對へて曰く、臣はもと戲車の士より幸ひに年功を以て、遷りて中郎將に至るを得たり、因つて陪乘の光榮を蒙れりと存じ居れるのみにして、其の外は何に由りて此の光榮を得たるか、自身に承知仕らずと、帝問ひて曰く、全體昔し吾れが太子たりし時に、君を召せども君は太子の宮へ來るを承知致さゞりし事は如何なる理由なるか、吾れは之が記憶に殘りて君を識れるが故に、特に陪乘を命ぜしなりと、衞綰恐縮に及びて曰く、誠に相濟まざる不都合の至り、死罪に相當仕るなれども、彼の時は亦實際病氣なりしなれば御斷り申し上げたるなりと、景帝綰に劍を下賜せらる、綰辭退して曰く、先帝臣に劍を下賜せらるゝこと凡そ六劍なりき、因つて澤山に持ち傳へ居れば、折角の君命を返し奉るは恐れ入れども詔を承り申さずと、帝曰く、劍と申すものは人が身に施し佩び時々に取り替へて用ふる者なれば、自然に一振りや二振りに止まるべからず、然るに獨り其許は先帝より拜領の劍を今に持ち傳へて居る乎と、綰曰く、拜領仕りたる劍は何れも六劍共に具に手元に在りと、因つて帝その六劍を取り來らしむれば、劍は尙それぞれ其の室に入れて大切に藏めて、未だ嘗て身に佩用したること無し、全く拜領當時の其儘なりき、配下の郎官に過ちありて譴責を受くるときは、衞綰は己が長官の責めとして常に配下の爲に罪を蔽ひ隱して遣り、又同僚たる他の將官と論爭をなさず、功績があれば常に他の將官に讓りて、己れは賞賜などを希望せず、是に於て帝は綰を以て淸廉忠誠にして、實に他の心腸即ち此れ以外に抱き持てる野心は無きものと爲し、乃ち綰を拜して皇子河間王の太傅となせり、

【字解】譙呵、誰何の訛なりとの說從ふべし、誰何とは咎め問ふこと、謹力、力は勤なり、謹力は勤謹と云ふが如し、參乘、陪乘のこと、劒人之所施易、施は移と

へ、その後ち功勞の順序によりて、中郎將に遷れり、性質醇厚謹敕なれども、是れぞと取り立て云ふべき其の外の材能とては無し、孝景帝の太子たりし時に、一日文帝の左右のものを東宮に召されて酒飯を賜ひたるに、衞綰は現帝に事へながら又太子に近づくときは、帝に己が貳心(フタゴヽロ)あるを疑はれんことを恐れて、病氣と稱し太子に斷りて行かざりき、後ちに文帝將に崩ぜんとして危篤に瀕せる時、太子孝景に遺囑して曰く、衞綰は德の厚き長者なれば、汝善く之を待遇せよと、

【字解】 衞綰、綰は音ワン、戲車、游戲の名、梁の元帝が纂要に云く、百戲起於秦漢、戲車見李尤平樂觀賦と、通典に樂六舞輪伎、蓋今之戲車輪者と、又鹽鐵論の除狹篇に、賢良曰、今吏道壅而不選、戲車鼎躍咸出補吏と、此れに由りて觀れば、車輪を以て戲を爲す者にして賤伎の一なり、稱病不行、稱病は病氣に假託すること、屬孝景、屬は囑と同じ、文帝己が崩後、孝景の怨みを銜んで衞綰を罪せんことを恐る、故に特に之に遺囑せるなり、

及文帝崩、景帝立、歲餘、不譙呵綰、綰日以謹力、景帝幸上林、詔中郎將參乘、還而問曰、君知所以得參乘乎、綰曰、臣從車士、幸得以功次遷爲中郎將、不自知也、上問曰、吾爲太子時召君、君不肯來、何也、對曰、死罪、實病、上賜之劍、綰曰、先帝賜臣劍凡六劍、不敢奉詔、上曰、劍人之所施易、獨至今乎、綰曰、具在、上使取六劍、劍尚盛、未嘗服也、郎官有譴、常蒙其罪、不與他將爭、有功、常讓他將、上以爲廉忠實無他

とは不都合ならずや、君は果して何れに此の困難なる責任を歸せんと欲するかと云はれ、文書を以て石慶を譴責せられしかば、石慶は甚だ慙ぢ入り、遂に復政府に立戻りて政事を取扱へり、石慶の性格は文深審謹とて深く法規を守り物事を處置すること明審にして謹敕なるが、然しながら其以外の偉大なる謀略の、國家百姓の爲に言ふべき者無し、乃ち唯溫厚なる循吏的にして經綸家の器にはあらず、其の後三歲餘りにして、太初二年中に丞相石慶在官のまゝ卒去せり、謚を賜はりて恬侯と曰へり、石慶の中子名は德と云ふ、石慶は之を寵愛して用ひたり、そこで帝は德を以て慶の相續者となし父に代りて牧丘侯とす、後ちに太常の官となりしが、或る法律に觸れて死刑に當せらる、罰金を出して罪を免されしが、爵位剝奪せられて平民となれり、初め石慶が丞相たりし時に方りては一門の諸子孫にて官吏となり、更〻迭ひに二千石の大祿取りに至りし者、都合十三人ありて、其の盛んなること、仲々父の石奮時代に萬石君と稱せられし比にあらざりしが、石慶の死するに及び、その後ち少しづつ段々に罪を以て官を去り、流石に先代より天下に鳴り渡りし孝謹なる家風は益〻衰へたり、

【字解】罷駑、罷は疲と同じ、斧質、質は鑕と同じ、カナシキ又カナトコと譯す、鐵質砧なり、又斧なり、乞骸骨歸、君に奉事すれば臣の身命は君に差上ぐるものなるを、辭職隱居すれば己が身體を本へ取戻す道理になるが故に、官を辭し隱居することを乞二骸骨一と云ふ、文深、文は文法なり、文深は文法を守ること深きを云ふ、

○建陵侯衛綰者、代大陵人也、綰以戲車爲郎、事文帝、功次遷爲中郎將、醇謹無他、孝景爲太子時、召上左右飮、而綰稱病不行、文帝且崩時、屬孝景曰、綰長者、善遇之、

【講義】建陵侯の衛綰は代の大陵の地の生れなり、綰は戲車の伎に達せるを以て郎官となり、文帝に事

斧質、上不忍致法、願歸丞相侯印、乞骸骨歸、避賢者路、天子曰、倉廩既空、民貧流亡、而君欲請徙之、搖蕩不安、動危之、而辭位、君欲安歸難乎、以書讓慶、慶甚慙、遂復視事、慶文深審謹、然無他大略、爲百姓言、後三歲餘、太初二年中、丞相慶卒、謚爲恬侯、慶中子德、慶愛用之、上以德爲嗣、代侯、後爲太常、坐法當死、贖免爲庶人、慶方爲丞相、諸子孫爲吏、更至二千石者十三人、及慶死後稍以罪去、孝謹益衰矣、

【講義】 丞相石慶は自己のその職に任ぜざるを慙ち入り、乃ち帝に上書して曰く、臣慶幸運にして不肖なる身を以て丞相の官を承はることを得て、誠に難有き仕合せに存じ奉れども、疲れ老いぼれたる身にて、陛下を輔け奉りて國家を治むること無く、爲に城郭倉庫何れも空しく虚となり、人民は多く產業を失ひて流浪出亡せり、實に恐れ入りたる次第にて、その罪は斧質に伏して誅戮を蒙るが當然なるに、陛下の御仁惠なる、之を法律に處分し給ふに忍び給はずして、今日まで御許し下さるなれども、愚臣は宜しく安んずべきにあらず、因つて願はくは丞相の官印を歸し奉りて辭職歸鄉を願ひ、以て賢者昇進の路を避けて、其妨害とならぬやうに仕りたく存じ奉ると、天子は之を許可せられずして曰く、現今君の言へるが如く倉廩の儲蓄は既に空しくなり、人民は貧困にして流浪出亡して落ち付かず、而して君は此の流亡せる人民を邊境に謫徙せんと思ひて建議をなしたるが爲に、人民は動搖して安寧ならず、一體自身からして不條理の事を申し立てゝ人民を動かし危くなしながら、而も今更之を口實として丞相の位地を辭退なす

民を威壓し、兒寛などの學者は文學を推尊し、それぞれに更ひ違ひに入れ錯りて政事を氣儘勝手にして、政事は丞相の石慶の手にてあづかりて決斷せず、丞相はたゞ醇厚謹敕なるばかりにて、何の役にも立たず、丞相の位地に在ること九年の久しきに及べども、能く時の政事に就いて過りを匡正して、意見を申したることと無し、たま〳〵或る時に請ひ願うて帝の近臣なる所忠と申せる人と、九卿の一人なる減宣と申せる者との罪を治めたるに、才力威嚴が乏しき故に服罪さすること能はざるのみならず、反りて之に言ひ捲かれて其無罪者を誣告したる過失を身に受け、罰金を出してその誣告罪を贖ひて事始めて落着したり、後ち元封四年中に、關東の流浪せる人民二百萬人と、外に無名數者とて無籍者四十萬人ありて、之が處分に困難せるが、公卿は評議して天子に請ひて、其流民を邊地に移住せしめて、之を罪ありて邊地に謫流せる者として取扱はんと思ひたるが、此の議論は隨分不道理の筋なれば、帝は許可を與へずして、此かる不當の事を申し出したる責任者を取調ぶることになりたる處、帝は思はるゝには、丞相石慶は當然の責任者の地に居れども、老年謹敕にして此の如き議に預り得る人にあらずと、乃ち丞相には特旨を以て告歸とて現官の儘休暇を賜はり、而して副丞相とも云ふべき御史大夫以下の官吏にして上述の如き請願をなしたる者を査問せしむ、

【字解】 天子巡狩、天子の巡幸を巡狩と云ふ、孟子に巡狩巡所守也とあり、乃ち諸侯の守れる地を巡視する意より出づ、不關決於丞相、關とは通白なり、丞相醇謹、醇は專ら厚きこと、匡言、匡は正なり、不正を正すこと、所忠、所は姓忠は名、減宣、減、漢書に咸に作る、無名數者、名數は戸籍なり、此にては無籍者のこと、以適之、適は謫に通ず、音テキ、又音タク、責なり、罰なり、乃賜丞相告歸、告は休暇なり、現官の儘にて家に歸り休養することを許さるゝを告歸を賜ふと云ふ、

丞相慙不任職、乃上書曰、慶幸得待罪丞相、罷駑無以輔治、城郭倉庫空虚、民多流亡、罪當伏

其以御史大夫慶爲丞相、封爲牧丘侯、是時漢方南誅兩越、東擊朝鮮、北逐匈奴、西伐大宛、中國多事、天子巡狩海內、修上古神祠、封禪、興禮樂、公家用少、桑弘羊等致利、王溫舒之屬峻法、兒寬等推文學、至九卿、更進用事、事不關決於丞相、丞相醇謹而已、在位九歲、無能有所匡言、嘗欲請治上近臣所忠、九卿減宣罪、不能服、反受其過、贖罪、元封四年中、關東流民二百萬口、無名數者四十萬、公卿議欲請徙流民於邊以適之、上以爲丞相老謹、不能與其議、乃賜丞相告歸、而案御史大夫以下議爲請者、

【講義】 元鼎元年の秋、丞相の趙周と申す者或る罪がありて官を罷めらる、帝は御史に詔して、萬石君石奮は先帝之を尊び給ひ、その子孫又至りて孝行なり、かゝる名家君子なれば、其れ現御史大夫の石慶を以て丞相と爲し、牧丘侯に封ぜよと云はれ、因つて慶は其後任となれり、さて是の時に當りて、漢の朝廷は南は南越、閩越の兩越を誅滅し、東は朝鮮を擊ち、北は匈奴を逐ひ、西は大宛を伐ち、爲に中國多事なりき、而して天子海內を巡見せられて、上古時代の神祠又封禪の山祀りを修め行ひ、禮樂を興し、盛んに文明を粧ひて太平を飾りしが故に、公家の用度は減少して財政困難に陥れり、桑弘羊などの財政家は上の爲に租税を增加し、其他專賣の事業を設けて利益を致し、王溫舒などの屬は刑法を峻嚴にして不平を抱ける人

手曰、六馬、慶於諸子中最爲簡易矣、然猶如此、爲齊相、舉齊國皆慕其家行、不言而齊國大治、爲立石相祠、元狩元年、上立太子、選群臣可爲傅者、慶自沛守爲太子太傅、七歲、遷爲御史大夫、

【講義】 萬石君の少子石慶は太僕の官となり、或る時、帝の馬車に御者となりて外に出でたるに、途上にて帝は馬車を引ける馬は幾匹の馬なるかと問はれたるが、石慶は策を以て一匹二匹と一々馬を數へ畢り、始めて手を擧げて申し上ぐるに六匹の馬なりと、元來車を引く馬は六匹なることは規則なれば、數へずとも分り切りて居ることなれども、若し間違ひありては不敬なりと思ひて此く鄭重になせり、一體石慶は萬石君の諸子の中に於て最も簡易に物事を爲す人なるが、然れども矢張り此の如く他人に較ぶれば仲仲に鄭重なり、石慶は其の後齊王の輔相となれり、齊國の人をこぞりて何れも慶が家の行爲を慕ひて、慶よりは彼れ此れと指圖がましき事を言はざれども、自然に感化せられて齊國は大いに治まれり、齊の人石慶を崇敬の餘り、神に崇め祀りて石相祠と云ふ神社を立てたり、武帝の元狩元年に帝は皇太子を立てたるが、群臣中にて誰れを太子の傅に任命すべき者ぞと選びたるに、石慶こそ良けれと思はれ、慶は沛の守りの役からして太子の太傅となり、七歲ばかりして榮遷して御史大夫となれり、

【字解】 太僕、乘輿を掌る官、以策、策は鞭策なり、擧手曰六馬、天子の車は六匹の馬を駕すること是れ定制なり、別に數ふるに及ばざるを此く爲せるが故に、特に之を書してその謹愼なることを見はせり、爲立石相祠、石相は石慶齊相たるを以て石相と云ふ、祠は神を祭る社なり、周壽昌曰く、後世生祠之始なりと、

元鼎五年秋、丞相有罪罷、制詔御史、萬石君先帝尊之、子孫孝、

へども、萬石君は許さず、因つて宗族一統の者及び兄の建共に代りて肉袒して謝罪せし處、萬石君は慶を責めて曰く內史と申す官は貴き人なり、故に村里の門に入れば、村里の長老たち何れも走り匿れて、その通行に對して不都合の無きやうに注意して尊敬をなせり、而して內史は車中に坐して平然として居ることは、申す迄も無く如何にも當然の事なりと、態と長老に對しても無禮の態度あるべからずとの意味を、反對の言を以て皮肉を云うて深く之を叱責し、乃ち始めて慶を引き取らしめたり、是れよりして慶及び諸の子弟は里門に至るときは、必ず車を下ることは勿論成るべく村里の人の妨げをなさゞるやうに注意し、小足に早く走りて自家に歸ることゝなれり、萬石君は武帝の元朔五年中に死せり、長男郎中令の石建は、父の死を傷み哭泣して哀み慕ひしが爲に、身體衰弱し、稍く杖に扶けられて始めて能く歩行をなせり、一歲餘りにして建も父の跡を追うて死せり、萬石君の諸の子孫みな打揃うて孝行なるが、然しながら其中にて長男の建が最も孝行なり、その孝行の程度は萬石君より更に甚しかりき、建は又至りて謹愼なる人なり、郎中令を勤め、嘗て書面に認めて或る事件を天子に上奏せしことあり、その事件の上奏が天子より下渡しになりし處、石建之を讀みて忽ち驚き恐れて曰く、此れは誤りたり、馬の字を書くには、尾の處の一點と外の四點とを幷せて五點にすべきが當然なるに、今それが四點のみにて不足が一點あり、甚だ失體をなせり、陛下が御譴責にならば、必ず死罪とならんと、非常に恐惶せり、先づ斯樣なる瑣事にても右の如く恐縮せるが、彼れの謹愼なることは此の他の事もみな是の事件と同じく、至りて徵細なる事にても決して緩慢に付せざるなり、

【字解】　哭泣、聲を放ちてなくを哭と云ひ、聲無くして、しく／＼となくことを泣と云ふ、與尾當五、馬の字の下の曲れる處フを尾となし、四點灬を足となし、幷せて五となすなり、上譴死矣、譴は責なり、死の上に則の字を添へて看るべし、漢書には獲レ譴死矣に作る、

萬石君少子慶爲二太僕一、御出、上問二車中幾馬一、慶以レ策數レ馬畢擧レ

れは郎官に限りて有るが如くに解したる說あれども非なり、後ち霍光、大將軍を以て政を秉れども、亦休沐の事あり、漢の世には公卿以下休沐の暇を賜ふことありたるなり、入子舍、子舍は諸子の舍にて、石建自身の居る部屋なり、中裙、身體に直切着る衣なり、膚着のこと、厠牏、糞便を受くる器なり或は曰く、厠は側と同じ、牏は窬に作るべし、竇なり、地中に伏せたる桶を竇と云ふ、乃ち牏に側しと讀みて、身を側近の窬邊に隱して、自ら洗濯するを云へるなり、故に下文に不敢令萬石君知之とありと、姑らく一說として掲ぐ、

萬石君徙居陵里、內史慶醉歸、入外門、不下車、萬石君聞之、不食、慶恐肉袒請罪、不許、擧宗及兄建肉袒、萬石君讓曰、內史貴人、入閭里、里中長老皆走匿、而內史坐車中自如、固當、乃謝罷慶、慶及諸子弟入里門、趨至家、萬石君以元朔五年中卒、長子郎中令建哭泣哀思、扶杖乃能行、歲餘、建亦死、諸子孫咸孝、然建最甚、甚於萬石君、建爲郎中令、書奏事、事下、建讀之曰、誤、書馬字與尾當五、今乃四、不足一、上譴死矣、甚惶恐、其爲謹愼、雖他皆如是、

【講義】後ち萬石君徙りて陵里と云へる處に居れり、次男の內史の役なる慶、或る日酒に醉ひて家へ歸れる途中、外門即ち村里の門を入るに、車より下らずして己が家に至りたり、萬石君此事を聞き、果して前に述ぶるが如く案に對して食物を取らず、慶は恐れ入り、肉袒して己が罪を如何とも罰せられたしと請

尊禮之、

【講義】 建元二年、郎中令の官を勤むる王臧なる人、文學の事に關係して罪を獲たり、皇太后は老子の學問を信ぜる人なるが故に、思へらく、兎角に儒者と申すものは、文飾が多くして質實が寡く、言行不一致のものなり、其れに引き換へて現に萬石君の家は彼れ此れと理窟を喧しく言はずして、躬に道德を實行せり、是れぞ用ふべきなりとありて、乃ち萬石君の長子の建を以て王臧の後任の郎中令となし、末子の慶を内史の官となせり、石建は老年に及び白髪頭となれども、萬石君は尙依然として病に罹らず健在なりき、建は郎中令と爲りて、五日目每に洗沐の爲に休暇の日がある度に歸省して親父の萬石君に面謁し、それが畢ると、子舍とて小部屋に入り、竊かに萬石君の侍者に尋ね問ひて、父萬石君の中裙乃ち膚着、厠牏乃ち便器を取りて、自身に洗ひ滌ぎをして淸潔になし、復元の如くに侍者に返し渡し、親の用に供へしむ、然し萬石君が之を知るときは、如何に親子の間柄とは云へ、立派なる身分に居る息に對して、爲に心遣ひをなす恐れあれば、石建は決して此の事を侍者に口止めをなして、親の萬石君には知らせざるやうになせり、而も此の事は一二度のみならず、以て平常の極まりとなせり、石建は至りて謹敕なる人物にて、郎中令となりて、事件に付き意見を陛下に申し上ぐべきことがあるときは、左右の侍臣どもを遠くへ屛けて申し上げ、申し上ぐる際には自由自儘に述べ極めて切直なれども、朝廷の謁見乃ち多勢の官僚の前に於ては、誠に口不調法にして言ふことが出來得ざる人の如くに見受くるなり、かく帝の爲に盡して、決して己が智を衒ひて忠臣賢者振らざるが故に、帝乃ち石建を親み近けて、又之を尊び禮遇をなせり、

【字解】 建元、武帝の年號、郎中令、宮殿掖門戶を掌る官にして、今我が朝の主殿頭の類なり、以文學獲罪、漢書には以文學獲罪皇太后、太后以爲儒者文多質寡に作る、太后は竇太后、竇太后は文帝の皇后、武帝の祖母なれば、當時に在りては實は皇太皇后なり、内史、京師を治むる官、武帝改めて京兆尹、左馮翊の二官となせり、尙無恙、無病なること、每五日洗沐、洗沐は髮を洗はんが爲の名義にて休暇すること、此

感化されて、教訓に遵ひ亦石奮と同樣に哀戚痛悼し、決して表向き一邊の虛禮をなさず、石奮の一家は、孝行謹敕なる評判四方の郡國に響き渡り、昔し孔子の如き聖人が出でられ、其遺澤により文敎他地方に優越せる齊魯二國の地の學者先生の飾り氣無き素質の行ひと雖も、石奮の行ひに較べては、學者先生自身からして到底我れは石奮の家の立派なる風には及ばずとなせり、況して其の他は申すまでもなきことなり、

【字解】　以上大夫祿、沈欽韓曰く、漢無二上大夫一、以二中大夫二千石者一當レ之と、見路馬必式焉、路馬は天子路車の馬なり、路は一に輅に作る、天子乘御の車を云ふ、式は漢書に軾に作る、軾を手にて撫し敬を爲すことを謂ふと、同書の注に見えたり、不譙讓、譙讓は共に責なり、爲便坐、便側の處に坐するなり、即ち部屋に居ること、雖燕居必冠、燕は安なり、安居を云ふ、申申如也、和ぎて舒ぶる貌、訢々如也、訢は欣と同じ、欣欣として自得せる貌、周壽昌曰く、乃形二容ス善化一人也と、唯謹、上の申々と訢々とを反對に承けて、和平の中に節度のあることを云へり、唯の上に然の字を加へて看るべし、其執喪、喪服を持することを云ふ、禮記に執二親之喪一とあり、齊魯諸儒質行、質は實行なり、齊魯の諸儒實行を尚ぶ、故に特に引きて云へるなり、

建元二年、郎中令王臧以二文學一獲レ罪、皇太后以爲儒者文多質少、今萬石君家不レ言而躬行、乃以二長子建一爲二郎中令一、少子慶爲二内史一、建老白首、萬石君尚無レ恙、建爲二郎中令一、每二五日一洗沐、歸謁レ親、入二子舍一、竊問二侍者一、取二親中裙廁牏一、身自浣滌、復與二侍者一、不二敢令一萬石君知一、以爲レ常、建爲二郎中令一、事有レ可レ言、屏レ人恣言極切、至二廷見一、如レ不レ能レ言者一、是以上乃親

亦如レ之、萬石君家以二孝謹一聞二乎郡國一、雖二齊魯諸儒質行一、皆自以爲レ不レ及也、

【講義】孝景帝の晩年に、萬石君石奮は上大夫の祿を以て、卽ち上大夫の待遇にて官を罷めて自家に歸り、老年を養へり、然しながら一歳四時の時節には朝臣の資格を以て入朝して伺候をなせり、其時に宮城の門闕を過ぐるに當りては、萬石君必ず馬車より下乘し小足に早く走りて敬意を表し、路馬とて皇帝乘用の馬車を見れば、必ず車の横木に倚りかゝりて手を擧げて會釋をなし、君前で無くとも君前同樣に敬禮をなせり、石奮の子や孫が小官吏となり、休暇日に家に來り歸りて、石奮に謁見すれば、石奮は必ず朝廷にて着せる官服を着けてその子孫に面會し、子孫の名を斥し付けて呼ばず、又子孫の中に過ち失錯をなしたるものあれば、石奮は烈しく叱り責めずして、便坐とて正室の外なる別室に坐り込みて自ら謹愼し、食時に至りて食卓に對して食物を食はず、以て己が不德なるよりしてかゝる子弟を出しゝことを自らその罪として責むるなり、そこで此れは大變なりと氣附きて、諸の子弟たち相互ひにその過ちを責め、家門の年長老人に賴みて、自ら肉袒とて肌をぬぎて固く謝罪をなし、是れまでの惡かりしことを一切改悛して後ちに、萬石君は始めて許容して、平生の如くに立返れり、又子孫の年稍々長けて冠りを被ることが出來る者が石奮の側に居るときは、格別儀式張りたる場處でなくて閑暇で打寛げる處にても、石奮は必ず冠りを被て、而もその態度は勉めて爲すものにあらずして、申々如としてのび／＼として至極安らかなる模樣に見受くるなり、僮僕卽ち家僕に對しての應接振りは訢々如として、聲柔かに和ぎたる模樣に見受くるなり、然しそれが爲に威嚴を損するやうなることと無くして、たゞ謹めるのみ、帝が時に使者を以て食物を石奮の家に遣はし賜はることあれば、石奮は必ず稽首し俯伏してその賜はりし物を食ふこと、宛かも帝の前に在りて陪食せるが如く極めて謹愼なり、又石奮は身内に忌中がありて喪を執り行ふときは、哀み戚みて甚だ痛悼をなせり、子孫も自然にその風に

ども恭謹なることは、誰れも與に比ぶものなし、文帝の時に東陽侯の張相如が太子の太傅となり居りしが免職になり、太傅とすべき後任者を選びしに、羣臣何れも石奮こそ適任なれと推薦したり、因つて石奮は太子の太傅となれり、文帝崩じて太子の孝景が帝位に卽くに及んで、石奮を以て九卿の官となしゝが、餘りに帝の側らに迫り近づける地位に居るがために、帝は石奮の嚴格なるを憚り氣苦勞に思はれ地方へ轉任せしめ、石奮を徙して諸侯の輔相となせり、石奮の長男石建、次男は甲、三男は乙、四男は石慶と云へり、何れも溫順なる品行ありて親に孝行に謹敕なるを以て官職は累りに升りて、二千石の大祿を取る身分に至れり、是に於て景帝は、石君及びその四人の子何れも二千石の知行取りなり、人臣の尊榮寵光卽ち貴き名譽は乃ち石君の一家に集れりと、因つて石奮を號し、父子五人の祿を合せ數へて萬石君と云へり、

【字解】　東陽侯、東陽は地名、侯は爵なり、九卿、既に上に見えたり、迫近憚之、九卿は常に朝廷に出入して帝に接近せるよりして、帝は嚴格なる石奮の九卿たるを憚るなり、次子甲次子乙、此の兄弟は史家その名を失へり、故に甲乙を以て呼べるなり、甲乙はその本名にあらず、馴行孝謹、馴は順と通ず、

孝景帝季年、萬石君以上大夫祿歸老于家、以歲時爲朝臣、過宮門闕、萬石君必下車趨、見路馬必式焉、子孫爲小吏來歸謁、萬石君必朝服見之、不名、子孫有過失、不譙讓、爲便坐、對案不食、然後諸子相責、因長老肉袒固謝罪、改之、乃許、子孫勝冠者在側、雖燕居必冠、申申如也、僮僕訢訢如也、唯謹、上時賜食於家、必稽首俯伏而食之、如在上前、其執喪哀戚甚悼、子孫遵敎、

ち、途中河内の地を過ぎし時、石奮は年十五にてありしが、小役人となりて高祖に侍從せり高祖奮と話しをなし、奮が態度の恭敬なるを愛せり、或る時問うて曰く、汝は他に何か親族がありやと、石奮對へて曰く、私には獨り老母あり、不幸にして目が失明して瞽者となれり、私の家は貧乏にして、姉が有りて能く琴を彈きて細々生活仕れりと、高祖曰く、汝能く辛抱して我れに從ひ事ふるか、石奮曰く、願はくは私しの出來得る限りの力を盡して御奉公仕らんと、是に於て高祖は石奮が姉を召して美人と申す女官となし、石奮を以て中涓の職として、文書及び謁見等の事を受附けしむ、又石奮が家族を、長安の都の中の戚里と申して帝室に姻戚の關係ある者の居る處に從せり、此れは石奮の姉が美人の官となりし關係を以てなり、

【字解】　萬石君、本人及びその四子共に二千石の祿を賜はりたるを以て、萬石君と稱せり、河内、地の名、若何有、若は汝なり、ナンヂと訓ず、美人、女官の一、中涓、涓は潔なり、宮中に居て清潔の事を掌るよりして名づく、受書謁、文書應接を取次ぐこと、戚里、帝室姻戚の居る處なるよりして名づく、

其官至孝文時、積功勞至大中大夫、無文學、恭謹無與比、文帝時、東陽侯張相如爲太子太傅、免、選可爲傅者、皆推奮、奮爲太子太傅、及孝景卽位、以爲九卿、迫近憚之、徙奮爲諸侯相、奮長子建、次子甲、次子乙、次子慶、皆以馴行孝謹、官皆至二千石、於是景帝曰、石君及四子、皆二千石、人臣尊寵、乃集其門、號奮爲萬石君、

【講義】　石奮は其の官位は孝文帝の時に至りて、段段と功勞を積み累ね、大中大夫に至れり、學問無けれ

り、書經に申されてあり、曰く、或る一方に偏倚らず、或る一部の人に徒黨せず、公平無私にして、王者の道は蕩々と廣大なり、或る一部に徒黨せず、或る一方に偏倚らず、公平無私にして、王者の道は便々と平均なりと、今張釋之、馮唐の二人は此書經に申せる如き高尚深遠なる義理に未だ全く合同と云ふことには少少距離があれども、先づそれに似寄りて近きものなりと、

【字解】 張季、釋之の字なり、將率、率は帥なり、稱誦、口に唱ふること、可著廊廟、著は模範法則として明かに示すこと、廊廟は朝廷のこと、書曰、書經の洪範の篇に出づ、王道便々、便一に辨に作る、同じ、平なり、○張釋之、馮唐共に長者にして、而も同時の人を以て、同時に誦すべき言あり、倶に文帝の賢に逢うて、諫を納れらるゝことと亦同じ、故に史遷之を合傳として作りしなり、

萬石張叔列傳第四十三

萬石君名奮、其父趙人也、姓石氏、趙亡徙居溫、高祖東擊項籍、過河內、時奮年十五、爲小吏、侍高祖、高祖與語、愛其恭敬、問曰、若何有、對曰、奮獨有母、不幸失明、家貧、有姊能鼓琴、高祖曰、若能從我乎、曰、願盡力、於是高祖召其姊爲美人、以奮爲中涓、受書謁、徙其家長安中戚里、以姊爲美人故也、

【講義】 萬石君は本名は奮と云ふ、その父はもと趙國の生れにて、姓は石氏と云へり、趙が亡びたる後、徙住して溫の地に居れり、漢の高祖東の方項籍を擊

吏卒に斬首の功あれば、尺籍の書を郡縣に移し下して他人を雇ひ行かしめ、自身に行かずして二年間は相濟むことを云ふ、伍符、伍は五の組合なり、軍人に命じて伍伍組合ひて、相互ひに監視して、奸詐をして行はれざらしむること、上功莫府、莫は幕と同じ、文吏以法繩之、繩は取り糺すこと、罰作之、罰作は刑の名、胡三省曰く、一歳刑爲罰作と、今の懲役の類、車士、車軍に從事する士なり、

七年、景帝立、以唐爲楚相、免、武帝立、求賢良、擧馮唐、唐時年九十餘、不能復爲官、乃以唐子馮遂爲郎、遂字王孫、亦奇士、與余善、

【講義】 省く、

太史公曰、張季之言長者守法不阿意、馮公之論將率、有味哉、有味哉、語曰、不知其人視其友、二君之所稱誦、可著廊廟、書曰、不偏不黨、王道蕩蕩、不黨不偏、王道便便、張季馮公近之矣、

【講義】 太史公論じて曰く、張釋之が文帝の上林嗇夫を上林令に任ぜんとせられたる時に、絳侯、東陽侯のことを例證として、德の厚き長者のことを言ひて之を諫止したることは、實に正しき法を執り守りて、妄りに帝の意に阿り諛はず、馮唐が文帝の廉頗、李牧の事を問はれたるに對して、將帥の道を論じて魏尙を救ひたることは、共に面白き議論にして味ひのあることかな、尙繰返して味ひのあること哉と申すべし、古語に、若しその本人の人物を知らざれば、其の本人が交際して居る朋友の人物を氣を附けて視るべしとあり、乃ち友は類を以て聚るが故に、賢人が朋友なれば、矢張りその人も賢人なることを推して知るべきなり、今張馮二君が稱へ誦んずる所の議論は何れも立派にして、廊廟卽ち朝廷に著はし置くべきものな

懷けしかば、是を以て匈奴はその兵の强きを恐れ、遠く避け去りて雲中の塞に近かず、匈奴曾て一たび入寇したるに、魏尙は車騎の兵を率ゐて之を擊ち、敵を殺すこと甚だ衆し、夫れ彼れが率ゐる士卒は何れも平民の若者にて、田圃の中より起りて從軍せし計りなれば、平素軍隊敎育の有るものと云ふにあらず、されば安くに尺籍伍符、卽ち敵の首を斬りたる功を書き記せるもの、又各〻組合ひを立て組織的に活動するやうなることを知らんや、斯くの如き一時寄合ひの兵をもつて終日力戰し、斬首捕虜の捷利を得て、その功勞を總大將の本營に上申するに當りて、僅かに一と言葉が相應せずして其の數に間違ひがありたればとて、文吏が直ちに法律を以て之を取糾すことをなせり、陛下が其の功勞に酬ゆる賞賜は行はずして、文吏が其の罪科に對する法律を奉行することは必ず用ひて酌量猶豫なし、愚臣思へらく、陛下の法律は甚だ嚴明にして、賞賜は甚だ輕少に刑罰は甚だ重大なりと、且つ雲中の守魏尙ともあらうものが、戰功を上申するに、敵の首を取りたる數が僅かに六箇ばかり上申と實際と差異がありしに由りて法律に違へりとありて、陛下は魏尙を獄吏に下し、その爵位を削除し、之を罰作而ち一年刑に處せられたり、此れに由りて之を言へば、乃ち目前に廉頗、李牧の如き名將が居れども陛下は用ひ給はざれば、たとひ御希望の如くに廉頗、李牧の兩名將を得といふとも、終ひに用ひ給ふこと能はざるなり、臣は誠に愚にして、思ふことを有り體のまゝに申し上げて御氣障りを犯せば、死罪を覺悟仕る死罪を覺悟仕ると、之を聞かれて文帝は怒るどころでは無く、反りて悅ばれ、是の日早速に馮唐に使者の節を持たしめて、勅旨を以て魏尙が罪を赦免し、復元の如くに雲中の守となさしむ、而して馮唐を拜して車騎都尉となし、中尉及び郡國の車士を主管せしめたり、

【字解】　雲中、地の名、私養錢、官庫より別途に私養料として、大將に支給せる金錢なり、漢書には私の上に出の字あり、一椎牛、椎は音ツキ、擊なり、乃ち椎にて擊ち殺すこと、盡家人子、家人は平民なり、既に屢〻上に見えたり、尺籍、斬首の功を記せる一尺の板なり、如淳曰く、漢軍法曰、吏卒斬レ首、以二尺籍書一下レ縣移レ郡、令二人故行一、不レ行奪レ勞二歲と、故は雇と同じ、

市より徴せる税、選車、選擇せる良車、彀騎、彀は音コウ、弓弩の引滿を彀と云ふ、彀騎は騎兵の射を能くする者、百金之士、百金の價ひに相當せる良士と、百金の賞を取る功勞を立つるを得べき勇士との兩說あり、東胡澹林、共に國の名、用郭開議、趙世家に見えたり、兵破士北、北は背と同じ、ニグルと訓ず、禽滅、禽は擒と同じ、トリコ、

今臣竊聞魏尙爲雲中守、其軍市租、盡以饗士卒、私養錢、五日一椎牛、饗賓客軍吏舍人、是以匈奴遠避、不近雲中之塞、虜曾一入、尙率車騎擊之、所殺甚衆、夫士卒盡家人子、起田中從軍、安知尺籍伍符、終日力戰、斬首捕虜、上功莫府、一言不相應、文吏以法繩之、其賞不行、而吏奉法必用、臣愚以爲陛下法太明、賞太輕、罰太重、且雲中守魏尙、坐上功首虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之、由此言之、陛下雖得廉頗李牧、弗能用也、臣誠愚、觸忌諱、死罪死罪、文帝說、是日令馮唐持節赦魏尙、復以爲雲中守、而拜唐爲車騎都尉、主中尉及郡國車士、

【講義】然るに現今臣竊かに承はりしに、魏尙と申す人、匈奴と境を接せる雲中の守となり、其の軍市の租盡く以て部下の士卒を饗應し、官より別途給與せる私養錢は自分の身に使はずして、五日每に一たび牛を擊ち殺し、幕賓、軍吏、舍人を饗し、務めて部下を

に付ては、此の門限より以内に起りたる事件は拙者自分に之を制裁致さん、それと同時に此の門限より以外に起りたる事件は將軍に委任致すが故に、之を制裁せよと、此く(三)言はれて軍の全權を委任し、軍功又は爵位賞譽は何れも出征先きの陣屋にてそれ〴〵決定し、戰ひ畢りて都へ歸りたる上にて、之を王に奏して事後の報告をなすとかねて承はり居れるが、此れ決して虛僞の言にあらず、事實のことなり、臣の祖父の申しゝには、李牧は趙國の大將となり邊疆の地に滯陣せるが、軍市と申して、軍中に於て物品賣買の市場を立て、それより取り立つる賦稅は、何れも王に伺はず自分に獨斷にて使用して、士卒を馳走饗應して勞(ネギ)らひ、軍中に與ふる賞賜は、李牧の手許に於てそれぞれ取り定め、趙王が宮中からして彼れ此れと干涉紛擾をなさず、全部委任して、その替りに十分にその成功を責め、卽ちそれ相當なる責任を負はして成功を遂げしめたり、かるが故に李牧に於てそこで十分にその智慧才能を遺憾なく働かすことを得、選り拔(エ)きの兵車千三百乘、彀騎とて弓を射る騎兵萬三千人、其働き功勞は百金の賞譽に値(アタ)るを得べき勇士十萬人を派遣して匈奴を擊ちたれば、是を以て北は匈奴の單于を逐ひ拂ひ、東胡の國を破り、澹林國を滅し、西に向つては彊大なる秦國を取り抑へて我儘をさせず、南に向きては韓魏の兩國を支へて侵略を差止めたり、此の如く四方に雄を振ひしかば、是の時に當りて趙國は幾(ホト)んど天下に霸者とならんとせり、然るに其の後ち趙王が死せられ、その子の趙王名は遷と申す者が立つに會ひしが、不幸にして遷の母はもと趙國の藝者にて、隨うて其の子に生れたる遷は甚だ闇愚なれば、乃ち秦の間諜たる郭開と申す惡人の讒言を信用して、終ひに名將李牧を誅戮し、顏聚と申す人に代りて大將たらしめたれば、是を以て趙の兵は破れ士卒は逃げて、國王は秦に擒にせられ、亡ぼされたりと云へり、

【字解】朝那、地名、北地、地名、都尉昂、都尉は武官なり、昂は其の人名、索隱によれば姓は陳と云へり、胡寇、北方の夷狄を胡と云ふ、匈奴を指す、跪而推轂、轂は音コク、コシキと訓す、車輪の中にありて軸其の中を貫き、輻其の外に輳(アツマ)れるもの、閫以外、閫は音コン、門限なり、シキミと訓す、軍市之租、軍中に立つる

間處は間隙の處なり、

當是之時、匈奴新大入朝那、殺北地都尉卬、上以胡寇爲意、乃卒復問唐曰、公何以知吾不能用廉頗李牧也、唐對曰、臣聞上古王者之遣將也、跪而推轂曰、閫以內者、寡人制之、閫以外者、將軍制之、軍功爵賞皆決於外、歸而奏之、此非虛言也、臣大父言、李牧爲趙將、居邊、軍市之租、皆自用饗士、賞賜決於外、不從中擾也、委任而責成功、故李牧乃得盡其智能、遣選車千三百乘、彀騎萬三千、百金之士十萬、是以北逐單于、破東胡、滅澹林、西抑彊秦、南支韓魏、當是之時、趙幾霸、其後會趙王遷立、其母倡也、王遷立、乃用郭開讒、卒誅李牧、令顏聚代之、是以兵破士北、爲秦所禽滅、

【講義】是の時に當りて匈奴新たに朝那の地に入寇し、北地の都尉を殺害して漢を苦しめり、文帝は胡即ち匈奴の入寇を心に掛け、如何せんかと考慮せり、乃ち卒に復馮唐に問はれて曰く、公は何を以て吾れが到底廉頗、李牧を縦ひ現代に存すとも、用ふる能はざることを知れりや、その理由を聞きたしと、馮唐對へて曰く、臣唐は承はれり、上古王者が大將を征伐に遣はさるゝ時は、王自ら之を宮門まで見送られ、跪きて車の轂を手にて推し遣る式をなして曰く、此の度出征

袪、尚食監は王の食物を司る役、高は姓、袪は名なり、戰於鉅鹿下、秦の將王離が鉅鹿を圍みし時を云ふ、秦始皇本紀及び項羽本紀に見えたり、廉頗李牧、みな趙の將、既に本書本傳に見えたり、官卒將、百人を卒と云ふ、百人の長なり、卒の字、漢書に帥に作る、又師に作り、或は士に作る、

上既聞廉頗李牧爲人良、說而搏髀曰、嗟乎吾獨不得廉頗李牧、時爲吾將、吾豈憂匈奴哉、唐曰、主臣、陛下雖得廉頗李牧弗能用也、上怒、起入禁中、良久、召唐、讓曰、公柰何衆辱我、獨無間處乎、唐謝曰、鄙人不知忌諱、

【講義】帝は既に馮唐より廉頗、李牧の二名將が人物の優良なることを聞かれ、悦んで內股を手にてうちながら曰へるには、あゝ如何にも殘念なり、吾れは獨り廉頗、李牧を得て用ひざるを、若し今時に彼れが吾が將軍たらば勝利疑ふべからず、吾れ今日の如くに匈奴を憂慮せんやと、馮唐曰く、恐れながら申し上げますが、陛下はたとひ希望の如くに廉頗、李牧の二名將を得給ふとも、實際用ひ給ふこと能はざるべしと、帝は餘り無禮のことを言ふと思ひ、怒りて起立し宮中へ入られたり、而して頗る時久くして馮唐を召し責めて曰く、貴公奈何んぞ衆人廣坐の中にて無遠慮にも我れを辱しめたるや、何ぜに吾れに忠告せんとならば、獨り靜かにして人の知らざる場處が無きにもあらざるが、何ぜに場所をも管はず彼の樣に露骨に申さるるかと、馮唐己れの不行屆なることを謝罪して曰く、鄙人無作法にて御遠慮致すべきことを存ぜず、失禮の事を申し上げ恐れ入り奉ると、

【字解】說而搏髀、說は悅と同じ、搏は音ハク、擊なり、髀は音ヒ、股なり、主臣、恐惶と云ふ意味、漢時代の辭なり、王先謙曰く、集解引張晏云、若今人謝曰惶恐也、馬融龍虎賦、勇怯見之、莫不主臣、先謙案、據馬賦則作惶恐解、漢時自有確詁、蓋對主稱臣、惶恐意自見、別無義可求と、獨無間處乎、

賢、戰於鉅鹿下、今吾毎飯、意未嘗不在鉅鹿也、父知之乎、唐對曰、尚不如廉頗李牧之爲將也、上曰、何以、唐曰、臣大父在趙時、爲官卒將、善李牧、臣父故爲代相、善趙將李齊、知其爲人也、

【講義】 馮唐はその祖父は趙の人なり、父は代國に轉住せり、漢興りて又安陵に徙れり、馮唐は孝行を以て世に著はれ聞ゆ、仕官して中郎の署長となり、孝文帝に事ふ、文帝或る時、輦に乘りて郎署に立ち寄られ、馮唐に問はれて曰く、老人よ、汝は何によりて郎官となりしか、汝の本籍の家は何れの所に在るかと、馮唐具さに仕官の來歷又び本籍は代國たることを對へしに、文帝申さゝには、吾れ前年未だ皇帝たらずして代に居て王たりし時、吾が召し使へる尚食監の役なる高袪と申す人は、數々我れの爲めに近世の趙國の將軍李齊と申す人が、賢明にして鉅鹿の下に戰ひしことを話され、今に吾れ飯を食ふごとに、尚食監の言を連想して、吾れの心は未だ嘗て彼の鉅鹿の下に在らずんばあらず、乃ち彼の李齊の人物は深く吾が記憶に留まれり、老人は同じく代の生れなれば、其れ李齊の事を承知致して居るかと、馮唐對へて曰く、成程李齊は賢相に相違なけれども、尚廉頗李牧兩人が賢將軍たるに如かずと、文帝申さるゝに、其の理由は何を以てなるかと、馮唐對へて曰く、臣の祖父は趙國に在りし時、官卒の將とて一部の隊長たり、因つて李牧に仲好く交れり、又臣の父はもと代國の輔相となり、陛下の尋ねさせ給ふ、李齊と仲好き間柄なりき、因つて彼れの實際的人物は如何なる者なるかを承知仕れば、此く申し上げたるなりと、

【字解】 大父、父の父を大父と云ふ、乃ち祖父のこと、以孝著、一說に著は者の誤、孝者は孝の行ひあるものなり、漢書慶、孝者の字あり、漢代には自ら孝を以て擧げられて郎官となる制あり、と、中郎署長、中郎の役所の長なり、輦過、人の挽く車を輦と云ふ、過は過訪なり、父老、老人の敬稱、何自爲郎、何の途によりて郎となるかと、その官歷を問へるなり、尚食監高

で居ても終ひに張廷尉に利益を與ふることとなし、而して張廷尉は今天下に譽れある名高き賢臣なり、吾れ故に聊か張廷尉を朝廷公會の場に侮辱し、彼れに跪きて韈を結ばしめ、張尉が謙遜にして賢士に敬ひ事ふる美德を世間に發表して、廷尉の其人物を天下に重くせんと欲すればなりと、諸の貴顯方は此の話を聞き傳へ、何れも流石に王生は賢人なりとし、而して斯程の王生を用ふると云ふは、亦流石に張廷尉なりとて之を重んぜり、さて張廷尉は景帝に事ふること一歲餘にして、出でて淮南王の相となれり、此れは景帝に於て、前に往年の罪を許したりとは云ふ者の、矢張り前年の過失を根に持ちて此の如く爲したるなり、其の後餘程久しくして釋之は死去せり、釋之の子を張摯字は長公と曰へり、官大夫に至りて免職せり、此の人高潔なる性質にて、腰を屈めて當世に受け容れらるゝことを爲す能はざるを以て、一生涯復仕宦せず、浪人にて身を終へり、

【字解】　景帝不過也、過は責なり、過失を咎むること、處士、仕宦せざる士なり、浪人のこと、三公九卿盡會立、三公九卿は既に見えたり、會は會合なり、立は起立なり、漢の時、平居は坐す、敬意を表するとき起立を禮とせり、當時朝廷、黃老の學を尊尙す、故に大會の時、王生召され廷中に坐すれども、公卿は盡く起立せしなり、曰吾韈解、韈は音ベツ、履下、足衣なり、クツタビ、一に襪に作る、韈の係の解くること、既巳、共にスデニと訓ず、重語なり、人或讓王生、讓は責なり、猶尙以前過也、猶尙は複語なり、同義の文字を重複して文味を厚からしむるなり、古文此の例甚だ衆し、不能取容當世、其の性質公直にして曲げ屈して當世に受け容れらるゝやうなることの爲し得ざるを云ふ、

○馮唐者、其大父趙人、父徙代、漢興徙安陵、唐以孝著、爲中郎署長、事文帝、文帝輦過、問唐曰、父老何自爲郎、家安在、唐具以實對、文帝曰、吾居代時、吾尙食監高袪數爲我言趙將李齊之

張廷尉、爲我結韤、釋之跪而結之、既已人或謂王生曰、獨柰何廷辱張廷尉、使跪結韤、王生曰、吾老且賤、自度終無益於張廷尉、張廷尉方今天下名臣、吾故聊辱廷尉、使跪結韤、欲以重之、諸公聞之、賢王生而重張廷尉、張廷尉事景帝歳餘、爲淮南王相、猶尚以前過也、久之、釋之卒、其子曰張摯、字長公、官至大夫、免、以不能取容當世、故終身不仕、

【講義】 其後、文帝崩じて太子の景帝立ちて皇帝となる、張釋之は景帝の太子たりし時、梁王と入朝して司馬門を下らざるを咎めたることを以て、その復讎的の事あらんことを恐れ、心甚だ安んぜず、病氣を申し立てゝ官を辭免して去らんと欲したるが、反りて圭角が立ちて益〻帝の怒りを招き、大誅戮の其の身に至らんことを懼れて、去ることを見合はせたり、寧ろ思ひ切りて帝に謁見し前年の事を謝罪せんかと思へども、果して其れが良きか否かを知らず、甚だ當惑の末、王生と申す學者の計を聽き用ひて、卒に謁見謝罪せしに、景帝は別段前年の事を咎めざりき、さて此王生と申す人は、善く黄帝老子一派の學説を述ぶる處士なり、名高き學者なれば嘗て帝に召されて朝廷の中に居れり、その時、三公九卿の歴々大臣が盡く會して立てり、王生は老人なりしが、曰く、吾が履下の紐が解けたりと、因つて張廷尉を振り向きて謂へらく、自分の爲に韤の紐を結べよと、釋之その吩ひ付けのまゝ跪きて之を結べり、既に朝廷を引き取りて後ちに、或る人王生に申すに、獨り何ぜに朝廷公會の中にて今日權威隆んなる張廷尉を侮辱し、彼れをして跪きて韤を結ばしむると、王生答へて曰く、自分は年老い且つ位賤しき者なり、自分にて推し度るに、何時ま

を盜みてだにも親族誅戮の重刑に處せば、此の上に重き刑罰は無し、さらば陛下は如何なる刑罰を以て此の大不敬漢に加へ給ふや、乃ち刑戮の致し樣無くして、逆順等差によりて罰の輕重をなす法律の原則を破壞し給ふ事に相成らんと、仲々の大問題になりて容易に裁可も無かりしが、之を久くして文帝は薄太后と此の事件を相談せられ、終ひに廷尉の擬律を許可せられたり、是の時に當りて中尉條侯周亞夫、梁王の輔相なる山都侯王恬開と共に、張釋之が廷尉の職責を盡し、法律の議論を維持することの公平なるを見て大いに感心し、乃ち釋之と交りを結びて親友となれり、張廷尉釋之は此れからして益〻高名になり、天下の人々みな之を稱揚せり、

【字解】玉環、玉にて造れる環、宗廟服御物、服は凡べてに親しく近くる物を服と云ふ、必ずしも衣裳に限らず、御は使用の意、服御物は御使用の品物なり、蔡邕の獨斷に曰く、御者進也、凡衣服加レ於レ身、飮食適レ於レ口、妃妾接レ於レ寢、皆曰レ御と、謂會に凡天子所レ止曰二御前一、書曰二御書一、服曰二御服一、皆取レ統二御四海之內一と、服御は御服とおなじ、欲致族之、族之、一本に之族に作る、從ふべし、漢書亦同じ、之族の間に於の字を添へて看るべし、族は親族を連坐して誅戮すること、君以法奏之、君は張釋之を指す、以法は法律に依りて斷ずるを云ふ、共承宗廟、共は恭と同じ、承は承け事ふること、且罪等、等は齊なり、ヒトシと訓ず、如淳曰く、俱死罪也、盜二玉環一不レ如レ盜二長陵之土一也と、取長陵一抔土、長陵は高祖の陵名なり、抔は音ホウ、手を以て掬ひ取ること、乃ち長陵を發掘して不敬を加ふることを、臣子の分として言ふに忍びず、又帝に向うて申せるが故に、婉曲の辭を用ひて此くの如く云へるなり、

後文帝崩、景帝立、釋之恐、稱レ病、欲二免去一、懼二大誅至一、欲二見謝一、則未レ知二何如一、用二王生計一、卒見謝、景帝不レ過也、王生者、善爲二黃老言一、處士也、嘗召居二廷中一、三公九卿盡會立、王生老人、曰、吾韤解、顧謂二

盜先帝廟器、吾屬廷尉者、欲致族之、而君以法奏之、非吾所以共承宗廟意也、釋之免冠頓首謝曰、法如是足也、且罪等、然以逆順爲差、今盜宗廟器而族之、有如萬分之一、假令愚民取長陵一抔土、天下何以加其法乎、久之、文帝與太后言之、乃許廷尉當、是時、中尉條侯周亞夫、與梁相山都侯王恬開、見釋之持議平、乃結爲親友、張廷尉由此天下稱之、

【講義】其の後、又或る人が高祖の靈廟の坐前にある玉の環を盜み取りし者あり、官吏之を捕へ得たり、文帝怒られて廷尉に下げ渡されたり、廷尉之を取調べ詮議し、長官釋之當時の法律中の宗廟の服御の物即ち宗廟の御用品を盜める條項を按じて上奏をなし、法律に依れば死刑に當すと奏聞せしに、文帝非常に怒られて申さるゝには、人民無道にして、物にこそ由れ、不埒千萬にも先帝の御廟の器物を盜むとは、實に不敬極まるものぞ、吾が彼れを廷尉に引き渡したるは、彼れを親族誅戮の重刑に致さんと思ひてなり、然るに君はたゞ法律の文面のみに依りて此事を裁斷して上奏し、別に考へを加へざることは、吾が祖宗の宗廟に恭しく承け事へまつる所以の本意にあらずと、釋之之を聞き冠を脫ぎ頓首し謝して申しけるには、法律に於ては、以上の如く棄市に處刑すれば、其の罰としては此れ手一杯のことなり、且つ何れも罪は等しく死罪なれども、其の中に於て比較上逆と順とを酌量して等差をなせり、只今宗廟の御器物を盜みたるを以て、其の犯人を族誅するとせば、甚だ畏けれども、萬が一にたとひ無教育の愚民が、高祖皇帝御陵の一掬ばかりの土を取り奉る如きものが有りたらんには、乃ち御陵の發掘をしたならば、既に御器物

律は無用となりて天下を治むることは相成らず、その上に彼の騷ぎの時に方りて、陛下が其場にて立ち所に犯人を誅戮せしめ給ひしならば、其れにて事相濟み申さんも、只今最早廷尉に引き渡されてその裁判を受けしむる以上は、法律は枉ぐべからず、廷尉と申す官は天下の公平なることを司るものなり、その廷尉が假りにも一たび傾きて偏頗のことを爲したらば、天下の司法官は皆それ〳〵思ひ〳〵に法律を勝手にして、或は輕く或は重くし、國民は安くにかその手足を措きて落ち付きて生活し仕るべきや、乃ち一刻も安心して居られぬことと相成るべし、唯陛下に於かせられて善く之を叡察なし給へと、此の言上をなしたる處、流石は賢主なれば文帝、久しき間熟考の末、如何にも道理なる事と思はれ曰く、廷尉の擬律は至當なりと、乃ち罰金刑に處して赦したり、

【字解】　廷尉、既に見ゆ、刑法を掌る官、中渭橋、渭水に三橋あり、其の中央に架せる橋を中渭橋と名づく、渭橋の中央道路と云ふ意味にあらず、乘輿、皇帝坐乘の車なり、屬之廷尉、屬は委なり、引き渡して處分せしむること、縣人來、如淳曰く、長安縣人也と、王先謙曰く、漢紀作二遠縣人一と、後說によれば、遠き地方の勝手知らざる人と解すべし、閒蹕、蹕は通行を止むること、既に叔孫通傳に見ゆ、釋之奏當、當はその罪に處置することと、乃ち今の擬律案なり、一人犯蹕、如淳曰く、乙令蹕先至、而犯者罰金四兩と、此れ當時の法律なり、漢書には一の字なし、今按ずるに一の字あるを可とす、馬賴和柔、賴は幸なり、サイハヒ、且方其時云々、釋之の此の說は謬れり、魏志の王肅傳に肅が言を載せて曰く、廷尉者天子之吏也、猶不レ可三以失二レ平、而天子之身反可二以惑謬一乎、周公曰、天子無二戲言一、言則史書レ之、工誦レ之、士稱レ之、言猶不可、而況行レ之乎と、亦以て參考とすべし、民安所錯其手足、安はイヅクニと讀む、何れの所にかと云ふ意味なり、錯は置なり、置き休むること、

其後有三人盜二高廟坐前玉環一、捕得、文帝怒、下二廷尉一治、釋之案二律盜二宗廟服御物一者上爲レ奏、奏當二棄市一、上大怒曰、人之無道、乃

使立誅之則已、今既下廷尉、廷尉天下之平也、一傾而天下用法皆爲輕重、民安所錯其手足、唯陛下察之、良久、上曰、廷尉當是也、

【講義】其の後文帝は釋之を拜して廷尉とし、司法の事を掌らしむ、少しく時日を置きて、帝行幸して、途渭水に架せる第二橋の中渭橋と申す橋に出でられたるが、或る一人あり、忽ち橋の下より走り出でたれば、帝の乘れる馬車の馬が驚き跳ねたり、是に於て不敬漢なればとて、護衛の騎兵に召し捕らへしめ、之を廷尉の官吏に引き渡したり、廷尉張釋之、職務によりて之を取調べ銓議に及びしに、その人對へて曰く、身元は本縣長安縣の人民なり、此の處へ來りしとき、陛下の御通行になるを聞き、不都合ありては相濟まずと恐縮し、橋下に避け匿れたり、時間久しく立ちければ、最早御通行になりしと思ひて、卽ち橋下より出でたるに、御馬車護衛の車や騎を見たるに由りて、急に走りたる外、別に何の理由もなしと、是に於て廷尉張釋之は擬律處分の事を上奏して、一人にて陛下の御通路を犯し奉つりたるは、法律を按ずるに罰金の刑に相當仕ると、因つて右の如く處分仕らんと、文帝怒りて申さるゝには、此の本人は不都合にも自身に朕が乘車を引ける馬を驚かせり、その時朕が車の馬が幸ひに柔和溫順なる馬なればこそ、怪我も無くして宜かりけれ、若し他の荒馬にてもあらしめば、固より朕が身體を敗り傷害せざらんや、必ず何か間違ひのありたるに相違なし、此の如く大罪人なるにも拘らず、廷尉の意見は乃ち之を罰金に當つるとは、甚だ朕が意に副はずと、張釋之は屈せずして曰く、法律と申すものは、天子が天下の人民を相手になされて公共にし給へる所のものなり、乃ち天子を御始め庶民に至る迄、一旦法律として示されたるものは共に遵ひ守るべき性質のものなり、只今法律は臣釋之が上奏せし如くに罰金に定まり居れるに拘らず、而も更に陛下の叡慮にて之を重くしたらんには、是れ法律は詐僞にして人民に對して信實ならず、それにては法

欲者、雖レ無二石椁一、又何戚焉、文帝稱レ善、

【講義】 是の時、張釋之、帝の前に近く進みて申すに、若し棺椁の中に人が得たしと思へる寶玉財貨の類が澤山あらしめば、北山の石椁如何に堅固なりとも到底駄目なり、縱ひ南山を其の儘棺椁に利用して、その上から鎔金を沸して隙間を固むるとも矢張り隙間がありて、民は棺中に在る寶玉其他を引き出して盜むべし、之に反して棺椁の中に何等の得たしと思へる寶も金も無くんば何人も野心を起さゞるが故に、たとひ石椁が無くとも發掘などの患へあらざれば、又何ぞ憂へ戚むことあらんや、畢竟陛下の御心一つに在るなりと云はれしに、文帝は如何にも尤もなる次第と申されたり、

【字解】 雖錮南山、錮鐵を鎔き沸し隙間を塞ぐを錮と云ふ、南山は終南山、張晏は曰く、帝北向、故云二北山一、廻顧向レ南、故云二南山一と、猶有郄、郄は隙と同じ、又何戚焉、戚は憂なり、文帝稱善、文帝他年自ら山陵を營み遺命して薄葬に從はしめたるは、蓋し釋之の說を納れたればなり、

其後拜二釋之一爲二廷尉一、頃レ之、上行出二中渭橋一、有二一人一從二橋下一走出、乘輿馬驚、於レ是使二騎捕一、屬二之廷尉一、釋之治問、曰、縣人、來聞レ蹕、匿二橋下一、久レ之以爲二行已過一、卽出、見二乘輿車騎一、卽走耳、廷尉奏當、一人犯レ蹕、當二罰金一、文帝怒曰、此人親驚二吾馬一、吾馬賴柔和、令二他馬一、固不レ敗二傷我一乎、而廷尉乃當二之罰金一、釋之曰、法者、天子所下與二天下一公共上也、今法如レ此、而更重レ之、是法不レ信二於民一也、且方二其時一、上

愼夫人新豐道曰、此走邯鄲道也、使愼夫人鼓瑟、上自倚瑟而歌、意慘悽悲懷、顧謂羣臣曰、嗟呼、以北山石爲槨、用紵絮斮陳、蕠漆其間、豈可動哉、左右皆曰、善、

【講義】其後少しく時を置きて釋之は榮轉して中郎將の官に至れり、或る時行幸に隨ひて霸陵に至る、陵の北頭に立ちて崖際を俯瞰してその景色を打ち眺めたり、是の時帝の寵妾愼夫人は帝に從行せしが、帝は愼夫人に向ひ、陵上より俯瞰せる新豐街道を指ざし示して曰く、此れが汝の故鄕なる邯鄲に赴く街道なるぞと、そこで帝は愼夫人に瑟を彈かしめ、帝自身に瑟の調子に合はせて歌を唱ひしが、其の意味は慘悽悲懷にして、何と無く人生の無常を哀れ悲しみて、物懷かしき限りなり、因つて帝は群臣を顧みて曰く、あゝさても／＼吾が埋葬の時北山から出づる美はしくして堅牢なる青石を以て外棺に作り、紵や絮を其の間に切りて詰め陳ねて、しつくりと之を絮に漆を著けて固めたならば、たとひ何物が來るとも、豈に動かすべけんと申されたるに、左右の侍臣どもは何れも皆口を揃へて、誠に至極なる御事と答へたり、

【字解】霸陵、丘陵の名、居北臨厠、厠は岸の邊側なり、ガケノキハ、又側と通ず、李奇曰く、霸陵山北頭側近霸水、帝登其上以遠望也と、新豐、地の名、此走邯鄲道、走は赴と同じ、オモムクと訓ず、邯鄲は愼夫人の鄕里の地名、鼓瑟、鼓は動なり、上自倚瑟歌、歌を以て曲に合はすを倚歌と云ふ、以北山石、北山は山の名、顏師古曰く、北山青石肌理細密、堪爲埤槨、至今猶然、故帝欲北山之石爲槨、取其精牢と、漢紀に上望北山、悽然傷懷とあり、用紵絮斮陳、紵は麻なり、絮は綿なり、斮陳は細かに切りてしつくいと爲すこと、蕠漆、蕠は絮と同じ、漢書には蕠の字無し、

釋之前進曰、使其中有可欲者、雖錮南山猶有郄、使其中無可

釋之追止太子梁王無得入殿門、遂劾不下公門、不敬奏之、薄太后聞之、文帝免冠謝曰、教兒子不謹、薄太后乃使使承詔赦太子梁王、然後得入、文帝由是奇釋之、拜爲中大夫、

【講義】既にして帝が馬車に乗られて宮城へ還らんとするとき、張釋之を召し出されて、帝の車に陪乘を命ぜられ、徐に車を行かせながら、車中に於て釋之に秦の世の弊害を問はる、釋之具さに漏れなく本當なる有り體のまゝを言上したるが、既に宮へ歸られて帝は釋之を公車令の官に拜したり、其の後少しく時を置きて皇太子が弟の梁王と同車にて入朝し、途中司馬門と云へる宮門に至りながら、下乘をなさゞりしかば、張釋之後方より追ひ及んでその馬車を差止めて宮殿の門内に入ることを禁じ、遂に太子、梁王が公門には必ず下乘すべき法規を破りて、下乘せざりしは不敬なることを彈劾して上奏したり、祖母薄太后は此の事件を聞かれて心配せしが、文帝は太后に向ひその冠りを免ぎ謝罪して、畢竟私しが平生子供の教育が不謹愼なるより此くの如き事が起り、誠に恐縮仕ると申されたれば、薄太后乃ち使者に申し含め、帝の詔を承けて太子、及び梁王の罪を赦さしめ、然る後に始めて太子、梁王共に殿門に入るを得たり、文帝は此れが由緒になりて張釋之が人物を當世に奇しきものとなし、更に拜して中大夫の官となしたとなり、

【字解】具以質言、質は誠なり、公車令、殿の司馬門を掌る官、胡廣云く、諸門各陳屯夾道、其旁設兵、以示威武、交節立戟、以遮訶出入、と、不下司馬門、司馬門は宮殿の正門なり、如淳曰く、宮衛令諸出入殿門公車司馬門、乘軺傳者皆下、不如令罰金四兩と、

頃之、至中郎將、從行至覇陵、居北臨廁、是時愼夫人從、上指示

て規則末節に苛察なることを相互ひに高ぶり誇りて、其の弊害や徒に表面上の規則のみを具ふるばかりにして、心底から惻隱の實、卽ち可愛や哀れやと思へる眞實が無きが故に、天子たる者は自己の過失を聞かず、唯阿諛の言のみを承知し、次第々々に下り阪となり、二世皇帝の世になりて天下は恰かも土が高處より崩れ落つるが如く取り留め無く亡びたり、今陛下は嗇夫の口辯あるを以て、叙任の順序を踐ませられずして一躍的に之を昇進せしめ給ふ時は、臣釋之は天下の人々此の有樣を見聞して、恰も艸が風に靡き伏するが如く相互ひに口辯を爭ひ、たゞ口前ばかりの達者になりて其の心の眞實が無くならんことを恐るるなり、且つ下々の人が上つ方の爲に感化することの速度は、影が形に伴ひ響が聲に應じて起るや、實に寸分の間も相後れざることとなるが、其れよりも又更に疾きものなり、されば上たる者の御振舞ひと申すものは叡慮に留められて察し給はざるべからずと諫めたれば、文帝は善しと云はれて、乃ち嗇夫を上林令に申し付くることを止めたり、

【字解】 豈斆此嗇夫、斆は音カウ、效と同じ、漢書には效に作る、ナラフと訓ず、諜々、諜は音テフ、一に喋喋に作る、多言なること、王先謙曰く、本と諜々に作ると、利口捷給、利口は口の達者なること、捷給は敏捷なること、刀筆之吏、古へは紙なき故に、火にて竹を炙り青味を去り、それに漆にて書記し、書き誤るときは小刀にて削り落すより、刀と筆とは書記人の必携たれば、故に物書きの役人を刀筆の吏と云ふ、亟疾苛察、亟は音キョク、急なり、其敝徒文具、文具は文のみを具ふること、乃ち規則のみありて誠意がなきなり、惻隱之實、惻はかなしみ、隱はいたむこと、乃ちむごい、可憐と思ふ情なり、陵夷、陵は丘なり、ヲカと訓ず、夷は平なり、丘陵の次第に平夷なるが如く漸次に頽廢すること、疾於景響、疾は速なり、景響は影響と同じ、擧措、措は音ソ、置なり、

上就車召釋之參乘、徐行、問釋之秦之敝、具以質言、至宮上拜釋之爲公車令、頃之、太子與梁王共車入朝、不下司馬門、於是

ヲリと訓ず、虎圏は虎を飼養する處なり、王先愼曰く、黄圖漢獸圏九、彘圏一、在未央宮中、文帝問上林尉及馮媛當熊皆此處、獸圏上有樓觀と、此に依れば、此の處の登虎圏とは、虎圏の樓觀の上に登りしを謂へるなり、上林尉、上林は苑の名、既に上に見えたり、尉は官の名、禽獸簿、禽獸の大數を記錄せる帳簿なり、盡不能對、上林尉は一人にあらず、百官表に上林有八丞十二尉とあり、十二尉盡く打揃うて對ふること能はざるを云ふ、虎圏嗇夫、虎圏を掌る下吏なり、尉無賴、賴は恃なり、材の恃むべき無きを云ふ、長者、二義あり、一は貴人を云ひ、一は德の厚き人を云ふ、此にては後義を以て云ふ、東陽侯、東陽は封國の名、侯はその爵なり、欲以觀其能、觀は示なり、人に見することと、シメスと訓ず、

釋之曰、夫絳侯東陽侯稱爲長者、此兩人言事曾不能出口、豈斅此嗇夫諜諜利口捷給哉、且秦以任刀筆之吏、吏爭以亟疾苛察相高、然其敝徒文具耳、無惻隱之實、以故不聞其過、陵遲而至於二世、天下土崩、今陛下以嗇夫口辯而超遷之、臣恐天下隨風靡靡、爭爲口辯而無其實、且下之化上、疾於景響、擧錯不可不審也、文帝曰善、乃止、不拜嗇夫、

【講義】張釋之因つて帝に申して曰く、夫れ絳侯、東陽侯は、陛下仰られて德の厚き長者と爲し給へり、然るに此の兩人が事を述べ申すには、常々口不調法にして、己が口より十分に申し出すことが出來得ざるなり、豈に此の嗇夫が喋々と口達者にすばしこく行き渡るやうなることを眞似いたさんや、且つ秦の國は、刀筆の吏、卽ち專ら書類俗務に練達して居る官僚にのみ委任せしを以て、彼等は爭うて火急にいらだつ

諸禽獸簿、十餘問、尉左右視、盡不能對、虎圈嗇夫從旁代尉對上所問禽獸簿甚悉、欲以觀其能、口對響應無窮者、文帝曰、吏不當若是邪、尉無頼、乃詔釋之、拜嗇夫爲上林令、釋之久之、前曰、陛下以絳侯周勃何如人也、上曰、長者也、又復問東陽侯張相如何如人也、上復曰、長者、

【講義】張釋之、或る時帝の行幸に從ひて、上林苑の虎圈と云へる動物飼養處の樓上に上りしに、帝はその係り員なる上林尉に、現に飼養せる諸の禽獸の數を控へたる帳簿の事を問はれ、都合十餘りの問ひありたるに、尉は恐縮に及びて態度を失ひ、左を視右を視たりして、狼狽せしが、列坐の同役數人あれども何れも陛下の問ひに對ふること能はざりき、そこで虎圈の嗇夫と申す尉の下役人が横合ひより尉に代りて、帝の問はれたる帳簿の質問に對へて説明すること、甚だ詳悉なりしが、嗇夫の心は、以て己が才能を帝に示さんと思ひ、口づから帝に對ふると、宛かも響が聲に應じて起るが如く、些の淀め窮ること無く、敏捷明快なりき、孝文帝感心して申さるゝには、官吏ともあらう者は、是の樣にあるべからざるか、實に此く有りたきものぞ、之に反して尉は上官で居ながら、迂濶千萬にして頼みがひなき者なりと、乃ち張釋之に詔して、虎圈の嗇夫を擢んでて、拜して上林令即ち尉以下を總ぶる長官となさんとせられたり、釋之詔を承はりながら久しく思ひ考へて、後ちに帝の前へ罷り出でて曰く、陛下は時の元老たる絳侯、周勃を何如なる人物と思召さるゝかと、帝の曰く、彼れは篤實なる長者なりと、釋之又復帝に問うて曰く、東陽侯張相如は何如なる人物と思召さるゝかと、帝復曰く、彼れは篤實なる長者なりと、

【字解】登虎圈、登とは、下より高に登ることなり、虎圈は高處にあるが故に、行き觀るを登と云ふ、圈は

免歸、中郎將袁盎知其賢、惜其去、乃請徙釋之補謁者、釋之既朝畢、因前言便宜事、文帝曰、卑之毋甚高論、令今可施行也、於是釋之言秦漢之間事、秦所以失、而漢所以興者、久之、文帝稱善、乃拜釋之爲謁者僕射、

【講義】張廷尉釋之は堵陽の生れなり、字は季と云ふ、兄の仲と云ふもの有りて、兄弟同居せり、釋之は金を獻じて騎郎の官となり、孝文帝に事へしが、十歲たてども轉任を得ず、其の才能を知られず、釋之歎息して曰く、久しく仕宦して徒に兄仲が財産を減らすばかりにて、成功を遂げずと、因つて自ら辭職して故鄕へ歸らんと欲せり、中郎將の官を勤め居れる袁盎は釋之の賢才なるを知り、その辭職して去るを惜み、乃ち上に請うて謁者の職に補へり、謁者の職は帝の左右に出仕する役なれば、釋之既に朝見して畢はり、因つて玉座に近く前みて、國家の政事便宜なる事件を言上せり、文帝曰く、議論を卑近にして、實際に適切なることを務むべし、餘りに高尙にして行ふべからざる議論を止め、現今に施行すべきやうに申されよと、是に於て釋之はおほ昔しの聖人の堯舜や孔子の事などを引かずして、近世の秦漢時代の事と、秦の天下を失ひし所以の事と漢の代りて興りし所以の事とを言ひて、己が意見を述べたる處、之を久しくして議論盡きたる後、文帝聞き畢りて、至極尤もなりと稱せられ、乃ち釋之を拜して謁者僕射として、謁者の取締役を命ぜられたり、

【字解】堵陽、堵音シャ、地の名、以訾爲騎郎、訾は財なり、如淳曰く、漢儀注、訾五百萬得爲常侍郞と、漢の時には平民獻金すれば、郎官となるを得る制度あり、郎中に車騎戸の三將あり、騎を主るを騎郎と曰ふ、久宦、職事を學ぶを宦と曰ふ、又凡そ人に事ふるを宦と云ふ、

釋之從行、登虎圈、上問上林尉、

りまで爲し遂げずして、半途にて梁の刺客の手に斃されたり、詰る處、袁盎は名譽を好み己が賢を衿りし結果、竟に名譽の爲に失敗したり、鼂錯は太子の家令たりし時に、數政事の意見を言ひたれども用ひられず、後ちに太子が天子と爲るに及んで、その寵愛を恃み權威を擅にして、祖宗以來の法令等を變更せしこと多し、餘り急激に政事を企てたるが爲に、吳楚等の諸侯が反動的に國家の難義を引き起して、兵を擧げて朝廷に反きしが、此に至りて鼂錯は急速に國家の爲に匡救の策を立てずして、個人の私讐を報いて袁盎を殺さんとしたるより、反りて袁盎にその裏を掻かれて、それが爲に己れの身を亡ぼしたり、古語に曰く、古來の爲方を變改して常極りの法を亂すときは、必ず大いなる禍ひがありて死せずんば亡ぶるか、此の二者の中なりと云へるは、豈に鼂錯の如き人物を申すもので無からうか、

【字解】傅會、傅は音附、義も同じ、仁心爲質、質は性質本質の質なり、此處は袁盎が自ら危險を冒して絳侯を救ひし事を云ふ、資適逢世、資は才なり、逢世とは才能を見はすべき時世に逢へるを云ふ、時以變易、以は已と同じ、スデニと訓ず、孝文既に崩じ、孝景立ち、鼂錯を寵用して、袁盎の說、爲に斥けられて用ひられざりしを云ふ、匡救、匡はタヾスと訓ず、亂を正し治むること、救は難を救ひ安んずること、好聲衿賢、聲は名聲なり、衿はホコルと訓ず、自負して驕ること、○本傳は、袁盎、鼂錯の兩人同時にして、事の相關係せしと、その性行共に刻削陰鷙のこと同じきとを以て、合せて一傳となしたるなり、太史公の自叙には曰く、敢犯顏色以達主義、不顧其身、爲國家樹長計、作袁盎鼂錯傳、

張釋之馮唐列傳第四十二

張廷尉釋之者、堵陽人也、字季、有兄仲同居、以訾爲騎郎、事孝文帝、十歲不得調、無所知名、釋之曰、久宦減仲之產、不遂、欲自

ちは鄧公を推薦せり、時に鄧公は非役になりて引退し居りしが、無官無位の身より一躍して、九卿の要地に登りしが、一年ばかりして復病氣を申し立てゝ依願免官となりて鄕里に歸れり、その子の章と云ふ人は、黃帝、老子の學問を修むるを以て、京都の貴き歷々方の間に名が顯はれけり、

【字解】謁者僕射、宮內官の一員、謁者は帝の左右に侍して文書類を傳達し、又引見の儀式を掌る役なり、僕射はもと侍從の武官なり、僕射にて謁者を率ゐる司るものを謁者僕射と名づく、射は音ヤ、道軍所來、道は由なり、ヨリと訓ず、吳楚罷不、不は否と同じ、噤口、噤は音キン、ツグムと訓ず、口を閉ぢて言はざるなり、起家、民間に居る者が猝かに高官に居るを起家と云ふ、當時の辭なり、成固、地名、建元、孝武の年號、

太史公曰、袁盎雖不好學、亦善傅會、仁心爲質、引義忼慨、遭孝文初立、資適逢世、時以變易、及吳楚一說、說雖行哉、然復不遂、好聲矜賢、竟以名敗、鼂錯爲家令時、數言事不用、後擅權、多所變更、諸侯發難、不急匡救、欲報私讎、反以亡軀、語曰、變古亂常、不死則亡、豈錯等謂邪、

【講義】太史公論じて曰く、袁盎は學を好まずして、格別大學者と云ふにはあらざれども、亦善く巧みに都合便宜を見計らひて之に附け合はし、機轉應用の別才あり、仁愛の心を本質として恩深く、大義を引き論じて世の輕薄なるを慷慨せり、孝文帝の立ちて天子となりし初めに遭ひ、袁盎の天資卽ち持ち前の才能が恰度その時代に出で合ひて、伎倆を見はすことを得たり、その內に時代が已に變易して、文帝崩じし新帝孝景が立ちたりければ、文帝の時の如くには袁盎の說も用ひられず、吳楚の反けるに及んで、一たび景帝に說きたるが、その說採用せられたれども、復終

其子章以修黃老言、顯於諸公間、

【講義】鼂錯は已に殺されたり、時に謁者僕射の官たる鄧公と云ふ人、校尉たりしが、叛國吳楚の軍を擊ち、將となりて出陣したり、都へ還りて上書して軍事を言上の爲に帝に謁見せり、帝之に問ひて曰く、汝は軍の出征先きよりして來りしが、鼂錯が刑に處せられて死せるを聞きて、彼の吳楚の兵が引き退きしや否やと、鄧公對へて曰く、吳王は反逆を企つること、近日のことにあらず、數十年の昔しよりせり、何がな機會をとねらひ居りし折に、鼂錯が建白出でたれば、怒りを諸侯の領地を削減する事に發して、首唱者の鼂錯を誅戮すると云ふ廉を以て兵を起す名義と爲したるまでなり、何も彼の吳王の本意が、鼂錯を殺すに在るにあらず、故に錯が死したるからとて、決して兵を罷むる理なし、且つ臣は天下有志の士が、鼂錯の折角漢の朝廷の爲に忠謀を盡しゝに關せず、無慘の刑戮に逢ひたるを以て戒めとなし、何れも口を噤みて敢て復朝廷の爲に意見を言はざるやうにならんことを恐懼仕るなりと、帝曰く、それは如何なる譯なるかと、鄧公曰く、彼れ鼂錯はもと諸侯の勢力が餘りに强大にして、朝廷より制すべからざることを患ふればこそ、諸侯の餘分の土地を削り、その勢力を弱めて京都朝廷の權威を尊くせんと請ひしなれ、此れ國家に取りては萬代永久の利益なり、然るにその計畫が少しく行はると共に、自己は思ひも寄らず、猝かに大いなる誅戮を受けたり、此く內に向きては忠臣の口を杜塞して、何れも沈默して意見を言はざらしめ、外に向きては吳楚諸侯の爲にその怨敵たる鼂錯を殺して、彼等の仇を打ちて遣はされし御處置振りは、臣竊かに陛下の爲に善良なる御事とは存じ奉らずと申されたるには、景帝も悔悟の心動き默然として考へ居りしが、頗る久しくして始めて口を啓きて曰く、如何にもその通りなり、公の申し方尤もなり、吾れも亦今となりては之を殘念に思ふぞよと申され、乃ち鄧公を拜して城陽の中尉となせり、此の鄧公と申す人は成固の地の生れにて、智慧がありて種々奇なる計の多き人なり、孝武帝の建元年中に、帝は賢良なる人傑を闕下へ招きて用ひんとしたる時、朝廷の大臣た

て、呉楚以下七國の諸侯果して朝廷に反し、何れも鼂錯を誅戮するを以て名義として起りたり、竇嬰袁盎が進んで景帝に鼂錯が此の亂を激發せしことを言上するに及んで、帝はその說を信用し、鼂錯に朝廷にて着用せる冠服を被ながら、東の市に於て斬ることを申し渡して、鼂錯は遂に殺されたり、

【字解】　收其枝郡、枝郡は本國の外に領有せる郡を謂ふ、徐廣曰く、一云、言景帝曰諸侯或連數郡、非古之制、非久長策、不便、請削之、上令公卿云々と、有郤、郤は隙と通ず、スキマと訓ず、疾鼂錯、疾は嫉と通ず、ニクムと訓ず、公爲政用事、父其の子を稱して公と曰ふ、當時の辭なり、別疏人骨肉、人は他人にて、此れは帝を指して云ふ、骨肉は身内親族なり、乃ち呉楚以下、漢と同姓の諸王を云ふ、

鼂錯已死、謁者僕射鄧公爲校尉、擊呉楚軍爲將、還、上書言軍事、謁見上、上問曰、道軍所來、聞鼂錯死、呉楚罷不、鄧公曰、呉王爲反數十年矣、發怒削地、以誅錯爲名、其意非在錯也、且臣恐天下之士噤口不敢復言也、上曰、何哉、鄧公曰、夫鼂錯患諸侯彊大不可制、故請削地以尊京師、萬世之利也、計畫始行、卒受大戮、內杜忠臣之口、外爲諸侯報仇、臣竊爲陛下不取也、於是景帝默然良久曰、公言善、吾亦恨之、乃拜鄧公爲城陽中尉、鄧公、成固人也、多奇計、建元中、上招賢良、公卿言鄧公、時鄧公免、起家爲九卿、一年復謝病免歸、

議多怨公者、何也、鼂錯曰、固也、不如此、天子不尊、宗廟不安、錯父曰、劉氏安矣、而鼂氏危矣、吾去公歸矣、遂飮藥死、曰、吾不忍見禍及吾身、死十餘日、吳楚七國果反、以誅錯爲名、及竇嬰袁盎進說、上令鼂錯衣朝衣斬東市、

【講義】鼂錯は此れからして日に增して愈、貴くなり、遷り上りて御史大夫となれり、その時に諸侯の罪惡過失ある者は、朝廷より詔してその領地を削り減し、その枝葉に當る郡を沒收せんと請ひ、以て中央政府の勢力を强大にして天下統治の基本を固くせんと謀りたり、此の意見を奏し上りし處、帝は公卿、列侯、宗室に相集りて可否を評議せしめたるに、何れの人もみな鼂錯の議論に對抗し得ずして、敢て非難をなすものなし、獨り竇嬰のみは之を爭ひて反對したり、此れに由りて嬰は錯と隙あり、錯が更め定めたる法令は三十章あり、餘り烈しき改革なればとて、諸侯はみな喧すしく譁ぎて鼂錯を惡めり、鼂錯の父はその事を聞きて、故鄕の潁川より都へ來りて錯に語りて曰く、今上位に卽き給へる初めに當りて、貴公御信任を受けて政事を取扱ひ、諸侯の領地を侵し削り他人の骨肉卽ち陛下の御親類を別ち疏んじて不和にならしむ、人は口喧しく議論して、貴公を怨むもの多し、貴公は如何なる考へなるかと、鼂錯對へて曰く、申すまでも無し、然しながら御話しの如くに爲さずんば、諸侯の勢力强大に過ぎて天子の御威光尊からず、帝室の宗廟安寧ならず、故に自分の怨まるゝは覺悟の前にて致せるなりと、鼂錯の父歎息して申しけるには、成程漢の帝室劉氏はそれにて安寧ならん、而も吾が家の鼂氏は、それが爲に天下の怨府となりて危からん、吾れは貴公の所を去りて遠く歸らんと、遂に毒藥を飮みて死せり、その時父は曰ひけらく、吾れは生恥ぢをかきて禍ひが吾が身に罹り來るを見るに忍びずと、此くて錯の父が死せる後ち十日餘りし

戮せんとしたり、鼂錯その事を聞きて驚愕し、卽夜急に參內し、帝の間暇を請ひ伺うて、具さに帝に兩門を穿ち開きたる始末を言上して帝の救助を願ひたり、果して丞相政事を奏聞し、因つて鼂錯が擅に廟垣を穿ち崩して門を作りたる事を言上げ、祖宗に對し奉り大不敬に付き、係り官の廷尉に下げ渡して誅戮せんと請ひしが、帝は寵臣鼂錯の言が先入主となりて居れば曰く、錯が鑿ちたる處は、此れ靈廟の垣にあらず、乃ち壖中垣とて廟の內垣の外にある空地の圍ひなれば、法律に掛けて問ふに及ばずと、そこで丞相申屠嘉は己が調べの疎漏なりしことを謝し、朝廷を引き取りたるが、怒りて長史（丞相の屬僚）に謂うて曰く、殘念なる事をしたり、吾れ當に陛下に伺はざる前に、先づ鼂錯を斬りて然る後に申し上ぐべきに、乃ち斬らざる前に、先づ陛下に伺ひたればこそ、旨く子供のやうなる鼂錯に欺かれたるなれ、今更誰れを怨むべき、吾れ固より過ちたりと、丞相は深く之を遺恨に思ひ、遂にそれが本となり、發病して死去したり、

【字解】　袁盎諸大功臣、袁盎は大臣にもあらず、功臣にもあらず、但當時鼂錯と相敵して、之を殺せしものは袁盎なれば、故に此く云へるなりと、是れ清の王先謙の説なるが、一説として錄す、寵幸傾九卿、九卿殘らずの寵愛を、鼂錯の一身に專ら取りたるが故に傾くと云へる也、九卿は太常、光祿勳、衞尉、太僕、廷尉、大鴻臚、宗正、大司農、少府の九官を云ふ、一本に九卿を公卿に作る、鑿廟壖垣、壖は音ダン、又音ゼン、廟の內垣の外にある游地なり、廷尉、罪人を處刑する官、

錯以此愈貴、遷爲御史大夫、請諸侯之罪過、削其地、收其枝郡、奏上、上令公卿列侯宗室集議、莫敢難、獨竇嬰爭之、由此與錯有郤、錯所更令三十章、諸侯皆諠譁、疾鼂錯、錯父聞之、從潁川來、謂錯曰、上初卽位、公爲政用事、侵削諸侯、別疏人骨肉、人口

寵幸傾九卿、法令多所更定、丞相申屠嘉心弗便、力未有以傷、内史府居太上廟壖中、門東出不便、錯乃穿兩門南出、鑿廟壖垣、丞相嘉聞、大怒、欲因此過爲奏請誅錯、錯聞之、卽夜請間、具爲上言之、丞相奏事、因言錯擅鑿廟垣爲門、請下廷尉誅、上曰、此非廟垣、乃壖中垣、不致於法、丞相謝、罷朝、怒謂長史曰、吾當先斬以聞、乃先請、爲兒所賣、固誤、丞相遂發病死、

【講義】 鼂錯數〻孝文帝の時に上書して、當時諸侯の勢力が餘りに強大なれば、その領地を削りて勢ひを弱くすべき事、及び法令の更め定むべき事を言上して、書數〻上りしも、孝文帝は聽き入れず、然しながら其材能を珍らしきものとし、官を遷して中大夫に任ぜらる、是の時に當りて、太子は錯が建てたる計謀を尤もとなせども、袁盎初め諸の大功臣は、多く鼂錯を面白しとなさず、景帝(卽ち太子)帝位に卽くに及んで、鼂錯を以て內史の官となせり、錯常に數〻帝の間暇を請うて、內密に政事の意見を言へるに、其の都度聽き納れられ、帝の寵愛は、九卿とて九人の大臣があるが、それに對する寵を殆んど皆鼂錯一人に注がれたり、祖宗の法令、鼂錯の意見に依りて變更改訂せしもの多し、丞相の申屠嘉は心中に鼂錯が用ひらるるを便利とせず、さりとてその力では未だ以て鼂錯を傷づけて排斥するまでの強味あらず、如何がなさんかと煩悶苦慮せるに、たま〳〵錯の出仕せる內史の役所は、太上皇の靈廟の外垣の中に在りて、その門東向きにて出入が不便なりしを、錯は乃ち兩門を穿ち開きて南向きになし、靈廟の外垣を鑿ちたり、丞相申屠嘉その事を聞きて大いに怒り、錯が此の過失に因みて爲に帝に奏請し、大不敬の罪に依りて錯を誅

の所にて受け學ばしむ、既に業を畢り都へ還り、因つて便利なる事を上申し、書を以て其の師よりの傳授を稱して、其の意義を說明せり、詔して錯を以て初めは太子舍人に任じ、尋で門大夫に任じ、後ちに家令の官に任ず錯はその生來の雄辯を以て、寵幸を太子に得たり、太子の殿中にては鼂錯が智慧の多きを以て名けて、智慧の囊と申されたり、

【字解】潁川、地の名、申商刑名、韓の申不害、秦の商鞅、共に刑名の學問を以て特に著はる、故に刑名學を代表して此く云へるなり、刑名とは、刑は形と同じ、行爲を謂ふ、名は名分なり、名分と行爲と、必ず一致を要するを論せる學問なり、詳かなるは既に申韓列傳に見えたり、軹、音シ、地名、張恢先、張は姓、恢は名、先は先生の略稱、太常掌故、太常は既に見えたり、掌故は故事を掌る官、陗直、陗は岸高なり、けはしくたかきことにて、性質の狹隘なること、直は正直なり、刻深、深刻と同じ、無治尚書者、尚書は書籍の名、後世一に書經と稱す、既に數〻本紀に見えたり、治は專攻すること、濟南、地の名、伏生、伏は姓、生は先生の略稱、秦代の遺老學者なり、因上便宜事、便宜は便利なり、乃ち當時に施行して宜しかるべき政事上の意見を述べたる書を云ふ、以書稱說、書は尚書也、稱說は顏師古曰く、稱其師法而說其義也と、師の傳授を擧げて書の意義を說明するなり、乃ちその論說は、己が意見に、師より學びたる尚書のことを以て引證となすを云ふ、太子舍人、官の名、太子附きの宦吏、秩二百石、員に定數なし、門大夫、漢書百官表に、太子の屬官に門大夫あり、應劭曰く、員五人、秩六百石と、家令、太子宮中の事務を掌る、秩八百石、太子家、漢の時、太子の宮を家と稱す、

數上書孝文時、言削諸侯事、及法令可更定者、書數十上、孝文不聽、然奇其材、遷爲中大夫、當是時、太子善錯計策、袁盎諸大功臣多不好錯、景帝卽位、以錯爲內史、錯常數請間言事、輒聽、

リゴトと訓ず、連用の語なり、俗に云へるクメンシカタのこと、其語塞、塞は杜絶すること、其れ限りになりて罷めたるなり、刺者至、刺は音シ、直傷なり、殺なり、又音セキ、穿なり、傷なり、之を及するなり、兩音孰れも通ず必ずしも拘らずして可なり、皆不容口、何れも口上に餘りて言へぬ、乃ち口に餘りて言ひ切れ無いと、十餘曹、曹は輩なり、掊生、掊は姓、生は先生の略稱、當時の賢士にして卜筮を善くする者なり、掊音はホウ、漢書に棓生に作る、徐廣曰く、一に服に作ると、安陵郭門、長安郭門の一、

○鼂錯者、潁川人也、學申商刑名於軹張恢先所、與雒陽宋孟及劉禮同師、以文學爲太常掌故、錯爲人陗直刻深、孝文帝時、天下無治尚書者、獨聞濟南伏生、故秦博士、治尚書、年九十餘、老不可徵、乃詔太常使人往受之、太常遣錯、受尚書伏生所、還、因上便宜事、以書稱說、詔以爲太子舍人、門大夫、家令、以其辯得幸太子、太子家號曰智囊、

【講義】鼂錯は潁川の生れなり、戰國時代の申不害、商鞅が唱へ述べたる刑名學を軹の人の張恢先生と云ふ人の家にて學び、洛陽の人宋孟及び劉禮の二人と師匠を同じくし、文學のあるを以て太常掌故の官となれり、鼂錯の人柄は峭直刻深とて、狹隘的に直くして嚴酷なりき、孝文帝の時に、秦の始皇が焚書禁學の後を承け、天下に尚書の經典を專攻せし學者無かりしに、獨り濟南の人伏生は、昔しの秦の時の博士にして、尚書を專攻すと聞けども、何分九十餘歲の高年にして都へ徵すべからず、乃ち太常の官に詔して相當の人を伏生の所へ遣はして尚書を受け學ばしむる事を命じたり、因つて太常は鼂錯を遣はし、尚書を伏生

袁盎雖家居、景帝時時使人問籌策、梁王欲求爲嗣、袁盎進說、其後語塞、梁王以此怨盎、曾使人刺盎、至關中問袁盎、諸君譽之皆不容口、乃見袁盎曰、臣受梁王金來刺君、君長者、不忍刺君、然後刺君者十餘曹、備之、袁盎心不樂、家又多怪、乃之掊生所問占、還、梁刺客後曹輩果遮刺殺盎安陵郭門外、

【講義】袁盎は既に辭職して浪人となれども、孝景帝は時々に人を使ひに遣はして、政事向きの策略を諮問せしむ、帝の弟なる梁王は、皇嗣たることを求めんと欲せしが、袁盎が意見を申し上げたるよりして、梁王の皇嗣說は杜塞して行はれず、梁王は此の事を以て袁盎を怨み、その意趣霽らしに、或る時刺客に言ひ含めて袁盎を刺し殺さんとせり、刺客、盎を刺さんが爲に關中に至り、先づ袁盎の人物評判を尋ね問ひたるに、諸の歷々方は袁盎を譽めて、何れも口に言ひ切れぬほど盛んに譽め囃したれば、刺客はそこで直切に袁盎に面會して申すやうは、臣は梁王の金を受取り、その請求により都へ上り來りて尊君を刺さんとせしが、都へ來りて見れば、尊君は道德の厚き御方なり、因つて臣は尊君を刺すに忍びず、故に此く只今自白仕るなり、然しながら臣の後より來りて尊君を刺さんとする者十餘輩あり、尊君には油斷なく之に備へられて注意をなし給へと、袁盎は右樣なる說を聞き、心に不愉快に思ひ、又不思議にもその家に怪しき事が多ければ、自然氣に掛りて、乃ち掊生と申す易學者の所に至りて、占ひの吉凶を問へり、その歸途、梁の刺客の後より來りし組の者が、果して遮り止めて、袁盎を安陵の郭門の外に於て刺し殺したり、

【字解】袁盎雖家居、凡そ隱れて仕官せざる者を家居と云ふ、是れ古代の言なり、漢書に居家に作れるは誤りなること、前人已に之を辯ぜり、籌策、共にハカ

に將軍は何によりてさ樣なる博徒などに交通して附合ひ給へるやと、袁盎曰く、劇孟は成るほど博徒とは申せども、彼れの母親が死せしとき、客の會葬せしものの何れも立派なる紳士にして、馬車が千乘餘りの多きに達したり、此れは矢張り何れかに自然に人に過ぎ賢れる者があればこそ、此の如くなりしなれ、仲々尋常一樣の人物にあらず、其の上に火急の場合と申すものは誰れにても有るものなり、夫れ一旦火急の事ありて門を叩きて援助を請求するに臨みて、老いたる親の存在せるが故に、斷ると云うて辯解をなしたりせず、存するか亡ぶるかと云ふ場合なれば險呑なりとて、斷りたりせず、乃ち如何なる關係をも危難をも排除して、此方の依賴を生命を賭けて承知すると云ふことを、天下の中にて望むべき人物と申さば、決して澤山あるものにあらず、獨り季心と申す人と劇孟と申す人とあるのみ、此の如く劇孟は實に當世に獲がたき豪傑なり、目今貴公は平生常に數人の騎馬を供につれて、如何にも心強く恃み多きやうに見ゆるなれども、一旦緩急乃ち萬一眞逆のことがありたるならば、何れも鄙怯ものにて、何ぞ心強く恃みにするに足らんや、さ樣なる淺慮なる人物は自分は交際致さずと、散々にその富める人を罵倒して與に交通を絶ちたり、そこで諸の歷々方は此の咄しを聞きて流石に道理ある事とて、何れも袁盎を賢りしものとなせり、

【字解】 元王子、漢の高祖の弟、名は交と云ひ、楚王に封ぜられ、元王と謚せり、平陸侯、平陸は地の名、侯は爵、雒陽、洛陽と同じ、博徒、博奕を爲す徒輩、ばくちうちの仲間、緩急、緩の字は附帶の字、不以親爲解、解は分疏なり、言ひ譯のこと、親が存在のときは子は、親の命令を受けて事を爲すべきが道なるに託言して、朋友救助の責任義務を逃るゝやうなることを爲さざるを云ふ、白虎通義に、朋友之道、親存不レ得レ行者二、不レ得三許レ友以二其身一、不レ得レ專二通財之恩一、友飢則白三之於二父兄一、父兄許レ之、乃稱二父兄一與レ之、不レ聽卽止、故曰、友飢爲レ之減レ飡、友寒爲レ之不レ重レ裘とあり、不以存亡爲辭、辭は陳謝なり、王文彬曰く、言緩急可レ恃、不下以二身之存亡一爲レ計而諉中謝之上也と、獨季心、季心は季布の弟、既に季布傳に見えたり、

は將と同じ、マサニと訓ず、避吾親、自己が老親を他處へ匿すこと、決張道從醉卒直隧出、決は決開なり、張は帳と同じ、漢書には帳に作る、軍幕なり、トバリと訓ず、道は導と同じ、隧は道なり、ミチと訓ず、直隧は宜しく隧直に作るべし、倒寫の誤なり、與分背、背はにぐること、字或は北に作る、解節毛、節はもと符節なり、ワリフと訓ず、漢の時、旌を以て之に代ふ、毛は旌に付けて飾りとせる獸毛なり、

吳楚已破、上更以元王子平陸侯禮爲楚王、袁盎爲楚相、嘗上書有所言、不用、袁盎病免、居家、與閭里浮沈、相隨行、鬬雞走狗、雒陽劇孟、嘗過袁盎、盎善待之、安陵富人有謂盎曰、吾聞劇孟博徒、將軍何自通之、盎曰、劇孟雖博徒、然母死、客送葬車千餘乘、此亦有過人者、且緩急人所有、夫一旦有急叩門、不以親爲解、不以存亡爲辭、天下所望者、獨季心劇孟耳、今公常從數騎、一旦有緩急、寧足恃乎、罵富人、弗與通、諸公聞之、皆多袁盎、

【講義】後ち吳楚の叛軍已に破れて亂平ぎしかば、帝は更に楚の元王の子の平陸侯名は禮なる者を以て楚王となし、袁盎を以て楚の相卽ち附け家老となせり、袁盎嘗て上書して意見を申し立てたれども用ひられず、袁盎病氣を以て楚の相を辭免して己が家に退き居り、村里の人々と共に調子を合はせて浮き沈みし、相互ひに伴れ立ちて雞を鬬はし狗を走らして勝負ごとをなしてその日を送りたり、雒陽の人の劇孟なるもの嘗て袁盎の家を訪問せしに、袁盎は善く氣を附けて待遇せり、或る富める人の中に袁盎に謂ふものあり、曰く、吾れ聞く、劇孟は博徒なりと、然る

きたるに逢ひしかば、西南方面の隅を守れる兵卒にその酒を飲ましめたるに、兵卒は何れも醉ひて臥し仆れたり、そこでその司馬は夜分密に袁盎の臥して居るを引き起して曰く、君今夜の内に此の隙に乘じて急に逃げ去らるべし、我が主人呉王は明朝君を斬り殺さんと定められたりと、袁盎は突然此を聞き信用せずして曰く、全體さ樣に申さるゝ君は何者ぞ、我が輩は今まで見覺えなき者なりと、司馬曰く、私しはもと君の從史と爲りしとき、侍女を盜みしものなりと、袁盎は意外の人に助けられたれば、乃ち驚き謝して曰く、厚意は誠に忝きことながら、貴公には仕合せ好くも老親があれば、貴公が世話をなさゞるべからず、然るに貴公が吾れを助けて逃がしたることが露見せば、貴公は罪に處せらるべし、吾れは此の事で貴公に迷惑を掛けてはならぬ、因つて其の儀は謝絶せんと、司馬曰く、さ樣な理窟を言はずと、君はたゞ速かに此の場を逃げ去らるべし、私しも亦是れより將に逃げ去りて、吾が老親を他處へ避けしめて迷惑の掛らぬやうに致す積りなり、されば君は何ぞ患へ困(コマ)らるゝぞ、さ樣なる遠慮は無用のことなりと、そこで司馬は己が刀を拔きて張りたる帳幕を斬り開き、袁盎を導きて醉卒が出入(ハヒ)りの道から直ちに逃げ去らしめて、司馬自身も同時に各、の目的地に分かれて逃げ去れり、袁盎は勅使の符(シルシ)として持てる節(ワリフ)の毛を解きて之を懷中にし、人目に立たぬやうになし、態(ワザ)と車や馬に乘らずして、杖をつきながら歩行すること七八里ばかりにして夜は明けたり、忽ち呉を征伐に出で行く梁國の騎兵を見て、之に至り、それより馬に騎りて馳せて去り、遂に長安へ歸り、賊軍の情況を朝廷へ報告に及びたり、

【字解】　校尉司馬、校尉は武官の名、司馬はそれに附屬せる將校なり、漢書に從史適(タマ〳〵)在㆓守ㇾ盎校㆒爲㆓司馬㆒に作る、師古曰く、爲㆓校中之司馬㆒、所ㇾ領士卒正當ㇾ守ㇾ盎と、裝齎、持ち合せたる衣服及び身の廻はりの道具類を謂ふ、齎は音ジ、モタラスと訓ず、醇醪、醇は純全不雜の酒なり、醪は音ラウ、ニゴリザケと訓ず、醪汁滓合の酒なり、西南陬、陬は音シウ、隅なり、スミと訓ず、公幸有親、年長じてその親生存せるが故に幸と云へり、乃ち老親のあることを婉曲に云へるなり、君第去、第は但なり、タゞと訓ず、臣亦且亡、且

して、その從史を待遇すること從來の通りになせり、多くの人の中にその事を從史に告ぐるものありて、主人袁君は其許が侍女と私通せるを承知せりと咄しをなせり、そこで從史は面目無しとて逃亡して已が故郷へ逃げ歸りしを、袁盎は知りて急に馬を驅り馳せ、自身に追ひ駈けて伴れ歸り、遂にその侍女を以て之に賜ひ、復元の如く從史の職に任じたりき、

【字解】太常、官の名、既に叔孫通傳に見えたり、諸陵長者、漢の時、帝陵のある地に、名門富豪を徙住せしめて、その繁盛を圖りたることあり、其の中にて從仕はなせども、未だ仕官せざる者を、諸陵長者と云へり、長者は德の厚き者を云ひ、又位の貴き者を云ふ、此處は位を以て云へり、從史、相の屬僚に從史と名づくる官あり、侍兒、侍者、侍婢、コシモト、

及袁盎使吳見守、從史適爲守盎校尉司馬、乃悉以其裝齎置二石醇醪、會天寒、士卒饑渴、飲酒醉、西南陬卒皆臥、司馬夜引袁盎起曰、君可以去矣、吳王期旦日斬君、盎弗信、曰、公何爲者、司馬曰、臣故爲從史盜君侍兒者、盎乃驚謝曰、公幸有親、吾不足以累公、司馬曰、君第去、臣亦且亡、避吾親、君何患、乃以刀決張道、從醉卒直隧出、司馬與分背、袁盎解節毛懷之、杖步行七八里、明、見梁騎、騎馳去、遂歸報、

【講義】然るに今度袁盎が吳に使ひして、吳王より番兵を附して守らるゝに及んで、前きの從史は恰度袁盎を守る兵の校尉司馬と云ふ職にて、番兵の監督者たり、乃ち悉皆自分の持ちて居る衣服其外の物を賣り拂ひて、その金にて二石ほどの醇酒醪酒を買ひ求め、時恰も冬空にて天寒く、番衛の士卒共、飢ゑ渴

け、間隙の時間を割かれて己が說を聽かれんことを請へることにて、乃ち側廻りの人拂ひをなして祕密に言上したしと願ひしなり、

使袁盎爲太常、竇嬰爲大將軍、兩人素相與善、逮呉反、諸陵長者、長安中賢大夫、爭附兩人、車隨者、日數百乘、及鼂錯已誅、袁盎以太常使呉、呉王欲使將、不肯、欲殺之、使一都尉以五百人圍守盎軍中、袁盎自其爲呉相時、嘗有從史、嘗盜愛盎侍兒、盎知之、弗泄、遇之如故、人有告從史、言君知爾與侍者通、乃亡歸、袁盎驅自追之、遂以侍者賜之、復爲從史、

【講義】　孝景帝は命じて袁盎に太常の官となり、竇嬰に大將軍とならしめたり、盎嬰の兩人平生より相與に仲好しなりしが、今度呉王の反するに及んで、兩人が高官權勢を得たれば、諸陵の下に居る貴き者又は長安の都の中の賢士大夫は、吾れ先きにと爭うて兩人に附き從ひ、馬車に乘りたる紳士が兩人に附き隨うて來る者、日に日に乘れる車で數へて數百輛あり、其の盛んなりしこと想像すべし、鼂錯が最早誅戮せらるゝに及んで、袁盎は太常の官の資格を以て、勅使となりて呉に使ひに行きたる處、呉王は往年の關係もあれば、袁盎を我が味方に附けて呉の將とならしめんとせしも、袁盎承諾せざりしかば、呉王は怒りて盎を殺さんと欲し、或る一人の都尉に五百人の兵卒を以て、袁盎を軍中に取り圍みて逃げぬやうに守らしめたり、さて袁盎が前廉に呉の相にてありし時、或時下役の從史の職にある人が、袁盎の側女に眼を偸みて情を通じたり、袁盎はその事を知れども、外のものに泄らし告げず、態と氣附かざる風を

きたり、因つて吾れは陛下に願ひて袁盎の罪を詮議致さんと思ふなり、されば宜しく呉王の計謀を知る手掛りあるべしと、配下の丞史の役々は異議を唱へて曰く、呉王の事件が未だ發し起らざりし内ならば、成程袁盎を詮議せば呉王の野心を斷絶することが有らん、然しながら目今呉王の兵は巳に西方に向ひて朝廷に敵意を表現せり、されば今になりて袁盎を詮議なすとも何ぞ利益あらんや、且つ袁盎とも云はるる大臣が、宜しく呉王と謀反の計畫があるべからずと、そこで鼂錯は上奏のことを猶豫して未だ決定せざりしが、或る人その事を袁盎に告げ知らす者あり、袁盎は恐れて夜分に密に皇太后の親戚なる竇嬰に見えて、呉が朝廷に反きたるの事譯を言ひ、願はくは陛下の御前に至りて、直き〳〵に口づから申し上げし書き物に就いて、御尋問に對へ奉らんと申したり、竇嬰は宮中へ入りて帝に其の通り言上したれば、帝は乃ち袁盎を召されて宮中に入りて謁見せしむ、袁盎召しに應じて至れば、鼂錯は帝の前に在りき、袁盎が國家の機密なれば左右の人を遠慮致させて陛下の御間隙に因り祕密に申し上げんことを許されたしと請ふに及んで、鼂錯もせん方なく帝の前を去れり、鼂錯は此れにて己が運命の定まることなれば、執拗殘念がること非常なりき、袁盎は帝と二人限りになりて、始めて具さに呉が朝廷に反せし事由は、全く鼂錯が餘りに呉を壓迫せしに由れる故を以てなることを言上し、今日機宜の處置としては、獨り鼂錯を斬りて呉王に朝廷の過ちを謝すべし、然る時は呉の兵乃ち罷むべしと申されたり、記者附言すらく、尚此事の委細は、呉の事を錄せる呉王濞の傳中に述べてあれば、今此には省きぬと、

【字解】　使吏案袁盎、案は案驗なり、證據を取調べて詮議すること、抵罪、抵は當なり、至なり、罪に推し當つること、丞史、漢の制に、御史大夫の副役に兩人の丞あり、一に丞史と云ふ、後ち改めて御史中丞と爲す、史は我が邦現今の書記官の類、西鄕、鄕は嚮と同じ、呉は東にあり、漢の都長安は西にあり、故に叛旗を飜へして都を指して上るを西鄕と云ふ、猶與、猶豫と同じ、又猶預に作る、疑うて見合はすこと、口對狀、己が彈劾せる狀に就いて一々説明すること、辟人賜間、辟は避と同じ、間は間隙なり、帝の特に左右の人を退

語、及孝文帝崩、孝景帝卽位、鼂錯爲御史大夫、使吏案袁盎受吳王財物、抵罪、詔赦以爲庶人、吳楚反聞、鼂錯謂丞史曰、夫袁盎多受吳王金錢、專爲蔽匿、言不反、今果反、欲請治盎、宜知計謀、丞史曰、事未發、治之有絕、今兵西鄉、治之何益、且袁盎不宜有謀、鼂錯猶與未決、人有告袁盎者、袁盎恐、夜見竇嬰、爲言吳所以反者、願至上前口對狀、竇嬰入言上、上乃召袁盎入見、鼂錯在前、及盎請辟人賜間、錯去、固恨甚、袁盎具言吳所以反狀、以錯故、獨急斬錯以謝吳、吳兵乃可罷、其語俱在吳事中、

【講義】　袁盎は平素よりして鼂錯と云ふ人とその仲好からず、鼂錯が居る坐席は盎は避け去り、袁盎の坐席は鼂錯も避け去り、兩人未だ嘗て堂を同じくして對し語りしことあらず、此く殆んど兩立せざる間柄なるが、孝文帝が崩じて孝景帝が卽位するに及んで、鼂錯は帝に親信せられて御史大夫となれり、御史は不正官吏を彈劾する職なれば、鼂錯は之れを利用して、屬吏に袁盎が曾て吳王の賄賂に贈りし財物を受けたる事件を調査せしめて、之を罪科に處したり、孝景帝は袁盎の舊功を思はれ、詔して罪科に處することを赦し、免職にして平民となせり、後ち吳楚の國が反を起し、事の報知が達せしとき、鼂錯は配下の御史に申すには、彼の袁盎は兼ねて多く吳王の金錢を貰ひ、專ら一圖に吳王の罪惡を蔽ひ匿して、吳王の反せざることを主張したり、然るに只今果して吳王は反

ねて淮陽郡の守役に鰻登りに登りたるが、今日丞相に至る迄の履歴なれば、左程取り立てゝ申すべき奇偉なる計略、又敵城を攻めたり原野に戰爭せし功績があると申すものにあらず、此く比較するときは、閣下が兩人に及ばざることは分り切つたることなり、其の上に畏くも今上陛下は代國より都へ迎へられて來りて帝位に卽かれ、朝廷へ出御の時、郎官の人が係りの文書奏疏を上る都度に、未だ御召しの輦車を止めてその言上を受け給はざることは是れ迄に曾てあらず、而して其の言上が採用すべからざることなれば受けたる儘に捨て置き、採用すべきことなれば、亦未だ至極尤もなりと御褒めが無きことは是れ迄に曾てあらず、此く爲し給へるは何ぞと云へば、則ち流石に意見を陳ぶれば言ひがひがあるぞと思はせて、天下の賢き士大夫を御膝下に引き寄せて用ひ給はんとの叡慮なり、されば陛下は日に日に聞かざりしことを聞かれ知らざりしことを知られて、日に日に益〻聖智の天子とならせ給ひ、閣下は元來兩人にも及ばざる身でありながら、而も今自身に退閉して天下の論者の口を沈默させて、何等の注意をも聽かず、日に日に愚なるが上に益〻愚となるなり、夫れ此くして聖主陛下を以て愚相閣下を責め正さば、到底閣下の失敗は極まり居れば、閣下が禍ひを受けらるゝこと近日の內にありて久しからざるべしと、丞相申屠嘉は流石に道理ある忠告と思ひたれば、乃ち傲慢不平の態度を改め、再拜して敬意を表して申しけるには、嘉自身は田舍ものにて、元來を白狀致せば、何にも知らぬ愚物なり、將軍幸ひに御見捨てなく至らぬ處を敎へ給へと、そこで案內して引込れ、與に對席して坐り、遂に尊敬して高等の賓客となし、厚く待遇せり、

【字解】　材官蹶張、既に上文の申屠嘉傳に於て解せり、隊率、軍中小隊の長、漢書には隊帥に作る、十伍を一隊とす、一軍に凡そ二百五十隊あり、攻城野戰之功、野戰は戰野となすべきを、倒字法を用ひたるなり、鉗天下之口、鉗は音ケン、ケヌキと訓ず、一に箝に作る、鉗の毛を挾制するが如くに、天下の言論を束縛することを謂ふ、

盎素不好鼂錯、鼂錯所居坐、盎去、盎坐、錯亦去、兩人未嘗同堂

使君、一說に使君は袁盎を指して云ふとの說あれども、使君を以て敬稱とせしは東漢以後の事なり、之曹、曹は僚屬の事を治むる處、與長史掾、長史は官の名、丞相の僚屬なり、掾も亦僚屬なり、位、長史の下にあり、吾且奏之、且は將と通ず、袁盎卽跪說、跪は漢書に起に作る、是なり、絳侯、周勃のこと、既に數〻見えたり、

袁盎曰、善、君卽自謂不如、夫陳平絳侯、輔翼高帝、定天下、爲將相、而誅諸呂、存劉氏、君乃爲材官蹶張、遷爲隊率、積功至淮陽守、非有奇計攻城野戰之功、且陛下從代來、每朝、郎官上書疏、未嘗不止輦受其言、言不可用、置之、言可受、採之、未嘗不稱善、何也、則欲以致天下賢士大夫、上日聞所不聞、明所不知、日益聖智、君今自閉鉗天下之口、而日益愚、夫以聖主責愚相、君受禍不久矣、丞相乃再拜曰、嘉鄙野人、乃不知、將軍幸敎、引入與坐、爲上客、

【講義】 袁盎、丞相に申すに、至極御尤もなり、閣下卽ち自身に陳平、絳侯に及ばずと考へ給ふことは、全體陳平、絳侯の兩人は、高祖皇帝を輔翼し戰亂を克ち平らげ天下を定めて非常なる功勞ある上に、絳侯は天下の元帥、陳平は丞相となり、文武の力を協せ、呂后一門の叛徒を誅戮して漢の帝室劉氏を保存したれば、彌が上にも高き偉勳あり、只今閣下は、其の素性を辿れば、乃ちやつとこさ、材官蹶張の一兵士に過ぎざる者が、出精して一隊長となり、段々と功を積み累

盎告歸、道逢丞相申屠嘉、下車拜謁、丞相從車上謝袁盎、袁盎還愧其吏、乃之丞相舍上謁、求見丞相、丞相良久而見之、盎因跪曰、願請閒、丞相曰、使君所言公事、之曹與長史掾議、吾且奏之、卽私邪、吾不受私語、袁盎卽跪說曰、君爲丞相、自度孰與陳平絳侯、丞相曰、吾不如、

【講義】　袁盎或る日、告歸とて休暇を獲て歸りけるとき、途中にて丞相の申屠嘉に出で逢ひしかば、恭く馬車より下りて丞相に拜謁せしに、丞相は別に深く意にも留めず、車上に居ながら答禮をなせり、袁盎は自分には餘程豪き積りで居れば、案外に思ひ、既に還りし後如何にも屬吏の手前甚だ愧ぢ入りたれば、そこで丞相の官邸に行き名刺を差上げて、丞相に面會を求めたり、丞相申屠嘉は面倒臭しとや思ひけん、袁盎を待たせ置くこと頗る久しくして始めて之に面會せり、袁盎因つて跪きて申しけるには、內密に申し上げたきことあれば、御閒隙の處を伺ひたしと、（暗に左右の人を拂はんことを求むるなり、）丞相の申すには、さて貴下の言はるゝことは公用の事なるか、さらば役所に之きて諸の僚屬と共に相談せよ、吾將にその結果を陛下に奏聞し、上裁を仰がんとす、若し私用の事なるか、吾れは私用の話を受け付くることを致さず、因つて面會は此れ限り斷り申すと、袁盎前に跪きて一旦起立して居たるが、卽ち復跪きて申屠嘉に說いて申すには、閣下大命を拜して丞相たるが、さて自分に推し度り給はんに、閣下と前任者の陳平、絳侯と、孰れか賢れるやと、丞相の申すに、夫れは勿論、吾輩は及び申さゞるなりと、

【字解】　告歸、官吏、休暇を賜はりて家に歸るを告歸と云ふ、上謁、謁は名刺なり、名刺を出して自ら名乘ること、良久、頗る久しきこと、願請閒、閒は閒隙なり、閒隙の時に因つて、私かに白し上げたしとなり、

而已、如レ此、幸得レ脫、盎用二種之計一、吳王厚遇レ盎、

【講義】以上の如く物事に大體を引きて諫むれば、帝の首尾は好かるべかりしに、袁盎も亦數餘りに正直に諫むるよりして帝に窮屈に思はれて、久しく都に居て、帝の近くに勤務するを得ず、地方に轉任を命ぜられて隴西の都尉となれり、既に任地に赴けば、部下の士卒に仁惠を施し愛し恤はりければ、士卒何れもみな袁盎の爲に一死を擲ちて一と働きをなさんと、夫れ夫れに待ち構へ居れり、後ち袁盎は役替して齊王の相國となり、又轉任して吳王の相國となれり、別れを告げて吳に行くに臨みて、兄の子の袁種は袁盎に告げて曰く、吳の王高ぶり驕らるゝこと月日久しくして、今日此頃に始まりしにあらず、吳の國には王が野心家なるが故に、隨うて姦物の男が多し、然るに今我が叔父君の御性質で、苟くも之を彈劾して罪を治めんと思召さば、それこそ大變なり、彼れ困窮絕對の餘りに、陛下に上書して叔父君の事を讒奏せざるときは、卽ち銳利なる劍を以て叔父君を刺し殺すことならん、乃ち此の二者の中何れかを行ふことならん、誠に危險至極なり、就いては南方の吳國あたりは、土地が卑くして水濕り勝ちなれば、叔父君は欝氣を紛らし晴らすことに名義を寄せて、能く日々酒を飮みて辛抱なされ、餘りに物事を苛刻に咎め立てをなすべからず、時折りに都合を見計らひて吳王に說いて、謀反を企つることは御無用になされよと注意をなすに止め置かるべし、此の如く不干涉主義を執りたらんには、幸ひに禍から脫け免るゝを得ん、さなくば、惡まれし餘りに、如何なる目に逢ふやも測られずと忠告したり、そこで袁盎は袁種の計を用ひて、其の言の通りに爲しゝに、吳王は果して厚く袁盎を待遇せり、

【字解】調爲隴西都尉、調は選なりとの說あれども、此にては非なり、周壽昌曰く、中郎將與二都尉一皆比二二千石一、由レ中而出二之外一曰レ調と、乃ち中央より地方に轉官することなり、隴西は地の名、君能日飮毋何、飮は酒を飮むなり、何は苛と通ず、一本に苛に作る、苛刻に其罪を問ふを云ふ、毋はナカレと訓ず、禁止の辭、

とを背がはず、帝も矢張り同じく怒り、その儘席を起ちて禁中へ還られたり、盎因りて帝の前へ出で諫めて申すやう、臣は兼ねて承はりぬ、位の尊きものと卑きものとの秩序があれば、随ひて上の者と下の者とそれぐ〱に己が身分に安んじて、雙方の間が能く調和をなすと、然るに只今陛下はとつくにはや皇后陛下を立て給ひし以上は、彼の愼夫人は如何に寵愛あらせらるゝとも御正妻にては無く、乃ち侍妾の身分なり、妾と御主人の皇后とは、豈一處に御同席あるべきや、是ぞ尊卑の序を亂すものなり、且一歩を讓りて申さんに、陛下眞に愼夫人を愛幸し給はゞ、即ち御手厚く彼に何なりとも金銀其他を下賜ありて然るべし、唯尊卑の分を亂すべからず、陛下が愼夫人を可愛可愛と思召して爲さるゝ現今の御仕打は、反りて恰度愼夫人の身に禍ひを爲し給ふ道理なり、乃ち陛下が愼夫人の爲になさるゝ程、彼れは益、随うて禍ひに深入り致す譯なり、その證據は、陛下は獨り昔し高祖皇帝の寵愛し給ひし戚夫人が、帝の崩後に人彘となりし事蹟を見給はざるか、此れが乃ち今日の良き御鑑みなりと申したれば、そこで孝文帝は成程と感せられて悦び、やがて愼夫人を召して之に語られたる處、愼夫人は袁盎の深切なる思ひを感謝して、盎に黄金五十斤を賜はりたり、

【字解】　上林、苑の名、長安にあり、愼夫人、愼は夫人の氏なり、郎署長布席、郎署は上林中にある番衛の役所なり、長は長官なり一本に長布席の三字なしとの說もあり、然る時は及坐郎署と讀むべし、獨不見人彘乎、呂皇后、戚夫人を殺して人彘と爲しゝ事、又本書の高后本紀に見えたり、

然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉、仁愛士卒、士卒皆爭爲死、遷爲齊相、徙爲吳相、辭行、種謂盎曰、吳王驕日久、國多姦、今苟欲劾治、彼不上書告君、即利劍刺君矣、南方卑溼君能日飲、毋何、時說王曰、毋反

を聞きて馳せ下ることを止まりたり、

【字解】霸陵、丘陵の名、竝車摯轡、竝車は帝の乘車に己が馬を竝ぶるなり、又一説に、車と車とを竝べて列ぬるなりともあり、予は前説を取る、摯はトルと訓ず、控へ取ること、轡は馬の手綱なり、クワツと訓ずるは誤りなり、千金之子、千金の財産ある家の子と云ふ意味にて、富める家の息のこと、不垂堂、垂は邊垂なり、端際のこと、垂の字、此の處にては名詞を動詞に用ひて、垂の處に坐せずとの意味なり、不騎衡、騎は倚なり、ヨルと訓ず、又跨なり、マタガルと訓ず、何れも通ず、衡は樓殿の邊の横欄なり、テスリ、徼幸、僥倖と同じ、騁六騑、騑は漢書に飛に作る、飛ぶが如く神速なる六匹の馬なり、支那の禮制に、天子は六飛の駕せる車に乘るものとなせり、騁は音テイ、ハスと訓ず、直馳なり、一文字に駈けること、

上幸上林、皇后愼夫人從、其在禁中、常同席坐、及坐、郎署長布席、袁盎引却愼夫人坐、愼夫人怒不肯坐、上亦怒、起入禁中、盎因前説曰、臣聞尊卑有序、則上下和、今陛下既已立后、愼夫人乃妾、妾主豈可與同坐哉、且陛下幸之、即厚賜之、陛下所以爲愼夫人、適所以禍之、陛下獨不見人彘乎、於是上乃説、召語愼夫人、愼夫人賜盎金五十觔、

【講義】又孝文帝或る時、上林苑と申す園へ行幸せらる、皇后及び寵妃の愼夫人帝に從行せり、然るに皇后夫人の二人共に禁中に居る時、平常何れも對等にて同じ席に坐せり、そこで今度上林の離宮にて坐するときに、上林を掌れる郎署長と云へる役人は、矢張り宮中の例によりて后と夫人とを同席に坐を設けし處、袁盎は愼夫人の坐席を皇后の坐席より後方へ引き下げたり、愼夫人は之を怒りて、其席に坐するこ

方徑六尺なりしと、隋書の禮儀志に見えたり、又夏の末代に輦を制し、秦は輦を以て君の乘となし、漢は之に因り雕玉を以てこれを爲り、方徑六尺なりしこと、通典に見えたり、刀鋸之餘、宦者趙同を指して云ふ、刀鋸はノコギリと訓ず、宦官はもと罪の有る者を、刀鋸を以て刑を施して後ちに之に使用するが故に此く云へるなり、

文帝從霸陵上、欲西馳下峻阪、袁盎騎並車擥轡、上曰、將軍怯邪、盎曰、臣聞千金之子坐不垂堂、百金之子不騎衡、聖主不乘危而徼幸、今陛下騁六騑、馳下峻山、如有馬驚車敗、陛下縱自輕、奈高廟太后何、上乃止、

【講義】又孝文帝或時に、霸陵の上邊より將に西の方へ馬車を馳せて、險峻なる阪路を馳け下りんと思はれたる處、袁盎騎にて帝の乘れる車に並びて、手綱を控へ持ちて一刻の油斷をも爲さず見張り居りしかば、孝文帝は申さるゝに將軍には、險路を怯えて然るかと、袁盎曰く、臣承はりしに、千金の子即ち大財產家の若息は、其身大切なるが故に平生能く注意して、若し不意に死でも上から落つれば怪我をなす如なる危險極まれる堂の端際には坐せず、百金の子即ち可なり富家の若息も、矢張り大切の身なれば、萬一顚落でもすれば怪我をなす故に、堂の欄干に倚り懸ることをせず、乃ち其身體の大切なるだけ亦用心も深きものなり、夫れと同じ理にて、聖明なる君主は危險の場に乘り出でて萬一の僥倖を求められずと承はり及べり、然るに今陛下は、御料車を引ける六頭の飛馬を無闇一直線に駈け走らして峻しき阪路を馳せ下り給ひ、萬一にも御馬は物に驚き御車は敗れ損ずること有りたるならば、寔に取返へしのつかぬ御事に候、陛下は假令御自身に玉體を輕んじて、さ程に思召さずと致すとも、左樣の事がありては、御先祖の宗廟に對せられ、皇太后陛下に對せられて如何が遊ばすべきや、誠に御申譯なき事に候はずやと、孝文帝之

用、孝文帝出、趙同參乘、袁盎伏
車前曰、臣聞、天子所與共六尺
輿者、皆天下豪英、今漢雖乏人、
陛下獨奈何與刀鋸餘人載、於
是上笑、下趙同、趙同泣下車、

【講義】袁盎と云ふ男は、平常に於て道理の大體を引用して議論を立て、世の道に外れたる態を慷み慨けり、其事例二三を言はゞ、此の時に、宦官の趙同と云へる人あり、數〻天子に寵幸せらるゝを以て常に袁盎を妨害せり、袁盎は之を患へ困りて居たる處、袁盎の兄の子に當る袁種と云ふ者、常侍騎と云へる侍從武官となり、節を持ちて天子の乘輿を挾みて行幸に隨從せり、或る時叔父の袁盎に說きて曰ひけるには、叔父君に於かれては、彼の趙同と相鬪ひ、彼れを朝廷公衆の前にて辱しめて、其信用權威を挫き墜し、彼れの爲せる讒言が陛下に聽き入られざるやうに爲し給ふべしと、其後ち孝文帝が宮城を出でて外方へ幸せらるとき、趙同は寵臣の故を以て陪乘をなせり、袁盎は之を知りて帝の車の前に伏して申し上ぐるには、臣袁盎は兼ねて承はりしことあり、天子が御相手となされて六尺の輿即ち御召しの馬車を共に乘り給ふ者は、何れも天下切つての豪傑英雄の人々に限るなりと、然るに何事に候ぞ、如何に漢の朝廷は人物に乏しとは申せ、陛下獨りいかでか刀鋸の餘人とて、肉體に刑罰を受けながらやつと命だけを取り留めたる宦官ふぜいと共に、御馬車に召し給ふことぞと、此れぞの精神は趙同に復讎的に申したるなれども、道理は道理なれば、孝文帝は笑ひながら、趙同を陪乘より下らしめたり、趙同は如何にも殘念に思へども、勅なれば泣く〳〵天子の馬車より下りけり、

【字解】盎常引大體、引は引用なり、大體は大いなる事體、忼は慷と同じ、宦者、宦官なり、趙同、漢書には趙談に作る、談はその本名なり、作者司馬遷の父の名は談と云へるを以て、史記は家諱を避けて同に作りしなり、同とは父の名と同じと云ふ義を示して云へるなり、六尺輿、天子の乘輿、即ち後世の鳳輦の類なり、漢室の制度に、天子の輿は雕玉を以て之を爲り、

を蜀に遷し給ひしは、全く一時的に王の御心に苦痛を與へさせられて、今までの過ちを改めしめんとの叡慮より起りたるを、係りの役人どもの守衛が不謹愼なるよりして、淮南王は途中に於て病氣に罹りて逝去せられたり、然れば何も此の事が陛下の御疵になる譯は候はずと申したり、是に於て孝文帝始め心配の意が解けて曰ひけるには、さらば將に此淮南の事件を奈何になすべきやと、袁盎對へて曰く、淮南王に三人の王子あり、唯陛下の御取扱ひの如何に在るのみと申して、遠廻はしに王子を取り立てゝその後を弔ひ給へと諷したれば、是に於て孝文帝は淮南王の三王子を立てゝ、何れもそれ〲に王に封じたり、袁盎は此れがゆかりとなりて、その名譽は益〻朝廷に重くなりき、

【字解】雍、地の名、輟食、輟は止なり、盎頓首請罪、請罪は、その責めを己が前に以て强諫せざりし過失に歸して、帝の制裁を受けんと願へるとなれども、此れは只表面上の辭にて、其の實は己が前に申しし、言が的中せしことを諷示したるなり、故にその下句に上曰云々の語あるなり、不交睫、睫は音セフ、目旁の毛なり、マツゲと訓ず、曾參、曾子なり、參は音シン、その名なり、孔子の弟子にして、孝を以て天下に著はる、從代乘六乘傳、事は本書の孝文本紀に見えたり、馳不測之淵、當時大臣、諸呂を誅し、帝都は紛亂して、前途の如何になるかを知るべらず、而して僅かに六乘の傳に乘りて、迎へられて其の中に赴きしが故に、不測の淵に馳せ赴くを以て喩へたるなり、賁育之勇、賁は音ホン、孟賁、育は夏育、共に古への勇士なり、西向讓天子位者再、孝文本紀に見えたり、鄕は嚮と同じ、許由一讓、許由は古への高士、堯の天下を讓りて受けざりし事、莊子及び本書の伯夷傳等に見えたり、淮南王三子、三子の名は、安、勃、賜、皆爲王、事は淮南王に見えたり、

袁盎常引大體、忼慨、宦者趙同以數幸、常害袁盎、袁盎患之、盎兄子種爲常侍騎、持節夾乘、說盎曰、君與鬭、廷辱之、使其毀不

追ひ付くべきにもあらず、且つ陛下は世間に高く超越せる御行爲が有らせらるゝこと三件あり、されば此の度の事位は以て上の御名譽を毀損する程にあらずと、孝文帝曰はるるに、さて其方の云へる吾れが世間に高く超越せる行爲が三件とは何事を申せるにやと、袁盎對へて曰く、陛下昔し代國の王にてあらせられたる時に、御母君薄太后嘗て御病氣に罹らせられたること三年の久しきに及ばれたり、陛下の御孝心なるや、晝夜ろゝしきに目睫を交へて眠らせられず、衣服を解かせられずして御看護遊ばされ、太后の召し上がる湯藥は、陛下が一と先づ御口に嘗めて調護の如何を試みさせらるゝに非ざれば、進め參らせざりき、夫れ孔子の門人曾參は、親に孝行を以て特別名高き人なり、其曾參が布衣の輕き身分を以てすらも、以上陛下の御孝養の如きは容易ならずと致したるものなり、然るに今陛下は親しく一天萬乘の尊位にましまして之を修め行ひ給へり、陛下の御孝行が曾參に賢らせ給へるは仲々遠きことにて、及び奉るべきやうもなし、是れ乃ちその第一件に候、夫れ前年呂氏一門が政を專らにし、大臣達が事の切り盛りを自由氣儘にしたり、然るに陛下は代の國より僅かに六乘ばかりの傳に召され、極めて少人數を召しつれられて、深くして底の測るべからざる淵の如き、何時如何なる變が生ずるや分らざる危險極まる場所に御突進遊ばして、長安の都へ入御し給ひしは、昔しの孟賁や夏育の如き勇士と雖も陛下の御勇氣に及ぶべからず、是れその第二件に候、陛下既に入都し給ひ、代の藩邸に着せられ、朝廷の諸大臣が帝位に迎へ參らせんとて來邸せる時、主客の資格にて御對顏ありて、天子の御位を御辭退遊ばされたることが再度に及び、又諸大臣の願ひありて、是非に及ばず帝位に卽かせられんとして南方に向はせられしに、又復天子の御位に卽くを御辭退遊ばされたることが三度に及び給ひき、夫れ昔し堯帝の時代に許由と申せる賢人が堯より帝位を讓られたるを、僅かに一度辭退したりとて後代に至るまで高尚廉潔なる士の標本とも申されて居れども、陛下は仲々其れ如きの比較にあらず、前後都合五度程天下を以て讓らせ給ひたるは、陛下が彼の許由に過ぎ給へると、數の上に於ても四度なりき、是れその第三件に候、その上に陛下が皇弟淮南王

事、豈可悔哉、且陛下有高世之行者三、此不足以毀名、上曰、吾高世行三者何事、盎曰、陛下居代時、太后嘗病三年、陛下不交睫、不解衣、湯藥非陛下口所嘗弗進、夫曾參以布衣猶難之、今陛下親以王者修之、過曾參孝遠矣、夫諸呂用事、大臣專制、然陛下從代乘六乘傳、馳不測之淵、雖賁育之勇、不及陛下、陛下至代邸、西向讓天子位者再、南面讓天子位者三、夫許由一讓、而陛下五以天下讓、過許由四矣、且陛下遷淮南王、欲以苦其志、使改過、有司衞不謹、故病死、於是上乃解、曰、將奈何、盎曰、淮南王有三子、唯在陛下耳、於是文帝立其三子皆爲王、盎由此名重朝廷、

【講義】然るに果して淮南王は蜀に赴ける途中、雍と云ふ地に至り、病に罹りて死せり、その事奏聞に及びしかば孝文帝は非常に殘念がりて、食事を止めて哭すること甚だ哀しかりき、袁盎宮中に入り謁見し、頓首して自分の不都合なるよりして此く宸襟を惱ますことになりたりとて、相當の罪を正されんことを請へり、孝文帝申さるゝには、今となりては殘念なるぞ、朕は公の諫言を用ひざりしよりして此の樣なる變事に立ち至りたりと、袁盎の申すには、陛下よ、さ樣に御落膽召されずと、御自分に御心を寬く游ばされよ、此れ既に濟みたる事柄なり、今更御後悔が

も思はざれば、袁盎は孝文帝を諫言して曰く、諸侯が己れの臣下たる身分を忘れて大いに驕り高ぶるときは、次第に增長し、遂には謀反の野心を起して國に難義を生ずること必定なり、因つて此度の罪あるを機會として淮南王を責めて、その領地を削り召し上げらるべしと、孝文帝は仁君にして弟を愛する情に牽かされて、袁盎の議を採用せず、淮南王の我儘は益〻募りて亂暴なりき、後ち棘蒲侯と云へる諸侯の柴武と云へる者の世嗣が謀反し、その事發覺するに及んで、罪跡取調べの結果、淮南王に關係せり、因つて淮南王は長安へ徴され、罪を糾されたり、孝文帝は因つて淮南王を僻地の蜀へ罰として遷すことになりて、檻車とて罪人馬車に載せて宿次に順々と傳へ送るべき事に定まりたり、此の時袁盎は中郎將の官と爲りしが、乃ち孝文帝を諫めて曰く、陛下平素より敎訓をなさず、淮南王を高ぶり驕らしめて、少しも禁止し給はず、因つて段々と增長されて、此の謀反を企つるやうなる大膽なる事をなすに至りたり、然るに只今になりて忽ち打つて變りて嚴重に摧き折るやうに、專ら威壓遊ばすことは宜しからず、淮南王の人柄は剛情張りの御方なれば、如し蜀へ御徙りの際に御身に慣れさせられざる霧や露に遇はれて、道中に於て死せらるゝやうなる事があらんには、畏れながら陛下は結局天下の人民からして、天子の御位に在しまして廣大なる天下を有ち給ひながら、一人の淮南王を受け容るゝことが御辛抱出來給はぬと申し上ぐる樣に御成り遊ばして、御弟君を殺し給ふと云ふ御不名譽を取り給ふ事とならせられん、然る時は、之を奈何に遊ばすべき處に候ぞと申されたれども、孝文帝は聽き納れずして、遂に淮南王を蜀に遣はしたり、

【字解】淮南厲王、淮南は國の名、厲は王の諡なり、名は長と云ひ、高祖の子なり、殺辟陽侯、事は本書の淮南王傳に見えたり、可適削地、適は讁と通ず、罪を譴責すること、淮南王益橫、橫は專橫なり、ホシイママと訓ず、檻車、罪人を載する車、

淮南王至ㇾ雍病死、聞、上輟ㇾ食哭甚哀、盎入、頓首請ㇾ罪、上曰、以ㇾ不ㇾ用㆓公言㆒至ㇾ此、盎曰、上自寬、此往

は自ら信ずることありて、遂に絳侯に謝罪をなさずして止みたりしが、後ち絳侯が丞相の官を免職して、都を引き上げて自國の絳の地に行きしに、絳國の人が朝廷へ上書して、絳侯に謀反の企てありと讒奏し、爲に絳侯は疑ひを受け、都へ徵されて清室と申せる待罪處に繫ぎ囚はれたる時、諸の貴顯たちは、己が嫌疑を受けて掛り合ひにならんことを恐れて、誰れも絳侯の爲に辯疏をなすもの無かりけるに、唯袁盎のみは骨折りて、絳侯が決して罪の無くして全く讒奏なることを辯解したり、其の內に絳侯の寃罪は霽れて釋さるゝことを得たり、此れには袁盎は頗る骨折りあり、絳侯はそこで前に怨みたることを悔いて、大に袁盎と交を結び、互に助け助けらるゝ仲となれり、

【字解】 望袁盎、望は怨望なり、不平を啣ちて、怨むること、而兄、而は汝なり、ナンヂと訓す、兒廷毀我、時に袁盎年少なりければ、故に絳侯之を兒と呼べるなり、徵繫清室、清室は貴族高官の罪を請ふ處、漢書には請室に作る、

淮南厲王朝、殺辟陽侯、居處驕甚、袁盎諫曰、諸侯大驕、必生患、可適削地、上弗用、淮南王益横、及棘蒲侯柴武太子謀反事覺、治、連淮南王、淮南王徵、上因遷之蜀、轞車傳送、袁盎時爲中郎將、乃諫曰、陛下素驕淮南王、弗稍禁、以至此、今又暴摧折之、淮南王爲人剛、如有遇霧露、行道死、陛下竟爲以天下之大、弗能容、有殺弟之名、奈何、上弗聽、遂行之、

【講義】 孝文帝の弟なる淮南の厲王長安の都へ入朝し、兼ねて私怨のある辟陽侯審食其と云へる大臣を殺し、その振舞ひ驕り高ぶること甚しく、國法を法と

と能はず、其の後ち呂后が崩ぜられ、大臣たちが相互ひに賴りて呂氏一門を誅戮せるとき、太尉絳侯兵權を握れるに因りて折良くもその成功の機會に出で合はしたるなり、されば彼れは世に申す一時的功勞ある臣下にして、永久的社稷の臣などと申すやうなる、重々しき人物にあらず、然るに只今の態度上より觀察仕るに、彼れ丞相は主上に對し奉りて、驕り高ぶる顏色あるが如くに見えて、陛下は亦餘りに御謙遜遊ばし、臣下と君上とが互ひに禮誼の中庸を失ひ、顚倒致して居るやうなる次第なり、此れは臣竊かに陛下の爲に宜しき事と存じ奉らずと申したり、此れより後ち、孝文帝が丞相に對しては、益〻威嚴を正し、丞相周勃は益〻畏ることになれり、

【字解】朝罷趨出、入朝、退朝の時、趨出を以て禮となす、常目送之は去りし後より目を轉じて送意を表はすこと、諸本に自送に作る、然れども君が自ら臣を送る禮は無ければ、文帝たとひ絳侯を禮すとも、亦禮を犯して爲すこと無かるべし、今漢書に依りて目送に作る、史記集解にも徐廣曰、自一作レ目とあり、社稷臣、社は土地の神、稷は穀物の神なり、國を建つるには必ず宗廟社稷を設くるが故に、國家を指して宗廟社稷とも云ひ、又單に社稷とも云ふ、社稷臣とは社稷と存亡安危を共にする重臣なるを謂へるなり、主兵柄、主はツカサドルと訓ず、兵柄は兵權なり、

已而絳侯望袁盎曰、吾與而兄善、今兒廷毀我、盎遂不謝、及絳侯免相之國、國人上書告以爲反、徵繫清室、宗室諸公莫敢爲言、唯袁盎明絳侯無罪、絳侯得釋、盎頗有力、絳侯乃大與盎結交、

【講義】已にして絳侯は袁盎の文帝に己れの事を言したるを傳へ聞き、袁盎を怨みて曰く、吾れは其方の兄袁噲と友人にて仲好かりき、然るに子供の其方が場處柄も構はず、朝廷にて此方の事を陛下に惡口を申し上ぐるとはけしからぬ奴なりと、されども袁盎

臣盎曰、絳侯所謂功臣、非社稷臣、社稷臣、主在與在、主亡與亡、方呂后時、諸呂用事、擅相王、劉氏不絶如帶、是時絳侯爲太尉、主兵柄、弗能正、呂后崩、大臣相與共畔諸呂、太尉主兵、適會其成功、所謂功臣、非社稷臣、丞相如有驕主色、陛下謙讓、臣主失禮、竊爲陛下不取也、後朝、上益莊、丞相益畏、

【講義】此の時に絳侯周勃が丞相となりて政事を輔弼せるが、朝參より罷り退けるに、小足に疾かに走り出でて、さも得意相に見受けられる、それに引換へて孝文帝は絳侯を禮遇せらるゝこと恭しく謹まれ、常に見送りの意味にて絳侯の立ちたる跡を目もて見守れり、袁盎此の狀態を見て、或る時帝の前に進み出でて申しけるには、陛下は非常に丞相絳侯を尊敬し給へるが、一體に彼れを何如なる人物と思召さるゝかと、孝文帝の申さるゝには、彼れは臣下とは申せども社稷の臣と申すものにて、乃ち我が國家に附屬して居る元老にて、朕一人の家來にはあらず、因つて特に之を敬禮致すなりと、袁盎の申すには、絳侯は世に申さるゝ功勞ある臣下にして、社稷の臣と申すやうなる重々しき人物にあらず、其の故は、社稷の臣と申すものは、その奉事する君主が此の世にましませば、與に存在して何時までも之を輔け奉り、その君主が亡くなり給へば、己れは君主と與に亡くなると申すやうに、徹頭徹尾國君と安危存亡を共にしてこそ、社稷に附屬の臣とは申すべきなれ、然るに先つ頃呂皇后全盛なる時代に方りて、多くの呂氏一門が政事を自由にして、自分勝手に呂氏同志相互に諸國の王となり、漢の帝室劉氏の御一統は誠に微に衰へて、斷絶せざること帶の細さの如にて、實に恐れ入りたる時に、彼の絳侯は、國家の最高軍職たる太尉となりて、兵權を握りたるに、此の呂氏の罪惡を正し治むるこ

カサドルと訓ず、漢書には身履レ軍に作りて典の字なし、戰場に臨むこと、搴旗、搴は拔なり、ヌクと訓ず、彼誠知所處、處は居なり、所處は立ち場のこと、如淳曰く、太史公曰、非二死者難一、處レ死者難也と、○本傳季布と欒布との兩人、前者は其の生命を重んじて容易に死せず力を盡し生を求め、後者は其の生命を輕んじて死を視ること歸するが如く、兩人の一時の處決全く同じからざるも、皆相當の理由ありしことは、論贊を觀て知るべし、而して其の任俠は兩人同じく、奴隸となりしこと同じく、その氣節あること亦同じ、故に兩人を合して一傳となしたるなり、

袁盎鼂錯列傳第四十一

袁盎者、楚人也、字絲、父故爲二羣盜一、徙處二安陵一、高后時、盎嘗爲二呂祿舍人一、及二孝文帝卽一レ位、盎兄噲任レ盎爲二中郎一、

【講義】袁盎と申す人は楚の地の生れなり、字は絲と云ふ、その筋目正しきものにあらず、父はもと羣盜を爲しゝが、徙りて安陵と申す處に住したり、高祖の皇后呂氏が政事を爲しゝ時、袁盎は嘗て呂氏の里方なる呂祿の舍人と申す家職を勤めたり、孝文帝が帝位に卽くに及んで、袁盎の兄名は噲と申す人が袁盎の身元引請けに立ちて、盎は仕官して中郎の職となれり、

【字解】故爲羣盜、羣盜とは羣衆相隨うて盜を爲すことにて、乃ち盜賊組合ひの一人にてありしを謂ふ、舍人、今我が邦貴族の執事の類、任盎爲中郎、任は保任なり、秦漢の時、仕官をなすときは保證人ありて、一身上の事を引請くることあり、之を保任と云ふ、

絳侯爲二丞相一、朝罷趨出、意得甚、上禮レ之恭、常目二送之一、袁盎進曰、陛下以二丞相一何如人、上曰、社稷

【講義】　太史公、季布、欒布の事を論じて曰く、凡將庸主の下に在れば、從うて少しく勇氣あれば目立つものなるが、彼の項羽の如き力山を拔き氣世を蓋へる氣象を以て自任せる主君を戴きながら、而かも季布は勇氣を以て其部下なる楚軍の間に顯れて評判高く、その身は屢々軍を典りて、戰ひに臨み敵軍の中へ突き入りて、敵の旗を拔き取りしこと一二度ならずして、數々なりき、眞の壯士と申すべし、然しながら徒に一時血氣に逸る猪武者にはあらず、或る場合には身に刑戮を被り、髡鉗して他人の奴隸までに成り下りながら、生命を大切にして死にきらざりしは、一寸見たる處で何ぜに其の如に卑劣なることぞ、此れ彼れは必ず自分に己が材能を恃みにして、必ず時節に逢へば昇進して抱負を展ぶることが出來ると自信せるが故に、寧ろ一時の恥辱を受けても羞ぢず、卽ち自分の人に長じたる材能を用ひ働かすことあらんと欲望すれども、其れ未だ十分に爲し遂げ得ざればこそ、右の如く卑劣に類したる行爲を甘んじたるなれ、斯樣に一方に勇氣あると共に一方に智慮分別がある故に、終りには漢の名將軍となれり、全體眞の賢き者は本當にその死を大切にして、容易に無駄死はなさず、彼の世間に多く有り習はせの女中や賤しき人が一時心に感じ慨きて、前後の考へも無く死に急ぎして自身に己れを殺すものは、勇氣が人並にありて爲すと云ふ譯にはあらず、自分の希望が失敗すると、復と再び出來得ずと此の世を絕望悲觀するが結局の詰りの處なり、されば斯樣なる人は、季布と反對に勇も無ければ智も無き人なるぞ、又欒布の事を論ぜんに、彼れが主人彭越が殺されて哀み哭し、漢の高祖が怒りて之を殺さんとしたる時、從容自若として畏れず、鼎の湯に飛び込みて死ぬることを恰かも自分の宅へ歸るが如くなりしことは、彼れ欒布は誠に人間の死に場處を知りて居れるなり、乃ち人は死せざれば死に賢る恥ぢありと云へるが如く、斯樣なる時こそ節義の爲に生命を抛つべきぞと自覺すればなり、此くの如く己が死することを自分に重んじ大切にせざりしことは、往古の壯烈なる士といへども、何を以て此の上に乘り越えて出づる者がある、實に見上げたる仕業なりと、

【字解】　身屢典軍、屢、一に屢に作る、典は主なり、ツ

國除、

【講義】高祖の後ち孝文帝の時に、欒布は燕王の輔相となり、又轉任して漢の朝廷へ還りて、將軍までに上りたり、欒布玆にその得意の地に達せしかば、そこで唱へて曰く、自分が不幸窮困したる時に、無理に頑張りて而も己が一身を辱しめ貶し、己が志を降し下ぐることが出來得ざるものは、常識ある人間にあらず、亦自己が幸ひに富貴になりても餘り吝たれて、我が思ふ如に快く爲すことが出來得ざるものは、人に勝れたる賢人にあらずと、是に於て嘗て己が恩を受けたる者には厚く恩を返し、己れに仇をなして怨みある者には必ず法律に當てゝ之を滅ぼして、思ふやうに自分の志しを遂げ果したり、吳の軍が吳王に從ひて反きたる時、欒布は軍功を以て兪侯と云ふ諸侯に封ぜられ、復元任に還りて燕の相國となれり、燕國、齊國の間には欒布が恩德を慕ひ、尊び崇めて爲に社を立てゝ神として祀り、欒公社と名けたり、後ち孝景帝の中元年に、欒布は薨じ、その子の名は賁と云ふ者が跡を嗣ぎしが、太常と云へる儀式を掌れる官になり、犧牲を具ふることが定めの法令の如くならずして、違法の廉ありしに依りて免職となり、兪侯の爵位は削られて、その國は召し上げられたり、

太史公曰、以項羽之氣、而季布以勇顯於楚、身履典軍、搴旗者數矣、可謂壯士、然被刑戮、爲人奴、而不死、何其下也、彼必自負其材、故受辱而不羞、欲有所用其未足也、故終爲漢名將、賢者誠重其死、夫婢妾賤人感慨而自殺者、非能勇也、其計畫無復之耳、欒布哭彭越、趣湯如歸者、彼誠知所處、不自重其死、雖往古烈士、何以加哉、

ば、腕くは亡びざらん、此の如く大勳功ある彭王なれば、項羽が滅びて天下已に定まり、彭王は陛下より割符を割きて與へられて、封國を受けて梁王となり、陛下が天下を永久無窮に御子孫に傳へ給はんと思召さるゝが如く、彭王も矢張り其封を子々孫々萬世に傳へんと思ひ居たり、然るに只今陛下に於かせられて一たび兵を梁に徵されたるに、彭王が時折不幸にして病氣で勅令に應じて出發致さざるからとて、陛下は忽ち彭王を疑ひて謀反を工み居れりと猜疑し給ひ、彭王の謀反の證跡が未だ明白に分らざるにも關せず、苛刻細小の事件を以て御取調べになりて、之を誅戮して滅ぼされたり、さて左樣なる冷酷の振舞ひをなし給ひては、此愚臣は外々の彭王と同樣なる功臣たちは、人々みな何時に陛下の御疑ひを受くるやも計られずと疑ひて、轉手自分々々に危く思ひて安心仕らざるかと恐るゝなり、只今主人彭王が已に死したることなれば、愚臣は此の望み無き世に生き長らへんよりは速かに主人を慕ひて死するに如かず、何卒御處置通りに鼎に烹殺さるゝ刑に就かんと、是に於て高祖は成程道理ある言ひ分なりと思はれけん、欒布が死罪を許し、尙拜して都尉の官と爲せり、

【字解】　剖符受封、剖はサクと訓ず、符は割符なり、諸侯を封ずる時天子より其の割きたる半分を渡され、半分は天子の許に留めて他日の信となせるよりして、封土の命を受くることを此の如く云へるなり、以苛小、苛音はカ、小は一に峭に作る、苛峭は煩苛にして險刻なること、

孝文時、爲燕相、至將軍、布迺稱曰、窮困不能辱身下志、非人也、富貴不能快意、非賢也、於是嘗有德者、厚報之、有怨者、必以法滅之、吳軍反時、以軍功封俞侯、復爲燕相、燕齊之閒、皆爲欒布立社、號曰欒公社、景帝中五年薨、子賁嗣、爲太常、犧牲不如令、

と、崔寔の政論に、昔高祖令蕭何作九章之刑、黥、劓、斷趾、斷舌、梟首、故謂之具五刑とあり、此に由れば、梟首の刑は高祖の時に始まり、最も重刑たり、雒陽、卽ち洛陽なり、雒は洛と同じ、祠而哭之、祠は祀なり、マツル、若與彭越、若は汝なり、ナンヂ、趣亨之、趣はサタ、促なり、亨は烹と同じ、ニルと訓ず、頻りに追ひ立てゝ湯鑊に赴かしむるなり、方提趣湯、提は引き捕ふること、

布曰、方上之困於彭城、敗榮陽成皐間、項王所以遂不能西徙、以彭王居梁地、與漢合從苦楚也、當是之時、彭王一顧與楚則漢破、與漢而楚破、且垓下之會、微彭王、項氏不亡、天下已定、彭王剖符受封、亦欲傳之萬世、今陛下一徵兵於梁、彭王病不行、而陛下疑以爲反、反形未見、以苛小案誅滅之、臣恐功臣人人自危也、今彭王已死、臣生不如死、請就亨、於是上迺釋布罪、拜爲都尉、

【講義】 そこで欒布の申しけるは、往時陛下が楚と戰爭せられて、彭城の地に困み、榮陽や成皐の附近にて敗北せられたるにも拘らず、楚王の項羽が遂に西方に軍を徙して、陛下に迫らざりし譯は、彭王が梁の地に控へて居り、漢と共同して楚の軍を苦めたるを以て、流石の項羽も思ひ切りて陛下を擊たざりしなり、是の場合には彭王の味方に付き次第にて、漢楚の成敗は極まるべかりしなり、彭王が一たび顧みて楚の味方せば、楚が勝ちて漢は破滅せしならん、漢に味方せば、漢が勝ちて楚が破滅せしならん、且つ垓下に於て最後の會戰に、若し彭王が援軍を引きつれて漢に加擔せざりしならば、彼の項羽は仲々の英雄なれ

布從齊還、奏事彭越頭下、祠而哭之、吏捕布以聞、上召布、罵曰、若與彭越反邪、吾禁人勿收、若獨祠而哭之、與越反明矣、趣亨之、方提趣湯、布顧曰、願一言而死、上曰、何言、

【講義】 後ちに欒布は彭越が爲に齊國の使者に行きしが、未だ梁國に立ち返らざる内に、漢の朝廷には梁王彭越を長安の都へ召し寄せ、責めて謀反を企てたる廉を以て彭越を誅殺し、同時に其三族を滅したり、已にして又彭越の頸を洛陽の城下に獄門に掛けられ、高祖は詔を下して、何人に限らず憚りも無く叛臣彭越が頭を收めて取片付けをなす者あらば、早速に其者を召し捕りて罪科に申し付くるぞと申されたり、欒布はかねて彭越の使者となりて齊國に行きしが、齊より立戻りて使者の用向きを獄門に掛けられたる彭越の頭の下にて申し上げ、その祭りを行ひて、高々と聲を放ちて、哀み哭したり、因りて前きに詔のありしことなれば、捕吏は欒布を捕縛して、高祖に上申せり、高祖は欒布を召し寄せ之を罵倒して申しけるには、汝は彭越と共に謀反を工みたるではないか、吾れはかねて人を禁止して決して獄門に掛けたる彭越の頭を取片付けをなしては相成らぬぞと申し付けたるに、汝に限り獨り彼れ賊臣彭越が頭を祭りて而も之を哀みて高々と聲を放ちて哭したるは、是れ汝彭越に深き同情を持ち居ればこそなれ、汝が彭越と共に謀反を工みたる證跡は此れにて最早明白なるぞ、誠に不屆千萬なる奴なり、掛りの者ども、其れ速かに此奴を鼎に投げ入れて烹殺して仕舞へと、是に於て役人は欒布を引き連れて湯の盛んに沸き返りて居る鼎のある處に追ひ立てんとしつゝある時に方りて、欒布は後方を振り返り見て曰ひけるは、此の場に臨みて願はくはたつた一と言だけ申し上げて死なんと、高祖之を聞きて、さてそれは如何なる言を申さるるかと云へり、

【字解】 梟彭越頭、梟は首を斬りて木上に懸け、以て衆人に示す、刑罰なり、日本の昔時に云ふ獄門のこ

巨野中爲盜、而布爲人所略賣、爲奴於燕、爲其家主報仇、燕將臧荼擧以爲都尉、臧荼後爲燕王、以布爲將、及臧荼反、漢擊燕、虜布、梁王彭越聞之、迺言上、請贖布、以爲梁大夫、

【講義】此れより以下を欒布の傳とす、欒布は梁の地の生れなり、始め梁の王彭越が未だ平民たりし時、平常欒布と交際して朋友たりしが、兩人共に非常に困窮して、生活の爲に齊國に行きて、人より賃錢を貰ひ傭はるゝ者となり、或る酒屋の人足となり、數歲の後ち彭越は欒布と相別れ、去りて巨野の中に行きて追剝ぎ强盜をなせり、而して欒布は或る人取りに取り去らはれ、賣られて燕國に於て人の奴隷となりたるが、後ち其買はれたる家の主人の爲に仇を打ちて遣れり、燕の將軍臧荼と云ふ人は、欒布の事を感心し、引き擧げて都尉と申す下役となせり、臧荼後ちに燕王となり、その時欒布を以て燕の大將となせり、臧荼が漢に叛くに及びて、漢は燕國を擊ち、臧荼の將たるを以て欒布を捕虜にしたり、是の時、舊友の彭越は漢の高祖に從ひて梁王たりしが、欒布の捕はれたるを聞きて、乃ち高祖に言上し、請願して金錢を出し欒布の罪を賠償し、欒布を朝廷より貰ひ受けて、己が國梁の大夫の官となしたり、此れが欒布と彭越との關係の起りなるぞ、

【字解】家人、庶人なり、平民のこと、既に魏王豹の傳に見えたり、爲酒人保、保は傭なり、酒家が傭ひ入れをなすなりと解せる說もあり、又一說に、保は保任なり、引き請けのことにて、乃ち酒家が引き請け人となるなりと、數歲、此の下に、漢書には別去に作る、略賣、略奪せられて賣らるゝなり、請贖布、贖は貨を出して罪を償ふこと、

使於齊、未還、漢召彭越、責以謀反、夷三族、已而梟彭越頭於雒陽、下詔曰、有敢收視者、輒捕之、

る恩誼があれば、必ず高祖が自分を厚く待遇するならんと思ひ込みて、自ら名刺を差し出し名乘り出でて高祖に目見したり、處が案外にも、高祖は自分の臣下の誡めとなさんが爲に、丁公を軍隊中に示しものとして遍ねく引廻はして申すやう、此丁公と申す奴は、本來項羽の臣でありながら不忠なり、彼の彭城の西に於て我れに斬り付けたるときに、我れを殺して仕舞つたならば、項羽が天下を取るべかりしに、我れを助けたる許りに、項羽は終ひに我れに亡されたたり、されば項羽に天下を失はしめたる者は、此の丁公であるぞとて、遂に丁公を斬り殺して申すやう、此く仕置をなして、此れから後々の世の人の臣下となる者に、之を戒めとして、丁公の君に貳心を持つ如なる不心得なることを見習ふこと無からしむるが爲なりと、

【字解】　氣盍關中、盍は、もと物にふたをなすことより、轉用して、上より一杯に充ち塞ぐ義となせり、オホフと訓ず、士皆爭爲之死、士の字、俗本多く上句に屬すれども、惡し、意味は上句に連なれども、讀方は截斷して下句に屬す、此の類、古文には多く其の例あり、煩雜に渉るが故に略す、袁絲、絲は字にて、名は盎と云ふ、後卷にその傳あり、中司馬、中尉の屬官、漢書には中尉司馬に作る、中尉、官の名、都下の非常を警備することを掌る、後ち執金吾と改む、今の我が邦の警視總監の類、郅都、郅は姓、都は名、本書酷吏傳に其傳あり、竊籍其名、籍は借なり、丁公、此人、名を逸す、故に公と云ふ、或は曰く、名は固と、季布母弟、母弟は母を同じくせる弟なり、但此の丁公は季布と姓を異にすれば、此の母弟は異父同母の弟と知るべし、我が邦に云へる胤違ひの弟なり、彭城西、彭の上に於の字を添へて看るべし、短兵、兵は武器なり、戈矛の類を長兵と云ひ、刀劍の類を短兵と云ふ、兩賢豈相厄哉、兩賢は高祖自身と丁公とを云ふ、厄は窮厄せしむるなり、クルシムルこと、徇軍中、徇は行く〳〵示すなり、即ち引き廻はして觸れ巡ること、

○欒布者、梁人也、始梁王彭越爲家人時、嘗與布游、窮困、賃傭於齊、爲酒人保、數歲、彭越去之

漢王遂解去、及項王滅、丁公謁見高祖、高祖以丁公徇軍中、曰、公爲項王臣不忠、使項王失天下者、迺丁公也、遂斬丁公曰、使後世爲人臣者無效丁公、

【講義】 季布の事に關聯して序でに記すべき者あり、季布の弟にして心と云へる人は、意氣の盛なりしことは、函谷關中卽ち都の附近に一杯になりて蓋へり、而して他人を待遇すること恭敬にして謹愼なり、兄の季布と同樣に任俠を爲し、四方數千里の間、士人何れも之を慕ひて吾れ先きにと爭ひて季信の爲にならば一死を擲たんことを思へり、季信或る時さる人を殺して刑罰若くは復讎に逢はんことを恐れ、脫走して吳の國に行き袁絲と云ふ人に賴りて匿れたり、その時袁絲に兄分として事へ、灌夫や籍福などと云へる人々を弟分として世話をなせり、季信嘗て仕官して中司馬の職となれり、時の中尉に官せる郅都と云へる人は兼ねて嚴重を以て世に畏れ憚られて居る者なるが、その郅都さへも季信に對しては、一目を置きて敬禮を加へざるを得ざるなり、少年の人は、季信の名を使へば世の通りが宜しきか故に、時折に內々季信の名義を借りて活動をなせり、さて是の時分に當りて、兄の季布は勇氣を以てし、弟の季信は約束を重んずるを以てして俱に各、關中に名字が著はれ聞えたりき、又季布の同腹にて胤違ひの弟なる丁公と云へる人は、季布と同じく楚の大將となり、楚王項羽が爲に高祖と戰ひて、高祖が敗れて走れるを彭城と云へる地の西に逐ひ詰めて散々に窘め、短兵卽ち劍と劍とを以て仕合ひ、高祖は切りまくられて大いに危險なりしが、丁公を振り向き之を煽て揚げて曰へるに、さて君と僕とは雙方の賢人では無いか、賢人同志は相身互と云ふことがあるによりて、何と相互に苦しめてならうやと申されたるに、丁公は敵ながらも、希世の大英雄高祖に相互に賢人と譽められたる嬉さの餘りに、切りまくれる刀劍を後へ引き、高祖を赦して還りたれば、高祖は遂に無事に助かりて去れり、後ち項羽が滅びたるとき、丁公は前年高祖を助命した

同郷の好みなり、僕今日以後、諸方を游歴しながら、足下の名聲を天下に廣く揚ぐるやうに鼓吹致さば、顧ふに啻に從來の梁楚間に止らず、益〻足下の高名は天下に重くなることであるまいか、實に其の方が得策と思はるゝなり、然るに左樣に腹立てゝ接見せらるゝとは、何ぜに足下は僕を拒絶することが深刻なるやと、利害を打算して說き付けたる處、季布はそこで始めて大いに悅び、曹丘を案內して奧の間へ入り、留め置くこと數月の久しきに及び、上等の賓客として待遇し、その去るの時も手厚き餞別を與へて之を送りたり、季布の名譽が益〻世間に高くなりしは、此の曹丘生が努力して之を鼓吹して揚げたる結果なりき、

【字解】曹丘生、曹丘は姓、數招權顧金錢、一說に、招權とは骨折りて自ら威勢を張り、權力を己が身に歸せしむること、俗に云へる幅をきかすこと、顧は念なり、鄙劣にして金錢を始終に念頭に置きて忘れざることなりと云へり、此れ亦面白き說なり、竇長君、竇音トウ、姓なり、長君は字なり、竇太后の弟、景帝の外舅に當る、不說足下、說は悅と通ず、使人先發書、發は覗なりシメスこと、顧不重乎、顧は念なり、オモフと訓ず、重の字、漢書には美に作る、距僕之深、距は拒と通ず、フセグと訓ず、

季布弟季心、氣蓋關中、遇人恭謹、爲任俠、方數千里、士皆爭爲之死、嘗殺人、亡之吳、從袁絲匿、長事袁絲、弟畜灌夫籍福之屬、嘗爲中司馬、中尉郅都不敢不加禮、少年多時時竊籍其名以行、當是時、季心以勇、布以諾、著聞關中、季布母弟丁公、爲楚將、丁公爲項羽逐窘高祖彭城西、短兵接、高祖急、顧丁公曰、兩賢豈相戹哉、於是丁公引兵而還、

聲於梁楚間哉、且僕楚人、足下亦楚人也、僕游揚足下之名於天下、顧不重邪、何足下距僕之深也、季布迺大說、引入、留數月、爲上客、厚送之、季布名所以益聞者、曹丘揚之也、

【講義】楚の人曹丘生と申すものは、雄辯の士なるが、此の人數〻貴顯に取り入りて、權勢を己が身に附けて之を振り廻はし、金錢を願み貴び、貴顯の人趙同等に事へ、又太后の兄弟たる竇長君と交りて親善なり、季布はそのことを聞きて文書を竇長君へ寄せ贈りて諫めて曰ひけるに、私は足下の親める曹丘生は德ある長者にあらずと聞けり、足下は彼れと與に往き來し給ふこと無かれと、然るに曹丘生がその鄕里の楚に歸らんとするに及んで、竇長君の紹介書を貰ひて、季布を訪問せんと思ひ、之を竇長君に賴みたるに、竇長君は之に斷りて曰く、季布將軍は平素からして足下を面白く思はれず、故に訪問をなすとも駄目なれば、足下往くこと無かれと、曹丘生は是非にとて紹介の書を貰ひ受けて遂に出立したり、而して自身が訪問せざる前に、さる人に先づ竇長君の紹介書を季布の所へ持參して、曹丘生訪問の事を觸れ込ましめたり、是れは態と季布を激怒せしめんとの策略なり、ところが季布は旨く之の策に乘り、果して自分が兼ねて竇長君を諫止したるにも拘らず、その曹丘生が鐵面皮にも自分へ紹介書を以て來るとは何事ぞと大いに怒りて、今に曹丘が來たならば、一と泡吹かしくれんと待ち構へて居れり、その內に曹丘生は季布の處へ至り、卽時に季布に會釋して（別に拜禮をなさず）曰ひけるは、さて我が鄕里なる楚の地の人の諺に黃金百斤を手に入れることは難有きに相違なきも、寧ろ季布の一諾卽ち季布が一と呑込みて承知したと云へる返事を得るの榮に如かずと、右の如く足下は何を以て此の信用ある評判を梁楚の地方間に得たるや、さても羨しき限りなり、（一と先づ季布の氣嫌を取りて云へるなり）且つ僕は楚の地の生れなり、足下も亦同じく楚の地の生れなり、されば足下とは

人位が毀りたりとて臣季布を御見棄てになるときは、畏れながら天下の智識階級の人々が之を聞かば、此の一事によりて陛下の御人格を窺ひ測り奉ることがあらんかと、臣は恐縮憂慮仕るなりと、此の一言には流石賢明の文帝も返す辭無く默然として慙ぢ入り、頗る時を置きて後に宣ひけるは、河東の地は朕の大切なる土地柄にて、譬へば人身の股や肱があるが如き關係を持ちて居て離るべからざる助けとなる場處なればこそ、特別に君を都へ召してその模樣を聞かんと思ひたるのみ、決して惡しく思はないやうにせよと慰諭せられたり、

【字解】 使酒難近、酒の醉ひに因りて亂暴をなすを使酒と云ふ、難近とは天子の側に近づくべからずと解せると、人の方より畏れて遠のくことなりとの兩說あり、孰れも通ず、至留邸、邸は底なり、底は止まる義にて、他より來りて逗留するよりして邸と云ふなり、漢の時、諸郡みな都に邸を置けり、見罷、引見の禮が濟みて任所に還るを罷と云ふ、又見レ罷とは見レ逐見レ棄と云ふが如く、見棄てらるゝを云ふとの兩說あり、待罪河東、身の不肖を以て重任を負ふは是れ早晩に過失あるを免れざれば、罪科の出來るを待つと同じきを以て待罪と云へるなり、謙遜せる辭なり、有以闚陛下、闚は窺なり、陛下の淺深の程度を窺ひ見ることを得との意なり、

楚人曹丘生、辯士、數招權、顧金錢、事貴人趙同等、與竇長君善、季布聞之、寄書諫竇長君曰、吾聞曹丘生非長者、勿與通、及曹丘生歸、欲得書請季布、竇長君曰、季將軍不說足下、足下無往、固請書、遂行、使人先發書、季布果大怒、待曹丘、曹丘至、卽揖季布曰、楚人諺曰、得黃金百斤、不如得季布一諾、足下何以得此

は傷なり、瘳は差なりイユと訓ず、

季布爲河東守、孝文時、人有言其賢者、孝文召欲以爲御史大夫、復有言其勇、使酒難近、至留邸一月見罷、季布因進曰、臣無功竊寵、待罪河東、陛下無故召臣、此人必有以臣欺陛下者、今臣至、無所受事罷去、此人必有以毀臣者、夫陛下以一人之譽而召臣、一人之毀而去臣、臣恐天下有識聞之、有以闚陛下也、上默慙、良久曰、河東吾股肱郡、故特召君耳、布辭之官、

【講義】季布後に河東を守る役となる、孝文帝の時代に或る人帝に季布が賢才にして用ふべきを推薦せる者あり、帝因つて季布を都へ召還して御史大夫の官に任ぜんと思ひしが、復季布が餘り勇氣に早まり酒亂にして近寄せ難き人なりと申す者ありしが爲に、季布は既に召しによりて都へ至り、河東の官吏が定宿とせる邸に留まること一箇月ばかりにして、暇を下されて引き取らしめたり、其時に季布は暇乞ひの爲に謁見し、進みて帝に申し上ぐるやう、臣季布は何等の功勞なきに陛下の御寵愛に甘えて、過失の出來ることを覺悟して不驗ながら河東に勤務仕れり、然るに陛下に於かせられては何等の理由なきに突然臣を都へ御召還しになりたるは、此れ何人かゞ臣季布の事を旨く申し上げて陛下を欺き奉りし者ありたるに相違なし、然るに只今臣季布御召しに因りて都へ參りしに、何の御用命をも受くる所なくして此儘に歸任仕ると申すものは、此れ又何人かゞ臣季布を毀り惡口を申し上げしものありたるに相違なし、夫れ陛下萬乘の尊位におはしましながら、僅かに一人位が譽めたりとて臣季布を御召しになり、亦僅かに一

これを侮り、嘗て手紙を作りて、呂太后に猥褻がましきことを申し來りて、甚だ不謙遜なりき、呂太后大いに立腹して、諸將軍を宮中に召し集めて如何に處置すべきかを評議に及びたり、上將軍の樊噲先づ口を開きて申しけるは、愚臣願はくは十萬の軍勢を御預り申し、之を指揮して彼の匈奴の中に攻め込み、縱橫十文字に思ふ存分彼れを蹂み付け申さんと、一坐に列なる諸將軍、何れも呂太后の意に阿り諛ひ之に贊成して申すに、如何にも尤もなる義なりと、季布は之を論駁して申すに、不都合極まれる樊噲なるよ、彼れ申すに及ばず、卽坐に斬り捨つべきものなり、その仔細は、夫れ萬古無雙の大英雄に在せる先帝高祖皇帝が、而も軍隊四十餘萬の多勢に親ら大將となり給ひてさへも、匈奴と戰ひて平城に圍まれ、非常なる大困苦を嘗めさせられたりき、然るに今樊噲が何ぜに僅かに十萬ばかりの軍勢を引き連れて縱橫十文字に思ふ存分に匈奴を蹂み付け申さるべきや、決して出來得ざるなり、かゝる詐言を申し上げて太后陛下の御面前を繕ひ欺き奉るとは、實に不都合極まれる次第なり、其上に、昔し秦國は匈奴を征伐せしを以て、國家疲弊し、人民困窮せしかば、陳勝が其機に付け込みて起り、秦は遂に滅び、天下の人々この戰爭の創痍が未だ十分に瘳えず、卽ち戰爭の疲れが十分快復せざるなり、然るに樊噲は又此の如く御面前の諛ひを呈して、折角治まりかけたる天下を再び騷がし動搖せしめんと欲するは、如何にも許し難き憎き奴と存ずと言ひ放ちたるにより、是の時、殿上の人々は今に太后が如何に立腹せらるゝ事かと氣遣ひの餘り恐れ縮まりたり、然しながら布の言し條尤もなりければ、太后もそれ限りに朝廷を引き取られ、遂に復た二度と匈奴征伐の事を口外にせざりき、

【字解】中郎將、武官の名、近衞兵を掌る役、嘗爲書嫚呂太后、嫚は書辭の猥褻にして汚れたること、また嫚は慢と同じ、アナドルと訓ず、書は漢書の匈奴傳に見えたり、上將軍、武官の名、皆阿太后意、阿はオモネルと訓ず、曲なり、己れの心を曲げて其の意に從ふこと、太后の妹呂嬃と云ふ婦人、樊噲の妻たれば、太后は兼ねて妹婿の樊噲に功名を立てしめんとの意旨もあることを諸將は知れるが故に、沈默して噲の議を贊同したるなり、創痍未瘳、創はキズ、一に瘡に作る、痍

こで季布の罪科を赦免したり、さて是の時に當りて、諸の貴顯たちは何れも流石の季布が能く剛氣を自ら摧き抑へて、柔順と爲りて、時の辱めを忍びたることを賢れたりと爲し、朱家も同時に此の季布を助命したる件を以て、名譽は當世に高く聞えたり、其の後、季布は高祖に召され謁見して謝辭を陳べ、高祖は季布を拜して郎中の官と爲し、宮中に奉仕せしめたり、

【字解】 軺車、一匹の馬で引く輕き車なり、汝陰侯滕公、汝陰は地名、滕公の本名は嬰、姓は夏侯氏、初め滕の縣令たり、楚の人は縣令を公と云ふ、嬰嘗て滕公の稱號を以て著はれ、後ち漢に仕へて汝陰侯に封ぜられたるにより、記者當時の通稱に因りて此く書せしなり、此不走胡、此は季布を指す、北の夷狄を胡と云ふ、此にては匈奴を指す、卽南走越、越は南越なり、當時尉佗、南越に据りて漢に抗衡せり、以資敵國、資は助なり、タスクと訓ず、此伍子胥云々、事は本書の伍子胥列傳に見えたり、侍間、待、漢書には侍間に作る、此に依れば天子間隙ある時に侍從せる折を謂ふ、諸公皆多季布云々、多は重なり、尊重すること、

孝惠時、爲中郎將、單于嘗爲書嫚呂后、不遜、呂后大怒、召諸將議之、上將軍樊噲曰、臣願得十萬衆、橫行匈奴中、諸將皆阿呂后意、曰、然、季布曰、樊噲可斬也、夫高帝將兵四十餘萬衆、困於平城、今噲奈何以十萬衆橫行匈奴中、面欺、且秦以事於胡、陳勝等起、于今創痍未瘳、噲又面諛、欲搖動天下、是時殿上皆恐、太后罷朝、遂不復議擊匈奴事、

【講義】 其後孝惠帝の時に、季布は累遷して中郎將の官となれり、此時匈奴の冒頓單于は、漢の天子が弱くして、太后呂氏が政事を爲せるを見て、女子と見て

に働きをなすこそ、彼れの當然の職分と申す外無し、卽ち此の時項羽の當面の大敵としては、今の陛下なればこそ、彼れが臣の職を盡さんが爲に、陛下に危害を加へんとなしたるなれ、然るに只今その廉を以て季布を誅戮せんと思召さるゝ時は、彼の時今の陛下に敵したるものは、決して季布一人に止まらず、項氏の臣下は皆同じ考へなり態度をなしたることなれば、何れも季布同樣に誅戮せずんばあるべからず、然る時は多數の項氏の臣をば殘らず誅戮が出來得ることで御坐らうか、仲々の事と存ずるなり、今上陛下天下を得給へる始めにて、天下人民が如何なる御政事をなさるゝかと注目の際に、獨り御自分個人の私怨を以て、眇たる季布の如き無勢力の一人をば、斯樣に嚴しく求めらる、何ぞ天下の人々に陛下の御度量の廣大ならざることを示し給へるや、斯樣の事では天下の人人大いに失望仕るならん、且つ成程尊公は季布は賢者と仰せらるゝが、さてその季布の如な賢者でありながら、漢の朝廷にて之を尋ね求むることが前述の通り火急ならば、彼の季布は決して甘んじて漢の自由になる人にはあらず、北方指して胡卽ち漢の敵國たる何奴に逃げ込まざるときは、卽ち南方指して同じく漢に敵對せる越國に逃げ込むことならん、彼れ果して然るときは、決して手を束ねて無爲に打過すものにあらずして、敵國を輔けて漢に復讎的の事を爲すに相違なし、夫れ折角役に立つべき壯士を忌み嫌うて、敵國の勢を資け添ふることを爲すは、此れ昔し吳の伍子胥が舊怨を霽らさんが爲に、元の主君なる楚の平王の墓を發掘してその死尸に鞭を加へて擊ちたる事が出來たる譯なり、誠に陛下の御爲にも寒心すべきことならずや、尊君何ぜに從容と落付かれて、陛下の爲に此の事を言上し給はざるやと、汝陰侯滕公は先刻來朱家が熱心に雄辯を振はるゝを聽きて、その心中に斯程までに季布を辯護するは、固より彼れが大いなる俠客であると云ふことを承知し、又是れは屹度季布が彼れの所に匿れ居るに相違なしと思ひて、乃ちそこで其の義氣に動かされて、承知を與へて曰く、委細承知したりと、其れより後に或る日滕公は高祖の閑隙の時を伺ひ、內々人知れずに果して約束を履行し、高祖に申し上ぐること、朱家の指圖の如くに致したり、高祖も道理ある言と思ひ、そ

項籍用、職耳、項氏臣可盡誅邪、今上始得天下、獨以己之私怨求一人、何示天下之不廣也、且以季布之賢、而漢求之急如此、此不北走胡、卽南走越耳、夫忌壯士以資敵國、此伍子胥所以鞭荊平王之墓也、君何不從容爲上言邪、汝陰侯滕公心知朱家大俠、意季布匿其所、迺許曰、諾、待閒、果言如朱家指、上迺赦季布、當是時、諸公皆多季布能摧剛爲柔、朱家亦以此名聞當世、季布召見、謝、上拜爲郎中、

【講義】朱家はそこで軺車とて、一頭引きの馬車に乘り、身輕の旅裝にて、當時の都の洛陽に至り、何氣なき態度を粧うて、高祖の寵臣なる汝陰侯滕公と申す人に面謁したり、滕公は朱家の有名なることを聞き居れば、自邸に留めて互ひに酒を飲みて心易く懇親を結ぶこと數日に及びたり、朱家は時分の良き頃を計り、因りて序でに話を爲すやうに粧うて滕公に申すには、御尋ね人の季布で御座るが、彼れは一體何の犯せる大罪がありて、陛下が之を御尋ね遊ばすことか、千金の懸賞にして迄に火急になさるゝやと、滕公が申すには、さればなり、季布は前年戰爭の際數、楚の項羽の爲に陛下を窘め奉りしとありき、陛下は之を怨み給へり、それ故に必ず彼の季布を御手に入れて怨みを返さんと思召さるゝなりと、朱家の申すに、さて陛下の御事は姑らく置きて、尊君は彼の季布を御覽なさるゝに、何如なる人物と考へ給ふやと、滕公の申すに、彼れは賢者と存ずるなりと、朱家の申すに、然らば一つ申し上げん、全體人に事へて臣下たる人は、各自にそれ〴〵己が主人の爲に働きをなして、力を盡すものなり、季布は項羽の臣なれば、項羽の爲

として、季布始め家來の身を賣却したり、さて周氏が特に朱家に季布を渡したるは、朱家の男たるを見込みてゞあるが、流石に朱家は大俠客なれば、心の中には周氏より賣りに來りたる奴隷は徒物にあらず、是れぞ正しく現今嚴しく政府より尋ね人なる季布にてあることを知り、そこで季布を先方の申さるゝ如くに買ひ取りて、之を人家に離れたる田圃の舍中に匿し置き、自分の悴を誡めて曰ひけるに、凡そ田圃に關する事は必ず此の奴隷の申し條を聽きて爲せよ、必ず輕蔑せずして彼れと與に食事を同じくして鄭重に取り扱ふべしと、此の如く表面はどこまでも農事に老けたる百姓上りの男のやうに見せ置きて、懇切に季布の一身を掩護したり、

【字解】　爲氣任俠、任は其の勢力を任使し、俠は挾の義にて、權力を以て人を挾み輔くるを意味して、任俠と云ふ、我が邦江戶時代に謂はゆる男伊達の類なり、爲氣は意氣地を張ること、太平御覽四百七十三には本文を引きて爲レ氣を爲二人一に作る、窘漢王、窘はタシナムと訓ず、困なり、敢有舍匿、舍は止宿なり、匿は隱匿なり、迹且至臣家、迹はその蹤跡を尋ぬるを謂ふ、アトヲツケルこと、且は將と通ず、臣はたゞ己れを謙遜せる賤稱なり、我が邦の奴と云ふが如し、卽不能、卽は若と同義、モシと訓ず、假りにと設けて云へる辭、髡鉗褐衣、髡音はコン、髮を剃ること、鉗音はケン、鐵の鎖を頸に掛くること、褐は毛布の衣、置廣柳車中、柳は車上の覆ひなり、廣柳は廣大なる覆ひにて、葬式の時、棺を載する車とも云ひ、又大牛車なりとも云ふ、家僮、家僕なり、魯朱家、本書の游俠傳に見えたり、迺買而置之田、漢書には買置二田舍一作る、

朱家迺乘二軺車一之二洛陽一、見二汝陰侯滕公一、滕公留二朱家一飮數日、因謂二滕公一曰、季布何大罪、而上求之急也、滕公曰、布數爲二項羽一窘レ上、上怨レ之、故必欲レ得レ之、朱家曰、君視二季布一何如人也、曰、賢者也、朱家曰、臣各爲二其主一用、季布爲二

賣之、朱家心知是季布、迺買而置之田、誡其子曰、田事聽此奴、必與同食、

【講義】季布は楚の地の生れなり、平素より意氣を重んじて、任俠卽ち男立をなし、爲に楚に有名なりき、項羽は季布に兵の大將とならしめ戰爭して一二度ならず度々漢の高祖を窘めたり、後項羽が滅ぶるに及んで、漢の高祖は兼ての怨みあれば、是非に季布に復讎せんと思ひて、季布をば千金を懸賞として尋ね求めらる、若し何人に限らず、詔を憚らずして季布を留め舍きて匿せる者がありたるならば、その本人家內は申すまでも無く、罪科は父の親族、母の親族、妻の親族に及び、合せて三族の者を誰れ彼れの別なく嚴刑に行はんとの觸を出して、極めて嚴重に搜索せしめたれば、そこで季布は濮陽と申す處の俠客にて周氏と名乘れる人の家にその身の上の事を明かして匿れたり、周氏の主人は曰ひけるに、漢の朝廷には將軍(季布を指す)を懸賞して求め尋ぬること火急なれば、早晚足迹をつけて私が家に至ることならん、然る時は將軍は到底助かる見込みなし、就いては將軍が能く私しの計略を聽き入れ給ふことが出來得るならば、私は憚りながら一つ良き計を申し上げん、然かし若し聽き入れ給ふことが出來得ないことならば、おめおめと敵の手に掛りて果て給はんよりは、彼等捕吏の踏み込まざる內に、先づ潔く自ら頸を刎ねて自害召さるべしと、季布は此の場合に死したりとて格別益なしと思ひけん、周氏の主人が申せる計を聽き入れんと許諾せり、そこで周氏の主人は始めて自分が季布に申したる計の實行に着手し、先づ第一にその容貌を變じて人目を晦さんが爲めに、髡とて季布の髮を剃りて中央の處を少しく殘し、我が邦現代婦人の束髮樣の形ちになし、鉗とて頸に鐵の鎖をはめて、全く是の時代の奴隷風に仕立て、第二には服裝を更へて下賤の人が着る褐衣卽ち毛織りの衣服を被せ、第三には廣柳車と申して車上に大いなる覆ひのある一種の車に載せ、又季布一人を送るときは人に目立つが故に、自分の抱へて居る家來數十人と幷せ混ぜて、魯の地の朱家と申す俠客の所に之きて奴隸

反りて物に輸けて屈むが如くに見え、眞の道と申すものは言ふ迄も無く、委蛇とてのたり〳〵として順從なるものなりと、是れ又古語に申してあるが、多分此の叔孫通の如なる人を評して申せるものか、彼の一點張りに時勢の移れるにも無頓着にして融通のきかざる輩は、到底世の實用に立たざる迂闊漢なるぞ、

【字解】語曰云々、漢書には廊廟之材非一木之枝、帝王之功非一士之略に作る、顏師古曰く、此の語本と愼子に出づと、一狐之腋、裘衣は狐の腋皮を以て造れるを貴しと爲せり、臺榭之榱、榭は音シャ、臺榭共にウテナと訓ず、屋宇の無きものを臺と云ひ、有るものを榭と云ふ、榱は所追の切、音サイ、屋椽なり、タルキと訓ず、大道若詘、詘は屈と意義共に同じ、道固委蛇、蛇は此にての音はイ、委蛇は柔順の貌、大いなる道は從容として窮屈ならざることなり、老子に大直如屈、大巧如拙の言あり、本文の大道云々は蓋し老子流の格言ならん、作者司馬遷は道家即ち老子の學を尊信せし人なることは、本書の自叙に見えたり、○本傳劉敬、叔孫通の二人は、遷都の大計を立て、及び匈奴の和親を約し、一は朝廷の禮節を制し、宗廟の儀法を定め、共に漢家太平の基を佐け開きたるものなれば、故に之を合傳なしたるなり。

季布欒布列傳第四十

季布者、楚人也、爲氣任俠、有名於楚、項籍使將兵、數窘漢王、及項羽滅、高祖購求布千金、敢有舍匿罪及三族、季布匿濮陽周氏、周氏曰、漢購將軍急、迹且至臣家、將軍能聽臣、臣敢獻計、即不能、願先自剄、季布許之、迺髡鉗季布、衣褐衣、置廣柳車中、并與其家僮數十人、之魯朱家所

狐之腋也、臺榭之榱、非一木之枝也、三代之際、非一士之智也、信哉、夫高祖起微細、定海內、謀計用兵、可謂盡之矣、然而劉敬脫輓輅一說、建萬世之安、智豈可專邪、叔孫通希世度務、制禮進退、與時變化、卒爲漢家儒宗、大直若詘、道固委蛇、蓋謂是乎、

【講義】太史公論じて曰く、古語に千金に價ひする皮衣は、仲々一匹の狐の腋下の皮位にて製するにあらずして、澤山なる狐腋の皮を集めて造るなり、臺榭の榱卽ち高殿のタルキは、僅かに一本の木の枝位にて造れるにあらずして、幾多の木材を以て成せるなり、それと同じき道理にて、夏殷周三代の盛んなりし場合は、是れ亦單なる一人位の智慧の働きにて出來たるにあらずして、多數の賢人豪傑が寄り聚りて爲し遂げたるなり、凡そ天下の物事何に限らず、衆智衆力を要する者ぞと云へるが、此の言實に信なるかな、夫れ漢の高祖は、もと微細なる一平民より起りて、海內を鎭定せり、謀計を運らして兵を用ひて戰爭せる上に於ては、一より萬まで何に事にも行き渡りて、此の上もなきものと申すべき大英雄なれども、武事に長ぜるは文事に短しと申すべかりしならん、天下既に平定せし後は、劉敬は、彼れの本傳に述べたるが如くに、輓輅を脫して洛陽に於て高祖に一たび長安遷都の事を說き勸めて、萬世永遠の安らかなる長策を建てたり、されば人の智慧と申すものは、豈に單獨的に專ら有すべき者で有らうか、否矢張り其人相當にそれ〴〵に長けたることがあるものなるぞ、叔孫通は世間の己れを用ひんことを希望して能くその當時の要務を推し度りて、高祖が軍人輩の亂暴に迷惑してゐる時に乘じ、爲に禮法を制定し、進退動作の節度を立て、時勢につれ伴ひて それ相當に變通融化して毫も礙り滯り無ければ、世に重寶せられて終ひに漢の帝室時代の儒者の本宗と崇められたり、さて大いなる道は何時何邊までも伸びる一方にはあらずして、

せられて宗廟に供へ給へ、然れば離宮への御幸も娯樂の御事にあらずして全く宗廟の御供へを取らせらるゝがためなることに聞えて宜しかるべしと、孝惠帝乃ち許可して、櫻桃を取りて宗廟に獻じたり、さて諸の菓實の獻上の儀は、此の叔孫通の建言から辿りて、段々多く始まることになりたるものぞ、凡べて叔孫通の遣り方は、己が學びて得たる智識を當世向きに應用して時の君主の氣に入るやうに務めたるものなり、

【字解】長樂宮、宮の名、漢の皇太后常住の處なり、間往來、間は時折りにと云ふこと、又中間の道路と解せる說もあり、數蹕煩人、蹕は音ヒツ、人の往來を差止むること、複道、既に秦始皇本紀に見えたり、高寢衣冠云々、高寢は高祖の陵寢なり、漢の當時、高祖の生前に服用したる衣冠を此に藏め置きて、每月朔之を高祖の廟に移し、以て帝の生時の游幸と同樣に見做せる儀式あり、今按ずるに、周禮の春官に守祧掌守先王先公之廟祧、其遺衣服(衣斂の餘服)藏焉、若將祭祀、則各以其服授尸、既祭則藏其服とあり、漢時の衣冠を陵寢に藏せしは、蓋し此の遺風ならん、乘宗廟道上行、高寢より出でて高廟に往く道路は、恰も新に作りつゝある複道の下に値るが故に、此く云へるなり、一說に宗廟道は神道を謂ふ、即ち衣冠往來經由の道路なり、複道は空中に築く故に、其の上に乘ずるに當るなり、人主無過擧、周公の成王に對ふる語なり、史記の梁孝王傳に見えたり、爲原廟渭北、原は重なり、先きに已に廟あり、今更に之を立つ、故に原廟と云ふ、渭の字の上に於の字を添へて看よ、衣冠月出游之、高祖を葬れる長陵は渭水の北に在り、長安の都を去ること三十五里、渭北の原廟既に成らば、陵寢の衣冠、但月朔每に原廟に游びて、城中の高祖廟に至らざれば、複道あるも妨げ無きことになるなり、古者有春嘗果、嘗は食を差むること、果は菓と古通ず、漢書には菓に作る、方今櫻桃孰可獻、櫻桃は菓の名、ユスラウメと訓ず、孰は熟と同じ、禮記の月令に、仲夏之月、羞以桃、先薦寢廟とあり、顏師古曰く、即ち此の櫻桃なり、今(唐代)の謂はゆる朱櫻これなりと、

太史公曰、語曰、千金之裘、非一

宮との間の道を往き來して數〻警蹕とて途中臣民の通行止めをなして、人民に迷惑を掛くるが爲に、乃ち通御のために複道とて上下の二重道を作りしが、その道を武庫即ち武器を貯藏せる倉庫の南方に當る處に作れるに方りて、叔孫通或る事件を奏し申しけるが、その序でに因りて帝の間隙を伺ひ、人知れず內々に諫めて申すには、陛下には全體如何なる理由によりて、今度複道を築き召さるゝか、畏れ多くも先帝高祖皇帝の御陵の靈屋に鎭り坐せる帝の遺し給へる御衣冠が、毎月の朔日毎に出御ましく〵て、御本廟に游幸ましますの御儀式あらせらるゝ御例に候が、高祖の御本廟は漢の帝業を創め給へる大御先祖に當らせらるる國家唯一の尊き御方を祀り給へる御場所に候、然るに奈何ぞ其御子孫方ともあらせながら、其尊靈の通御ましますべき御道筋の上を複道を作らせられて、見下しながら行かせしめらるゝは、何と餘りに勿體なき御儀に候はずやと、孝惠帝之を聞かれ大いに懼れて申さるゝに、此れは朕が惡かりし、一刻も急に複道を破壞すべしと、因つて叔孫通は申しけるに、一と先づ叡慮を垂れ給へ、全體人の君主たる御方は、萬全なる御動作を期して、過り間違ひたる御擧動あるべからず、只今複道は已に勅定によりて作られつつあり、百姓何れも眼前に之を承知仕れり、然るに只今俄かに之を破壞遊ばすときは、是れ人民に人主が過り間違ひたる御擧動ありしことを故らに御示さるゝ道理にて、相濟まざる次第なり、就いては愚臣願ひ奉るには、此の際陛下に於かせられて、原廟即ち第二の御廟を渭水の北地に作らせられて、先帝の御陵の寢殿に藏め奉れる御衣冠は、月の朔日に此の原廟へ出御游幸ましますやうに遊ばされたし、然るときは益〻廣く御廟を多く御增加遊ばすことに成りて、大いなる御孝行の本たらんと、此の如く叔孫通が巧みに取り成したるを以て、孝惠帝は乃ち有司に詔して第二廟を新たに立て設けられたり、即ち高祖の第二廟の起りたるは、前述の如く複道の關係よりせるなり、又孝惠帝或る時、春の日に離宮に出遊せしが、此の時に叔孫通帝に申しけるに古代には春の時候に菓物を宗廟に供へ奉る儀あり、方今櫻桃の菓實正に成熟して宗廟に供へ奉るに都合よろしければ、願はくは陛下出御になり、因りて櫻桃の菓實を取り召さ

靈廟に事へまつる禮儀は、羣臣に於て能く習うて熟練したるもの有ることなし、甚だ恐れ入りたる事なりと申されて、通の官を又轉任し元の太常となし、宗廟に關する儀式禮法を定め、及び稍〻漢の朝廷に關する諸の儀式禮法を定めしめたり、されば漢の朝廷に關する儀式禮法は、みな叔孫通が太常たりし時に詮議して著はせるものなるぞ、

【字解】 園陵寢廟、帝王の陵寢を園と云ふ、樂書に曰く、三代以前、未有墓祭、至秦始出寢、起墓側、漢因秦制、上陵皆有園寢と、稍定漢儀法、稍ヤヽと訓す、少と同じ、完全に定めたるにあらずして、大略定めたるが故に稍定と云へり、皆叔孫生、宋本、毛本の史記には、皆の字の上に、漢諸儀法の四字を重ぬ、今其の說に依る、

孝惠帝爲東朝長樂宮、及間往來、數蹕煩人、迺作複道、方築武庫南、叔孫生奏事、因請間曰、陛下何自築複道、高寢衣冠月出游高廟、高廟漢太祖、奈何令後世子孫乘宗廟道上行哉、孝惠帝大懼曰、急壞之、叔孫生曰、人主無過擧、今已作、百姓皆知之、今壞此、則示有過擧、願陛下爲原廟渭北、衣冠月出游之、益廣多宗廟、大孝之本也、上迺詔有司立原廟、原廟起、以複道故、孝惠帝曾春出游離宮、叔孫生曰、古者有春嘗果、方今櫻桃孰、可獻、願陛下出、因取櫻桃獻宗廟、上迺許之、諸果獻由此興、

【講義】 孝惠帝、宮城の東に出で、呂太后の住せる長樂宮に朝見卽ち見舞ひに往かるゝに、時折り宮城と

に正嫡の皇太子を廢して、少年の趙王を立てゝ皇太子となさんと思召すならば、愚臣叔孫通はそれに先だちて御手打ちになりて、此の頸より流れ出づる血を以て御殿の地上を汚し奉らんことを願ひ候、卽ち此の儀は生命を擲ちて諫め奉るなりと、そこで高祖もその至誠に感動して曰へるは、貴公休息致されよ、左樣に心配せずとも可なり、太子を取り易ふるなどとは吾れ唯だほんの全く戯れに申したることぞと、叔孫通の申すには、皇太子は陛下の御跡取りにあらせられて、申さば天下の根本たる極めて大切なる御方に候、此の根本が假りにも一たび動搖して危險の際目に在さば、天下は振ひ動きて亂れの基となり候はん、御常談にも程こそあれ、奈何ぞ天下の安危に係る大事を以て御戯れ事と思召さるゝやと、高祖曰く、尤もなる申し方感心致したり、吾れは屹度貴公の諫言を聽き納れたりと、それから後に高祖が酒盛りせらるゝに及びて、留侯張良が太子の爲に招き寄せたる太子の賓客たる東園公等の四君子の太子に隨從して宮中に入り高祖に謁見するを見られて、到底太子の位地の動かすべからざるを覺悟して、高祖はそこで愈〻太子の位を取り易へて趙王を立つる志を打捨てたり、

【字解】晉獻公云々、此の事、本書の晉世家に見えたり、秦以不蚤定扶蘇、又本書の始皇本紀に見えたり、攻苦食啖、攻は治なり、取捌きをなすこと、攻苦は勤め苦しき事を取捌きたるなり、漢書には共に作る、啖は談の訛、淡薄無味の食物を謂ふ、廢適、適は嫡と同じ、吾直戯耳、直はタヾと訓ず、俗言のホンノと云ふ意なり、見留侯所招客、事は本書の留侯世家に見えたり、

高帝崩、孝惠卽位、迺謂叔孫生曰、先帝園陵寢廟、羣臣莫能習、徙爲太常、定宗廟儀法、及稍定漢諸儀法、皆叔孫生爲太常所論著也、

【講義】其の後、高祖崩じて太子の孝惠帝位に卽きしかば、叔孫通に向つて、先帝高祖を葬り奉れる御陵

得以詐立胡亥、自使滅祀、此陛下所親見、今太子仁孝、天下皆聞之、呂后與陛下攻苦食啖、其可背哉、陛下必欲廢適而立少、臣願先伏誅以頸血汙地、高帝曰、公罷矣、吾直戲耳、叔孫通曰、太子天下本、本一搖、天下振動、奈何以天下爲戲、高帝曰、吾聽公言、及上置酒、見留侯所招客從太子入見、上乃遂無易太子志矣、

【講義】漢の九年、高祖は叔孫通を轉任せしめて太子太傅とまをす、東宮の輔導役と爲せり、後二年を經て漢の十二年に、高祖は寵妾戚姬の生める愛子の趙王如意を以て太子に取り易へて立てんと思はれたり、此の時叔孫通は高祖を諫めて申すに、昔し春秋時代に晉の獻公と申す君は、愛妾の驪姬が讒言の故を以て、太子の申生と云へる者を廢して、驪姬の生みし奚齊と申す子を立てたるが爲に、晉國は亂るゝこと數十年の久しきに及び、天下の笑ひ物となれり、近くは秦の始皇帝には、早くより長子の扶蘇と申せる方を太子に定め置かざりしよりして、始皇の死後に、宦者の趙高と申す姦物が、勅命を詐りて始皇の末子の胡亥と申す馬鹿ものを立つることが出來るやうになりて、秦國自身にその天下を失ひ、祖先以來の祀りを斷滅せしめたり、此の事は今更新しく申し上ぐるまでも無く、陛下が御自身に目前に觀はせられたることにて、太子を取り易ふる事は甚だ善しからず、只今皇太子は仁愛孝行に渡らせらるゝことは、天下の萬民皆之を承はり及びて、誰れ知らぬものは候はず、又皇太子の御生母呂皇后には、陛下と民間より起り給ひ、種々の苦勞を遊ばされ、貧しき食物を召し上りて共に艱難を嘗めさせられたり、然るに今日に至りて、其れ之に背きて見棄て給ふべき理ならんや、陛下是非

き頭を見て、御酒を引き取れよと申し渡して引き取らしめたり、法を司る御史の役人は法を執り行うて、列位の人々の中にて定めの儀式の如くせざる者を取り糺して、發見次第に、その都度早速引き伴れて殿上を去れり、されば人々みな謹愼して朝を終ふるまで、酒宴あれども敢て諠譁して禮を失ひ不敬に涉る動作をなしゝ者なかりき、是に於て高祖は曰く、誠に結構なるぞ、吾れ乃ち今日こそ始めて皇帝と云ふ位の尊きことを知れりと、此れ皆叔孫通の功勞なりとありて、乃ち叔孫通を拜して太常の官となし、黃金五百斤を賜ひぬ、叔孫通因りて進みて曰く、臣の諸弟子竝びに其外儒生が臣に隨ふこと、今日此頃のことにあらずして、年月既に久しき以前よりなり、此の人々、臣と共同して朝儀を造りたり、願はくは陛下に於かせられて、此の人々を御賞ありて相當の官吏に御任命を仰せ出されんことを、そこで高祖は此の人々を悉く以て郎官と爲せり、叔孫通帝前を退き出でて歸宅したる後、一つも餘さず五百斤の下賜金を以て諸生に分ち與へたり、そこで諸生は皆喜びて曰く、流石叔孫先生は誠に聖人なり、當世の緊要なる務めを知れり、仲々吾輩共の淺慮の計り及ぶ所にあらずと、始めて前廉に自分を推薦せざる不平を喞ちたることの愚なりしことを自覺せりとぞ、

【字解】　法酒、禮法によりて飮む酒、卽ち甚しく醉はざる酒のこと、又法式を以て製造せる酒、卽ち後世の官醞の類とも云ふ、諸侍坐殿上、漢の制、殿堂の上、ただ天子のみ牀に居る、其餘王公以下みな幅席を鋪き、前に莚を設く、故に侍坐と云ふ、皆伏抑首、抑は屈なり、禮法に依りて敢て平視せざること、竟朝、竟は終なり、太常、禮式を掌る官、漢の初めは奉常と曰ふ、後太常と改む、漢書には奉常に作る、

漢九年、高帝徙叔孫通爲太子太傅、漢十二年、高祖欲以趙王如意易太子、叔孫通諫上曰、昔者晉獻公以驪姬之故、廢太子立奚齊、晉國亂者數十年、爲天下笑、秦以不蚤定扶蘇、令趙高

傳、臚は上より語を傳へて下へ告ぐること、句は下より語を傳へて上に告ぐること、一說に句は衍文にして、臚は陳なり、臚傳とは陳ねて傳ふることなりと、中井履軒は曰く、臚傳は蠻客を掌る譯官にして、後世の鴻臚なり、賓は儐と同じ、賓客を掌る官、臚は蠻客を掌る官、皆大行に總ぶと、皇帝輦出房、輦は人の挽く車、テグルマと訓ず、此にては動詞に用ひて輦に乘る義に解す、房は居室なり、ヘヤ又はツボネと訓ず、百官執職傳警、職は一に幟に作る、李慈銘曰く、幟は俗字にて、古へはたゞ職に作る、漢書に執戟に作るは誤れり、傳警は聲を傳へて警を唱ふること、吏六百石、漢の制度は、官吏の階級を分つに祿秩の多寡を以てす、故に大守を稱して二千石と云へるが如き、乃ち其の例なり、六百石は年俸六百石を受くる官吏を云ふ、

至禮畢、復置法酒、諸侍坐殿上、皆伏抑首、以尊卑次起上壽、觴九行、謁者言罷酒、御史執法擧不如儀者、輒引去、竟朝置酒、無敢讙譁失禮者、於是高帝曰、吾迺今日知爲皇帝之貴也、迺拜叔孫通爲太常、賜金五百斤、叔孫通因進曰、諸弟子儒生隨臣久矣、與臣共爲儀、願陛下官之、高帝悉以爲郎、叔孫通出、皆以五百斤金賜諸生、諸生迺皆喜曰、叔孫生誠聖人也、知當世之要務、

【講義】奉賀の禮式が畢るに至りて、復法式の酒宴を設けらる、前に叔孫通が禮儀を敎習してあるが故に、諸の殿上に侍坐せるものは、何れも身を伏し首を下に俯して敬意を表はし、爵位官等の順序を以て起ちて壽酒を上り、觴が九回行りたり、式部官は程良

落成したり、此時は未だ秦の制度によりて歳の十月を年始としたれば、諸侯や羣臣は何れも十月に年始奉賀の爲に入朝せり、此日儀式は夜の明くるに先ち、謁者と云へる、式部官の如き役人が、禮儀を取扱ひて拜賀の人々を引き導きて順序を以て宮殿の門内に入る、廷中には、儀仗の車騎を陳ね置き、歩卒は宮を衞る、兵器を設けて旗や幟を張り、順次に聲を次ぎから次ぎへと掛け傳へて、入朝者に敬禮として早足に行くことを教へ言はしめ、殿の下には、郎中の官が階段を左右より挾みて立つこと、階段ごとに數百人あり、而して既に入朝すれば、功臣や列侯や諸の將軍や軍吏等は、位の順次を以て西方に陳り立ちて東方に向ひ、文官の側は、丞相より以下諸官東方に陳り立ちて西方に向ふ、大行と申す接伴長官の如き官員は、九賓臚句傳と云ふ式を設けたり、其れは九人の儐介と申して介添役九人を附け、上の語を下へ傳へ又下の語を上へ傳ふることをなして、上下の間を極めて嚴重に取扱はしむ、是に於て皇帝の乘られたる輦は、奥向きより出御になり、係りの百官は傳令旗を執りて、しづ〳〵と警戒を傳ふ、皇帝既に玉座に卽かるれば、係りの官は前に西方に東に向ひて陳れる諸侯王より以下、官吏の祿六百石を受くる者までの高等官を引き導きて、位の順序を以て祝賀を獻じ奉らしむ、是に於て諸侯王より以下、何れも振ひ恐れて肅み敬はざることなかりき、

【字解】　會十月、秦は十月を年始となししこと、既に秦始皇本紀に見えたり、漢の初め亦其の制に仍れり、漢七年、高祖、皇帝となれども、當時封建せる諸侯の國は仍周の制度を承けて、毎國その王の卽位の年に元を建て元年と稱すれば、故に特に漢七年と書せるなり、他の漢何年とあるは皆此の例なり、長樂宮、當時の正殿の名なり、胡三省曰く、時未レ起二未央宮一、故帝御二長樂宮一受二朝賀一、及三蕭何起二未央宮一、惠帝以後皆御二未央一、而長樂爲二太后所一レ居と、謁者、贊引を掌る官なり、我が現今の式部官の類、張旗志、志は幟と通ず、ハタと訓ず、一本に旗幟に作る、傳言趨、趨は小足にて疾行すること、入朝の時の敬禮なり、俠陛、俠は挾と同じ、東鄕、鄕は嚮と同じ、大行、官の名、賓客接伴職の長官、九賓、賓は擯と同じ、又儐に作る、擯は賓客に附く介添役なり、九賓とは九人の擯が附くこと、臚句

と月餘りに至りて、叔孫通は高祖に言上して曰く、陛下一應試みに臣が定めたる禮式を如何なるか御觀覽遊ばさるべしと、高祖既に觀畢りて、その禮式を行はしむることを命じ、且つ曰く、此の如きものならば左程迂濶にもあらねば、吾れに於て能く此れを行ふことが出來得べしと、乃ち叔孫通の定めたる此の禮式を實行せんが爲に、先づ羣臣に習肄とて豫習せしむ、

【字解】　叔孫通使徵云々、顏師古の說に依れば、使徵とは叔孫通が使者となりて、諸生を徵しに行きたるなり、下文の兩生との問答及び遂與所徵三十人西の記事を見れば、顏氏の說を是とす、若眞鄙儒、若は汝なり、ナンヂと訓ず、眞鄙儒は眞の鄙儒と讀むべし擬なき本當の田舍儒者と云ふ意味にて、其不通なるを嘲れる辭なり、鄙は鄙野の鄙にて、都雅の都と對して云ふ、爲綿蕞野外、蕞は音ゼツ、一に蕝に作る、野の上に於の字を添へて看るべし、綿蕞は、綿は繩を引きて連綿たらしむることにて、乃ち繩張りをなすを謂ふ、蕞は茅を翦り、立てゝ尊卑の位の表となすを謂ふ、迺令羣臣習肄、肄は肆と古字相通ず、習なり、習肄は疊語とて、同義の字を重複して用ひたるなり、

會十月、漢七年長樂宮成、諸侯羣臣皆朝十月、儀先平明、謁者治禮、引以次入殿門、廷中陳車騎步卒衞宮、設兵張旗志、傳言趨、殿下郎中俠陛、陛數百人、功臣列侯諸將軍軍吏、以次陳西方東鄉、文官丞相以下陳東方西鄉、大行設九賓臚句傳、於是皇帝輦出房、百官執職傳警、引諸侯王以下至吏六百石、以次奉賀、自諸侯王以下、莫不振恐肅敬、

【講義】　時折しも歲の十月に至りて禮式を行ふ日に出合ひたり、漢の七年に、長樂宮と申す當時の正殿が

眞鄙儒也、不知時變、遂與所徵三十人西、及上左右爲學者、與其弟子百餘人、爲綿蕞野外、習之月餘、叔孫通曰、上可試觀、上既觀、使行禮、曰、吾能爲此、迺令羣臣習肄、

【講義】是に於て高祖の勅命によりて、叔孫通自ら使者となり魯に至りて、魯の諸生三十餘人を徵して京師へ至るべき旨を傳へたり、然るに當時魯國に兩人の學者先生がありて、京師へ行くことを承知せずして叔孫通に申しけるは、是れ迄に貴公が事ふる所の主人は、將に十人の多きに達せんとす、その無節操なることは言ふまでも無く、何れもみな主人の面前に於て媚び諛ひて、主人に親き貴き地位を得たるなり、今や天下の亂初めて定まりたる當分にて、戰死者は未だ埋葬せず、負傷者は未だ平愈せざれば起くるを得ず、此の如き場合なるに、又昔しの聖人が文明太平の時世と同樣に、禮や音樂を起さんと思へるは間違ひなり、禮や樂の由りて起ると申すものは、立派なる聖人の天子が道德を積み累ね、然もそれが短き年月にあらず、百年の久しきにも及んで、後に始めて興すを得べきなり、只今の如き時世には仲々思ひも寄らぬことぞ、吾れは貴公の爲すやうなる苟息的のことを爲すに忍びず、貴公の所爲は古への聖人の道に合はず、因つて吾れは都へ行かず、貴公速かに立ち去れよ、此の處に居て、高潔なる我輩を、汙すこと無かれと云うて頑然として聽かざれば、叔孫通は笑うて曰く、さても聞きしに勝る汝は眞正の鄙しき儒者なるぞ、徒に古への事のみを知りて時世の移り變りしことを知らず、左樣なる頑固者は到底相手にならずと、それより叔孫通は遂に徵したる所の三十人の諸生と與に、西の方長安の都に行き、此の人々や及び主上(高祖)の左右侍臣の中にて平素より學問をなせる者と、又己が弟子百人餘りとを擇び、共に野外に於て、綿蕞とて、繩張りをなして皇帝以下羣臣の位置をそれ〴〵に翦りたる茅を其の場所々々に表に立てゝ目標を定めて、之に對する相當の禮式を習ふこと一

行へる禮法を同じくせず、乃ち時代々々に因つて遣り方は一ならず、全體から申すと、禮と云ふ者は、その時世、その人情に因りて、其れ相當に斟酌して、餘り過度に傾かざるやうに恰度程良く節制すると同時に、亦餘り抑へ減らし過ぎて野鄙ならざるやうに文飾りを付くることを爲すものなり、さるが故に夏の代、殷の代、周の代と、時世人情の移り變るに因みて、或は損じたり亦或は益したりすることは、申すまでも無く推して承知すべしと云ふことが、昔しの聖人の語にあるは、詰りの處、物事の相重なりて既に爲したる事を又繰回して致すことを爲さゞるを此く謂へるなり、就いては愚臣願ひまつるは、多分の處は、古代(多く周を云ふ)の禮法を擇び采り、秦代の儀式と突き雜せて、一種の禮法儀式を成就して御覽に入れ奉らんと、高祖曰く、さらば一應出來得るか否か、試しに之を爲して見るべし、然しながら餘り煩くむづかしくては困るが故に、知り易きやうに取り計らふことぞ、詰り此の自分が能く行ひ得る程度を見計らひて之をなすべし、

【字解】定陶、地の名、就其儀號、就は成なり、儀は儀式乃ち卽位式の類、號は名號なり、皇帝以下王公大臣等の名目に對する作法の類、節文、節は有餘を裁損し、文は不足を補ひ飾ること、故夏殷周禮所損益可知者、論語の爲政篇に孔子の言を載せて曰く、殷因夏禮、所損益可知也、周因殷禮、所損益可知也と、本文の語、此れより出づ、謂不相復也、復は重なり、かさぬること、此の一句は叔孫通自ら己が引ける故夏殷云云の意義を解釋せる辭なり、

於是叔孫通使徵魯諸生三十餘人、魯有兩生不肯行、曰、公所事者且十主、皆面諛以得親貴、今天下初定、死者未葬、傷者未起、又欲起禮樂、禮樂所由起、積德百年而後可興也、吾不忍爲公所爲、公所爲不合古、吾不行、公往矣、無汙我、叔孫通笑曰、若

王不同禮、禮者、因時世人情爲之節文者也、故夏殷周之禮、所因損益可知者、謂不相復也、臣願頗采古禮、與秦儀雜就之、上曰、可試爲之、令易知、度吾所能行爲之、

【講義】漢の五年、漢王已に項羽を亡ぼして天下を幷せたり、是に於て諸侯相共に漢王を尊んで定陶の地に於て皇帝となせり、叔孫通は因つて卽位の儀式、臣下の名目作法を取り極めたり、高祖は元と平民的の人にして、從來秦の世に、天子が餘りに帝王の威嚴を高めんが爲に、種々なる禮法を設けて煩雜なるを厭ひ、自分が帝王となるに及んで、悉皆秦代の苛刻なる儀式を除き去りて、凡べての法は、簡易なるやうに爲せり、之に因りて又其の弊を生じ、羣臣殿中にて酒を飮み、互ひに自己の功勳を爭ひ、酒に醉ひて或は妄りに高聲を揚げて呼び、又は帶劍を拔きて宮殿の柱を擊ちて亂暴なる振舞ひを爲せり、流石の高祖も之を持て餘して困り居れり、そこで叔孫通は高祖の益々斯樣なる亂暴に厭きたることを知れば、此の時機を利用して高祖に說いて曰く、全體儒者と申すものは、其の業柄が退守的の性質なれば之を相手にして與に物事を進んで取ることは難きも、さりながら之を相手にして共に物事の既に成就したる處を大切に崩さぬ樣に守るには都合宜しかるべし、只今天下は最早一統せられて、是れより成就したる處を大切に崩さぬやうに守ることが肝要なれば、愚臣願はくは昔し聖人孔子の誕生せられて夙に文化の開け居る魯國の諸の學者を都へ徵し集めて、愚臣のかねて敎育せる弟子輩と相共に、現在の朝廷に行ふべき儀式法則を作り始めんと存ずるなりと、高祖は平生より儒者の、無益なる議論仆れになりて實效の擧らざるを厭ひ居れば、申さるゝには、其れは仲々難事なることが無からうか、決して容易の業にあらざるべしと、叔孫通對へて曰く、決して爲し易き業と申すにはあらねども、大したる難事とも存じ申さず、昔しの五帝は各々それぞれに用ふる音樂を異にし、三王は亦各々それ〴〵に

物事は時節が大切であるぞ、目下漢王は矢や石火矢の雨り來る危險の間を冒しつゝ、項羽と天下を取らんことを爭へる最中なるぞ、此の時、平日文學のみに耽れる諸君が、などて敵と一騎打ちの勝負が出來得るぞ、さればこそ、吾れは先づ敵將を斬り殺し敵陣に打ち入りて旗を拔き取り奪ふべき武者共を申立てゝ推薦するなれ、諸君餘りに急がずして姑らく我輩が如何にするかを待たれよ、我輩は決して諸君の事を忘却せず、今に其の時節の到來を待ちて推薦すべしと、叔孫通は以上の如く仲々如才無く漢王に取り入りたれば、漢王も益〻氣に入りて、拜して博士とし、文學上の事を掌らしめ、名譽の稱號を授けて稷嗣君と云へり、

【字解】從五諸侯、高祖本紀に見えたり、短衣楚製、短衣は仕事に便利なる衣服、楚製は楚國式の裁ち方なり、儒者の服は逢掖と稱して大袖の衣を服するが古代の風なるを、叔孫通、高祖が楚國の生れなるが故に、之を喜ばさんが爲にかくなしたるなり、此れ彼れの如才無き處を見るべし、大猾、猾音クワツ、狡黠なること、狡猾とも云へり、方蒙矢石、蒙は被なり、冒なり、石は發して人に投ずるなり、斬將搴旗、搴は音ケン、拔き取ること、稷嗣君、稷嗣の義、未詳、一說に、齊の宣王、學者を稷下(地名)に招き置きたる故事に本づきて、稷下の遺風を繼嗣するの意味を以て稷嗣君と名づけたりと、又地名なりと云へども、此の說は確かならず、

漢五年、已幷天下、諸侯共尊漢王爲皇帝於定陶、叔孫通就其儀號、高帝悉去秦苛儀、法爲簡易、羣臣飲酒爭功、醉或妄呼、拔劍擊柱、高帝患之、叔孫通知上益厭之也、說上曰、夫儒者難與進取、可與守成、臣願徵魯諸生、與臣弟子共起朝儀、高帝曰、得無難乎、叔孫通曰、五帝異樂、三

降漢、從儒生弟子百餘人、然通無所言進、專言諸故羣盜壯士進之、弟子皆竊罵曰、事先生數歲、幸得從降漢、今不能進臣等、專言大猾、何也、叔孫通聞之、迺謂曰、漢王方蒙矢石、爭天下、諸生寧能鬭乎、故先言斬將搴旗之士、諸生且待我、我不忘矣、漢王拜叔孫通爲博士、號稷嗣君、

【講義】 叔孫通既に故郷の薛へ逃げて歸りしが、其の後楚の將軍項梁が薛に來りし時、叔孫通は之に從へり、項梁、定陶の地に敗軍に及びて、叔孫通は楚の懷王に從ひ、懷王が項羽に佯尊せられて義帝となりて、南方の長沙に徙るに至りて、叔孫通は楚に留りて項羽に奉事せり、漢の二年に、漢王が五國の諸侯を從へ項羽を撃ちて、その都の彭城に入り込みしが、此の時、叔孫通は漢王に降參せり、其の內に項羽に擊たれて漢王敗走して西方へ落ちて行くとき、叔孫通は因つて其の儘隨行し、竟に漢王に從へり、叔孫通は平常儒者の服裝をなしゝが、漢王不斷に儒者が嫌ひなれば、通の儒者の服裝せるを惜めり、叔孫通はそこで其の服裝を變へて、高祖が元來楚人なるを以て、その氣に入らんが爲に、短き衣の楚國仕立のものを服せしかば、漢王は喜べり、さて叔孫通が漢に降りし時、儒生及び弟子總勢百人餘りを從へり、此等の人々は、何れも叔孫通に自己の推薦を望みて從へるに、然も叔孫通は、一人をも申立てゝ推薦したること無し、而して專ら諸の舊き羣盜及び壯士の輩を申立てゝ推薦せり、そこで弟子どもは皆蔭で叔孫通を怨み罵りて曰く、我れ〳〵が叔孫先生に從ひ事ふること既に數歲なりき、幸ひに先生に從うて漢に降るを得て、漢王の幕下に居りながら、今先生は、私しどもを推薦せらるることが出來ずして、專ら大狡猾なる羣盜及び壯士輩を申立てらるゝは、一體何とし給へることかと、叔孫通此の怨言を聞きて、そこで弟子共に語りて曰く、

何言之諛也、通曰、公不知也、我幾不脫於虎口、迺亡、去之薛、薛已降楚矣、

【講義】二世は叔孫通の說を聞き喜んで曰く、如何にも尤もなりと、因つて列席の諸生に殘らず尋ねたる處、諸生の中には斷然とその謀反なることを言ひ、中には二世の意を覺りて、此れは全く取るにも足らざる盜賊なることを言ふ者もありて、議論區々にして一定せず、是に於て二世は御史の官に命じて、諸生の中にて謀反なることを言ふ者を取調べて、監獄の吏に引渡して、不都合なることを申したりとて處分せしめ、又多くの盜賊なることを言へる者は、皆構へ無しとて之を赦したり、そこで二世は叔孫通が氣に入りたれば、帛二十匹と衣服一襲を下賜し、拜して博士の本官となせり、さて叔孫通は大いに面目を施し、やがて宮中を下りて己が舍に反りたるが、諸生は之を咎めて曰く、先生よ、貴下は何ぞ言葉の陛下に對し奉りて諛らはれたるや、實に驚き入れりと、叔孫通答へて曰ひけるは、さても危かりし事にてあり、君は知らざるなり、我れは殆んど虎口に罹りて殺さるゝ處でありたるが、幸ひに脫け逃れて命拾ひをなせりと、乃ち都に居れば危險なりとて、逃亡して故鄉の薛に歸りたるが、此の時薛は已に楚に降參したる後なりき、

【字解】二十疋、疋は匹と同じ、衣一襲、衣の上下皆具はるを一襲と云ふ、又一稱と云ふ、賈逵曰く、禮記に袍必有表不禪、衣必有裳、謂之一稱と、

及項梁之薛、叔孫通從之、敗於定陶、從懷王、懷王爲義帝、徙長沙、叔孫通留事項王、漢二年、漢王從五諸侯入彭城、叔孫通降漢王、漢王敗而西、因竟從漢、叔孫通儒服、漢王憎之、迺變其服、服短衣楚製、漢王喜、叔孫通之

國々皆併合して一家同樣となり、先帝の御世既に朝廷より御命令を以て諸郡諸縣に在る戰國時代の遺物なる城壘を破壞し、又その地方民間に持ち傳ふる刀劍矛戟の如き兵器を官に引き揚げ、之を鑄潰し焚き直して、他の器械に改め作りて天下萬民に、太平の御世なれば再び兵器などは御用ひ遊ばされざる旨を示し給ひたり、且つ賢明の君主が萬民の上に在しまし、法律命令がその下に完具し、人々に、安心してその職掌を承はり、四方輻輳とて、國々の萬民宛も車の矢の心棒に集るが如くに、各方面より中央の帝都を指して歸服するやうに仕向けられて居れり、されば安くにか慮外にも上に對し奉りて、謀反を企つる者あらんや、此の度起りたる暴徒は全くほんの通常寄り聚りの盜賊にて、鼠が物を竊み狗が物を盜むやうなる者にて、口齒に掛くるに足らざる奴輩なれば、只今にも地方の郡守、郡尉共が只捕り押へて罪を詮議仕る事なるべし、恐れながら格別叡慮を惱まし給ふに及ぶまじと云へり、

【字解】　楚戍卒、陳勝は楚の人にして、もと兵役に服して漁陽を戍りたる者なれば、故に楚戍卒と云ふ、攻蘄入陳、蘄は音キ、地の名、陳も地の名、人臣無將、將は將に叛かんとする意あることなり、無將とは苟くも叛逆の意だにあれば、未だ叛逆を行はざるも、既に行ふ者と同罪なるを云ふ、春秋公羊傳に人臣無將將而必誅とあり、鑠其兵、鑠は銷なり、トカスなり、兵は兵器なり、四方輻輳、輻はクルマノヤなり、車輪の輞より轂(心棒)に聚まる材なり、輳は聚なり、一に湊に作る、輻輳とは車輻の轂に聚るが如くなるを云ふ、郡守尉、秦の制に郡に守と尉とあり、守は民政を掌る、尉は兵事を掌る、今捕論、今は卽なり、只今、卽時と云ふ意、論は漢書に誅に作る、

二世喜曰、善、盡問諸生、諸生或言反、或言盜、於是二世令御史案諸生言反者下吏、非所宜言、諸言盜者皆罷之、迺賜叔孫通帛二十匹、衣一襲、拜爲博士、叔孫通已出宮反舍、諸生曰、先生

如何、博士諸生三十餘人前曰、人臣無將、將卽反、罪死無赦、願陛下急發兵擊之、二世怒、作色、叔孫通前曰、諸生言皆非也、夫天下合爲一家、毀郡縣城、鑠其兵、示天下不復用、且明主在其上、法令具於下、使人人奉職、四方輻輳、安敢有反者、此特羣盜鼠竊狗盜耳、何足置之齒牙間、郡守尉今捕論、何足憂、

【講義】　叔孫通は薛の地の生れなり、秦の時代に文學者と云ふ資格を以て、朝廷へ徵し出されて、假りに博士の中に居て　陛下の詔命を待てり、數歲を經て陳勝が兵を擧げて　山東に起りしとき、その地方よりの使者都に來りて奏聞に及びたり、是に於て時の天子二世皇帝は博士及び多くの儒者を宮中へ召して問うて曰ひけるは、楚の戍卒共が妄動を企て、蘄の地を攻めて陳の地に侵入せしが、其方には如何に思へるか、意見を申して述べよと、そこで博士及び多くの學者凡そ三十人餘り、玉座の下に進み出でて申しけるは、人臣無將と申して、臣下たるものは畏れながら心の中にだも君上に對し奉りて叛逆の考へを持つべからず、若しかりそめにも左樣なる心を持つときは、卽ち取りも直さず是れ反逆なれば、罪は死刑に處して赦免あるべからず、然れば此の度の謀叛人は、實に惡みて餘りあれば、願くは陛下至急に官兵を發遣して之を擊ち給へと、二世皇帝は天下の手前を繕ふ手段として左程仰々しきことに爲さずして人心を押し鎮めんと思ひて、故らに何の心配も入らざるやうに申されたる處、博士學者は之を知らずして、是れ國家の大事ぞと騷ぎ立てたるが故に、立腹して氣色ばみたり、叔孫通は怜悧者なれば、此の樣子を見て取り、前へ進み出でて言上して曰ひけるは、愚臣の考へには、諸臣の申し上ぐる說は何れも良しからず、さて御當代は天下何れも御威光に靡き從ひ、從前個々に分かれし

は匈奴と云ふ敵に近きこと前述の如し、而して東方には戰國時代の六國の王族一門の祖先以來潜勢力の强き者あり、若し一旦變事卽ち漢に叛く者がありたるならば、陛下も亦昔しの秦國と同じきことで、枕を高くして安眠し給ふことを得ず、卽ち大いに叡慮を惱まさるゝ事あるべし、就いては愚臣願はくは、陛下が彼の齊の田氏一巻竝に楚の昭屈景の三氏、其の外昔しの燕國、趙國、韓國、魏國の各王の子孫及び其地の豪傑名家の者を徙して、都近かの關中に置き給はんことを、然る時は、海内無事に治まれる日には、前述の如くに空虚の地に人民充實すれば、以て匈奴の入寇に備へて防禦に宛つべし、若し又萬一諸侯の中に變事がありて、卽ち漢の帝室に刃向ふ者あらば、亦此等諸田以下の移住せる豪族たちを率ゐて東方に向ひ征伐するに十分ならん、此れが乃ち樹木に譬へば、宛かも本幹を强固に堅めて梢末を薄弱にする術にて、卽ち中央の勢力を張りて地方を制する政略なりと、高祖は之を聽かれて曰く、如何にも尤もなる義なりと、そこで劉敬に命じて、劉敬自身が建言せる齊の諸田、楚の昭屈景以下を關中へ移住せしむること、十餘萬の人口に及びたり、

【字解】匈奴河南、朔方に在る河の南の地を云ふ、後世新秦中と云ふ、白羊樓煩、匈奴の二王の名、秦中新破、秦中は秦國の中と云ふ義にて、關中の故の秦の地を謂ふ、新破とは兵亂の後にて破れてまだ程も無ければ、未だ元の如き繁盛に復せざること、齊諸田、田は故の齊王の姓なり、諸田はその同姓一巻のものを云ふ、楚昭屈景、三氏ともに楚王より出でたる名族なり、○劉敬の事業の大いなる者は建都に在り、故に此傳は多く關中に都する事に就いて述べ、又末段は關中の都に諸豪を徙せることを以て結ぶ、而して西漢二百年間中央集權の政策、實に謂はゆる强本弱末の一語に胚胎することを知らば、敬も亦豪傑の士なるかな、

○叔孫通者、薛人也、秦時以文學徵、待詔博士、數歲、陳勝起山東、使者以聞、二世召博士諸儒生問曰、楚戍卒攻蘄入陳、於公

劉敬從匈奴來、因言匈奴河南白羊樓煩王、去長安近者七百里、輕騎一日一夜可以至秦中、秦中新破少民、地肥饒、可益實、夫諸侯初起時、非齊諸田、楚昭屈景、莫能興、今陛下雖都關中、實少人、北近胡寇、東有六國之族宗彊、一日在變、陛下亦未得高枕而臥也、臣願陛下徙齊諸田、楚昭屈景、燕趙韓魏後、及豪傑名家居關中、無事可以備胡、諸侯有變亦足率以東伐、此彊本弱末之術也、上曰、善、迺使劉敬從所言關中十餘萬口、

【講義】 劉敬既に使事を畢へて匈奴より歸り來る、因りて申すに、匈奴の河南の地に居れる白羊國、樓煩國の二王は、漢の都長安を隔て去ること近きものは七百里、輕鋭なる騎兵は一日一夜の時間にて馳せて、秦中即ち長安の帝都に至り迫ることを得べし、寔に心細き次第なり、それに又秦中即ち長安は、秦の末より戰爭打ち續きて破損せる當座にて、住民少し、幸ひに土地が肥えて物が善く出來ることなれば、他處の人民を移住せしめて、その空虛の地に增益充實せしむべし、一體秦の末に、諸侯が初めて起りたる時に、昔し戰國時代より其の國の王族たりし人々、即ち例へば齊のもろ〳〵の田氏一門、楚の昭氏、屈氏、景氏の如き、有力なる諸貴族に非ずんば、決して能く俄かに興ること能はざりしなり、即ち此の有力なる諸貴族の各、其の土地に興りたればこそ、流石の秦の政府も持ち餘して諸侯の軍竟に能く秦國を討滅したれ、只今陛下は關中即ち函谷關の内の長安に都し給へども、實に都下の人民少くして薄弱なり、その上に北方

なりと云へり、

【字解】 適長公主、適は嫡と同じ、帝の女を公主と云ふ、既に項羽本紀、高祖本紀に見えたり、皇后の生める長女なるを以て嫡長公主と云ふ、閼氏、匈奴にて單于の皇后を閼氏と云ふ、問遺、遺は贈なり、見舞ひを云ひ、物品を贈るなり、風諭、風は諷と同じ其れと無く遠廻しに諭すを諷と云ふ、外孫、女子の他家に嫁して生める孫、大父、祖父を大父と云ふ、父に對して稱するなり、兵可無戰以漸臣、漢書には兵の字なし、是なるに似たり、

高帝曰、善、欲遣長公主、呂后日夜泣曰、妾唯太子一女、奈何弃之匈奴、上竟不能遣長公主、而取家人子、名爲長公主妻單于、使劉敬往結和親約、

【講義】 そこで高祖は劉敬の言を聽かれ同意して曰く、至極尤もなりと、因つて其計に從ひ、長公主を匈奴に遣はして單于に妻はさんと思ひたる處、果して呂皇后は別れを惜む餘り、日も夜も續きてしく〳〵泣きて曰く、妾が誕生したるは、たゞ皇太子と一人の姫のみ、此の二方によりて毎日の慰安を得るなり、然るにどうしてか此の最愛の姫を夷狄の匈奴に棄つるに忍びんや、此の儀は斷じて承知致し難しと、そこで高祖も竟に劉敬の望める長公主を匈奴に遣はすこと能はずして、更に或る者の生める女子を取りて、名前は長公主の體にして、匈奴の單于に妻はし、劉敬に匈奴に使ひとして往きて、漢と和睦親密の約束を訂結せしむ、

【字解】 日夜泣、泣は聲を出さずして、しく〳〵なくこと、弃之匈奴、弃は棄と同じ、スッと訓ず、之の下に於の字を加へて看るべし、取家人子、家人は微賤なる人なり、臣民のこと、子は女子なり、一説に、漢の制に良家の子、宮に入りて職號なき者を、家人子と謂ふ、上家人子、中家人子の別あり、或は解して庶人の子となすは非なりと云へり、匈奴傳によれば漢の宗室の女を以て公主と爲しゝなり、

單于、豈嘗聞外孫敢與大父抗禮者哉、兵可無戰、以漸臣也、若陛下不能遣長公主、而令宗室及後宮詐稱公主、彼亦知、不肯貴近、無益也、

【講義】高祖曰く、誠に都合よろしければ、何んぞ不可能と云はんや、但念ふに一體之を爲すこと奈何せんと、劉敬對へて曰く、然らば申し上げん、陛下誠に能く適長公主即ち第一御嫡女に當らせらるゝ姫宮を以て、匈奴の單于冒頓に嫁がせ給ひ、厚く裝具財寶を贈り給ふべし、彼れ御嫡女姫宮の御送り物の厚きを知らば、蠻夷ながらも、必ず慕ひて難有感喜し、以て閼氏即ち皇后と爲すべし、此の皇后が御子を生み給はゞ、必ず匈奴の太子となり、他日單于の死後は代りて單于とならるべし、而して彼は蠻夷にして利欲深ければ、漢より贈り賜はる重き幣物を貪れば、陛下その呼吸を善く呑み込み給ひて、歳季節の漢にては有り餘れる者彼れには鮮くして乏しき者を以て數、御尋ね遊ばして贈遣せられて、先づ彼れの歡心を買ひ、又一方には雄辯の士をして彼れを徐々と諷し諭さしむるに禮節を以てして、尊長に對しては卑少者は謙遜讓歩すべきことを敎へしめ給ふときは、彼の冒頓が斯の世に生存する間は、固より姫宮の婿君たれば、御舅君に敵對し奉る筈なし、若し彼れが死せば、姫宮の生ませられて陛下の御外孫に當らせらるゝ御方が、代りて單于とならせらるべし、然る時は豈に世間に外孫たる者が憚り無くも祖父と對抗の禮を爲すことあらんや、卽ち申すまでも無く自然に永遠に服從すべきものなり、此の如くならば、兵はありとも戰爭致さずして、漸次に以て彼れを臣となすべきなり、然しながら若し陛下に於かせられて、姫宮を御遣はし遊ばし難くして、代りに他の皇族の御女又は後宮の女官たちに姫君と詐り唱へさせて、御遣はしに成るやうなることを遊ばしたならば、彼れの方にても亦之を知りて、貴び近くることをせざるが故に、無益のことなり、是非共に御嫡女の姫宮に限り申す事なれば、是れ宮廷の御關係もあらせられて仲々の難問題

義說也、獨可以計久遠子孫爲臣耳、然恐陛下不能爲、

【講義】高祖既に平城より戰ひを罷めて都に歸りたり、韓王信は敗走し、逃亡して胡の地卽ち匈奴の中へ入れり、而して是の時に當りて匈奴には冒頓と云へる者單于となり、兵は彊く、控弦とて弓術に達者なる武士が三十萬人之に從ひ、數漢の北方の疆邊を侵略して人民を苦めり、高祖は之を患へて、劉敬に如何にせば可なるかと問はれたり、劉敬之に對へて曰く、現今は天下の亂初めて定まり、士卒は何れも多年の戰爭に倦み疲れて居れば、未だ武力を以て押し付けて服し從はすべからず、是れ今日師さを興すことは、我が朝廷の不利益なり、匈奴の冒頓は自分の父を殺して代り立ちて君となり、又父の妾卽ち己れの母分に當れる女を妻とし、暴力を以て威光を振ひ居れる大惡無道の者なれば、未だ仁義道德を說きて從はしむべからず、さらば武力でも道德でも今日の場合用ふべからずとせば、獨り久遠に彼れの子孫が我が漢の臣下と爲ることを計るべき一條あるのみ、然しながら此の計は縦ひ申し上ぐるとも、恐らくは陛下に於かせられて實行不可能ならんと存ずるなりと、

【字解】韓王信入胡、胡は北方の夷狄なり、匈奴を謂ふ、冒頓、音はボクトツ、匈奴の天子の名、單于、匈奴の天子を單于と云ふ、既に高祖本紀に見えたり、控弦、控は引なり、弦は弓の絃なり、弓術に達せるものを謂ふ、罷於兵、罷は疲なり、孽母、庶母と同じ、子よりして父の妾を云ふ、

上曰、誠可、何爲不能、顧爲奈何、劉敬對曰、陛下誠能以適長公主妻之、厚奉遺之、彼知漢適女送厚、蠻夷必慕以爲閼氏、生子必爲太子、代單于、何者、貪漢重幣、陛下以歲時漢所餘、彼所鮮、數問遺、因使辯士風諭以禮節、冒頓在、固爲子壻、死則外孫爲

二千戸爲關內侯、號爲建信侯、

【講義】是の時漢の兵は、はや北進して、句注山を打ち踰えて、二十萬の兵、とつくに早や出で行きたり、然るに劉敬立戻りて非戰の議を申したれば、高祖は怒りて劉敬を罵りて曰く、慮外なるぞ齊の捕虜め、汝元來大したる功勞も無きにたゞ口先の辯舌を以て官位を得たり、然るに今、生意氣にも前後を思慮せず妄りに言議して、吾が軍を邪魔して妨げんとす、けしからぬ奴ぞと、乃ち婁敬を廣武と申す處に首枷手枷を入れて、囚へ繋ぎたり、高祖はそれより遂に進行して平城と申す處に至りたるが、匈奴は果して劉敬の計りしが如く、奇兵を出し不意に突擊して高祖を平城に包圍すること七日間に及び、然る後に講和の議が調ひて、やつとこさと圍みを解くを得て、高祖も助かりたり、それから高祖は廣武に至りて、囚へ置きし劉敬を赦免して曰く、吾れ前廉其許の諫言を用ひずして、匈奴と戰ひて平城に於て包圍せられて、散々に苦みたり、誠に面目なき事なるが、吾れ皆已に早や前廉匈奴に使者に赴きて彼れの計略に欺かれて匈奴を擊つべしと言うて、今度の敗戰を招かしめたる者を斬り棄てたりと、そこで劉敬を賞して二千戸の邑に封じ、關內侯の爵を賜ひ、建信侯と名づけたり、

【字解】句注、音コウチウ、山の名、山西省雁門にあり、齊虜、劉敬齊人なるを以て、故に罵つて齊虜と云ふ、沮吾軍、沮は止なり、壞なり、械繫、首枷、手枷共に械と云ふ、廣武、今山西の太原に屬す、平城、地の名、既に高祖本紀に見えたり、白登、城の名、同上、吾皆以斬、以は已と通ず、スデニと訓ず、關內侯、爵位ありて封地なき諸侯を關內侯と名づく、建信侯、周壽昌曰く、案敬無封國止名號侯故表不列と、

高帝罷平城歸、韓王信亡入胡、當是時、冒頓爲單于、兵彊、控弦三十萬、數苦北邊、上患之、問劉敬、劉敬曰、天下初定、士卒罷於兵、未可以武服也、冒頓殺父代立、妻羣母、以力爲威、未可以仁

察せしめたる處、匈奴は漢の兵を釣り出さんが爲に態と其の壯士や肥え太りたる牛馬を匿して、たゞ老人や年弱や及び瘠せ疲れたる牧畜類を見せて、如何にも弱り切りたる樣子を示せり、そこで漢より遣はせる使者數十人立ち還り來りて、何れも匈奴は弱り居れば、漢より撃ちて然るべきことを言へり、高祖は愈、眞實の處を突き留めんが爲に、劉敬なれば此の大任を完くすべしと思ひて、復往きて匈奴に使ひしむ、劉敬やがて還りて報告して申すに、只今彼我の兩國對抗して相戰はんとす、通常の見込みより云はゞ、此れ彼れは宜しく夸り矜りて即ち物事を大袈裟に張り構へて自分の所長即ち身方の强味を現はし示して、敵兵を威嚇すべき者なるに、只今賤臣匈奴へ往きし處、更に左樣の氣味合ひ無く、たゞ疲れ瘠せて役にも立たぬ老人弱年の者ばかりを列ねて示せり、此れ態と彼れの短處即ち弱點を我れ〳〵に示して、我が軍が侮りて撃つて出でたる處を、奇兵即ち變則的の別働隊を匿し置きて、突然相起りて包圍し、以て捷利を爭はんとの計畫なること必定なり、就いては愚臣は思へらく、此の際匈奴は撃つべからずと、

【字解】韓王信、もと戰國時代の韓王の一族にて、名は信と云ふもの、高祖封じて韓王となせり、有名なる淮陰侯韓信とは別人なり、既に前に見えり、晉陽、今の山西省太原府にあり、匈奴、北方の蠻夷の名、既に見ゆ、又別に傳あり、羸畜、羸は音ルヰ、疲なり、畜は音キフ、飼養の動物、夸矜、夸は音クワ、張なり、矜は大なり、ホコルと訓ず、奇兵、兵の常法に由らずして活動する兵を奇兵と云ふ、

是時、漢兵已踰句注、二十餘萬兵已業行、上怒、罵劉敬曰、齊虜以口舌得官、今迺妄言沮吾軍、械繫敬廣武、遂往、至平城、匈奴果出奇兵、圍高帝白登七日、然後得解、高帝至廣武、赦敬曰、吾不用公言、以困平城、吾皆以斬前使十輩言可撃者矣、迺封敬

高祖も愈〻決斷して、時を移さず卽日に車駕卽ち鳳輦は西の方へ行幸して、關中卽ち咸陽に都する事に定まりたり、そこで高帝は婁敬の功勞を賞して曰く、本來此の關中に都すべきことを唱へ出したる者は婁敬なり、彼れの姓の婁は、字音に就いて云へば我が帝室の姓の劉の字と相通ふことなりとて、改めて婁敬に姓を劉氏と賜ひ、帝室の同姓に准ぜられ、官を拜して郞中となし、號して奉春君と曰へり、

【字解】　卽車駕西都關中、車駕は天子の乘れる車を云ふ、直接に天子と斥し付けて云はずして、車駕又は乘輿とも云ふ、皆臣民の君上を尊敬して稱する辭なり、此の卽日云々は卽日實行せしにはあらず、乃ち卽日遷都の計を決定したるを謂ふなり、婁者劉也、婁劉の二字、古音は同じ、錢大昕曰く、今人呼婁江曰劉河、吾が婁塘土人亦呼爲劉と、亦以て婁劉の聲相近きを知るべし、奉春君、春は歲の始なり、首として關中に都せんことを勸めたるを以て、春の歲始たる義に取りて名けたりと云ふ、

漢七年、韓王信反、高帝自往擊之、至晉陽、聞信與匈奴欲共擊漢、上大怒、使人使匈奴、匈奴匿其壯士肥牛馬、但見老弱及羸畜、使者十輩來、皆言匈奴可擊、上使劉敬復往使匈奴、還報曰、兩國相擊、此宜夸矜見所長、今臣往、徒見羸瘠老弱、此必欲見短、伏奇兵以爭利、愚以爲匈奴不可擊也、

【講義】　漢の七年、韓王名は信と云ふ者が、漢に反きたり、高祖自身に往かれて之を擊つこととなれり、そこで晉陽と云へる處に至りしが、此の處にて韓王信が北方の匈奴の國と聯合して、共に漢を擊たんと目論見居れりと聞けり、高祖大いに怒りて、韓王信の裏を搔きて、或る人を匈奴に使ひに遣はして情況を伺

秦の故の土地は完全に有つことを得べきなり、夫れ今人と相鬪はんに、敵の喉笛の處を搤り縊めて卽ち急處を押へて其の背部を擊つことをせずんば、未だ其の勝利を完利にすること能はざるなり、此の喩へと同じく、只今陛下愚臣の申し上げしが如く、函谷關に入りて咸陽に都し、秦國の故地を控へて居給ふときは、此れも矢張り天下の喉笛とも云はるゝ至極大切なる場處を搤り縊めて其の背部とも云ふべき廣大なる全國を制馭するものなり、乃ち天下は陛下の思召しの儘に自由に爲すことを得給ふべきなりと、

【字解】 卒然、卒は猝と同じ、ニハカ、天府、府は府庫、クラと訓ず、府庫は物の多く聚る處なるより、自然に萬物の多く生產するに喩へて天府と云ふ、卽ち天の造れる倉庫の意、不搤其肮、搤は音ヤク、扼と同じ、捉へ持つこと、肮は音カウ、喉嚨なり、ノドブエ、拊は擊なり、ウツと訓ず、

高帝問羣臣、羣臣皆山東人、爭言周王數百年、秦二世卽亡、不如都周、上疑未能決、及留侯明言入關便、卽日車駕西都關中、於是上曰、本言都秦地者婁敬、婁者乃劉也、賜姓劉氏、拜爲郞中、號爲奉春君、

【講義】 婁敬が熱心に遷都論を主張するに因りて、高帝は羣臣に可否如何と問はれたるに、羣臣はみな山東卽ち崤山以東の人々にして、比較的洛陽に近き故鄕の者共なれば、遠く咸陽の舊都に遷るを欲せざれば、何れも爭うて周は洛陽に都して天下に王たること數百年の長きに及び、秦は咸陽に都して僅かに始皇と二世との二代にしてすぐに亡びたれば、成周卽ち洛陽に都し給ふに如かずと言へり、高帝は兩說共に各〻道理あれば、果して孰れの說が可なるかを疑ひて未だ自ら決定すること能はざりしが、留侯張良が謁見して明白に函谷關に入りて、婁敬の說の如く咸陽に都するの便宜なることを申さるゝに及んで、

は出來ず、之が遺族者の大聲を放ちて哭し小聲にてしく／＼と泣ける聲は、始終絶え間なし、生存者に於ても負傷し瘡痍ある者は、未だ回復して起つに至らず、此の如く專ら武力で壓へ付けたる御方で居ながら、而もその隆盛なることを祖先以來道德を積み累ねたる結果天下が自然に懷き服したる周代の天子成王や康王と相比べ給はんと思召さるゝが、愚臣は竊かに考へまするに、此れは同等にはあらざるなりと、

【字解】起豐擊沛、豐沛は共に地の名、事は高祖本紀に見えたり、漢書には擊の字なし、卷蜀漢、卷は席を以て物を捲き收むるが如く一時に取り盡して物を殘さゞること、傷痍、痍はキズと訓ず、創痍なり、不侔、侔は等なり、ヒトシと訓ず、

且夫秦地被山帶河、四塞以爲固、卒然有急、百萬之衆可具也、因秦之故、資甚美膏腴之地、此所謂天府者也、陛下入關而都之、山東雖亂、秦之故地、可全而有也、夫與人鬪、不搤其肮、拊其背、未能全其勝也、今陛下入關而都、案秦之故地、此亦搤天下之肮、而拊其背也、

【講義】前述の次第なれば、德無ければ亡び易きを鑑みて、先づ要害の地を選定せざるべからず、その上に彼の故の秦國の地は各方山を取り卷きにして恰も衣を被りたるが如く、又河を横へ流して恰も帶を卷きたるが如く、東西南北の四方何れも塞がりたる處乃ち以て固め要害となせり、卒然とにはかに火急の事があらば、百萬の大兵立ちどころに取り揃へ具ふべきなり、されば此の秦の故都を、そのまゝに利用して甚だ美しく膏腴豐富なる土地を資料とせば、此れが世に申せる天府とて卽ち天然に物の聚れる處なり、陛下函谷關に入りて此の天府の地たる秦の舊都に都を定め給はゞ、山東の地方はたとひ亂るゝとも、

及周之衰也、分而爲兩、天下莫朝、周不能制也、非其德薄也、而形勢弱也、

【講義】されども又周が洛陽に都せしための害を申せば、周の王室が衰微するに及んでは分裂して西周、東周の兩國となり、益、微弱にして名は天子とは云へ、徒に空位を有つのみにして、天下の諸侯誰れも入朝すること無かりしも周は之を制し正すこと能はず、此れは周王の德が薄きが故にあらずして、洛陽の如き不要害極まる土地に都せしが爲に、國の形勢が餘りに貧弱なればなり、

【字解】分而爲兩、戰國の時に西周君、東周君の二國が洛陽に分立せることを云ふ、此の事は本書の周本紀に見えたり、而形勢弱也、地理の要害に就いて云ふ、

今陛下起豐撃沛、收卒三千人、以之徑往而卷蜀漢、定三秦、與項羽戰滎陽、爭成皐之口、大戰七十、小戰四十、使天下之民肝腦塗地、父子暴骨中野、不可勝數、哭泣之聲未絶、傷痍者未起、而欲比隆於成康之時、臣竊以爲不侔也、

【講義】周の事は上述の如きことで御坐りますが、さて漢が周と異なる譯はと申せば、只今陛下はもと豐の邑より起りて、沛の縣を撃たせられ、兵卒僅かに三千人計りを取り集め、此の寡兵を以て徑ちに出發して、蜀漢の地を席卷して、只一と呑みにし、三秦を攻めて平定し、項羽と滎陽の地に戰ひ、成皐の要害を爭はれたり、乃ち陛下が初めて兵を起されしより以來、大戰は七十回、小戰は四十回の多きに達し、之が爲に天下の罪なき人民に戰死せしめて、肝や腦は地上に塗れ、父や子に遺骨を野原の中に曝さしめたること餘りに澤山にて、到底其の人數を數へ盡すこと

周が洛陽に都したる所以なり、

【字解】周公之屬、屬は輩なり、トモガラと訓ず、成王に傅相たりし者は、周公一人に止らず、故に屬と云ふ、傅相、傅は音フ、王を守立つるの役、相は宰相なり、迺營成周洛邑、迺は乃と同じ、成周は王城の名なり、洛邑は地名、卽ち洛陽なり、洛の上に於の字を加へて看るべし、驕奢、共にオゴリと訓ず、人に高ぶりて自慢するを驕と云ふ、物の贅澤なるを好むを奢と云ふ、以此爲天下中、以は以爲と同義、オモヘラクと訓ず、天下中は四方の中央なることを云ふ、貢職、貢は貢獻なり、職は供職なり、乃ち獻上物、竝びに夫役を差し出すこと、

及周之盛時、天下和洽、四夷鄕風、慕義懷德、附離而竝事天子、不屯一兵、不戰一卒、八夷大國之民、莫不賓服效其貢職、

【講義】そこで周が洛陽に都したる利益を申せば、周の盛大なりし時には、天下の諸侯能く和らぎ睦しくして洽ねく浸みわたり、四方の蠻夷みな王の風化に向ひ靡き高義を慕ひ大德に懷きて、何れの國々もみな附き縋りて、共に〱天子に事へ奉り、爲に一人の兵を駐屯せず、一人の軍卒を戰爭せさせずして、八夷大國の人民みな賓服とて服從して、其の貢物供職を吾れ先きにと力を入れて差し出さゞること無し、乃ち何れもみな歸服して參り、獻上物等を骨折りて獻じ奉りしなり、

【字解】天下和洽、和は親み和らぐなり、洽は萬遍にしみわたること、意思の隈なく疎通して仲の善きこと、四夷鄕風、鄕は嚮と同じ、風は風化なり、附離而竝事天子、離は麗と同じ、ツクと訓ず、著なり、附離とは附著して離れざること、舊解に離るゝ者をして相附せしむるなりと解せるは謬れり、八夷、未だ詳ならず、爾雅疏には九夷を載せて曰く、玄菟、樂浪、高驪、滿飾、鳧更、索家、東屠、倭人、天鄙と、或は曰く、八方の夷狄と、賓服、賓は從なり、シタガフと訓ず、效其貢職、效は致なり、又效に作る、イタスと訓ず、

【字解】后稷、名は棄と云ひ、帝嚳の子にして、堯の兄弟なり、堯の時に后稷の官となりて農政を掌る、故に后稷と稱す、堯封之部、部は音タイ、國の名、居豳、豳は音ヒン、地の名、杖馬箠、杖は杖に代へて用ふること、ツヱックと訓ず、馬箠は馬のむちなり、杖馬箠とは馬箠の外何等の携帶品なきを云ふ、一説にたゞ馬に策ちて行くことを云ふともあり、西伯、伯は長なり、紂王、文王を以て西伯と爲せる事、周本紀に見えたり、虞芮、二國の名、亦周本紀に見えたり、始受命、俗本に顏師古の説に依りて斷じて一句となすは誤れり、今齊召南の説に從ひて、上句に屬す、諸侯遂滅殷、以上の言は周の天下を得たる所以を論ぜしなり、

成王卽位、周公之屬傅相焉、迺營成周洛邑、以此爲天下之中也、諸侯四方納貢職、道里均矣、有德則易以王、無德則易以亡、凡居此者、欲令周務以德致人、不欲依阻險、令後世驕奢以虐民也、

【講義】武王の子、成王位に卽くや、周公の如き大聖人が之に守立て役、又は輔相となれり、そこで周公は成周と云へる都を洛邑の地に經營し、以爲へらく、此の洛陽は當時天下の中央なれば、諸侯が四方より貢物課付けごとを送り納むるに、何れの方面より來るも道の里程が平均せりと、因つて苟くも道德のある者が此に居らば、仁政恩澤が早く四方に弘まるを以て天下の帝王たるに易く、亦一方より云へば、苟くも道德の無き者が此に居らば、何れの方面よりも攻むべきが故に亡び易し、凡そ此の洛陽に都して居るものは、周の王室に務めて道德を以て人民を懷け從はして引き寄せしめんことを思うてなり、險阻要害の地を恃みにして後世の子孫に驕り奢りて人民を虐待せしむるを欲せざればこそ、故らに要害の地を擇ばずして中央便宜の處を取りたるなれ、是れが乃ち

婁敬曰、陛下取天下與周室異、周之先自后稷、堯封之邰、積德累善十有餘世、公劉避桀居豳、太王以狄伐故、去豳、杖馬箠居岐、國人爭隨之、及文王爲西伯、斷虞芮之訟、始受命、呂望伯夷自海濱來歸之、武王伐紂、不期而會孟津之上八百諸侯、皆曰、紂可伐矣、遂滅殷、

【講義】婁敬は對へて曰く、それは恐れながら折角の叡慮とも思考仕らず、何ぜならば、陛下が天下を取り給ひし譯は、彼の周の王室が天下を有ちたると相違せられしなり、周の祖先は后稷と申さるゝ君より始まれり、此君は堯帝が始めて邰と申す處へ封じて國君と致したるがそれより段々に道德を積み善行を累ぬること十有餘世に及び、公劉と申す君は、夏の桀王が暴亂を避けて豳と申す處に居住致し、その又子孫なる太王は、北狄が來り伐ちしを、妄りに戰爭して無辜の人民を殺すに忍びずとて寇を避けて豳國を立ち去り、馬の箠を杖につきて遙々と遠く行きて岐と申す處に居住したり、然るにその平生の仁政に懷き居れる豳國の人民は吾れ先きと爭うて此の太王の跡を慕ひ參らせて岐に移住したり、太王の孫なる文王が西伯とて殷の天下の西方諸侯の長となりて、虞と芮との二國が田を爭ふの訴訟を裁斷して天下歸服し、始めて天命を受くるに及んで、呂望又は伯夷などと申す豪傑賢人が、遠く海邊の國々よりして、文王に歸依して、周室益々隆盛になり、文王の子の武王が殷の紂王を征伐せし時は、師さの日限を約せざるに孟津の上に會合せる八百國の諸侯が、何れも口を揃へて、紂王の無道を攻擊して、紂は征伐すべしと云はれたり、そこで武王は其後遂に紂を征伐して殷國を滅したり、是れ周室の興りからして祖先累代漸次に德を積み上げたる結果にして、既に陛下の一平民より突發的に起り給ひたる創業とは同じからざるなり、

づるは誠に恐れ多しと思ひて、更に新鮮なる衣服を與へて衣更へさせん、としたるに、婁敬は之を斷りて曰く、私しは若し現在に帛の衣服を着て居りますならば、其儘帛の衣服を着て陛下に拜謁仕らん、亦褐即ち毛織りの粗衣を着て居りまするならば、其の儘褐を着て拜謁仕らん、兎にも角にも妄りに平生の衣服を取り易へて拜謁致すことは拜謁の爲に陛下を欺き奉ることになれば、御斷り致すなりと、そこで虞將軍は宮中へ入朝して、主上即ち高祖に其の事を有りの儘に言上したる處、高祖は英雄なれば其れは反りて面白しと思はれて、願ひの如く婁敬を其の儘で召されて宮中に入れて謁見を許され、その上に特旨を以て食事を賜はりたり、

【字解】 劉敬、本姓は婁氏、もと婁敬と稱せるを、高祖より姓を賜はりて劉敬と更めたり、故に本傳の起手は劉敬と稱して、其の未だ姓を賜はらざりし以前は婁敬と稱せり、隴西、地の名、敬脫輓輅、脫は脫解して棄つること、輓は一に挽に作る、輅は鹿車（鹿を容るる位の小車）の前に横はれる一木にして、二人前より挽きて一人後より推す者、輓は輅上に繋ぎて之を挽く索なり、揚雄の解嘲には婁敬委レ輓輅レ輓とあり、言便事、漢書劉敬傳には事を宜に作る、鮮衣、新鮮なる衣、衣帛、衣は着なり、キルと訓ず、帛は繒なり、繒はツムギと訓ず、衣褐、褐は織毛布にて造れる衣、ケオリノキモノと訓ず、

已而問婁敬、婁敬說曰、陛下都洛陽、豈欲與周室比隆哉、上曰、然、

【講義】 それから食事を賜はりて濟みたる後、高祖は婁敬に、扨て汝は何が故に虞將軍に因つて朕に謁見を願ひたるかと問はれたりければ、婁敬はそこで高祖に說いて曰く、陛下よ、陛下が洛陽に都し給へることは、豈に陛下の思召しは、昔し洛陽に都して八百年の王位を傳へたる周の王室と、その隆盛なることを比べ給はんとの叡慮に在さずやと、高祖曰く、如何にもその通りなり、周の王室と同樣に隆盛ならんことを願うてなりと、

【字解】天授、天の與ふる所の意、卽ち自然に備はりたる者の稱、人力にあらざるをいふ、操心堅正、操心は自ら其の心を持つこと、心掛け、料簡などの意、堅正は堅固にして正直なるなり、有傷心者、傷は感ずるの意、高祖をして餘計に心配せしむるをいふ、篤厚君子、篤は純壹にして雜らぬ意、厚は薄の反、深切にして行き屆くこと、○此傳平直にして奇なし、傅寬は未だ特に將たらず、高祖に從ひし者六、淮陰に屬し、相國參に屬し、太尉勃に屬せし者各一なり、靳歙は高祖に從ひし者九、別に將たりし者八、周緤は高祖に從ひし者一、而して終無離上心を以て總となし、又略其留行の事を敍す、此れ傅靳周三傳の大略にして、大抵皆碌々人に依りて事を成すの徒なれば、合はせて一傳となせるなり、

劉敬叔孫通列傳第三十九

劉敬者、齊人也、漢五年、戍隴西、過洛陽、高帝在焉、婁敬脫輓輅、衣其羊裘、見齊人虞將軍曰、臣願見上言便事、虞將軍欲與之鮮衣、婁敬曰、臣衣帛、衣帛見、衣褐、衣褐見、終不敢易衣、於是虞將軍入言上、上召入見、賜食、

【講義】劉敬は齊國の生れなり、漢の五年に隴西に衞戍兵として遣はされて、途中洛陽を經過せしに、恰も高祖は此の洛陽に都して在りしが、當時劉敬は未だ姓名を婁敬と名乘りて居たるが、輓輅とて小車の前方にある橫木に繫ぎて挽ける索を棄て、乃ち車を挽きて行けるを罷めて、其の着たる賤者の服なる羊裘の儘にて、同鄉里齊國の人にて姓は虞と云へる將軍に見えて曰く、私しは主上陛下に拜謁して國家の便宜なる事件を申し上げんと願ふが故に、將軍より宜しく陛下へ御披露を下されたしと、虞將軍は如何にも婁敬の服裝が粗鄙なるを見て、陛下の御前に出

【講義】高祖の十二年に、緤を以て蒯成侯と爲す、以前の食邑を除かる、侯となれるに依る、高祖自ら代王陳豨の反せるを擊たむとす、蒯成侯涙を流して切に諫めて曰く、始め秦が天下を攻め破るに方りて、皇帝は自ら征伐に向はず、將を遣はして之を攻めたり、然るに主上は自ら常に向ひ給ふ、是れ他に遣はすべき者なしとするが爲かとて、我等を差向けられて十分なるべしとの意を述べたるに、高帝は我が身を蒯成侯が大切になす爲にかくはいふ者と思ひ取りて、大に之を嘉賞して、殿門に入りても小股に早く走る禮敬をせぬ事と、人を殺しても殺されざるの特別待遇を賜はる、孝文帝の五年に、緤は天命を全うして卒しぬ、諡して貞侯と云ふ、其の子の昌代りて侯となる、罪ありて國を召し上げらる、孝景帝の中二年に至りて、緤が子の居を封じて代りて侯たらしむ、元鼎三年に至りて居は太常即ち祭官となりしが、罪ありて國を召し上げられ、家絶えぬ、

太史公曰、陽陵侯傅寛、信武侯靳歙皆高爵、從高祖起山東、攻項籍、誅殺名將、破軍降城、以十數、未嘗困辱、此亦天授也、蒯成侯周緤、操心堅正、身不見疑、上欲有所之、未嘗不垂涕、此有傷心者、然可謂篤厚君子矣、

【講義】太史公曰く、陽陵侯傅寛と信成侯靳歙とは、皆高き爵位を有せるものなり、高祖に從ひ山東より起りて項籍を攻む、名高き大將共を誅殺して、軍を破り城を降したること、十を單位として數ふる程の多きに達せり、然も未だ一度も困難に陷り又は恥辱を取りたることなし、此の人も亦天然に備はる名將なるべし、蒯成侯周緤は心懸け堅固に正しく、身は少しも高帝より疑はるゝことなく、終りを全うせり、高祖の出征あらむ時は、未だ平素涕を流して止めざることあらず、此れは高祖をして餘計に心配せしむるものなり、然れども周緤は深切なる謹厚の善人と謂ふを得べきものなり、

【講義】蒯成侯緤は沛の産なり、姓は周氏、常に高祖の參乘とて御馬車の右方に陪乘する役を以て仕へたりしが、舍人の資格にて高祖に從ひて、沛より兵を起せり、霸上に至りて西の方蜀漢に攻め入り、軍を引戻して關中を定めたり、食邑を池陽に賜ふ、東の方項羽を滎陽に擊つ時、甬道とて兵糧を運ぶ爲に特別に造れる道を絕ち切りて、高祖に從ひて出でて平陰を過ぐ、淮陰侯韓信の兵に襄國にて出遇ひしが、乍ち勝ち又乍ち不利に陷りしも、終に高祖に離るゝ心なく眞實に事へしかば、其勞に依りて信武侯となす、食邑三千三百戸を賜はる、

【字解】蒯成侯、蒯は音クワイ、鄕の名、風俗通に晉大夫蒯得之後、辨證に、蒯蓋以二食邑一爲レ氏、河南縣西南蒯鄕是也と見えたり、又音裴と云ふ、故に又憑成侯に作る、參乘、驂乘と同じ、陪乘なり、古代乘車の法、導者、左に居り、御者、中に居り、又一人、車の右に居り、以て傾倒に備ふ、是を以て戎車には車右と稱し、其の餘には驂乘と云ふ、驂は三の意、蓋し三人を取りて名義とす、東絕甬道、甬は音ヨウ、甬道とは兩側に牆垣を築きたる道路のことにて、こゝにては糧道をいふ、應劭曰く、恐三敵抄二輜重一、故築二牆垣一如二街巷一也と、度平陰、度は過ぐる意、渡と通用す、平陰は縣の名、故城今の河南孟津縣の東にあり、襄國、縣の名、漢置く、故城今の直隸邢臺縣の西南により、

高祖十二年、以レ緤爲二蒯成侯一、除二前所レ食邑一、上欲三自擊二陳豨一、蒯成侯泣曰、始秦攻二破天下一、未二嘗自行一、今上常自行、是爲レ無二人可一レ使者一乎、上以爲レ愛レ我、賜二入殿門不一レ趨、殺レ人不レ死、至二孝文五年一、緤以レ壽終、謚爲二貞侯一、子昌代侯、有レ罪國除、至二孝景中二年一、封二緤子居一代侯、至二元鼎三年一、居爲二太常一、有レ罪國除、

國各一人、二千石以下至五百石、三十九人、

【講義】斬歙は騎都尉の資格にて高帝に從ひて代を擊ち、韓信を平城の下に攻め、軍を引戻して東垣に軍して功あり、榮轉して車騎將軍となる、兼ねて梁趙齊燕楚の車騎將軍となる、別に陳豨の反する時、丞相敞を擊ちて之を破る、是より曲逆を降す、高帝に從ひて黥布を擊ちて功あり、食邑五千三百戶に益し封ぜらる、大凡そ斬歙が戰ひに臨みて、敵の首を斬ること九十級、捕虜を獲たること、百三十二人、別に軍を破ること十四、城を攻め降すこと五十九、郡國を伐ち定むること各一、縣二十三、王及び柱國を得たること各一、二千石以下五百石に至るまでの三十九人を得たり、

【字解】車騎將軍、將軍の名、車騎は隊を成せる車馬を謂ふ、

高后五年、歙卒、謚爲肅侯、子亭代侯、二十一年、坐事國人過律、孝文後三年、奪侯國除、

【講義】高后の五年に斬歙卒す、謚して肅侯といふ、其の子亭代りて侯となる、二十一年に國人を役使すること律の定めに過ぎたりといふに因りて罪せらる、孝文帝の後三年に、侯を奪はれて國を召上げられ、家絕えたり、

【字解】事人過律、國人を役使すること律に過ぎて數多なるを云ふ、

○蒯成侯緤者、沛人也、姓周氏、常爲高祖參乘、以舍人從起沛、至霸上、西入蜀漢、還定三秦、食邑池陽、東絕甬道、從出度平陰、遇淮陰侯兵襄國、軍乍利、乍不利、終無離上心、以緤爲信武侯、食邑三千三百戶、

む、別に撃ちて趙の軍を破る、邯鄲の六縣を降す、軍を戻して敖倉に軍す、項籍が軍を成皐の南に破る、撃ちて楚の兵粮の道を絶つ、滎陽より兵を出して襄邑に至りて項冠が軍を魯下に破る、地を占領しつゝ進みて、東の方繒、郯、下邳に至り、南の方蘄、竹邑に至り、項悍を濟陽の下に撃ち、軍を戻して項籍を陳下に撃ちて之を破る、

【字解】平陽、戰國の時、齊に屬す、今の山東鄒縣の治所、邯鄲、地名、故の趙の都、繒郯下邳、繒は東海郡の縣名、郯は今の山東濟寧道に屬す、下邳は縣の名、

別定江陵、降江陵柱國大司馬以下八人、身得江陵王、生致之雒陽、因定南郡、從至陳、取楚王信、剖符世世勿絕、定食四千六百戶、號信武侯、

【講義】靳歙は別に江陵を伐ち平げ、江陵の柱國、大司馬以下八人を降らしむ、我が手にかけて江陵王を得て生捕りとして之を首府洛陽に送る、因りて南郡を定む、高帝に從ひて陳に至りて楚王信を取りぬ、高帝は其の功を賞し、割符を分ち授けて證として、代々其の封を襲がしむ、定めて四千六百戶の租入を取る地を賜はる、信武侯と號す、

【字解】柱國、官名、上柱國と同じ、戰國に起る、楚の寵官、後世は勳官となす、大司馬、軍旅の事を掌る、江陵王、共敖が子の共尉なりと云ふ、

以騎都尉、從擊代、攻韓信平城下、還軍東垣、有功、遷爲車騎將軍、幷將梁趙齊燕楚車騎、別擊陳豨丞相敞、破之、因降曲逆、從擊黥布、有功、益封、定食五千三百戶、凡斬首九十級、虜百三十二人、別破軍十四、降城五十九、定郡國各一、縣二十三、得王柱

の軍を滎陽の東に破る、

【字解】 菑南、菑は水の名、故城は今の山東壽光縣にあり、邢說、特に兵を起したる者と張晏は云へり、滎陽、縣の名、

三年、賜食邑四千二百戶、別之河內、擊趙將賁郝軍朝歌、破之、所將卒、得騎將二人、車馬二百五十匹、從攻安陽以東、至棘蒲、下七縣、別攻破趙軍、得其將司馬二人、候四人、降吏卒二千四百人、從攻下邯鄲、

【講義】 三年に租入を取る領地四千二百戶を賜はる、別に河內に之きて趙の大將賁郝を擊つ、朝歌に軍す、之を破る、部下の卒が騎將二人と車馬二百五十匹を得たり、高帝に從ひて安陽以東棘蒲に至るまでを攻めて七縣を下し、別に攻めて趙の軍を破りて、其の大將司馬二人と候四人とを得、吏卒二千四百人を降しぬ、又高帝に從ひて、攻めて邯鄲を下しぬ、

【字解】 朝歌、地名、殷の紂王の舊都、今の河南淇縣にあり、

別下平陽、身斬守相、所將卒、斬兵守郡守各一人、降鄴、從攻朝歌邯鄲、及別擊破趙軍、降邯鄲郡六縣、還軍敖倉、破項籍軍成皐南、擊絕楚餉道、起滎陽、至襄邑、破項冠軍魯下、略地東至繒郯下邳、南至蘄竹邑、擊項悍濟陽下、還擊項籍陳下、破之、

【講義】 靳歙は別に平陽を攻め平げ、我が手にかけて守相を斬る、又部下の卒は、兵守、郡守各一人を斬る、鄴を降參せしむ、高帝に從ひて朝歌及び邯鄲を攻

歙爵建武侯、

【講義】 靳歙は又藍田の北に戰ひて、車司馬一人、騎長一人、首二十八級を斬り、生捕り五十七人を獲たり、霸上に至る、沛公立ちて漢王となる、歙に爵を賜ひて建武侯といふ、

【字解】 藍田北、藍田は縣の名、今の陝西關中道の地、山に美玉を出すを以て名あり、車司馬、官車を主る者、騎長、騎兵の長なり、

遷爲騎都尉、從定三秦、別西擊章平軍於隴西、破之、定隴西六縣、所將卒、斬車司馬候各四人、騎長十二人、從東擊楚至彭城、漢軍敗還保雍丘、去擊反者王武等、略梁地、

【講義】 榮轉して騎都尉の官となり、高帝に從ひて關中の地を伐ち平げ、別に西の方に進みて、章平が軍を隴西に擊ちて、破る、隴西の六縣を伐ち平げたる際、部下の卒にて敵の車司馬、司馬候各、四人と騎兵頭十二人とを斬る、又沛公に從ひて、東の方、楚を擊ちて彭城に至る、漢軍打負けて軍を戻して雍丘に喰ひ止む、此を去りて謀反人王武等を擊ち、梁の地を占領す、

【字解】 騎都尉、武散官の名、隴西、郡の名、車司馬候、候は司馬候なり、彭城、縣の名、今の江蘇銅山縣治、雍丘、地名、春秋の時、杞の首府、故城、今の河南杞縣にあり、略梁地、略は敵地に占據するの意、今の占領といふがごとし、

別將擊邢說軍菑南、破之、身得說都尉二人、司馬候十二人、降吏卒四千六百八十人、破楚軍滎陽東、

【講義】 別に將として邢說が軍を菑南の地に破りて、自身の手に掛けて說の都尉二人、司馬候十二人を得、吏卒を降すこと四千六百八十人に及びたり、又楚

り、是より將屯將軍を置けり、

孝惠五年卒、謚爲景侯、子須侯精立、二十四年卒、子共侯則立、十二年卒、子侯偃立、二十一年坐與淮南王謀反死、國除、

【講義】孝惠帝の五年に、傅寛は卒しぬ、謚して景侯と云ふ、其の子須侯精、後を承けて侯となる、二十四年に卒す、其の子共侯則嗣ぎて侯となる、十二年に卒す、其の子侯偃、後を承く、二十一年、即ち元狩元年淮南王安と倶に謀反すといふ事に依りて誅せらる、是に於て國を召し上げられて、家絶えたり、

【字解】須侯精立、漢書功臣表に精を淸に作る、共侯則立、共は謚、則は名なり、

○信武侯靳歙、以中涓從、起宛朐、攻濟陽、破李由軍、擊秦軍亳南開封東北、斬騎十人、將一人首五十七級、捕虜七十三人、賜爵封號臨平君、

【講義】信武侯靳歙は、中涓即ち內侍の官といふを以て高帝に從ひて宛朐縣より兵を出し、濟陽を攻めて、李由が軍を破る、又秦の軍を亳の地の南開封の東北に擊ちて、騎馬の將十人、總大將一人と首五十七級とを斬り、又生捕り七十三人を獲たり、此の功に依りて爵封を賜ひ、臨平君と號す、

【字解】中涓、內侍の官、中にありて涓潔する者、日本の同朋衆、御坊主などいふ類、宛朐、縣の名、亦宛句に作る、濟陰郡に屬す、今の山東荷澤縣の西南、亳南、亳は地名、古來諸說あり、南亳、北亳、皆今の河南商邱にあり、西亳は今の偃師にあり、後儒多く之に從ふ、臨平君、臨平は山の名、浙江杭縣の東北にあり、

又戰藍田北、斬車司馬一人、騎長一人、首二十八級、捕虜五十七人、至霸上、沛公立爲漢王、賜

破り、又田解を撃ち、相國曹參の部に屬して、博縣を全滅す、又租入を取るの邑を益さる、是に於て齊の地を平定す、其の功に依り、信證の割符を賜はりて、世世其の領地を有するを許さる、封じて陽陵侯となる、二千六百戸の邑を領す、前に領せし地を返上して、更に齊の右丞相となり、齊に守備隊として住す、蓋し田横が未だ漢に降らざるが爲の備へなり、五歲を經て、齊の相國となる、齊は悼惠王劉肥の國にして、王は高帝の子なり、

【字解】　三秦、地の名、項籍、關中を三分し、秦の降將章邯を王として雍王とし、咸陽以西に王たらしめ、司馬欣を塞王となし、咸陽以東阿に至る迄に王たらしめ、董翳を翟王となし、上郡に王たらしめ、是を三秦となす、雍國は今の陝西關中道西部の地、塞國は今の陝西關中道東部の地、翟國は今の陝西楡林道の地なり、雕陰、今の陝西鄜縣の治、及び甘泉縣の地、待懷、高帝を懷の地にて待つなり、懷は河內にあり、敖下、敖倉の下なり、屬淮陰、淮陰侯韓信に屬するなり、韓信時に將たり、此に淮陰と云ふは落著文なり、歷下、地の名、故城今の山東歷城縣治の西にあり、城は歷山の下にあり、故に名づく、亦亭名にもあり、殘博、殘は殘破するにて、虐殺なり、博は縣の名、備齊、時に田橫未だ降らざる爲に屯兵の備へを齊に設けたるなり、齊王韓信が相となりしなり、齊相國、高帝の子劉肥が封ぜられたる齊の悼惠王の相國となりしなり、

四月、擊陳豨、屬太尉勃、以相國、代丞相噲擊豨、一月徙爲代相國、將屯、二歲、爲代丞相、將屯、

【講義】　高帝十一年四月、傅寬は陳豨の反亂に討手として差向ひ、太尉周勃に屬して、相國といふ資格より、丞相樊噲に代りて陳豨を討つ、一月にして徙りて代王の相國となり、屯兵の將となりぬ、二年を經て代の丞相となり、屯兵の將となりぬ、

【字解】　陳豨、陽夏侯陳豨は、趙の相國となり、兵に將として代を守りしが、高帝十年九月遂に自立して代王となりて反す、十一年亂平ぐ、將屯、兵を勒して守るを屯といふ、相國たる者、警あれば、卒を將ゐて屯守す、傅寬、代の相國として兼ねて屯を領せるな

封號共德君、

【講義】陽陵侯傅寬は、魏の五大夫騎將といふ資格を以て沛公に從ひて舍人となる、橫陽より兵を出して從ひて安陽、杠里を攻め、趙賁が軍を開封に擊つ、楊熊を曲遇、陽武に擊つに及びて首を斬ること十二級、其の功に依りて爵卿を賜はる、沛公に從ひて、霸上に至る、沛公やがて漢王となる、寬に封を賜ひて共德君と號す、

【字解】陽陵侯、漢書地理志に左馮翊陽陵あり、魏五大夫、爵位の名、秦の制、有功の者を賞する爵、漢之に因る、第九級に在り、秦の始皇帝、松を封じて五大夫となすといへるは是の爵なり、爲舍人、舍人は官の名、周の置く所、近侍の官、斬首十二級、秦の制、敵の首を斬るを以て爵を加ふ、一首に一級を加ふ、故に斬首を數ふるに何級と云ふことを以てす、又首を首級と謂ふ、爵卿、卿位を賜はるなり、共德君、共は恭の意とす、美號にして地名にあらず、

從入漢中、遷爲右騎將、從定三秦、賜食邑雕陰、從擊項籍、待懷、賜爵通德侯、從擊項冠周蘭龍且、所將卒、斬騎將一人敖下、益食邑、屬淮陰、擊破齊歷下軍、擊田解、屬相國參、殘博、益食邑、因定齊地、剖符世世勿絕、封爲陽陵侯、二千六百戶、除前所食、爲齊右丞相、備齊、五歲、爲齊相國、

【講義】傅寬は沛公に從ひて、漢中に入る、遷りて右騎將となり、從ひて三秦卽ち關中を平定す食邑卽ち其の邑の租入を取る處を雕陰に賜はる、沛公に從ひて項籍を擊つ、懷に於て本隊の來るを待ちて功あり、爵を通德侯と賜はる、沛公に從ひて、項冠、周蘭、龍且等を擊ちたるに、部下の卒が、敵の騎馬の大將一人を敖下に於て斬りたる功に依り、租入を取る邑を益さる、又淮陰侯信の手に附きて、擊ちて齊の歷下の軍を

當世之辯士、至平原君子與余善、是以得具論之、

【講義】太史公曰く、世間に酈生食其の事蹟を述べ傳ふる書には、多く漢王(高祖)がすでに漢中より兵を引き返して三秦を攻めて之を拔き取り、東の方へ向つて楚の項羽を擊ちて、軍勢を鞏と洛の間に引きて行きし時に、酈生は儒者の衣服を着し、往きて漢王に己が意見を說きたりと曰へり、然しながら予は段段と推し考ふるに、其說は非なり、其實は沛公が未だ函谷關に攻め入らずして途中にて項羽と相別れて高陽に至りし時より、既に酈食其、酈商の兄弟を得て部下に置きたるなり、乃ち世の傳ふる書には秦を滅したる後に於て酈生兄弟を漢王が得たるやうに申せども、其れは誤りにて、高祖が酈生兄弟を得たる時は未だ沛公と稱して秦へ攻め入らざりし時なり、さて酈生の事は此位で置くが、陸賈は如何にと云はゞ、今日陸生が著せる新語と名づくる書物十二篇を讀むに、固より申す迄も無く、彼れはその當時の雄辯家なり、そこで酈陸の二生亦各特色ある好一對の人物なれば、此の史記には合傳と爲したるなり、平原君朱建は陸賈と共に辟陽侯を助けたる關係あり、亦非凡の人なれば酈陸傳中に書き入れたるが、其の事蹟に至りては、平原君の嗣子が予作者自身と親善の朋友なれば、是を以て直接に承はりて朱建の事を論述して傳記となすを得たるなり、乃ち讀者に於て此の事蹟は比較的近世にて而かも關係ある者の口より聞き取りたるなれば信據すべき者と承知せられたしと、

傅靳蒯成列傳第三十八

陽陵侯傅寬、以魏五大夫騎將、從爲舍人、起橫陽、從攻安陽杠里、擊趙賁軍於開封、及擊楊熊曲遇陽武、斬首十二級、賜爵卿、從至霸上、沛公立爲漢王、賜寬

ふなり、其れよりは速かに降參なさるが遙かに利益ならんと、陳留の縣令は答へて曰く、折角の御諭しなれども、秦國の法律は至りて嚴重なれば、うつかりと妄言すべからず、若しもうつかりと妄言する者あらば、直ちに刑罰に處せられて生殘る仲間は無く、皆殺さるゝなり、就ては私しは何とも御返答出來がたし、先生が私に御諭しなさるゝ御趣意は私しの本意に叶はざれば、願はくは左樣なる危險の事は二度と述べ給ふこと勿れと、そこで酈生は到底口舌で下すことは難事なるを知りて、故と其の儘に城内に留り宿り臥し、夜半人の靜まる頃を以て、急に襲うて陳留の縣令の首を打取り、城壘を乘り踰え下りて沛公の處に至りて、其の事を報告せり、そこで沛公は兵を引きて陳留城を攻め、酈生の持ち歸りたる縣令の首級を長き竿の上に懸けて、城の上に居る敵兵に示して申すに、汝等速かに降れ、汝が大將たる縣令の首級は此の如く已に斷ち切りたり、今ぐず／＼して後れ馳せに降參する者あらば、必ず先づ衆人に見せしめの爲に前きに斬り棄てんと、是に於て陳留の人民はその縣令が已に死したるを見てこは叶はじと思ひ、遂に相互ひに牽きつれて沛公に降參せり、沛公は陳留の南城門の上に陣取りて、陳留の武器庫にある兵器を利用し、陳留の積貯の米粟を兵糧に用ひ、暫時陳留を本營として、それより他の地に出でたり又は戻りたりすること三箇月に及びたり、其の内に沛公に從ひ參りたる兵は何萬と云ふ數に上りたれば、遂に函谷關に攻め入りて秦を破りたり、此れ皆果して酈生の計りたるが如し、

【字解】嬰城、嬰は繞なり、城を以て繞らして之を守るを謂ふ、我が國の籠城と意義略同じ、

太史公曰、世之傳酈生書、多曰、漢王已拔三秦、東擊項籍而引軍於鞏洛之間、酈生被儒衣往說漢王、迺非也、自沛公未入關、與項羽別而至高陽、得酈生兄弟、今讀陸生新語書十二篇、固

天下誰れ一人として足下を妨害することは能はざるなりと、沛公聽き畢りて申すには、敬みて先生の仰せ言を承はりたり、卽ち委細畏まり奉るなりと、

【字解】天下之據衝、據は守を以て言ひ、衝は攻を以て言ふ、卽ち攻守共に必要なる地と云ふ意なり、積粟、積は此にては音はシ、

於是酈生迺夜見陳留令、說之曰、夫秦爲無道、而天下畔之、今足下與天下從、則可以成大功、今獨爲亡秦嬰城而堅守、臣竊爲足下危之、陳留令曰、秦法至重也、不可以妄言、妄言者無類、吾不可以應、先生所以敎臣者、非臣之意也、願勿復道、酈生留宿臥、夜半時、斬陳留令首、踰城而下報沛公、沛公引兵攻城、縣令首於長竿以示城上人曰、趣下、而令頭已斷矣、今後下者必先斬之、於是陳留人見令已死、遂相率而下沛公、沛公舍陳留南城門上、因其庫兵、食積粟、留出入三月、從兵以萬數、遂入破秦、

【講義】是に於て酈生は沛公と約束して、夜間潛に人知れずに陳留の城中に忍び入り、陳留の縣令に面會し說諭して曰く、夫れ秦國は暴虐無道をなして、天下の人民之に畔きたり、就いては只今足下は天下の諸侯と合從をなして相互ひに連合せば、それで大いなる功を成就すべし、此の如き好機會なるに、只今足下獨り亡びかけたる秦國の爲に、城に立籠りて堅く守ることは、私しは竊かに足下の爲に之を危險に思

はりしが、只今は先生の深き御考へを見届け申したり、誠に是れ迄の無禮の段は許し給へとて、そこで、酈生を案内して坐席に就かしめ、因つて天下を取る方策は如何にせば可なるやと問へり、

【字解】 以目皮相、目皮は外形に見はれたる目付きと皮膚の樣子とを云ふ、相は人相を見るなり、後世に云へる皮相之見と同じ、竊爲足下失之、爲は謂と古へ相通ず、オモフと訓ず、

酈生曰、夫足下欲成大功、不如止陳留、陳留者、天下之據衝也、兵之會地也、積粟數千萬石、城守甚堅、臣素善其令、願爲足下說之、不聽臣、臣請爲足下殺之、而下陳留、足下將陳留之衆、據陳留之城、而食其積粟、招天下之從兵、從兵已成、足下橫行天下、莫能有害足下者矣、沛公曰、敬聞命矣、

【講義】 酈生曰く、夫れ全體足下に於て、天下を取る大功を成就なさんと思はるならば、先づ此の地陳留に止まるに如かず、何ぜならば、陳留と申す處は天下の要害の場所にて、或は自分が據りて守るにも或は敵が衝き懸けて來るにも都合よろしき所、卽ち守るにも攻むるにも雙方共に大切なる場所なり、又兵の諸方よりして寄り聚まるに便利なる場所なり、貯へ積める米粟は數千萬石ありて、兵糧は十分にて城の守禦防備は甚だ堅固なり、私し幸ひに陳留の縣令入魂なれば、願はくは足下の爲に縣令に說諭して、之を足下の味方に付け申さん、若し彼の縣令が私の說諭を聽き入れざるときは、私は請ふ足下の爲に縣令を打ち殺して陳留を降參致させて御覽に入れん、そこで足下に於て陳留の多數なる兵を指揮して、陳留に貯へ積める糧食を兵糧に用ひて、天下の從ひて參る兵を招集せられよ、從ひて參る兵が已に出來得たりしならば、足下が天下を縱橫自在に行かるゝとも、

衣露冠、將兵助楚討不義、足下何不自喜也、臣願以事見、而曰、吾方以天下爲事、未暇見儒人也、夫足下欲興天下之大事、而成天下之大功、而以目皮相、恐失天下之能士、且吾度足下之智不如吾、勇又不如吾、若欲就天下、而不相見、竊爲足下失之、沛公謝曰、鄉者聞先生之容、今見先生之意矣、迺延而坐之、問所以取天下者、

【講義】そこで酈生は奥へ通りて、立ちながら沛公に會釋して曰く、足下非常に苦勞なされ、衣服を日に曝し冠りを露にぬらされ、ろく／＼落ち付きて休息をもなされず、兵隊を引き伴れて楚國を助けて不義暴虐の秦を討伐せらる、足下何ぞ自身に面白くせざるや、私は大切なる事に付きて面會を願ひたり、然るに足下は申さるゝに、自分は天下を取ることを仕事としつゝある最中にて多忙なるが故に、安閑として儒者などに面會する暇なしと、是れ以ての外の仰せなり、夫れ全體足下に於て天下の大事を興して師を擧げ、それで天下を取る大功を成し遂げんと思ひ居らるゝが、其れに唯目皮の觀察即ち上べのつら皮一通りの見方で賢くすぐれたる人を見別けんとせば、到底駄目なり、私しは足下が折角天下の才能ある士を見失はれんことを氣遣ふなり、尙その上に私しは推し度りて見るに、足下の智慧は此の私しに叶はず、勇氣も又私しに叶はず、若し左樣なる足下で居ながら天下を取る大事を成就せんと思ひて、而かも足下に智勇共に賢れる此の私しに前述の如くに無禮なる振舞ひをなして面會せざるときは、私し竊かに考ふるに、足下は必ず才能ある士を見逃すならん、さても御氣の毒の至りかなと、そこで沛公は自分の過ちを悟り謝して曰く、前廉には、たゞ先生の御樣子のみを承

沛公に取次ぎの使番は奥へ入りて此の段を披露に及びけるに、その折り恰も沛公は足を洗へる最中なるが、使番に問うて曰く、さてその來客は如何なる人物ぞやと、使番は對へて曰く、客の狀貌は大いに賢き儒者風に見受け申せり、儒者式の衣服を被て側注冠と申す冠りを頭に冠り居れりと、沛公、使者に申し渡して曰く、然らば我れの爲に其方代りてその客に挨拶して申されよ、主人沛公は敬意を表して先生に御挨拶仕る、我輩は今日天下を經營しつゝある最中にて極めて多忙なれば、未だ安閑として儒者を見る樣なる迂濶なる事は今日爲して居る暇なし、因つて面會を御斷り致すと、酈生之を聞き、目を睨み詰み劍の欛を按へ、早も斬り懸らんとする態度を示し、その取次ぎの者を叱り付けて申すに、下郎よ、汝今一應入りて沛公に申すべし、自分は高陽と申す處の酒飲みの仲間なるぞ、儒者に非ざるなりと、使番は酈生の勢ひに辟易し懼れてその名刺を手より取り落したるを又跪きて拾ひ取りて元の路へ立戻り、走りて復奥に入り沛公に報告して曰く、來客は天下の壯士なり、仰せ言を傳へ申したる處、怒りて此の私しを叱り付けたり、餘りの猛き勢ひに私しは恐れて、手に持ちたる先方の名刺をば地上に落し申せり、而して彼の客の申すには、下郎、ぐず／＼申さずとも速かに復奥に入りて取次ぎ申すべし、此方樣は高陽と申す處の酒飲み仲間なるぞ、世間の迂濶卑怯なる儒者にはあらずと、そこでさては平凡の人にあらずと思ひて、沛公は遽かに洗ひつゝある足を拭き淸めて、矛を杖につき、態度を嚴重にして曰く、その來客を御案內して此れへ御通し申し上げよと、

【字解】　初沛公引兵云々、此より以下後人の攙入に係ると云へる說と、作者故らに傳聞の異同を記したるなりと云へる說とあり、今姑らく後說を用ふ、踵軍門、踵は至なり、イタルと訓ず、上謁、謁は名刺なり、ナフダ、暴露、暴は音バク、サラスと訓ず、曝と同じ、冠側注、側注は冠の名、一に高山冠と名づく、吾高陽酒徒、吾の字、一本に而公に作る、走復入言、走は僕なり、俗に下郎と云ふが如し、もと自ら謙して稱する辭なるを、今他人に反用して云へるは罵詈の辭なり、

酈生入、揖沛公曰、足下甚苦、暴

となせり、今王先謙が漢書補註の說に從ひ、下文に屬して解せり、不及而身、而身は乃身と同じ、後に乃公を而公と云へると同じく、ナンヂと訓ず、汝なり、

初沛公引兵過陳留、酈生踵軍門上謁曰、高陽賤民酈食其、竊聞沛公暴露、將兵助楚討不義、敬勞從者、願得望見口畫天下便事、使者入通、沛公方洗、問使者曰、何如人也、使者對曰、狀貌類大儒、衣儒衣、冠側注、沛公曰、爲我謝之、言我方以天下爲事、未暇見儒人也、使者出謝曰、沛公敬謝先生、方以天下爲事、未暇見儒人也、酈生瞋目案劍叱使者曰、走復入言沛公、吾高陽酒徒也、非儒人也、使者懼而失謁、跪拾謁還走、復入報曰、客天下壯士也、叱臣、臣恐、至失謁、曰、走復入言、而公高陽酒徒也、沛公遽雪足杖矛曰、延客入、

【講義】史記の作者、酈食其が沛公に見えたる事に關し、一傳聞を揭げて曰く、初め沛公が兵を引き伴れて陳留の地を經過せしとき、酈生食其は陣の門に至り名刺を上りて曰く、高陽と申す土地の賤しき平民酈食其、竊かに沛公足下が日に曝され雨露に打たれ患難苦勞を凌ぎて兵隊を引き纒ひ楚國を助けて不義無道なる秦帝を討伐せらると聞き、御苦勞の至りに存じ奉り、敬みて御供廻りの衆を御慰勞申し上ぐる、因りて願はくは沛公足下に御目通り仕りて某自ら口頭にて天下の便宜なる事即ち天下を取り給ふ妙策を計畫して申し上ぐることを相叶はれたしと、

爲計策、使吏捕欲治、聞吏至門、平原君欲自殺、諸子及吏皆曰、事未可知、何早自殺爲、平原君曰、我死禍絶、不及而身矣、遂自剄、孝文帝聞而惜之曰、吾無意殺之、迺召其子拜爲中大夫、使匈奴、單于無禮、迺罵單于、遂死匈奴中、

【講義】其後孝文帝の時代に、帝の弟淮南厲王は辟陽侯を闕下に殺害したり、辟陽侯の死後辟陽侯が諸の呂氏一門に徒黨して居りたる事發覺せしを以て、孝文帝は平原君が嘗て辟陽侯の爲に計畫を完全にして辟陽侯も誅戮を免れたることを聞き、平原君を不都合なる者と思はれて捕吏に平原君を召し捕へしめて取調べを爲さんと思はれたり、然るに捕吏が己を召し捕へんが爲に來りて門に至れりと聞きて、平原君は今吏罪人と爲りて捕縛の恥辱を受けんよりは、寧ろ潔く自殺せんと欲せしが、平原君の多くの子息及び捕吏は何れも口を揃へて曰く、事件は未だ如何に相成るやを知るべからず、乃ち死罪に決定せしにあらざれば、事によれば赦免に逢ふやも知れず、然るに何ぞ早く自殺を爲すや、左樣に早まり給ふべからずと、平原君曰く、否、然にあらず、我れが死するときは、禍ひの根は此れ限り斷絶して、汝の身に迷惑が及ばざるべしと、遂に己れ自身に首を刎ねて死せり、孝文帝は平原君の死したるを聞き、惜まれて嘆息して曰く、唯懲らしめの爲に取調べをせんと思へども、何にも彼れを殺す積りはなかりしに、さても彼れの早まりて自殺せしは、殘念なりと、そこで平原君の子を召し出して中大夫に仰せ付けられたり、その後其子は朝命を奉じて匈奴の國に使者に參りたるが、匈奴の天子漢を侮りて無禮なりしが、平原君の子は匈奴の天子を罵倒し、遂に匈奴に殺されて死せり、

【字解】淮南厲王、本書の淮南王傳に見えたり、厲は謚なり、殺辟陽侯、同上、以黨諸呂故、此の句は諸解多く本句に屬し、厲王、辟陽侯を殺せし故を註せるもの

も危かるべし、就いては貴君は辟陽侯を救はんが爲に、何ぞ肉袒し兩肌をぬぎて謝罪の意を表して辟陽侯の爲に今上に救免あらんことを申し上げざるや、今上も外ならぬ寵臣の貴君が救護するに付きては貴君の願ひを御聽き入れになりて、辟陽侯を獄中より赦し給はゞ、太后は寵臣の辟陽侯が赦されたるに因りて必ず大いに歡び給はん、さるときは今上、太后の兩陛下共に貴君を愛幸し給はん、君の貴きと富とは益、倍加せん、誠に貴君に取りては此度の遣り方の如何によりて惡まれて殺さるゝか、愛せられて益、榮ゆるかの分岐點にて、至極大切なる時ならずやと、是に於て閎籍孺は大いに心配して平原君の計に從ひて辟陽侯を助け遣はされんことを孝惠帝に言上したり、案の如く孝惠帝も愛臣の願ひなれば、早速之を聞屆けられて辟陽侯を赦して獄中より出したり、初め辟陽侯が獄に囚はれんとするとき平原君に面會して依賴をなさんと思ひたるに、平原君は謝絕して辟陽侯に面會をなさず、因つて辟陽侯は一圖に平原君を誠に輕薄にして恩を忘れ自分に畔きたる者と思ひ込みて大いに立腹せり、後ち平原君が運動の成功して辟陽侯を救ひ出すに及びて、始めて平原君が義俠の篤きを知りて意外なる事に大いに驚きたり、其後呂太后崩じて、大臣胥謀りて諸呂を誅するに及んで、辟陽侯は諸呂と至つて深き交りあり、而かも卒に誅戮に逢はず、此の如く自己安全の計畫が完全なりし譯は、皆陸生平原君兩人の謀なり、

【字解】　或毀辟陽侯、毀は誹毀なり、ソシルと訓ず、太后慙不可以言、己れの不品行を自ら證明するやうになれば、故に心に慙ぢて救ひたくも口に言ひ難きなり、幸臣閎籍孺、佞幸傳によれば籍孺、閎孺の二人なり、此にては籍の字を削るべし、君所以得幸帝云云、閎孺の寵せらるは男色を以てして、別に才德ありて重用せらるゝに非ざることを、辭を婉曲にして本文の如く云へるなり、肉袒、衣の袖を脫ぎて肉を見はすこと、肉袒をなすは、自ら己れの身を貶し辱めて哀憐を乞へるなり、太后大驩、驩は歡なり、ヨロコブと訓ず、

孝文帝時、淮南厲王殺辟陽侯、以諸呂故、文帝聞其客平原君

從其計、言帝、果出辟陽侯、辟陽侯之囚、欲見平原君、平原君不見辟陽侯、辟陽侯以爲倍己、大怒、及其成功出之、迺大驚、呂太后崩、大臣誅諸呂、辟陽侯於諸呂至深、而卒不誅、計畫所以全者、皆陸生平原君之力也、

【講義】辟陽侯は呂太后に寵幸せられて醜交の評甚だ高かりければ、多くの人の中には辟陽侯を孝惠帝に謗れる者あり、孝惠帝大いに怒られて辟陽侯の不都合を責め、執へて獄吏に下げ渡し、愈々之を誅戮せんとしたり、流石母后の呂太后も自分の內行に關係して居るが故に、心慙づかしくして口に出して辟陽侯赦免の事を言ふべからず、又朝廷の大臣がたは平常より辟陽侯の行爲を妨害となせるが故に、寧ろ此の機會に之を誅戮するを遂げ行はんと思ひ、誰れ一人として辟陽侯の赦免を願ふ者なし、辟陽侯の運命は甚だ火急になりて最早朝夕に逼りけり、因つて辟陽侯は人を使者に遣りて平原君に面會し救助を求めんと欲し、其の意を通ぜしめたる處、平原君は面會を斷りて申すに、此の裁判の火急なる場合なれば一刻も後るべからず、因つて今日は敢て君に面會を致さずと、そこで平原君は或る手續きを求めて孝惠帝が寵幸せる臣の閎籍儒と云ふ者に面會して之に說けるに、貴君が今帝に御寵愛を蒙れる譯は、或る特殊の關係によれることと天下に誰れ一人として聞き及ばざるはなし、然るに今辟陽侯は矢張り君と類似の關係より皇太后に御寵愛を得て居るが、今帝陛下より獄吏に引き渡されて御詮議中なり、そこで今日途中を往來せる人々卽ち世間の何にも實情を知らざる者共は、何れも此れは今上の御寵臣なる貴君が太后の御寵臣なる辟陽侯を嫉妬の餘り、讒言をなして之を殺害せんとの巧みなりと申し觸らして居れり、是の如き時は、今日辟陽侯が誅戮せられたるならば、明朝は太后が御怒りを持たれて亦復讎的に貴君を誅戮し給ふならん、さらば辟陽侯が誅死と同時に貴君の生命

落さん計りの大權勢家たる辟陽侯が關係したる故を以て、何れも態々自ら平原君の宅へ出懸けて弔辭を陳べ悔み料を贈りたれば、その額凡そ五百金に達したり、

【字解】 辟陽侯、姓は審、名は食其と云ふ、辟陽は食邑の名、侯はその封爵、未有以發喪、喪は死去のこと、一說に、發喪とは死者を葬らんとする時は、殯宮を啓發するが故に發喪と云ふとあり、以其母故、禮に父母在不肯許友以死とあり、乃ち親友は死を以て互ひに救ふ道あれども、兩親の生存中は、その孝養を闕くが故に、友の爲に死することをなさずとの義なり、今此にては、若し平原君が辟陽侯と相知の親友とならば、當に同じく一死を以て災厄を救ふべき時に至りて母の存在せるに因りて差支へあるが故に、その義を守りて相知の交りを爲すを斷れりとの意なり、奉百金往稅、康熙字典に此の本文を引きて稅は襚と通ずとなす、漢書には祱に作る、音ゼイ、死者に贈る衣なり、

辟陽侯幸呂太后、人或毀辟陽侯於孝惠帝、孝惠帝大怒、下吏欲誅之、呂太后慙、不可以言、大臣多害辟陽侯行、欲遂誅之、辟陽侯急、因使人欲見平原君、平原君辭曰、獄急、不敢見君、迺求見孝惠幸臣閎籍孺、說之曰、君所以得幸帝、天下莫不聞、今辟陽侯幸太后而下吏、道路皆言君讒欲殺之、今日辟陽侯誅、旦日太后含怒、亦誅君、何不肉袒爲辟陽侯言於帝、帝聽君出辟陽侯、太后大驩、兩主共幸君、君貴富益倍矣、於是閎籍孺大恐、

君誠厚送喪、則彼爲君死矣、辟陽侯乃奉百金往稅、列侯貴人以辟陽侯故、往稅凡五百金、

【講義】平原君朱建の人と爲りは、雄辯にして口才あり、されども嚴刻廉稜て、剛强正直なる人なり、長安の帝都に住居せしが、その行ひの正しきことは、苟にも道を枉げて人と合ふことをなさず、義の堅きことは己が所信を屈して世に用ひらるゝことをなさず、時に辟陽侯と申す貴臣が、品行正しからず、寵幸を呂太后に得て權勢盛んなりしかば、辟陽侯に於ては平原君の名望を聞て平原君を知りて心易く近付きにならんと思へども、平原君は彼れの人格を卑みて面會することを承知せず、其後平原君の母が死するに及んで、陸生は平素より平原君と友人として相親しければ、平原君の宅に過りて弔ひを爲せり、その時平原君の家は貧窮にして、未だ母の不幸を發表せず、葬式等を營まんが爲にその道具萬端を人より借用せんとて苦心慘憺の最中なりけるが、陸生は何事をか思ひけん、平原君に勸めて斷然と母の不幸を發表せしめたり、而して陸生は辟陽侯の邸へ往きて侯に面會して賀辭を陳べて曰く、さてもめでたいかな、今度平原君の老母は死去したりと、辟陽侯怪みて曰く、こは分らぬものかな、平原君の老母が死去したればとて、何にも他人の事なれば、我輩に無關係なり、然るに何ぞ左樣に賀せらるゝかと、陸生曰く、然ればその事なり、前日君侯は平原君を知りて心易く近付きにならんとせられたるが、その當時平原君は義を守りて、君と心易く近付きにならざりし譯は、彼の老母が尙健在なれば、萬一君侯と相知の間柄となりて爲に生命を棄つべき場合に逢ひたる時に甚だ困却するが故に御斷り致したるなり、然るに今日彼の老母は死去したり、此の際を利用して、君侯が誠に厚く彼を弔慰し給ひて老母の不幸を送らるゝときは、彼の平原君はその恩義に感激して、必ず君侯の爲に生命を棄てゝ之を報ずること必定なり、是れ彼の老母の死去は、一面君侯に取りては、めでたき事ならずやと、辟陽侯も之を聞きて如何にもと思ひ、そこで黃金百斤の悔み料を贈りたり、列侯及び貴人も、時の飛ぶ鳥も

遂反、漢已誅布、聞平原君諫不與謀、得不誅、語在黥布語中、

【講義】　著者、此より以下、朱建の事を附記して曰く、平原君に封ぜられたる朱建と云ふ人は、楚の地の生れなり、もと嘗て淮南王の黥布の相役となり、或る罪があつて免職して去りたるが、後復黥布に事へたり、黥布が漢に反せんと思へる時、其の可否を平原君に尋ねたる處、平原君はその勝利の見込み無きことを知れば、之を諫め止めたれども、黥布は聽き納れずして梁父侯の言を聽き入れて遂に反せり、漢の高祖征伐して已に黥布を誅戮せしが高祖は平原君の黥布を諫めてその叛計に與し關係せざりしことを聞きて平原君と黥布との關係の事を詮議なかりしかば、平原君は誅戮を免れたり、此の一件の話は既に黥布の傳中に載せたれば、今此には省略せり、

【字解】　聽梁父侯遂反、一說に梁父は泰山縣にあり、侯は姓、遂は名なり、黥布の臣なれば、何ぞ梁父侯に封ぜらるゝを得んやと、按ずるに是の說は非なり、語在黥布語中、今本の黥布傳には此事を載せず、漢書には此の一句なし、

平原君爲人辯有口、刻廉剛直、家於長安、行不苟合、義不取容、辟陽侯行不正、得幸呂太后、時辟陽侯欲知平原君、平原君不肯見、及平原君母死、陸生素與平原君善、過之、平原君家貧、未有以發喪、方假貸服具、陸生令平原君發喪、陸生往見辟陽侯、賀曰、平原君母死、辟陽侯曰、平原君母死、何乃賀我乎、陸賈曰、前日君侯欲知平原君、平原君義不知君、以其母故、今其母死、

語在南越語中、陸生竟以壽終、

【講義】陳平はそこで男奴女婢百人と、車馬五十乘、錢五百萬文を以て、陸生に贈遺して、飲み食ひの費用となして、懇親を在朝の有力者に結びて味方を作らしむ、陸生は此れを以て漢の朝廷の公卿の仲間內に遊びて、交際を結びたれば、陸生の名譽は此れが爲に敷き弘まること甚だ盛んになれり、其後陳平、周勃等が諸の呂氏一門を誅滅し、孝文帝を迎へて天子に立つるに及んでは、陸生は頗る其事に關して働きあり、孝文帝既に天子の位に卽きしが、帝は當時前に述べたるが如くに、尉他が南越に據りて高祖の世に服從はしたれども、猶未だ全くは臣從せざるに因りて、人を南越に差し向けて說諭をなさしめんと欲す、丞相陳平は兼てより陸生の伎倆を知れるが故に、そこで陸生を推薦して太中大夫の官に任じ、南越に往きて尉他の處へ勅使として臨ましむ、陸生勅命を奉じ、南越王尉他に接見して、その出入に年來黃屋の車に乘りたり命令を制と稱へなどして天子の制度に僭擬せる事を罷め去らしめ、又內地の諸侯に比らへて朝貢拜賀の禮を行はしむ、此等の件は尉他に懇諭して何れも朝廷の思召しの如くになせり、此の事に付ての記事は南越王世家の中に讓りて、今此の處には省略す、陸生は其後竟に天壽を以て一世を終はれり、

【字解】名聲籍甚、名聲は名譽なり、籍は藉と通用す、甚は盛と意義同じ、藉甚は藉くこと盛んなるを云ふ、一本に籍甚を籍盛に作る、去黃屋稱制、黃屋は車上に張る蓋を黃色にすること、制は天子の命を制と稱す、何れもみな帝者の儀なれば、故に諭して之を去らしむるなり、令比諸侯、內地通常諸侯と同じく、天子に拜賀朝貢等の禮を修むることを謂ふ、太平御覽一百九十四に裴淵明が廣州記を引いて曰く、尉佗築臺、以朝望升拜、號爲朝拜臺、傍江構造華館、以送陸賈、因稱朝亭と云へり、

○平原君朱建者、楚人也、故嘗爲淮南王黥布相、有辠去、後復事黥布、布欲反時、問平原君、平原君止之、布不聽、而聽梁父侯、

たとひ天下に變動ありとも卽ち文武兩派が和合して威權は分裂せず、能く國家の統一を保ち得べし、故に今や我が國家の爲に計るに、天下の事は宰相の足下と大將の絳侯と兩君が掌中に在るのみ、卽ち兩君が親密になりて一致するときは、天下は兩君の手で如何やうとも自由にすることを得べし、就いては私しは平生心掛けて太尉卽ち元帥の絳侯に此事を說き勸めんと思へども、絳侯は我れ〱と餘りに心易くして戲れ狎々しければ自然に吾が言を輕しめ易りて重きを措かざるなり、それ故に尊君何ぞ太尉に交りて相互ひに親和して深く結託し玉はざるや、さすれば前に申し上げたるが如く、將相和して士務附す云々の事を實現し得べしと、因つて陸生は陳平が爲に呂氏を滅ぼす策數箇條の事を計畫したり、陳平は陸生の計畫を用ひて、乃ち五百金を以て絳侯の壽を爲し、手厚く珍膳馳走を具へて太尉絳侯と共に相互ひに歡樂して酒を飲み交情を親密にせり、太尉絳侯も亦陳平が自分に對するが如く相當なる返禮をなし、兩人深く相互ひに結託せり、是に於て果して陸賈の見込みの如く天下の權分れずして、呂氏が漢を亡し己れ取りて代らんと巧らめる謀は敗・破壞したり、

【字解】　士務附、務は慕なり、務附とは慕ひて附くこと、漢書には豫附に作る、豫は悅なり、ヨロコブと訓ず、慕附と大意相同じ、在兩君掌握耳、掌握は掌にて握ることにて、乃ち掌中に握り占めて己が自由にすること、太尉、太尉は漢の時、最高の武官にて、我が邦今日の元帥の職の如し、絳侯、絳音カウ、周勃、時に絳侯に封ぜらる、

陳平迺以奴婢百人、車馬五十乘、錢五百萬、遺陸生爲飮食費、陸生以此游漢廷公卿間、名聲籍甚、及誅諸呂、立孝文帝、陸生頗有力焉、孝文帝卽位、欲使人之南越、陳丞相等乃言陸生爲太中大夫、往使尉他、令尉他去黃屋稱制、令比諸侯、皆如意旨、

始めて氣附きたるを見て陸生は曰く、尊公何ぞ左樣考へ込まるゝことの深きやと、陳平曰く、先生は我輩が何を考へ込んで入るかを推測が出來得らるゝやと、陸生曰く、足下は位に於かれては首相となり、知行は三萬戸もある土地に君たる侯爵の知行を取り、富貴尊榮を極めたれば、此上に欲し望む者は無かるべし、されば最早何に一つの不滿足無き筈なるに、左樣に憂慮の心あるとは是れ餘の義にあらず、全く彼の呂氏一門と幼君との件に就いて困却せらるゝに過ぎずと拙者は推測致せりと、陳平曰く、如何さま御察しの通りなり、さて之を取り計らふことは如何に致すべきや、實に手の着けやうが無くて困りて居る次第なりと、

【字解】　劫少主、劫は脅迫なり、少主は呂太后の立てて孝惠の嗣皇となせる者、此の事は本書の呂后本紀に見えたり、燕居深念、燕は安なり、燕居は安靜にして居ること、念は思慮なり、賈往請、請は起居を問ふなり、見舞ふこと、漢書には請の上に不の字あり、不請は取次ぎ者を用ひざること、生揣我、揣は度なり、ハカルと訓ず、

陸生曰、天下安、注意相、天下危、注意將、將相和調、則士務附、士務附、天下雖有變、卽權不分、爲社稷計、在兩君掌握耳、臣常欲謂太尉絳侯、絳侯與我戲、易吾言、君何不交驩太尉、深相結、爲陳平畫呂氏數事、陳平用其計、迺以五百金爲絳侯壽、厚具樂飮、太尉亦報如之、此兩人深相結、則呂氏謀益衰、

【講義】　そこで陸生は曰く、天下が治安なるときは萬民みな宰相の爲方に注意し、天下が危殆なるときは亦大將の振舞ひ如何に注意す、されば今大將と宰相とが能く和らぎ調うて交際が善ければ士は之に向ひ慕うて附き從ふべし、士が向ひ慕うて附き從へば、

等の費用あれば、故に之を以て酬いんとの意なり、往來過他客、過他は他所に立ち寄ること、客とは自家を出で他處に逗留すること、數見不鮮、數はシバ〳〵と訓ず、見は面會なり、鮮は美なり、不鮮は西漢の時代語にして我が邦の俗言に不二面白一と云へると大略相同じ、無久慁公爲也、無レ爲二久慁一レ公也と書すべきを、修辭法の倒語を用ひたるなり、慁は攪亂の意、ミダスと訓ず、公とは陸賈より諸子を稱して云ふ、西漢時代は人を呼ぶに公と稱す、貴賤の別なく共に用ふ、本書の鼂錯傳にも錯の父其子錯を公と稱せし例あり、

呂太后時、王二諸呂一、諸呂擅レ權、欲下劫二少主一、危中劉氏上、右丞相陳平患レ之、力不レ能レ爭、恐二禍及一レ己、常燕居深念、陸生往請、直入坐、而陳丞相方深念、不二時見一陸生、陸生曰、何念之深也、陳平曰、生揣二我何念一、陸生曰、足下位爲二上相一、食二三萬戶侯一、可レ謂レ極二富貴一無レ欲矣、然有二憂念一、不レ過レ患二諸呂少主一耳、陳平曰、然、爲レ之奈何、

【講義】又其後孝惠が崩じて呂太后が專ら政事をなせし時愈、決行してもろ〳〵の呂氏一統を王に封じければ、もろ〳〵の呂氏は權勢を擅にし、遂に幼少なる君主を劫かして漢の皇室劉氏を危くして天下を簒はんことを企てたり、その時右丞相の陳平は之を患へたれども、その勢力弱くして對抗して之を爭ひ止むること能はず、さりとて此の儘に打ち棄て置くときは、行く行くは禍ひ難儀が自己の身に罹り來らんことを恐れ氣遣ひて、平生物靜かに居りて深く念ひ入りて前後不覺の有樣なりき、或る時陸生往きて伺候せしに、平素互ひに入懇の間柄なれば直ちに室內に入りて坐せり、而るに陳丞相は深く考へ込みて居る最中にて陸生をその折に見向かず、即ち陸生が側に坐せるを氣附かずして專ら考へ入れり、其の內に

公爲也、

【講義】其後孝惠帝の時、呂太后は帝の柔弱多病なるに乘じて、太后自ら政事を氣儘にし、自分の戚族たる諸の呂氏を諸侯に封じて、王位を授けんと思へども、高祖以來の元老大臣及び口辯ある議論家が反對攻撃せんことを畏れて未だ斷行せざりし處、陸生は自ら推し度るに、今日己の力にては薄弱にして、太后に對し諸呂を王とする事件を爭ひ論じて止むること能はずと、因つて自分の身を引きて潔くする外なしと思ひ、そこで病氣にて勤め難しと申し立てゝ免職を願うて自宅に居れり、陸生は思ふには、好時と申す處は田圃の地質が善良なれば、此の處に永住して可なるべしと、陸生には五人の男子あり、そこで前年自分が高祖の命によりて南越に使ひせし時に、尉他より貰ひ受けたる例の槖中の包み物を取り出して、正金に引き換へて、五人の子に分與せり、恰度五人の男子に分配し、一人毎に二百金をくれて、之を基本として生產を營ましめり、斯くて父の陸生は常に坐ながら乘る、得る安車に四頭立ての馬を繋ぎて引かしめ、又歌を巧みに唱へ舞ひを上手に踊り琴瑟を善く彈く侍女共十人と千金の價ある寶劍とを伴て持ちて、循環的に產を分けたる男子の宅に立ち寄りて申すには、其方どもと約束して置かん、我輩若し其方共の宅に立ち寄らば、汝は吾の隨行の人や馬に酒又は食物を給與せよ、思ふ儘に樂みを極むること十日間したらば、場處を他處に變更すべし、而して吾が病死したる家が吾れの攜帶せる寶劍なり車なり乘馬なり又は隨從の人なりを取るべし、然しながら一歲の中に或は親戚舊友を訪問したり或は途中にて居續けをなしたりして、實際往き來して他處に寢留することが多きが爲に、五男子の家には大率荒增し再度位の立ち寄りをなすに過ぎざるべし、餘りに繁々相互ひに見ることは反りて面白からず、良い加減に切り上げて久しく滯留して貴樣をうるさく困らすことを爲すなからんと云へり、

【字解】好時、地の名、漢の都長安の内にあり、賣千金、賣は換易すること、漢の制度は一金を直千貫となす、極欲十日、漢書には欲を飲に作る、飲は酒を飲むこと、所死家得寶劍云々、陸賈が死亡したる家は送葬

はなし、何時ながら感心して褒められたり、帝の左右に居る近臣たち、何れも祝意を表して萬歲と呼べり、さて高祖は陸賈が著はしたる此の書は、耳新しき議論や事蹟を記せる者なりとの意義を象徵して新語と名けられたり、

【字解】 迺公、迺は乃と同じ、音はダイ、又はナイ、汝と義同じ、公は尊稱なり、自から己れを尊大に構へて云へる稱呼なり、逆取而以順守之、逆は道理に逆らふこと、順は道理に順ふこと、吳王夫差、事蹟は本書の吳太伯世家に見えたり、智伯、晉の大夫なり、趙襄子と戰つて敗亡せり、事は本書の趙世家に見えたり、卒滅趙氏、趙氏は秦の帝室のこと、秦の姓は嬴氏なれども、其の先祖造父なる者、周の穆王の時に始めて趙城に封ぜらる、因つて其の子孫亦以て氏となせり、鄉使秦巳幷天下、鄉は嚮と同じ、サキニと訓ず、高帝不懌、懌は和らぎ樂むこと、機嫌のよろしきこと、試爲吾著、著は明なり、書物に作り明らかに言ふこと、麤述、麤はアラマシ、存亡之徵、徵はシルシと訓ず、證跡なり、新語、其の書今現に存せり、我が日本にも亦翻刻の本あり、維新以前には又多く讀まれたり、

孝惠帝時、呂太后用事、欲王諸呂、畏大臣有口者、陸生自度不能爭之、迺病免家居、以好時田地善、可以家焉、有五男、迺出所使越得橐中裝、賣千金、分其子、子二百金、令爲生產、陸生常安車駟馬、從歌舞鼓琴瑟侍者十人、寶劍直百金、謂其子曰、與汝約、過汝、汝給吾人馬酒食、極欲十日而更、所死家、得寶劍車騎侍從者、一歲中、往來過他客、率不過再三過、數見不鮮、無久慁

【講義】其後陸生は折り〳〵高祖の前に出でて昔しの經典詩經や書經を引きて說話をなせり、英雄の高帝は兼て平生より儒者が大嫌ひなる故に陸生を罵倒して曰く、迺公は馬の上に乘り戰爭して武力で天下を取れり、何ぞ詩經、書經等の古臭く迂濶なる者に用あらんや、無益なる事ぞと、陸生對へて曰く、成程陛下は馬上で戰爭して天下を取り給へども、然しながら矢張り馬上で戰爭して天下を太平に治むるを得と思ひ給へるか、否々決して武力一方のみで萬民を治むべからず、その上に昔し殷の湯王や周の武王は逆取而以レ順守レ之とて、己れが臣の身分でありながら逆さまに其の君主桀紂を伐ちて天下を取りたれども、天子と爲るに及びては仁政を施し道德を行ひ天理人道に順ひて天下を守りたり、此れ天下は武力で取るを得れども天下を守ることは文德で無くてはならぬ例證なり、文と武と云はず、何れも其時と場合とによりて得手不得手あれば、兩ながら棄つべからず、さればこそ文と武と竝びに用ひて行くことは、國家を長久に傳へ有つ術なり、昔し吳の王、名は夫差と申す者、又は晉の大夫智伯と申す者は餘りに武力を用ふることを極め過ぎて、爲に國が疲弊して亡びたり、秦の國は飽くまで刑罰法律に任せて、天下を取りたる時も守る時も毫も變改せず、一律に威壓を事としたるが故に、つひに趙氏卽ち秦の帝室を滅亡したり、假りに前日に於て秦國をして已に天下を幷せて統一したる時に、仁義道德を行ひて人民を懷け從はし、先聖卽ち昔しの聖人を手本として政治其の他を行はしめたるならば、秦の國は子々孫々長久に續くことは疑ひ無ければ、陛下は矢張り一平民にて終りて、安くに天下を有つことを得んやと、此の議論には流石の高祖も理窟に詰められて悅ばれず、而かも道理ある言なれば慙ぢ入りたる顏色あり、そこで陸生に申さるるに、然らば一つ試しに、我れの爲に秦の國が天下を手離して失ひたる譯と、吾が天下を手に入れて取りたる譯は何に由れるか、尙ほ其れに附けて古代の事業が成就して興り失敗して亡びたる事までを書物に著述して示せよと、陸生そこであらまし國家が存續したり亡滅したる徵證を述べて、凡そ文章の數十二篇を著はせり、一篇が出來上りて陛下に奏進する每に、高帝は未だ嘗て至極尤もなりと申されざること

の贈り物なるが、尙其外の餞別も亦同じく千金ほどなりき、陸生卒に尉他を申し付けて越王となし、臣下と稱へて漢の朝廷より下されたる約束を遵奉せしめて、曩きに承はりし高祖の勅旨を遂げ行ひたり、そこで高祖は大いに悅ばれて其の勳功を賞し、拜して太中大夫の官となせり、

【字解】　何渠不若漢、何渠は共にナンゾと訓ず、乃ちなんぞ、なんぞと同意の字を重ねたるものにて、複語と云うて古文には往々其の例あり、又庸渠に作り、或は何遽、庸遽、奚遽、豈遽、寧渠に作る、其義皆同じ、廼大說賈、廼は乃と同じ、說は悅と通ず、槖中裝、槖音はタク、底のある袋を嚢と云ひ、底のなきを槖と云ふ、我が邦の、胴卷に似たるものなり、裝はコシラへなり、貴重品にして輕量なるものなれば、鄭重にして嚢中に納め入れたるなり、直千金、直は値と同じ、アタヒと訓ず、價なり、太中大夫、論議を掌る顧問官の類、

陸生時時前說稱詩書、高帝罵之曰、廼公居馬上而得之、安事詩書、陸生曰、居馬上得之、寧可以馬上治之乎、且湯武逆取而以順守之、文武竝用、長久之術也、昔者吳王夫差智伯、極武而亡、秦任刑法不變、卒滅趙氏、鄉使秦已幷天下、行仁義、法先聖、陛下安得而有之、高帝不懌而有慙色、廼謂陸生曰、試爲我著秦所以失天下、吾所以得之者何、及古成敗之國、陸生廼麤述存亡之徵、凡著十二篇、每奏一篇、高帝未嘗不稱善、左右呼萬歲、號其書曰新語、

るものなり、譬へば君王の全國を以て比較しても僅かに漢の一郡の廣さ位なり、全體物を比較するには大抵程の有るものなり、君王何ぞ乃ち大膽にも堂々たる大漢に比較し給へるやと、

【字解】　豐沛、地の名、既に高祖本紀に見えたり、孰與蕭何、孰與は孰如と同じ、比較してどちらが賢るぞと問ふ辭、イヅレゾと讀む、五帝三皇之業、皇は王の誤りなり、五帝は兩説あり、一は少昊、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜と云ひ、一は黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜と云ひ、又包犧、神農、黃帝、堯、舜とも云へり、三王は夏の禹王、殷の湯王、周の文王及び武王、(文武父子なれば一人と看做す)膏腴、土地の肥えて物産の善く出來ること、人衆車轝、轝は輿の字と同じ、漢書には輿に作る、崎嶇、險阻、艱難なること、

尉佗大笑曰、吾不起中國、故王此、使我居中國、何渠不若漢、迺大説陸生、留與飮數月、曰、越中無足與語、至生來、令吾日聞所不聞、賜陸生槖中裝直千金、他送亦千金、陸生卒拜尉他爲越王、令稱臣奉漢約、歸報、高祖大悅、拜賈爲太中大夫、

【講義】　尉他は之を聞き大いに笑うて曰く、吾れ中國の地に起らざればこそ、此の僻遠小國なる南越に王たるなれ、若し我輩に漢の皇帝と同樣に中國の地に居らしめば、何ぞ漢に若かざる理あらんや、屹度漢に對抗して見せるぞと、斯く云ふものの其實は陸賈の說を尤もと思ひて大いに陸生を氣に入り、留めて相共に酒を飮み懇親を結ぶこと數月の久しきに至りたり、而して尉他の申すに、此の越國の中にて吾れが相手として話しするに足るだけの人物無くて甚だ物寂しく思ひける處、幸ひに先生が來らるゝに至りて、我輩をして日に日に是れまで未だ嘗て聞かざりし珍らしきことを聞かしめて、實に愉快なりと、因つて陸生に槖中裝とて胴卷のやうなるものに包み入れたる價値千金に當る貴重品を賜ひたり、さて此れは特別

り、ムカフこと、新造未集、造は爲なり、集は成なり、屈彊、柔ぎて服せざること、夷滅、夷は平なり、タヒラグと訓ず、蹶然、驚き喜ぶ貌、

因問陸生曰、我孰與蕭何曹參韓信賢、陸生曰、王似賢、復曰、我孰與皇帝賢、陸生曰、皇帝起豐沛、討暴秦、誅彊楚、爲天下興利除害、繼五帝三皇之業、統理中國、中國之人以億計、地方萬里、居天下之膏腴、人衆車轝、萬物殷富、政由一家、自天地剖判、未始有也、今王衆不過數十萬、皆蠻夷、崎嶇山海間、譬若漢一郡、王何乃比於漢、

【講義】　尉他は既に陸生の言を聽きて漢に服從することに決心せしが、因りて陸生に問うて曰く、貴公は一體我輩を漢の元勳大臣たる蕭何、曹參、韓信の賢明なるに比較して孰れか賢れりと思へるやと、陸生答へて曰く、それは君王が彼等より賢なるやうに見ゆと、尉他復問うて申すに、其れならば我輩は漢の皇帝に比較して孰れか賢明なるやと、陸生曰く、其れは同日の談にあらず、漢の皇帝はもと豐沛地方の一平民より起りて、暴虐なる秦を討ち平らげ、强き楚國の項羽を滅して、天下億兆の爲に利益を興し遣はし、損害を除かれ、古への聖人なる五帝三王の事業を繼ぎて中國を統御せらる、中國の人民の數は幾億と計ふる程の多衆なり、土地の廣さは四方萬里に彌り天下中の膏腴なる處に居て、住居往來の人數、車輿は繁華に盛大にして、有らゆる萬物は豐富なり、政事は帝室の一家より出で善く國家機關統一せらる、斯樣の盛んなることは天地開闢以來未だ嘗て有らざる珍しき事と云はん、其れに引き換へて今や君王の統べらるゝ衆徒は僅かに數十萬に過ぎ踰えず、而かも何れも蠻夷のものにて山や海などの間に崎嶇と險しく難儀せ

彼の暴虐逆悪なる秦帝を誅滅せざりしことを聞かせ給ひ、又朝廷の大將大臣は、君王の天子に對し奉りて無禮なりしを怒りて早速に軍兵を南越に差し向けて、君王を誅戮せんと思ひしかども、天子に於かせられては、折角項羽が滅びて天下の人々が此れより互ひに安寧なるべしと樂める際に當りて、今又師を興すときは、百姓の之が爲に新たに勞苦せんことを哀憐し給ひて、この故に先づ姑らく軍兵を出さずして百姓を休息致させんと思はせらるゝによりて、今度愚臣を御遣はしになり、君王に南越王の印を御授け致して、王位に立つことを許可せられ、剖符を分ち割て其の半分を天子の御手元に置かれ、又其の半分を君王に御渡し致して、朝廷と南越と雙方の使節を通じて、益、相互の好みを敦くせんと思はせらる、されば君王には、此際宜しく郊外まで出で迎はれて、北面の位地に就いて漢の天子の臣下と稱へらるべき筈なり、然るに反りて未だ新に出來上りたる計りにて基礎の薄弱なる越國を恃みにして、此の處に頑固にも片意地を張らんとせらる、實に思はざること甚しきなり、若し漢の朝廷に於て君王が右の如く不埒なる態度のあることを聞かれたるときは、王の罪を正し、王の故郷に在る先代の墳墓を發掘して燒棄して王の一門親族を平げ滅ぼし、其上必ずしも大將軍を煩はすに及ばず、僅かに一つの偏裨の軍將に、十萬の兵を指揮して越國に臨み攻めしめば、到底越の小國が漢の大軍に敵すべき筈なければ、越の人民は君王を殺して漢の官軍に降ることは宛かも手の掌を打ち反す位のことにて、實に速かに取り運ぶべし、さらば君王の生命は誠に危き至りなりと、右の如く雄辯に任せて滔々と說き付けたる處、流石に尉他も常人にあらざれば忽ち其の非を悟りて、蹶然とがばつと坐席より跳起きて恭しく陸生に詫び斷りて曰く、此は誠に面目なし、拙者故郷中國を振り棄て此の南越の如き蠻夷の中に居ること年久しければ自然と蠻風に感染せし結果、心ならずも殊の外貴賓に對する禮義作法を失ひたりと、

【字解】 君王、戰國時代以來、國王を尊稱して君王と云ふ、剖符、剖は割なり、符はワリフと訓ず、使者の持して信を示すもの、北面稱臣、禮に君は南面し臣は北面す、故に臣の位に立つことを北面と云ふ、面は嚮な

一番に函谷關に攻め入りて咸陽の帝都を占領したり、されば漢王が、當然咸陽に王たるべき筈なるに、項羽は漢王の成功を忌み、兼ねての約束に違ひそむきて之を王とせず、而して己れは自立して西楚の霸王と名乘りて天下の霸權を握らんとせしかば、諸侯みな其の威に畏れて之に服屬したり、誠に項羽は此の上もなく至極に强きものと申すべし、然るに漢王は僻遠なる巴蜀の地より起りて、天下の羣雄を鞭撻し、多くの諸侯を威光を以て從はしめて、遂に流石猛雄の項羽を誅して之を滅し、その兵を起してより、僅かに五年間に海內は平定したり、さて斯樣なる事は、到底人間の力にて爲すべきにあらず、卽ち天帝が助けて建つる所の者なればこそ出來たるなれ、

【字解】 親戚、古へは父母のことをも親戚と謂ふ、昆弟、兄弟なり、眞定、地の名、もと趙の地、反天性、父母の國に背き血族の恩愛を無視することを云ふ、區區、小なる貌、抗衡爲敵國、抗は對なり、衡は車の軛の上にある橫木なり、抗衡とは兩衡相對拒して相避け下らざるよりして、雙方相互ひに對抗して讓らざる義に轉用す、敵國は雙方比敵して輸劣らざる國のこと、乃ち對等國なり、

天子聞君王王南越、不助天下誅暴逆、將相欲移兵而誅王、天子憐百姓新勞苦、故且休之、遣臣授君王印、剖符通使、君王宜郊迎、北面稱臣、迺欲以新造未集之越、屈彊於此、漢誠聞之、掘燒王先人冢、夷滅宗族、使一偏將將十萬衆臨越、則越殺王降漢、如反覆手耳、於是尉佗迺蹶然起坐、謝陸生曰、居蠻夷中久、殊失禮義、

【講義】 天子は君王が南越の地に獨立して王となられしのみにて、別に義兵を出して天子を援助し、共に

時に南海郡の尉たり、故に世に尉他と稱す、南越、國の名、魋結箕倨、倨は踞と同じ、魋は音タイ、結は髻と通ず、音はケイ、魋結とは頭髮の髻を一と撮みにして椎の形の如くになせること、是れは南越の野蠻風を其の儘に示せるなり、箕倨は兩脚をなげ出して坐り、其の狀箕の形の如くなるを云ふ、傲慢無禮なる態度なり、

陸生因進說他曰、足下中國人、親戚昆弟墳墓在眞定、今足下反天性、弃冠帶、欲以區區之越與天子抗衡爲敵國、禍且及身矣、且夫秦失其政、諸侯豪傑竝起、唯漢王先入關、據咸陽、項羽倍約、自立爲西楚霸王、諸侯皆屬、可謂至彊、然漢王起巴蜀、鞭笞天下、劫略諸侯、遂誅項羽滅之、五年之間、海內平定、此非人力、天之所建也、

【講義】陸賈もさる者なれば、是れ式の事にて驚き畏るゝ人にあらず、因って堂々と進みて得意の雄辯を振ひて、尉他に說いて曰く、足下はもと何れの生れなるか、我が中國の人なり、現に足下の兩親を始め若くは兄弟たちを埋葬せられたる墳墓は我が中國の眞定の地に在り、然るに今足下は天性即ち自然の生れ付きにそむきて、母國固有の文明を徵象せる裝束や冠りの立派なるものを擲ち棄て、左樣なる魋結の蠻風を誇りとし、區々たる僅少の南越を以て、堂々たる中國の天子と對抗して、同等比敵の獨立國とならんと野心を抱かるゝことは、實に氣の毒の至りなり、左樣なる量見にては滅亡の禍ひは屹度今にも早や足下の身に降り掛りて來るならん、その上に彼の秦國は無道にして、その政事を失ひ、天下の諸侯や豪傑が、一時に竝び起りて多數ある中に於て、唯漢王は先づ

に詔して、百斤の金を欺き取りたる罪によりて、棄市の刑に當せられしが、たま〳〵病氣にて死し、國は召し上げらる、

【字解】歷下、地名、縱酒、意を縱にして酒を飲むこと、伏軾下齊七十餘城、軾はクルマノヨコギと訓ず、車前に隆起せる横板なり、伏軾とは、たゞ安坐して車に乘れるのみにて、別に兵力を用ひざることを謂ふ、尚此の事は淮陰侯傳に見えたり、以爲酈生賣己、賣は欺なり、齊王以て酈生は韓信と密に謀を通ぜりと爲しゝなり、曲周、地名、高祖擧功臣、擧は擧錄なり、調査すること、高梁、地名、武遂、地名、國除、除は除去なり、乃ち領土は朝廷へ召し上げられて、國名を取り去らるゝこと、

○陸賈者、楚人也、以客從高祖定天下、名爲有口辯士、居左右、常使諸侯、及高祖時、中國初定、尉他平南越、因王之、高祖使陸賈賜尉他印、爲南越王、陸生至、尉他魋結箕倨見陸生、

【講義】陸賈は楚國の生れなり、客分にて、漢の高祖に從ひ高祖を佐けて天下を平げ定めたり、口達者にて辯舌ある士なりとて時に名高し、陸賈は高祖の左右に居てその用向きを給し、又平常命を受けて諸侯の國へ使者として赴きて、雄辯を振へり、高祖の時代中に支那の國内初めて治まり定まりしが、尉佗と申す人は南越地方を平げ服し、因つて獨立して南越に王となれり、高祖そこで陸賈を使者として南越へ赴きて、尉他に王の印を賜ひて南越王となして漢に服從せしめんとす、そこで陸先生（陸賈のこと）漢の使者となりて南越に至りしが、尉佗は一つ意外に出でて、陸賈の膽を破りくれんと思ひて、わざと魋結とてその頭髮の髻を一と撮みにして椎の形の如き狀に結び、又箕倨とて兩脚を前方へなげだして宛も箕の形の如くになり、踞り、南越固有の野蠻の風俗を爲して漢の勅使なる陸先生に見えたり、

【字解】尉他、他一に佗に作る、同じ、姓は趙氏、秦の

狩元年中、武遂侯平坐詐詔衡山王取百斤金、當弃市、病死、國除也、

【講義】齊王田廣は酈生の説を以て如何にも有道なりと思ひ、そこで酈生の言を聽き納れて、歷下の地の兵の守り戰ひの備へを罷め、敵兵防禦の計をなさず、酈生と日々氣儘に酒ばかり飲んで樂み居りたる處、漢の大將淮陰侯韓信は、酈生は儒者を以て何の威力武器をも用ひず、車の軾に倚り伏しながら、口頭の辯舌にて齊國の七十餘城を降參させしと聞きて、その成功を嫉める餘り、乃ち夜ひそかに軍兵を平原より渡して、不意に齊國を擊てり、齊王田廣は前日已に酈生の説を聽きて漢に降ることに決し、最早漢より攻めらるゝことと無かるべしとて安心して居たるに、忽ち漢の兵が攻め寄せて至りしと聞き、此れは酈生が甘言を以て己れを欺き説き、故らに油斷せしめたる計略なりと思ひ、乃ち酈生に謂うて曰く、汝能く漢軍の我れを攻むるを差止めば、我れは其功に免じて汝を活し遣はさん、さも無くんば、我れは此れより汝を鼎中に投じて烹殺すべしと、酈生屈せずして曰く、凡そ大いなる事を擧げ行ふときは、區々たる法則に拘りて、細小なる謹愼をせず、盛んなる道德に於ては、瑣々たる禮儀に囚はれて、物事を斷りたり、人に讓りたりすることをせず、されば英雄の大事業を爲す此方樣に於ては、其方如き者と、一時の約束がありとて、細小なる信義の末に泥んで、言葉を變更して汝等に味方をなす者にあらずと、齊王之を聞き大いに怒りて、遂に酈食其を鼎中に投げ入れ烹て殺し、自分は兵を引き伴れて出走したり、其の後漢の十二年、酈食其の弟なる曲周侯酈商は、丞相の官を以て兵に將として、黥布を擊ちて功あり、高祖、功臣を取調べたるとき、死亡せる酈食其の功勞を思ひ出しゝが、時に食其の子名は疥なる者、數兵に將として從軍したり、其功は末だ諸侯たるに至らざるも、高祖は疥の父食其の功勞に因りて、疥を封じて高梁侯となせり、後に更めて武陽と申す處にて食邑を賜はりたり、疥卒してそれより子孫嗣ぎて侯たること三世なりしが、武帝の元狩元年中に、武遂侯の酈平なる者、詐りて衡山王

れたる幸福なり、斯程の漢王が只今已にはや前にも申したるが如くに敖倉の米粟に據り、成皐の險阻を閉塞し、白馬の津渡を嚴守し、大行の阪路を杜絕し、蜚狐の山口を拒ぎ遮れば、其の勝利を得るや疑ひなし、それ故に天下の諸侯に於て因循躊躇して他國より後れて漢王に服せんとする者は、必ず先づ漢の軍に攻められて早く亡滅すべし、されば王に於て速かに他の諸侯に先だちて漢王に降り給はゞ、漢に攻められずして齊國の社稷は保有することを得べし、若し之に反して因循遲疑して漢王に降らずんば、齊國の危く亡ぶること、立ちながら待つべし、乃ちさ程手間取らずして直ちに亡滅するに至らんと、

【字解】　西河、砥柱より溯りて龍門に至るまでの黃河を西河と曰ふ、援上黨之兵、援はヒクと訓ず、引なり、井陘、山の名、北魏、魏王の魏豹を謂ふ、當時魏の故都大梁に魏の稱あり、故に豹の國の河北に在るを以て北魏と云ふ、此蚩尤之兵、蚩尤は古への軍神の名なり、漢書には黃帝之兵に作る、

田廣以爲然、迺聽酈生、罷歷下兵守戰備、與酈生日縱酒、淮陰侯聞酈生伏軾下齊七十餘城、迺夜度兵平原襲齊、齊王田廣聞漢兵至、以爲酈生賣已、迺曰、汝能止漢軍、我活汝、不然、我將亨汝、酈生曰、擧大事不細謹、盛德不辭讓、而公不爲若更言、齊王遂亨酈生、引兵東走、漢十二年、曲周侯酈商以丞相將兵擊黥布有功、高祖擧列侯功臣、思酈食其、酈食其子酈疥數將兵、功未當侯、上以其父故、封疥爲高梁侯、後更食武遂、嗣三世、元

たれども、酈生が齊王に說きたる事は、初め敖倉を取るべきを勸めたるに因みて、串聯して出來しことにて二事とは云へども、實は一事件と看做すべきが故に、而の字を以て下事を接續したるなり、用字の妙、味ふべし、戮力、戮はアハスと訓ず、協同すること、西面擊秦、西面は西に向ふこと、義帝、項羽、その主楚の懷王を尊んで義帝とす、事は項羽本紀に見えたり、三秦、雍王章邯、翟王董翳、塞王司馬欣、亦項羽本紀に見えたり、責義帝之處、責は責問なり、處は所なり、現在義帝は安くに在るかと詰責すること、皆樂爲之用、樂音はラク、タノシムと訓ず、又音はカウ、ネガフと訓ず、願なり、何れにても通ず、方舟而下、方は併なり、方舟は舟と舟とを竝ぶること、爲人刻印、印は諸侯の符として與ふる印なり、刓而不能授、刓は音クワン、斷なり、乃ち廉が取れて圭角のなきこと、手にて幾度も撫づるが故に、方形の印材が磨滅して圓くなること、可坐而策也、坐はヰナガラと訓ず、その容易なることを言ふ、策は計策なり、ハカルと訓ず、

夫漢王發蜀漢、定三秦、涉西河之外、援上黨之兵、下井陘、誅成安君、破北魏、擧三十二城、此蚩尤之兵也、非人之力也、天之福也、今已據敖倉之粟、塞成皐之險、守白馬之津、杜大行之阪、距蜚狐之口、天下後服者先亡矣、王疾先下漢王、齊國社稷可得而保也、不下漢王、危亡可立而待也、

【講義】夫れ漢王は蜀や漢の兵を發し、三秦を平定し、西河の外を涉り、上黨地方の兵を引き連れ、井陘の阪を下りて、趙の相成安君陳餘を誅殺し、北魏の國を破りて三十二箇處の城を乗り取れり、此の如きは古代の軍神たる蚩尤の兵と同じ、乃ち鬼神の爲にて人間の力で爲すべきに非ず、眞に天より具へ授けら

に咸陽を與へずして、之を僻地の漢中に移して王となせり、又項王は惡逆無道にも、己が祖先以來の主君たる楚王の子孫なる義帝を楚國より郴と申す處に遷して殺したり、漢王は此事を聞きて、自分が領國たる蜀や漢の兵を起して、項羽が新たに建てし三秦の國を擊ち滅ぼし、函谷關を出でて、只今義帝の居らるゝ處は何れの地なるかと責め糾し、天下の軍兵を收め集めて、戰國時代の六國の王の子孫を取り立てゝ、それ〴〵に元の如くに王と爲せり、又諸將が敵の城を攻めて降參さすれば、時を移さずしてすぐに功を立てたる大將を其地の諸侯となし、貨賂を得れば、時を移さずしてすぐに之を得たる軍士に與へらる、此の如くにして天下の人々と與に其の利益を共同にす、それ故に豪俊英傑賢人才子、何れも漢王に使役せらるゝことを喜び樂めり、諸侯聯合の兵は、四方よりして漢王の麾下に參じ至り、漢國の蜀や漢中の米粟は、兵糧として舟と舟とを竝べて江水の上流よりして下流に下れり、然るに漢の萬事に優勢なるに反して、項王は第一約束に倍き違へる不名譽と、主君の義帝を殺せる不都合なる大罪あり、又他人が功勳ありたるに對して一向に記し認むること無く、甚だ冷淡なり、然し他人が犯罪ありたるに於ては、執念深くして永久に忘るゝこと無し、故に部下の將士は敵軍と戰爭して勝つとも、其の賞賜を得ず、敵城を攻めて拔き取るとも、其の土地を賜はりて諸侯に封ぜらるゝでも無し、又項氏の一門卽ち己が同姓親族を除く外は、重要の用事を務むることを得ず、又甚だ嗇吝にして、他人を諸侯に封ぜんが爲に、諸侯の印を彫刻せしむるも、物惜しくして己が手に取り撫で摩りを頻りになし、終には印の角が減摺れても、思ひ切りて人に授くること能はず、さて以上の如くに敵城を攻め敵の貨賂を得るも、徒に積み累ねながら、人に賞賜すること能はざるに因りて、天下の人は之を見限りて畔き、賢人才子は怨み不平にて、項王の爲に立働くものあること無し、さて漢王と項王との相違は右の通りなれば、何人が見てもその優劣は判然たり、それ故に天下の士が漢王に歸依することは彼れ此れと申すまでも無く分り切つたることにて、坐ながらにして計るべきなり、

【字解】　而使酈生云云、而の字無くても可なるに似

降城卽以侯其將、得賂卽以分其士、與天下同其利、豪英賢才皆樂爲之用、諸侯之兵、四面而至、蜀漢之粟、方船而下、項王有倍約之名、殺義帝之負、於人之功無所記、於人之罪無所忘、戰勝而不得其賞、拔城而不得其封、非項氏莫得用事、爲人刻印、刓而不能授、攻城得賂、積而不能賞、天下畔之、賢才怨之、而莫爲之用、故天下之士歸於漢王、可坐而策也、

【講義】 敖倉を取る計畫が漢王の氣に入りたれば、そこで漢王は酈生の用ふべきことを知りて、又酈生の策を用ひて之をして齊王に游說せしむ、因つて酈生は往きて齊王に說いて曰く、只今楚漢の兩國、雄を爭へるが、さて王は天下の人々が結局何れに歸依する所かを知り給へるかと、齊王の曰ふに、兩國共に好敵手なれば、拙者は天下が何れに歸服するかを承知せずと、酈生曰く、それは御氣の毒なり、王に於かれて天下の前途歸依する所を御承知ならば、齊の御國は王の御力にて保たせらるべきなり、若し之に反して天下の前途歸依する所を御不承知ならば、齊の御國は到底王の御力にて保たせらる可からざるなりと、齊王の曰く、さらば全體天下は何れへか歸依すべきと、酈生曰く、それは必ず漢に歸依致すならんと、曰く、それは先生には何を以てさ樣に仰せらるゝやと酈生曰く、其仔細はと申せば、漢王は項王(項羽)と共に、力を合はせ互ひに扶け扶けられて、西の方へ向うて秦國を擊ちたり、その時約束すらく、何れにても先づ第一に秦の都の咸陽に攻め入るものは、卽ち咸陽に於て王たるべしと、然るに漢王は先づ第一に咸陽に攻め入りたり、故に約束の通りに咸陽に王となるべき筈なるに、彼の項羽は約束に負き違ひて漢王

漢而稱東藩、上曰、善、迺從其畫、復守敖倉、

【講義】 只今燕趙は淮陰侯の討ち平げしに因つて、已に鎮定いたしたり、唯齊國は未だ降參せず、現に齊王の一族たる田廣は、千里四方の齊と申す大國に據りて王と稱し、同じく田間は二十萬の大兵に將帥となりて、歷城と申す處に陣取りなし、其外諸々の田氏一門は勢力強く、渤海を背景に控へて、黃河、濟水の要害を境界として守り、南方は楚國に近接して、人情輕薄、變り詐りごと多く、誠實ならず、右の如き有樣なる方面に向うて、足下は數十萬の師さを差向けらるとも、仲々容易に征服なし難し、未だ區々たる年月を限りて之を破るべからず、就ては愚臣願ふに、足下の明かなる御命令を奉ずるの光榮を得て、往きて齊王に說諭して、漢の御味方を致して、東方の藩屏と名乘るやうに致したしと、高祖之を嘉納して曰く、善しと、乃ち酈生の計畫に從ひて、前度一旦打棄てんとしたる敖倉を、再び思ひ直して守ることとなれり、

【字解】 燕趙已定、時に韓信、燕趙を平定せり、田廣、故の齊王の族、歷城、地の名、明詔、詔は告なり、命令のこと、古代は上下通じて詔と稱せしことあり、

而使酈生說齊王、曰、王知天下之所歸乎、王曰、不知也、曰、王知天下之所歸、則齊國可得而有也、若不知天下之所歸、則齊國未可得保也、齊王曰、天下何所歸、曰、歸漢、曰先生何以言之、曰、漢王與項王戮力西面擊秦、約先入咸陽者王之、漢王先入咸陽、項王負約不與、而王之漢中、項王遷殺義帝、漢王聞之、起蜀漢之兵擊三秦、出關而責義帝之處、收天下之兵、立諸侯之後、

分の便宜好都合を奪ひ去るやうなる愚擧を演じ居れり、愚臣竊かに考ふるに、此の漢の爲は過てりと、且つ其の上に兩英雄は到底雙方共に打揃うて存立せず、乃ち必ず競爭の末何れかの一方が敗亡せずんばあらず、楚と漢との勝負は互角相持ちにて決定せず、之が爲に百姓は戰爭の影響を蒙りて、騷動して安んぜず、海內は動搖し、農夫は兵役に徵集せられて鋤鍬を打棄て、工女は機織から下りて仕事をなさず、因つて衣食の材料に困窮し、天下萬民の心未だ定り落付くこと有らざるなり、就いては願ひ申上ぐるには、足下急速に再び繰返して、軍勢を進められて、滎陽の地を收め取り、敖倉に積み置ける殆ど無盡藏なる米粟に據り、成皐の要害を塞ぎ止め、大行の山阪の險路の往來を杜絕し、蜚狐山の口を拒ぎ止め、白馬の川渡しを嚴に守り、右の如く守備を堅實にして、各國の諸侯に向うて、實績を效し著はし、地形即ち要害を自由に制する模樣振りを示さば、前述の天下之心、未レ有レ所レ定也に反して、天下各國皆其れ〴〵に自己が歸依し赴くべき所、乃ち其の落付き先を自覺することとならんと思はるゝなり、

【字解】敖倉、秦の始皇の時、敖山の上に倉を置き、大いに米粟を貯ふ、故に之を名けて敖倉と云ふ、敖山は滎陽の西にあり、成皐、山の名、大行、山の名、蜚狐、山の名、蜚一に飛に作る、同じ、白馬、河渡しの名、效實形制、效は驗なり、效實は實利の驗を明かに著はすこと、形制は制形の倒語、地形の要害を自由に制すること、此の文法は論語に迅雷風烈とあり、楚辭に吉月辰良とあると同じく、上語を順にして、下語を逆にしたるなり、漢書には效實の二字なし、則天下知所歸矣、歸は歸依なり、此の句は上文の天下之未有所定也の句に反應す、

方今燕趙已定、唯齊未レ下、今田廣據二千里之齊一、田閒將二二十萬之衆一、軍二於歷城一、諸田宗彊、負レ海阻二河濟一、南近レ楚、人多二變詐一、足下雖レ遣二數十萬師一、未レ可下以二歲月一破上也、臣請得レ奉二明詔一說二齊王一、使三爲レ

食爲天、人民は食物を以て根本となすとの意なり、上句の知天之天者より此句に至るまでは、管子の書中にも出づ、

夫敖倉、天下轉輸久矣、臣聞、其下迺有藏粟甚多、楚人拔滎陽、不堅守敖倉、迺引而東、令適卒分守成皐、此乃天所以資漢也、方今楚易取而漢反却、自奪其便、臣竊以爲過矣、且兩雄不俱立、楚漢久相持不決、百姓騷動、海內搖蕩、農夫釋耒、工女下機、天下之心、未有所定也、願足下急復進兵、收取滎陽、據敖倉之粟、塞成皐之險、杜大行之道、距蜚狐之口、守白馬之津、以示諸侯効實形制之勢、則天下知所歸矣、

【講義】それ故に、國家は食物を以て根本とすべき筈なるが、さて夫れ敖山の下に在る敖倉と申せる米倉は、規模雄大にして、天下の國々より糧食を車にて轉送せること、その年數久し、愚臣承はるに、敖倉の下卽ち穴倉には、乃ち貯藏せる米粟の有ること非常に多數なりと、然るに我が敵國たる楚人は、滎陽を拔き取りながら、近處にある敖倉を堅く守ることを爲さず、反りて軍勢を引き揚げて東方を指して去れり、而してその留守には、僅かに罪ありて罰謫せられたる戍兵を分ち殘して、成皐の要害を守らしむるに過ぎざれば、固より一戰にて味方に奪ひ取りて占領することを得べし、此れ乃ち折角天が敵國の楚を敗地に陷れて、我が漢を資けて有利ならしむる所以なり、此の如き譯にて、方今楚を漢が取り易き者なるに構はずして、漢は反りて畏け退却して、我れと自身に自

以拒楚、酈生因曰、臣聞知天之天者、王事可成、不知天之天者王事不可成、王者以民人爲天、而民人以食爲天、

【講義】漢の高祖が漢王となれる三年目の秋に、楚の項羽は漢の兵を撃ち破りて、滎陽の地を拔き取りたれば、漢の兵は遁れ奔りて鞏洛の地方を保てり、楚の方にては漢の將軍にて卽ち淮陰侯となりし韓信が、既に楚の味方たる趙國を破り亡ぼし、又味方の梁王彭越が梁國に於て楚に反ける事を聞き込みたれば、軍勢を分ちて漢兵を防禦せる趙梁の殘兵を救へり、この時淮陰侯韓信は、方に趙より東に打出でて齊國を擊てり、漢王は楚の軍と對陣して、數滎陽及び成皋の地に於て困却せしかば、彼れの利害を打算せる結果、寧ろ成皋を限りてそれより東の地を見切りて、鞏洛に屯留し、此を先途として楚の軍を拒ぎ喰ひ留めんとしたり、其の時酈生因りて漢王に申しけるは、愚臣聞きしに天は萬物を支配せる者なるが、その天の上に又一層尊き天と云ふ者があるを承知致せるときは、天下に帝王たる仕事をば成就すべく、之に反して天の上に又一層尊き天と云ふ者を不承知なるときは、帝王たる仕事をば成就すべからず、さてその天の上に又一層尊き天とは全體何物を指すかと云はんに、國王たる者は國家を維持せる人民を以て天と爲して、その人民は生命を繫げる食物を以て天となせり、然らば王者の是れぞ乃ち天と思惟せる者、卽ち己が生命を繫げるものは國民にして、その又國民が天と尊び生命の親と仰げる者は食物に外ならずと、足下は善く此の呼吸消息を吞み込まれたし、

【字解】漢三年、沛公の漢王と爲りしよりの三年を云ふ、史記の作は漢の史臣司馬遷の撰になりたれば、故に其年次を紀するに當りて、みな漢の年數を用ひたるなり、鞏洛、鞏は地名、洛も地名、計欲捐成皋、計は數量の多少をかぞふることが本義にて、打算的に利害を比較する義に用ふ、臣聞知天之天者、臣聞とあれば、下の語は古語にして、酈生が創作にあらざることを推して知るべし、天之天とは、根本の又根本と云へる意義を修飾的に辭を誇張せる言なり、而民人以

來の出得る便利なる郊邑なり、元來の地利が右の如くなるに加へて、只今其城內には積み貯へたる米粟多くして、兵糧豐富の實益あり、而して愚臣自分は幸に陳留の生れなれば、その縣令卽ち陳留の知事と仲らひ善し、願はくは此の縣令の許へ使者となりて赴くことを得しめられよ、既に使者となりて先方へ往きて說くを許さるれば、縣令は必ず足下に降參仕らん、若し豫期に違ひて縣令が降參を聽かざるときは、足下早速兵を擧げて陳留を攻めらるべし、その時愚臣自分は城內に居りて裏切り仕らんと、そこで沛公はその計を用ひて、先づ酈生をして行きて陳留の縣令に說諭せしめ、沛公は軍兵を引き連れてその後より隨ひ行き、遂に陳留を降參させたり、その勳功を賞し、酈生を號して廣野君となし、小大名に准へて禮遇したり、酈生は舍弟の酈商と申す者を沛公に推薦せしが、數千人の軍勢に大將となりて、沛公に從ひて西南の方へ向ひて土地を略し取らしめ、而して酈生は常々游說を務むる客となりて、各國諸侯の許へ馳せ廻はり、沛公の使命を傳達することを爲せり、

【字解】六國從横、六國とは、齊楚燕趙魏韓の六國、從は縱と同じ、糾合之衆、糾はナハと訓ず、糾合とは繩を寄り合はせしが如くに、雜多の兵を組み合はすこと、一に烏合に作り、又瓦合に作る、何れも一時的寄り合ひの意味なり、天下之衝、天下多數の人々が必ず目指して衝き掛けて來る場處を云ふ、四通五達之郊、郊は郊外の原野なり、四通は東西南北四方より通行が出來ること、五達は中央及び四方より往來が出來ることにて、共に平坦の地にして至極に出入りの便利なる意味なり、積粟、積の字の音は、物を積むときは音セキ、物が積れるときは音シ、此にては後者を可とす、卽不聽、卽は若と同義に解し、モシと讀む、令下足下、上の下の字は降なり、

漢三年秋、項羽擊漢、拔滎陽、漢兵遁保鞏洛、楚人聞淮陰侯破趙、彭越數反梁地、則分兵救之、淮陰方東擊齊、漢王數困滎陽成皐、計欲捐成皐以東、屯鞏洛

子傳にも攝衣冠謝との文あり、參考すべし、

酈生因言六國從橫時、沛公喜、賜酈生食、問曰、計將安出、酈生曰、足下起糾合之衆、收散亂之兵、不滿萬人、欲以徑入強秦、此所謂探虎口者也、夫陳留、天下之衝、四通五達之郊也、今其城又多積粟、臣善其令、請得使之、令下足下、卽不聽、足下擧兵攻之、臣爲內應、於是遣酈生行、沛公引兵隨之、遂下陳留、號酈食其爲廣野君、酈生言其弟酈商、使將數千人從沛公西南略地、

酈生常爲說客、馳使諸侯、

【講義】酈生は沛公が己れを尊敬せるに因みて、此の機を利用して、昔し戰國の世にも國が合從連橫をなして、攻守の術を演ぜし時代の事を言ひ立てゝ、沛公に味方を語らひて獨立をなすべきことを勸めたれば、沛公は頗る喜びて酈生に食事を賜ひて、饗を爲し、酈生に質問してさて云へるに、合縱連橫を試むるには、計略は將に安くにか、卽ちどのやうな處に於て書き出さんとせらるゝやと、酈生對へて申しけるは、足下只今一時取り集めの群衆をおこし、散ばり亂れたる軍兵を拾ひ寄せて、高が僅に萬人にも足らざる貧弱極まれる味方どもなり、然るに此貧弱極まれる師さを引き連れて、徑に彊盛なる秦國に擊ち入らんとせらる、此れは世に言ひ傳ふる虎の口に手を入れて物を探るやうなる者にて、一つ違へば其れ限りのことにて、極めて危險なる遣り方なり、愚考には、さ樣なる冒險極まれる事を爲し給はずとも、他に計策あり、夫れ陳留と申す處は、天下の衝き掛けに當る肝要なる場處、四通五達で何れの方位へでも自由に往

是沛公輟洗起攝衣延酈生上坐謝之、

【講義】　沛公は騎士が推薦に因つて、酈生の住居せる高陽縣の旅館に至りて、使を遣はして酈生を案內して來らしむ、酈生は來り奧へ通りて、沛公に謁見せり、是の時沛公は方に兩人の女子に命じて、自分の足を洗はしめて居る處なるが、別に行儀も繕はずして、そのまゝで酈生に面會せり、酈生奧に入りては沛公に向ひて立ちながら會釋したるのみにて、膝を屈めて拜をなさず、沛公に申すに、足下よ、今度兵を起されたる目的は、秦國を援助して秦に敵せる諸侯どもを滅さんと欲し望まるゝか、それとも何と諸侯を援助して敵國たる秦を滅さんと欲し望まるゝかと、沛公は酈生の口振りが狂的なるを恚り、之を罵倒して申すに、さても子供儒者め、けしからぬことを申するものかな、天下萬民に於て、我れ人共に同じく秦の暴政に苦めること久し、仲々一朝一夕の事にあらず、さればこそ諸侯相互ひに率ゐつれて秦を攻むるなれ、然るを汝何ぞ不都合にも秦を援助して諸侯を攻むるなどと申すやと云はれて、大いに立腹したる處、酈生は畏れず騒がずして申すに、足下よ、必ず衆徒を寄せ聚め、義理ある軍兵を合はせて、無道なる秦國の君臣を誅戮せんとならば、宜しくさ樣に無禮なることをなし、牀に踞けながら長者たる我輩を見るべからず、乃ち人を責めんと思はゞ、先づ己れからして禮義を守らるべしと、そこで沛公も流石に大度量の大英雄なれば、此れは常人ならずと見て、早速に兩女子に足を洗はしめ居ることを差し止め、起立して衣服をかい繕ひ行儀を正しくして敬意を表し、酈生を上坐に案內して、已が只今までの不都合なる罪を陳謝して過り入れり、

【字解】　高陽、酈生の鄕里、傳舍、旅舍なり、倨牀、倨は踞と通ず、漢書には踞に作る、こしかくると、長揖不拜、揖は音イフ、又はシフ、エシャクと譯す、手を拱きて胸に當つると、長揖は手を上に舉げて下に極むると、略式の敬禮なり、且欲率至也、且は將と同じ、ハタと讀む、也は乎と同義にて、疑ひて問へる辭、長者、年たけて德ある人、酈生自ら己れを指して謂ふ、輟洗、輟は罷むること、攝衣、攝は整なり、既に本書の妥

勞を執るもの無きなり、因つて汝沛公に見えたらば、吾れの爲に申して呉れよ、其口上は曰く、小臣の同じ村里の中に酈生と申す人あり、年齡は六十餘、身の長は八尺計り、偉大なる男なれども、誰れもその人物たるを知らず、何れも之を狂生と申し合へり、然るに酈生自身に申すには、我れは決して世に謂へるが如き狂生にあらずと、右の如く一應沛公の耳に達してくれよと、騎士は之に答へて曰く、折角の御依賴なれども御斷り致したい、彼の沛公は平日より儒者を好まず、若し諸の賓客中に儒者の被る冠を冠りに被て來る人でも有れば、沛公は其都度に早速其賓客の儒冠を解がせて、其冠の中に小便をなして侮辱を與へ、又他人と對談して常に大いに惡口を申し、禮義等には甚だ無頓者のものなれば、未だ儒者流義を以て彼れに說き入るべからずと、酈生强ひて賴みて申すには、さ樣なることを申さず、但兎に角にも自分の汝に申したることを沛公に傳言せられよと、そこで騎士從容とゆつくり落ち付きて、沛公に申すこと、酈生が前に注意して話しゝが如く、聊かも飾り無く申したり、

【字解】　略地陳留郊、略は巡り行くこと、慢而易人、慢は物事を簡易にして、率爾なること、莫爲我先、先は先容なり、紹介のこと、若見沛公、若は汝なり、溲溺、溲は音シウ、ユバリと訓ず、小便なり、溺音はデウ、又はネウ、ユバリ小便なり、

沛公至高陽傳舍、使人召酈生、酈生至、入謁、沛公方倨牀、使兩女子洗足、而見酈生、酈生入、則長揖不拜曰、足下欲助秦攻諸侯乎、且欲率諸侯破秦也、沛公罵曰、豎儒、夫天下同苦秦久矣、故諸侯相率而攻秦、何謂助秦攻諸侯乎、酈生曰、必聚徒合義兵誅無道秦、不宜倨見長者、於

落薄に作り、又或は落託、落拓に作る、義はみな同じ、里監門、里はサトと訓ず、村里なり、監門は門番にて當時の賤役なり、狂生、きちがひ學者、徇地、徇はトナヘと訓ず、檄文命令を觸れ廻りて人民を降參せしむること、握齱、アクサクと讀むべし、一に齷齪に作る、小事にこせ〳〵すること、又餘り愼みの深過ぎて小量なること、苛禮、煩瑣なる禮式、大度之言、大度量ある英雄の謀略、

後聞沛公將兵略地陳留郊、沛公麾下騎士、適酈生里中子也、沛公時時問邑中賢士豪俊、騎士歸、酈生見謂之曰、吾聞沛公慢而易人、多大略、此眞吾所願從游、莫爲我先、若見沛公謂曰、臣里中有酈生、年六十餘、長八尺、人皆謂之狂生、生自謂我非狂生、騎士曰、沛公不好儒、諸客冠儒冠來者、沛公輒解其冠、溲溺其中、與人言、常大罵、未可以儒生說也、酈生曰、第言之、騎士從容言如酈生所誡者、

【講義】酈生後に沛公（漢高祖）が兵を引き連れて、土地を廻りつゝ陳留の郊に至るを聞けり、然るに沛公に從へる旗本の騎士は、恰も酈生の里中より出でし若者なり、沛公は人才を幕下に用ひんが爲に、時々此邑の中の賢明なる士豪傑俊才は何人なるかと、その騎士に尋ね問へり、或る時その騎士が休暇を得て自宅に歸りたるに、酈生之を訪問して、咄をして申すには、吾れ聞きけるに、汝の主君たる沛公は簡率にして人を侮り輕んずるが、然し度量恢いにして大いなる謀略が多き英雄なりと、此の沛公こそ、眞實に吾が從ひ付いて游ぶことを願へる慕はしき偉人なり、さりながら遺憾なることには、誰れも吾の爲に紹介の

酈生陸賈列傳第三十七

酈生、陸賈みな書生より起りて、漢の高祖の帝業を佐け、又共に辯論を以て功を建てたる名士なり、故に合はせて一傳となせるなり、

酈生食其者、陳留高陽人也、好讀書、家貧落魄、無以爲衣食業、爲里監門吏、然縣中賢豪不敢役、縣中皆謂之狂生、及陳勝項梁等起、諸將徇地過高陽者數十人、酈生問其將、皆握齱好苛禮、自用、不能聽大度之言、酈生乃深自藏匿、

【講義】 酈先生、名は食其なる者は、陳留國高陽縣の人なり、平素すき好んで書物を讀み勉強せり、然し乍ら、其家貧窮にして落ちぶれ、是れぞと定りて衣たり食うたりして行く職業と云ふもの無し、因りて生活の爲に里の監門吏即ち門番となれり、右の如き賤しき身なれども、一縣中の賢く豪き人達何れも酈生を憚りて無闇に使役せず、縣中の者は何れも酈生を評して狂生と云ひ、除外物として相手にならず、秦の二世皇帝の時、陳勝、項梁等が兵を擧げて起るに及んで、諸々の將軍が土地を占領なしつゝ高陽縣を經過せる者數十人の多きに達すれども、酈先生に於てはその經過する將軍の人物を問ひ尋ねけるに、何れも規模の小なる人物にして、煩瑣なる虚禮を好み、尊大に構へ付けて自分に思ふ通りにして、大いなる度量ある言議を聽き入るゝと能はざる尋常平凡の人々のみなれば、酈先生は乃ち相手にならずして、深く自分にその智慧を匿して潛み居れり、

【字解】 酈生食其、酈は音レキ、姓なり、生は先生の略稱、食其はイキと讀む、名なり、此の人學者なれば、世に酈生と稱す、故に史家亦從うてその稱を用ひたるなり、家貧落魄、落魄はラクハク と讀み、又ラクタクとも讀む、意氣沮喪して行の振はざること、一說には、失業の結果落ち付かざると、兩說あり、文字或は

の官を得ざりし者もあり、或は御史大夫となりてさ程に月日を歷ざるに、はや目的を達して丞相になり濟ましたる者もあり、而して封侯の貴きに至れるは眞に天命なるかな、彼の御史大夫鄭君は、その官を守ること數年なれども終に丞相たるを得ず、匡衡は御史大夫の職に居ること未だ一年に滿たずして丞相死したれば、卽ち之に代はりて丞相となれり、此れ豈に人の智慧や巧みを以て得べき者ならんや、何となれば、世間には賢人聖人の才徳を多く有ちながら困窮して丞相に至るを得ざる者は、一通りの人數にあらずして甚だ衆ければなり、

【字解】 射策不中、射音はセキ、問題を書せる策を覆ひ伏せて置き、受驗者をして任意に之を取り、中れる問題に對して論辯を艸して出さしむるを射策と云ふ、漢時代の一種の試驗法なり、不中とは射策の試に應じたれども不合格となりしなり、乃中丙科、射策の及第に甲乙丙の三科あり、中丙科とは丙科に合格したるなり、平原、郡の名、太子少傅、太子太傅の副なり、光祿勳縣官、漢時代、天子の事を縣官と稱す、敢て至尊を指斥せざる名稱なり、物故、人の死するを物故と云ふ、人死して物存すれば、物は故物となる、故に人の死を物故と云ふとの說あり、○此の傳は張丞相傳とあれども、其の實は一人の傳にあらずして、周昌以下數人の雜傳なり、漢の初代頃は、御史大夫は丞相と竝びに文官の重職たり、而して張蒼、申屠嘉と共に兩職を兼ねたれば、作者之を合はせて一傳となし、其の餘周昌、趙堯、任敖等、御史となりて名績ありしが故に、之を列叙し、文中處々に御史大夫の四字を點じて串線となす、又申屠嘉の後に丞相たりし人々は、陶靑等六人あれども、平凡にて國家の爲に發明することなし、故にたゞ姓名を記し、以て娖々として員に備ふる者の戒めとなせり、是れ淸の方望溪の說なるが、今本文頗る文筆錯綜して、一見の際或は記事拉雜に過ぐるの感あるを免れざれば、玆に抄記して參考となす、

の家は貧乏にして生活に困難なれば、匡衡は他人の家に傭はれて仕事をなし、その賃錢にて日日の飲食物を給して凌ぎたり、その上に才能が下劣にして苦學の割りに働きが鈍く、數度も射策の試驗を受けたれども、合格せず、九度の多きを重ねて、やつとこさと丙科乃ち第三等に合格せり、然しながら其の經書の研究は科第に不合格なりしを以て反りて特別に明かに習ひたり、仕官して平原郡の文學卒史の職に補せられしが、數年まで誰れも其の賢にして學問あるを知らざれば、郡にて格別尊敬せざりしが、御史大夫より匡衡を都へ召して、百石の祿を給與する屬官に補し、郎官に推薦せられ、博士の官に補せらる、又拜せられて太子の少傅となり、皇太子即ち後の孝元帝に事ふることとなれり、然るに孝元帝は詩經を好むによりて寵遇を得て、光祿勳に榮轉し、平常、殿中に居て師範となり、左右に侍りて教授をなせり、而して縣官即ち主上もその傍らに坐して匡衡が講釋を聽きて、甚だ思召に叶ひ、それよりして日ごとに尊び重んぜらる、時に御史大夫の鄭弘なる者、或る事件によりて官を免ず、そこで匡衡が代りて御史大夫となれり、一歲餘りにして韋丞相死したれば、匡衡遂に代りて丞相となり、樂安侯に封ぜられたり、さて匡衡は田舍の貧書生より起り、京師に入りて、僅かに十箇年を以て、長安の都の城門を出でしことなく、乃ち一度も地方官となりて赴任したること無くして、人臣の極位たる丞相の尊に至りし者、豈にその時節に運り合ひて天命なるにあらずや、予記者深く考へ見るに、士の他鄕に游び官途に就ける中にて、諸侯に封ぜらるゝまでに至りし者は甚だ少し、されども御史大夫までに升りて官を去りし者は多し、諸の御史大夫となるものは、丞相の次官なり、故に其の心中には己れの榮轉を願ふの切なるよりして、長官の丞相が死去することを希望することとなり、因つて或は陰然、私かに相互ひに毀り害ひて排斥をなし、其の地位に代らんことを欲するものあり、然しながら其の心掛けにて御史大夫の官を勤むること、年日は久しけれども目的を果さずして丞相

科、故明習、補平原文學卒史、數年郡不尊敬、御史徵之以補百石屬、薦爲郎、而補博士、拜爲太子少傅、而事孝元帝、好詩、而遷爲光祿勳、居殿中爲師、授教左右、而縣官坐其旁聽、甚善之、日以尊貴、御史大夫鄭弘坐事免、而匡君爲御史大夫、歲餘韋丞相死、匡君代爲丞相、封樂安侯、以十年之間、不出長安城門而至丞相、豈非遇時而命也哉、深惟士之游宦、所以至封侯者微甚、然多至御史大夫即去者、諸爲大夫而丞相次也、其心冀幸丞相物故也、或乃陰私相毀害、欲代之、然守之日久不得、或爲之日少而得之、至於封侯眞命也、夫御史大夫鄭君、守之數年不得、匡君居之未滿歲、而韋丞相死、即代之矣、豈可以智巧得哉、多有賢聖之才、困尼不得者衆甚也、

【講義】 丞相匡衡は東海と申す處の生れなり、勉強家にして書を讀むことを好み、博士の官にある學者に從うて、詩經の敎授を受けたり、匡衡

封故邑爲扶陽侯、數年病死、孝元帝親臨喪、賜賞甚厚、子嗣、後其治容容、隨世俗浮沈、而見謂諂巧、而相工本謂之、當爲侯代父、而後失之、復自游宦而起至丞相、父子倶爲丞相、世間美之、豈不命哉、相工其先知之、韋丞相卒、御史大夫匡衡代、

【講義】省く、

【字解】詩論語、詩は書の名、今の五經の中に在る詩經なり、衞尉、官の名、近衞の將あり、太子太傅、皇太子を輔導する官、乞骸骨、隱居を願ひて官職を辭すること、既に項羽本紀に見えたり、親臨喪、天子が親しく其の家に至られて不幸を弔はるゝこと、其治容容、其治はその治め方なり、容々は從容なり、寛大にして急遽ならざること、隨世俗浮沈、世間の風潮に隨ひ伴れて事を爲すこと、而見謂諂巧、世間からは人に阿り諂ふことが巧みなりと譏らるゝこと、而相工本謂之云々、相工は人相を見る人なり、此の事は既に上文に見えたり、游宦、仕宦すること、父子倶爲丞相、父は韋賢、卽ち前の韋丞相なり、子は玄成を謂ふ、豈不命哉、命は天命なり、乃ち父子が倶に丞相となりたるを世間の人は之を美事として羨み慕ふけれども、此れ何と人力では無い、天命ではあるまいかとの意なり、相工其先知之、之の下に乎の字を添へて看るべし、

丞相匡衡者東海人也、好讀書、從博士受詩、家貧、衡傭作以給食飲、才下、數射策不中、至九乃中丙科、其經以不中

戮等をなさず、此の如く教導を務め廉恥を勵ましゝかば、風化は大いに行き届き、隨うて黃霸が名譽は四方に彰はれ聞えたり、孝宣帝詔を下して曰く、潁川の太守霸は朕が詔令を宣べ布きて、人民を敎へ治め、風俗敦く正直になりて、道路に遺失物を拾ひ隱すものなく、男女の間互ひに禮義を守り、通行するにも男子は左側、女子は右側と、それぐ\に道路を異にし、獄中の囚徒も死刑に處すべきが如き重罪を犯せる者なきは、政績の優秀なるに因れり、其の賞として關內侯の爵位と黃金百斤とを賜ふとありて、中央へ徵し寄せて京兆の尹と爲せり、それより段々に昇進して丞相に至れり、元の如く禮法德義を主體として、天下を治むることをなせり、後ち病氣を以て死去し、その子息が跡を嗣ぎて列侯となれり、黃丞相卒して、御史大夫の于定國を以て代りて後任となせり、于丞相は已に廷尉の傳中にも、張釋之の傳中にも詳かに見えたれば、今は之を略す、于丞相が去りし後は、御史大夫の韋玄成が之に代はりたり、

【字解】風曉令自殺、風は諷と同じ、曉は喩なり、サトスと訓ず、風曉とは露骨に斥し付けて云はずして、遠廻しに云うて氣付くること、復以禮義爲治、復は前きに、潁川を治めたる時を承けて復と云ふ、已有廷尉傳在廷尉語中、張廷尉は張釋之のことなり、語は列傳を云ふ、然れども史記には于廷尉の傳なし、又張釋之の傳にも載せず、此の語は謬れり、或は曰く廷尉傳は諸先生の作にして史記の傳を云ふにあらずと、但その文、別に補傳中に載せざれば此れ亦謬れり、

韋丞相玄成者、卽前韋丞相子也、代父、後失列侯、其人少時、好讀書、明於詩論語、爲吏至衞尉、徙爲太子太傅、御史大夫薛君免、爲御史大夫、于丞相乞骸骨免、而爲丞相、因

【字解】以有舊故、孝宣帝崩じて數月祖父戾太子巫蠱の事に坐して獄に囚はる、曾祖父武帝使者を遣はして、悉く獄中の人を殺さしめんとせしに、邴吉時に獄を掌りしが、抗辯して之を救ひ、遂に乳母を備して哺育せしむ、後ち宣帝位に卽くに及んで、益〻重用せらる、事は漢書の邴吉傳に見えたり、太僕、官の名、天子の車馬を掌る、坐官耗亂、耗音バウ、物多きに過ぎて亂るゝを耗と云ふ、耗亂は事務が不整理なること、姦贓、收賄を贓と云ふ、

黄丞相霸者、淮陽人也、以讀書爲吏、至潁川太守、治潁川以禮義條教喩告化之、犯法者、風曉令自殺、化大行、名聲聞、孝宣帝下制曰、潁川太主霸、以宣布詔令、治民道不拾遺、男女異路、獄中無重囚、賜爵關內侯、黄金百斤、徵爲京兆尹、而至丞相、又以禮義爲治、以丞相病死、子嗣、後爲列侯、黄丞相卒、以御史大夫于定國代、于丞相已有廷尉傳、在張廷尉語中、于丞相去、御史大夫韋玄成代、

【講義】黄丞相、名は霸、淮陽の人なり、書を讀み勉强せるを以て用ひられて、吏員となり、累りに昇進して潁川の太守に至れり、黄霸が潁川を治むる致し方は、禮法德義を以てし、刑罰威壓をなさず、禮義を箇條々々に分列して敎訓し、其心得方を喩し告げて、潁川の人民を風化し、若し法を犯して惡事を爲す者あるときは、遠廻はしにそれと無く諷曉して、自殺せしめ、上よりして誅

一級、失列侯、得食故國邑、顯爲吏至太僕、坐官耗亂身及子男有姦贓、免爲庶人、邴丞相卒、黃丞相代、長安中有善相工田文者、與韋丞相、魏丞相、邴丞相、微賤時會於客家、田文言曰、今此三君者、皆丞相也、其後三人竟更相代爲丞相、何見之明也、

【講義】邴丞相名は吉と申す者は、魯國の生れなり、書物を讀み法令を研究するを好めるを以て、仕官して御史大夫の官に昇進せり、孝宣帝の時に、舊き縁故があるを以て、特旨に依り封ぜられて列侯となり、而してそれが因みになりて、遂に丞相となれり、政事に明らかにして大いなる智慧を有せり、故に後世に至るまで、邴吉の人物を稱賛せり、丞相を勤めて在官中に病死せり、吉の子に顯と云ふものあり、その後を嗣げり、後ち騎馬のまゝにて、宗廟に至り、下乘の禁制を犯したるにより、詔あり爵一級を奪はれて爲に列侯の位を失ひしが、特旨によりて、舊領地を領有することを得たり、乃ち爵位は削られたれども、祿は從前の通り下賜せられたり、然るに顯は官吏となりて、太僕の官に至りしが、官事の不始末にして又其自身及び子息が姦贓即ち收賄罪あるにより、免職して平民となれり、偖此邴丞相が卒去して、後任には黃丞相が代りたり、長安の都に善く人相を觀る人にて田文と名乘れる者あり、韋丞相魏丞相邴丞相の三人と共に、微賤なりし時、或る客人の家に會合せり、その時に、田文が云へるには、今此の列席せらるゝ三君は、何れも後日丞相たるべき偉き人物なりと、果して其後三人共に竟に更も相互に代はりて丞相となれり、さて何んぞ彼れ田文が先見の明らかなるや、實に驚歎の外なきなり、

となせり、

【字解】 京兆尹、西漢の時、長安の都を分ちて、京兆、馮翊、扶風の三輔とし、京兆尹は京兆を治むることを掌る、趙君、名は廣漢、漢書に列傳あり、丞相司直、丞相の屬官にて、州郡の選擧を調査する職、繁君、繁音は婆、繁は姓、名は延壽と云ふ、又得擅屏騎士事、漢書の趙廣漢傳に據れば、廣漢嚢に罪を以て騎士の蘇賢を劾彈せし事あり、本文蓋し之を指すならん、宜しく參考すべし、丞相奏以免罪、免は寃と同じ、漢書の趙廣漢傳に依るに、廣漢罪を以て榮蓄(人の姓名)を殺す、蓄の家人寃を訟ふ、因つて丞相御史に下して議せしむ、案驗甚だ急なりとあり、本文は蓋し此れを指すなり、使人執魏丞相、執の字、疑ふべし、漢書の傳に、地節三年七月に、中丞相(魏相)傳婢有過絞殺、廣漢聞之、疑丞相(魏相)夫人妒殺之府舍、而丞相奉齋耐(祭の名)入廟祠、廣漢得此(婢の死)使中郎趙奉壽風曉丞相、欲以脅之毋上令窮正己事、丞相不聽按驗愈〻急とあり、此に依れば、執とは脅迫して固く要求するの意なり、因執にはあらず、中尙書、官の名、陛下の近侍にして、文書の取扱ひ等を掌る役なり、疑以獨擅劫事、疑とは陳平等が中尙書を疑ふなり、乃ち中尙書に確固たる罪跡あるにあらず、唯疑はしく思ふことは彼れが獨り擅に劫迫がましき事ありしとて、之を大不敬の刑に坐せんとなしたるなり、長史、丞相の屬官に長史あり、或下蠶室、蠶室は養蠶の室なり、密閉して暖かなれば、宮刑を施すとき、此の室にて行ふ、故に宮刑に處せらるゝを下蠶室と云ふ、

邴丞相吉者、魯國人也、以讀書好法令至御史大夫、孝宣帝時、以有舊故、封爲列侯、而因爲丞相、明於事、有大智、後世稱之、以丞相病死、子顯嗣、後坐騎至廟不敬、有詔奪爵

びざる吏僚があるときは、官房に入りて事務を上申する時に當りて、狼狽恐惶の餘り、餘義なく、そこで他人の劍を借り帶びて、それから推し切りて始めて官房に入りて事務を上申するまでに至りたり、魏相の丞相たりし時に、京兆の知事に趙君あり、名は廣漢と云ふ、或る時魏丞相は趙君が寃罪にて人を陷れたる事を以て奏聞したる處、趙君は大恐慌をなして、反對に自分の配下の者をして或る罪科を名として、魏丞相を刧迫して交換的に自分の罪を免脫せんことを要求せしが、而も聽き納れず、京兆尹は復人をして魏丞相を脅迫し畏懼せしむるに、丞相の夫人が常に己れ自身の傍らに侍り居る婢女を捕へて其の罪科を糾せる時、侍婢を賊(ソコナ)ひ殺せる事件を以てし、公かに單獨に帝に上奏して、今一應再調査あらんことを願ひ、又一方には捕吏を發遣し、卒に丞相の官邸に至りて、丞相が備へる奴婢を捕へて、笞撃(ムチウ)ちつゝ此事を尋問せしが、其の實は最初からして雙方共に兵刄の類を以て殺すやうなることを爲さゞりしなり、そこで丞相の屬僚たる司直の官に居る繁君なる者は上奏すらく、京兆の尹趙君は丞相を脅迫して夫人が婢女を賊ひ殺したる事を誣告し、所屬の吏卒を發して丞相の官舍を包圍し、舍中の者を捕縛せしは不道なりと、又京兆の尹が擅に騎士を屛け除きたる事件を見出して劾奏せり、是に於て京兆の尹趙君其罪に坐して、腰斬の刑に處せらる、又魏相は屬僚の陳平等に中尙書の官たる者を劾奏せしめて、その人物に嫌疑を掛くるに、輕くして刑罰にすべからざる者に對して、獨斷擅恣に刧迫がましき所行ある事を以てして、中尙書の官人を大不敬の罪に處分すべしと云はしめたり、此に因りて長史の官より以下皆罪に坐して刑死し、或は蠶室に下りて宮刑に處せられたり、而して魏丞相は竟に病氣を以て死去し、其の子爵を嗣ぎしが、後ち騎馬にて宗廟に至りたるは不敬なりとの事に坐し、詔ありて爵一級を降し、奪ひて關內侯となり、列侯の資格を失ひしが、特別の恩にて其の舊領地の邑を更めて知行所として賜はれり、さて魏丞相卒して、御史大夫の邴吉を以てその後任

吏至丞相、其人好武、皆令諸吏帶劍、帶劍前奏事、或有不帶劍者、當入奏事、至乃借劍而敢入奏事、其時京兆尹趙君、丞相奏以免罪、使人執魏丞相、欲求脫罪而不聽、復使人脅恐魏丞相以夫人賊殺侍婢事、而私獨奏請驗之、發吏卒至丞相舍、捕奴婢笞擊問之、實不以兵刃殺也、而丞相司直繁君、奏京兆尹趙君迫脅丞相、誣以夫人賊殺婢、發吏卒圍捕丞相舍、不道、又

得擅屛騎士事、趙京兆坐要斬、又有使掾陳平等劾中尙書、疑以獨擅劫事而坐之大不敬、長史以下、皆坐死、或下蠶室、而魏丞相竟以丞相病死、子嗣、後坐騎至廟不敬、有詔奪爵一級爲關內侯、失列侯、得食其故國邑、魏丞相卒、以御史大夫邴吉代、

【講義】 魏丞相、名は相、濟陰の人なり、文吏卽ち屬僚から出精して、遂に丞相に升りたり、魏相の人柄たるや、武張りたることを好む、相の長官として涖める官衙は何れの官衙に在りても、みな諸の屬吏に劍を帶ばしめ、又劍を帶びて前進して事務を上申せしむ、時によりて或は劍を帶

【講義】韋丞相、名は賢と云ふ者は魯の人なり、讀書の術即ち學問があるを以て官吏となり、次第に昇進して大鴻臚と云ふ官に至れり、或る時に、人相を善く見る人ありて、韋賢の人相を見て曰く、貴所は當に榮轉して丞相に至るべしと、韋賢に男子四人あり、韋賢試みに人相を見る者にその人相を見せしめたるに、長男より順を逐うて見て、二男の名は玄成と云ふ者に至りて、人相を見る者驚きて曰く、此の少年の人相は貴し、成長せる後は當に諸侯に封ぜらるべしと、韋丞相賢の申すには、果して貴所の相したるが如くに、吾れが萬一にも丞相となりたらんには、吾れ既に長男あれば、吾が跡は之が相續すべきが故に、是れ此の二男玄成は何れの所からして封侯の貴きを得べきや、さ樣に得らるべき等なしと云うて、一向に人相を見る者の言を心に留めざりしが、さて不思議なる事には、韋賢は後ち竟に丞相となり、病氣に罹りて死亡したり、然るに長男が相續すべきに、或る罪科ありて評議の結果、韋賢の後を相續するを許されず、そこで二男の玄成を立てゝ相續者となせり、玄成は實兄を差し置きて自分が父の後を相續するは、人倫上不義なりとし、何とか之を逃れ避けんが爲に、故と表面狂氣を粧うて、立ちて後繼となるを肯んぜざりしが、詰りさうはならぬやうになりて、玄成を後繼に立てたり、そこで流石に玄成は清廉なる人物で、國士を讓りたりとの善き評判がありしが、後ち馬に乘りながら、帝室の宗廟に至りたるは不敬なりとの罪に坐し、詔がありて爵位一級を降し貶されて關內侯と爲り、列侯の資格を失ひたるが、幸ひに其の故の領地に於て、知行所を頂戴することを得たり、韋丞相が卒して後は魏丞相がありて之に代れり、

【字解】大鴻臚、官の名、我卽爲丞相、卽は若なり、論不得嗣、論は朝廷に於て論議せらるゝなり、坐騎至廟不敬、騎至廟とは漢書の韋玄成傳に據るに、侍祀孝惠廟、當晨入廟、天雨、淖、不駕駟馬車、而騎至廟下とあり、

魏丞相相者、濟陰人也、以文

改訂す、顓頊曆、顓頊は古代五帝の一なり、其の曆、歳の十月を以て年始とせしこと、本書の本紀に見えたり、木彊人、木彊は强直なること、木石の如くなるを云ふ、術學、學術と同じ、殆與蕭曹云々、殆は近なり、異とは其の識見働き等の及ばざることを謂ふ、

孝武時、丞相多甚不記、莫錄其行起居狀略、且紀征和以來、有車丞相、長陵人也、卒而有韋丞相代、

【講義】省く、

【字解】其行起居狀略、行は行爲なり、起居は立ち居振舞ひなり、狀略は有り樣の概略なり、征和、孝武の年號、

【備考】此より以下は褚少孫の追補なり、太史公司馬遷の筆にあらず、故に文章筆力大いに異なれり、其の及ばざること遠し、觀る者自ら判然たらん、

韋丞相賢者、魯人也、以讀書術爲吏、至大鴻臚、有相工相之、當至丞相、有男四人、使相工相之、至第二子、其名玄成、相工曰、此子貴當封、韋丞相言曰、我卽爲丞相、有長子是安從得之、後竟爲丞相、病死、而長子有罪、論不得嗣、而立玄成、玄成時佯狂、不肯立、竟立之、有讓國之名、後坐騎至廟不敬、有詔奪爵一級、爲關內侯、失列侯、得食其故國邑、韋丞相卒、有魏丞相代、

ク持整の貌、乃ち手堅く行儀ある様子なり、

太史公曰、張蒼文學律曆、爲漢名相、而紬賈生公孫臣等言正朔服色事、而不明、遵用秦之顓頊曆、何哉、周昌、木彊人也、任敖以舊德用、申屠嘉可謂剛毅守節矣、然無術學、殆與蕭曹陳平異矣、

【講義】　太史公曰く、張蒼は文學に達し、律曆に精しくして、漢の朝廷の名高き宰相たり、さりながら一方に於て、同流の偉き學者たる賈誼や公孫臣などを退けて重用せず、正朔や服色の變更すべきことを言ひながら、古聖人の經典に基きて明かにせず、徒に秦の時に採り定めたる顓頊の作と稱する疑はしき曆を因循的に用ひたることは何ぞや、彼れが學者で名高き宰相にも似はしからざることならずや、周昌は木彊人とて宛かも木や石の如くに强直なる人物なり、任敖は別に偉き人物にあらず、唯呂太后の賤しき時に爲に保護をなしたる舊恩人と云ふ廉を以て、特に太后に重く用ひられて貴顯になりしに過ぎず、申屠嘉は此等の連中にありては卓越せる者にて、宰相としての行爲は剛く毅くして、節操を守れる者と申すべし、然れども只氣象一遍のみにて、惜むべきは學問智術なし、故に緩急應變の手段に乏し、殆んど先帝高祖を輔佐したる名宰相の蕭何、曹參、若くは陳平とは相違して及ばざるなり、

【字解】　賈生公孫臣、賈生は賈誼を謂ふ、生とは秦漢の際には先生の略稱たり、或はまた單に先と稱する者もあり、賈誼は西漢の賢人なれば、當時尊んで賈生と云ひ、敢て名を云はざりしなり、但張蒼の此傳には賈生の事を載せず疑ふべし、公孫臣の事は既に本傳に見えたり、正朔服色、正は正月にして、年の始めたり、朔は朔日にして、月の始めたり、故に年月を紀する曆を正朔と云ふ、此にてはたゞコヨミと訓す、服色は既に本傳に見えたり、而不明遵用云々、諸本みな而不遵明用秦云々に作るは誤倒なり、今漢書に徵して

るごとに繰り、罪せられて封國を沒收せられたり、

【字解】內史、官の名、謫罰、謫は責なり、セムと訓ず、侵削諸侯、本書の鼂錯傳を看るべし、丞相嘉自絀所言不用、一說に九字を一句として讀み、鼂錯の勢ひが餘りに隆盛なるが故に、丞相嘉は天子に於て自然に言上する事を黜けて用ひずと解せり、此の說亦通ず、絀は退なり、太上皇、高祖の父なる太公のこと、高祖即位の後、尊んで太上皇となしゝ事、本書の高祖本紀に見えたり、廟堧垣、堧は音ゼン、宮の外垣の餘地、自歸景帝、自歸は己が一身を以て景帝に依託して哀助を願ふこと、故他官居中、他は漢書に宂に作る、從ふべし、宂官は散官なり、ひまなる役人を云ふ、爲錯所賣、賣は欺なり、所賣はあざむかるゝこと、

自申屠嘉死之後、景帝時、開封侯陶青、桃侯劉舍爲丞相、及今上時、柏至侯許昌、平棘侯薛澤、武彊侯莊青翟、高陵侯趙周等爲丞相、皆以列侯繼嗣、娖娖廉謹、爲丞相備員而已、無所能發明功名有著於當世者、

【講義】丞相申屠嘉が死せし後、如何なる人々が後任者となりしかと云へば、孝景の時には、開封侯の陶青、桃侯の劉舍が丞相となれり、今上(孝武)の時に及びては、柏至侯許昌、平棘侯薛澤、武彊侯莊青翟、高陵侯趙周などと云へる面々丞相となれり、何れも諸侯にて、其の父の後跡を相續したる大名育ちの人なれば、唯娖々と手堅く行儀良くして、廉潔謹直なる人にて精々の處が丞相の員中に入るが關の山とも云ふべき者に止まりて、能く天下の政事上に就いて經綸を發明して功績名譽が當世に著はれ聞ゆることが有ると云ふ程の偉き物にはあらざるなり、

【字解】開封、桃、柏至、平棘、武彊、高陵、みな地の名、莊青翟、莊は姓、青翟は名、皆以列侯繼嗣、列侯は諸侯なり、繼嗣は父の封を繼嗣せるなり、或は以て丞相の位を繼嗣すと解せるは誤れり、娖々、音サク

死、謚爲節侯、子共侯蔑代、三年卒、子侯去病代、三十一年、卒、子侯臾代、六歲、坐爲九江太守受故官送、有罪國除、

【講義】申屠嘉丞相たること五歲にして、孝文帝崩じ、太子孝景、帝位に卽けり、二年鼂錯と云へる人、內史の官となり、帝に珍重せられ寵幸を受け、勢力を恃みて政事を自由になし、諸の法令に就いて奏請して變更すること多し、評議して罪科を責め、罰して諸侯の封地を侵し削りて、その勢力を弱めんことを圖れり、丞相嘉は首相の地に居れども、錯に壓れて、自身に退き屈み、言ふ所の意見は帝に用ひられず、因つて平素鼂錯を忌み惡めり、是の時、錯は內史の官たりしが、門が東向きにて出入便ならず、因つて更に一門を穿ち明けて、南方より出づることとせり、然るに南に出づるときは、太上皇の廟所の外垣を穿つ事となれり、申屠嘉之を聞きて、此の事件を利用して鼂錯を法律に處せんと欲し、勅許を歷ずして擅に御靈屋の垣を穿ちて門を造るは誠に大不敬なりと奏聞して、錯を誅戮せんと請へり、錯の賓客の中に此の事を泄れ聞きし者ありて、錯に語る、錯恐懼し夜分密かに宮中に入り謁見し、自ら深く景帝に縋り付きて救助を哀願せり、明日朝廷に至りて、丞相申屠嘉景帝に上奏して、鼂錯の罪科を責め誅戮せんと請へり、景帝の曰く、錯が穿ちしは眞の宗廟の御垣にはあらず、段々と取調ぶるに、乃ち唯外廻りの御垣なり、元來此の處は非役官吏の居る所なれば、さ程重く咎むべきにあらず、其の上に此の事は我れ鼂錯に命じて爲さしめたることなれば、鼂錯には罪なしと、朝廷を引き下りて、申屠嘉は屬僚の長史に謂うて曰く、吾先づ鼂錯を斬り處分して、後に上奏せざりしを口惜しく思ふなり、實に旨々鼂錯に一杯欺かれたりと、口惜しさに堪へずして官邸に立ち還り、因つて血を吐いて死せり、節侯と謚を賜ふ、其の子共侯(謚)蔑(名)と云ふもの、父の嘉に代りて故安侯となる、三年にして卒去し、蔑の子侯爵名は去病と云ふ者蔑に代る、三十一年にして卒去し、去病の子侯爵臾と云ふ者代はる、六年にして九江の太守となり、前任者の送り物を受けた

曰く、丞相は殆んど愚臣を殺さんとしたり、若し陛下の御意が無かりせば、臣は既に殺されたりしならんと、

【字解】私謁、內々の賴みごと、賄賂なり、太中大夫、官の名、燕飲、燕は樂なり、たのしみ飲むこと、吾私之、一說に私は私愛なりとも云へり、爲檄、檄は木書なり、古代紙なし、故に木に書せしなり、顏師古曰く、長さ二尺と、汝第往、第、一に弟に作る、同じ、但なり、タヾと訓ず、吾今使人召若、今は卽なり、俗言の只今にと云へると同じ、若は汝なり、免冠徒跣頓首、罪に伏し過ちを謝する禮なり、頓首は首を地に摺り付くること、嘉坐自如、自如は自若と義同じ、故の如き態なるを云ふ、平氣にて居ること、吏今行斬之、吏を漢書に史に作る、漢書の百官志に、丞相所屬有兩長史とあり、此の史は卽ち是れなり、持節、節は符節なり、ワリフと訓ず、使者の持せる證なり、弄臣、玩弄として慰むる臣、

嘉爲丞相五歲、孝文帝崩、孝景帝卽位、二年、鼂錯爲內史、貴幸用事、諸法令多所請變更、議以讁罰侵削諸侯、而丞相嘉自絀、所言不用、疾錯、錯爲內史、門東出不便、更穿一門南出、南出者、太上皇廟堧垣、嘉聞之、欲因此以法錯擅穿宗廟垣爲門、奏請誅錯、錯客有語錯、錯恐夜入宮上謁、自歸景帝、至朝、丞相奏請誅內史錯、景帝曰、錯所穿非眞廟垣、乃外堧垣、故他官居其中、且又我使爲之、錯無罪、罷朝、嘉謂長史曰、吾悔不先斬錯、乃先請之、爲錯所賣、至舍、因歐血而

總べて萬事が是の例なり、然るに是の時、恰も丞相申屠嘉入朝して謁見しけるに、鄧通は主上の傍に居ながら、寵愛を恃みて怠け慢かなる態度あり、丞相申屠嘉既に政事を奏聞し畢りしが、かねぐ\、鄧通を惡み居たれば、此の無禮なる態度ありたる機會に因つて、帝に言上して曰く、陛下に於かせられて御寵幸あらせらるゝ臣下を愛し給はゞ、其れに多くの祿、高き位を賜はりて、富貴にし給はんことは可なれども、獨り堂々たる朝廷の禮儀に至りては、嚴肅にし給はざるべからず、然るに彼れ鄧通の無禮は是れ何事に候ぞやと、そこで文帝は鄧通を庇うて申さるに、君さ様に嚴刻なる議論を申さずとも、吾れに於て私かに之を誡め置かんと、それから朝廷を退散して丞相の府に坐し、申屠嘉は公然と召喚狀を作り、丞相の資格にて鄧通を呼び出して、丞相の府に出頭を命じたり、鄧通は恐れて宮中に入り、文帝に言上して救助を願ひたるに、文帝は曰く、汝たゞ先づ行きて丞相の命を聽くべし、吾れ今あとよりして人に命じて汝を宮中に召さしむべしと、是に於て鄧通もせん方なく府に出頭し、冠りを免ぎ履を脫ぎ徒跣となり頓首して、深く前非を謝し恐れ入れり、申屠嘉は丞相の府に席を構へて坐し、態度自若として、故らに答禮をなさず、鄧通を責めて曰く、さて朝廷と申す者は、畏くも御先祖高帝が在しまし、朝廷にて、乃ち今上陛下は御先祖の帝が御代りとして、天位に立たせ給へる御義なるぞ、斯る尊く神聖なる朝廷に構ひも無く、汝鄧通卑賤の小臣でありながら、身分の程をも辨へず、畏れ多くも御殿の上に於て巫山戲たる態度を演ずるとは何事ぞ、實に大不敬なり、因つて斬首の刑に當せん、係りの官吏よ、其れ速かに曳き連れ行き、之を斬るべしと、鄧通大いに恐れ、頓首して謝罪したり、餘り烈しく首を地に叩きつけたるが故に、首から盡く血を出すに至れども、申屠嘉の怒りは解けず、仲々放免の氣色なし、さて文帝は推し度るに、先刻來最早時間も立ちければ、丞相申屠嘉に於ては、散々に鄧通を困めし頓なるべしと、そこで使者に節を持ち勅諚を傳へて、鄧通を宮中に召さしめ、一方は丞相申屠嘉に挨拶せしめて曰く、此鄧通は吾が弄び慰むる臣なれば、君幸ひに之を釋し遣はせよと、そこで鄧通は初めて釋されて宮中に至り、文帝に有りし次第を訴へ泣いて

關內侯、既に見えたり、諸侯の爵ありて封國なき者、竇廣國、竇は姓、廣國は名、餘見無可者、見は現と同じ、現在の人を云ふ、故邑、舊來の領地、

嘉爲人廉直、門不受私謁、是時、太中大夫鄧通方隆愛幸、賞賜累巨萬、文帝嘗燕飲通家、其寵如是、是時丞相入朝、而通居上傍、有怠慢之禮、丞相奏事畢、因言曰、陛下愛幸臣、則富貴之、至於朝廷之禮、不可以不肅、上曰、君勿言、吾私之、罷朝坐府中、嘉爲檄召鄧通、詣丞相府、不來、且斬通、通恐、入言文帝、文帝曰、汝第往、吾今使人召若、通至丞相府、免冠徒跣頓首謝、嘉坐自如、故不爲禮、責曰、夫朝廷者、高皇帝之朝廷也、通小臣戲殿上、大不敬、當斬、吏今行斬之、通頓首、首盡出血、不解、文帝度丞相已困通、使使者持節召通、而謝丞相曰、此吾弄臣、君釋之、鄧通既至、爲文帝泣曰、丞相幾殺臣、

【講義】　申屠嘉は人と爲り廉潔正直にして、自分の家には決して私かに賴み込む事を受け付けず、乃ち賄賂を取りて曖昧なる事をなさず、是の時に太中大夫の官に居る鄧通と申す人、男色を以て方に盛んに帝に寵幸せられ、賞賜の品物は萬々と累ね積めり、孝文帝、平常鄧通の家に往かれて、酒宴飲食せられ、殆んど一家族の如き有樣なりき、其の帝寵の渥きこと

帝欲用皇后弟竇廣國爲丞相、曰、恐天下以吾私廣國、廣國賢、有行、故欲相之、念久之不可、而高帝時大臣又皆多死、餘見無可者、乃以御史大夫嘉爲丞相、因故邑封爲故安侯、

【講義】申屠丞相嘉は梁の人なり、材官蹶張とて、勇氣材能ありて強き弩弓を踏み引くと云ふ廉を以て、漢の高帝に從うて楚の項羽を擊ち、役替へして隊帥となり、又高帝に從うて淮南王黥布が軍を擊ち、轉任して都尉となる、孝惠帝の時に、淮陽の守に任ぜらる、孝文帝の元年に詔ありて、故の二千石の祿を賜ひたる吏士にて、高祖に從うて創業に功勞ありたる者を擧げて、悉く殘らず以て關內侯の爵位を授け、封邑を宛て行はれたる者、其の數二十四人あり、而かも其の中にて申屠嘉は封邑を宛て賜ひしこと五百戶の高なり、此れにても其の功臣たることを承知すべし、

張蒼已に丞相となり、申屠嘉は次官として、遷りて御史大夫となれり、後ち張蒼の丞相を罷免せしとき、孝文帝は皇后の弟なる竇廣國を用ひて丞相となさんと欲せしが、此くては恐らくは天下の人々が自分の爲を以て皇后の弟廣國に偏り私して丞相と爲したる者とせんと考へ、又然しながら廣國は實際に賢りて善き行ひあれば、故に之を丞相に爲すとも何等の構ひなけんと思へると久しかりしが、結局矢張り不可なりとして見合せたり、而して高帝時代の大臣は年數も古びたれば、又みな多く死去して在らず、餘の現在生存せる人は何れも凡庸なれば丞相として可なる者なし、そこで同じ人物ならば、在官者を繰り上げて昇進せしむるが佳ならんとて、御史大夫申屠嘉を以て丞相と爲し、從來の封邑をその儘に封じて故安侯となせり、

【字解】・申屠嘉、申屠は姓、嘉は名、材官蹶張、材官は武官なり、勇健材力あるの義に取れり、蹶張は弩を脚にて蹋みて張ること、蓋し秦の制、每郡之を置きて非常に備へしものと云ふ、隊率、隊長なり、率は帥と音義共に同じ、都尉、官の名、將校なり、吏士、官吏なり、

の名、上以讓蒼、讓は責なり、セムと訓ず、

孝景前五年、蒼卒、謚爲文侯、子康代侯、八年卒、子類代爲侯、八年、坐臨諸侯喪後就位不敬國除、初張蒼父長不滿五尺、及生蒼、蒼長八尺餘、爲侯丞相、蒼子復長、及孫類長六尺餘、坐法失侯、蒼之免相後老、口中無齒、食乳、女子爲乳母、妻妾以百數、嘗孕者不復幸、蒼年百有餘歲而卒、

【講義】　省く、

【字解】　孝景前五年、孝景の元年は、前中後の三元年あり、前五年とは前元年より五年目の年なり、孝景本紀を看るべし、坐臨諸侯喪後就位、坐は連坐なり、臨は弔なり、喪は不幸なり、位は朝廷の位次なり、或る諸侯の不幸を臨弔して後に、宮中に入朝して謁見の席に就きしは、不敬なりとて罪を被りたるなり、食乳、古へは飲を食とも云ふ、故に飲酒を食酒と云へることあり、女子爲乳母、此の女子は年少き女なり、乃ち乳の多く出づる少婦を傭うて乳母と爲すなり、嘗孕者、一度子を孕みたる女、

○申屠丞相嘉者、梁人、以材官蹶張、從高帝擊項籍、遷爲隊率、從擊黥布軍、爲都尉、孝惠時、爲淮陽守、孝文帝元年、擧故吏士二千石從高皇帝者、悉以爲關內侯、食邑二十四人、而申屠嘉食邑五百戶、張蒼已爲丞相、嘉遷爲御史大夫、張蒼免相、孝文

非レ是、罷レ之、其後黃龍見二成紀一、於レ是文帝召二公孫臣一以爲二博士一、草二土德之曆制度一更二元年一、張丞相由レ此自絀、謝レ病稱レ老、蒼任レ人爲二中候一、大爲二姦利一、上以讓レ蒼、蒼遂病免、蒼爲二丞相一十五歲免、

【講義】張蒼丞相たること十餘年なりき、魯國の人公孫臣と云ふ者、闕下に上書して申しけるには、漢の御代は五德の運より申すときは、恰も土德の時に當らる、就いては其の符に黃色の龍があつて當に出現すべしと、詔して公孫臣が建言を張蒼の手元に下して審議せしむ、張蒼は思考するに、公孫臣の議は有道にあらずと、因つて公孫臣を罷め黜けたり、然るに其の後に果して黃龍がありて成紀と云へる地に出現したり、是に於て漢の孝文帝は公孫臣の說を信じ、召して博士と爲し、土德に相當せる曆及び制度を起草せしめ、革新の意味を示さんが爲に是の歲を以て更めて元年と名づけたり、さて公孫臣の得意なるに反し、張丞相蒼は此の事に由りて自身に屈み折れ、病氣を申し立て老衰せりと申し觸れたり、張蒼嘗て或る人を保證して中候の官となせり、然るに其の人大いに姦利を爲したれば、天子は張蒼の保人たるを以て譴責せり、重ね〳〵首尾宜しからざれば、遂に病氣を以て免職したり、さて張蒼は丞相たること十五歲ばかりにして辭免せり、

【字解】其符有黃龍、符は符應なり、シルシ、黃は土の色を黃となす、土德なるが故に黃龍を以て其の符と爲せるなり、成紀、地の名、草土德之曆制度、草は創始なり、起艸すること、曆の上に漢書には時の字あり、制度は土德に相當せる禮制法度を云ふ、本文土德の二字は曆と制度との兩者に冒して看るべし、賈誼傳に誼以爲漢宜下改二正朔一、數用レ五、色上黃、贊曰、誼欲下改二定制度一、以レ漢爲中土德上、其術已疏矣と、亦以て互ひに參考とすべし、更元年、更に數へ直すと、卽ち當年を更めて元年と稱するを云ふ、由此自絀、絀は一に詘に作る、屈と同じ、任人爲中候、任は保任なり、官に推薦するとき、身元引受人と爲ること、中候は官

【字解】　計相、前に解せり、緒正律曆、緒は尋なり、統緒なり、その系統を尋ぬること、正は釐め正すこと、霸上、霸は灞に同じ、川の名、以十月爲歲首、本書の始皇本紀に詳らかなり、推五德之運、五德は木火土金水の五行を云ふ、事亦既に始皇本紀に見えたり、漢當水德至尚黑如故、既に本書の孝文本紀に見えたり、吹律調樂、此の律は音樂の律呂の律なり、下文律令と同じからず、及以比定律令、此律は法律の律なり、上文の吹律の律と同じからず、比は支那法律の術語なり、卽ち、現行法律の不具なる時は既揭の法文に準據し、上下大小の比例を以て處分の擬定をなすを比と云ふ、漢の初代、刑を省き法を簡にし、丞相蕭何命を奉じて法律を作れども、未だ具はらざりしが故に、張蒼更に上下大小の比例を以て律令を定めたるなり、若百工、百工は多くの器を作る工匠なり、若の字は、上句の及の字と、皆その事を別ちて示すの辭なり、乃ち本文には吹レ律調レ樂（第一件）、以レ比定二律令一（第二件）、爲二百工一立二程品一（第三件）を列擧したるを以て、故に及と若との字を用ひて、其の各〻別事たることを示したるなり、天下作程品、天下の上に爲の字を加へて看るべし、程品は標準階級のことにて、度の寸尺、量の升斗、衡の斤兩の如きを云ふ、

張蒼德二王陵一、王陵者、安國侯也、及二蒼貴一常父二事王陵一、陵死後、蒼爲二丞相一洗沐、常先朝二陵夫人一、上レ食、然後敢歸レ家、

【講義】　省く、

【字解】　德王陵、德とは恩人とするを云ふ、王陵嘗て張蒼の死刑を救ひ釋せしこと、前文に見えたり、安國、地名、洗沐、沐は髮を洗ふこと、休息して髮を洗ふ日、漢の法、十日毎に洗沐の爲に百官に休暇を賜ふ、上食、食物を供へ獻ずること、

蒼爲二丞相一十餘年、魯人公孫臣上書言、漢土德時、其符有二黃龍一當レ見、詔下二其議張蒼一、張蒼以爲

下初定、將相公卿皆軍吏、張蒼爲計相、時緒正律暦、以高祖十月始至霸上、因故秦時本以十月爲歲首、弗革、推五德之運、以爲漢當水德之時、尙黑如故、吹律調樂、入之音聲、及以比定律令、若百工、天下作程品、至於爲丞相、卒就之、故漢家言律暦者本之張蒼、蒼本好書、無所不觀、無所不通、而尤善律暦、

【講義】 さて漢の國家が興りてより、孝文皇帝の世に至るまで二十餘年になれり、此の時折りしも天下が初めて平定して、是れより武斷的政治を去りて文治的政治を必要となせる場合なるに、將軍宰相公卿の大官たち何れも、揃ひて軍人出身なるを以てなにかと不自由を感じ居れり、然るに張蒼は曩きに計相たりし時より、かねて研究せる律暦の事を系統的に尋ね究めて釐め正し、漢の高祖が秦を攻めて十月の月に始めて霸上に至りたる緣故を以て、前代の秦の世の制度として歲の十月を年始と爲したる例に因み本づきて、矢張り十月を年始と定めて變革をなさず、五德の運とて、卽ち五行の氣が循環的に推し運行する順序を推し究めて思ひ考へらく、漢の國家は五行の推運上より觀る時は、水德の運に適當せり、水は五色に就いて云へば黑色に當るが故に、漢の國家としては宜しく黑色を尊重すると、只今までの掟の如くなるべしと、又音律を吹き樂を調へ、五音の聲に叶はせり、及び上下大小の比例を以て法度律令を定め、若くは百工の事に就いては、天下の百工の爲に尺度の寸法、量衡の程度、等級を作り定めしが、後ち丞相の官と爲るに至りて、卒に悉く成就したり、故に漢朝廷にて律暦のことを言ふ者は、張蒼の作りし所に本づけり、張蒼本來讀書を好み、有らゆる百家の書籍觀ざる所なく、同時に通達せざる所なし、而して就中律暦の學に精し、

任敖を以て御史大夫の後任と爲せり、

【字解】　呂太后、高祖崩じ、太子孝惠位に卽くに及んで、呂后を尊んで皇太后となせり、高后、高祖の皇后なり、卽ち呂太后を云ふ、呂太后と云ひ高后と云ふ、名稱一定せず、作者便に隨ひて稱せるのみ、深意あるにあらず、乃抵堯罪、抵は致なり、當なり、罪科に致し當つること、

○任敖者、故沛獄吏、高祖嘗辟吏、吏繫呂后、遇之不謹、任敖素善高祖、怒擊傷主呂后吏、及高祖初起、敖以客從、爲御史守豐二歲、高祖立爲漢王、東擊項籍、敖遷爲上黨守、陳豨反時、敖堅守、封爲廣阿侯、食千八百戶、高后時、爲御史大夫、三歲免、以平陽侯曹窋、爲御史大夫、高后崩、不與大臣共誅呂祿等、免、以淮南相張蒼爲御史大夫、蒼與絳侯等、尊立代王、爲孝文皇帝、四年、丞相灌嬰卒、張蒼爲丞相、

【講義】　省く、

【字解】　嘗辟吏、辟は避と同じ、吏は捕吏を云ふ、罪を犯して捕吏の來り執ふることを避けて他處に匿るゝなり、主呂后吏、主は掌なり、ツカサドルと訓ず、呂后を監視せる獄吏を謂ふ、豐、上黨、廣阿、平陽、みな地名、曹窋、窋の字訛して窟に作る、改むべし、不與大臣云々、或は以て不の字衍文なり、呂后本紀參考すべしとなせども、未だ必ずしも然らざるに似たり、蓋し傳聞の異のみ、史公兩存して疑を存せるなり、代王、高祖の子、

自漢興至孝文二十餘年、會天

趙王果來、至長安月餘、飲藥而死、周昌因謝病不朝見、三歲而死、後五歲、高后聞御史大夫江邑侯趙堯、高祖時定趙王如意之畫、乃抵堯罪、以廣阿侯任敖爲御史大夫、

【講義】其の後、高祖崩ぜしかば、呂太后（卽ち呂皇后）高祖在世中の遺恨を霽らさんとて使者を遣はし、趙王如意を帝都の長安に召さしむ、果して趙の輔相周昌は呂太后の趙王に危害を加へんとの企てなるを知り居れば、趙王に病氣を言ひ立てにして入朝の事を斷らしめたり、是に於て太后は是非に趙王を長安に召さんとし、周昌は趙王を遣らじとして、往復の使者は三度行き返りしたるが、周昌は固執して趙王を長安へ遣らざりしかば、流石の高后（呂后）も之を困り果てゝ、そこで今度は手段を改めて、趙王の代理として周昌を長安へ召し寄せたり、因つて周昌は長安に至りて高后に謁見せし處、高后は周昌を怒り且つ罵りて曰く、汝は我れが兼ねてより彼の戚夫人が、吾が寵愛を奪ひ、吾が生める太子を廢して、己が子の趙王を立てんとしたる事を怨みて居れるを承知致さゞるか、よもや承知せざる筈なきなり、然るに汝は吾が今度怨敵たる趙王を召し寄するに當りて、病氣等を言ひ立てにして、都へ遣はさゞりしは如何が致したるかと、さて周昌を前の如く既に召寄せられたる後なれば、高后は最早や妨ぐる者なしと思ひて又使者を遣はして趙王を召したれば、今度は趙王は果して召に應じて長安に至りしが、一箇月餘りにして高后に毒殺せられて死去せり、周昌は自分の病氣を言ひ立てにして入朝謁見をなさず、私邸に閉ぢ籠りて居たりしが、三年程立ちて死去したり、それより後五歲經ちて、高后は御史大夫江邑侯趙堯が、先帝高祖の時代に趙王如意の位地を固め定めたる計畫、乃ち周昌を推薦して趙の輔相としたる事柄を聞き、自分の怨敵の利益を圖りたることを怨み怒りて、そこで趙堯を罪科に處したり、是れ又趙堯が周昌を排斥して己れその位に代りたる報いとも申すべし、因りて廣阿侯

たるが故に、その命を奉じたり、是に於て公然と發表して、現任御史大夫の周昌を徙して趙の輔相とせり、

【字解】 其人有堅忍、漢書に有の字なし、今之に從ふ、左遷、古へは右を貴ぶ、故に官位の貶降を左遷と云ふ、

既行、久之高祖持御史大夫印弄之曰、誰可以爲御史大夫者、熟視趙堯曰、無以易堯、遂拜趙堯爲御史大夫、堯亦前有軍功食邑、及以御史大夫從擊陳豨有功、封爲江邑侯、

【講義】 周昌は是非なく命を奉じて趙國に赴任したるが、それより時久しく立ちて高祖或る日周昌の前官たりし御史大夫の官印を持ち、之を玩弄しながら、曰く、さて何人が御史大夫に任命すべき者なるかと、因つて羣臣を見立てつゝありしが、趙堯を熟〻に視て曰く、趙堯に取り易ふべき人物なし、乃ち彼れこそ最適任者なれと、是に於て趙堯を拜して御史大夫と爲せり、果して前年方與公の豫言の如くなりしなり、さて此の趙堯も亦たゞものにはあらず、前きに軍功あり、因りて封邑を領せり、御史大夫となるに及んで、高祖に從ひて叛臣陳豨を擊ち平げて功勞あり、封ぜられて江邑侯となれり、

【字解】 熟視趙堯、熟視、一に孰視に作る、同じ、見詰むること、熟視の二字尤も妙、江邑、地名、

高祖崩、呂太后使使召趙王、其相周昌令王稱疾不行、使者三反、周昌固爲不遣趙王、於是高后患之、乃使使召周昌、周昌至謁高后、高后怒而罵周昌曰、爾不知我之怨戚氏乎、而不遣趙王、何、昌既徵、高后使使召趙王、

昌泣曰、臣初起從陛下、陛下獨奈何中道而弃之於諸侯乎、高祖曰、吾極知其左遷、然吾私憂趙王、念非公無可者、公不得已彊行、於是從御史大夫周昌爲趙相、

【講義】高祖之を聞きて曰く、然り、吾れその事を念ひ考ふるに、如何にも汝が申さるゝ通りにならんことを希望せしが、然しながら多くの臣下の中にて、誰れがその趙王の相として適任者なるかと、趙堯對へて曰く、それは餘人に候はず、卽ち御史大夫周昌が恰も其の適役に候、彼れの人柄は堅固にして、物事に堪へ勘忍强くして、質朴にして飾り氣無く、正直にして邪曲ならず、是れこそ愚臣の申し上げたる貴强の相と申すべけれ、その上に呂皇后、皇太子及び大臣等何れも平素より彼れを敬ひ憚れり、是れぞ申し上げたる呂后、太子云々の資格に叶ひたる者と存ずる故に羣臣中獨り周昌こそ其の適任者と愚考仕ると、そこで高祖其の意見を採用して曰ひけるに、至極尤もなることなりと、是によりてそこで周昌を召して申さるゝに、吾れは是非とも公に迷惑ながら骨折りをたのまんと考ふるなり、公勉强努力して、我れを助くると思うて我が愛子の趙王の輔相役となりてくれよと、周昌は意外の命に驚き、殘念ながりて泣きて奏聞すらく、愚臣最初からして沛より起りて陛下に從ひ奉りたり、乃ち僅かに此頃、俄かに附き從ひたる御味方の比にあらず、然るに陛下獨り奈何んぞ半途にして此の愚臣を御膝下より突き放して諸侯の國に棄て給へるかと、高祖之を慰藉して曰ひけるは、吾れは相として赴くとは、榮轉にあらずして役降りなることを承知せり、此れは寔に氣の毒なれども然し吾れは私かに趙王の前途を憂慮に堪へず、そこで念ふに趙王を輔けて保護することは、公を除きては適當なる人物なし、公に於ては嘸ぞ殘念にもあらうが、此は朕に見込まれたるが、因果と諦めて推して行きてくれよと、周昌も右の如く高祖より折入つて依賴せられ

憂之、不知所出、堯曰、陛下獨宜爲趙王置貴彊相、及呂后太子羣臣素所敬憚、乃可、

【講義】それより時日の立つこと頃くして、趙堯は嘗て高祖の左右に侍りしに、何故にや高祖は獨り心中に鬱々として樂まず、不愉快の餘り悲みて哀れげなる歌を歌ひたり、帝の側廻りに伺候せる羣臣は、主上の此の如く不愉快なるは、何に由りて然るかを知らず、甚だ恐縮に及びたり、是に於て趙堯は玉座近くに進みて伺ひ申しけるは、恐れながら陛下の御樂み遊ばさざる理由は、御愛子の趙王が御若年に渡らせられて、而も其御母なる戚夫人は、呂皇后と御仲らひ惡しき樣子に見受け奉りければ、如何に陛下萬歲の後を御心配り盡させらるとも、何分に御若年に渡らせらるゝ趙王の御事なれば、御自ら尊體を安全に保たせらるゝ事如何があらんかと、叡慮を惱ませ給へるが爲に在さずやと、高祖曰ひけるに、如何にも汝の察しの通りなり、朕は私かに之を心配致し居れるが、惜如何に取り計らひて然るべきや、計畫の出し方をも知らず、頗る當惑致し居れるなりと、趙堯對へて申すには、然らば陛下、餘の御事を爲し給ふに及ばず、獨り宜しく趙王の御爲に位貴く勢ひ强き輔相にして、尙呂皇后、皇太子、羣臣が共に平素よりして尊敬し畏憚せる豪傑を付け置かるべし、此の如く輔弼に確乎たる人物があればそこで始めて一と先づ都合よろしかるべしと存じ奉ると、

【字解】與呂后有郤耶、郤は隙と同じ、漢書に耶の字なし、按ずるに耶の字有るも妨げなし、古文此例多くあり、

高祖曰、然、吾念之、欲如是、而羣臣誰可、堯曰、御史大夫周昌、其人〔有〕堅忍質直、且自呂后太子及大臣皆素敬憚之、獨昌可、高祖曰、善、於是乃召周昌、謂曰、吾欲固煩公、公彊爲我相趙王、周

封ぜられて趙王となる、時に年僅かに十歳なり、高祖は心配せらるゝやう、今日こそ自分の威力に畏れて、呂后も趙王を如何とも爲さゞるも、若し自分が他界の後ちは、必ず呂后が意趣を返して、彼れに危害を加ふべければ、彼れは安全ならず、さて如何に爲さんかと、此の時に趙堯と云ふ人あり、年尚少かりしが、仕官して符璽御史の職に居れり、趙の人なる方與公と云ふ者あり、御史大夫の周昌に申しけるに、君の屬僚の御史たる趙堯、年齡は少けれども奇しき才子なり、君必ず彼れを特別に待遇せられよ、是れ行く行くは君の後任たらんとすと、周昌は之を取り合はず、笑つて曰ひけるに、趙堯は若輩ものにて、全く刀筆吏乃ち事務的屬官のみ、何ぞ能く是の如く本官に代りて御史大夫たるに至らんや、決して左樣なる昇達は爲さゞるなりと、

【字解】　卽萬歲之後、卽は若なり、モシと訓す、萬一を假想して云ふ辭、萬歲之後は長壽を以て終りたる後と云ふことにて、死後の義を辭を婉曲にして云へるなり、然れども此處にては高祖自ら謂へるにあらず、史官が高祖に對して婉辭を用ひたるなり、符璽御史、符璽を掌る官にして、御史大夫に屬す、方與公、方與は縣の名なり、公は敬稱なり、方與の人にして其名詳かならず、故に方與公と稱すと云ふ、一說に方與の縣令なり、春秋の時、楚國は縣令を公と稱す、楚漢の際亦皆縣令を公と稱すと、是の說從ふべきに似たり、君必異之、異は衆人と特別にすること、乃ち優待なり、是且代君之位、且は將と同じ、刀筆吏耳、古へは紙なし、簡牘に文字を書す、若し字に錯誤あるときは、刀を以て之を削り改む、故に文書取扱ひの役人を刀筆吏と號すと云ふ、

居頃之、趙堯侍高祖、高祖獨心不樂、悲歌、羣臣不知上之所以然、趙堯進、請問曰、陛下所爲不樂、非爲趙王年少、而戚夫人與呂后有郤耶、備萬歲之後、而趙王不能自全乎、高祖曰、然、吾私

んに怒りて益々氣が苛ら立ちければ、對へて申すに、愚臣生れ付き口がどもりて明断に言上致しかねまするが、然しながら愚臣期々其の不可なることを承知致して居りまする、陛下に於かせられて皇太子を廢せんと思召すとも愚臣は如何やうのことありとも期々詔を遵奉仕らずと、右の如く旨に忤ひて直言したれども、高帝は周昌が平素の性質を知れる故に、反りて其忠直にして飾らざることを悦び、欣然として笑ひて止みたり、乃ち別段に之が爲に高帝は氣嫌を損せざりき、さて既に御前を引き取られたるとき、是より先きに太子の母君たる呂皇后は、太子の首尾如何にと心配せる餘り、內密に耳を側てゝ東廂の下にて立ち聞きせしが、やがて周昌が帝の御前を退りけるを見て、爲に跪きて挨拶を述べて曰く、今日若し君が無かりせば、誰れも陛下に御諫言申し上げざれば、皇太子は幾んど廢せられたりしならん、誠に君の力によりて安全を得たりと、深く喜悅感謝の意を表はされたり、

【字解】燕時、燕はタノシムと訓ず、休息すること、方擁戚姬、擁は抱なり、以留侯策、留侯は張良を謂ふ、張良、太子の爲に計りて、商山の四皓を招きて羽翼とせしめたる事、本書の留侯世家に見ゆ、參看すべし、昌爲人吃、吃音キツ、口のどもること、然臣期期知其不可、期は必なり、本と、期知其不可と云ふべきを口の吃なるが故に、重ねて期々と云へるなり、下文亦同じ、東廂、殿の東室なり、正寢の東西室、其形箱篋の狀の如し、故に東廂、西廂の稱あり、廂は广に箱の下方を合はしたる字なり、微君、微は無なり、

是後、戚姬子如意爲趙王、年十歲、高祖憂、卽萬歲之後不全也、趙堯年少、爲符璽御史、趙人方與公謂御史大夫周昌曰、君之史趙堯、年雖少、然奇才也、君必異之、是且代君之位、周昌笑曰、堯年少、刀筆吏耳、何能至是乎、

【講義】是れより後ち戚姬の生みたる皇子如意は、

大臣固爭之、莫能得、上以留侯策即止、而周昌廷爭之彊、上問其說、昌爲人吃、又盛怒、曰、臣口不能言、然臣期期知其不可、陛下雖欲廢太子、臣期期不奉詔、上欣然而笑、既罷、呂后側耳於東廂聽、見周昌爲跪謝曰、微君、太子幾廢、

【講義】周昌の人柄は、強力にして物事に畏れず、推し切りて直言し、決して己が意見を枉げて人に媚び諛はず、元勳大臣の蕭何、曹參以下、何れも周昌に對しては畏れ憚りて、自ら卑下謙遜せり、然しながら此れは唯大臣のみならず、皇帝も亦然り、周昌或る日に、高帝が燕居とて宮中にて寛ぎて居らるゝ時、御前に事を奏上せんとて奥に入りけるに、高祖は恰度愛妾の戚姬と申す美人を抱き居りければ、周昌も恐れ入りて後方へ戻りて、早足にて走り出でたり、高帝あとより追ひ駈けて周昌を引捉らへ、その項に打騎り、問ひて、さて汝は我れを何如なる君主と思ふぞやと云へば、周昌は首を仰ぎて、陛下の今日の爲され方取りも直さず昔しの暴君夏の桀王、殷の紂王の如き御方と存じ奉ると對へたるに、流石に大英雄の高帝なれば、聊かも怒らずして周昌の無遠慮に思うたる儘を正直に申されたる事を面白しとて笑はれたり、然しながら、高帝は平常君臣の中に就いて尤も周昌を畏れ憚れり、後ち高帝が皇太子の柔弱にして大位を繼ぐに堪へざらんことを思ひて、愛妾戚姬が生める皇子の如意(其名)を立てゝ太子となさんと欲するに及び、諸大臣固く之を諫爭して止めけれども、何人も能く高帝の意思を如何に尤もなりと納得せしむる者無かりしを、其内に留侯張良が策を以て廢立の事を見合はすことになれり、而して此時、羣臣中にて周昌は太子廢立の事を朝廷に於て侃々として爭へること最も強かりき、高帝因りて其の太子を廢すべからざる理由如何ぞと問ひけるに、周昌の元來生れ付きとして口がどもりて明快に言ふこと能はず、又其の上に盛

り、沛公立ちて漢王となりし時、周苛を以て御史大夫となし、周昌を中尉となせり、漢の四年に楚の項羽の軍が漢王を榮陽城に攻め圍むこと火急なれば、漢王は遁れて城を出で去れり、その時周苛に榮陽城を留り守らしめ、未だ幾ならずして楚は榮陽城を攻め破りて周苛を捕虜にし、更に降參を勸めて楚の將軍たらしめんとせしが、周苛は屈せず大いに怒りて罵倒して申しけるは、汝項羽よ、速かに漢王に降參せよ、若し速かに降參せずんば、漢の大軍早速に押し寄せ來りて汝は捕虜とならんと、項羽は周苛が捕虜となりて居りながら、此の如く己れを罵りたる故に、怒りて鼎に入れて周苛を烹殺したり、周苛は右の如く壯烈なる忠死をなしたれば、そこで漢王は從兄弟の間柄なる周昌を其の後任とし拜して御史大夫となせり、此れより周昌は平常漢王に從ひて遂に項羽を擊ち破りたり、是れ亦漢の六年中を以て、功臣の蕭何曹參等と、倶に諸侯に封ぜられて、周昌は汾陰侯となれり、周苛の子なる周成は、父の周苛が王事の爲に死せし勳功に因りて、封ぜられて高景侯となれり、

【字解】　泗水卒史、泗水は亭の名、卒史は職の名、亭長の屬僚、守監、守は地方を治むる長官、監は監察官、秦の始皇の時、郡に守尉監を置く、事は本書秦始皇紀に見えたり、自卒史、自は由なり、漢書には以に作る、爲職志、志は幟と同じ、ハタと訓ず、職は主なり、ツカサドルと訓ず、職志は旗幟を掌る官、苛爲客、一說に、客とは客卿、客將の類なりとも云ふ、若趣降至今爲虜矣、若は汝なり、ナンヂと訓ず、趣は促と同じ、スミヤカと訓ず、今は猶、卽(スナハチ)と云ふが如し、汾陰、地の名、高景、地の名、

昌爲人彊力、敢直言、自蕭曹等皆卑下之、昌嘗燕時入奏事、高帝方擁戚姬、昌還走、高帝逐得、騎周昌項問曰、我何如主也、昌仰曰、陛下卽桀紂之主也、於是上笑之、然尤憚周昌、及帝欲廢太子而立戚姬子如意爲太子、

の統計を上申することを謂ふ、本書范睢傳に三歳不上計とある注に、凡郡長論課殿（尾）最（甲）、歳盡遣吏上計と云へり、韓非子に西門豹重斂百姓、期年上計、文侯迎而拜之とあり、唐書の柳冕傳に漢法三載上計以會殿最とあるが如きは、倶に幷せ考ふべし、

○周昌者、沛人也、其從兄曰周苛、秦時皆爲泗水卒史、及高祖起沛、撃破泗水守監、於是周昌周苛自卒史從沛公、沛公以周昌爲職志、周苛爲客、從入關破秦、沛公立爲漢王、以周苛爲御史大夫、周昌爲中尉、漢王四年、楚圍漢王滎陽急、漢王遁出去、而使周苛守滎陽城、楚破滎陽城、欲令周苛將、苛罵曰、若趣降漢王、不然今爲虜矣、項羽怒、亨周苛、於是乃拜周昌爲御史大夫、常從撃破項籍、以六年中與蕭曹等倶封、封周昌爲汾陰侯、周苛子周成以父死事、封爲高景侯、

【講義】周昌は沛の人（卽ち高祖の同郷）なり、昌の從兄を周苛と云へり、秦の時代に、昌と與にみな泗水郡の卒史の職を勤めたり、漢の高祖が沛の地より起りて、泗水郡の守竝に監を撃ち破るに及んで、是の時、周昌、周苛の二人は卒史の職で居て、沛公（高祖）に從ひ屬せり、沛公は周昌を以て、職志の役に爲し、軍の旗幟を掌らしめ、周苛を賓客となし、一定の官職は無けれども亦幕僚の一人に加へたり、昌苛の二人共に、沛公に從ひて函谷關に攻め入りて秦を破りた

自秦時爲柱下史、明習天下圖書計籍、蒼又善用算律曆、故令蒼以列侯居相府、領主郡國上計者、黥布反亡、漢立皇子長爲淮南王、而張蒼相之、十四年、遷爲御史大夫、

【講義】趙の地已に平定せしかば、漢王卽ち前文の沛公は張蒼を以て代の國相となし、代王を輔けしめて邊境の寇賊が來侵に備へたり、已にして轉任して趙の國相となし、趙王張耳（卽ち前文の常山王）を相けしめしが、張耳卒して後、又其嗣子趙王名は敖と申す者の輔相となり、復元の如く徙りて代王の輔相となれり、燕王臧荼と申す者が反きたれば、高祖（漢王）自身に往きて征伐しける時、張蒼は代の國相の資格にて高祖に從ひて臧荼を攻めて戰功あり、高祖の六年中に封ぜられて北平侯となり知行所として千二百戶の地を給はれり、又轉任して計相の官となり、財政上の事を司り、一月ばかりにして更に列侯の身分でありながら、主計と爲りて、會計檢査の職を勤むること四歲なりき、是の時に元勳の臣にして財政に練達せるを以て名ある蕭何は相國卽ち首相たりしが、而も張蒼は特に前文の如く、秦の時代より柱下の史官となり、天下の圖書會計戶籍の事に精しく習熟し、又善く算數や律曆の事にも達者なる廉に依り、列侯の身分でありながら、相國の府中に居て、郡國の上計とて財務報告の監査を管理せしめたり、其後淮南王黥布が反きて滅びたり、其の跡へ漢の朝廷は高祖の皇子名は長と申す者を立てゝ淮南王となして、張蒼に命じて之を相けしむ、因りて都を出でて淮南に居りしが、十四年に遷りて御史大夫となり、復京都へ歸りたり、

【字解】備邊寇、邊寇は匈奴の入寇を云ふ、臧荼、荼音ト、臧は姓、荼は名、既に見ゆ、北平、地名、六年中、宮本漢書に三字なし、計相、會計專任の大臣、宋の時、度支鹽鐵戶部を管理せる三司使の官を計相と稱せしとは、蓋し此に本づくと云ふ、郡國上計者、郡は天子直轄の地、國は諸侯の領地を云ふ、上計は一年間收支

具申して、張蒼の罪を赦して斬ること無かれと諫止したり、其れより張蒼は遂に沛公に從ひて西の方武關に打入り、秦の首都なる咸陽に至れり、其の後ち沛公立ちて漢王となり漢中へ入國し、又元へ引戻して三秦を平定したりしが、此の時に趙の將軍陳餘が常山王張耳を擊ち破り、張耳は漢の國へ走り己が身上を委託したり、漢王そこで張蒼を以て常山の守となししが、漢の大將軍淮陰侯韓信に從ひて趙を擊ち破りて陳餘を擒にしたり、

【字解】陽武、地の名、今の河南懷慶府に屬す、好書律曆、書は汎く書籍を云ふ、後文に蒼本好書、無所不觀、無所不通の句以て徵すべし、或は解して律曆の書と爲す者あり、謬れり、律曆は天文に關する學問を謂ふ、解は既に本書の律曆書の部に見えたり、御史、官の名、既に前文に見えたり、主柱下方書、主はツカサドルと訓ず、柱下は下文に自秦時爲柱下史とあり、乃ち宮殿内の柱下に居りて文書を掌るを謂ふ、方書は四方の文書を謂ふ、乃ち下文に明習天下圖書計籍と云へるは此句より來りしものなり、南陽、地名、伏質、質は一に鑕に作る、鑕なり、マクラギ又はダイと訓ず、人を斬る時に、被斬者を載する臺なり、如瓠、瓠は音コ、瓜の一種、ヒサゴと訓ず、武關、關の名、既に見ゆ、還定三秦、項羽、秦の地を分け、降將軍三人を封じて王となす、之を三秦と云ふ、事は既に項羽本紀に見えたり、常山、地名、既に見ゆ、陳餘擊走常山王張耳、事は張耳陳餘の傳に見えたり、淮陰侯、韓信を謂ふ、既に見ゆ、

趙地已平、漢王以蒼爲代相、備邊寇、已而徙爲趙相、相趙王耳、耳卒、相趙王敖、復徙相代王、燕王臧荼反、高祖往擊之、蒼以代相從攻臧荼有功、以六年中封爲北平侯、食邑千二百戶、遷爲計相、一月、更以列侯爲主計四歲、是時蕭何爲相國、而張蒼乃

史記國字解第六卷下

藻洲　牧野謙次郎講述

張丞相列傳第三十六

張丞相蒼者、陽武人也、好書律曆、秦時爲御史、主柱下方書、有罪亡歸、及沛公略地過陽武、蒼以客從攻南陽、蒼坐法當斬、解衣伏質、身長大肥白如瓠、時王陵見而怪其美士、乃言沛公赦勿斬、遂從西入武關至咸陽、沛公立、爲漢王、入漢中、還定三秦、陳餘擊走常山王張耳、耳歸漢、漢乃以張蒼爲常山守、從淮陰侯擊趙、蒼得陳餘、

【講義】　張丞相、名は蒼、陽武の生れなり、讀書を好み又律、暦等の學を好めり、秦の時代に御史の官となり、殿中の柱下方書とて、四方よりして宮中に進達する文書を取り扱ひて居りしが、或る罪によりて都を脱けて故郷の陽武に逃歸れり、漢の高祖が未だ沛公たりし時、土地を略取して陽武を通過するに際し、張蒼は沛公の賓客となり、其軍に從ひ南陽の地を攻めたり、或る時、誤りて軍法を犯し、將に斬罪に處せられんとし、衣服を解いて斬首臺にひれ伏したるに、其の身幹丈長くして肉肥え太り、皮膚の色白くして宛も瓠の如く、如何にも美麗なる態を、王陵と申す將軍が見て、餘りに立派なる容貌なるを怪みて、是れ必ず通常の人にあらずと思ひ、そこで此の事を沛公に

る、十二年に彊罪ありし爲に其家斷絕す、元光三年、天子は灌嬰の孫の賢を封じて臨安侯となし、灌氏の跡目となす、八年を經て賄賂罪により領地を召上げられたり、

太史公曰、吾適豐沛、問其遺老、觀故蕭曹樊噲滕公之家、及其素、異哉所聞、方其鼓刀屠狗賣繒之時、豈自知附驥之尾、垂名漢庭、德流子孫哉、余與他廣通、爲言高祖功臣之興時若此云、

【講義】太史公云ふ、自分は嘗て漢の發祥地なる豐沛の地に往き、今日存生せる老人を尋ねて當時の事を問ひ、又蕭何や曹參や樊噲や滕公の居宅を見物して平素の事までも取調べ見るに、余の聞く所は大に世間の言ふ所とは異なれり、彼等が刀を響かせ狗を屠り絹を賣りし時に方り、彼等自身も何如にして將來宛も蒼蠅が驥の尾に附いて千里を行くと均しく高祖に從ひて功名を漢の朝廷に立てゝ其德澤の子孫に流るゝことを豫知せんや、自分は樊噲の孫に當る所の他廣と交際せしが、彼れが自分の爲に高祖の諸功臣の興りし事を物語りたるをば此の如くに記しぬ、

後歲餘、嬰以丞相卒、謚曰懿侯、子平侯阿代侯、二十八年卒、子彊代侯、十二年、彊有罪、絶二歲、元光三年、天子封灌嬰孫賢爲臨汝侯、續灌氏後、八歲、坐行賕有罪國除、

【講義】 黥布已に破れて亡びしかば高帝は都に還幸あり、嬰に其所領を一纏めとなして潁陰の五千戸を有せしめ、從前の所領は朝廷に回收せり、是れまで彼れが高祖に從つて立てたる武功を擧ぐれば、戰場に於て敵の二千石を領する者二人を討取り、別に軍十六を破り、城四十六を降し、占領したる國一、郡二、縣五十二、討取りたる敵の將軍二人、柱國、相國各、一人、二千石十人なりき、嬰は黥布を破りて歸りし後高祖は崩御に及びしが、嬰は列侯の格式にて孝惠帝竝びに呂太后に事へたり、呂太后崩ずるや、呂祿等は趙王を以て自ら將軍となり、長安に陣取りて亂を爲さんとす、齊の哀王之を聞き兵を擧げて西上し、王たる資格なき彼れを誅せんとす、上將軍呂祿等は齊王の攻上ることを聞き、嬰を大將となし、兵を率ゐて之を擊たしむ、嬰は行軍して滎陽に至りけるが、此の地に於て絳侯等と相談の上、兵を滎陽に屯して前進せず、齊王に呂氏を誅することを暗示せり、齊王は漢の大臣等が呂氏を誅せんとすることを知り、兵を止めて進まざりし處、其內絳侯等既に呂氏を誅せしかば、齊王も亦陣拂ひして歸國に及び、嬰も亦兵を罷めて滎陽より歸り、絳侯、陳平と共に代王を立てゝ天子となししが、是れこそ孝文皇帝なれ、孝文皇帝は嬰の功を賞して三千戸を增封し、黃金千斤を賜ひ、太尉に拜す、三年絳侯周勃免官となり、領地に就く、嬰は代りて丞相となり、太尉の官を罷む、此年匈奴大擧して北地上郡に入りしかば、文帝は丞相嬰に命じ、騎兵八萬五千を率ゐ、出征して匈奴を擊たしむ、匈奴其勢に恐れて引き退く、濟北王謀反せしかば、詔を以て嬰の軍を罷めぬ、後一箇年餘を過ぎ、嬰は丞相の位を以て卒去し、懿侯と謚を附けぬ、其子の平侯阿と云ふもの侯爵を相續し、二十八年に卒す、其子彊繼いで侯とな

の上柱國の軍と大司馬の軍とを破り、又進んで布の別將肥誅を破る、此の時嬰は自身の手にて敵の左司馬一人を生捕り、其部卒は敵の小將十人を斬り、敗走の敵を追ひ、淮上に至りけるが、功を以て三千五百戸の所領を加增せらる、

布已破高帝歸、定令嬰食潁陰五千戸、除前所食邑、凡從得二千石二人、別破軍十六、降城四十六、定國一、郡二、縣五十二、得將軍二人、柱國相國各一人、二千石十人、嬰自破布歸、高帝崩、嬰以列侯事孝惠帝及呂太后、太后崩、呂祿等以趙王自置爲將軍、軍長安爲亂、齊哀王聞之擧兵西、且入誅不當爲王者、上將軍呂祿等聞之、乃遣嬰爲大將、將軍往擊之、嬰行至滎陽、乃與絳侯等謀、因屯兵滎陽、風齊王以誅呂氏事、齊兵止不前、絳侯等既誅諸呂、齊王罷兵歸、嬰亦罷兵自滎陽歸、與絳侯陳平共立代王爲孝文皇帝、孝文皇帝於是益封嬰三千戸、賜黃金千斤、拜爲太尉、三歲、絳侯勃免相就國、嬰爲丞相、罷太尉官、是歲、匈奴大入北地上郡、令丞相嬰將騎八萬五千往擊匈奴、匈奴去、濟北王反、詔乃罷嬰之兵、

代、至馬邑、受詔別降樓煩以北六縣、斬代左相、破胡騎於武泉北、復從擊韓信胡騎晉陽下、所將卒斬胡白題將一人、受詔幷將燕趙齊梁楚車騎、擊破胡騎於硰石、至平城、爲胡所圍、從還軍東垣、從擊陳豨、受詔別攻豨丞相侯敞軍曲逆下、破之、卒斬敞及特將五人、降曲逆、盧奴、上曲陽、安國、安平、攻下東垣、黥布反、以車騎將軍先出攻布別將於相、破之、斬亞將樓煩將三人、又進擊破布上柱國軍、及大司馬軍、又進破布別將肥誅、嬰身生得左司馬一人、所將卒斬其小將十人、追北至淮上、益食二千五百戶、

【講義】 灌嬰は車騎將軍の資格を以て高祖に從ひ、此の頃謀叛したる韓王信を代に擊ち、馬邑に至りけるが、此にて詔を受け、別に樓煩以北の六縣を降し、代の左相を斬り、胡騎を武泉の北に破る、復高祖に從ひ、韓信の胡騎を晉陽の下に擊ち、其部下の卒は胡の白題將一人を斬る、詔を受け、燕趙齊梁楚の車騎の總大將として胡の騎兵を硰石に破りたれども、平城にては胡の騎兵に圍まれぬ、高祖に從ひ還りて東垣に軍し、又從ひて陳豨を擊つ、詔を受けて別に豨の丞相侯敞の軍を曲逆の下に攻めて、之を破る、部下の卒は敞及び特將五人を斬り、曲逆、盧奴、上曲陽、安國、安平を降し、東垣を攻め下す、黥布の謀叛せしとき、車騎將軍として先發隊となり、布の別將を相に攻めて之を破り、亞將樓煩の將三人を斬り、又進み擊ちて布

を攻め、復び亞將周蘭を得、漢王と頤郷に會合す、斯くて漢王に從ひ、項羽の軍を陳の下に擊つて之を破りぬ、此の戰ひに部下の卒は樓煩の將二人を斬り、騎將八人を虜にし、所領二千五百戶を加贈せらる、

項籍敗垓下去也、嬰以御史大夫受詔將車騎、別追項籍至東城破之、所將卒五人共斬項籍、皆賜爵列侯、降右司馬各一人、卒萬二千人、盡得其軍將吏、下東城歷陽、渡江破吳郡長吳下、得吳守、遂定吳豫章會稽郡、還定淮北、凡五十二縣、漢王立爲皇帝、賜益嬰邑三千戶、其秋、以車騎將軍從擊破燕王臧荼、明年、從至陳、取楚王信、還剖符、世世勿絕、食潁陰二千五百戶、號曰潁陰侯、

【講義】 項羽が垓下の戰ひに打負けて逃げ去るや、灌嬰は御史大夫の身分を以て詔を受け、車騎を率ゐて別に項羽を追擊して東城に至り、之を破り、己が部下の卒五人共に項籍を斬り、何れも列侯の爵を賜はる、此の際左右司馬各、一人、卒一萬二千人を降し、盡く其軍の將吏を得、東城、歷陽を降し、江を渡りて吳郡の長を吳下に破り、吳の太守を執へ、遂に吳の豫章、會稽郡を定め、還りて淮北凡そ五十二縣の地を定む、項羽已に亡び漢王皇帝となるに及び、嬰に三千戶の邑を增封あり、其秋車騎將軍を以て高祖に從ひ、燕王臧荼を擊ち破る、明年高祖に從つて陳に至り、楚王の信を執ふ、陳より還りし後割符を分たれ、世々其祿を絕されざる恩典を蒙る、潁陰の二千五百戶を所領し、號して潁陰侯と曰ふ、

以車騎將軍從擊反韓王信於

横を追ひかけて嬴博に至り、其騎兵を打破る、此の戰ひに部下の卒は騎將一人を斬り、四人を生捕れり、之に次いで嬴博を攻め下し、齊の將軍田吸を千乘と云ふ處に破る、此の戰ひに部下の卒は吸を討取りたり、驟て東に向ひ、韓信に從ひて敵の將龍且、留公を高密に攻めしが、其士卒龍且を斬り、右司馬、連尹各〻一人、樓煩の將十人を生捕り、灌嬰自身も亦副將周蘭を生捕りぬ、

齊地已定、韓信自立爲齊王、使嬰別將擊楚將公杲於魯北、破之、轉南破薛郡長、身虜騎將一人、攻博陽、前至下相以東南僮、取慮徐、度淮盡降其城邑、至廣陵、項羽使項聲薛公郯公復定淮北、嬰度淮、北擊破項聲郯公下邳、斬薛公、下下邳、擊破楚騎於平陽、遂降彭城、虜柱國項佗、降留、薛、沛、酇、蕭、相、攻苦譙、復得亞將周蘭、與漢王會頤鄉、從擊項籍軍於陳下、破之、所將卒斬樓煩將二人、虜騎將八人、賜益食邑二千五百戶、

【講義】齊の地已に平定に及びける時、韓信は自立して齊王となり、嬰を別將として楚の將公杲を擊たしめたるが、灌嬰は魯の北に於て之を破り、南方に轉じて薛郡の長を破り、自身の手にて敵の騎將一人を虜にせり、博陽を攻め、前進して下相より東南の地方なる僮、取慮、徐に至り、淮水を渡り、盡く其城邑を下して廣陵に至れり、適〻項羽は項聲、薛公、郯公をして復び淮北を定めしめければ、灌嬰は淮を渡り北に進んで項聲、郯公を下邳に破り、薛公を斬り下邳を下し、楚の騎を平陽に擊ち破り、遂に彭城を降し、柱國項佗を捕虜となし、留、薛、沛、酇、蕭、相を降し、苦譙

運送の路は陽武より起りて襄邑に至れり、灌嬰は項羽の將軍項冠を魯の城下に破りしが、此時部下の卒は敵の右司馬、騎馬將各、一人を討取る、其れより柘公王武の軍を燕の西に破るや、部下の卒又樓煩の將五人、連尹一人を斬る、尋いで王武の別將桓嬰を白馬の下に擊ち破るや、其部下の卒は敵の都尉一人を斬りぬ、

【字解】連尹、楚の官、大夫なり、

以騎渡河南送漢王到雒陽、使北迎相國韓信軍於邯鄲、還至敖倉、嬰遷爲御史大夫、三年、以列侯食邑杜平鄉、以御史大夫受詔、將郎中騎兵、東屬相國韓信、擊破齊軍於歷下、所將卒虜車騎將軍華毋傷、及將吏四十六人、降下臨菑、得齊守相田光、追齊相田橫至嬴博、破其騎、所將卒斬騎將一人、生得騎將四人、攻下嬴博、破齊將軍田吸於千乘、所將卒斬吸、東從韓信攻龍且留公於高密、卒斬龍且、生得右司馬連尹各一人、樓煩將十人、身生得亞將周蘭、

【講義】騎兵を從へて黃河を打渡り、漢王を南なる雒陽に送り、今度は北方に使節を勤め、相國韓信の軍を邯鄲に迎へ、已に使命を果しゝかば、還りて敖倉に至り、昇進して御史大夫となる、三年、列侯の格式により杜縣の平鄉を所領し、御史大夫の身分を以て詔を受け郎中騎兵を引率し、東方に赴き、相國韓信に屬して齊の軍を歷下に破る、此の戰ひに部下の卒は車騎將軍華毋傷及び將官、軍吏等二十六人を虜にし、臨菑を降し、齊の守相田光を討取りぬ、斯くて齊の相田

人李必駱甲習騎兵、今爲校尉、可爲騎將、漢王欲拜之、必甲曰、臣故秦民、恐軍不信臣、臣願得大王左右善騎者傅之、灌嬰雖少、然數力戰、乃拜灌嬰爲中大夫、令李必駱甲爲左右校尉、將郎中騎兵擊楚騎於滎陽東、大破之、受詔別擊楚軍後、絕其餉道、起陽武至襄邑、擊項羽之將項冠於魯下、破之、所將卒斬右司馬騎將各一人、擊破柘公王武軍於燕西、所將卒斬樓煩將五人、連尹一人、擊王武別將桓嬰白馬下、破之、所將卒斬都尉一人、

【講義】 楚の騎馬武者の攻め來る者多かりしかば、漢王は之に對抗するため、軍中に於て車騎の將と爲すべき者を擇びたる處、一同に推擧して申しけるは、以前秦の騎士を勤めたる重泉の人李必駱甲と云ふ者、騎兵を用ふる經驗に富み堪能なるが、現在校尉の職に在り、此の人こそ騎將たらしむべしと、漢王は衆議に從つて彼れを任命せんとせしに、必甲辭退して申しけるは、臣は以前秦の民なれば、軍中の人々恐らくは臣を信じ申すまじ、されば何卒大王の左右に事へ居る人にて騎兵に長じたる人を將師に戴いて、己れは之が助役を勤めたしと、漢王は因つて彼れ是れ適任者を物色せしに、灌嬰は年若けれども度々力戰して場數を踐みたる者なればとて之を拜して中大夫となし、李必、駱甲を彼れに附屬せしめて左右校尉とす、斯くて灌嬰は郎中騎兵を引率して楚の騎兵を滎陽の東に擊つて大に之を破り、更に詔を受けて別に楚の軍の背後を攻擊して其輜重を絕ち切りしが、其

迅速の攻擊をなし、霸上に至る、執珪の爵を賜ひ、昌文君と號す、

沛公立爲漢王、拜嬰爲郎中、從入漢中、十月、拜爲中謁者、從還定三秦、下櫟陽、降塞王、還圍章邯於廢丘、未拔、從東出臨晉關、擊降殷王、定其地、擊項羽將龍且魏相項他軍定陶南、疾戰、破之、賜嬰爵列侯、號昌文侯、食杜平鄉、復以中謁者從、降下碭以至彭城、項羽擊大破漢王、漢王遁而西、嬰從還軍於雍丘、王武魏公申徒反、從擊破之、攻下黃、西收兵、軍於滎陽、

【講義】沛公が漢王の位に即くに及び、嬰を郎中の官に拜せり、嬰は高祖に從ひて漢中に入り、十月、中謁者の官を授かり、高祖に從ひ還りて三秦を定め、櫟陽を下し、塞王を降參せしめ、引返して章邯を廢丘に攻めたれども、未だ拔くに至らざる內又從ひて東に向ひ、臨晉關に出でて殷王を降人となし、其地を鎭定に及び、定陶の南に於て項羽の將龍且と魏の相項他との軍を擊ち、急激なる作戰に因つて之を破りしかば、高祖は其功を賞し列侯の爵を賜ひ、昌文侯と號し、杜縣の平鄉を所領することとなり、又中謁者の職を以て高祖に從ひ、碭より彭城に至る迄の土地を降せり、項羽が大に漢王の軍を打破り、漢王が逃れて西方に走りし時、嬰は之に從ひ、還りて雍丘に軍す、王武、魏公申徒の反するや、高祖に從つて之を擊ち破り、黃の地を攻め降し、西の方兵を取り纏めて滎陽に陣取りぬ、

楚騎來衆、漢王乃擇軍中可爲車騎將者、皆推故秦騎士重泉

王を迎へ、大臣等と共に之を立て丶孝文皇帝となす、復も文帝の太僕となりしが、八年を過ぎて卒去し、諡して文侯と曰ふ、其子の夷侯竈立ち、七年にして卒す、其子共侯賜立つ、三十一年にして卒す、其子の侯頗は平陽公主の婿となりし處、襲爵より十九年を經て元鼎二年に至り、父の召使ひと姦通せし罪科に因りて自殺し、其領國は沒收せらる、

○潁陰侯灌嬰者、睢陽販繒者也、高祖之為沛公、略地至雍丘下、章邯敗殺項梁、而沛公還軍於碭、嬰初以中涓從擊破東郡尉於成武、及秦軍於杠里、疾鬭、賜爵七大夫、從攻秦軍亳南開封曲遇、戰疾力、賜爵執帛、號宣陵君、從攻陽武以西至雒陽、破秦軍尸北、北絕河津、南破南陽守齮陽城東、遂定南陽郡、西入武關、戰於藍田、疾力、至霸上、賜爵執珪、號昌文君、

【講義】潁陰侯灌嬰は睢陽にて繒を賣ることを業とせし人なり、高祖が沛より起りて沛公となり、次第に土地を切り取りて雍丘に至りけるが、秦の將軍章邯が項梁の軍を敗りて之を討取りければ、沛公は勢ひの不利なるを見て兵を引返して碭に陣取りぬ、嬰は初め中涓の役目を以て高祖に從ひ、東郡の尉を武成に敗り、秦の軍と杠里に於て激戰し、功を以て七大夫の爵を授けらる、又從つて秦の軍を亳の南なる開封、曲遇に攻め、迅速に戰ひたる廉を以て執帛の爵を賜はり、宣陵君と號す、又從ひて陽武より西の方雒陽に至るまでの城邑を攻め、尸北と云ふ土地に於て秦の軍を破り、北に於ては黄河の渡場を絕ち切り、南に於て南陽の太守の齮と云ふ者を陽城の東に破り、遂に南陽郡を平定し、西に進んで武關に入り、藍田に戰ひて

於て胡騎を擊ち、大に之を破り、尋いで又太僕を以て胡騎を平城の南方に擊ち、三たび敵陣を陷れ、勳功少からざりければ、奪ひたる所の邑五百戶を賜はりぬ、又太僕を以て陳豨、黥布の軍を擊ち、陳を陷れ敵を却け、千戶の加增を受け、是れまでの封土を一纒めにして汝陰の六千九百戶を所領することとなり、前に有せし所のものは朝廷に回收せらる、

嬰自上初起沛、常爲太僕、竟高祖崩、以太僕事孝惠、孝惠帝及高后、德嬰之脫孝惠魯元於下邑之間也、乃賜嬰縣北第第一、曰、近我、以尊異之、孝惠帝崩、以太僕事高后、高后崩、代王之來、嬰以太僕與東牟侯入淸宮、廢少帝、以天子法駕迎代王代邸、與大臣共立爲孝文皇帝、復爲太僕、八歲卒、諡爲文侯、子夷侯竈立、七年卒、子共侯賜立、三十一年卒、子侯頗尙平陽公主、立十九歲、元鼎二年、坐與父御婢姦罪自殺、國除、

【講義】嬰は高祖が始めて沛より兵を舉げて起りし以來、常に太僕の官となり、高祖の崩御まで繼續せしが、又太僕を以て孝惠帝に事へぬ、孝惠帝と其母呂后とは、曾て嬰が下邑の間に於て孝惠、魯元の高祖に棄てられんとせし時之を救ひ禍を脫せしめたることを忝く思はれしかば、縣北の第一なる邸を嬰に賜はりて仰せありけるは、我が近所に住居せよとて、尊寵の意を表せられたりき、孝惠帝崩ぜし後は太僕を以て呂后に事へたる處、呂后崩じ代王の來るに及び、嬰は太僕を以て東牟侯と宮中に入りて之を淸め、少帝を廢し、天子の儀式に用ふる車を以て代の邸より代

取楚王信、更食汝陰、剖符世世勿絶、以太僕從擊代、至武泉雲中、益食千戶、因從擊韓信軍胡騎晉陽旁、大破之、追北至平城、爲胡所圍、七日不得通、高帝使使厚遺閼氏、冒頓開圍一角、高帝出欲馳、嬰固徐行、弩皆持滿外向、卒得脫、益食嬰細陽千戶、復以太僕從擊胡騎句注北、大破之、以太僕擊胡騎平城南、三陷陳、功爲多、賜所奪邑五百戶、以太僕擊陳豨騶布軍、陷陳卻敵、益食千戶、定食汝陰六千九百戶、除前所食、

【講義】　項羽亡びし後、漢王は立つて皇帝となりしが、燕王臧荼の叛亂あり、嬰は太僕の役目を以て、高祖に從ひ荼を擊てり、明年又高祖に從つて陳に至り、漢王韓信を執へ、更に汝陰を領することとなり、代々絶えざる特權を賜はれり、又太僕の役目を以て高祖に從つて代を擊ち、武泉、雲中に至り、功を以て千戶の土地を增封せらる、斯くて高祖に從ひ晉陽の傍らに於て韓信の軍と胡の騎馬武者を擊つて、大に之を破り、逃ぐる敵を追ひかけて平城に至りしに、反つて胡の爲に包圍せられ、七日の間、味方の聯絡斷えて通ずることを得ず、高祖は陳平の謀にて胡王の妃なる閼氏に鄭重なる贈物をなし、冒頓は圍みの一隅を開きしが、高祖は圍みを出づると共に馬を馳せて少しも早く虎口を脫れんとせし處、嬰は飽く迄も徐行をなし、石弓は何れも一ぱいに張らせて外側に向け、胡が萬一追擊するも差支へなき準備を施しゝかば、終に脫することを得たり、其功を以て細陽一千戶の土地を增封せらる、復太僕を以て高祖に從ひ、句注の北に

之、漢王急、馬罷、虜在後、常蹶兩兒、欲弃之、嬰常收、竟載之徐行、面雍樹乃馳、漢王怒行欲斬嬰者十餘、卒得脫、而致孝惠魯元於豐、漢王既至滎陽、收散兵、復振、賜嬰食祈陽、復常奉車、從擊項籍、追至陳、卒定楚、至魯、益食茲氏、

【講義】是に於て復車に附添ひ、高祖に從つて南陽を攻め、藍田、芷陽に戰ひ、兵車を以て急攻速戰し霸上に至る、然る處項羽到着して秦を滅ぼし、沛公は立てられて漢王となりしかば、嬰に列侯の爵を賜ひ、之を昭平侯と號す、復び太僕となり、漢王の蜀漢に入るや之に從ひ、漢王が引返して三秦を定め、項籍征伐の軍に從つて彭城に至りけるが、項羽は大に漢の軍を破り、漢王は敗走して盛返しの見込みなく、馬を馳せて落ち延びぬ、其途中孝惠、魯元の二子を見て之を車に載せ込みし處、漢王は餘り急に馬を駈けさせければ、馬疲れて速かに走ること能はず、其内に追ひ來る敵は次第に近づき、逃れ難く思ひしかば、屢、二人の子を車より突き落して荷を輕くし馬を早めんとせしが、夏侯嬰は其度每に二人を拾ひ上げ、車に載せて徐行し、緊と之を抱きかゝへて馬を駈けさせけり、漢王は怒つて行きながら嬰を斬らんとせしこと十餘度に及びたれども、結局幸ひに脫るゝことを得て、孝惠、魯元を豐に致せり、漢王は旣に滎陽に至り、四方に離散したる兵士を取り集め、勢ひ復び振ひぬ、是に於て嬰に領地として祈陽を賜ふ、嬰は復常に車に附添ひ、高祖に從つて項籍を擊ち、追ひかけて陳に至り、卒に楚を定めて魯に至り、茲氏と云ふ土地を加增せられたり、

【字解】面雍樹、面と面と向き合せて抱きかゝふること、

漢王立爲帝、其秋、燕王臧荼反、嬰以太僕從擊荼、明年、從至陳、

賜爵執珪、復常奉車、從擊趙賁軍開封、楊熊軍曲遇、嬰從捕虜六十八人、降卒八百五十人、得印一匱、因復常奉車、從擊秦軍雒陽東、以兵車趣攻戰疾、賜爵封轉爲滕公、

【講義】高祖が始めて兵を起しゝとき其一味の者と沛を攻めんとせし折、嬰は縣の令史と云ふ身分となりしが、高祖の爲に使節の役を勤めたり、高祖が沛を下しゝ翌日沛公となり、嬰に七大夫の爵を與へ、太僕となしぬ、嬰は高祖に從つて胡陵を攻め、蕭何と泗水の監平を降參せしむ、平が胡陵の地を以て降人に出づるや、嬰の功を賞して五大夫の爵を賜へり、後高祖に從つて秦の軍を碭と云ふ處の東方に破り、濟陽を攻め戶牖を下し、李由の兵を雍丘の下に破り、兵車を以て單兵急に攻擊を加へ、戰ふと迅速なりき、執帛の爵を賜はる、常に太僕の職を以て車に附添ひ、高祖に從つて章邯の軍を東阿なる濮陽の下に擊ち、兵車を以て例の如く急激に攻め迅速に戰ひ、遂に敵を打破りしかば、其功を以て執珪の爵を賜はる、常に車に附添ひ、高祖に從つて趙賁の軍を開封に、楊熊の軍を曲遇に擊つ、戰役に於て己が手に得たる捕虜六十八人、敵を降せし數は八百五十人、印一箱を得たり、復常に車に附添ひ、高祖に從つて秦の軍を雒陽の東に擊ち、急攻速戰の功を以て爵位封土を賜はり、滕公となる、

【字解】匱、匣なり、

因復奉車、從攻南陽、戰於藍田芷陽、以兵車趣攻戰疾、至霸上、項羽至、滅秦立沛公爲漢王、漢王賜嬰爵列侯、號昭平侯、復爲太僕、從入蜀漢、還定三秦、從擊項籍至彭城、項羽大破漢軍、漢王敗不利、馳去、見孝惠魯元載

已而試補縣吏、與高祖相愛、戲而傷嬰、人有告高祖、高祖時爲亭長、重坐傷人、告故不傷嬰、嬰證之、後獄覆、嬰坐高祖繫歲餘、掠笞數百、終以是脫高祖、

【講義】　汝陰侯夏侯嬰は沛の人なり、沛の廐司御とて御者を職掌とせしが、使や客を車に載せて送る毎に、歸り路は必ず沛の泗上の亭に立寄り高祖と語りけるが、互ひに善き話相手にて毎も日晷の移るまで話し合はぬことなかりし程なり、嬰は其後縣の官吏に試補せられ、高祖と甚だ睦しかりき、或る時高祖戲れて思はず嬰に傷を負はせぬ、或る人、高祖人を傷けたりと其筋へ告發す、高祖は時に泗上の亭長なりしかば、當時の法律により、官吏のことゝて同じ殺傷罪に於ても普通の人より重き罪を受けざるを得ず、高祖は自ら決して嬰を傷けたることなしと訴へに及び、嬰は之を保證したれば、一先づ落着に及びたれども、再審に及んで前の判決は飜され、嬰は高祖の罪に就いて僞證をなしたる廉を以て牢舍に繫がるゝこと一箇年餘に及び、幾百となく鞭打たれたれども、高祖の無罪を言ひ張りたるため、遂に高祖をして刑罰を免れしめたり、

高祖之初與徒屬欲攻沛也、嬰時以縣令史爲高祖使、上降沛一日、高祖爲沛公、賜嬰爵七大夫、以爲太僕、從攻胡陵、嬰與蕭何降泗水監平、平以胡陵降、賜嬰爵五大夫、從擊秦軍碭東、攻濟陽、下戸牖、破李由軍雍丘下、以兵車趣攻戰疾、賜爵執帛、常以太僕奉車、從擊章邯軍東阿濮陽下、以兵車趣攻戰疾、破之、

より親しき間柄の事とて況の言を信じ、諸共に出でて游びければ、太尉の勃は其隙に附込み北軍に入りて之に據ることを得、遂に諸の呂氏を亡ぼしぬ、此の歳商卒す、之を景侯と諡し、子の寄、爵位封邑を相續して侯となりしが、世間は酈況が友を賣りたることを評判せり、

孝景前三年、吳楚齊趙反、上以寄爲將軍、圍趙城、十月、不能下、得俞侯欒布自平齊來、乃下趙城、滅趙、王自殺、除國、孝景中二年、寄欲取平原君爲夫人、景帝怒、下寄吏、有罪奪侯、景帝乃以商他子堅封爲繆侯、續酈氏後、繆靖侯卒、子康侯遂成立、遂成卒、子懷侯世宗立、世宗卒、子侯終根立、爲太常坐法、國除、

【講義】孝惠帝の三年に吳楚齊趙、謀叛に及ぶ、主上は寄を以て將軍となし趙城を攻めしめたる處、十箇月を經るも下すこと能はず、然るに俞侯欒布が齊を平定して趙に來り、其力にて趙城を下し趙を亡ぼすことを得たり、趙王は自殺し、其國は沒收となる、孝景帝の中二年に寄は平原君を取つて夫人と爲さんとせしかば、景帝は逆鱗に及び寄を法官に付して其罪を糺さしめたるに、有罪の判決を受け侯爵を褫奪せらる、景帝は商の他の子なる堅を取り立て之に領地を賜はり、繆侯となして酈氏の後を續がしむ、繆靖侯卒し、子の康侯遂成立つ、遂成卒し、子の懷侯世宗立つ、世宗卒し、子の侯終根立つ、彼れ太常となりしが國法に觸れ、其國を沒收せらる、

【字解】平原君、景帝の皇后王氏の母臧兒なり、

○汝陰侯夏侯嬰、沛人也、爲沛廐司御、每送使客還過沛泗上亭、與高祖語、未嘗不移日也、嬰

突き崩し、荼の軍を易下に破り、敵を追ひ退けたる功を以て右丞相に昇進し、列侯の爵を賜はり、一般の諸侯と共に割符を割き與へられ、代々絶つこと無からしむ、涿の五千戶を所領せし所より號して涿侯と云ひ、右丞相の資格を以て別に上谷を定むることとなり、之が爲に代を攻め、趙の相國の印を受く、其次は右丞相と趙の相國との資格を以て別に絳侯等と、代の鴈門を定め、代の丞相程縱、守相郭同、將軍以下六百石に至るまで、十九人を得たり、還りて將軍の資格により太上皇の護衛となる、一箇年七箇月を經て右丞相の資格により陳豨を擊ち、東垣を破却し、又同一の資格により高帝に從つて黥布を擊ち、其先手の備へを攻めて兩陣を陷れ、此れに由りて布の軍を敗ることを得たり、是に於て更に曲周の五千一百戶を所領として有することとなり、從前の所領は取上げらる、凡そ別に軍を破ること三、其降參せしめたる郡の數六、縣七十三、丞相、守相、大將各、一人、小將二人、二千石以下六百石に至るまで十九人を得たり、

商事孝惠高后時、商病不治、其子寄、字況、與呂祿善、及高后崩、大臣欲誅諸呂、呂祿爲將軍、軍於北軍、太尉勃不得入北軍、於是乃使人劫酈商、令其子況紿呂祿、呂祿信之、故與出游、而太尉勃乃得入據北軍、遂誅諸呂、是歲商卒、謚爲景侯、子寄代侯、天下稱酈況賣交也、

【講義】商は高祖崩御の後までも生存し、孝惠の世にも高后の世にも事へたれども、病身にて公務を處理すること能はず、其子の寄は字を況と曰ひたるが、呂祿と仲好かりき、高后崩ずるに及び、朝廷の大臣等、諸呂を誅せんと欲したれども、呂祿が將軍の職に居り北軍に陣取り居るため、太尉の勃は北軍に入ること出來ず、因つて一策を考へ、人を以て商を劫かし、其子の況をして呂祿を欺かしめたる處、呂祿は元

め、烏氏と云ふ處に於て雍將軍を破り、栒邑と云ふ處に於て周類の軍を破り、泥陽と云ふ處に於て蘇駔の軍を破り、其功により所領として武成の六千戸を賜はれり、斯くて又隴西都尉の資格を以て漢王に從ひ、項籍の軍を攻擊に及び、五月鉅野に出で、鍾離昧と鋒を交へ、激戰す、其功により梁の相國の印を受け、所領四千戸を加增せらる、軈て梁の相國の資格を以て一部將となり、漢王に從つて項羽を擊ち、二年三箇月の後胡陵を攻めぬ、

項羽既已死、漢王爲帝、其秋、燕王臧荼反、商以將軍從擊荼、戰龍脫、先登、陷陣、破荼軍易下、卻敵、遷爲右丞相、賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕、食邑涿五千戸、號曰涿侯、以右丞相、別定上谷、因攻代、受趙相國印、以右丞相趙相國、別與絳侯等定代鴈門、得代丞相程縱、守相郭同、將軍已下至六百石十九人、還以將軍爲太上皇衞、一歲七月、以右丞相擊陳豨、殘東垣、又以右丞相從高帝擊黥布、攻其前拒、陷兩陳、得以破布軍、更食曲周五千一百戸、除前所食、凡別破軍三、降定郡六、縣七十三、得丞相守相大將各一人、小將二人、二千石以下至六百石十九人、

【講義】項羽已に戰敗れて討死に及び、漢王天下を一統して皇帝となりしが、其秋燕王臧荼謀叛せしかば、商は將軍を以て高祖に從つて臧荼を征伐し、龍脫と云ふ處に於て彼れと接戰するや、先登して敵陣を

○曲周侯酈商者、高陽人、陳勝起時、商聚少年、東西略人、得數千、沛公略地至陳留、六月餘、商以將卒四千人屬沛公於岐、

【講義】曲周侯酈商は商陽の人なり、陳勝が兵を擧げし時、商は少年を集め、東に西に人をあさりて己が手下となし、數千人を得たり、沛公が土地を略して陳留に至りし時は、商の兵を起しゝより六箇月餘に當れり、商は將卒六千人を從へ、岐と云ふ處に於て沛公に屬せり、

從攻長社、先登、賜爵封信成君、從沛公攻緱氏、絕河津、破秦軍洛陽東、從攻下宛穰、定十七縣、別將攻旬關、定漢中、項羽滅秦、立沛公爲漢王、漢王賜商爵信成君、以將軍爲隴西都尉、別將定北地上郡、破雍將軍烏氏、周類軍栒邑、蘇駔軍於泥陽、賜食邑武成六千戶、以隴西都尉從擊項籍軍五月、出鉅野、與鍾離昧戰、疾鬬、受梁相國印、益食邑四千戶、以梁相國將、從擊項羽二歲、三月、攻胡陵、

【講義】商は沛公に從つて長社を攻めたるが、其時先登せし功により爵を賜はり、信成君に封ぜらる、又沛公に從つて緱氏を攻め、黃河の渡場を絕ち切つて秦軍を洛陽の東に破る、又沛公に從つて宛穰を攻め下し、十七縣を定め、別に將として旬關を攻め、漢中を平定す、楚の項羽巳に秦を滅ぼし沛公を立てゝ漢王とす、漢王は商に信成君の爵を賜ひ、將軍職のまゝに隴西の都尉に任ず、又別に將として北地、上郡を定

舍人得罪他廣、怨之、乃上書曰、荒侯市人病、不能爲人、令其夫人與其弟亂、而生他廣、他廣實非荒侯子、不當代後、詔下吏、孝景中六年、他廣奪侯爲庶人、國除、

【講義】　其後盧綰謀叛せしとき、高祖は樊噲をして相國の身分を以て燕を撃たしめたる處、此の頃高祖は病氣甚だ重體なりしが、或る人、高祖に樊噲の事を讒言すらく、彼れは外戚なる呂氏に黨し、若し一旦主上崩御相成る時は、兵を以て盡く戚氏、趙王如意の一味を誅滅せんとすと、高祖は之を聞いて大に怒り、陳平に命じ、絳侯を車に載せ、樊噲に代つて將とならしめ、陣中に就いて噲を斬らしむ、然るに樊噲は呂后の妹婿なるが故に陳平は呂后の怒りに觸れんことを畏れしかば、噲を殺さずして之を執へて長安に至りけるに、高祖は已に崩じ、呂后國政を專にせしかば、果して噲を釋し、以前の通り爵位封邑を與へぬ、孝惠帝の六年樊噲卒し、武侯と云ふ謚を附しぬ、其子の伉襲爵して侯となり、伉の母呂須も亦臨光侯となる、彼れは高祖の皇后呂氏の時代に政事を執り權力を專にし、大臣は何れも之を畏れぬ、伉は侯となること九年にして呂后崩じ、大臣等は外戚を仆して漢室を全うせんが爲に諸呂、呂須の眷族を誅しけるが、此の折樊伉も呂氏の關係あるを以て誅せられ、舞陽侯は玆に中絶す、それより五六箇月を經て孝文帝立つに及び、復び樊噲の他の庶子市人を取り立てゝ舞陽侯となし、以前の爵位封邑を復せり、市人、舞陽侯となりしより二十九歳にて卒し、荒侯と謚す、其子他廣代つて侯となり、六年を過ぎし處、其家臣他廣に罪を得て怨みを抱きしかば、上書して云ひけるは、荒侯市人は病身にて人事を行ふ力なきため、其夫人をして彼れの弟と通ぜしめて他廣を生ましめたり、されば他廣は實際荒侯の子に非ざるが故に相續すべきに非ずと、詔して之を役人の手に下し、孝景中六年に他廣は侯を奪はれて庶人となり、其領國は沒收せられたり、

【字解】　婘、眷に同じ、

なく、十餘日を經過したる處、噲は闥を押し開いて直ちに突入し、大臣は彼れの後に隨ひて入り見るに、高祖は唯一人の宦官の膝を枕にして臥し居りけり、噲等は高祖に謁し落涙して云ふやう、昔し陛下は臣等と共に豊沛より起りて天下を定め給ひしは、何と申す壯なることかな、然るに今天下已に定まるに及び、此の有樣は、又何と申す疲勞なることかな、且つ陛下大患に在らせられ大臣等は此の先に何如あるべきと震恐致し居る次第なり、然るに陛下には此際臣等に御逢ひの上後々の事を御相談なし給はず、一人の宦者を相手にせられて此の世を去らんとし給ふにや、且つ陛下には獨り彼の趙高が大臣を遠ざけ始皇の遺詔を矯めて秦の天下を亡ぼしたる事を御覽遊ばされざるやと、高祖は笑つて起たれけり、

其後盧綰反、高帝使噲以相國擊燕、是時高帝病甚、人有惡噲黨於呂氏、卽上一日宮車晏駕、則噲欲以兵盡誅滅戚氏趙王如意之屬、高帝聞之、大怒、乃使陳平載絳侯代將、而卽軍中斬噲、陳平畏呂后、執噲詣長安、至則高祖已崩、呂后釋噲、使復爵邑、孝惠六年、樊噲卒、謚爲武侯、子伉代侯、而伉母呂須亦爲臨光侯、高后時、用事專權、大臣盡畏之、伉代侯九歲、高后崩、大臣誅諸呂呂須婘屬、因誅伉、舞陽侯中絕、數月孝文帝既立、乃復封噲他庶子市人爲舞陽侯、復故爵邑、市人立二十九歲卒、謚爲荒侯、子他廣代侯、六歲、侯家

八十八人、別破軍七、下城五、定郡六、縣五十二、得丞相一人、將軍十二人、二千石已下至三百石、十一人、噲以呂后女弟呂須爲婦、生子伉、故其比諸將最親、

【講義】其後燕王盧綰謀叛せしとき、樊噲は相國の資格を以て盧綰を擊ち、其丞相の率ゐる軍を打破つて薊の南に至り、燕の地を定めたるが、凡そ縣の數十八、鄉邑の數五十一なり、領地千三百戶の加增を受け、從前の所領と一括して舞陽の五千四百戶を有することとなりぬ、又高祖に從ひて首を斬ること百七十六級捕虜二百八十八人、別に軍を破ること七、城を下すこと五、郡を定むること六、縣を定むること五十二、丞相一人、將軍十二人二千石以下三百石に至るまで十一人を得たり、噲は呂后の妹呂須を娶りて妻となし、伉と云ふ子を生めり、彼れは此の如き關係を以て他の諸將に比するときは高祖と最も親しかりき、

先黥布反時、高祖嘗病甚、惡見人、臥禁中、詔戶者無得入羣臣、羣臣絳灌等莫敢入、十餘日、噲乃排闥直入、大臣隨之、上獨枕一宦者臥、噲等見上流涕曰、始陛下與臣等起豐沛、定天下、何其壯也、今天下已定、又何憊也、且陛下病甚、大臣震恐、不見臣等計事、顧獨與一宦者絕乎、且陛下獨不見趙高之事乎、高帝笑而起、

【講義】以前黥布が謀叛せし時、高祖は大病にて人に逢ふことを嫌ひ、入りて禁中に臥し、入口の番人に命じて群臣を入れざらしむ、群臣絳灌等敢て入る者

代、自霍人以往、至雲中、與絳侯等共定之、益食千五百戶、因擊陳豨、與曼丘臣軍戰襄國、破柏人、先登、降定清河常山、凡二十七縣、殘東垣、遷爲左丞相、破得綦母卬尹潘軍於無終廣昌、破豨別將胡人王黃軍於代南、因擊韓信軍於參合、軍所將卒斬韓信、破豨胡騎橫谷、斬將軍趙既、虜代丞相馮梁、守孫奮、大將王黃、將軍太卜、太僕解福等十人、與諸將共定代鄉邑七十三、

【講義】其後將軍として高祖に從ひ、謀叛したる韓王信を代に攻め、霍人縣より前方雲中に至るまで絳侯等と共に之を平定したれば、其功に因つて千五百戶の加增あり、引續き陳豨を擊ち、曼丘臣の軍と襄國に戰ひ、柏人縣を破りし時は自身先登に及び、清河、常山等凡そ二十七縣を定め、東垣を破壞し、左丞相の官に遷りしが、更に無終、廣昌に於て綦毋卬、尹潘の軍を打破り、代の南に於て陳豨の別將胡人王黃の軍を打破り、引續いて韓信の軍を參合に擊ちたる處、噲の軍に從ひ居りたる一卒は韓信を討取り、其勢ひに乘じて胡の騎馬武者を橫谷に破り、將軍の趙既を斬り、代の丞相馮梁、守孫奮、大將王黃、將軍太卜、太僕解福等十人を虜にし、諸將と共に代の鄉邑七十三箇所を定めたり、

其後燕王盧綰反、噲以相國擊盧綰、破其丞相抵薊南、定燕地、凡縣十八、鄉邑五十一、益食邑千三百戶、定食舞陽五千四百戶、從斬首百七十六級、虜二百

に領地を賜はり、漢王に從ひ項籍を攻め、煮棗を屠り、王武、程處の軍を外黃に破り、鄒、魯、瑕丘、薛を攻む、

【字解】 西丞、秦の將軍の名、雍輕車騎、雍は擁に同じ、

項羽敗漢王於彭城、盡復取魯梁地、噲還至滎陽、益食平陰二千戶、以將軍守廣武一歲、項羽引而東、從高祖擊項籍、下陽夏、虜楚周將軍卒四千人、圍項籍於陳、大破之、屠胡陵、項籍既死、漢王爲帝、以噲堅守戰有功、益食八百戶、從高帝攻反燕王臧荼、虜荼、定燕地、楚王韓信反、噲從至陳、取信定楚、更賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕、食舞陽、號爲舞陽侯、除前所食、

【講義】 項羽は彭城に於て漢王を敗り、盡く魯の地、梁の地を取戾しぬ、噲は還りて滎陽に至り、平陰の二千戶を加增せらる、軈て將軍の資格を以て廣武を守ること一歲、項羽の兵を引きて東に向ふや、高祖に從つて項籍を擊ち、陽夏を下し、楚の周將軍の卒四千人を虜にし、項籍を陳に圍み、大に之を破り、胡陵を屠る、項籍既に死し漢王皇帝となるに及び、噲が堅く守つて敵を防ぎ、戰功あるを以て封八百戶を增す、燕王臧荼の反せし時、高祖に從つて之を攻め荼を虜にし、燕の地を定む、楚王韓信の反する時、噲は高祖に從つて陳に至り、信を執へて楚を定む、功を以て更に列侯の爵を賜はり、他の諸侯と割符を剖き與へられ、世々絕ゆることなからしむ、舞陽に領地を賜はり、舞陽侯と號し、前に領地として與へられたる分は官に回收することとなれり、

以將軍從高祖攻反韓王信於

しが、初め來りし時從へる車騎は皆置去りとなし、獨り一頭の馬に乘り、樊噲等四人徒步して從ひ、間道の山下より歸りて己が霸上の軍に至り、張良をして項羽に謝せしめたる處、項羽も遂に其儘にして沛公を誅する心なかりき、此の日樊噲が陣營に飛込み、項羽を詰責せざりしならば、沛公の身は殆んど危かりしなり、

明日、項羽入居咸陽、立沛公爲漢王、漢王賜噲爵爲列侯、號臨武侯、遷爲郎中、從入漢中、還定三秦、別擊西丞白水北、雍輕車騎於雍南、破之、從攻雍、斄城、先登、擊章平軍好畤、攻城、先登、陷陣、斬縣令丞各一人、首十一級、虜二十人、遷郎中騎將、從擊秦車騎壤東、卻敵、遷爲將軍、攻趙賁、下郿槐里柳中咸陽、灌廢丘、最、至櫟陽、賜食邑杜之樊鄉、從攻項籍、屠煮棗、擊破王武程處軍於外黃、攻鄒魯瑕丘薛、

【講義】翌日項羽は咸陽の都に入りて之を居り、沛公を立てゝ漢王とす、漢王は噲に爵を與へて列侯となし、臨武侯と號し、遷りて郎中となり、漢王に扈從して漢中に入り、引返して三秦の地を定め、別に西丞を白水の北に擊ち、輕便なる車騎を雍の南に持ち居りしが、此れを以て雍を破り、又雍の斄城を攻むるとき先登をなし、章平の軍を好畤に擊ち、城を攻むるに先登をなして敵陣を陷れ、縣の令丞各〻一人と首十一級を斬り、二十人を生捕り、郎中騎將に遷る、尋いで秦の車騎を壤の東に擊ち敵を却け、轉任して將軍となり、趙賁を攻め、郿、槐里、柳中、咸陽を下し、廢丘の水攻めに於ては首功を立てぬ、櫟陽に至り、杜の樊鄉

與沛公有隙、臣恐天下解心疑大王也、項羽默然、沛公如厠、麾樊噲去、既出、沛公留車騎、獨騎一馬、與樊噲等四人步從、從間道山下歸、走霸上軍、而使張良謝項羽、項羽亦因遂已、無誅沛公之心矣、是日、微樊噲犇入營誚讓項羽、沛公事幾殆、

【講義】 項羽は戯下に在つて沛公を攻めんと欲せしとき、沛公は百餘騎を從へて戯下に赴き、項伯の手引きにて直接項羽に面會して、函谷關を閉し項羽を拒まんとしたる事なき由を辯明陳謝に及ぶ、こゝに於いて項羽も打解けて宴會を催し軍士を饗したるに、酒酣なる頃、亞父は沛公を殺すべき仕組みをなし、項莊をして劍を拔いて坐上に舞はしめ、沛公を斬殺さしめんとせしところ、項伯は自分の身を以て沛公の盾となり、之をかばひけり、この時に沛公と張良とのみ宴席に入りて坐することを得、樊噲は陣營の外に在りしが、事の甚だ切迫せるを聞き、鐵の盾を持して陣營に至り、其中に入らんとせしに、陣營の番兵之を押し止めたれども、樊噲は事ともせず直ちに宴席に突入して帳下に立ちぬ、項羽は之を見て何者ぞと尋ねしに、張良の云ふやう、此れは沛公の陪乘者樊噲と申す者なりと、項羽は壯士なりとて、之に杯に波々と酒を注ぎ、豕の肩の肉と共に之を賜はりし處、噲は既に酒を飲み、劍を引拔き肉を切つて一片も餘さず食ひ盡しぬ、項羽は噲に向ひ、もそつと飲み得るやと問ふや、噲云ふ、臣は死することすら辭せざるに酒位は何でもなし、且つ沛公は一番先きに函谷關に入りて咸陽を定め、長く霸上に軍隊を留めて大王を待てり、沛公は此の如く大王に對して忠實なるに、大王は今日此處に至り小人の申す言を聞いて沛公と仲違ひをせらるゝならば、天下の心は皆解け離れて大王を疑はんことを恐ると、項羽は尤もと思ひけるが、返す辭もなく默然として其場も白けたり、沛公は厠に往く風をなして樊噲を差招きて項羽の陣營を立去り

秦軍攻擊の軍に從ひ、亳の南に出づ、河間の守、杠里に軍せしが、之を破りたる上、趙賁が軍を開封の北に擊ち破り、敵を却け、先登し、候一人、首六十八級を斬り、捕虜二十七人を得たるを以て爵卿を賜ひ、又從つて楊熊の軍を曲遇に攻め破り、又宛陵を攻むるに從ひて先登をなし首八級を斬り、捕虜四十四人を得、爵封を賜はり、賢成君と號す、又從つて長社、轘轅を攻め、河津を絕り、東の方秦の軍を尸の南に攻め、秦の軍を犨に攻め、南陽の守の齮を陽城の東に破る、宛城を攻むるに先登をなして西の方酈に至り、敵を擊退して首二十四級を斬り、捕虜四十人を得たるを以て、重封を賜はりぬ、武關を攻めて霸上に至り、都尉一人と其他首十級を斬り、捕虜百四十六人、降卒二千九百人を得たり、

【字解】 沛、徐州なり、屠狗、時人狗を食ふこと羊豕と同じかりしかば、噲は屠りて之を賣れるなり、

項羽在戲下、欲攻沛公、沛公從百餘騎、因項伯面見項羽、謝無有閉關事、項羽既饗軍士、中酒、亞夫謀欲殺沛公、令項莊拔劍舞坐中、欲擊沛公、項伯常肩蔽之、時獨沛公與張良得入坐、樊噲在營外、聞事急、乃持鐵盾入到營、營衞止噲、噲直撞入、立帳下、項羽目之、問爲誰、張良曰、沛公參乘樊噲、項羽曰、壯士、賜之卮酒彘肩、噲既飮酒、拔劍切肉、食盡之、項羽曰、能復飮乎、噲曰、臣死且不辭、豈特卮酒乎、且沛公先入定咸陽、暴師霸上、以待大王、大王今日至、聽小人之言、

脯、破李由軍、斬首十六級、賜上間爵、從攻圍東郡守尉於成武、卻敵、斬首十四級捕虜十一人、賜爵五大夫、從擊秦軍出亳南、河間守軍於杠里、破之、擊破趙賁軍開封北、以卻敵先登、斬候一人、首六十八級、捕虜二十七人、賜爵卿、從攻破楊熊軍於曲遇、攻宛陵、先登、斬首八級、捕虜四十四人、賜爵封、號賢成君、從攻長社轘轅、絕河津、東攻秦軍於尸南、攻秦軍於犨、破南陽守齮於陽城東、攻宛城、先登、西至酈、以卻敵、斬首二十四級、捕虜四十人、賜重封、攻武關、至霸上、斬都尉一人、首十級、捕虜百四十六人、降卒二千九百人、

【講義】舞陽侯樊噲は沛の人なり、狗を屠ることを業となし、高祖と俱に隱れ居れり、初め高祖に從つて豐に起り、沛縣を攻めて之を下す、高祖は沛公となりし後、噲を以て舍人と爲せり、噲は高祖に從つて胡陵、方與を攻め、還つて豐を守り、泗水の監を豐の下に擊つて之を破り、復び東征して沛を定め、泗水の守を薛の西に破り、司馬尼と碭の東に戰ひ、敵を擊退して首十五級を斬り、國大夫の爵を賜はれり、嘗て沛公に從つて章邯の軍を濮陽に擊ち、城を攻めて先登し、首二十三級を斬り、列大夫の爵を賜はれり、復嘗て城陽の城攻めに從ひ、先登して戶牖を下し、李由の軍を破り、首十六級を斬り、上間爵を賜はれり、又高祖に從ひ東郡の守尉を武成に圍み、敵を卻け、首十四級を斬り、捕虜十一人を得、五大夫の爵を賜はれり、次に

終不肯受、亡去、田橫之高節、賓客慕義而從橫死、豈非至賢、余因而列焉、無不善畫者、莫能圖何哉、

【講義】太史公云ふ、甚しきことかな、蒯通の謀は、彼れは齊を亂し淮陰を驕らし、結局此の兩人を亡ぼしぬ、蒯通は能く長短の說をなし、戰國の權變を論じ、八十一首を作れり、蒯通は齊國の人にて安期生と云ふ者と親善なりしが、安期生は嘗て項羽に建策して採用を求めたれども、項羽は之を用ふることを出來ず、已にして項羽は此の兩人を封せんとせしも、兩人は終に受くることを承知せずして亡げ去りぬ、田橫の骨節の高き、其賓客は義を慕ひて殉死せり、豈に非常の賢者に非ずや、余因つて之を傳に列せり、食客中善く計畫せざる者なきに、能く圖つて田橫の生命を全うする者なかりしは何ぞや、

【字解】因而列焉、田氏の傳中に於て賓客の事を列するなり、

樊酈滕灌列傳第三十五

舞陽侯樊噲者、沛人也、以屠狗爲事、與高祖俱隱、初從高祖起豐、攻下沛、高祖爲沛公、以噲爲舍人、從攻胡陵方與、還守豐、擊泗水監豐下、破之、復東定沛、破泗水守薛西、與司馬尼戰碭東、卻敵、斬首十五級、賜爵國大夫、常從沛公、擊章邯軍濮陽、攻城先登、斬首二十三級、賜爵列大夫、復常從、從攻城陽、先登、下戶

高帝曰、嗟乎有以也夫、起自布衣、兄弟三人更王、豈不賢乎哉、爲之流涕、而拜其二客爲都尉、發卒二千人、以王者禮葬田横、既葬、二客穿其冢旁孔、皆自剄、下從之、高帝聞之、迺大驚、以田横之客皆賢、吾聞其餘尚五百人在海中、使使召之、至則聞田横死、亦皆自殺、於是迺知田横兄弟能得士也、

【講義】高祖は田横の使者と使者との奏聞を聞き、田横の首を見て歎じて云ふやう、さても道理あることかな、彼れ布衣より身を起し、兄弟三人更替して王となりしは豈に賢者ならずやと、之が爲に落涙に及び、田横の二人の客を都尉の官に拜し、卒二千人を發し、王者の禮を以て田横を葬れり、然るに葬式已に濟みし後、二人の客は田横の冢の旁らに穴を穿ちて己れを埋むる所を設け置き、皆自頸して田横の伴をなせり、高祖之を聞いて大に驚き、謂はれけるは、田横の客分は皆賢者なるが、吾が聞く所によれば、二客の外尚五百人海中にあり、其儘に差置くべからずと、使ひをして之を召さしめたる處、使者到著したれども、彼等田横の死せし由を聞き、皆自殺せり、是に於て田横の兄弟が能く人材を得たることを知るなり、

【字解】下從之、穴に臨んで首をはね穴の中に降るなり、

太史公曰、甚矣蒯通之謀、亂齊、驕淮陰、其卒亡此兩人、蒯通者、善爲長短說、論戰國之權變、爲八十一首、通善齊人安期生、安期生嘗干項羽、項羽不能用其策、已而項羽欲封此兩人、兩人

子之詔不敢動我、我獨不媿於心乎、且陛下所以欲見我者、不過欲一見吾面貌耳、今陛下在洛陽、今斬吾頭馳三十里間、形容尚未能敗、猶可觀也、遂自剄、令客奉其頭從使者馳奏之高帝、

【講義】使者歸りて田横の申しゝ言を復命せしかば、高祖は衛尉酈商に詔して曰く、齊王田横若し至りし節、人馬從者敢て動搖することあらば三族を平ぐべしと、高祖は斯く田横の爲に酈商より復讎せらるる恐れを絶ち置き、復使者に節を持たせて田横の處に遣はし、酈商に云々の詔を下されたる仔細を委細に告げて曰はしめけるは、田横來れ、大なる者は王とせん、小なる者は侯とせん、若し來らずば兵を擧げて誅を加へんと、田横は乃ち其食客二人と傳馬に乘じて雒陽に向ひしが、同地より三十里手前なる尸郷の廄置まで到著せし時、横は自分と同行せし漢の使者に謝して曰く、凡そ人臣たる者天子に謁見するには身體を洗ひ清めざるべからず、故に先づ此の處に於て沐浴致さんとて止宿に及び、客分の人々に向つて申しけるは、拙者其昔し漢王と倶に王者南面の位に在りて孤と稱しぬ、然る處今其漢王は天子となり、自分は亡命の捕虜となり、北面して漢王に事ふることは此の上もなき恥辱なり、其上吾れ人の兄を烹殺せしことあるに、其弟と肩を竝べて其君に仕ふることなるべきや、縱令ひ先方に於ては天子の詔を畏れ、敢て吾れに對して手を動かさずとするも、拙者に於て何と獨り心に恥ぢざらんや、且つ陛下が我れに逢はんと仰せらるゝは、一たび吾が面體を見たしと思召さるゝに過ぎず、今陛下は洛陽に在すが故に、今吾頭を斬り、此の處より洛陽に至るまで僅か三十里の路を馳せ行かば、吾が形もくづれずして在るべければ猶觀らるゝなりと、遂に自ら首を刎ねて死し、客に申付け、己れの頭を持し、使者に從ひ洛陽に馳せ往きて高祖に奏聞せしむ、

【講義】彭越は此の時梁の地に居り、中立の地位に立ち、一方には漢の爲にし一方には楚の爲にせり、韓信は已に楚の將龍且を殺したれば、其勢ひに乘じ、曹參をして兵を進め田既を膠東に攻め破らしめ、灌嬰をして齊の相田吸を千乘に殺さしめ、齊の地已に平定しければ、韓信は自立して齊の假王たらんことを乞ひしが、漢は彼れの請願ありしに因つて之を立てて齊王とせり、其後一年餘を經て漢は項籍を滅ぼし、漢王は立つて皇帝となり、彭越を以て梁王とす、田橫は天下已に漢に歸せしかば誅せられんことを懼れて、其部下五百人と海に入り島中に居る、高祖は之を聞き考ふるやう、田橫兄弟は本と齊を定め、齊の賢者多く彼れに附けり、今海島に居る、若し此の儘にして招き寄せずば亂を爲すの恐れありと、乃ち使ひを遣はして田橫の罪を赦して之を召しぬ、田橫は此の度の使ひに就いて謝して曰く、臣は陛下の使酈生を烹殺したることあり、今聞けば其弟の酈商は漢の將軍となつて賢者なりと、臣は恐懼に堪へざれば折角の詔なれども從ひ奉り難し、何卒庶人となつて海島の中を守らんと、

使還報、高皇帝迺詔衞尉酈商曰、齊王田橫卽至、人馬從者、敢動搖者、致族夷、迺復使使持節具告以詔商狀、曰、田橫來大者王、小者迺侯耳、不來、且擧兵加誅焉、田橫迺與其客二人乘傳詣雒陽、未至三十里、至尸鄕廏置、橫謝使者曰、人臣見天子當洗沐、止留、謂其客曰、橫始與漢王俱南面稱孤、今漢王爲天子、而橫迺爲亡虜、而北面事之、其恥固已甚矣、且吾烹人之兄、與其弟併肩而事其主、縱彼畏天

【字解】巨細、猶ほ大小と云ふが如し、

楚使龍且救齊、齊王與合軍高密、漢將韓信與曹參破殺龍且、虜齊王廣、漢將灌嬰追得齊守相田光、至博陽、而横聞齊王死、自立爲齊王、還擊嬰、嬰敗横之軍於嬴下、田横亡走梁、歸彭越、

【講義】楚は龍且をして齊を救はしむ、齊王は龍且の軍と合して高密に陣す、漢の將韓信は曹參と龍且を破つて之を討取り、齊王廣を虜にす、漢の將灌嬰は追ひかけて齊の守相田光を捕へぬ、田横は博陽と云ふ處にて齊王死したりと聞き、自立して齊王となり、引返して嬰を擊ちたるに、嬰は反つて横の軍を嬴下に破る、田横は亡げて梁に走り、彭越に歸せり、

彭越是時居梁地中立、且爲漢、且爲楚、韓信已殺龍且、因令曹參進兵破殺田既於膠東、使灌嬰破殺齊將田吸於千乘、韓信遂平齊、乞自立爲齊假王、漢因而立之、後歲餘、漢滅項籍、漢王立爲皇帝、以彭越爲梁王、田横懼誅、而與其徒屬五百餘人入海、居島中、高帝聞之、以爲田横兄弟本定齊、齊人賢者多附焉、今在海中不收、後恐爲亂、迺使使赦田横罪而召之、田横因謝曰、臣亨陛下之使酈生、今聞其弟酈商爲漢將而賢、臣恐懼、不敢奉詔、請爲庶人、守海島中、

爲然、解其歷下軍、漢將韓信引兵且東擊齊、齊初使華無傷田解軍於歷下以距漢、漢使至、迺罷守戰備、縱酒、且遣使與漢平、漢將韓信已平趙燕、用蒯通計、度平原、襲破齊歷下軍、因入臨淄、齊王廣、相横怒、以酈生賣己、而烹酈生、齊王廣東走高密、相横走博陽、守相田光走城陽、將軍田既軍於膠東、

【講義】 田榮の弟横は齊の離散したる兵を取り集めて數萬人を得たりければ、反つて項羽を城陽に擊つ、而して漢王も諸侯を率ゐ楚を破つて彭城に入る、項羽は齊と交戰中漢の爲に彭城を取られたりと聞き、齊の方を捨て置き取つて返し漢王を彭城に擊ち、因つて引續き漢と戰ひ、滎陽に對陣せり、之が爲に田横は復齊の城邑を取入るゝことを得、田榮の子廣を立てゝ齊王となし、而して横は其相となつて國政を專らにし、政は大小となく皆宰相の手にて之を決せり、田横が齊を定めたる三年目に漢王は酈生を差遣し、齊王廣及び其宰相の横に降參を勸めしめし處、田横は彼れの說を尤もなりとし、其歷下の軍を解散せり、然るに漢の將韓信は兵を引いて東に向ひ齊を攻めんとせしが、最初齊にては華無傷、田解の二人をして歷下に陣取り漢の軍を防がしめたるに、漢の使ひ來りて平和の解決を見るに至らんとせしかば、有らゆる戰備を罷め十分に酒宴を催して前祝ひをなし、其上使ひを遣はして漢と和睦を結ばんとせり、漢の將韓信は已に趙燕二國を平げし後、蒯通の計を用ひて平原を度り、齊の歷下の軍を襲ひ破り、因つて臨淄に入りしかば、齊王廣と其宰相の横とは大に怒り、酈生が降參を勸めたるは油斷せしむる爲にて自分を欺きたるものとなし、酈生を烹殺せり、齊王廣は東の方高密に走り、宰相の横は博陽に走り、守相田光は城陽に至り、將軍田既は膠東に軍せり、

項王聞之、大怒、迺北伐齊、齊王田榮兵敗走平原、平原人殺榮、項王遂燒夷齊城郭、所過者盡屠之、齊人相聚畔之、

【講義】田榮は項梁に義理を缺き、彼れの爲に兵を出して楚趙を助け秦を攻めざりし廉により王たることを得ず、然るに趙の將陳餘も亦職を失つて王たることを得ざりければ、二人とも不平にて項王を怨めり、項王は既に歸り、諸侯も各己れの領土に赴きしが、田榮は人をして兵に將として陳餘を助け趙の地に反せしめ、田榮自身も亦兵を發して田都を擊ち、田都は亡げて楚に走りぬ、田榮は齊王の市を留めて彼れが新たに封ぜられたる膠東に往くことなからしむ、市の左右の臣、市に謂ふやう、項王は强暴なれば、大王は命令通り膠東に往き給ふべし、若し領地に赴き給はずば必ず危からんと、市は懼れ、逃げて國に赴けり、田榮は市が己れの意に從はざるを怒り、追擊し、卽墨に於て之を殺し、還りて又濟北王安を攻殺せり、是に於て田榮は自立して齊王となり、盡く三齊の地を併合せり、項王は之を聞いて大に怒り、北に向つて齊を伐ち、齊王田榮は敗軍して平原に走りし處、平原の人、榮を殺しぬ、項王は遂に齊の城郭を破壞し、過ぐる所は殘らず之を屠りしかば、齊人相聚まつて之に反きぬ、

榮弟橫收齊散兵、得數萬人、反擊項羽於城陽、而漢王率諸侯敗楚、入彭城、項羽聞之、迺釋齊而歸、擊漢於彭城、因連與漢戰、相距滎陽、以故田橫復得收齊城邑、立田榮子廣爲齊王、而橫相之、專國政、政無巨細、皆斷於相、橫定齊三年、漢王使酈生往說下齊王廣、及其相國橫、橫以

項羽既存趙、降章邯等、西屠咸陽滅秦、而立侯王也、迺徙齊王田市、更王膠東、治卽墨、齊將田都從共救趙、因入關、故立都爲齊王、治臨淄、故齊王建孫田安、項羽方渡河救趙、田安下濟北數城、引兵降項羽、項羽立田安爲濟北王、治博陽、

【講義】項羽は既に趙を救ひて之を保全し、章邯等を降し、西の方咸陽を屠り、秦を滅ぼして侯王を立つるに及び、齊王田市を徙して膠東に王たらしめ、卽墨を以て都となす、齊の將軍田都は項羽に從つて共に趙を救ひ、其まゝ關に入りし功あればとて、都を立てて齊王となし、臨淄に都す、又以前の齊王建の孫田安は項羽が黃河を渡り趙を救ひし折、濟北の數城を下し、兵を率ゐて項羽に降りたり、項羽は之が爲に田安を立てゝ濟北王となし、博陽に都す、

田榮以負項梁、不肯出兵助楚趙攻秦、故不得王、趙將陳餘亦失職、不得王、二人倶怨項王、項王既歸、諸侯各就國、田榮使人將兵助陳餘、令反趙地、而榮亦發兵以距擊田都、田都亡走楚、田榮留齊王市、無令之膠東、市之左右曰、項王彊暴、而王當之膠東、不就國、必危、市懼、迺亡就國、田榮怒、追擊殺齊王市於卽墨、還攻殺濟北王安、於是田榮迺自立爲齊王、盡幷三齊之地、

齊曰、蝮螫手則斬手、螫足則斬足、何者爲害於身也、今田假田角田閒於楚趙、非直手足戚也、何故不殺、且秦復得志於天下、則齮齕用事者墳墓矣、楚趙不聽、齊亦怒、終不肯出兵、章邯果敗殺項梁、破楚兵、楚兵東走、而章邯渡河、圍趙於鉅鹿、項羽往救趙、由此怨田榮、

【講義】項梁は章邯を追駈け始めし處、章邯の兵は次第に盛んになり、己れの手に餘りしかば、趙齊二國に使ひを遣はし、兵を發して共に章邯を擊たしむ、田榮曰く、若し楚に田假を殺さしめ、趙に田角を殺さしめなば、兵を出し申さんと、楚の懷王曰く、田假は我が與國の王にして窮困の結果我れに歸したる者なれば、之を殺すは不義なりと、懷王已に田假を殺すことを承知せざりしが、趙も亦齊の利益の爲に田角、田閒を殺さゞりき、齊は飽くまでも目的を達せんとて楚と趙とに申遣はしけるは、蝮が手を螫すときは手を斬り、足を螫せば足を斬る、何故となれば身を害するが故に手足と雖も命には易へ難ければなり、今田假、田角、田閒の楚趙に於けるは手足の痛みのみに非ず、然るに何故之を殺さゞる、且つ秦が若しも復其勢ひを盛返して天下に志を得なば、事を用ふる者に對して復讐すべく、唯其身を辱むるのみならず、其墳墓までも發掘して怒りを洩さんと、楚趙は到底齊の要求を容れて田假、田角、田閒を殺すことを肯んぜざりしかば、齊も亦兵を出して楚を救ふことを肯んぜざりき、楚は斯く救援の兵を得ざりしため、章邯は果して項梁を敗つて之を殺し、楚の兵大敗北に及んで東方に逃走す、而して章邯は黃河を渡り趙を鉅鹿に圍み、項羽は往いて趙を救ひけるが、田榮が出兵せざる結果、兄の項梁は討死し趙も危くなりたる故を以て田榮を怨みぬ、

之弟田假爲齊王、田角爲相、田閒爲將、以距諸侯、田榮之走東阿、章邯追圍之、項梁聞田榮之急、迺引兵擊破章邯軍東阿下、章邯走而西、項梁因追之、而田榮怒齊之立假、迺引兵歸、擊逐齊王假、假亡走楚、齊相角亡走趙、角弟田閒前求救趙、因留不敢歸、田榮乃立田儋子市爲齊王、榮相之、田橫爲將、平齊地、

【講義】田儋の弟田榮は儋の殘兵を取り集めて東阿に走りしが、齊人は國王田儋死すと聞き、以前の齊王建の弟田假を立てゝ齊王となし、田角を宰相となし、田閒を將軍となして諸侯を防ぐ、田榮が東阿に走りたるとき、章邯は後より追打して之を圍みぬ、楚の項梁は田榮の危急なることを聞き、兵を引いて章邯の軍を東阿の下に打破りければ、章邯は走つて西方を指し落延びけるに、項梁は何處までもと追駈けぬ、田榮は齊人が田假を立てたるを聞いて立腹に及び、兵を引いて還り、齊王假を攻めて之を逐ひ、齊王假は楚に逃走し、齊の相角は趙に逃走す、角の弟田閒は前に救ひを求めんとて趙に赴きけるが、其儘留まつて敢て歸らず、田榮は乃ち田儋の子なる市を立てゝ齊王となし、田榮は其相となり、田橫は其將となり、齊の地を平げぬ、

項梁既追章邯、章邯兵益盛、項梁使使告趙齊、發兵共擊章邯、田榮曰、使楚殺田假、趙殺田角田閒、迺肯出兵、楚懷王曰、田假與國之王、窮而歸我、殺之不義、趙亦不殺田角田閒以市於齊、

城守、田儋佯爲縛其奴從少年之廷、欲謁殺奴、見狄令、因擊殺令、而召豪吏子弟曰、諸侯皆反秦自立、齊古之建國、儋田氏、當王、遂自立爲齊王、發兵以擊周市、周市軍還去、田儋因率兵東略定齊地、秦將章邯圍魏王咎於臨濟急、魏王請救於齊、齊王田儋將兵救魏、章邯夜銜枚擊大破齊魏軍、殺田儋於臨濟下、

【講義】 田儋は狄の人にて元の齊王田氏の一族なり、儋の從弟を田榮と曰ひ、田榮の弟を田橫と曰ふ、何れも豪傑なる上、一門の勢ひ強く、能く人の服從を得たり、陳涉が新たに起つて楚に王となりし際、周市と云ふ者をして、魏の地を略定せしめ、更に北に進んで狄の地に至りしが、狄に於ては此れに對して籠城に及ぶ、田儋は佯つて己れの奴隸に罪を被せて之を縛し、少年を從へて縣廳に出頭し、縣令に具陳して奴隸を殺さんとて、狄の縣令に逢ふや之を擊ち殺し、勢ひある官吏の子弟を召び集めて曰く、諸侯何れも秦に背いて自立しつゝあるが、齊は昔しより建て置かれたる國なり、拙者は田氏なれば當然齊の王となるべき者なりと、遂に自立して齊王となり、兵を發して周市を擊ち、周市は最早是れまでと見てければ、兵を率ゐて還り去る、田儋は兵を引率して東方に向ひ、齊の地を略定す、秦の將章邯が臨濟に於て魏王咎を圍むこと頗る急なりしかば、魏王は齊に救を求めぬ、齊王田儋は兵に將として魏を救ひし處、章邯は夜中枚を銜み、大に齊魏の軍を擊ち破り、田儋を臨濟の下に殺せり、

【字解】 枚、聲を出さぬやう、口に銜む物、其狀箸の如し、

儋弟田榮收儋餘兵走東阿、齊人聞王田儋死、迺立故齊王建

爲援、是以日疏自危、事窮智困、卒赴匈奴、豈不哀哉、陳豨梁人、其少時、數稱慕魏公子、及將軍守邊、招致賓客而下士、名聲過實、周昌疑之、疵瑕頗起、懼禍及身、邪人進說、遂陷無道、於戲悲夫、夫計之生孰成敗於人也深矣、

【講義】太史公云ふ、韓信、盧綰は、其家が代々德を積み善を累ねたる餘慶に因つて王公の位に昇りたるに非ず、一時の權變に萬一の結果を求め、詐力を以て功を成したるなり、漢が新たに天下を統一したる時に遭遇したるため、領地を分け與へられ南面して孤と稱することを得たるのみ、然るに內は强大の爲に朝廷より疑ひを受け、外は蠻貊に身を倚せて其助けを借りぬ、是れを以て日に疎まれて自ら危み、事窮まり智困み、卒に匈奴に赴きしは豈に哀しからずや、陳豨は梁の人にて、彼れの若き時は數〻魏の公子無忌を慕ひけるが、將軍となり邊疆を守るに及び、賓客を招き寄せて賢士の下手に出で、其名聲、實に過ぎたり、周昌之を疑ひ、種々の缺點暴露に及び、禍ひの身に及ばんことを恐るゝの際、姦邪の人物が說を進めたるより、遂に無道に陷りたるは扨も悲しいかな、夫れ計の生熟と成敗とが人に於ける關係は深きことかな、

【字解】生孰、孰は熟なり、

田儋列傳第三十四

田儋者狄人也、故齊王田氏族也、儋從弟田榮、榮弟田橫、皆豪、宗彊、能得人、陳涉之初起、王楚也、使周市略定魏地、北至狄、狄

地、十二月、上自擊東垣、東垣不下、卒罵上、東垣降、卒罵者斬之、不罵者黥之、更命東垣爲眞定、王黃曼丘臣、其麾下受購賞之、皆生得、以故陳豨軍遂敗、上還、至洛陽、上曰、代居常山北、趙迺從山南有之遠、迺立子恒爲代王、都中都、代鴈門皆屬代、高祖十二年冬、樊噲軍卒追斬豨於靈丘、

【講義】斯くて高祖は陳豨の將は誰れなりやと問ひければ、一同對へて云ふ、そは王黃、曼丘臣にて、何れも以前は商賈人なりと、高祖は吾れ之を知るとて、千金の懸賞を以て黃臣等を求めぬ、十一年冬、漢の兵は陳豨の將侯敞、王黃を曲逆の下に斬り、又他の一將張春を聊城に破り、斬り取りし首一萬餘級、太尉の周勃入りて太原、代の地を定む、十二月高祖自ら東垣を擊ちたれども、東垣下らず、敵兵の中より高祖を罵る者あり、其後東垣は支へかねて降りけるが、其時前に罵りたる者は斬罪に處し、罵らざりし者は入墨を施し、東垣を改名して眞定となす、王黃、曼丘臣等の麾下は漢の懸賞に應じて二人を生捕り漢に渡しければ、陳豨の軍は遂に敗れぬ、高祖は還りて洛陽に至り、仰せけるは、代は常山の北に居る、然るに趙が山南より之を有することは遠隔に過ぐとて、子の恒を立てゝ代王となし、中都に都せしめ、代、鴈門何れも、代に屬せり、高祖の十二年冬、樊噲の軍卒陳豨を追擊して、靈丘と云ふ處に斬り殺せり、

太史公曰、韓信盧綰、非素積德累善之世、徼一時權變、以詐力成功、遭漢初定、故得列地、南面稱孤、內見疑彊大、外倚蠻貊以

右諫曰、從入蜀漢伐楚、功未徧行、今此何功而封、上曰、非若所知、陳豨反、邯鄲以北皆豨有、吾以羽檄徵天下兵、未有至者、今唯獨邯鄲中兵耳、吾胡愛四千戶、封四人、以慰趙子弟、皆曰、善、

【講義】趙の相國は常山の守尉を斬罪に處せんことを奏請し、其理由を述べて曰く、常山は元來二十五城を有する處、陳豨の反せしより其二十城を亡へりと、高祖問うて曰く、守尉反したるかと、否、守尉は反せずと對ふるや、高祖曰く、是れ力足らずして賊に奪はれたるなれば、其罪に非ずとて之を赦し、復び常山の守尉とせり、高祖、周昌に問ふやう、趙にも亦將たらしむべき所の壯士ありやと、答へて四人ありと申したれば、此の四人の者を召出し、謁見するや、高祖は彼等を侮り罵つて曰く、豎子ども將たること出來得るやと、四人は恥入つて平伏す、高祖之を各〻千戶に封じて將となしぬ、左右諫めて曰く、曩きに陛下に從つて蜀漢に入り、それより楚を伐ちたる人々に對して論功行賞の事未だ行き亙らざるに、今此の四人の者何の功あつて封じ給ふやと、高祖曰く、此れ汝の知る所に非ず、陳豨反してより邯鄲以北の土地は皆彼れの物となりぬ、吾れ羽檄を馳せて天下の兵を徵するに、未だ至るものあらず、今我が手に在るは唯邯鄲の兵のみなれば、吾れ何とて四千戶を愛まんや、四人の者を千戶に封じたるは、趙の子弟を慰めて其心を收むる爲に外ならずと、群臣之を聞きて、至極の思召しなりと感嘆しぬ、

於是上曰、陳豨將誰、曰、王黃曼丘臣、皆故賈人、上曰、吾知之矣、迺各以千金購黃臣等、十一年冬、漢兵擊斬陳豨將侯敞王黃於曲逆下、破豨將張春于聊城、斬首萬餘、太尉勃入定太原代

趙代、上聞、乃赦趙代吏人、爲豨所詿誤劫略者、皆赦之、上自往、至邯鄲、喜曰、豨不南據漳水、北守邯鄲、知其無能爲也、

【講義】陳豨は曩て代に赴きけるが、周昌は陳豨の心底を疑ひ、棄て置かば天下の一大事ならんと、彼れが已に代に出發せし後、謁見を願ひ出で、高祖に謁見の上、具さに奏聞しけるは、豨の賓客は甚だ盛んなる上、地方に在つて兵權を擅にすること數歲に及ぶことなれば、事變を起す恐れありと、高祖は之を聞き、斯かる事もあらんかと、人をして代に居る豨の賓客の財產、竝びに彼等の犯せる色々なる不法の事を取調べしめたる處、多く豨に關係せしかば、豨は一身の危險を感じ、味方を作り置かんと、王黃、曼丘臣の所に使を送れるに、高祖の七年七月太上皇崩ぜし砌、高祖は人をして豨を召さしめたるに、豨は病氣重しと稱して入朝せず、九月遂に王黃等と漢に背き自立して大王となり、趙代の地を劫かせり、高祖は此の報告を聞き、趙代の官吏や人民が豨の爲に誘惑せられ脅迫せられたる者を一齊に赦免し、高祖自ら往いて邯鄲に至り、喜んで曰く、豨は南の方漳水に據り、北の方邯鄲を守らず、此れにて彼れの能く爲すなきことを知ると、

【字解】覆案、調査なり、王黃曼丘臣、二人は韓王信の有力なる將軍なり、

趙相奏斬常山守尉、曰、常山二十五城、豨反、亡其二十城、上問曰、守尉反乎、對曰、不反、上曰、是力不足也、赦之、復以爲常山守尉、上問周昌曰、趙亦有壯士可令將者乎、對曰、有四人、四人謁、上慢罵曰、豎子能爲將乎、四人慙伏、上封之各千戶、以爲將、左

せんと思ひ居りしも、其運びに至らざる內呂后崩御に及びしかば謁見するを得ず、盧綰の妻も亦病みて死しぬ、孝景帝の中六年に盧綰の孫他之と云ふ者東胡王を以て漢に降り、亞谷侯に封ぜられぬ、

○陳豨者、宛朐人也、不知始所以得從、及高祖七年冬、韓王信反、入匈奴、上至平城還、迺封豨爲列侯、以趙相國將、監趙代邊兵、邊兵皆屬焉、豨常告歸過趙、趙相周昌見豨賓客隨之者千餘乘、邯鄲官舍皆滿、豨所以待賓客、如布衣交、皆出客下、

【講義】 陳豨は宛朐の人なり、彼は其始め何如にして高祖に從ふことゝなりしか判然せざれども、高祖の七年冬、韓王信背いて匈奴に入りしとあり、高祖之を擊つて平城に至り、都に還りし後、豨を封じて列侯とせり、趙の相國と云ふ身分を以て將軍となり、趙代の邊疆に居る軍隊を監督し、國疆の兵皆之に屬せり、豨嘗て歸國の暇を乞ひて趙を過ぎし處、趙の相周昌の目につきたるは、豨に隨行せし賓客の車千餘乘に及び一行の止宿せる爲に邯鄲の客舍は皆充滿し、而して豨が賓客を待遇する仕方は輕き身分の者の交際の如く、何事も己を屈し賓客の下手に出でたると也、

豨還之代、周昌迺求入見、見上具言豨賓客盛甚、擅兵於外數歲、恐有變、上乃令人覆案豨客居代者財物諸不法事、多連引豨、豨恐、陰令客通使王黃曼丘臣所、及高祖七年七月、太上皇崩、使人召豨、豨稱病甚、九月、遂與王黃等反、自立爲大王、劫略

辟陽侯聞之、歸具報上、上益怒、又得匈奴降者、降者言張勝亡在匈奴、爲燕使、於是上曰、盧綰果反矣、使樊噲擊燕、燕王綰悉將其宮人家屬騎數千、居長城下候伺、幸上病愈、自入謝、四月、高祖崩、盧綰遂將其衆亡入匈奴、匈奴以爲東胡盧王、綰爲蠻夷所侵奪、常思復歸、居歲餘、死胡中、高后時、盧綰妻子亡降漢、會高后病、不能見、舍燕邸、爲欲置酒見之、高后竟崩、不得見、盧綰妻亦病死、孝景中六年、盧綰孫他之、以東胡王降、封爲亞谷侯、

【講義】辟陽侯は此の事を聞き、歸京の上委細高祖に報告しければ高祖は益〻怒れる折柄、匈奴より降人に出でたる者ありけるに、其者は張勝が逃げ往きて匈奴に在り、燕の使ひを爲しゝことを語りければ、高祖は盧綰果して反せりと曰ひ、樊噲をして燕を撃たしむ、燕王綰は其鋒を避け、悉く己が宮人家屬竝に部下の騎兵數千を率ゐて長城の下に居りながら樣子を伺ひ、高祖の病氣平愈せしならば入りて罪を謝せんと心待ちして居れり、然るに四月に至り高祖崩せしかば、盧綰の望みも絶え果て、遂に其衆を將ゐて匈奴に亡げ入りし處、匈奴は彼れを東胡の盧王となしたれども、綰は蠻人の爲に侵害略奪を被りしかば、常に復歸したしと考へ居る中、一年餘を過ぎて胡中に死せり、呂后が朝に立ちし時、盧綰の妻子は匈奴を逃げて漢に降りし處、呂后病氣の折にて謁見することを出來ず、燕の邸を以て宿所に充てられしが、呂后も盧綰の妻子は昔しなじみの事なれば、宴會を開いて謁見

らしめたり、

【字解】 觖望、觖は缺なり、望む所に滿たずして怨むこと、

漢十二年、東擊黥布、豨常將兵居代、漢使樊噲擊斬豨、其裨將降、言燕王綰使范齊通計謀於豨所、高祖使使召盧綰、綰稱病、上又使辟陽侯審食其、御史大夫趙堯、往迎燕王、因驗問左右、綰愈恐閉匿、謂其幸臣曰、非劉氏而王、獨我與長沙耳、往年春、漢族淮陰、夏誅彭越、皆呂后計、今上病、屬任呂后、呂后婦人、專欲以事誅異姓王者、及大功臣、迺遂稱病不行、其左右皆亡匿、語頗泄、

【講義】 漢の十二年、東征して黥布を擊つ、陳豨は常に兵に將として代の地に居りけるが、漢は樊噲を討手の大將となし、陳豨を斬る、大將已に討たれければ、副將は降參に及びけり、此の副將の口より燕王綰が范齊をして陳豨と謀を通じたること洩れしかば、高祖は盧綰を召出すに、病氣を申し立てゝ出頭せず、高祖は又辟陽侯審食其、御史大夫趙堯を燕王の迎へとして差遣はし、左右の者を吟味せしむ、綰は愈〻恐れ、己れの寵幸せる臣下に謂ふやう、今劉氏に非ずして王となる者は獨り我れと長沙王とのみ、往年漢は淮陰侯の三族を滅ぼし、夏又彭越を誅す、是れは皆呂后の計より出でしものなり、今主上は病中にて萬事呂后に任し給ふ處、呂后は婦人の常として猜疑心深く、專ら異姓の王者及び大功臣を誅する事を心掛くるゆゑ用心せねばならぬとて、遂に病氣と稱して行かず、左右の者も禍を恐れて何れも亡げ隱れたるが、燕王の臣下に話したる言葉は頗る外間に洩れぬ、

且爲虜矣、公何不令燕且緩陳豨、而與胡和、事寬、得長王燕、卽有漢急、可以安國、張勝以爲然、迺私令匈奴助豨等擊燕、燕王綰疑張勝與胡反、上書請族張勝、勝還、具道所以爲者、燕王寤、迺詐論他人、脫勝家屬、使得爲匈奴間、而陰使范齊之陳豨所、欲令久亡、連兵勿決、

【講義】漢の十一年、陳豨、代の地に於て叛を謀る、高祖邯鄲に往いて豨の兵を擊ち、燕王綰も亦東北を攻めぬ、陳豨は王黃をして匈奴に救ひを求めしめたる處、燕王綰も亦其臣張勝を匈奴に遣はし、豨等の軍は敗れたりと言はしむ、張勝の胡地に至りしに、以前の燕王臧茶の子衍と云ふもの脫走して匈奴に在りけるが、張勝に面會を求めて言ひ出づるやう、公が燕に重んぜらるゝ理由は、公が胡の事情に通じ居らるるゆゑなり、燕の久しく存在する理由は、諸侯が數〻背き、戰爭長引きて勝敗決せざる爲なり、然るに今公には燕の爲に豨等を滅ぼさんとせらるゝも、豨等盡く亡びなば、其次は燕に至るべく、公等は虜とならんとす、されば公は何とて燕をして豨を攻むる手を弛めしめ、胡と和睦するやうに取料らひ給はざる、幸ひ何事もなきときは長く燕に王たることを得ん、萬一漢の急變あるも以て國を安んずることを得べしと、張勝は衍の言を尤もなりとせしかば、內密に匈奴をして豨等を助けて燕を擊たしめぬ、燕王は張勝が胡と反するかと疑ひ、上書して張勝の三族を平げんことを請ひたる處、張勝が還り來つて委細に自分の彼の地にて取料らひたる仔細を述ぶるを聞き、燕王も心に寤る所ありければ、僞つて他人をば張勝の家族のやうに拵へて之を誅し、張勝の家族を脫し遣り、張勝に匈奴の間諜を爲すことを得しめ、陰に范齊をして陳豨の所に往かしめ、久しく遠くに逃げ居りて、漢と戰ふも成るべく長引かして勝敗を決すること無か

功最多、可レ王レ燕、詔許レ之、漢五年八月、迺立二盧綰一爲二燕王一、諸侯王得レ幸、莫レ如二燕王一、

【講義】漢の五年冬、項籍を撃ち破りしかば、今度は盧綰をして別將たらしめ、劉賈と臨江王共尉を撃つて之を破り、七月還る、斯くて又高祖に從ひ燕王臧荼を撃ちし處、臧荼力盡きて降人となる、高祖已に天下を統一し、功臣を封じて王侯となしゝが、諸侯の劉氏に非ずして王となりし者七人に及ぶ、高祖は己れの竹馬の友にして親しき間柄なるを以て盧綰を王となしたき存意なりしが、彼れ固より大功ある次第に非ざるゆゑ、群臣が不平を起して怨望せんことを恐れ、姑らく見合せ居たりし處、臧荼を虜にするに及び、諸の將相列侯に詔を下し、燕王を立つるに就き、群臣中功ある者を擇べと、群臣は高祖が盧綰を王となさんと欲することを知るが故に皆言上すらく、太尉長安侯盧綰は常に陛下に從ひ、天下を平定するに於て功最も多ければ、燕に王たらしむべしと、高祖は初めより斯くあるべしと期待したることなれば、詔して之を許し、漢の五年八月、盧綰を立てゝ燕王とせり、凡そ諸侯王の中にて燕王ほど高祖の寵幸を被りしものなし、

漢十一年秋、陳豨反二代地一、高祖如二邯鄲一、擊二豨兵一、燕王綰亦擊二其東北一、當二是時一、陳豨使三王黃求二救匈奴一、燕王綰亦使二其臣張勝於二匈奴一、言二豨等軍破一、張勝至レ胡、故燕王臧荼子衍出亡在レ胡、見二張勝一曰、公所三以重二於燕一者、以レ習二胡事一也、燕所三以久存一者、以二諸侯數反、兵連不一レ決也、今公爲レ燕、欲三急滅二豨等一、豨等已盡、次亦至レ燕、公等亦

食賞賜、羣臣莫敢望、雖蕭曹等、特以事見禮、至其親幸、莫及盧綰、綰封爲長安侯、長安、故咸陽也、

【講義】盧綰は豐の人にして、高祖と同里なり、盧綰の父と高祖の太上皇とは極めて懇意の間柄なりしが、雙方とも男子を生みけるに、高祖と盧綰と同日に生れたり、里中の人人、羊肉と酒とを持して兩家を賀せり、高祖と盧綰と、壯年に及んで共共に書を學び、又互ひに仲好かりき、是に於て里中の人人は、兩家の親が仲好く、同日に子を生み、其子が壯年となつて又仲好きことをめでたしとて、復も羊酒を兩家に贈つて賀意を表しぬ、高祖布衣の身分にてありし時、法律沙汰の爲に身を匿しゝが、盧綰は常に隨つて出入上下、其側を離るゝことなく、高祖初めて沛に起るに及び、盧綰は客分として之に從つて漢中に入り、將軍となりしも常に中に侍せり、高祖が東征して項羽を擊ちし時は、太尉の身分を以て常に隨從して寢室に出入し、衣服飮食其他賞與の物に至るまで、群臣敢て肩を竝ぶるものなく、蕭何、曹參等と雖も特に職務の事を以て禮遇せらるゝのみにて其親幸に至りては盧綰に及ぶものなし、綰は封ぜられて長安侯となりしが、長安は以前の咸陽のことなり、

【字解】親、父を謂ふ、

漢五年冬、以破項籍、迺使盧綰別將、與劉賈擊臨江王共尉、破之、七月還、從擊燕王臧荼、臧荼降、高祖已定天下、諸侯非劉氏而王者七人、欲王盧綰、爲羣臣觖望、及虜臧荼、迺下詔諸將相列侯、擇羣臣有功者、以爲燕王、羣臣知上欲王盧綰、皆言曰、太尉長安侯盧綰、常從平定天下、

侯、頽當孼孫韓嫣、貴幸、名富顯於當世、其弟說再封、數稱將軍、卒爲案道侯、子代、歲餘、坐法死、後歲餘說孫曾拜爲龍頟侯續說後、

【講義】韓信の匈奴に入りしときは太子を同道せしが、頽當城に至りし後子を生みしかば紀念として頽當と命名せしに、太子も亦子を生み、名づけて嬰と云ふ、孝文帝の十四年に至り、頽當及び嬰は其所屬を率ゐて漢に降り、漢は頽當を封じて弓高侯と曰ひ、嬰を襄城侯となす、呉楚戰爭の時、弓高侯の功は諸將中の第一なりき、彼れは國を子に傳へ、孫まで續きしが、孫に子なかりしため侯たることを失ひ、又嬰の孫は不敬罪を以て侯爵を失へり、頽當の孼孫韓嫣は天子の寵幸を蒙り、貴き身分に至り、名譽を得て財富み、當世に顯はる、其弟の說は再び領土を授けられて諸侯に封ぜられ、數〻將軍と稱せしが、卒に案道侯となる、其子代つて立ちし處、一歲餘を經て、法律に觸れ死罪に行はる、後歲餘にして說の孫曾と云ふ者龍頟侯に拜せられ、說の後を續ぐ、

○盧綰者、豐人也、與高祖同里、盧綰親與高祖太上皇相愛、及生男、高祖盧綰同日生、里中持羊酒賀兩家、及高祖盧綰壯、俱學書、又相愛也、里中嘉兩家親相愛、生子同日、壯又相愛、復賀兩家羊酒、高祖爲布衣時、有吏事辟匿、盧綰常隨出入上下、及高祖初起沛、盧綰以客從、入漢中爲將軍常侍中、從東擊項籍、以太尉常從、出入臥內、衣被飮

王信、

【講義】韓信は匈奴の爲に兵を將ゐて往來し、漢の國疆を擊ちぬ、漢の十年、信は王黄等をして陳豨に說いて漢に背かしめ、其結果、陳豨の身を誤るに至れり、十一年春、韓王信は復び胡の騎士と內地に攻入りて參合に居り、此にて漢を距ぎけるが、漢柴將軍をして之を擊たしむ、柴將軍は信に書狀を送つて曰く、陛下寬仁に在らせらるゝが故に、諸侯の內に於て背き去る者あつて後日復歸するときは、復び以前の爵位名號を與へて誅し給はざることは大王の知らるゝ所なり、今大王は敗北の爲め胡に走らるゝと雖も大罪ある次第に非ざれば、早速漢に復歸し給ふべしと、韓王信は之に答書を送つて曰く、陛下は僕を村里の中より拔擢し給ひ、南面して孤と稱する王位にまで昇進したることは此れ僕の幸ひなり、然るに滎陽の戰爭に僕戰死することと能はず、項籍に囚はれたるは此れ一罪なり、寇の馬邑を攻めたる時僕は堅固に守る能はず、城を以て降りしは此れ二罪なり、今反つて寇の爲に兵に將として將軍と一旦の命を爭ふは此れ三罪なり、夫れ大夫種や范蠡や、一の罪あるに非ずして其身死亡せり、今僕陛下に三罪あつて此の世に活きて居ることを求めんとするは、是れ伍子胥の吳に仆れたる所以なり、今僕は山谷の間に逃げ匿れ、朝に夕に蠻夷に必要物を乞うて生活する有樣にて、僕の歸りたき心は、足の痺へたる者が起つことを忘れず、盲者が視ることを忘れざるが如し、勢ひ不可能なれば歸らざるのみと、遂に戰ひに及び、柴將軍は參合を屠り、韓王信を斬れり、

信之入匈奴、與太子俱、及至頽當城、生子、因名曰頽當、韓太子亦生子、命曰嬰、至孝文十四年、頽當及嬰率其衆降漢、漢封頽當爲弓高侯、嬰爲襄城侯、吳楚軍時、弓高侯功冠諸將、傳子至孫、孫無子失侯、嬰孫以不敬失侯

方にては一向氣附かず、護軍中尉陳平は高祖に言ふやう、胡は弓と矛との備へのみなれば、我が軍にては强き石弓に二本の矢を附けて外に向け、追手を防ぐ用心をなして引上ぐべしと、高祖は其言に從ひ、手筈も已に調ひしかば、徐行して敵の圍みを出で平城に入りける處、漢の本國より救援の兵も亦到着す、是に於て胡の騎兵も遂に圍みを解いて去り、漢も亦兵を罷めて歸れり、

【字解】全兵、弓矛の外、他の兵器なき謂ふ、

韓信爲匈奴將兵往來擊邊、漢十年、信令王黃等說誤陳豨、十一年春、故韓王信復與胡騎入居參合距漢、漢使柴將軍擊之、遺信書曰、陛下寬仁、諸侯雖有畔亡而復歸、輒復故位號不誅也、大王所知、今王以敗亡走胡、非有大罪、急自歸、韓王信報曰、陛下擢僕起閭巷、南面稱孤、此僕之幸也、滎陽之事、僕不能死、囚於項籍、此一罪也、及寇攻馬邑、僕不能堅守、以城降之、此二罪也、今反爲寇將兵、與將軍爭一旦之命、此三罪也、夫種蠡無一罪、身死亡、今僕有三罪於陛下、而欲求活於世、此伍子胥所以僨於吳也、今僕亡匿山谷間、旦暮乞貸蠻夷、僕之思歸、如痿人不忘起、盲者不忘視也、勢不可耳、遂戰、柴將軍屠參合、斬韓

曰、可擊、上遂至平城、上出白登、匈奴騎圍上、上乃使人厚遺閼氏、閼氏乃說冒頓曰、今得漢地、猶不能居、且兩主不相厄、居七日、胡騎稍引去、時天大霧、漢使人往來、胡不覺、護軍中尉陳平言上曰、胡者全兵、請令彊弩傅兩矢外嚮、徐行出圍、入平城、漢救兵亦到、胡騎遂解去、漢亦罷兵歸、

【講義】　七年の冬、高祖は自身出征して信の軍を銅鞮と云ふ處に破り、其將王喜を討取りしかば、信は逃げて匈奴に走り、其將なる白土の人曼丘臣、王黃等と、趙の苗裔なる趙利を立てゝ王となす、彼れ復び信の討洩らされて四方に散りたる兵士を取り集め、信竝びに冒頓と謀って漢を攻む、匈奴に於ては左賢王、右賢王に命じ、一萬餘騎に將として王黃等と廣武に陣を取り、其れより南に向つて晉陽に至らしむ、晉陽に於て漢の兵と戰ひし處、漢は大に之を破り、追擊して離石に至り、後復之を破りぬ、匈奴は復び兵を樓煩の西北より集めたるが、漢は車騎をして匈奴を擊たしめ、匈奴は每も敗走に及ぶ、漢は勝に乘じ逃ぐる敵を追驅けしが、匈奴の君長冒頓が代の上谷に居る由を聞き、高祖は晉陽に居りながら人をして冒頓の樣子を視察せしめたるに、其使ひ歸り來り、擊つべき趣を報告せしかば、高祖は遂に平城に至り、其れより白登に出づ、然るに匈奴の騎兵、高祖を圍み、漢の軍は逃るべき術を知ざりしかば、高祖は人を以て匈奴の后妃なる閼氏に手厚き贈物をなして冒頓に說く所あらしむ、閼氏は漢の依賴を引受け冒頓に說きけるは、今漢の地を得たりとて其處に居るわけにゆかず、其上兩國の君主か互ひに他を苦しむるが如きとは爲さぬものなりと、其結果、七日の後には漢軍を圍みたる胡の騎兵は少し宛引去りぬ、時に大霧降りて咫尺も辨ぜざりしかば、漢軍は人をして往來せしむるに胡の

疑信數間使、有二心、使人責讓信、信恐誅、因與匈奴約共攻漢、反以馬邑降胡、擊太原、

【講義】 高祖は韓信が才幹あり武勇あるに、其王たる場所は、北に於て鞏洛に近く、南に於て宛葉に迫り、東に淮陽を控へ居り、此等の地方は何れも天下中倔強の兵士を出す所なれば危險なりと考へ、彼れを韓王に封じたる翌年、詔して太原に移し、北方なる胡の備へとなし、晉陽に都せしむ、韓信上書して曰く、臣の國は邊陲に當り、匈奴屢々侵入す、然るに晉陽は塞を去ること遠く、匈奴を防ぐに不便なれば都を馬邑に移さんことを請ふと、高祖之を許せしかば、韓信は遂に馬邑に移りぬ、秋匈奴の王冒頓大擧して信を圍む、信は度々使を胡の陣に遣はして和解を求めたり、漢より彼れが匈奴に圍まれたりと聞き、兵を發して之を救ひしが、信が毎度忍びの使者を敵に遣はししことを發見し、彼れの二心を疑ひ、人を以て信を詰責せしめければ、信は誅戮せられんかと恐れを抱き、匈奴と約して共に漢を攻め、反つて馬邑ぐるみ胡に降り、太原を攻擊に及ぶ、

七年冬、上自往擊破信軍銅鞮、斬其將王喜、信亡走匈奴、與其將白土人曼丘臣王黃等、立趙苗裔趙利爲王、復收信敗散兵、而與信及冒頓謀攻漢、匈奴使左右賢王將萬餘騎、與王黃等屯廣武以南、至晉陽、與漢兵戰、漢大破之、追至于離石、後復破之、匈奴復聚兵樓煩西北、漢令車騎擊破匈奴、匈奴常敗走、漢乘勝追北、聞冒頓居代上谷、高皇帝居晉陽、使人視冒頓、還報

韓信爲韓王、常將韓兵從、三年、漢王出滎陽、韓王信周苛等守滎陽、及楚敗滎陽、信降楚、已而得亡、復歸漢、漢復立以爲韓王、竟從擊破項籍、天下定、五年春、遂與剖符爲韓王、王潁川、

【講義】項籍が諸王を封ぜし時、此等の王は何れも其封ぜられたる領土に赴きしが、韓王成は項羽の秦に攻め入りし時之に從はず、又是れと云ふ程の功もなかりければ、韓王として其國に還らしめず、更に列侯となしぬ、斯くて韓に主人公なき時に際し、漢より韓信を派遣して韓の土地を略せしむる由を聞きしかば、項籍は以前己が呉に遊びし折に呉の令を勤めたる鄭昌と云ふ者を以て韓王となし、漢の軍をば防がしむ、漢の二年、韓信は韓の十餘箇城を攻め取れり、漢王の河南に至るや、韓信は陽城に居れる韓王昌をば短兵急に攻撃せし處、昌は敵すること能はずして降參に及ぶ、漢王は韓信を立てゝ韓王となし、信は常に韓の兵を率て漢王に從へり、三年、漢王は滎陽を出で、韓王信、周苛等の人人滎陽を守る、然るに楚の爲に滎陽を敗られしかば、韓信は力盡きて楚に降りぬ、程過ぎて逃れ出で復び漢に歸せしが、漢にては復も彼れを立てゝ韓王とせり、彼れは竟に漢王に從つて項籍を打破り、天下定まり一統の世となる、五年春、漢朝より剖符を與へて韓王となし潁川に都せしむ、

明年春、上以韓信材武、所王北近鞏洛、南迫宛葉、東有淮陽、皆天下勁兵處、迺詔徙韓王信王太原、以北備禦胡、都晉陽、信上書曰、國被邊、匈奴數入、晉陽去塞遠、請治馬邑、上許之、信乃徙治馬邑、秋、匈奴冒頓大圍信、信數使使胡求和解、漢發兵救之、

而望歸、及其鋒東嚮、可以爭天下、漢王還定三秦、迺許信爲韓王、先拜信爲韓太尉、將兵畧韓地、

【講義】韓王信は從前の韓國の君襄王の孽孫なるが、身の長八尺五寸あり、項梁が楚の懷王を立てたる時分には、燕齊趙魏の諸國は何れも其以前より王ありし處、韓のみは秦に亡ぼされたるまゝ相續者なかりしかば、韓の公子の一人横陽君成を立てゝ韓王となし、韓の昔しの土地を安定せしめんとせり、然る處項梁は定陶に於て敗軍の結果戰死したれば、韓王成は奔つて懷王に歸しぬ、沛公が兵を引き陽城を擊つに當り、張良に韓の司徒たる資格を以て故の韓の土地を降さしめたるが、此の時張良は信を手に入れ之を韓の將となし、其兵を率ゐ沛公に從つて武關に入る、沛公が立ちて漢王となるに及び、韓信は隨行して漢中の地に入る、信は漢王に說いて云ふやう、項王は諸將をば都近き土地に王としながら、大王のみ此の遠隔なる漢中に封ぜられ給ひたるは、是れ左遷なり、大王の士卒は何れも山東の者なれば足を爪立てゝ東方を望んで歸りたく思ひ居る處なれば、大王が鋒を東に向けて打出で給ふほどならば天下を爭ふこと出來申すべしと、漢王は還つて秦の降將の封ぜられたる三秦を定めたり、是に於て信に韓王たることを許せしが、先づ彼れを拜して韓の太尉となし、兵に將として韓の地を略せしめぬ、

【字解】孽、は庶なり、

項籍之封諸王、皆就國、韓王成以不從無功、不遣就國、更以爲列侯、及聞漢遣韓信略韓地、迺令故項籍游吳時吳令鄭昌爲韓王以距漢、漢二年、韓信略定韓十餘城、漢王至河南、韓信急擊韓王昌陽城、昌降、漢王迺立

人、余の爲に語りけるは、韓信は布衣を着て微賤なりし時と雖も、其志しは世間の衆人と異なりし所あり、其證據には、彼れの母の死せし時、韓信は貧窮にして之を葬むることすら出來ざる始末なりき、然るに彼れは諸方を見歩き、高爽にして空濶の土地を擇んで其所に墓所を設け、墓の旁らには一萬軒の人家を置くことを得べからしめたりと、余は其母の冢を視察せし處、誠に土地の人の申す通りなり、若し韓信が道義の學問をなし、謙遜辭讓して己れの功に伐ることなく、己れの能に矜ることなからしめたらんには、漢家に對する勳功に於ては周公、召公、太公望の徒と肩を竝べ、子々孫々相續して祀を受くることも叶ひしならん、然るに此の仕方に出づることを務めずして、天下已に纒りたる時節に於て叛逆を謀りたれば、其一族を滅ぼされたるも亦當然にあらずや、

【字解】令其旁置萬家、萬家の守家は王侯の事なり、天下已集、集は成るなり、天下統一の業成立すること、

韓王信盧綰列傳第三十三

韓王信者、故韓襄王孼孫也、長八尺五寸、及項梁之立楚後懷王也、燕齊趙魏皆已前王、唯韓無有後、故立韓諸公子橫陽君成爲韓王、欲以撫定韓故地、項梁敗死定陶、成犇懷王、沛公引兵擊陽城、使張良以韓司徒降下韓故地、得信以爲韓將、將其兵從沛公入武關、沛公立爲漢王、韓信從入漢中、迺說漢王曰、項王王諸將近地、而王獨遠居此、此左遷也、士卒皆山東人、跂

處にて誅滅せられたるなれど、若し彼れが臣の計を用ひしならば、陛下は何として彼れを誅滅することを得給ふべきと、高祖は怒って左右の者に向ひ、蒯通を烹殺せよと命ず、蒯通は斯くと見て、さてもさても無實の罪にて烹殺さるゝかと嘆きしかば、高祖曰く、汝韓信に謀反を敎へたるに、何とて無實ならんやと、蒯通對へて曰く、昔し秦の天下を治むる大綱小綱とも云ふべき制度の、或は絶え或は弛びたるより山東は大に騷動し、豪傑竝び起る、英雄俊傑鳥の如く多く集まりぬ、秦が其鹿を失ひ、天下の人、我れこそ之を手取りにせんと共々に之を逐ひかけぬ、此の場合、身の長高く足の早き者先づ此の鹿をば手に入れぬ、盜跖の狗が堯を吠えたるは、堯が不仁なりし爲に非ず、狗より言へば、堯は見狃れぬ人間にて、主人と違へばこそ之を吠えたるなれ、臣は唯韓信を知るばかりにて、陛下を知らざりしなり、其上天下精力を鋭くし鋒鋩を持して陛下の爲す所を爲さんと欲する者甚だ多數なり、只力の上に於て爲すこと出來ざるのみ、又盡く之を烹ること出來べきやと、高祖は彼れの言ふ所に一理あるを見て、之を置けと言はれ、遂に通の罪をば赦免せり、

【字解】鹿、天子の位に譬ふ、高材疾足、器量拔群の人を指す、卽ち高祖を指す、

太史公曰、吾如淮陰、淮陰人爲余言、韓信雖爲布衣時、其志與衆異、其母死、貧無以葬、然乃行營高敞地、令其旁可置萬家、余視其母冢、良然、假令韓信學道、謙讓、不伐己功、不矜其能、則庶幾哉、於漢家勳、可以比周召太公之徒、後世血食矣、不務出此、而天下已集、乃謀畔逆、夷滅宗族、不亦宜乎、

【講義】太史公云ふ、吾れ淮陰に往きし折、淮陰の

喜且憐之、問信死亦何言、呂后曰、信言恨不用蒯通計、高祖曰、是齊辯士也、乃詔齊捕蒯通、蒯通至、上曰、若教淮陰侯反乎、對曰、然、臣固教之、豎子不用臣之策、故令自夷於此、如彼豎子用臣之計、陛下安得而夷之乎、上怒曰、烹之、通曰、嗟乎、寃哉、烹也、上曰、若教韓信反、何寃、對曰、秦之綱絶而維弛、山東大擾、異姓並起、英俊烏集、秦失其鹿、天下共逐之、於是高材疾足者先得焉、跖之狗吠堯、堯非不仁、狗固吠非其主、當是時、臣唯獨知韓信、非知陛下也、且天下鋭精持鋒、欲爲陛下所爲者甚衆、顧力不能耳、又可盡烹之邪、高帝曰、置之、乃釋通之罪、

【講義】　高祖は巳に陳豨を討滅ばし、戰終つて歸りけるが、都に着きて韓信の誅せられて死せしことを知り、一には己れの畏るべき相手の滅びしを喜び、一には功臣の末路を愍然に思ひしが、呂后に向つて云ふ、信は死するに臨み何事を申しゝやと、呂后は、信は蒯通の謀を用ひざりしが殘念なりと申して死せりと云ひけるに、高祖は此の男は齊の辯士なりと言はれ、軈て齊に詔して蒯通を捕へしむ、蒯通は捕はれて都に至りけるに、高祖は彼れを殿前に引出して親ら詰問して曰く、汝は淮陰侯に謀反を敎へたるかと、蒯通對へて曰く、仰せの通りなり、臣は實に之を敎へたり、然るに彼の豎子は臣の策を用ひざりしが故に、此

の人を遠ざけ、陳豨と庭上を歩きながら天を仰いで歎じて云ふやう、君は相談相手となるべきか、君と一事を相談せんと思ふなりと、陳豨曰く、唯々將軍の御指圖次第なりと、淮陰侯曰く、君の居らるゝ處は天下の精兵の場所なり、而して君には陛下の信任寵愛し給ふ臣下なり、されば人あつて君が謀反の企てありと言ふも陛下は必ず信じ給はざるべし、再度の告發至らば始めて疑ひ給ふべく、三度に至らば必ず怒つて親ら大將となり出征せん、其時拙者は其留守に乘じ、中より起つて兵を擧ぐる時は、天下を手に掛んと出來申さんと、陳豨は平素より韓信の材能を知るが故に深く其言を信じて曰く、謹んで仰せに從ふべしと、斯くて漢の十一年、陳豨は豫定の通り謀反に及ぶ、高祖は自ら兵を將ゐて征伐に向はれし處、韓信は病氣と稱して從はず、內密に使ひを陳豨の所に送り言はしめけるは、唯々兵を擧げよ、吾れ此れより君を助けんと、信は已が家臣と、夜中詐つて詔なりと稱し、諸官に附屬の罪人並に奴隸を赦し、此等を驅り立てゝ呂后と太子とを襲はんと欲し、手配も已に定まりしかば、豨よりの情報を待ちつゝありし處、韓信の家來の內にて不埒を働きし者ありければ、信は之を囚へ殺さんとせり、然るに家來の弟は天下の一大事を申上ぐるとて、韓信が反せんと欲する事實を呂后に訴へ出でぬ、呂后は韓信を召し出して執へんと欲したれども、或は用心して來らざらんことを恐れしかば、蕭相國と相談の上、或人を仕立てゝ高祖の所より來りし使ひなりと詐はり、之をして言はしめけるは、陳豨は已に誅に伏せりと、列侯、群臣皆眞なりと思ひて、參內の上祝賀を述ぶ、因つて相國は信を欺いて云ふやう、國家の慶事なれば、病氣とは云へ病を推して出頭の上拜賀あるべしと、韓信もまさかに詐りとは心附かず、入朝に及びけるに、呂后は武士をして信を縛せしめ、長樂の鍾室に於て斬罪に處せり、信は斬らるゝとき申しけるは、吾が蒯通の謀を用ひざりしは後悔するに餘りあり、斯く兒女子の爲に欺かれて最期を遂ぐるは殘念なり、是れも何と天命に非ずやと、漢の朝廷に於ては遂に信の三族を絕しぬ、

【講義】 不就、召に應ぜざるを謂ふ、

高祖已從豨軍來、至見信死、且

陳豨拜爲鉅鹿守、辭於淮陰侯、淮陰侯挈其手、辟左右、與之步於庭、仰天歎曰、子可與言乎、欲與子有言也、豨曰、唯將軍令之、淮陰侯曰、公所居、天下精兵處也、而公陛下之信幸臣也、人言公之畔、陛下必不信、再至、陛下乃疑矣、三至、必怒而自將、吾爲公從中起、天下可圖也、陳豨素知其能也、信之曰、謹奉教、漢十一年、陳豨果反、上自將而往、信病不從、陰使人至豨所曰、第擧兵、吾從此助公、信乃謀與家臣、夜詐詔、赦諸官徒奴、欲發以襲呂后太子、部署已定、待豨報、其舍人得罪於信、信囚、欲殺之、舍人弟上變、告信欲反狀於呂后、呂后欲召、恐其黨不就、乃與蕭相國謀、詐令人從上所來、言豨已得死、列侯羣臣皆賀、相國紿信曰、雖疾、彊入賀、信入、呂后使武士縛信、斬之長樂鍾室、信方斬〔之〕曰、吾悔不用蒯通之計、乃爲兒女子所詐、豈非天哉、遂夷信三族、

【講義】 陳豨は新たに鉅鹿の太守を拜命し、暇乞ひのため淮陰侯を訪ふ、淮陰侯は彼れの手を執り左右

噲、噲跪拜送迎、言稱臣、曰、大王乃肯臨臣、信出門、笑曰、生乃與噲等爲伍、上常從容與信言諸將能不各有差、上問曰、如我能將幾何、信曰、陛下不過能將十萬、上曰、於君何如、曰、臣多多而益善耳、上笑曰、多多益善、何爲爲我禽、信曰、陛下不能將兵、而善將將、此乃信之所以爲陛下禽也、且陛下所謂天授、非人力也、

【講義】韓信は漢王が己れの才能を畏れて忌む心あることを知りしかば、常に病氣を申立て丶參內せず、又行幸の時にも隨行することなく、日に高祖を怨望し、平常鞅々と不平を抱き、絳灌等と列を同じうするを耻ぢぬ、韓信嘗て將軍樊噲の家に立寄りしことありしが、噲は信を尊敬し、跪きて拜禮を行ひ、親ら送り迎へをなし、己れを臣と呼びて曰く、大王能くも臣の家に光臨を賜へりと、信は門を出で丶笑つて曰く、生きて居るも噲等の仲間となるかと嘆息を洩せり、高祖嘗て物語の次に、信と、諸將軍の能力不能力を批評して各差あり、高祖問うて曰く、朕などは能く幾何の兵數を統帥すること出來得るやと、信曰く、陛下は十萬の兵を將ゐ給ふことを得るに過ぎずと、高祖又問ふ、君に於ては何程の人數を用ひ得るやと、信曰く、臣は多ければ多きほど益丶上手に引廻すことを得と、高祖笑つて云ふ、多ければ多きほど益丶上手に引廻すとすれば朕の及ぶ所に非ず、然らば何故朕の爲に虜にせられたるかと、信曰く、陛下は兵士を將ゐ給ふこと能はざるも、善く將軍を將ゐ給ふ、此れ信が陛下の爲に擒にせられたる次第なり、其上陛下は謂はゆる天下を天より授けられ給ひたるにて、人力の及ぶ所に非ざるなりと、

【講義】項王の所を脱走したる將軍鍾離眜の家は伊廬に在り、彼れ平素信と仲善かりしかば、項王死したる後逃れて韓信に歸せり、然るに漢王は眜を怨み居りしかば、彼れが楚に在る由を聞き、楚に詔を下して眜を捕へしむ、斯かる事ありし折柄、韓信は初めて領土に就きしことゝて縣邑を巡行せしが、出入とも兵士を陳列して警衞を爲さしめたる處、漢の六年、或る者は韓信が謀反の企てありと上書して訴へぬ、高帝は陳平の計を以て、天子巡狩の典を擧げ諸侯を會す、南方に雲夢と云ふ處あり、使を發して諸侯に告げ陳に會せしむ、吾れ將に雲夢に遊ばんとすと、實は信を襲ふ計畫なりしが、信は之を知らざりき、高祖は將に楚に至らんとす、此の時韓信は兵を擧げて謀反せんかと思ひたれども、又考へ見れば、別段罪もなきに誅せらるゝ恐れあらざれば謀反するにも及ばず、さればとて高祖に謁見せんと欲すれば、又捕へらるゝ恐れあり、彼れは何如せばやと惑ひ居りしが、或る人、信に説いて云ふやう、此の際高祖の惜める鍾離眜を斬り、主上に謁見あらば主上の喜び給ふは必定にて、足下は患なからんと、信は眜に面會して相談に及ぶ、眜曰く、漢が楚を擊つて之を取らざるは、眜が足下の所に在るを以てなり、然るに若し拙者を捕へて漢に媚びんとせらるゝならば、我れは今日死し申すべし、但し拙者死するときは足下も亦手に隨つて亡ぶべしと、乃ち信を罵つて曰く、公は長者に非ずと、卒に自ら首を刎ねて死す、韓信は其首を持ち陳に至りて高祖に謁見せしに、高祖は武士に申附けて信を縛せしめ、後乘の車に載せて都に引返す、韓信言ひけるは、果して人の言葉の通りなり、素早き兎死して良犬烹られ、高く飛ぶ鳥居らずなりて良弓藏められ、敵國破れて謀臣亡ぶと聞きつるが、我れは固より烹らるゝが當然なりと、高祖は人あつて汝の謀叛を密告したれば此の如き始末なりと言ひて、遂に信に手かせを加へ、繩附のまゝ雒陽に至りけるが、一先づ信の罪を赦し、楚王の位を貶して淮陰侯とせり。

信知漢王畏惡其能、常稱病不朝從、信由此日怨望、居常鞅鞅羞與絳灌等列、信常過樊將軍

は、公は小人なり、折角人に恩を掛けながら徹底せずと、己れに股をくゞらして侮辱したる少年を召び出し、之を楚の中尉となし、諸將相に告げて曰く、此の人物は壯士なり、彼れが我れを辱めたる時に當り、我れは何しに彼れを殺す能はざりしものならんや、されど之を殺すに名義なかりし故、忍んで今日の處置に出でたるなりと、

項王亡將鍾離昧家在伊廬、素與信善、項王死、後亡歸信、漢王怨昧、聞其在楚、詔楚捕昧、信初之國、行縣邑、陳兵出入、漢六年、人有上書告楚王信反、高帝以陳平計、天子巡狩、會諸侯、南方有雲夢、發使告諸侯會陳、吾將游雲夢、實欲襲信、信弗知、高祖且至楚、信欲發兵反、自度無罪、欲謁上、恐見禽、人或說信曰、斬昧謁上、上必喜、無患、信見昧計事、昧曰、漢所以不擊取楚、以昧在公所、若欲捕我以自媚於漢、吾今日死、公亦隨手亡矣、乃罵信曰、公非長者、卒自剄、信持其首、謁高祖於陳、上令武士縛信載後車、信曰、果若人言、狡兎死、良狗亨、高鳥盡、良弓藏、敵國破、謀臣亡、天下已定、我固當亨、上曰、人告公反、遂械繫信、至雒陽、赦信罪、以爲淮陰侯、

は何事も能く決行することを貴ぶと云ふ意味なり、夫れ功は成り難くして敗れ易く、時は得難くして失ひ易し、時か時か、二度とは來らず、何卒足下篤と之を察せられよと、韓信は彼れの言の一理あることを知ると雖も、流石に躊躇して漢に背くに忍びず、又實際自分は功多ければ漢も終に我が齊王の地位を取上ぐることなかるべしと思ひ、遂に蒯通に斷りぬ、蒯通は其說を聽かれざりしかば、己れの身に禍ひの及ばんことを恐れ、佯つて狂者の眞似をなし、他人の奴隸となりぬ、

【字解】斷養、薪を拾ひ水を汲むが如き勞力に服する者、儋石、儋は斗なり、或は二字を以て一人の負擔する所の量となす、騏驥、駿馬なり、孟賁、古勇士の名、

漢王之困固陵、用張良計、召齊王信、遂將兵會垓下、項羽已破、高祖襲奪齊王軍、漢五年正月、徙齊王信爲楚王、都下邳、信至國、召所從食漂母、賜千金、及下鄕南昌亭長、賜百錢、曰、公小人也、爲德不卒、召辱已之少年令出胯下者、以爲楚中尉、告諸將相曰、此壯士也、方辱我時、我寧不能殺之邪、殺之無名、故忍而就於此、

【講義】漢王が固陵に於て其敵たる楚の爲に惱まされし時、張良の計を用ひ、齊王韓信を召し、信は遂に兵に將として垓下に來り、漢王と會せり、項羽已に破れたる後、漢王卽ち高祖は不意打に齊王の率ゐる軍隊を自身の手に奪ひ取れり、漢の五年正月、齊王信を徙して楚王となし、下邳に都せしむ、韓信は己が新たに封ぜられたる領地に至り、其昔し寄食せし所の漂母を召出し、之に千金を與へて當時の恩を報い、それと同時に下鄕の南昌の亭長に百錢を與へて申しける

闕卿相之位、故知者決之斷也、疑者事之害也、審毫氂之小計、遺天下之大數、智誠知之、決弗敢行者、百事之禍也、故曰、猛虎之猶豫、不若蜂蠆之致螫、騏驥之跼躅、不如駑馬之安步、孟賁之狐疑、不如庸夫之必至也、雖有舜禹之智、吟而不言、不如瘖聾之指麾也、此言貴能行之、夫功者難成而易敗、時者難得而易失也、時乎時、不再來、願足下詳察之、韓信猶豫、不忍倍漢、又自以爲功多、漢終不奪我齊、遂謝蒯通、蒯通說不聽、已佯狂爲巫、

【講義】此れより五六日を過ぎ、蒯通は復說いて云ふやう、夫れ己れの爲となるべき言論を聽き入るゝことは事業の先兆なり、計略は事業の分かれ目なり、聽くことを誤り計を失ひて能く長久安穩なる者は少し、言說を聽き分けて一二をも誤らざる者は、とても議論を以て其心を亂すことならず、計を立てゝ本末を失はざる者は、口舌にて攪亂することならぬものなり、夫れ厮養の役に隨ふ者は萬乘の權を失ひ、儋石の祿を守る者は卿相の位を闕く、故に知は物を決する力なり、疑ひは事の害なり、一毫一釐の小計を審かにして天下の大數を遺れ、智慧の上にては誠に知りながら之を行ふ決心なきものは有らゆる事の禍なり、故に故語にも、猛虎の猶豫するは蜂蠆が人を螫すに及ばず、騏驥の一つ所を蹝むは駑馬の穩かに步むに若かず、孟賁の狐疑するは普通の人の決行するに若かず、舜帝、禹王の如き智ありと雖も、口ごもりて言はざるときは、瘖や聾の指圖するに若かずと、此れ

無二於天下一而略不世出者也、今足下戴二震主之威一挾二不賞之功一歸楚、楚人不信、歸漢、漢人震恐、足下欲持是安歸乎、夫勢在二人臣之位一而有二震主之威一名高二天下一竊爲二足下一危之、韓信謝曰、先生且休矣、吾將念之、

【講義】且つ僕聞く、勇略餘りに優れて其君を畏れしむる者は其身危く、又功の天下を葢ふほど大なる者は賞せられずと、足下は丁度此の語の通りなるが、僕は足下の功略を申立てゝ見るべし、足下は魏の西河を渉りて魏王を虜にし、夏説を討取り、兵を引いて井陘の山道を下り、成安君を誅戮し、それより趙の地を切り從へ、燕の國を脅し、南に於ては楚國の兵を摧くこと二十萬人に及び、東の方龍且を殺し、西に向つて成功を漢王に報ず、此れ謂はゆる功は天下に二つとなくして、略は何れの世にも有ると限らざるものなり、今足下は主君を畏れしむる所の威を戴き、賞せられざる所の功を挾んで楚に歸せば、楚は其動機を疑ひて信用せざるべく、若し又漢に歸せば、漢人は其勢ひに震恐せん、然らば足下は此れを持して何れの處に歸せんと欲するや、天下に歸すべき所はあらざるべし、夫れ地位は人臣の列にありながら、君主を畏れしむるの威あり、其名は天下に高しとすれば、僕竊に足下の爲に危險を覺ゆと、韓信謝して曰く、足下姑らく休息せられよ、僕も篤と考へ見るべしと、

後數日、蒯通復說曰、夫聽者事之候也、計者事之機也、聽過計失、而能久安者鮮矣、聽不失一二者、不可亂以言、計不失本末者、不可紛以辭、夫隨廝養之役者、失萬乘之權、守儋石之祿者、

者は、之と同時に其人の仕事の爲に一命を拋たざるべからずと、漢王が我れを厚遇する以上、吾れ豈に利に向ひ義に背くべけんやと、蒯生曰く、足下は自ら漢王との間柄を善しとなし、萬世の業を建てんと欲するも、僕は憚りながら誤れる考へなりと思ふなり、其昔し常山王、成安君の二人は、布衣を着たる微賤の身分なりし時より相與に刎頸の交をなし、死なば諸共とまで誓ひしに、其後張黶、陳澤の事に關する爭ひよりして二人は互ひに怨み合ひ、常山王は項王に背き、己が首をかゝへて漢王の所に逃げ込みて其手に歸しぬ、漢王は兵を借りて東方に下り、泜水の南に於て成安君を殺し、頭と足と別々になり、遂に天下の人の物笑ひとなれり、此の二人の間柄は天下に竝びなき親睦狀態なりしなり、然るに結局互ひに討取らんとするに至りしは何故ぞや、患は多欲より生じて、人の心と云ふものは兎角變化するものにて測り難ければなり、今足下は忠信を行ひ漢王に交らんと欲するも、常山王、成安君二人の互ひに結託せしほど鞏固なるわけにゆかぬことは必定なり、而して漢王と爭ひの種となるべき問題は、張黶、陳澤の事件より大なる者多からん、故に臣の考へにては、足下が漢王の己れを危くせざることは間違ひなしと思ひ給ふも亦誤れりと致すなり、昔し大夫種と范蠡との二人は亡ぶべき越を存し、勾踐を霸たらしめ、功を立て名を成しゝも、其身は忌まれて死亡せり、野獸已に盡くるときは、獵犬も最早無用なるを以て烹殺さる、夫れ交友を以て之を言ふときは、張耳の成安君に於けるに如かず、忠信を以て之を言へば、大夫種、范蠡の勾踐に於けるに若かず、此の二人は何れも觀察すべき價値あり、何卒足下深く慮り給へ、

且臣聞勇略震主者身危、而功蓋天下者不賞、臣請言大王功略、足下涉西河、虜魏王、禽夏說、引兵下井陘、誅成安君、徇趙脅燕定齊、南摧楚人之兵二十萬、東殺龍且、西鄉以報、此所謂功

漢王、欲建萬世之業、臣竊以爲誤矣、始常山王成安君爲布衣時、相與爲刎頸之交、後爭張黶陳澤之事、二人相怨、常山王背項王、奉項嬰頭而竄逃歸於漢王、漢王借兵而東下、殺成安君泜水之南、頭足異處、卒爲天下笑、此二人相與、天下至驩也、然而卒相禽者、何也、患生於多欲、而人心難測也、今足下欲行忠信以交於漢王、必不能固於二君之相與也、而事多大於張黶陳澤、故臣以爲足下必漢王之不危己、亦誤矣、大夫種范蠡存亡越霸勾踐、立功成名、而身死亡、野獸已盡而獵狗烹、夫以交友言之、則不如張耳之與成安君者也、以忠信言之、則不過大夫種范蠡之於勾踐也、此二人者、足以觀矣、願足下深慮之、

【講義】　韓信曰く、足下は我が漢より獨立して三分鼎足の勢ひを爲すことを勸めらるゝも、漢王は我れを待遇し給ふこと甚だ手厚く、其乘る所の車を以て我れを載せ、其着る所の衣服を以て我れに着せ、其食ふ所の食物を以て我れに食ましむ、吾れ聞けることあり、他人の車に乘る者は、其れと同時に其人の患に乘るものにて、之と患難を共にせざるべからず、他人の衣服を着る者は、之と同時に其人の憂をも懷に入れて己れの物とせざるべからず、他人の食物を食ふ

其形勢は天下に於て並びなき賢聖に非ざれば、天下の禍を止むること能はず、當今楚漢兩君主の勝敗の命は足下の去就向背に懸り、足下が漢の爲にするときは漢勝つべく、又楚に味方するときは楚勝つべし、臣何卒腹心を披き肝膽を打明けて愚計を申上げん、然れども足下の用ふる能はざることを恐るゝなり、足下誠に僕の計を聽かるゝならんには、雙方に有利ならしめて兩つながら存し置き、漢と楚と足下と、天下を三分して鼎の足の如く位地を構ふるに若くはなし、斯くなさば誰れも先づ手を出して天下を動かすものなからん、足下の如き賢聖の才德を以て夥しき軍隊を有し、强國の齊に據り燕趙を從へ、楚漢交戰地域の外なる空虚の地に出でゝ楚漢の後を制し、民の欲する所に因り、西方に向つて百姓の爲に其生命を救ふの擧に出でなば、天下は風の如くに赴き響の如くに應ずべく、孰れか敢て足下の命に從はざらんや、斯くて足下は大なる者を割き彊き者を弱めて、其土地に諸侯を立て給へ、諸侯已に立たば、天下皆服從して其恩德を齊に歸せん、足下は齊の舊來の版圖を案じ、膠泗の土地を併せ有ち、諸侯の人望を收め、深く手をこまぬき、禮儀を以て挨拶を施し給ふならば、天下の君主は銘々引連れて齊に朝すべし、蓋し承はるに、天の與ふるを取らざるときは反つて其咎を受け、時至つて斷行せざるときは反つて其殃を受くと、何卒足下善く善く勘考あれと、

【字解】 建號、王と稱し公と稱するが如し、陳勝呉廣輩を謂ふ、尺寸、一尺一寸、僅少の意、折北、敗衄逃走すること、傷城皐、高祖が城皐に於て胸に負傷したることを謂ふ、容々、飛揚の貌安著する所なきなり、請命、楚漢の交戰を止め、兵刃の爲に死すべき兵士の命を救ふことを謂ふ、

韓信曰、漢王遇レ我甚厚、載レ我以二其車一、衣レ我以二其衣一、食レ我以二其食一、吾聞レ之、乘二人之車一者、載二人之患一、衣二人之衣一者、懷二人之憂一、食二人之食一者、死二人之事一、吾豈可二以鄕レ利倍一レ義乎、蒯生曰、足下自以爲レ善二

夫以足下之賢聖、有甲兵之衆、據彊齊、從燕趙、出空虛之地、而制其後、因民之欲、西鄉爲百姓請命、則天下風走而響應矣、孰敢不聽、割大弱彊、以立諸侯、諸侯已立、天下服聽而歸德於齊、案齊之故、有膠泗之地、懷諸侯之德、深拱揖讓、則天下之君王、相率而朝於齊矣、蓋聞天與弗取、反受其咎、時至不行、反受其殃、願足下孰慮之、

【講義】　蒯通曰く、天下に於て騷亂の起りし當初に在つては、俊雄豪傑の士、各、名號を立てゝ王と呼び公と呼ぶや、天下の士雲の如く合し霧の如く集まり、魚鱗の重なり合ふが如くに入り交り、火の粉の如くに至り風の如くに起る、此の時に當り憂ふる所は、唯秦を亡ぼすの一事に在り、然るに今楚漢と東西に分れて相爭ひ、天下無罪の人をして、干戈の下に倒れて肝も膽も泥に塗れ、骨を原野に晒さしむること、數ふるに堪へざる程なり、楚は彭城より起り、此處彼處と戰ひあるき、敗走の敵を追ひかけ、遂に滎陽に至り、其勢ひの利なるに乘じて諸方を侵略すること席を卷くが如く、威力は天下に震へり、然れども其兵は京索の間に於て敵の壓迫を受けて困弊し、西山に迫つて進む能はざるもの已に三箇年に及びぬ、漢王は數十萬の大軍を率ゐて、鞏雒に防戰し、山河の險岨を盾に取ると雖も、一日に幾度も戰ひて僅かばかりの功もなく、敗軍しては逃げ走り、何如とも救ふこと叶はず、滎陽にて敗れ城皐にて傷つき、遂に宛葉の間に走れり、此れ智勇倶に困むと申すものなり、夫れ險岨要害の處に出遇ひては鋭氣も之が爲に挫折し、大軍を養ふ爲に倉の中の糧食も盡き果つると云ふ始末にて、人民は負擔徵發等の爲に疲弊を極めて怨望を抱き、容々然として倚る所なし、臣を以て料り見るに、

土地に封ぜられて諸侯たるに過ぎず、其上危くして安泰ならず、然るに君の背部を相するに、其貴きこと言ふべからずと、韓信曰く、そは何如なる仔細にやと、

蒯通曰、天下初發難也、俊雄豪傑、建號壹呼、天下之士、雲合霧集、魚鱗襍遝、熛至風起、當此之時、憂在亡秦而已、今楚漢分爭、使天下無罪之人、肝膽塗地、父子暴骸骨於中野、不可勝數、楚人起彭城、轉鬭逐北、至於滎陽、乘利席卷、威震天下、然兵困於京索之間、迫西山而不能進者、三年於此矣、漢王將數十萬之衆、距鞏雒、阻山河之險、一日數戰、無尺寸之功、折北不救、敗滎陽、傷城皐、遂走宛葉之間、此所謂智勇俱困者也、夫銳氣挫於險塞、而糧食竭於內府、百姓罷極怨望、容容無所倚、以臣料之、其勢非天下之賢聖、固不能息天下之禍、當今兩主之命縣於足下、足下爲漢則漢勝、與楚則楚勝、臣願披腹心、輸肝膽、效愚計、恐足下不能用也、誠能聽臣之計、莫若兩利而俱存之、三分天下、鼎足而居、其勢莫敢先動、

軍の印を授け、我れに數萬の衆を與へ、己が衣を解いて我れに衣せ、食を推して我れに食はせ、言は聽かれ計は用ひらる、故に今日の身分となることを得たり、夫れ人が自分を親信するに、我れより之に背くは不祥なれば、縱令死すとも漢王に對する操を易へまじ、幸ひに拙者の爲に項王に謝せよと、

【字解】　執戟、宿衞の士にして、戟を執る者、畫、計畫なり、倍、むそく、

武涉已去、齊人蒯通知天下權在韓信、欲爲奇策而感動之、以相人說韓信曰、僕嘗受相人之術、韓信曰、先生相人何如、對曰、貴賤在於骨法、憂喜在於容色、成敗在於決斷、以此參之、萬不失一、韓信曰、善、先生相寡人何如、對曰、願少閒、信曰、左右去矣、通曰、相君之面、不過封侯、又危不安、相君之背、貴乃不可言、韓信曰、何謂也、

【講義】　武涉は韓信を說き爲すべき見込みなかりしかば、其まゝ立去りぬ、然るに齊人蒯通と云ふもの、天下の輕重をなすべき分銅の韓信に在ることを知り、奇策を立てゝ彼れを感動せんと欲し、人相の術を以て韓信に說いて云ふやう、僕は嘗て人の相を觀て吉凶を知る術を受け學びたることあり、善く其法を心得居れりと、韓信問うて云ふ、先生の人相を觀らるるは如何なる仕方なりやと、蒯通答へて曰く、人の貴賤は骨法に在り、憂喜は容色に在り、成敗は決斷に在り、此れを以て參考するに、萬人を觀る中、一人を看損ずることなしと、韓信曰く、結構なり、先生の術にて拙者を何如に觀らるゝやと、答へて曰く、其事を申上ぐるに就いては暫時差向ひにてありたしと、韓信曰く、左右の者、姑らく遠慮せよと、左右の者已に退席せしかば、蒯通の曰く、君の面部を相するに、或る

共々力を合せて秦を擊てり、秦已に破れたれば、戰功の大小を計り、之に應じて土地を割き與へ、其處の王として士卒を休め、平和を致せり、然るに今漢王は復び兵を侵して東方に向ひ、人の分を侵し人の地を奪ひ、已に三秦を破りし後、兵を引いて函谷關を出で、諸侯の兵を收めて東の方楚を擊つ、彼れの意志にては、盡く天下を併合するに非ざれば、兵を休めざる心底なり、彼れが厭くことを知らざるは此くまでに甚し、且つ漢王は宛にならざる人なり、其身は幾度となく項王の掌の中に握られて、彼れを活かすも殺すも項王の自由なりしが、項王は不愍に思ひて彼れを活かしぬ、然るに危難を脫すれば無造作に約束を破り、復び項王を擊つ、其信ずべからず、親しむべからざるは此の如し、今足下は自ら漢王と無二の交情ありと考へ、之が爲に力を盡して戰爭を爲し給ふと雖も、終には漢王の爲に擒にせらるべし、足下が暫くなりとも生延びて今日に至りしは、項王が尚存するが爲に外ならず、今項王と漢王との勝敗は、其權足下に在り、足下が右に投ぜば漢王の勝となり、左に投ぜば項王の勝とならん、項王今日亡ぶるときは、其次は漢王足下を取るべし、足下は項王と緣故あり、何故漢に叛いて楚と和睦し、天下を三分して之に王とならざる、今此の時機をすてゝ自ら漢を宛にして楚を擊ち給ふ、智者ともあるべきものが、此の如き迂濶の事をなす法やあると、

韓信謝曰、臣事項王、官不過郎中、位不過執戟、言不聽、畫不用、故倍楚而歸漢、漢王授我上將軍印、予我數萬衆、解衣衣我、推食食我、言聽計用、故吾得以至於此、夫人深親信我、我倍之不祥、雖死不易、幸爲信謝項王、

【講義】韓信は武涉の勸告を謝して云ふ、臣が項王に事へたるときは、其官郎中に過ぎず、位は執戟に過ぎず、議論は聽かれず、計畫は用ひられざりしが故に、楚に背いて漢に歸せり、然るに漢王は我れに上將

發して楚の攻擊に用ひぬ、

【字解】蹈、ふむ、若來、若は汝なり、

楚已亡龍且、項王恐、使盱眙人武涉往說齊王信曰、天下共苦秦久矣、相與戮力擊秦、秦已破、計功割地、分土而王之、以休士卒、今漢王復興兵而東、侵人之分、奪人之地、已破三秦、引兵出關、收諸侯之兵、以東擊楚、其意非盡吞天下者不休、其不知厭足如是甚也、且漢王不可必、身居項王掌握中數矣、項王憐而活之、然得脫輒倍約、復擊項王、其不可親信如此、今足下雖自以與漢王爲厚交、爲之盡力用兵、終爲之所禽矣、足下所以得須臾至今者、以項王尚存也、當今二王之事、權在足下、足下右投、則漢王勝、左投、則項王勝、項王今日亡、則次取足下、足下與項王有故、何不反漢與楚連和、參分天下王之、今釋此時、而自必於漢以擊楚、且爲智者固若此乎、

【講義】楚の方にては、其恃みとせし將軍龍且も韓信の爲に打敗られて、あへなく最期を遂げしかば、項王も韓信に恐れをなし、盱眙の人武涉と云ふ者をして今度齊王となりたる韓信に說かしめて曰く、天下諸共に秦の暴虐に苦みしこと一朝一夕に非ず、其結果

且暮望若來佐我、乃欲自立爲王、張良陳平躡漢王足、因附耳語曰、漢方不利、寧能禁信之王乎、不如因而立、善遇之、使自爲守、不然變生、漢王亦悟、因復罵曰、大丈夫定諸侯、卽爲眞王耳、何以假爲、乃遣張良往立信爲齊王、徵其兵擊楚、

【講義】 漢王卽位の四年、齊の諸城を殘りなく降伏せしめ全國を平定しければ、韓信は使者を漢王に差出し言上せしめけるは、齊國の人は噓多く、今日約せしことも明日は之に背くと云ふ風にて、寝返りを打つ國風なり、且つ此の國は南方に於て楚國の國境に接することゆゑ、楚に取つては油斷なり難し、されば臣が假の王となつて之を押へずば、其形勢不安定ならん、何卒假王となり申したしと、其折楚は急に漢王を滎陽に圍み、漢王は宛も危急の場合に在り、韓信の使者滎陽に至りければ、漢王は何事ならんと、使者の持參せし書簡を披見せし處、齊の假王となりたき願意を認めたる書なりしかば、漢王は大に怒り、罵つて曰く、吾れ今此の處にて敵に圍まれ難儀する折柄、朝夕汝等が馳せ參じて助勢せんことを望み居るに、助勢は扨置き、自立して王とならんとすとは不埒千萬なりと、張良、陳平の二人は、今漢王が韓信に不快の念を起さしむるときは天下の大事を誤るべしと思ひ、其座を取繕はんと欲したれども、固より明白に言ふべき筋にあらねば、漢王の足を踏みて注意を與へ、其耳に口を附けて囁くやう、漢は今敗軍の際とて、如何ぞ韓信が齊の王たることを禁ずることを得んや、其れよりは彼れが願へるまゝに立てゝ齊の王となし、善く之を遇して漢の爲に齊國を守らしむるが得策なり、若し斯くせずば必ず騷動を生ずべしと、漢王も亦悟りければ、因つて復罵つて曰く、大丈夫たる者、諸侯の地を平定したる以上、眞の王たるが至當なり、何ぞ假の王たることあらんやと、是に於て特に張良を遣はし、信を立てゝ齊王となし、其率ゐる兵を徵

しゝが、其兵數を二十萬と號し、齊を救はしむ、齊王廣と龍且とは其軍を聯合して韓信と戰ふ手筈なりしが、未だ接戰するに及ばず、或人龍且に說くやう、漢の兵は遠方より攻め來り、力の有る限り鬪ふことゆゑ、其鋒は當るべからず、而して齊楚は自ら己れの土地に於て戰ふことゆゑ、家族などに心引かれて敗軍し易し、故に齊王をして其信用せる臣下に申附けて敵に降りたる城を味方に招かしむるに若かず、此等の城に於て齊王が尙無事にて存在し、其上楚より援兵來りしと聞くならば、必ず漢に反くべし、漢の兵は二千里の他鄕に來り居ることなれば、其勢ひ糧食を得るの途なければ、戰はずして降すことを得べしと、龍且云ふ、吾れ平生能く韓信の人と爲りを知る、彼れは相手として取るに足らぬ男なり、其上今度齊を救ふ爲に來りたるに、一戰もせずして之を降すときは吾れ何の功か之れあらん、然るに戰つて之に勝つときは齊國の半部は手に入るべきが故に、何ぞ之を止むることあらんと、遂に合戰することゝなり、韓信と濰水を中に隔てゝ對陣に及ぶ、韓信は夜中人をして一萬餘個の嚢を作らせ、之に一杯沙を盛り、河の上流を堰き止めしめ、兵を引いて半分河を渡つて龍且を擊ち、佯りて叶はぬ風を見せかけて退却せしに、龍且は果して喜んで曰く、吾れは初めより韓信の臆病なることを知ると、遂に漢の軍を追ひかけて水を渡り、中流に至りし頃、信は人を以て水を堰きたる嚢を取り拂つて水を切り流させければ、水は非常の勢ひを以て漲り至る、龍且の軍は大半渡ることを得ず、漢の軍は急に攻め懸りて龍且を殺し、龍且の軍は敗走に及び、齊王廣は亡げ去れり、信は遂に逃ぐるを追ひて城陽に至り、皆楚の卒を虜にす、

漢四年、遂皆降、平齊、使人言漢王曰、齊僞詐多變、反覆之國也、南邊楚、不爲假王以鎭之、其勢不定、願爲假王便、當是時、楚方急圍漢王於滎陽、韓信使者至、發書、漢王大怒、罵曰、吾困於此、

下の軍を襲ひて遂に臨菑に至れり、齊王田廣は酈生が己れを欺きたる廉を以て之を烹殺し、高密の地に走り、使ひを楚に遣はして救ひを乞へり、

韓信已定臨菑、遂東追廣至高密西、楚亦使龍且將、號稱二十萬、救齊、齊王廣龍且幷軍與信戰、未合、人或說龍且曰、漢兵遠鬭窮戰、其鋒不可當、齊楚自居其地戰、兵易敗散、不如深壁、令齊王使其信臣招所亡城、亡城聞其王在楚來救、必反漢、漢兵二千里客居、齊城皆反之、其勢無所得食、可無戰而降也、龍且曰、吾平生知韓信爲人、易與耳、且夫救齊不戰而降之、吾何功、今戰而勝之、齊之半可得、何爲止、遂戰、與信夾濰水陳、韓信乃夜令人爲萬餘囊、滿盛沙、壅水上流、引軍半渡、擊龍且、佯不勝、還走、龍且果喜曰、固知信怯也、遂追渡水、信使人決壅囊、水大至、龍且軍大半不得渡、卽急擊殺龍且、龍且水東軍散走、齊王廣亡去、信遂追北至城陽、皆虜楚卒、

【講義】 韓信は已に臨菑を平定せしかば、其勢ひに乘じ東方を指して廣を追ひ駈け高密の西に至りぬ、楚に於ても亦之に對する手段として龍且を將軍とな

め、韓信を拜して相國となし、是れまで未だ徴發せざりし趙の兵を收めて齊を擊たしむ、

信引兵東、未渡平原、聞漢王使酈食其已說下齊、韓信欲止、范陽辯士蒯通說信曰、將軍受詔擊齊、而漢獨發間使下齊、寧有詔止將軍乎、何以得毋行也、且酈生一士、伏軾、掉三寸之舌、下齊七十餘城、將軍將數萬衆、歲餘、乃下趙五十餘城、爲將數歲、反不如一豎儒之功乎、於是信然之、從其計、遂渡河、齊已聽酈生、卽留縱酒、罷備漢守禦、信因襲齊歷下軍、遂至臨菑、齊王田廣以酈生賣己、乃烹之、而走高密、使使之楚請救、

【講義】韓信は兵を引いて東征し未だ平原を渡らざるに、漢王が酈食其を使ひとして齊に遣はし、酈食其は已に齊王を說いて之を降したる由を聞き、齊國征伐を中止せんとせり、然るに范陽の辯士蒯通と云ふ者、韓信に說いて云ふ、將軍は詔を受けて齊を擊ち給ふに、漢王は內密の使ひを發して齊を降參せしめらる、何か詔あつて將軍を差止め給ふか、さもなきに、何とて止まることを得んや、且つ酈生只一人、車の前木に身を伏せ三寸の舌を掉つて齊の七十餘城を下せしに、將軍は數萬の大軍を率ゐること一箇年餘に及びてやつと趙の五十餘城を下し給ひしに過ぎず、將軍將となられしより五六年に相成れども、其功は反つて一人の小傖儒者に若かざるは何事ぞやと信を刺激せし處、信は其言を尤もとして其計に從ひ、遂に黃河を渡つて攻懸けぬ、齊は已に酈生の說に從ひしかば、彼れを引留めて酒宴三昧に日を暮らし、漢に備ふる所の防禦を撤廢したれば、韓信は此れを幸ひに歷

奇兵渡河撃趙、趙王耳韓信往來救趙、因行定趙城邑、發兵詣漢、楚方急圍漢王於滎陽、漢王南出之宛葉間、得黥布走入城皐、楚又復急圍之、六月、漢王出成皐、東渡河、獨與滕公俱、從張耳軍修武、至宿傳舍、晨自稱漢使、馳入趙壁、張耳韓信未起、卽其臥內、上奪其印符、以麾召諸將易置之、信耳起、乃知漢王來、大驚、漢王奪兩人軍、卽命張耳備守趙地、拜韓信爲相國、收趙兵未發者撃齊、

【講義】韓信は廣武君李左車の說を聞いて曰く、實に名論なりと、其策に從ひ、使者を燕に派遣せし處、燕は風に從つて靡きぬ、乃ち使ひを遣はして是れまでの經過を漢に報告し、其便宜を以て張耳を趙王となして其國を鎭撫せしめんことを請ひけるが、漢王は之を許し、張耳を立てゝ趙王とせり、楚の兵は每度奇兵をして黃河を渡りて趙を撃たしめたるが、趙王耳と韓信とは彼處、此處を往來して趙を救ひながら、其城邑を平定し、兵を發して漢に至らしめて、其勢の足らぬ所を補へり、楚は方に漢王を滎陽に圍む、漢王は南方に逃げ出でゝ宛葉の間に至り、黥布の兵を得て走つて、城皐に入りし處、楚は復急に之を圍めり、六月、漢王は成皐を出で東に向つて黃河を渡り、滕公と俱に張耳の軍を目宛に修武の地に至り、傳舍に宿泊せしが、早朝自ら漢の使ひなりと稱し、馬を馳せて趙の壘壁に入る、此の時張耳と韓信とは未だ起き出でざりしが、漢王は直ちに其寢室に飛込みて其大將の印を奪ひ、諸將を召び集めて更迭を行ふ、張耳、韓信は目覺めて後、漢王來りしと聞き大に驚きぬ、漢王は兩將の軍を奪ひ、張耳をして其儘趙の地を守らし

以て先方の短なる所を撃つなりと、

韓信曰、然則何由、廣武君對曰、方今爲將軍計、莫如案甲休兵、鎭趙撫其孤、百里之內、牛酒日至、以饗士大夫、醳兵北首燕路、而後遣辯士、奉咫尺之書、暴其所長於燕、燕必不敢不聽從、燕已從、使諠言者東告齊、齊必從風而服、雖有智者、亦不知爲齊計矣、如是、則天下事皆可圖也、兵固有先聲而後實者、此之謂也、

【講義】韓信云ふ、君の言の如くならば何如なる方針を取るべきかと、廣武君對へて曰く、目下將軍の爲に計るときは、甲冑の行動を押へ士卒を休め、趙を鎭めて其孤兒を憐み、百里以內に於ては日々牛や酒を以て士大夫を饗し兵卒に馳走をなして、北の方に燕の路に向ふに若くはなし、斯くして先づ能辯の士を遣はし、簡單なる書簡を送りて我が楚より優るゝ所を燕に知らしめなば、燕は決して我が指圖に從はざることあらず、燕が已に服從せしならば、又辯舌家を使ひとして東の方齊の國に說かしむるならば、齊は必ず風に從つて服すべし、何如に智者ありとも齊の爲に計る所を知り難からん、此の如くならば天下と雖も自由に出來得べし、兵法に於て虛聲を先きにして實力を後にすることあり、其れは此の儀を申すなりと、

【字解】醳、酒食を以て養ふなり、

韓信曰、善、從其策、發使使燕、燕從風而靡、乃遣使報漢、因請立張耳爲趙王、以鎭撫其國、漢王許之、乃立張耳爲趙王、楚數使

所長也、然而衆勞卒罷、其實難用、今將軍欲擧倦弊之兵、頓之燕堅城之下、欲戰恐久、力不能拔、情見勢屈、曠日糧竭、而弱燕不服、齊必距境以自彊也、燕齊相持而不下、則劉項之權、未有所分也、若此者、將軍所短也、臣愚竊以爲亦過矣、故善用兵者、不以短擊長、而以長擊短、

【講義】廣武君は韓信より懇ろに謀略を問はれしかば答へて曰く、臣聞く、智者にも千慮の中には必ず一の失錯あり、愚者にも千慮の中には必ず一の得策ありと、故に古語にも狂夫の言も聖人擇ぶとあり、故に臣の計は御役に立つまじと思へとも、愚存を申上げて見るべし、彼の成安君は百戰百勝の計ありながら、一旦失敗して其兵は部下に破れ、身は泜水の上に死しぬ、今將軍は西河を涉り魏王豹を虜にし夏説を閼與に討取り、一擧して井陘を下り、朝まだきに趙の二十萬の大軍を破りて成安君を誅し、名は海內に聞え威は天下に震ひ、農夫も耕作の手を止め、鋤を離し、晴衣を着、旨き物を食ひ、耳を傾けて將軍の命を待たざるものなし、此の若きは將軍の長じ給ふ所なり、然れども其將軍の率ゐ給ふ人數は疲勞して、實際役に立つべからず、然るに今將軍が此の疲勞せる兵を擧げて燕の堅固なる城の下に勢ひをにぶらすときは、戰はんと欲しても恐らくは時日を費すのみにて、拔くこと出來まじく、其の間には疲勞の眞相敵に知られ、勢力衰ふべく、彼れ此れ久しくなるほどに糧食は竭き果つるに至らば、弱國の燕と雖も服し難からん、然るときは齊は必ず境を以て自國を固むべし、燕齊互ひに持ちこたへて下らざるときは、劉項の勢ひは互角にて、何れが勝つとも定め難し、此の如きは將軍の短なる所にて、臣の愚存にては誤てりと考ふる次第なり、故に善く兵を用ふる者は己が短なる所を以て先方の長なる所を擊つことなく、己が長なる所を

信得侍耳、因固問曰、僕委心歸計、願足下勿辭、

【講義】是に於て韓信は廣武君に問うて曰く、僕に於ては此れより北は燕を攻め東は齊を伐たんと欲する次第なるが、何如せば成功すべきや、願はくは敎へ給はれと、廣武君は辭退して臣聞く、一旦戰爭に打負けたる將軍は勇の事を語る資格なく、國を失ひたる大夫は國を存する企てをなす資格なしと、今臣は敗軍亡國の俘虜なれば何とて大事の相談に與るに足らんやと曰ひければ、韓信は押返して曰く、僕の聞けるには、昔し百里奚は賢人なれども、其虞に在りしときは何等のかひなくして虞亡びぬ、然るに秦に在りしときは其力にて秦は霸者となれりと、此れ百里奚が虞に在りし時は愚人にして、秦に在りし時は智者なりしに非ず、其國が彼れの身を用ふると用ひざると、其君が彼れの計を聽くと聽かざるとに因れり、誠に成安君をして足下の計を聽かしめたらんには、韓信など已に虜となりしならん、然るに足下を用ひざりしを以て、僕も恙なく足下の側に侍して敎へを乞ふことを得るなりと、因つて固く請うて云ふ、僕は心の底より足下の計に從はんと欲す、願はくは足下辭することなく妙計を授けられよと、

廣武君曰、臣聞智者千慮、必有一失、愚者千慮、必有一得、故曰、狂夫之言聖人擇焉、顧恐臣計未必足用、願效愚忠、夫成安君有百戰百勝之計、一旦而失之、軍敗鄗下、身死泜上、今將軍涉西河、虜魏王、禽夏說閼與、一擧而下井陘、不終朝、破趙二十萬衆、誅成安君、名聞海內、威震天下、農夫莫不輟耕釋耒、褕衣甘食、傾耳以待命者、若此、將軍之

寧尚可得而用之乎、諸將皆服曰、善、非臣所及也、

【講義】 諸將は敵の首級竝びに生捕りを差出し、一と先づ休息の上、一同大將の前に出でゝ勝軍を賀し、因て信に問ひて云ふ、兵法に、山陵を右に取り後に扣へ、水澤を前に取り左に扣へて陣を布くとあり、然るに今度將軍は之と反對に、臣等をして河を背にして陣を取らしめて、趙を破り會食せんと仰せられしは、臣等甚だ不服なりしが、遂に此の如き戰略にて勝を得給へり、此れは何如なる術に之れあるやと、信は之に答へて曰く、此戰術は兵法に在ることなれど、但し諸君が研究せざるが故に疑ひを抱くのみ、兵法に申さずや、之を死地に陥れて然る後生かし、之を亡ぶる場所に置いて然る後存すと、且つ信の部下なる士大夫は、信が平生より手慣らしたる所の者に非ず、此等の人人を指揮して戰ふことは此れ謂はゆる市人を驅つて戰ふと云ふものにて、一生懸命に働かざることは明かなり、故に其勢は之を死地に置いて銘々自身の爲に戰はせずして、之に生地を與へなば何如にして役に立たすことを得んやと、諸將は之を聞いて一同感服に及び、言ひ出づるやう、誠に御名論にて臣等の考へ及ぶ所に非ずと、

【字解】 効、差出すなり、倍、背なり、拊循、手なづけ從へる、死地、とても生きらるゝ見込みなき地なり、

於是信問廣武君曰、僕欲北攻燕、東伐齊、何若而有功、廣武君辭謝曰、臣聞敗軍之將、不可以言勇、亡國之大夫、不可以圖存、今臣敗亡之虜、何足以權大事乎、信曰、僕聞之、百里奚居虞而虞亡、在秦而秦霸、非愚於虞、而智於秦也、用與不用聽與不聽也、誠令成安君、聽足下計、若信者、亦已爲禽矣、以不用足下、故

信の測りしが如く壘壁を空虛にして全軍突出し、一面には漢兵の棄てたる鼓や旗を分捕せんとて相爭ひ、一面には韓信、張耳を追擊せしが、二將は已に河岸の陣に入り、一軍皆必死に戰ひしかば、趙軍之を破ること能はず、此の折韓信の出しゝ奇兵二千騎は趙が壘壁を空虛にして分捕に出でたるを見て、趙の壘壁に馳せ入り、盡く趙の旗を拔き取つて漢の赤幟二千本を立てぬ、趙の軍は斯くとは知らず、漢の軍と戰ひ居たるが、勝つこと出來ず、信等を討取る見込みもなかりしゆゑ、壘壁に歸らんとして打見れば、壁上に立て連ねたるは皆漢の赤幟なりしかば大に驚き、漢は已に趙王の將帥を盡く討取りたることゝ思ひ、散散に亂れて逃げ走る、趙の將は之を斬つて防ぎ止めんとしたれども、禁ずること能はざりき、是に於て漢の兵は左右より敵を挾み打になし、大に趙軍を破りて之を生捕り、成安君を泜水の上に斬り、趙王歇を禽にし、全勝を得たるが、韓信は軍中に令を傳へて云ふ、決して廣武君を殺すこと勿れ、能く生きながら執へ來る者あらば千金を與ふべしと、其結果廣武君を縛して麾下に引き來りし者ありしが、信は其縄を解き、彼れをして東向きに坐せしめ、己れは西向して之と對坐し、師として待遇に及べり、

【字解】殊死戰、殊は絕なり一死を覺悟すること、逐利、旗鼓を爭ひ信耳を逐ふなり、

諸將效首虜、休、畢賀、因問信曰、兵法、右倍山陵、前左水澤、今者將軍令臣等反背水陳、曰破趙會食、臣等不服、然竟以勝、此何術也、信曰、此在兵法、顧諸君不察耳、兵法不曰、陷之死地而後生、置之亡地而後存、且信非得素拊循士大夫也、此所謂驅市人而戰之、其勢非置之死地、使人人自爲戰、今予之生地、皆走、

を笑ひぬ、

【字解】 萆山、山に隔てられて姿の先方より見えぬやうになすなり、若疾入趙壁、若は汝なり、飡、小飯、

平旦、信建大將之旗鼓、鼓行出井陘口、趙開壁擊之、大戰良久、於是信張耳佯弃鼓旗、走水上軍、水上軍開入之、復疾戰、趙果空壁、爭漢鼓旗、逐韓信張耳、韓信張耳已入水上軍、軍皆殊死戰、不可敗、信所出奇兵二千騎、共候趙空壁逐利、則馳入趙壁、皆拔趙旗、立漢赤幟二千、趙軍已不勝、不能得信等、欲還歸壁、壁皆漢赤幟、而大驚、以爲漢皆已得趙王將矣、兵遂亂遁走、趙將雖斬之、不能禁也、於是漢兵夾擊、大破虜趙軍、斬成安君泜水上、禽趙王歇、信乃令軍中、毋殺廣武君、有能生得者、購千金、於是有縛廣武君、而致戲下者、信乃解其縛、東鄉坐、西鄉對、師事之、

【講義】 軈て翌朝未明の頃となりければ、韓信は大將の旗を推立て太鼓を打鳴らしつゝ堂々と井陘口を出でければ、趙軍は敵の大將の來るを見、壘壁の門を開いて打つて出で、兩軍姑らくの間大に戰ふ、韓信張耳の二將は時分は宜しと見て取りしかば、佯りて敗北と見せかけ、鼓も旗も打棄てゝ、前に備へ置きたる河岸の陣へと逃込むに、河岸の軍は陣門を開て彼等を迎入れ、復も追ひ來る兵と激戰に及ぶ趙は、初め韓

軍、誠曰、趙見我走、必空壁逐我、若疾入趙壁、拔趙幟、立漢赤幟、令其裨將傳飧曰、今日破趙會食、諸將皆莫信、佯應曰、諾、謂軍吏曰、趙已先據便地爲壁、且彼未見吾大將旗鼓、未肯擊前行、恐吾至阻險而還、信乃使萬人先行、出背水陣、趙軍望見而大笑、

【講義】 廣武君李左車の奇計は斯くして用ひられざりしが、韓信が豫め趙の軍中に入れ置きたる間諜が還り來つて、李左車の此の計が用ひられざることを報告せしかば、韓信はされば安心なりとて大に喜び、兵を引いて井陘の險路を下りしが、井陘口とて阪の降口より三十里手前の處にて野營をなし、夜半に至り命令を傳へて出陣せしめけるが、先づ身輕に出でたちたる騎馬武者二千人を選り拔き、一人づゝ一本の赤き幟を持たせて、間道より山の陰に傍うて趙の軍を望ましめ、訓令を與へて曰く、我が本軍は此れより趙の軍に攻め懸り、詐つて敗走すべし、趙は我が逃げ走るを見ば必ず、壘壁を空にし、有りたけの兵を以て我れを追擊せん、汝等は逸早く趙の壘壁に入り、趙の幟を拔棄てゝ漢の赤き幟を立よと、又副將に申附け、手輕の食品を兵士に配分せしめて曰く、今日趙を破りし後汝等一同と會食せんと、諸將は誰れとて斯く容易に勝利を得べしとは信ぜざりしも、大將の仰せなれば、心ならずも應じて承知致せりと云ふ、又軍吏に謂ひけるは、趙軍は早くも便利の地に據つて壁を構へ、已に足溜りあれば會戰を急ぐまじ、且つ彼れは吾が軍が險阻の處に至つて引還すことを恐るゝが故に、吾が大將の旗じるしを見ざる內は、輕々しく壁を出でゝ先陣を擊つが如きことはなかるべしと、因つて一萬の兵を先發し川を背にして陣を取らしむ、趙の軍は漢兵が自ら逃ぐることの出來難き地形に陣取りたるを見て、兵法を知らざる者となして大に之

るが、此れ勝に乘じ本國を離れて遠地をも顧みずして奮鬪す、其勢當るべからず、臣聞く、千里の遠き所より糧食を送るときは、運送續かずして士に飢ゑたる色あり、又燃料や飼料を取つて後に飯を炊ぐときは、軍隊は食ひ置きをなし能はずと、今井陘の道は極めて狹ければ、車は軌を竝ぶること出來ず、騎馬は列をなすこと出來ず、而して其行程數百里なれば、其勢糧食は後陣に在るに相違なし、足下何卒僕に奇兵三萬人を假し給へ、僕は間道より敵の輜重を絶つべければ、足下には堀を深くし壘を高くし、堅固に本陣を守つて敵と戰ひ給ふ勿れ、然るときは彼れ進むも鬪ふことならず、退いて還ることもならず、進退茲に極まるべし、此の際吾が奇兵不意に彼れの後陣を絶ち切り、田野に於て食物を掠むること出來ざらしめば、十日たゝぬ間に韓信、張耳兩將の頭は麾下へ持參なすこと出來得べし、願はくは僕の計に心を留めて勘考あれ、若し此の計を用ひたまはざるときは、二將の爲に虜にせらるべしと、成安君は儒者にして常に義兵と稱し、敵に油斷させ或は其不意を打つが如き謀略を用ひず、李左車に謂ふやう、吾れ聞く、兵法に味方の數が敵に十倍なれば之を圍み、二倍なれば之と戰ふと、今韓信の兵は數萬と號すれども、其實は數千に過ぎず、是れまで千里の長途を經て我れを襲ふことゆゑ、何分已に疲弊を極め居ることゝ思はる、今此の如き小敵すらも其鋒を避けて擊たざるならば、後來此れより以上の大敵に出遇ひしとき、何を以て之に對すべき、貴公の計に從つて空しく城に立籠るときは、諸侯は吾れを臆病なりとして、輕々しく來つて趙を伐つことゝならんと、廣武君の策を用ひざりき、

【字解】 夏說、代の相なり、喋血、血をふむなり、前に出づ、樵蘇、樵は薪を取るなり、蘇は草を取るなり、

廣武君策不用、韓信使人間視、知其不用、還報、則大喜、乃敢引兵遂下、未至井陘口三十里、止舍、夜半傳發、選輕騎二千人、人持一赤幟、從間道萆山而望趙

其鋒不可當、臣聞千里餽糧、士有飢色、樵蘇後爨、師不宿飽、今井陘之道、車不得方軌、騎不得成列、行數百里、其勢糧食必在其後、願足下假臣奇兵三萬人、從間道絕其輜重、足下深溝高壘堅營勿與戰、彼前不得鬬、退不得還、吾奇兵絕其後、使野無掠、不至十日、而兩將之頭、可致於戲下、願君留意臣之計、否必爲二子所禽矣、成安君儒者也、常稱義兵不用詐謀奇計、曰、吾聞兵法、十則圍之、倍則戰之、今韓信兵號數萬、其實不過數千、能千里而襲我、又已罷極、今如此避而不擊、後有大者、何以加之、則諸侯謂吾怯、而輕來伐我、不聽廣武君策、

【講義】　韓王は張耳を遣はし、韓信と諸共に兵を引いて東北に向ひ、趙代を撃たしめたる處、後九月に至り代の兵を破り、夏說を閼與に禽にせり、信は已に魏を下し代を破りしかば、漢王は人を以て其率ゐ居る精兵を取收め、榮陽に至りて楚を拒がしむ、信は張耳と數萬の兵を以て、東に進み井陘を下り趙を撃たんとす、趙王と成安君陳餘とは漢の軍が今にも來り襲ふ由を聞きしかば、兵を井陘口に聚めしが、其數は二十萬と號しぬ、廣武君李左車は成安君に說いて曰く、承はれば漢の將韓信は西河を涉り魏王を虜にし、夏說を討取り、新に閼與に血戰し、兵威盛なるが上に、今又張耳を輔佐とし、趙を下すべき謀を凝らす趣な

月に漢王は愈、兵を擧げて東方なる陳倉に出で丶三秦の地を略定し、漢の二年に函谷關を出で魏の河南を取込み、韓の殷王は降人となる、其れより齊趙を合せ、共に楚を擊てり、四月漢の兵は彭城に至りしが、敗軍して還る、信は復び兵を收めて漢王と滎陽に會し、復楚を京索の間に破りしかば、之が爲め楚の兵は西に進むこと能はざりき、漢が彭城に敗れて退却するや、塞王欣、翟王翳は漢を逃亡して楚に降り、齊趙二國も亦漢に反し、楚と和せんと欲す、六月魏王豹は親の病氣見舞ひと稱し、暇を乞ひて歸國に及びしが、自國に到着するや河關を絶ち切り、漢に裏切りして楚と和を約せり、漢王は酈生をして豹に降參を勸めたれども聞入れざりき、其八月信を以て左丞相となし、魏を擊たしむ、魏王は蒲坂に盛んなる兵備を設け臨晉を遮斷せり、韓信は旗指物を多く建て連ねて、兵の居らざるに兵の居るが如く見せかけ、船を排列して臨晉を渡らんとする風をなし、斯くて兵を隱して夏陽より木罌缻を以て河を渡らせ、安邑を襲へり、魏王豹は思ひがけぬ事とて大に驚き、兵を引いて信を迎へて戰ひたるに、信は之を虜にし、魏を定めて河東の郡とせり、

【字解】木罌缻、木にて缻を造り、繩を以て結び附け、水上に浮ぶるもの、

漢王遣張耳與信倶引兵、東北擊趙代、後九月、破代兵、禽夏說閼與、信之下魏破代、漢輒使人收其精兵、詣滎陽以距楚、信與張耳以兵數萬、欲東下井陘擊趙、趙王成安君陳餘、聞漢且襲之也、聚兵井陘口、號稱二十萬、廣武君李左車、說成安君曰、聞漢將韓信涉西河、虜魏王、禽夏說、新喋血閼與、今乃輔以張耳、議欲下趙、此乘勝而去國遠鬭、

筈なれ、此れは秦の人民の皆知る所なり、然るに大王は項羽の爲に職を失ひ、巴蜀漢中に入り給ふこととなりたれば、秦の民之を恨まぬものとては一人もなし、されば今大王が兵を擧げて東に向ひ給はゞ、三秦は檄文を廻すだけにて平定することと出來申さんと、

【字解】 喑啞叱咤、喑啞は怒氣を發すること、叱咤は怒聲を發すること、嘔々、和好の貌、刓、すりへること、何所不散、散は散敗を謂ふ、

於是漢王大喜、自以爲得信晩、遂聽信計、部署諸將所擊、八月、漢王擧兵東出陳倉、定三秦、漢二年、出關、收魏河南、韓殷王皆降、合齊趙共擊楚、四月、至彭城、漢兵敗散而還、信復收兵與漢王會滎陽、復擊破楚京索之間、以故楚兵卒不能西、漢之敗卻彭城、塞王欣、翟王翳、亡漢降楚、齊趙欲反漢與楚和、六月、魏王豹謁歸視親疾、至國、卽絕河關、反漢、與楚約和、漢王使酈生說豹不下、其八月、以信爲左丞相、擊魏、魏王盛兵蒲坂、塞臨晉、信乃益爲疑兵、陳船欲渡臨晉、而伏兵從夏陽、以木罌缻渡軍、襲安邑、魏王豹驚、引兵迎信、信遂虜豹、定魏爲河東郡、

【講義】 韓信の議論を聞きて漢王は大に喜び、彼れを得たることの晩かりしを悔いぬ、遂に其計に從ひて諸將が攻擊すべき方面を定めて手分けに及び、八

言語も嘔々と物やさしく、人若し病氣に罹るときは同情に堪へずして涙を流し、己が飲食を分つて之に與ふると云ふ風なり、然るに人に功勞あり、之に土地爵位を賜ふべき場合には遺り惜みをなし、其の印が潰れるまでも手に握り持ちて之に與ふるに忍びず、此れは世に申す婦人の仁なり、又項王は天下の覇者となり諸侯を己が臣下となすと雖も、關中に居らずして彭城に都す、此れ地の利を失ひたる者にして大勢を知らざるなり、彼れは義帝の約に背き、己れの親愛する所の人のみを王としたれば、諸侯は何れも不平なるが、諸侯は項王の義帝を逐ひ出して江南の地に置きたることを目撃せしかば、亦皆之に倣ひ、各其主を逐ひ出して自ら善き土地を取り、其王となれり、凡そ項王の通行する所は殘忍を行ひ破壞的ならざることなきゆゑ、天下の人は多く之を怨み、人民は懷き從はず、只其威力の強さに劫かされて何如とも出來ざるのみ、彼の名義は覇者なりと雖も其實天下の心を失ひ居れり、故に臣は項王強しと雖も容易に之を弱むべしと申すなり、今大王に於て誠に能く彼の仕方に反し、天下の武勇ある者を用ひて之に御任せあらば、何如なる者と雖も誅すべからざる者あらんや、天下の城邑を以て功臣を封じ給はゞ、何如なる者と雖も服せざる者あらんや、義兵を以て東に歸らんことを願ふ所の人人を從へ給はゞ、何如なる敵と雖も敗れざる者あらんや、其上三秦の王は以前秦の將軍として秦の子弟を指麾せしこと數年に及べることなるが、其間戰場にて命を失はしめたる者は數へ切れぬ程なり、然るに又其軍勢を欺いて諸侯に降參せし處、項王は新安に至り、秦の降兵二十餘萬を生ながら穴埋めにし、唯章邯、司馬欣、董翳の三將軍のみ免るゝことを得しかば、秦の父兄は此の三人を己が子弟の仇なりと思ひ詰め、痛みは骨までしみ透れり、今楚は無理に威力を以て此の三人を王となすと雖も、秦の人民は之を愛する者なし、之に反して大王は武關に入られても、秋の毛筋ほどだにも人を害せられたることなく、秦の煩雜苛刻の法律を除き去り、秦の人民と法律を三箇條に切りつむべきことを約束し給ひけるゆゑ、秦の人民は大王が秦の王とならるゝことを望まぬものなし、元來義帝と諸侯との約束に據るときは、大王こそ當然關中の王となり給ふべき

服、以義兵從思東歸之士、何所不散、且三秦王爲秦將、將秦子弟數歲矣、所殺亡不可勝計、又欺其衆降諸侯、至新安、項王詐坑秦降卒二十餘萬、唯獨邯欣翳得脫、秦父兄怨此三人、痛入骨髓、今楚彊以威王此三人、秦民莫愛也、大王之入武關、秋毫無所害、除秦苛法、與秦民約法三章耳、秦民無不欲得大王王秦者、於諸侯之約、大王當王關中、關中民咸知之、大王失職入漢中、秦民無不恨者、今大王擧而東、三秦可傳檄而定也、

【講義】　韓信は任命終りて已れの坐席に着きけるとき、漢王曰く、丞相蕭何數〻將軍の偉器なることを此の方に申しゝゆゑ、今度大將の榮職を授けたる次第なるが、將軍は何如なる奇策妙計を以て此の方に敎へらるゝかと、韓信は君恩の忝きよしを謝し、因つて王に問うて云ふやう、今東方に打つて出で天下を爭はんとし給ふ相手は項王に之れなきやと云ひければ、漢王はさ樣なりと答ふ、韓信又問うて云ふ、大王御自身思召さるゝ所にては、勇悍仁彊の點、項王と孰れか優り居り候やと、韓王默然として語なきこと稍〻久しかりしが、我れ及ばずと答ふ、信再拜して賀して曰く、臣に於ても亦大王の項王に及び給はざることを知る、然れども臣は以前項王に事へたる事あり、其人となりを承知致し居れば、今之を申して見るべし、項王は怒氣を發し大聲に呼はるときは、人も氣を失ひて縮みあがるほどなり、然れども賢將に任すること出來ざれば、強しと云ふも此れたゞ匹夫の勇と申すものなり、又項王は人に逢ふ砌、禮儀もあり慈愛もあり、

聞き、我れこそ大將の命を受くべけれと、銘々心中に待構へて喜び居けるに、愈、大將の任命せらるゝを見れば韓信なりしかば、一軍皆事の意外に驚けり、

信拜禮畢、上坐、王曰、丞相數言將軍、將軍何以教寡人計策、信謝、因問王曰、今東鄉爭權天下、豈非項王邪、漢王曰、然、曰、大王自料勇悍仁彊、孰與項王、漢王默然良久曰、不如也、信再拜賀曰、惟信亦爲大王不如也、然臣嘗事之、請言項王之爲人也、項王喑噁叱咤、千人皆廢、然不能任屬賢將、此特匹夫之勇耳、項王見人、恭敬慈愛、言語嘔嘔、人

有疾病、涕泣分食飮、至使人有功當封爵者、印刓弊忍不能予、此所謂婦人之仁也、項王雖霸天下、而臣諸侯、不居關中、而都彭城、有背義帝之約、而以親愛王諸侯不平、諸侯之見項王遷逐義帝、置江南、亦皆歸逐其主、而自王善地、項王所過、無不殘滅者、天下多怨、百姓不親附、特劫於威彊耳、名雖爲霸、實失天下心、故曰、其彊易弱、今大王誠能反其道、任天下武勇、何所不誅、以天下城邑封功臣、何所不

うつて韓信を追行けり、然るに或人は固より蕭何があわたゞしく馳出でたるは何故とも知る由なければ、彼れも亦脫走せしものと思ひ、漢王に向ひ、丞相何逃亡せりと報じたれば、平生恃みに思ひ居たる蕭何が居らずなりしことゆゑ、漢王は大に怒ると共に、宛も左右の手を失ひたる如く心細く思へり、軈て一兩日を過ぎて蕭何は歸り來つて謁見せしかば、漢王は腹立たしくもあり、又喜ばしくもあり、何を罵りて汝は何故に逃げたると言はれければ、何は答へて曰く、臣は敢て逃亡せしには之れなく、逃亡者を追駈けに行きたるなりと、漢王問ふ汝が追駈けたるは誰なりやと、何は韓信を追駈けし由を答へしに、漢王は復も罵つて曰く、諸將の逃亡てる者十人づゝ數ふるほど多數なるに、公は是れまで一人も追留めず、今韓信に限つて追駈くると云ふ道理なければ、韓信を追駈けたりと申すは詐りならんと、蕭何は對へて云ふ、他の諸將は一旦逃げたりとて、容易に得らるべし、信の如き人物に至りては國士にて、然も天下竝びなき者なれば、復得難かるべし、大王永く此の漢中の王位に甘んじ、大望を持ち給はざるならば、信は不用なれども、若し項羽と天下を爭はんと欲し給はゞ、信を除いて他に天下の事を計るべきものなし、大王孰れの方針に決し給ふやと、漢王曰く、吾れに於ても亦漢中より東方へ打つて出で天下を爭ふ所存なり、何ぞ鬱々として久しく此の漢中に居らんやと、何曰く、大王に於て是非とも東方へ打出で給ふ思召しならば、韓信を用ひ給へ、さすれば彼れ留まり申すべきも、用ひ給ふこと出來ずば、信は結局逃亡すべしと、漢王曰く、然らば貴公の顏に對し彼れを將とすべしと、何曰く、將となす位にては留まらざるべしと、漢王曰く、然らば大將となすべしと、何曰く、實以て仕合せの至りなりと、是に於て漢王は韓信を召して任命せんとせし處、蕭何曰く、大王は平素人を見下し輕んじて不作法に在らせらるることゆゑ、今大將を任命し給ふにも小兒を呼ぶが如くならん、大王の此の如き態度こそ韓信の留まらざる所以なれば、大王が眞實韓信を大將に任じ給ふ思召しならば、吉日を擇び、齋戒沐浴を行はれたる後、壇を築き禮を具へて、然る後任命の式を擧げ給へと、漢王は之を許容し、其準備を爲さしめたる處、諸將は漢王が新たに壇を築き大將を拜すと

追亡者、上曰、若所追者誰、何曰、韓信也、上復罵曰、諸將亡者以十數、公無所追、追信詐也、何曰、諸將易得耳、至如信者、國士無雙、王必欲長王漢中、無所事信、必欲爭天下、非信無所與計事者、顧王策安所決耳、王曰吾亦欲東耳、安能鬱鬱久居此乎、何曰、王計必欲東、能用信、信卽留、不能用、信終亡耳、王曰、吾爲公以爲將、何曰、雖爲將、信必不留、王曰、以爲大將、何曰、幸甚、於是王欲召信拜之、何曰、王素慢無禮、今拜大將、如呼小兒耳、此乃信所以去也、王必欲拜之、擇良日、齋戒、設壇場、具禮、乃可耳、王許之、諸將皆喜、人人各自以爲得大將、至拜大將、乃韓信也、一軍皆驚、

【講義】漢王は滕公の推擧に因つて兎も角韓信を用ひたるものゝ、別に特色ある人物とも思はざりき、信は毎度蕭何と談話せしに、何は彼れが非凡なることを認識せり、漢王は蜀へ赴かんとて鄭に至りし頃、諸將の途中より逃亡する者數十人に及ぶ、信も自ら思ひ運らすに、蕭何等は是れまで已に我事を漢王に推擧したるに漢王用ひざる以上、今後も決して重用するが如きことはあるまじければ、今の內見切りをつくるが得策ならんと、俄かに思慮を定めて逃出せり、蕭何は韓信が逃亡したりと聞き、漢王に言上する暇もあらばこそ、取る物も取りあへずして自身馬に鞭

仰視、適見滕公曰、上不欲就天下乎、何爲斬壯士、滕公奇其言、壯其貌、釋而不斬、與語、大說之、言於上、上拜以爲治粟都尉、

【講義】楚の項梁が兵を擧げて淮を渡りし折、信は劍を杖につきて之に隨身し、其旗本に屬しけれども、誰れも信の器量を知る者なかりしかば、其名は一向聞えざりき、項梁が秦の爲に打破られて死せし後は、項羽の手に屬し、項羽は信を郎中に任ぜり、信は度々策を建てゝ項羽に進めたれども、項羽は之を用ひず、漢王が巴蜀漢中に封ぜられ蜀の地に入らんとせし時、信は楚より脫走して漢に附きぬ、然れども此にても未だ人より名を知られず、平凡の扱ひを受けて連敖と云ふ卑しき官を授けられたるが、法を犯したりとて斬罪と定まれり、連累の十三人は皆巳に斬られ、愈、信の順番となりし時、信は不圖首を擧げ見たるに滕公の居ることが目に入りければ、之に語をかけて云ふ、君上には天下の大業を成すことを望み給はざるにや、何故に考へもなく壯士を斬らんとは爲し給ふと、滕公は此の一言を非凡とし、又其容貌を壯なりとし、釋して斬罪に處することを止め、之と物語りをなしたる處大に心に叶ひしかば、漢王に彼れの役に立つべきことを言上し、採用を勸めければ、漢王は信を治粟都尉に拜せり、

【字解】戲下、麾下なり、連敖、楚の官名司馬なり、

上未之奇也、信數與蕭何語、何奇之、至南鄭、諸將行道亡者數十人、信度何等已數言上、上不我用、卽亡、何聞信亡、不及以聞、自追之、人有言上曰、丞相何亡、上大怒、如失左右手、居一二日、何來謁上、上且怒且喜、罵何曰、若亡何也、何曰、臣不敢亡也、臣

を厄介視し、愛想づかしを爲さんが爲に、朝早く飯を炊ぎ、寢床にて朝飯を食ひ終れり、信は斯くとも知らず、朝飯の時刻に往きし處、亭長の妻は知らぬ風をなして食事の仕度を爲さゞりしかば、信も彼女が自分を遠ざけんとする意中を知りしかば、怒つて竟に其家と關係を絶ちて立退きぬ、韓信はそれより淮陰の城下を流るゝ淮水の岸にて釣をなしゝが、此の流には附近の老婆ども水に綿を打ちて晒す者多かりしが、其中の一人、信が飢ゑたる樣子を見て氣の毒に思ひ、己れの食物を割いて信に與へ、綿打の濟むまで數十日の間信を養ひしかば、信は之が爲に飢渴を免れたることを喜び、深く恩義に感ぜし餘り、老婆に向ひて云ふやう、吾れとて他日立身すまじきものにも非ず、其折は必ず厚く今日の恩を報い申さんと、老婆は怒つて曰く、汝大いなる胴體を以てして自活すること出來ず、何如にも笑止千萬なり、吾れ王孫の氣の毒さに食物を呈したるなり、豈に報謝を望まんやと、淮陰の屠殺業をなす少年仲間に信の意氣地なき樣子を見て侮る者あり、汝は身の丈高くして肥え太り、好んで刀劍を腰に佩ぶるも、內心は臆病者のみと惡口に及び、大勢にて信を辱かしめて曰く、汝、命を擲出す勇氣あらば我れを刺して見よ、若し又命惜くば我が袴下を通り拔けよと、信は斯く言はれて一言の答もなさず、篤と少年の面體を見詰めしが、身を伏せ腹這ひとなつて少年の袴下を潛り出でたれば、一市の人此の滑稽なる有樣を見て、一同手を拍つて笑ひ、信を臆病となさぬ者は之れなかりき、

【字解】淮陰、縣の名、下鄉、淮陰の屬縣、辱食、起き出でぬ中に食事をなすこと、漂、水を以て綿を打つこと、王孫、猶公子と云ふが如し、之を尊ぶなり、

及項梁渡淮、信杖劍從之、居戲下、無所知名、項梁敗、又屬項羽、羽以爲郎中、數以策干項羽、羽不用、漢王之入蜀、信亡楚歸漢、未得知名、爲連敖、坐法當斬、其輩十三人皆已斬、次至信、信乃

じて遂に國を亡ぼしぬ、

【字解】自愛姫殖、殖は生ずるなり、

淮陰侯列傳第三十二

淮陰侯韓信者、淮陰人也、始爲布衣時、貧無行、不得推擇爲吏、又不能治生商賈、常從人寄食飲、人多厭之者、常數從其下鄉南昌亭長寄食、數月、亭長妻患之、乃晨炊蓐食、食時信往、不爲具食、信亦知其意、怒、竟絕去、信釣於城下、諸母漂、有一母見信飢、飯信、竟漂數十日、信喜、謂漂母曰、吾必有以重報母、母怒曰、大丈夫不能自食、吾哀王孫而進食、豈望報乎、淮陰屠中少年有侮信者、曰、若雖長大、好帶刀劍、中情怯耳、衆辱之曰、信能死、刺我、不能死、出我袴下、於是信孰視之、俛出袴下、蒲伏、一市人皆笑信以爲怯、

【講義】淮陰侯韓信は淮陰の人なり、其昔し布衣を身に着けて浪人なりし時、家貧しく放埒なりしが、人より推し擇ばれて役人となること出來ず、又商賣をなして生計を立ることも出來ず、常に人の家に厄介となりて居りければ、多く人より嫌はれたり、彼れは淮陰下鄉縣の南昌と云ふ處の亭長に緣故ありけん、常に其家にて食事の賄ひを受くること度々に及びしが、斯くて五六箇月にもなりしかば、亭長の妻は彼れ

人殺布茲郷民田舍、遂滅黥布、立皇子長爲淮南王、封賁赫爲期思侯、諸將率多以功封者、

【講義】英布の兵は精鋭にして犯し難かりしかば、高祖は姑らく其鋭鋒を避けて庸城に立籠り、城上より布の軍を望み見るに、其陣營の配置は項羽の軍に似てありければ、高祖は心に之を惡みしが、遥かに聲を揚げ布に謂ふやう、汝何を苦んで謀叛せしやと、布は之に答へて、我れ帝王たらんと欲するが故のみと答へしかば、高祖は怒りて散々に惡口し、大に戰ひし處、布は敗走に及び、淮を渡り數〻踏み止まつて戰ひしかども利あらず、百餘人と江南に走れり、布は以前番君と婚姻を結びしかば、長沙の哀王は人を以て布を欺き、倶に越に走らんと言はせしに、布は之を信と思ひて、其者に隨ひ番陽に赴きける處、番陽の人彼れを茲郷の民家に殺せり、漢王は已に布を滅ぼし、皇子長を立てゝ淮南王とし、賁赫を期思侯に封じ、諸將功を以て封ぜられし者多かりき、

太史公曰、英布者、其先豈春秋所見楚滅英六皐陶之後哉、身被刑法、何其拔興之暴也、項氏之所坑殺人以千萬數、而布常爲首虐、功冠諸侯、用此得王、亦不免於身爲世大僇、禍之興、自愛姬殖、妒媢生患、竟以滅國、

【講義】太史公云ふ、英布は其祖先を尋ぬるに、春秋に、楚、英六を滅ぼすとある英六にて、皐陶の子孫なるが如し、大賢の子孫は福を受くべき道理ながら、何とて其突然として興ることの急なるや、項氏が坑殺したる所の人は何千何萬を以て數ふべき程なるが、布は實に彼れを助けて暴虐をなしたる巨魁なり、功は諸侯に冠たる所より王位に登ることを得たれども、亦世の大戮を被つて死することを免れざりき、但し禍ひの發端は寵愛せる妾に在り、嫉妬より患を生

甀、

【講義】英布が謀反を企てし初め、部下の諸將に謂ふやう、主上は已に年老いて戰爭を厭はるゝゆゑ、必ず親征せらるゝことなかるべし、さすれば諸將軍に命じて我れを擊たしむるに相違なきことなるが、諸將の中にて余の憚る所は淮陰侯韓信と彭越との二人に過ぎず、然るに今此の二人は已に死し、其他のものは畏るゝに足らずと、斯くて遂に反せしなり、而して彼れの作戰計畫は、果して薛公の推量せしが如く三策中の下策に出でゝ、東に向ひ荊を擊てり、荊王劉賈は敗走して富陵と云ふ處に討死せしかば、英布は盡く彼れの兵を劫かして己れに從はしめ、淮水を渡り楚を擊つ、楚も兵を發して之に當り、兩軍徐僮の間に戰へり、楚王は其軍を三隊に分ち、互ひに奇兵をなして救ひ合はしめんとせしに、或人楚の將に說いて申しけるは、英布は戰爭の巧者なるものゆゑ人皆之を畏る、且つ兵法に諸侯が己れの土地に於て戰ふを散地の戰ひと名づけ、兵士に未練心あつて敗北し易しとて忌む所なり、然るに今兵を分つて三隊となすときは、敵が我が一隊を破りしならは、他の二隊は皆逃げ奔るべし、何とて互ひに救ふことを得ん、故に軍を分つは宜しからずと、然る處楚の將は此の異見を採用せざりしかば、英布は果して其一軍を破り、他の二軍は或人の豫言せし如く敗走に及びしかば、英布は愈〻西進して高祖の兵と蘄の西、會甀に出遇へり、

【字解】散地、散滅の地と云ふ義なり、

布兵精甚、上迺壁庸城、望布軍、置陳如項籍軍、上惡之、與布相望見、遙謂布曰、何苦而反、布曰、欲爲帝耳、上怒罵之、遂大戰、布軍敗走、渡淮、數止戰、不利、與百餘人走江南、布故與番君婚、以故長沙哀王使人紿布、僞與亡、誘走越、故信而隨之番陽、番陽

取り、檄文を燕趙に傳へ、固く其所を守ることにて、斯くせば山東は漢の物に非ざるべし、高祖問ふ、何如なるを中策と謂ふやと、對へて云ふ、東の方は吳を取り、西の方は楚を取り、韓を幷せ魏を取り、敖倉の粟に據り、成皐の口を塞ぐことにて、斯くせば勝敗の運未だ測られずと、高祖は又問ふ、何如なるを下策と謂ふやと、對へて云ふ、東は吳を取り、西は下蔡を取り、輜重を越に送り、其身は長沙に歸ることにて、斯くせば陛下は枕を高くして臥することを得給ひ、漢の天下は事なからんと、高祖曰く、此三策の中、英布は何れの策に出づるならんと、令尹之に對へて下策に出で申すべしと曰ふ、高祖は何故に彼れ上策中策を用ひずして下策に出づるやと問ひければ、令尹曰く、英布は元來麗山にて苦役を爲しし者なるが、自ら運命を開拓して萬乘の君となれり、然れども彼れが此に至りたる逕路を看るに、何事も一身の爲のみを謀り、後代の事を考へ、人民萬代の利益などを顧みざりしを以て、臣の彼れを下策に出づべしと申したるなりと、高祖は之を聞いて名論なりと稱し、薛公を千戶に封ぜり、斯くて皇子の長を立て丶淮南王となし、高祖は遂に兵を發し、自ら將として東征に及び、英布を擊てり、

布之初反、謂其將曰、上老矣、厭兵、必不能來、使諸將、諸將獨患淮陰彭越、今皆已死、餘不足畏也、故遂反、果如薛公籌之、東擊荊、荊王劉賈走死富陵、盡劫其兵、渡淮擊楚、楚發兵與戰徐僮間、爲三軍、欲以相救爲奇、或說楚將曰、布善用兵、民素畏之、且兵法諸侯戰其地爲散地、今別爲三、彼敗吾一軍、餘皆走、安能相救、不聽、布果破其一軍、其二軍散走、遂西與上兵遇蘄西會

反不足怪也、使布出於上計、山東非漢之有也、出於中計、勝敗之數、未可知也、出於下計、陛下安枕而臥矣、上曰、何謂上計、令尹對曰、東取吳、西取楚、并齊取魯、傳檄燕趙、固守其所、山東非漢之有也、何謂中計、東取吳、西取楚、并韓取魏、據敖倉之粟、塞成皐之口、勝敗之數未可知也、何謂下計、東取吳、西取下蔡、歸重於越、身歸長沙、陛下安枕而臥、漢無事矣、上曰、是計將安出、令尹對曰、出下計、上曰、何謂廢上中計、而出下計、令尹曰、布故麗山之徒也、自致萬乘之主、此皆爲身、不顧後、爲百姓萬世慮者也、故曰出下計、上曰、善、封薛公千戶、迺立皇子長爲淮南王、上遂發兵自將東擊布、

【講義】　滕公は彼れの事を高祖に申立てゝ曰く、臣の客分にて以前楚の令尹を勤めたる薛公と申す者は計略のある人物なれば、英布の處分問題に就いて御下問あるべしと、高祖は滕侯の言ふがまゝに薛公を召して問はれけるに、薛公對へて云ふ、英布の謀叛は固より怪むに足らず、若し布が上策に出でなば山東は漢の所有にあらざるべし、中策に出でなば勝敗の數は豫め分り難し、若し又下策に出でなば陛下は枕を高くして臥すことを得給はんと、高祖は上策とは何如なる仕方を指すにやと問はれければ薛公曰く、そは東の方吳を取り、西の方楚を取り、齊を并せ魯を

【講義】、賁赫は愈、長安に到着して天下の一大事ありと申立て、英布の謀反は已に絲口(イトグチ)あれば、彼れが事を擧げざる中に誅し給ふべしと言せければ、高祖は其具申書を讀み、相國の蕭何に語りて意見を問はる、相國云ふ、英布は謀反などなす筈なし、事によらば彼れの怨家が誣告するやも知れ難ければ、兎も角も赫をば獄舍に繋ぎ置き、人を淮南に遣はして其れとなく取調べをなさしめんと、高祖は其意見に從ひしが、淮南王の方にては賁赫が己れの罪を逃れんが爲に變事を上奏せんとて脱走せしことを知り、已に自國の密事を告げしものと疑ひ居りたる砌、朝廷の使者入込みて頗る探索の手懸りを着けたることを知り、最早脱るゝに由なしと思ひしかば、遂に賁赫の一族を皆殺しになし、兵を擧げて反せり、淮南へ出張の役人より英布が愈、謀反せしとの報告朝廷に達するや、賁赫の誣告にあらざること明確となりしかば、高祖は之を赦して將軍に任ぜり、斯くて高祖は諸將を召し集め、英布反せしが何如なる處置を取るべきかと尋ねられしに、一同答ふるやう、兎角の論議に及ばず、直ちに兵を發して征伐に及び、彼の小兒を穴埋めになすべきのみ、彼れに何事か出來得べきと、汝陰侯滕公は以前楚の令尹の役を勤めたる者に見る所あつて之を召び、英布の事件に就き彼れの見込みを尋ねたるに、令尹云ふ、英布は無論謀反すべき道理なりと、滕公問うて曰く、主上は土地を裂いて之を王となし、爵を分つて之を貴くし、南面の位に立たせ、萬乘の主たることを得しめ給ひたれば、何の不足もなく、長く恩惠を仰ぐべきに、謀反するは何如なる次第なるかと、令尹曰く、朝廷に於ては往年彭越を殺し給ひ、前年又韓信を殺し給へり、彭越、韓信、英布の三人は功勳同じく、一つ身體と申しても然るべき人なり、故に英布は他の二人が殺されたるを見て、今度は禍ひが我が身に來る番なりとて疑惧に堪へざるが故に反したるのみと、

【字解】 疏爵、疏は分つなり、

滕公言之上曰、臣客故楚令尹薛公者、其人有籌筴之計、可問、上迺召見問薛公、薛公對曰、布

此の醫師の家の門は中大夫なる賁赫の門と向ひ合せに成り居れり、此の妾は度々醫師の家に赴きけるが、賁赫は己れ侍中の職に在るを以て、立身の媒介にもと手厚く妾に贈物をなし、妾の相手となりて醫師の家に酒宴を催し、懇親を重ねぬ、斯くて妾は淮南王に侍して話の緒につれ、問はずかたりに賁赫の立越えたる人物なる由を談りたる處、王は嫉妬の心より立腹して、汝は何れの場合に於て彼れを知れりやと詰問せしかば、妾は委細隱さず其經過を述べたるに、王は妾が賁赫と姦通せしものと疑ひしかば、賁赫は恐れて病氣を申立て出勤せざりしほどに、王は愈々怒り赫を捕へんとせり、赫は王が謀叛の事を告發せんとて傳馬に乘じ、長安を指して馳せ行きけり、王は斯くと覺り、人を以て追ひかけしめたれども及ばざりき、

赫至、上變言布謀反有端、可先未發誅也、上讀其書、語蕭相國、相國曰、布不宜有此、恐仇怨妄誣之、請繫赫、使人微驗淮南王、

淮南王布見赫以罪亡上變、固已疑其言國陰事、漢使又來、頗有所驗、遂族赫家、發兵反、反書聞、上迺赦賁赫、以爲將軍、上召諸將問曰、布反、爲之奈何、皆曰、發兵擊之、坑豎子耳、何能爲乎、汝陰侯滕公召故楚令尹問之、令尹曰、是固當反、滕公曰、上裂地而王之、疏爵而貴之、南面而立、萬乘之主、其反何也、令尹曰、往年殺彭越、前年殺韓信、言此三人者、同功一體之人也、自疑禍及身、故反耳、

とゆゑ、朕は汝の功を賞することに致さんとて、何をば護軍中尉に任ぜり、

布遂剖符爲淮南王、都六、九江廬江衡山豫章郡皆屬布、七年、朝陳、八年朝雒陽、九年、朝長安、十一年、高后誅淮陰侯、布因心恐、夏、漢誅梁王彭越、醢之、盛其醢、徧賜諸侯、至淮南、淮南王方獵、見醢、因大恐、陰令人部聚兵、候伺旁郡警急、布所幸姬疾、請就醫、醫家與中大夫賁赫對門、姬數如醫家、賁赫自以爲侍中、迺厚餽遺、從姬飮醫家、姬侍王從容語次、譽赫長者也、王怒曰、汝安從知之、具說狀、王疑其與亂、赫恐、稱病、王愈怒、欲捕赫、赫言變事、乘傳詣長安、布使人追、不及、

【講義】漢王は剖符を二分し布に與へて淮南王に封じ、布は六の地に都し、九江、廬江、衡山、豫章等の郡皆布に屬することとなれり、其れより布は漢王の七年に陳に至りて參朝し、八年に雒陽に至りて參朝し、九年に長安に至りて參朝せり、十一年、高祖の皇后呂氏は淮陰侯韓信を誅せしかば、布は人事ならずと思ひて心に恐れし處、其夏漢王は又梁王彭越を誅して其肉を鹽漬となし、其鹽漬を徧く諸侯に賜ひ、淮南にも到來せり、其折淮南王は丁度遊獵をなし居たるが、之を見て大に恐れ、內密に人を以て各方面に隨ひ其れ其れ兵を聚めしめ、又附近の郡縣の樣子を探らせ、何時にても變事あらば打立つことの出來るやう用意せしむる所あり、時に布が寵愛せし一人の妾、疾に罹りければ、外出の許しを願ひ出で丶醫師の家へ通ひしが、

南王となし、諸共に項羽を撃つ、漢の五年布は人をして九江に入らしめ、五六縣を手に入れぬ、六年布は劉賈と九江に入り、大司馬周殷を味方に誘ひし處、其計適中して周殷は楚に反き、遂に九江の兵を擧げ、漢と楚を撃ちて之を垓下に打破れり、項羽は討死に及び、天下已に定まりしかば、高祖は宴會を催しゝが、此の時高祖はわざと隨何の功をくさして云ふやう、何は腐れ儒者なり、天下を治むるに腐れ儒者が何の役に立つことあらんやと、

【字解】　上方云々、高祖は布が以前より王たるを以て其尊大ならんことを恐れ、先づ傲然たる態度を示して之を折き置き、然る後優待して其心を悦ばしたるは政略なり、

隨何跪曰、夫陛下引兵攻彭城、楚王未去齊也、陛下發步卒五萬人騎五千、能以取淮南乎、上曰、不能、隨何曰、陛下使何與二十人使淮南、至如陛下之意、是何之功、賢於武卒五萬人騎五千也、然而陛下謂何腐儒、爲天下安用腐儒何也、上曰、吾方圖子之功、迺以隨何爲護軍中尉、

【講義】　隨何は斯くと聞くや跪いて申すやう、夫れ陛下が兵を引いて彭城を攻め給ひしとき、楚王は未だ齊を去らざりしなり、此の際陛下には步兵五萬人、騎兵五千人を以て淮南を取り給ふこと出來べきやと、高祖は其は出來ずと言はれければ、何は曰く、陛下は臣をして二十人の隨員と共に淮南に使せしめ給ひしに、臣淮南に至り、布を說いて陛下の思召しの如く、之をして楚に反いて漢に從はしめたるは臣の手柄に之れあり、是れ臣の功は五萬の步兵、五千の騎兵に愈れり、然るに陛下が臣を腐儒とし、天下を治むるに腐儒が何の役に立つべきやと仰せらるは如何なる次第なりやと、高祖は元々彼れの功を認識し居たる

淮南王至、上方踞牀洗、召布入見、布甚大怒、悔來、欲自殺、出就舍、帳御飲食從官如漢王居、布大喜過望、於是迺使人入九江、楚已使項伯收九江兵、盡殺布妻子、布使者頗得故人幸臣、將衆數千人歸漢、漢益分布兵、而與俱北收兵、至成皐、四年七月、立布爲淮南王、與擊項籍、漢五年、布使人入九江、得數縣、六年、布與劉賈入九江、誘大司馬周殷、周殷反楚、遂擧九江兵、與漢擊楚、破之垓下、項籍死、天下定、上置酒、上折隨何之功、謂何爲腐儒、爲天下安用腐儒、

【講義】淮南王英布は隨何に伴はれ漢王の陣所に至りしに、漢王は丁度其折牀の上に尻を据ゑ、兩足を投げ出して人に之を洗はせながら英布を召し入れて面會せしかば、英布は漢王の餘りに無禮なることを怒り、斯くと知らば來らざりしものをと悔み嘆き、自殺せんとせし程なり、然るに漢王の前を退出して豫て設けの旅館に落付きしに、其戶張、諸道具と云ひ、飮食と云ひ、附添の役人に至るまで美を盡し善を盡し、全く漢王の宮中と同樣なりしかば、英布は又其取扱ひの意外に鄭重なることに驚き且つ喜べり、是に於て布は人を九江に遣はし家族を引きまとめんとせしに、楚の方にては已に項伯をして九江の兵を收めて布が妻子を殺さしめたる後なりき、されど使者は布の舊友や其氣に入りの臣下等を得て、衆數千人を率ゐ漢に歸せり、漢は布の使者が九江より伴ひ來りし軍勢の上に漢の兵を足し、共に北を差して途途兵を收めて成皐に至りしが、四年七月には布を立てゝ淮

英布發兵、舍傳舍、隨何直入、坐楚使者上坐、曰、九江王已歸漢、楚何以得發兵、布愕然、楚使者起、何因說布曰、事已搆、可遂殺楚使者、無使歸、而疾走漢幷力、布曰、如使者教、因起兵而擊之耳、於是殺使者、因起兵而攻楚、楚使項聲龍且攻淮南、項王留而攻下邑、數月、龍且擊淮南、破布軍、布欲引兵走漢、恐楚王殺之、故間行與何俱歸漢、

【講義】　淮南王布は隨何に說かれて心動き、其說に従ひ申さんとて同意を表し、內密に楚に背いて漢の味方をなすべきことを約したれども、未だ之を泄さざりし處、楚の方よりも援兵催促の使者を派遣し、使者は旅館に泊り込みて日日居催促をなしけるに、彼れ每の如く淮南王の朝廷に出でたるとき、隨何は直ちに其席に入り、楚の使者の上坐に着坐して云ひけるは、九江王は已に漢に附きたれば、楚は何を以て兵を徵するを得んやと、是れ英布の決心を固むる手段なりしが、布は果して愕然と喫驚し、楚の使者も奇怪千萬の面持にて席を起てり、隨何は布に說くやう、事已に定まりし以上は、楚の使者が歸りて彼れ此れ言はざる內に之を殺し、逸早く漢に附いて力を幷すに若かずと、布は實に使者の申さるゝ通りなり、此の儘兵を起して楚を擊つ外なしと、答へて使者を殺し兵を舉げて楚を攻めぬ、楚の方よりは項聲、龍且をして淮南を攻めしめ、項王は留まつて下邑を攻む、數月にして龍且は淮南を擊ち布の軍を破りしかば、布は兵を引いて漢に去らんとせしが、楚王に殺されんことを恐れ、間道を取りて隨何と俱に漢に歸しぬ、

【字解】　以搆、已に成ると訓ず、下邑、地名なり、宋州碭山縣、

之留レ意也、

【講義】大王は此の如く楚に對して不熱心なるに拘はらず之を背き給はざるは、漢を弱しと見らるゝが故なり、夫れ楚の兵は成程强きことは强けれども、天下の人誰れ彼れとなく、不義の汚名を彼れに負はせ居れり、此れ彼れが盟約に背きて楚の義帝を殺したるが爲なり、然るに楚王の戰ひに勝ちたる所より自ら强しと思ふも、漢王は諸侯を味方に取入れ、還りて成皐滎陽を守り、蜀漢の糧米を取り寄せ、堀を深く掘り、砦の壁を高く築き、邊境を守り塞垣に乘ずるが上に、楚の兵引返し來るとも、其間に梁の彭越の領地介り居ること故、彼れより言へば八九百里も深く敵地に入るわけにて、戰はんとすれば、後より繼ぐ味方なければ戰ふことならず、城を攻めんとすれば、力不十分のため攻むることならず、老弱は千里の遠方へ糧食を運ぶが爲に疲困すべし、楚の兵滎陽、成皐に至るも、漢の方にては堅く守つて動かざるときは、楚の軍進んでは攻むることを得ず、退いては引揚ぐること能はず、故に拙者は楚の兵恃むに足らずと申すなり、若し又楚が漢に勝ちなば、諸侯は恐れ危みて互ひに相救ふべきが故に、楚の强きことは反つて天下を皆敵とする本となる、故に楚の漢に叶はざることは見易き勢ひなり、今大王に於ては萬全なる漢の味方をせられずして、危亡の楚に依賴し給ふことは、臣が大王の爲に判斷に苦しむ所なり、然れども臣は淮南の兵を以て楚を亡ぼす力ありとなす次第には非ず、夫れ大王が兵を發して楚に背き給ふときは項王は留まるに相違なし、項王が留まること數箇月ならば、漢が天下を取ることは萬が萬確實なるべし、臣は大王の御供を致すべければ、大王には劍を提げて漢に歸し給へ、さすれば漢王に於ては必ず土地を裂いて大王を封ずべし、又況んや淮南の如きは、從來大王の領し給ふ所なれば、大王の所有たるべきは勿論なり、故に漢王は使節たる小臣をして愚計を進めしむる次第なり、願はくは大王の御勘考あらんことをと、

淮南王曰、請奉レ命、陰許ニ畔レ楚與一レ漢、未ニ敢泄一レ也、楚使者在レ方急責ニ

き譯合ひのものなるか、大王は楚に臣事すると云ふ空名を以て厚く楚に賴らんとなし給へども、臣は憚りながら大王の爲に不利益と存ずるなり、

【字解】騷、掃の音通、

然而大王不背楚者、以漢爲弱也、夫楚兵雖彊、天下負之以不義之名、以其背盟約而殺義帝也、然而楚王恃戰勝自彊、漢王收諸侯、還守成皐滎陽、下蜀漢之粟、深溝壁壘、分卒守徼乘塞、楚人還兵、間以梁地、深入敵國八九百里、欲戰則不得、攻城則力不能、老弱轉糧千里外、楚兵至滎陽成皐、漢堅守而不動、進則不得攻、退則不得解、故曰、楚兵不足恃也、使楚勝漢、則諸侯自危懼而相救、夫楚之彊、適足以致天下之兵耳、故楚不如漢、其勢易見也、今大王不與萬全之漢、而自託於危亡之楚、臣竊爲大王惑之、臣非以淮南之兵、足以亡楚也、夫大王發兵而倍楚、項王必留、留數月、漢之取天下、可以萬全、臣請與大王提劍而歸漢、漢王必裂地而封大王、又況淮南、淮南必大王有也、故漢王敬使使臣進愚計、願大王

以託國也、項王伐齊、身負板築、以爲士卒先、大王宜悉淮南之衆、身自將之爲楚軍前鋒、今廼發四千人以助楚、夫北面而臣事人者、固若是乎、夫漢王戰於彭城、項王未出齊也、大王宜騷淮南之兵渡淮、日夜會戰彭城下、大王撫萬人之衆、無一人渡淮者、垂拱而觀其孰勝、夫託國於人者、固若是乎、大王提空名以鄕楚、而欲厚自託、臣竊爲大王不取也、

【講義】隨何は英布に謁見するや先づ問うて云ふ、此の度漢王に於ては臣に命じ、敬んで書を大王の御側の者まで差出さしめ候が、臣が憚りながら伺ひたきことは、大王が楚と何如なる間柄にて楚と親密になし給ふかの一事に之れありと、淮南王云ふ、此の方は北面して臣下の地位に立つが故なりと、隨何曰く、大王と項王とは竝びに諸侯の列に居られながら、北面して臣下の態度を取らるゝは、是れ全く楚が強ければ國を託することも出來得べしとせらるればならん、然るに事實は臣下の勤めを缺き給ふが如し、何となれば、項王は齊を征伐し、自身板や杵を負ひ士卒の先駈となりて勞働す、此の際大王に於ては淮南に有らん限りの軍勢を發し、身自ら之を統帥して楚軍の前鋒とならるべき道理なり、然るに今僅かに四千人の兵を發して楚を助けらる、夫れ北面して他人の臣下たる者は一體此の如き譯合ひのものなるか、夫れ漢王は彭城に戰ひ、項王は未だ齊を出でざるに方り、大王には淮南の兵を殘りなく引率し、淮水を渡りて日夜彭城の下に會戰せらるべき道理なり、然るに大王は萬人の大軍を養ひ置かれながら、一人も淮水を渡る者なく、手を拱きて楚と漢と孰れが勝つかを見物し給ふ、夫れ己が國を人に託する者は一體此の如

【講義】漢の二年、齊王田榮は楚に背きしかば、項王は自身齊を征伐し、九江に出兵を命ぜし處、布は病氣を申立てゝ往かず、部下の將に數千人を率きて行かしめたるが、漢が楚を彭城に敗りし折も、布は又病氣と稱して楚を佐けざりしかば、項王は此事よりして布を怨み、屢、使者を以て布の緩怠を責めて出頭を促しゝも、布は愈、罪せられんことを恐れて敢て往かず、項王は北に在りて齊趙を憂へ、西に於ては漢を患へ、己れに味方する所の者は九江王のみなるが上に、布が器量を又なき者と思ひ、之を親任せんと欲せしため、彼れの不忠を忍びて未だ之を擊つに及ばず、漢の三年、漢王は楚を擊つて大に彭城に戰ひ、利あらず、梁の地を出で虞に至り、左右の者に謂ふやう、彼等などは共に天下の事を計るに足らず、謁者の役を勤むる隨何進み出でゝ曰く、陛下の仰せは解しかぬる所之れありと、漢王曰く、何人か能く我が爲に使者となりて淮南に赴き、布をして兵を發し楚に背かしむるものぞ、若し項王を齊に留むること數箇月ならば、我れの天下を取ることは百が百ながら確實なるべしと、隨何は臣其使ひの役を勤め申さんとて、二十人の隨員と共に淮南に使し、太宰とて大膳職の家に止宿して謁見を請ひたる處、三日を過ぐれども其沙汰に及ばれざりければ、隨何、太宰に說いて云ふ、王が拙者に逢ひ給はざる仔細は、楚を强しとし漢を弱しと思ひ給ふが爲ならん、此れ臣が使節として來りたる所以なり、拙者に謁見を得しめられよ、若し申す所是ならんには、大王に於ても聞きたく思召すならん、若し又申す所非ならんには、拙者等二十餘人を淮南の市に誅して、王が漢を敵として楚に味方せらるゝことを明かにせらるべしと、太宰は隨何の主張を布に傳へしかば、布は彼れを接見することゝなりぬ、

【字解】主、舍なり、やどをとること、

隨何曰、漢王使臣敬進書大王御者、竊怪大王與楚何親也、淮南王曰、寡人北鄉而臣事之、隨何曰、大王與項王俱列爲諸侯、北鄉而臣事之、必以楚爲彊可

けるが、内々九江王布等をして之を擊たしめ、其八月、布は己が部下の將をして義帝を擊たしめ、郴縣まで追行きて之を殺しぬ、」

漢二年、齊王田榮畔楚、項王往擊齊、徵兵九江、九江王布稱病不往、遣將將數千人行、漢之敗楚彭城、布亦稱病不佐楚、項王由此怨布、數使使者誚讓召布、布愈恐、不敢往、項王方北憂齊趙、西患漢、所與者、獨九江王、又多布材、欲親用之、以故未擊、漢三年、漢王擊楚、大戰彭城、不利、出梁地、至虞、謂左右曰、如彼等者、無足與計天下事、謁者隨何進曰、不審陛下所謂、漢王曰、孰能爲我使淮南、令之發兵倍楚、留項王於齊數月、我之取天下、可以百全、隨何曰、臣請使之、廼與二十人俱使淮南、至、因太宰主之、三日不得見、隨何因說太宰曰、王之不見何、必以楚爲彊、以漢爲弱、此臣所以爲使、使何得見、言之而是邪、是大王所欲聞也、言之而非邪、使何等二十人伏斧質淮南市、以明王倍漢而與楚也、太宰廼言之王、王見之、

軍、范增を末將、項羽を次將とし、英布、蒲將軍は共に將軍となり、悉く宋義に屬し、北の方、趙を救へり、已にして項羽が河上に於て宋義を殺すに及び、懷王は羽を上將軍に任じ、諸將は皆項羽の手に屬せり、

項籍使布先涉渡河擊秦、布數有利、籍迺悉引兵涉河從之、遂破秦軍、降章邯等、楚兵常勝、功冠諸侯、諸侯兵皆以服屬楚者、以布數以少敗衆也、項籍之引兵西至新安、又使布等夜擊、坑章邯秦卒二十餘萬人、至關、不得入、又使布等先從間道破關下軍、遂得入至咸陽、布常爲軍鋒、項王封諸將、立布爲九江王、都六、漢元年四月、諸侯皆罷戲下、各就國、項氏立懷王爲義帝、徙都長沙、迺陰令九江王布等行擊之、其八月、布使將擊義帝、追殺之郴縣、

【講義】項羽は布をして先陣に進み河を涉りて秦を擊たしめたる處、布は幾度も勝利を得しかば、羽は悉く兵を引いて河を渡り、布の後より兵を進め、秦の軍を打破り、章邯等を降せり、楚の兵が常に勝ち、諸侯の兵が皆楚に服從せし所以は、布が每度寡兵を以て大敵を破りたるが爲なり、項羽が兵を引いて西の方新安に至る折にも、又布等をして先づ間道より關下の軍を破らしめ、遂に咸陽に入るを得たり、布は常に楚軍の先鋒を勤めしかば、項王が諸將を封するとき、布を九江王となし、布は六を都とせり、漢の元年四月、諸侯皆戲下を引揚げて、それ〴〵本國に歸る、項氏は懷王を立てゝ義帝となし、都を長沙に移さしめ

引兵而東、聞項梁定江東會稽、涉江而西、陳嬰以項氏世爲楚將、迺以兵屬項梁、渡淮南、英布蒲將軍、亦以兵屬項梁、項梁涉淮而西、擊景駒秦嘉等、布常冠軍、項梁至薛、聞陳王定死、迺立楚懷王、項梁號爲武信君、英布爲當陽君、項梁敗死定陶、懷王徙都彭城、諸將英布、亦皆保聚彭城、當是時、秦急圍趙、趙數使人請救、懷王使宋義爲上將、范增爲末將、項籍爲次將、英布蒲將軍皆爲將軍、悉屬宋義、北救趙、及項籍殺宋義於河上、懷王因立籍爲上將軍、諸將皆屬項籍、

【講義】章邯が陳勝を滅ぼし呂臣の軍を破るや、英布は兵を引き北に向ひて、秦の左右の副將を擊ちて之を清波に破り、兵を引きつれて東に向ふ、時に楚の項梁が江東、會稽を定め江を涉りて西征する由を聞けり、陳嬰は代々項氏の將たりしかば、此の際兵を以て項梁に屬し、淮南を渡る、英布、蒲將軍も亦兵を以て項梁に屬せり、斯くて項梁は淮水を涉つて西に向ひ、景駒、秦嘉等を擊ちしが、布は常に武功拔群なりき、項梁は薛の地に至りて陳王が全く死亡せしことを聞き知り、楚の懷王を立て、項梁は自ら武信君と號し、英布を當陽君となせり、項梁が定陶の敗軍に於て討死をなし、懷王が移りて彭城に都するに及び、諸將軍と英布と、何れも彭城に寄り集まり守禦を事とせり、此時に方り秦は急に趙を圍みしかば、趙は數、人をして救ひを求めしめければ、懷王の宋義を上將

黥布列傳第三十一

黥布者、六人也、姓英氏、秦時爲布衣、少年有客相之、曰、當刑而王、及壯坐法黥、布欣然笑曰、人相我當刑而王、幾是乎、人有聞者、共俳笑之、布已論輸麗山、麗山之徒、數十萬人、布皆與其徒長豪桀交通、迺率其曹偶、亡之江中、爲羣盜、陳勝之起也、布迺見番君、與其衆叛秦、聚兵數千人、番君以其女妻之、

【講義】黥布は六と云ふ縣の人にして、姓を英氏と稱す、秦の時卑賤の一少年なりしが、或る時人相術を心得たる見知らぬ男彼れの人相を觀て言ひけるは、一旦刑罰を受くることあるべきが、斯くて後王者となるべしと、其後壯年に及び、法律に觸れて入墨の刑に處せられし處、彼れ欣然と喜び笑ひて申しけるは、先年或人、吾が人相を觀て一旦刑罰を受けて後王となるべしと言ひたるが、今度の處刑は王者となる前兆ならんかと、之を聞ける人々皆之を笑ひけり、布は已に入墨の刑を受けて麗山に送られ、使役に供せらる、當時麗山に於て勞働せる刑餘の人夫十萬人ありしが、布は其徒の頭分及び豪傑と交際し、其中己れと意氣投合せし者を引きつれ、逃げて江中に赴き、群盜をなせり、陳勝の起りし時、布は番君を尋ねて之に從ひ、其部下の人衆と共に秦に叛き、兵數千人を集め番君は其女を以て布に妻はしぬ、

【字解】六、廬江の縣名、英、本と國名、咎繇の後、俳笑、俳は恐らくは非の誤、麗山、時に山陵を作るの役あり、曹偶、曹は輩なり、偶は類なり、番君、吳芮を謂ふ、番陽の令たり、

章邯之滅陳勝、破呂臣軍、布乃引兵北擊秦左右校、破之淸波、

第なれば、遂に之を誅するに若かず、それゆゑ妾は彼れを伴ひ來れりと、因つて其舍人に申附け、彭越が復も謀反せりと告發せしめ、廷尉王恬は奏聞の上一族までも誅戮せんことを請ふ、高祖之を裁可に及び、遂に越の宗族を全滅し、其國を沒收せり、

太史公曰、魏豹彭越雖故賤、然已席卷千里、南面稱孤、喋血乘勝日有聞矣、懷畔逆之意、及敗不死而虜囚、身被刑戮、何哉、中材已上、且羞其行、況王者乎、彼無異故、智略絕人、獨患無身耳、得攝尺寸之柄、其雲蒸龍變、欲有所會其度、以故幽囚而不辭云、

【講義】 太史公云ふ、魏豹、彭越の二人は元來微賤の者なれども、席を卷くが如き勢を以て千里の廣き土地を征服し、南面の位に卽いて孤と稱す、流るゝ血を踏んで敵と戰ひ、勝に乘じて其名聲益〻天下に聞えたり、然るに叛逆の意を抱き、其失敗するに及び、死せずして囚へられ、其身刑戮を蒙れるは何故ぞや、中等以上の者ならば尚此の如き行ひを羞づるに、況んや苟且にも王位に登りし者をや、是れ別に怪むべき仔細あるに非ず、彼れ智略人に絕し居るが故に、只己が身なきことを患ふるのみ、己が生命すらあらば、一尺一寸の得物を持ちても、雲の蒸すが如く龍の變化するが如く、其見込の氣運に會ふことあるべし、故に幽囚を受くるも厭はざるなり、

【字解】 南面稱孤、豹は魏王となり、越は梁王に封ぜられたるが故に云ふ、中材以上云云、劣等の人物なれば辱を受けて耻ぢざるも中等以上の者ならば覺悟せぬものはあらず、況王者乎、南面稱孤卽ち王者なり、無異故、中材に及ばざるに非ず、攝、持なり、雲蒸龍變、雲蒸は衆の附くに喩へ龍變は身の興るに喩ふ、

許諾、與俱東至雒陽、呂后白上曰、彭王壯士、今徙之蜀、此自遺患、不如遂誅之、妾謹與俱來、於是呂后乃令其舍人告彭越復謀反、廷尉王恬開奏請族之、上乃可、遂夷越宗族、國除、

【講義】五年項籍已に死したれば、彭越を立て、梁王となし、彼れは定陶に都せり、六年、漢王が陳に往きたるとき、彭越は其地に於て參朝し、九年と十年とには長安に參朝せり、十年秋、陳豨、代の地に反せしかば、高祖は自ら征伐に赴き、邯鄲に至り、梁王に兵を率ゐて來るべきことを命ぜしに、梁王彭越は病氣を申立て、己れは召しに應ぜずして、部下の將に兵を率ゐて邯鄲に至らしめたるに、高祖は彼れが自ら來らざることを怒り、使を以て之を詰責せしめければ、彭越は大に恐れ、自ら往いて罪を謝せんとせし處、其將扈輒之を止めて云ふ、大王最初召されたる時往き給はず、責められたる後往き給ふことは漢王の怒りを增すのみにて、往き給はゞ捕へらるべし、其れよりも寧ろ兵を興して反するが得策なりと、彭越は彼れの策には從はざりしも、病と稱して使者に申譯をなせり、其後梁の太僕の官を勤むる者、何か梁王彭越の怒りに觸れ、彭越之を斬らんとせしかば、太僕は逃走して漢に至り、梁王が扈輒と謀反すると告げしかば、漢王は使者を以て不意に梁王を捕へしめたるに、梁王は少しも心付かざりしため、苦もなく捕はれて雒陽に牢舍の身となりぬ、又有司の者之を取調べたる處、謀反の形迹已に具はれることゝて、法律に據り死刑に處せんと申立てたるが、高祖は彼れの死罪を赦して平民となし、宿次を以て蜀の青衣縣に送り、其地に處らしむることゝせり、彭越は聽て西の方鄭に至りし時、呂后は長安より雒陽に赴く途中亦此の處を過ぎ、彭越に逢へり、彭越は呂后に向ひ、落涙して己れの罪なきことを訴へ、高祖に取成して故の昌邑に處らしめらるゝやう願ひけるに、呂后は之を許し、同行して雒陽に至りしが、呂后は高祖に言ふやう、彭王は壯士なり、今之を蜀に移すは禍ひの根を遺す次

を得んと欲するなり、君王能く此の地を差出して二人に賜ふべき約束をなし給ふならば、二人は直ちに來らしむること出來申さん、萬一此の土地を與へ給ふこと能はざるときは、天下の事何如に相成るや分りかね候と、是に於て漢王は使者を彭越の處に遣はしたるが、其口上の趣は留侯の勸めたる策の如くなりき、使者愈、彭越の處に赴き漢王の旨を傳へしかば、彭越は悉く兵を引きつれ漢王と垓下に會し、遂に楚を破りぬ、

【字解】固陵、陳州苑丘縣に在り、睢陽以北、宋州より以北、鄆州以西に至る、曹濮汴滑竝びに彭越に與ふ、從陳以東、陳穎州より以東、亳泗滁淮北の地より東の方海に至るまでの地、淮南、淮陰の邑を幷す、

五年、項籍已死、春立彭越爲梁王、都定陶、六年、朝陳、九年、十年、皆來朝長安、十年秋陳豨反代地、高帝自往擊至邯鄲、徵兵梁王、梁王稱病、使將將兵詣邯鄲、高帝怒、使人讓梁王、梁王恐、欲自往謝、其將扈輒曰、王始不往、見讓而往、往則爲禽矣、不如遂發兵反、梁王不聽、稱病、梁王怒其太僕、欲斬之、太僕亡走漢、告梁王與扈輒謀反、於是上使使掩梁王、梁王不覺、捕梁王、囚之雒陽、有司治反形已具、請論如法、上赦以爲庶人、傳處蜀青衣、西至鄭、逢呂后從長安來、欲之雒陽、道見彭王、彭王爲呂后泣涕、自言無罪、願處故昌邑、呂后

漢王追楚、爲項籍所敗固陵、乃謂留侯曰、諸侯兵不從、爲之奈何、留侯曰、齊王信之立、非君王之意、信亦不自堅、彭越本定梁地、功多、始君王以魏豹故、拜彭越爲魏相國。今豹死毋後、且越亦欲王、而君王不蚤定、與此兩國約、卽勝楚、睢陽以北至穀城、皆以王彭相國、從陳以東傅海、與齊王信、齊王信家在楚、此其意欲復得故邑、君王能出捐此地許二人、二人今可致、卽不能、事未可知也、於是漢王乃發使使彭越、如留侯策、使者至、彭越乃悉引兵會垓下、遂破楚、

【講義】　漢王は楚の項羽を追撃せし處、反つて固陵に於て項羽の爲に破られしかば、留侯張良に謂ふやう、諸侯の兵、吾が命に從つて來會せず、何如にせば宜しからんと、留侯曰く、齊王信が立つて齊王となりしは本と君王の意志に非ざるゆゑ、信に於ても自ら不安に思へり、又彭越は元來梁の地を平定して功多し、然るに當時君王には魏豹が魏の後裔なる理由を以て、彼れを魏王となさずして魏の相國となし給へり、今豹は已に死去して其後嗣もあらざることゆゑ、越を立て遣はさるべき道理にして、越も亦魏王たらんと欲するに拘はらず、君王に於て蚤く定め給はざるを以て、此の場合に臨み來會せざるなり、君王には宜しく此の二人と約し給ふべし、其れは若し楚に打勝ちたる曉には、睢陽以北穀城に至るまでの土地は悉皆彭相國に與へて其王となさん、陳より以東海に至るまでは齊王信に與ふべしと云ふに在り、齊王信の家は楚に在るが故に、彼れの心中復び以前の城邑

魏の子孫と謂ふべしと、乃ち彭越を魏の相國に拜し、擅に其兵を以て梁の土地を略定せしむ、漢王が彭城に敗軍し、兵を解いて西方へ落行くに及び、彭越も復た其攻め取りたる城を失ひ、獨り手勢を率ゐて北方なる河上に居れり、

漢王三年、彭越常往來爲漢游兵、擊楚、絕其後糧於梁地、漢四年冬、項王與漢王相距滎陽、彭越攻下睢陽外黃十七城、項王聞之、乃使曹咎守城皐、自東收彭越所下城邑、皆復爲楚、越將其兵、北走穀城、漢五年秋、項王之南走陽夏、彭越復下昌邑旁二十餘城、得穀十餘萬斛、以給漢王食、漢王敗、使使召彭越幷力擊楚、越曰、魏地初定、尚畏楚、未可去、

【講義】 漢王の三年、彭越は常に彼處此處に往來し、漢の游軍となりて楚を擊ち、梁の地に於て其所より楚に送る糧食の道を斷ち切れり、漢の四年冬、項王は漢王と滎陽に攻め合ふ、彭越は睢陽、外黃の十七城を攻下しゝ處、項羽は之を聞き曹咎に成皐を守らせ、自身東に向ひ、彭越が下したる城邑を陷れて之を占領し、何れも復楚の物となりしかば、彭越は其兵を將ゐて北に當れる穀城に走る、漢の五年秋、項王が南方の陽夏を望んで走るに及び、彭越は復び昌邑の旁なる二十餘城を下し、十餘萬斛の穀物を得しかば、兵糧として漢王に供給す、漢王の敗るゝや、使を以て彭越を召し、漢王と力を合せて楚を擊たしむ、彭越之を辭して云ふ、目下魏の地纔かに定まりし處にて、國人は尚楚を畏れ居るゆゑ、未だ手離して去るわけに參り難しと、

之、昌邑未下、沛公引兵西、彭越亦將其衆居鉅野中、收魏散卒、項籍入關、王諸侯、還歸、彭越衆萬餘人、毋所屬、漢元年秋、齊王田榮畔項王、漢乃使人賜彭越將軍印、使下濟陰以擊楚、楚命蕭公角將兵擊越、越大破楚軍、漢王二年春、與魏王豹及諸侯東擊楚、彭越將其兵三萬餘人、歸漢於外黃、漢王曰、彭將軍收魏地、得十餘城、欲急立魏後、今西魏王豹、亦魏王咎從弟也、眞魏後、乃拜彭越爲魏相國、擅將其兵略定梁地、漢王之敗彭城、解而西也、彭越皆復亡其所下城、獨將其兵北居河上、

【講義】　沛公が碭より北進して昌邑を攻撃せし折、彭越は沛公を助けたり、此の昌邑の未だ下らざる中沛公は兵を引いて西に向ひしが、彭越も亦己が手勢を率ゐて鉅野の中に居り、魏の散卒を己が手に取入れたり、楚の項羽が關に入りし後、諸侯を王とし、何れも己が領土に歸りけれども、彭越は、此の時一萬餘人の軍を有しながら屬する所なかりき、漢の元年秋齊王田榮が項王に叛くに及び、漢よりは人を以て彭越に將軍の印を賜ひ、濟陰より下りて楚を擊たしめしかば、楚も亦蕭公角と云ふ者に命じ、兵に將として越を擊たしむ、此の戰ひに越は大に楚の軍を破れり、漢王の二年春、漢王は魏王豹及び諸侯と東に進み楚を擊ちしが、此の時彭越は己が兵三萬餘人を率ゐ、外黃に於て漢王の軍に附く、漢王曰く、彭將軍は魏の地を切取り已に十餘城を得たれば、急に魏の後を立てんと欲す、今西魏王豹も亦魏王咎の從弟なれば、眞の

不敢、於是、越乃引一人斬之、設壇祭、乃令徒屬、徒屬皆大驚、畏越莫敢仰視、乃行略地、收諸侯散卒得千餘人、

【講義】彭越は昌邑の人なり、字を仲と云ひ、嘗て鉅野の澤中に於て漁業をなし、折々手下を集めて盜賊の所行あり、陳勝、項梁が秦に叛いて兵を擧げし時、土地の少年の中にて越に向ひ、今や諸豪傑竝び起りて秦に叛く、仲に於ても今より諸豪傑の所爲に倣つて旗を揚げ給へと申す者あり、越は之に答へて云ふ、今二疋の龍が爭鬪最中なれば、姑らく見物して其結果を待つべしと、斯くて一年餘過ぎける頃鉅野の澤中に住ふ少年、百餘人も聚まりて一團となり、彭越を尋ねて、仲よ、我々の首領たることを承知し給へとて賴みけるが、彭越は謝絶して申すやう、僕は諸君と行動を共にすることを願はずと、然れど少年は固く請うて已まざりしかば、彭越も最早辭するに由なく承諾の旨を答へ、彼等に約束すらく明朝日の出の時分會合すべし、其刻限に後るゝ者あらば斬罪に行ふべしと、愈々翌日日の出の頃となりて、十餘人ばかりは遲刻し、中には晝頃に來りし者もあり、是に於て彭越は一同に挨拶して曰く、僕は年老いたれば首領となることを斷りしに、諸君强ひて首領となしぬ、已に首領たる以上は號令を實行せざるべからず、今會合の定刻に後れたる者餘りに多くして盡く誅すること出來ざれば、最も後れたる者一人を誅して規律を正さんと、隊長に命じて之を斬らしめんとす、一同皆笑うて云ふやう、其れまでに爲さずもがな、今後は一同注意して遲刻致すまじと、彭越は耳にもかけず一番遲刻せし者一人を引出して之を斬らしめ、壇を築いて祭を爲し、斯くて部下に命令せしむ、部下は大に驚き、越を畏れて敢て仰ぎ視る者なかりき、斯く徒黨の者は殘らず、命令通りになりしかば、之を率ゐて出征に及び、途中にて土地を切取り、諸侯の諸方に散在せる兵を收めて千餘人を得たり、

【字解】◦常、嘗と通ず、

沛公之從碭北擊昌邑、彭越助

出でゝ本國に立返るや、河の渡場を斷ち切りて漢に背けり、高祖は魏豹が叛きたることを聞きたれども、東の方に楚の大敵を控へ憂慮の最中なれば、魏豹を征伐するの暇なかりしが故に、酈生に謂ひけるは、徐々と魏豹に說き勸めて之を降參せしめば、一萬戶の都會を汝に與へて知行(チギヤウ)となさんと、是に於て酈生は魏に赴き種々說き試みたるに、魏豹曰く、人間の一生は白き駒が一寸の隙を過ぐるが如く、眞に僅かの間なれば、思慮を勞し不快を忍ぶは損なり、今漢王は傲慢にして人を侮り、諸侯竝びに群臣を罵詈すること奴隷を罵ると同樣にて、君臣上下の禮儀作法なければ、吾れ復び漢王に逢ふ勇氣なしとて聽入れざりしかば、漢王も此上は武力を用ふる外はあらじと、韓信に命じて魏豹を河東に擊たしめしに、韓信は豹を虜にし、宿次を以て滎陽に送り、其國を亡ぼして郡とせり、漢王は豹をして滎陽を守らせたる處、楚が之を圍み危急に迫りし時、周苛なる者遂に魏豹を殺せり、

【字解】　平陽、今の晉州なり、臨晉、同州朝邑縣の界に在り、爲郡、河東、太原、上黨の三郡を置く、

○彭越者、昌邑人也、字仲、常漁鉅野澤中、爲羣盜、陳勝項梁之起、少年或謂越曰、諸豪桀相立畔秦、仲可以來亦效之、彭越曰、兩龍方鬪、且待之、居歲餘、澤閒少年相聚百餘人、往從彭越曰、請仲爲長、越謝曰、臣不願與諸君、少年彊請、乃許、與期旦日日出會、後期者斬、旦日日出、十餘人後、後者至日中、於是越謝曰、臣老、諸君彊以爲長、今期而多後、不可盡誅、誅最後者一人、令校長斬之、皆笑曰、何至是請後

結ばるゝや自ら火中に飛込みて燒死せり、此砌魏豹は脱れ出でて楚に走りしが、楚の懷王は魏豹に數千人の兵を付與して復び魏の地を略せしむ、項羽が已に秦を破り章邯を降すに當り、魏豹が魏の二十餘城を下し、功を以て、之を立てゝ魏王とせり、豹は精兵を率ゐ、項羽に從つて關に入りぬ、

【字解】項它田巴、項は楚の將、田は齊の將なり、

漢元年、項羽封諸侯、欲有梁地、乃徙魏王豹於河東、都平陽、爲西魏王、漢王還定三秦、渡臨晉、魏王豹以國屬焉、遂從擊楚於彭城、漢敗還至滎陽、豹請歸視親病、至國、卽絶河津畔漢、漢王聞魏豹反、方東憂楚、未及擊、謂酈生曰、緩頰往說魏豹能下之、吾以萬戶封若、酈生說豹、豹謝曰、人生一世間、如白駒過隙耳、今漢王慢而侮人、罵詈諸侯羣臣、如罵奴耳、非有上下禮節也、吾不忍復見也、於是漢王遣韓信擊虜豹於河東、傳詣滎陽、以豹國爲郡、漢王令豹守滎陽、楚圍之急、周苛遂殺魏豹、

【講義】漢の元年、楚の項羽は諸侯をそれぞれ取立てゝ領土を分ち與へたるが、梁の地は自身之を所有せんと欲せしかば、魏王豹を河東に移し、平陽に都せしめて西魏王とせり、漢の高祖が引還して三秦を平定し臨晉を渡るに及び、魏王豹は國ぐるみ漢に屬し、高祖に從つて楚の軍を彭城に擊ち處、此の戰ひに漢は敗軍に及び、退却して滎陽に至る、魏豹は形勢不可なるを看て親の病氣と僞り、看病致したしと願ひ

寗陵君となれり、然るに秦が魏を亡ぼすに及び、咎は他處に移して平民とせられたるが、陳勝が兵を起し王號を唱へたるとき、咎は馳せ參じて之に隨從せり、陳王卽ち陳勝は魏の人周市を派遣して魏の地を略せしめたる處、魏の地已に降參に及び其國人等相談の上周市を立てゝ魏王となさんとせしに、周市の云ふやう、今天下昏亂の際なれば忠臣見はるべき時節なり、今天下諸共に秦に畔く是非とも魏王の子孫を立てゝこそ義と申すべけれと、丁度其折齊趙より車各五十乘を發し、周市を立てゝ魏王となさんとしたれども、周市は辭して受けず、當時陳に在りし魏咎を迎へんとて使者五たびも往復せり、陳王も周市が自ら魏王たる意志なくして魏咎に讓る決心固きを見て魏咎を差送り、彼れを立てゝ魏王とせり、

【字解】魏豹、咎の從弟なり、天下昏亂云々、老子に曰く、國家昏亂有二忠臣一と、

章邯已破二陳王一、乃進レ兵擊二魏王於臨濟一、魏王乃使二周市出請一救於二齊楚一、齊楚遣二項它田巴一、將レ兵隨二市救一レ魏、章邯遂擊二破殺周市等軍一、圍二臨濟一、咎爲二其民一約レ降、約定、咎自燒殺、魏豹亡走レ楚、楚懷王予二魏豹數千人一、復徇二魏地一、項羽已破レ秦、降二章邯一、豹下二魏二十餘城一、立レ豹爲二魏王一、豹引二精兵一從二項羽一入レ關、

【講義】秦の將軍章邯が已に陳王を打破り、其勢ひに乘じ兵を進めて魏王咎を臨濟に擊つ、魏王は齊楚に向けて周市を出し遣り救援を求めしめければ、齊楚よりは項它、田巴を派遣することとし、之に兵員を授け魏より來りし周市に同伴して魏を救はしめける處、章邯の兵力强盛にして、此の援軍を擊破りて周市等を殺し、遂に臨濟を圍む、魏王咎は其國民の命を救はんが爲に章邯に向つて降參の約束をなし、約束取

之戻也、豈非以利哉、名譽雖高、賓客雖盛、所由殆與太伯延陵季子異矣、

【講義】 太史公云ふ、張耳と陳餘とは世間が賢者として言ひ傳ふる所の人にて、其食客と云ひ、小物と云ひ、何れも天下の俊傑に非ざる者なく、彼等其居る所の國に於て卿相の位を取らざるものなし、然れども張耳、陳餘が其始め貧賤の境遇に居りし折は互ひに一言の約束を守つて、死すと雖も顧みず、豈に二の足を踐み又は結果を考ふることあらんや、然るに一の國土に據り權を爭ふに及んで、互ひに滅ぼし合ふに至る、何とて前には互ひに慕ふことの誠實にして後には互ひに背くことの戻れるや、何と利の爲には之れなきや、名譽は高しと云ふも、賓客は盛んなりと云ふも、其由る所は國を讓りて利の爲にせざりし太伯や延陵の季子とは相違せり、

【字解】 約、窮困を謂ふ、

魏豹彭越列傳第三十

魏豹者、故魏諸公子也、其兄魏咎、故魏時、封爲甯陵君、秦滅魏、遷咎爲家人、陳勝之起王也、咎往從之、陳王使魏人周市徇魏地、魏地已下、欲相與立周市爲魏王、周市曰、天下昏亂、忠臣乃見、今天下共畔秦、其義必立魏王後乃可、齊趙使車各五十乘、立周市爲魏王、市辭不受、迎魏咎於陳、五反、陳王乃遣立咎爲魏王、

【講義】 魏豹は以前戰國時代の一國なりし魏の公子なり、其兄の咎と云ふ者は戰國の魏の時封ぜられて

郡守者、及孝惠高后文帝孝景時、張王客子孫皆得爲二千石、張敖高后六年薨、子偃爲魯元王、以母呂后女故、呂后封爲魯元王、元王弱、兄弟少、及封張敖他姬子二人、壽爲樂昌侯、侈爲信都侯、高后崩諸呂無道、大臣誅之、而廢魯元王、及樂昌侯、信都侯、孝文帝卽位、復封故魯元王偃爲南宮侯、續張氏、

【講義】 張敖は已に赦されたるが、固より以前の地位を保つことは出來ざりしと雖も、高祖は彼れが魯元公主の夫なる處より之を諸侯とし、宣平侯に封ぜり、斯くて高祖は、張王の食客等が奴隷とまでなりさがつて張王に從ひ關に入りたることを賢なりとし、之を取立てゝ諸侯の宰相や郡の太守となさゞる者なかりき、惠帝、呂后、文帝、景帝の時に及び、此等食客の子孫は何れも二千石となることを得たり、張敖は呂后の六年に薨じ、其子の偃を魯の元王とす、斯く魯の元王に封じたるは其母が呂后の女なるが故なり、元王は虛弱にして兄弟少かりしかば、張敖の他の妾の生みたる子二人を封じ、壽を樂昌侯とし、侈を信都侯とせり、呂后崩じ其一族無道なりしかば、大臣之を誅して魯の元王及び樂昌侯、信都侯を廢せしが、文帝位に卽き、復魯の元王偃を封じて南宮侯とし、張氏の跡目を續がしめたり、

太史公曰、張耳陳餘世傳所稱賢者、其賓客廝役、莫非天下俊桀、所居國無不取卿相者、然張耳陳餘始居約時、相然信以死、豈顧問哉、及據國爭權、卒相滅亡、何鄉者相慕用之誠、後相倍

審出乎、泄公曰、上多足下、故赦足下、貫高曰、所以不死一身無餘者、白張王不反也、今王已出、吾責已塞、死不恨矣、且人臣有簒殺之名、何面目復事上哉、縱上不殺我、我不愧於心乎、乃仰絕肮遂死、當此之時、名聞天下、

【講義】貫高は答へて云ふ、人情誰れとて己が父母妻子を愛せざるものあるべきや、今我が三族は皆裁判を受けて誅せられんとす、されど豈に王を以て我が親身に易へんや、王は實際謀叛の心なく、全く我等が企みたることとなりとて、委細に此の事件の起りたる原因と、王が少しも關知せざる狀を述べしかば、泄公は高祖に逐一其趣を言上せしかば、高祖は趙王が實に無罪なることを知りしかば之を赦し、又貫高の人となりが能く然諾を立て信義に篤きことを賢なりとして、泄公を遣はし之に告げしめけるは、張王は已に赦されて獄を出でぬ、因つて貫高をも赦免すと、貫高喜びて曰く、吾が王は全く獄を出でたるか、泄公曰く然り、又曰く、主上は足下の所爲を殊勝なりとして足下を赦し給ふと、貫高曰く、予が是れまで死せずして、一身に餘りたる所なきまでに苛責を受けし所以は、張王が謀叛せざることを明白にせんが爲なり、然るに今王は已に赦されたれば、吾が責任は已に遂げたり、死するも恨むる所なし、且つ人の臣下として簒殺の名を得たる以上、何の面目あつて復君主に事へんや、縱令ひ主上我れを殺し給はざるも、我れ心に愧ぢざらんやと、乃ち自ら仰ぎて咽を絕ち切つて死せり、此の時に當り、彼れの名は天下中に高くなりぬ、

【字解】肮、頸の大いなる脈なり、

張敖已出、以尙魯元故、封爲宣平侯、於是上賢張王諸客、以鉗奴從張王入關、無不爲諸侯相

高事辭、聞、上曰、壯士、誰知者以私問之、中大夫泄公曰、臣之邑子、素知之、此固趙國立名義不侵、爲然諾者也、上使泄公持節問之、箯輿前仰視曰、泄公邪、泄公勞苦如生平驩、與語、問張王果有計謀不、

【講義】呂后は屢〻高祖に向ひ、張王は魯元公主の婿なれば謀叛などの企てあるべからずと云ひて、無實を主張したるに、高祖は怒つて云ふ樣、張敖が若し天下を取らば、汝の女の如き者は何處にても手に入るべし、女の婿なるが故に謀叛の心なしと謂ふべからずと、判官より貫高の申立てを上聞に達せし處、高祖曰く、壯士なり、群臣の中彼を知る者あらば、私情を以て尋ね見よと、中大夫泄公進み出でゝ曰く、貫高は臣と同邑の者にて、昔しより知合の間柄なるが、彼は以前より趙國に於て名を重んじ義を立て人より侵されず、一旦人と約したることは飽くまで行ふ者なりと、因つて高祖は泄公に節を持して彼れを問はしめけるに、彼れは竹木にて編みたる輿に乗り進み出で、仰ぎながら視て泄公か と曰へり、泄公は彼れをいたはり、昔しの如く熟懇に語合ひ、張王が果して謀叛の計畫ありしやと問へり、

高曰、人情寧不各愛其父母妻子乎、今吾三族皆以論死、豈以王易吾親哉、顧爲王實不反、獨吾等爲之、具道本指所以爲者、王不知狀、於是泄公入、具以報、上乃赦趙王、上賢貫高爲人能立然諾、使泄公具告之曰、張王已出、因赦貫高、貫高喜曰、吾王

詣長安、治張敖之罪、上乃詔趙羣臣賓客有敢從王皆族、貫高與客孟舒等十餘人、皆自髡鉗爲王家奴從來、貫高至、對獄、曰、獨吾屬爲之、王實不知、吏治榜笞數千、刺剟、身無可擊者、終不復言、

【講義】漢の九年、貫高の怨家が彼の高祖を暗殺せんとする計畫を知り、變事の企てを密告に及べり、是に於て高祖は趙王、貫高等を逮捕せしに、一味徒黨の中十餘人は、事已に露見せし上は縄目の耻を免れんと、我れ先きにと自ら首を刎ねて死す、貫高は獨り怒り罵つて曰く、此れ公等自ら仕出かしたる事に非ずや、今吾が王に於ては全く今度の計に關係あらざるに、我等と同じく漢の爲に捕はれ給ひぬ、若し公等皆死せば、誰れか王の漢に對して二心なきことを辯明する者あらんやと、貫高は轞車を密閉したる中に載せられ、王と共に長安へ送られ、此にて張敖の罪を取調ぶることとせり、高祖は詔して、趙王に從へる群臣賓客は何れも三族を平ぐべしと云ふ、然るに客の孟舒等十餘人は皆髪を剃り鎖にて頸を縛り、王家の奴隷となりて從ひ來る、貫高は長安に至り、法廷に陳辯して曰く、高祖を弑せんとせし陰謀は全く我々臣下のみの企てにて、趙王は實際之を知らずと、獄吏は彼れを栲問にかけ、或は何千回となく鞭にて打叩き、火炙を行ひ、全身皆疵にて最早打つべき處なきまでに至りたれども、敢て其言葉を變へずして趙王の無罪を言張れり、

【字解】轞車、車上四方を板圍として檻の形としたるもの、貫高與、此の三字削るべし、刺剟、剟は灼くなり、

呂后數言張王以魯元公主故、不宜有此、上怒曰、使張敖據天下、豈少而女乎、不聽、廷尉以貫

貫高趙午等十餘人皆相謂曰、乃吾等非也、吾王長者不倍德、且吾等義不辱、今怨高祖辱我王、故欲殺之、何乃洿王爲乎、令事成歸王、事敗獨身坐耳、漢八年、上從東垣還過趙、貫高等乃壁人柏人、要之置、上過欲宿、心動、問曰、縣名爲何、曰、柏人、柏人者迫於人也、不宿而去、

【講義】貫高、趙午等十餘人は共に相談すらく、吾等が王に此の事を申したるは誤りなり、吾が王は寛仁の長者にて恩義に背き給はざるゆゑ、許し給ふ道理なし、然れども吾等に在つては、義に於て辱めを甘んずべからず、高祖が我が王に侮辱を與へたるは恨みなれば、之を殺さんとするも何とて我が王に累を及ぼすべけん、吾等のみにて斷行する外はあらず、若し仕遂げしならば、其功を王に歸し、失敗せば我々のみ罪を受けんのみと、漢の八年、高祖は東垣より歸り、趙に立寄りしかば、貫高等は高祖が柏人縣に宿すべきことを知り、人を其旅館の壁と壁との間に伏せ置き、之を刺さしめんとす、高祖は此に到着し宿泊せんとせしが、俄かに胸騷ぎしたれば心に怪しみ、縣の名を人に尋ねし處、柏人と答へぬ、柏人は人に迫ると云ふことゝ音義通ずる所より、宿せずして立ち去れり、

【字解】洿、汚と通ず、

漢九年、貫高怨家知其謀、乃上變告之、於是上皆幷逮捕趙王貫高等、十餘人皆爭自剄、貫高獨怒罵曰、誰令公爲之、今王實無謀、而幷捕王、公等皆死、誰白王不反者、乃檻車膠致、與王

主爲趙王敖后、漢七年、高祖從平城過趙、趙王朝夕袒韝蔽自上食、禮甚卑、有子壻禮、高祖箕倨詈、甚慢易之、趙相貫高趙午等年六十餘、故張耳客也、生平爲氣、乃怒曰、吾王孱王也、說王曰、夫天下豪桀竝起、能者先立、今王事高祖甚恭、而高祖無禮、請爲王殺之、張敖齧其指出血、曰、君何言之誤、且先人亡國、賴高祖得復國、德流子孫、秋豪皆高祖力也、願君無復出口、

【講義】漢の五年に張耳薨じ、景王と謚す、其子の敖嗣いで趙王となりしが、高祖の長女魯元公主は趙王敖の后となれり、漢の七年、高祖は平城よりの歸途、趙に立寄りし處、趙王は朝夕肌を脱ぎ臂かけ蔽ひを着けて自ら食を上り、其禮は甚だ卑くして、尊敬を旨とし、子たり壻たる所の禮儀を盡しゝに、高祖は兩足を投出て口ぎたなく罵り、非常に輕蔑の振舞をなせり、趙の宰相貫高趙午等六十餘人は前王張耳の食客なるが、平生氣骨を貴び人に屈せざる主義なりしかば、漢王の不作法を見て怒りて曰く、吾が王は柔弱の王なりと、斯くて王に說いて云ふやう、夫れ天下の豪傑竝び起り、才能ある者先づ立ちて君となる、今大王は高祖に事へ給ふこと甚だ恭しきに高祖無禮なれば、王の爲めに彼れを殺し申さんと、趙王敖は己れの指を嚙み切り血を出し、誓つて云ふやう、君は何と云ふ間違ひたる言を發するや、且つ先人が國を亡ひ給ひけるとき、高祖の御蔭にて國土を恢復することを得、其德は子孫に流る、秋の毛筋程の物までも皆高祖の力なり、何卒君は復たと此の儀を口外する勿れと、

【字解】袒韝蔽、賤者の態度を取るなり、年六十餘、六十餘人に作るべし、爲氣、〻骨を立て通すこと、

張耳乃從、於是漢王求人類張耳者斬之、持其頭遺陳餘、陳餘乃遣兵助漢、漢之敗於彭城西、陳餘亦復覺張耳不死、卽背漢、漢三年、韓信已定魏地、遣張耳與韓信擊破趙井陘、斬陳餘泜水上、追殺趙王歇襄國、漢立張耳爲趙王、

【講義】漢王も亦引返して三秦を平定し、恰も章邯を廢丘に圍みつゝありし際、張耳は趙より逃れ來りて漢王に謁せしかば、漢王は手厚く之を待遇せり、陳餘は已に張耳を打ち破り、復び趙の地を收め、代より前の趙王歇を迎へて趙王とせり、趙王是れ偏へに陳餘の恩惠なりと思ひ、彼れを立てゝ代王とせり、陳餘は代王となりたれども、趙王の勢が弱き故に其の國も今やうやく定まりたる處にて、己れの助力を要するを以て、新領土の代に赴かず、留まつて趙王を保護し、夏說を代の相國とし其地を守らしめたり、漢の二年、漢王は東征して楚を擊ち、使を趙に遣はし、行動を共にすべきことを要求せしに、陳餘は、漢に於て張耳を殺すならば從ひ申さんと答ふ、漢王は固より張耳を殺す心なく、さりとて陳餘をば是非とも味方にせんと思ひ、容貌の張耳に似たる者を探し求めて之を殺し、其頭を斬つて陳餘の手元へ屆けければ、陳餘は兵を繰出して漢を助けたり、其後漢が彭城の西に於て敗北するや、陳餘は漢の運命を悲觀すると共に、張耳が尙生存し、嚮に漢王より送りたる首は贋首なることを覺りしかば、直に漢に背く、漢の三年、韓信已に魏の地を定めたる砌、漢王は張耳と韓信とを遣はし、趙の井陘を擊ち敗り、陳餘を泜水の上に討取り、又趙王歇を追打して之を襄國に殺せり、是に於て漢は張耳を立て趙王とせり、

漢五年、張耳薨、謚爲景王、子敖嗣立爲趙王、高祖長女魯元公

關、五星聚東井、東井者秦分也、先至必霸、楚雖彊、後必屬漢、故耳走漢、

【講義】 齊王田榮が楚の項羽に叛くに及び、陳餘は夏說と云ふ者を以て田榮に說かしむるやう、項羽は天下を切盛りする地位に居りながら、不公平の處置をなし、盡く諸將を善き土地の王となし從前の王は國替へを命じて惡しき土地に王とす、今趙王の如きも之を代の王とせり、願はくは臣に兵を假し給へ、さすれば臣は南皮を以て貴下の防禦機關となり、微力を竭し申さんと、田榮に於ても己が仲間を趙に拵へ置きて楚に叛かんと欲せし折なりしかば、兵を遣はして陳餘に從はしめたり、陳餘は因つて三縣の兵を擧げて常山王張耳に不意打ちをかけ、張耳は防ぐ手段もなく忽ち敗走に及び、誰に寄らんかと思慮を運らしたれども、別に此れならばと云ふものも無かりしかば、心に思ふやう、漢王は昔し自分の世話になりし緣故あれば之に歸するも可なれども、今項羽の勢ひ強く、殊に我れを常山王に立てくれたる人なれば楚に往きて見ばやと、種々思ひ惑ひし處、甘公と云ふ者、張耳に忠告して曰く、漢王が函谷關の內へ入りしとき、水火木金土の五星、東井に集まりしが、東井は秦の分野に當る、漢王一番先きに入りたれば必ず霸となるべく、楚は强しと云ふも後には漢に屬するに至らんと、張耳はこれを聞き、志を決して漢に赴けり、

漢王亦還定三秦、方圍章邯廢丘、張耳謁漢王、漢王厚遇之、陳餘已敗張耳、皆復收趙地、迎趙王於代、復爲趙王、趙王德陳餘、立以爲代王、陳餘爲趙王弱、國初定、不之國、留傅趙王、而使夏說以相國守代、漢二年、東擊楚、使使告趙、欲與俱、陳餘曰、漢殺

卽以南皮旁三縣以封之、而徙趙王歇王代、張耳之國、陳餘愈益怒曰、張耳與餘功等也、今張耳王、餘獨侯、此項羽不平、

【講義】 趙王歇は復び信都に居り、張耳は項羽と諸侯とに從て函谷關に入る、漢の元年二月に於て、項羽は諸將を立て或は侯となし或は王となしゝが、張耳は平生交際多かりしため、人多く項羽に向つて彼を取りなせり、而して項羽も亦以前より張耳の賢なることを聞き居りしかば、趙を分ちて張耳を常山王となし、政府を信都に置かしめ、信都を改稱して襄國と呼べり、陳餘の食客多く項羽に說いて云ひけるは、陳餘と張耳と、趙に功ありしことは一身同體と申すべければ、張耳が王となる以上、陳餘に於ても相當の待遇を受くべき筈なりと、然るに項羽は陳餘が函谷關を攻めし時從軍せざりし廉を以て王となすに足らずとなし、彼れが今南皮に在りと聞き、南皮附近の三縣を以て之を封じ、趙王歇を移して代に王とせり、張耳は已に常山王となりければ其新領土に赴きしが、陳餘は之を見て益、怒りて曰く、張耳の功は余と同等なり、然るに今彼れは王となれるに余は侯となれるのみ、此れ項羽の不公平なりと深く之を含みぬ、

【字解】 治信都、治は治所となすなり、

及齊王田榮畔楚、陳餘乃使夏說說田榮曰、項羽爲天下宰、不平、盡王諸將善地、徙故王王惡地、今趙王居代、願王假臣兵、請以南皮爲扞蔽、田榮欲樹黨於趙以反楚、乃遣兵從陳餘、陳餘因悉三縣兵襲常山王張耳、張耳敗走、念諸侯無可歸者、曰漢王與我有舊故、而項羽又彊、立我、故欲之楚、甘公曰、漢王之入

使者として差遣せし張黶、陳澤は今何れの處に在るかを問へり、陳餘は怒つて、彼の二人は是非とも討死せよとて僕を責めしゆゑ、僕は彼れの言ふまゝに五千人の兵を彼れの手に屬し、試みに秦軍に馳せ向はせたるに、皆討死して圍みを出づる能はざりきと、然るに張耳は陳餘の言ふ所を信ぜずして、陳餘が彼等を殺したることゝ一圖に思ひ込みて、屢々陳餘に尋ねしかば陳餘怒りて云ふ、君が僕を斯くまで深く責めんとは思はざりき、君には僕が將軍の職を去ることを惜しく思ひ、詐りを云ふものと思はるゝか、僕は事實を述ぶるなれば、幾度繰返すも異なるべきやうなし、何如で將軍の地位に戀々せんやと、斯くて其佩用せる將軍の印綬を解き放して張耳に押し遣りしかば、張耳も陳餘の斯くまで憤慨すべしとは思はざりしことゆゑ、驚きて其の印綬を受けざりしが、兎角する間に陳餘は起つて厠に往く、張耳の食客の一人張耳に說いて云ふ、僕が承るに、天の與ふるを取らざるときは反つて其咎を受くと、今陳將軍が君に印を與ふるに君が受けられざるときは、是れ天に反く道理にて不吉なれば急に之を取り給へと、張耳は其言に從つて陳餘の渡したる印綬を佩び、彼れの配下の兵を己が手に取入れぬ、陳餘は厠より出で、張耳が一應辭退もせずして己れの印を受け納めたることを怨み、遂に其場を趨り出づ、張耳は彼れの兵を收容し、陳餘は自己と尤も親密なる麾下數百人と河上の澤中に赴き、漁獵をなして日を送れり、此れよりして刎頸の交も此に絕えて、終に仲惡しくなりぬ、

【字解】望、怨むなり、

趙王歇復居信都、張耳從項羽諸侯入關、漢元年二月、項羽立諸侯王、張耳雅游、人多爲之言、項羽亦素數聞張耳賢、乃分趙、立張耳爲常山王、治信都、信都更名襄國、陳餘客多說項羽曰、陳餘張耳一體有功於趙、項羽以陳餘不從入關、聞其在南皮、

り鉅鹿も近々落城すべしとの報告を聞き、何れも來り救ひ、張敖も亦北の方代の兵を集めて萬餘人を得ければ、救援のため到着せしが、何れも陳餘の旁らに壘壁を設けて陣を取り押切つて秦を擊つものなし、項羽の兵は數、章邯の甬道を斷ち切りければ、王離の軍は糧食の缺乏を告げぬ、項羽は悉く兵を引いて黄河を渡り、遂に章邯の軍を打破り、章邯は兵を引いて退きけり、諸侯の軍は勝利を得るは此の時に在りと、一齊に鉅鹿を圍める秦の軍勢を擊ち、遂に敵將王離を虜にし、涉間は萬事休すと見てければ自殺せり、斯く鉅鹿を存せし者は楚の力なり、是に於て趙王歇と張耳とは鉅鹿の城を出づることを得て救援に來りし諸侯に謝しぬ。

張耳與陳餘相見、責讓陳餘以不肯救趙、及問張黶陳澤所在、陳餘怒曰、張黶陳澤以必死責臣、臣使將五千人先嘗秦軍、皆沒不出、張耳不信、以爲殺之、數問陳餘、陳餘怒曰、不意君之望臣深也、豈以臣爲重去將哉、乃脫解印綬、推予張耳、張耳亦愕、不受、陳餘起如厠、客有說張耳曰、臣聞天與不取、反受其咎、今陳將軍與君印、君不受、反天不祥、急取之、張耳乃佩其印、收其麾下、而陳餘還、亦望張耳不讓、遂趨出、張耳遂收其兵、陳餘獨與麾下所善數百人之河上澤中漁獵、由此陳餘張耳遂有郤、

【講義】張耳は城を出で、陳に逢ひけるが、其時陳餘が先頃趙を救ひくれざりしことを詰責すると共に、

【講義】斯くする中に數箇月過ぎければ張耳は大に怒り、陳餘の無情を怨みて、張黶、陳澤二人の者に命じ、陳餘の陣所に至り之を責めしめて曰く、其昔し吾れ君と刎頸の交を爲し、生死を同じうせんことを誓ひたるに、今趙王と吾れとは重圍の中に陷り、此の城も持ちこたへ難く、旦夕の間に死せんとするを、君には數萬の兵を持ちながら、救ひを請へども承知せず、生死を倶にするの點は何處にありや、苟くも信義を徹底するならんには、何故に秦軍に馳せ向ひて諸共に討死せざる、且つ命を無きものにして戰ふとも、十中一二、秦に勝ちて無事なることあるも知れずと、陳餘は之に答へて曰く、吾が觀察する所によれば、縱令今進みたりとて終に趙を救ふこと能はず、徒に多く死傷を出して損するのみ、且つ吾が張君と倶に死せざる所以は、趙王と張君が討死したる後、秦に向つて兩君の復讎を爲さんが爲なり、今是非とも一所に討死することは肉を以て餓ゑたる虎に差附くるが如く、一嚙にせらるゝのみにて何の益かあらんと、張黶、陳澤曰く、今已に急場に迫れる折柄、只只張君と諸共に討死して信義を立て給ふこそ肝要なれ、後の事などを彼れ此れ考へ給ふは思ひもよらずと、餘曰く、自分は此際命を棄つるは犬死なりと思へども、君が爾云はるゝなれば、兎も角五千人の兵を御預け致すゆゑ、試みに秦軍に討入給へと、黶澤の二人は早速敵陣に馳せ向ひしが、衆寡敵せずして皆戰死を遂げぬ、

當是時、燕齊楚聞趙急、皆來救、張敖亦北收代兵、得萬餘人來、皆壁餘旁、未敢擊秦、項羽兵數絕章邯甬道、王離軍乏食、項羽悉引兵渡河、遂破章邯、章邯引兵解、諸侯軍乃敢擊圍鉅鹿秦軍、遂虜王離、涉間自殺、卒存鉅鹿者楚力也、於是趙王歇張耳乃得出鉅鹿、謝諸侯、

【講義】此時に當り、燕齊楚の三國は趙が危急に迫

身を以て趙の人民を手に附けんと欲するも、獨立にては覺束なし、趙の子孫を立てゝ王となし、義を以て之を扶くるときは功を成すことを得べしと、二人は其議に從ひ、諸方を搜索せし後趙歇を發見し、之を立てゝ趙王となし、信都に居らしめぬ、李良は武信を殺したる勢ひに乘じ兵を進めて陳餘を擊ちし處、陳餘は之を打破り、李良は走りて章邯の軍に屬す、章邯は兵を引いて邯鄲に至り、其人民を河內に徙し、其城郭を取り崩す、張耳は趙王歇と走りて鉅鹿の城に入りたるに、秦の將軍王離之を圍む、陳餘は北の方常山の兵を收めて數萬人を手に附け、鉅鹿の北に軍す、而して章邯の兵は鉅鹿の南なる棘原に軍し、甬道を築いて黃河に連絡し、兵糧を王離の陣所に運送しければ、王離の軍は糧食豐富なり、是に於て急に鉅鹿を攻めけるが、鉅鹿の城中は糧食は盡き兵數少く、籠城困難なりしかば、屢〻人を陳餘の所に遣はし前進を要求せしも、陳餘は兵數少くして迚も秦に敵し難しと見て取りしかば、敢て進まざりき、

數月張耳大怒、怨陳餘、使張黶陳澤往讓陳餘曰、始吾與公爲刎頸交、今王與耳旦暮且死、而公擁兵數萬、不肯相救、安在其相爲死、苟必信、胡不赴秦軍俱死、且有十一二相全、陳餘曰、吾度前終不能救趙、徒盡亡軍、且餘所以不俱死、欲爲趙王張君報秦、今必俱死、如以肉委餓虎、何益、張黶陳澤曰、事已急、要以俱死立信、安知後慮、陳餘曰、吾死顧以爲無益、必如公言、乃使五千人、令張黶陳澤先嘗秦軍、至、皆沒、

秦に畔き、腕次第の世の中にて、才能ある者先づ立ちて君となる時節なり、其上趙王は元來身分卑く、將軍の下に出でたる者なり、然るに其姉なるを以て女の癖に驕り高ぶり、將軍の爲に車を下りて挨拶を爲さざるは無禮千萬なれば、彼れの後より追ひかけて之を殺し申さんと、李良は前に秦の書信を得、謀叛の志を起したれども未だ決心せざりし處、今趙王の姉より侮辱を受けたるより立腹の餘り、秦に降る考へにて趙王の姉を追打して之を道中に殺し、其兵を率ゐて邯鄲を襲ふ、邯鄲にては斯くあるべしとは思ひ設けぬことなれば、防ぐべき手段もなく、狼狽を極むるに乘じ、李良は遂に武臣、邵騷を殺せり、

趙人多爲張耳陳餘耳目者、以故得脫出、收其兵、得數萬人、客有說張耳曰、兩君羇旅而欲附趙、難獨立、立趙後、扶以義、可就功、乃求得趙歇、立爲趙王、居信都、李良進兵擊陳餘、陳餘敗李良、李良走歸章邯、章邯引兵至邯鄲、皆徙其民河內、夷其城郭、張耳與趙王歇走入鉅鹿城、王離圍之、陳餘北收常山兵、得數萬人、軍鉅鹿北、章邯軍鉅鹿南棘原、築甬道屬河、餉王離、王離兵食多、急攻鉅鹿、鉅鹿城中食盡兵少、張耳數使人召前陳餘、陳餘自度兵少、不敵秦、不敢前、

【講義】趙人の中に張耳、陳餘の耳目となりて、見聞せし所を報告する者多かりしかば、此の急變に就ても二人は早く聞き知りしため、脫れ出でゝ禍を免れ、其兵を取り纏めて數萬人を得たり、客の中にて張耳に說く者ありて言ひけるは、兩君は他鄉より來りし

益請兵、未至道逢趙王姊出飮、從百餘騎、李良望見以爲王、伏謁道旁、王姊醉不知其將、使騎謝李良、李良素貴、起慚其從官、從官有一人曰、天下畔秦、能者先立、且趙王素出將軍下、今女兒乃不爲將軍下車、請追殺之、李良已得秦書、固欲反趙、未決、因此怒、遣人追殺王姊道中、乃遂將其兵襲邯鄲、邯鄲不知、竟殺武臣邵騷、

【講義】李良は已に常山を平定し、還りて之を報告す、趙王は復も李良に太原を取るべきことを命じ、彼れは后邑と云ふ處まで至りしに、秦の兵、井陘口を塞ぎ居りたるため前進すること能はず、姑らく敵と睨合ひの姿なりしが、秦の將は二世皇帝の贋使者を造り李良に勅書を送りしが、其れには封を施さず、是れは其内容が漏洩の結果李良の君臣が疑ふやうに爲さんとの謀略なり、其書の文面に曰く、良は其昔し我れに事へ、光榮なる官職と寵愛とを得たることあり、其舊恩を思はずや、李良に於て誠に能く趙に裏切りをなして秦の爲に働かば、其の罪を赦すが上に貴き地位を與ふべしと、李良は此の書を得たれども、或は敵の計略にやと疑はしく思ひて信用せず、兎も角井陘口の敵を破るには軍勢足らざる所より、趙の都なる邯鄲に還り、兵數を增さんことを請ふ、其途中趙王の姊が外出して酒を飮み、百餘騎を從へて通行するに出逢ひし處、李良は遙かに見て趙王の行列なりと思ひしかば、路の側に平伏して謁見せり、趙王の姊は酒に醉へるとて將軍李良なることを知らず、從騎に申付けて挨拶せしめぬ、李良は元來が貴き身分なりしに斯く王姊より辱を受けしかば、王姊が通り過ぎし後、身を起して隨從の役人を見廻し甚だ面目なき體なりしが、役人中の一人、李良に申しけるは、今天下

ふ、汝は趙王を得んと欲するのみと、卒又問ふ、將軍は張耳、陳餘が何如なる人物なるかを知り給ふかと、燕の將云ふ、此の二人は賢人なりと、卒云ふ、彼等の心中何如なる物を望むか、知り給ふやと、燕の將は單純の考へにて、彼等は自分の王を取り歸したしと思ふのみと、卒は是に於て笑つて曰く、將軍には未だ此の兩人の望む所を知り給はざるなり、夫れ趙王武信、張耳、陳餘の三人は別に兵力を用ひず只馬の鞭を杖につきて趙の數十城を下しゝが、此れ銘々南面の位を得て王とならんとする心底にて、卿相となつて終ることを欲すべきや、夫れ臣と君とは、尊卑貴賤の懸隔豈に日を同じうして語らるべきや、然るに張耳、陳餘の二人が、趙王の下に臣となりて耐忍する所以は、考ふる所、其勢ひ最初に定まりたるゆゑ是非もなく、さればとて未だ趙の土地を三分して三人ともに王たることも爲し難き事情あり、之がため姑らく年齡の少長に從ひ、先づ武信を立てゝ王となし、以て趙の人心を取りとめたるなり、然るに今趙の地は已に服したれば此の兩人は趙を分割して王とならんとするも、時機未だ宜しからざるが故に差控へ居たるのみ、事實此の如くなるに將軍今趙王を囚へ給ひしかば、二人は表面趙王を取戻さんとする態度を取れども、實際は燕にて之を殺すことを望み居れり、若し燕にて武信を殺しなば、此の兩人は趙を分割して自立すべし、夫れ一の趙王すらも尙燕を侮るに、況んや二人の賢王が左右に手を取り合ひて互ひに相助け、燕に向ひて趙王武信を殺す罪を責むるときは、燕を滅ぼすこと容易なりと、燕の將は之を聞きて尤もと思ひ、趙王を返したれば、卒は趙王の爲に其車を御して歸り來れり、

李良已定常山、還報、趙王復使良略太原、至石邑、秦兵塞井陘未能前、秦將詐稱二世使人、遺李良書、不封、曰、良嘗事我得顯幸、良誠能反趙爲秦、赦良罪、貴良、良得書疑不信、乃還之邯鄲、

れ公の爲に燕の人人を說き伏せ、趙王を放免せしめ、車に載せて諸共に歸り來らんと、舍中の者皆笑つて曰く、是れまで趙王を取り返すため使者の往きしこと十餘人に及びしが、往けば直ちに殺されたり、然るに汝の如きもの何とて趙王を連れ歸ること出來得べきやと、されど其卒は深き自信ありと見え、燕軍の陣地なる城壁を望んで走り往き、主將に面會を申入れけり、

燕將見之、問燕將曰、知臣何欲、燕將曰、若欲得趙王耳、曰、君知張耳陳餘何如人也、燕將曰、賢人也、曰知其志何欲、曰、欲得其王耳、趙養卒乃笑曰、君未知此兩人所欲也、夫武臣張耳陳餘杖馬箠下趙數十城、此亦各欲南面而王、豈欲爲卿相終已邪、夫臣與主、豈可同日而道哉、顧其勢初定、未敢參分而王、且以少長先立武臣爲王、以持趙心、今趙地已服、此兩人亦欲分趙而王、時未可耳、今君乃囚趙王、此兩人名爲求趙王、實欲燕殺之、此兩人分趙自立、夫以一趙尙易燕、況以兩賢王左提右挈、而責殺王之罪、滅燕易矣、燕將以爲然、乃歸趙王、養卒爲御而歸、

【講義】燕の將は兎も角敵より來れる此兵卒に逢ひたるに、卒は燕の將に問うて云ふ、將軍は臣が何如なる望みを持ちて來りしかを知り給ふかと、燕の將云

告ありしを機として之を賀し、急に兵を引いて西に向ひ秦を撃たしむるが得策なりと、陳王は其計に從ひ、武臣等の家族を宮中に拘留し置き、張耳の子敖を成都君となし、陳王より使者を以て趙に慶賀を表し、速かに兵を發し西進して函谷關に入らしむ、張耳、陳餘の二人、武臣に說くやう、大王が今度趙王となり給ひしは楚の本意に非ず、されど特に計略を以て王を賀したるなれば、楚が已に秦を亡ぼしたる後は、必ず趙に攻來るべし、何卒大王に於ては兵を西に進め給ふことなく、北は燕、代を略し、南は河南の土地を收め、自ら領土を擴げられよ、趙が南の方大河に據り、北の方燕、代を有つならば、楚が秦に勝ちたりとて必ず趙を制すまじと、趙王は尤もなりとて、兵を西進することを止め、韓廣をして燕を略し、李良をして常山を略し、張黶をして上黨を略せしめぬ、

韓廣至燕、燕人因立廣爲燕王、

趙王乃與張耳陳餘北略地燕界、趙王間出、爲燕軍所得、燕將囚之、欲與分趙地半、乃歸王、使者往、燕輒殺之以求地、張耳陳餘患之、有廝養卒謝其舍中曰、吾爲公說燕與趙王載歸、舍中皆笑曰、使者往十餘輩、輒死、若何以能得王、乃走燕壁、

【講義】韓廣は兵を率ゐて燕に至りし處、燕の國人は其儘廣を立てゝ燕王となしければ、趙王武信は張耳、陳餘と共に北進して燕の界に於ける土地を攻取れり、然るに或る時趙王は忍びて本陣を出でたるに、燕軍の手に捕へられ、燕の將、之を押込め置き、趙の陣中に申込みけるは、若し燕に趙の土地の半を割讓せば王を歸すべしと、趙の方には是非とも趙王を取戾さんと、幾度も使者を送りたれども、燕にては每もながら之を殺して土地を要求す、張耳、陳餘の二人は之を患へ、樣々工夫を運らし居る折柄、極めて下等の役を勤むる一人の兵卒、其舍中の者に告げて云ふ、吾

人ゆゑ、縱令ひ返りて復命するとも恐らく禍を免れじ、彼れは趙に於て將軍を立つるよりも己れの兄弟を立つるが優なりと思ふなるべく、然らずして他人を立つるならば、即ち趙の子孫を立つべし、將軍時を失ひ給ふ勿れ、機會は一息つく間をも容れざる位なりと、武臣は其言を聽き、遂に立ちて趙王となり、陳餘を以て大將軍となし、張耳を右丞相となし、邵騷を左丞相となし、使を遣はして此の事を陳王に報告せしめぬ、

【字解】介、特なり、

陳王大怒、欲盡族武臣等家、而發兵擊趙、陳王相國房君諫曰、秦未亡而誅武臣等家、此又生一秦也、不如因而賀之、使急引兵西擊秦、陳王然之、從其計、徙繫武臣等家宮中、封張耳子敖爲成都君、陳王使使者賀趙、令趣發兵西入關、張耳陳餘說武臣曰、王王趙、非楚意、特以計賀王、楚已滅秦、必加兵於趙、願王毋西兵、北徇燕代、南收河內、以自廣、趙南據大河、北有燕代、楚雖勝秦、必不敢制趙、趙王以爲然、因不西兵、而使韓廣略燕、李良略常山、張黶略上黨、

【講義】陳王は己れの派遣せる武臣が自立して趙王となりしことを聞いて大に怒り、武臣等の一族を殺し盡して其家を亡ぼし、斯くて兵を發し趙を擊たんとせしに、陳王の宰相房君諫めて云ふ、當の敵たる秦が未だ亡びざるに武臣の家を亡ぼさんとするは、此れ又一つの秦を生ずる道理なれば、寧ろ先方より報

皆降すこと出來申さん、此れ臣が檄を傳へて千里の土地も定まると申したる處に之れありと、

武信君從其計、因使蒯通賜范陽令侯印、趙地聞之、不戰以城下者、三十餘城、至邯鄲、張耳陳餘聞周章軍入關、至戲却、又聞諸將爲陳王徇地多以讒毀得罪誅、怨陳王不用其筴、不以爲將、而以爲校尉、乃說武臣曰、陳王起蘄、至陳而王、非必立六國後、將軍今以三千人下趙數十城、獨介居河北、不王無以塡之、且陳王聽讒、還報恐不脫於禍、又不如立其兄弟、不卽立趙後、將軍毋失時、時間不容息、武臣乃聽之、遂立爲趙王、以陳餘爲大將軍、張耳爲右丞相、邵騷爲左丞相、使人報陳王、

【講義】武臣君は其計に從ひ、蒯通をして侯の印を范陽の令に下賜せしめしかば、趙の地は一戰もせず城を以て下るもの三十餘城に及びぬ、斯くて邯鄲に至りし處、張耳、陳餘は、周章の軍が函谷關に攻め入りたれども戲の地に至りて退却せしとの報あり、それと同時に陳王の爲に地を略したる諸將軍が多く讒言の爲に誅せられたりと聞き、豫て陳王が己れの建策を用ひざりしと、己れを將軍となさずして校尉となしたることを怨みに思ひ居りし處なりければ、武臣に說いて云ふやう、陳王は蘄に起り、陳に至りて王となりしに由れば、かならず六國の後を立つる意志あるにあらず、將軍は今三千人を以て趙の數十城を下し、河北に獨立す、王となり給はずんば、これを鎭むること出來難からん、その上陳王は讒言を聽く

而畏死、貪而重富貴、故欲先天下降、畏君以爲秦所置吏、誅殺如前十城也、然今范陽少年亦方殺其令、自以城距君、君何不齎臣侯印、拜范陽令、范陽令則以城下君、少年亦不敢殺其令、令范陽令乘朱輪華轂、使驅馳燕趙郊、燕趙郊見之、皆曰、此范陽令先下者也、卽喜矣、燕趙城可毋戰而降也、此臣之所謂傳檄而千里定者也、

【講義】范陽の令は蒯通の說に從ひ、彼れをして武信君に逢はせ言はしめけるは、足下は是非とも戰ひに打勝ち然る後に土地を取り、攻寄せて然る後に城を下さんとし給ふならば、臣は憚りながら間違つた仕方と存ずるなり、誠に臣の計を聽き給はゞ、攻めずして城を降し戰はずして地を略し、檄文を傳へて千里の遠き處までも平定することを得べし、其計を申上げて差支へなきかと、武信君は其計とは何如なる次第なりやと問ふ、蒯通曰く、今范陽の令は其士卒を取纒めて籠城の上防戰するが當然なるに、臆病にして富貴を大切と思ふが故に、天下に率先して降らんと欲すれども、君が彼をば秦の置きたる役人なりとて、誅殺を行ふこと前の十城の通りならんことを畏る、然るに范陽の少年等も亦其令を殺して城に立籠り、君を防がんとす、君は臣に侯の印を携帶せしめ、改めて彼を范陽の令に任ずることを爲し給ふが宜し、さすれば、范陽の令は城を以て降參するは必定にて、少年も亦敢て其令を殺すまじ、范陽の令をして赤塗の輪に飾り立てたる轂を嵌めたる車に乘り、燕趙の郊外を驅け廻らせなば、燕趙郊外の人民は之を見て、此れは范陽の令にて一番先きに降參したる者なるが、彼が斯く優遇せらるゝからは、我れも懸念すべきことなしとて喜び合ひ、燕趙の城は戰爭をするまでもなく

矣、

【講義】 諸縣の有力者は皆其言を尤もとなし、其手に附く者多かりしかば、途中途中に兵を收めて數萬人を得たり、武臣を武信君と號し、趙の諸縣を攻めて十城を下せしも、其餘は何れも籠城して降參することを肯んぜざりしかば、兵を引いて東北に向ひ、范陽城に攻寄せぬ、范陽の人蒯通は范陽の令に說いて云ふ、薄々承はる所に據れば、君は近々に死なるゝ由、故に御弔ひを申上ぐるなり、然れども又其れと同時に君が拙者の爲に命拾ひをせらるゝことを賀し奉ると、范陽の縣令は奇怪に思ひ尋ねけるは、貴公は何を以てか予を弔すると、對へて云ふ、一體秦の法律は甚だ重し、足下范陽の縣令たること十年の久しき間、人の父を殺し人の子を孤となし、人の足を切り人の首に入墨をなし給ひたること數へ切れざる程なり、然り而して慈父が其子の爲に、孝子が其父の爲に君の腹へ刃を突通して復讎を爲す者なきは、全く秦の法律を畏るゝ故のみ、然る處今や天下大に亂れ、秦の法律も實行せられざる時節となりたれば、慈父孝子は君の腹中に刃を刺し貫いて名を成し申さん、此れ僕が君を弔する理由なり、今諸侯秦に叛き武信君の兵は近日攻寄せんとす、而して君堅く此の范陽を守り給ふときは、范陽の少年等は我れ先きにと君を殺して、武信君に降るべし、此の場合、君至急に僕を武信君の處へ使者に立て、僕が武信君に面會するならば、禍を轉じて福と爲すこと出來申さん、其れは此の一刹那に在りと、

【字解】 剚、突き通すこと、

范陽令乃使蒯通見武信君曰、足下必將戰勝然後略地、攻得然後下城、臣竊以爲過矣、誠聽臣之計、可不攻而降城、不戰而略地、傳檄而千里定、可乎、武信君曰、何謂也、蒯通曰、今范陽令宜整頓其士卒以守戰者也、怯

二千里、四方嚮の物に應ずるが如くならざるなく、家家己れの爲に怒り、人々己れの爲に鬪ひ、各〻秦に對する怨みを霽らして其讐を攻め、縣にては令や丞の役人を殺し、郡にては又守尉を殺す、今は已に大楚と云ふ國を建て、陳に王となり、吳廣、周文をして百萬の兵を率ゐ、西の方秦を撃たしむ、此時に於て功名を立てゝ封侯の業を成さざる者は豪傑の士に非ず、諸君は相共に之を計られよ、夫れ天下の人、誰彼れの差別なく其心に於て秦の無道を怨むること久し、天下の力に因つて無道の君を攻め、父兄の怨みを報いて、土地を分配せられて一城の主ともなる事業を成すは、此れ士に取つて復と得難き時機なりと、

【字解】 倡、唱なり、

豪桀皆然其言、乃行收兵、得數萬人、號武臣爲武信君、下趙十城、餘皆城守莫肯下、乃引兵東北擊范陽、范陽人蒯通說范陽令曰、竊聞公之將死、故弔、雖然、賀公得通而生、范陽令曰、何以弔之、對曰、秦法重、足下爲范陽令十年矣、殺人之父、孤人之子、斷人之足、黥人之首、不可勝數、然而慈父孝子、莫敢剚刃公之腹中者、畏秦法耳、今天下大亂、秦法不施、然則慈父孝子且倳刃公之腹中以成其名、此臣之所以弔公也、今諸侯畔秦矣、武信君兵且至、而君堅守范陽、少年皆爭殺君、下武信君、君急遣臣見武信君、可轉禍爲福、在今

罷敝、頭會箕斂、以供軍費、財匱力盡、民不聊生、重之以苛法峻刑、使天下父子不相安、陳王奮臂、爲天下倡始、王楚之地、方二千里莫不響應、家自爲怒、人自爲鬭、各報其怨而攻其讎、縣殺其令丞、郡殺其守尉、今已張大楚王陳、使吳廣周文將卒百萬西擊秦、於此時而不成封侯之業非人豪也、諸君試相與計之、夫天下同心而苦秦久矣、因天下之力而攻無道之君、報父兄之怨而成割地有土之業、此士之一時也、

【講義】陳餘は復陳王に說いて曰く、大王は梁と楚とを打ち從へて西に向はるゝは函谷關に攻入るべき目的なり、然るに未だ河北の地を收むるに至らず、臣は嘗て趙に游び、其地の豪傑及び地形を承知致すことなるが、自分は何卒奇兵を申受け、北の方に向つて趙の土地を略したしと、是に於て陳王陳涉は以前自分の仲の善かりし陳の人武臣と云ふ者を將軍とし、邵騷を護軍とし、張耳、陳餘を以て左右校尉となし、卒二千人を與へて北の方趙の地を略せしむ、武臣等は白馬より河を渡り諸縣に至り、其地の有力者に說いて曰ひけるは、秦は亂政を行ひ虐刑を施し、天下を害すること數十年に及ぶ、而して北には長城の夫役あり、南には五嶺の守備あり、內外騷動して百姓疲敝に及び、人頭稅の穀物を課し、箕を以て取り收むるが如き誅求をなすが爲に、財は乏しく力は盡き、人民は殆と生きたる心地なし、其上に苛法峻刑を行ひ、天下の父子をして安からざらしむ、今や陳王臂を奮ひ、天下の爲に義兵の始唱となり、楚の土地の王となり、方

るべきものなり、且つ天下諸侯を下目に視て之を監督するには、王と爲らざるときは不都合なり、願はくは將軍立ちて楚王となり給へと、陳涉此の事の可否を張耳、陳餘に尋ねければ、二人對へて曰く、夫れ秦は無道を行ひ、人の國家を破り、人の社稷を亡ぼし、人の子孫を絕し、人民の力を疲らし人民の財を涸らせり、將軍は目を瞋らし膽を張り、萬死一生を顧みざるの計に出で、天下の爲に殘賊を除かるゝに、今陳に至らるゝやいなや其王とならるゝことは、是れ天下に私を示す次第となる、何卒將軍は陳の王となることなく、急に兵を引いて西に向ひ、人を遣はして六國の跡目を立てられよ、自ら己が味方を作ることは秦の爲に其敵を增すことゝなる、敵多きときは一一之に當るが爲に力分るべく、味方多數なるときは兵力强し、此の如くならば、野に戰はんか、我れと兵を交ふる者なく、縣を攻めんか、我れを防ぎて籠城するものなし、暴虐の秦王を誅し、其都なる咸陽に據り、以て諸侯に令し給へ、諸侯は一旦亡びても御蔭を以て復び立つことを得るなれば、德を以て彼等を服する道理なり、此の如くなるときは帝業成就せん、今獨り陳に王となられなば、恐らくは天下解體すべしと、然るに陳涉は此の忠言を聽かず、遂に立ちて王となれり、

陳餘乃復說陳王曰、大王擧梁楚而西、務在入關、未及收河北也、臣嘗游趙、知其豪桀及地形、願請奇兵、北略趙地、於是陳王以故所善陳人武臣爲將軍、邵騷爲護軍、以張耳陳餘爲左右校尉、予卒三千人、北略趙地、武臣等從白馬渡河、至諸縣、說其豪桀曰、秦爲亂政虐刑、以殘賊天下、數十年矣、北有長城之域、南有五嶺之戍、外內騷動、百姓

數聞張耳陳餘賢、未嘗見、見卽大喜、陳中豪傑父老乃說陳涉曰、將軍身被堅執銳、率士卒以誅暴秦、復立楚社稷、存亡繼絕、功德宜爲王、且夫監臨天下諸將、不爲王不可、願將軍立爲楚王也、陳涉問此兩人、兩人對曰、夫秦爲無道、破人國家、滅人社稷、絕人後世、罷百姓之力、盡百姓之財、將軍瞋目張膽、出萬死不顧一生之計、爲天下除殘也、今始至陳而王之、示天下私、願將軍毋王、急引兵而西、遣人立六國後、自爲樹黨、爲秦益敵也、敵多則力分、與衆則兵彊、如此野無交兵、縣無守城、誅暴秦、據咸陽、以令諸侯、諸侯亡而得立、以德服之、如此、則帝業成矣、今獨王陳、恐天下解也、陳涉不聽、遂立爲王、

【講義】陳涉は蘄より兵を起して秦に叛き、陳に至りし頃は其兵數萬に及べり、張耳、陳餘は陳涉に面謁を請ひける處、陳涉及び其左右の人人は、平生幾度となく張耳、陳餘の賢なることを聞き居たれども未だ逢ひしことあらざるに、今對面することを得たれば大に喜びぬ、陳中の故老等一同に陳涉に說くやう、將軍は身に堅甲を被り銳き武器を手に執り、士卒を率ゐて暴虐無道の秦を誅し、復び楚の社稷を建て、亡びたるを存し絕えたるを繼ぎ給ふ、其功德は王となら

吏去、張耳乃引陳餘之桑下而數之曰、始吾與公言何如、今見小辱而欲死一吏乎、陳餘然之、秦詔書購求兩人、兩人亦反用門者以令里中、

【講義】陳餘は是れも張耳と同じく大梁の人なるが、儒者の業を好み、度々趙の苦陘に游歷す、其地の富人公乘氏と云ふ者、其女を以て彼れに嫁して妻とせり、是れ公乘氏も亦陳餘が凡人に非ざることを知るが故なり、陳餘は年若く、張耳に事ふること父に事ふるが如く、兩人は刎頸の交とて生死を共にする程の交りを結べり、秦が大梁を滅ぼしゝとき張耳は外黄に仕ひけるが、漢の高祖の布衣にてありし時分數、張耳を尋ねて、其客となりしこと五六箇月に及べり、秦が魏を滅ぼしゝ時より數年を過ぎて、張耳、陳餘の兩人は魏の名士なる由を聞き、張耳を得る者には千金、陳餘を得る者には五百金の懸賞をなしゝかば、二人は姓名を變じ、諸共に陳に赴き、里の門番となつて自活せり、或る時兩人差向ひにてありし時、里の役人其處を過ぎ、何等かの手落を見附けたりと見え、陳餘をむちうてり、陳餘は小役人の爲に辱められ、何として忍ぶべき、起つて抵抗せんとなしたる處、張耳は流石に老成の考へありしかば、陳餘の足をふみて辛抱すべしとの暗示を與へ、從順に鞭を受けしめぬ、軈て其の役人立去りしかば、張耳は陳餘を引き立て桑の木の下に往き、之を責めて云ひけるは、始め吾れ君と話し合ひたるは何事なりしぞ、天下を相手に仕事をなさんとするに非ずや、然るに斯かる大望を抱きながら僅かばかりの恥辱に出逢ひ、一人の役人を相手に死せんとするやと、陳餘は尤もなりとて合點せり、秦は詔を發し、懸賞にて兩人を探しけるに、兩人は秦知らぬ顏をなし、門番の役目を以て、張耳、陳餘の兩人を執ふる者には斯く〳〵の恩賞あるべしと沙汰に及べり、

陳涉起蘄、至入陳、兵數萬、張耳陳餘上謁陳涉、涉及左右生平

張耳、張耳以故致千里客、乃宦魏爲外黃令、名由此益賢、

【講義】張耳は大梁の人なり、其若年の時、魏の公子毋忌は尙存生にて、張耳は其家の食客を爲し居りたることあり、張耳は其昔し本國を脫走して外黃に身を寄せしことあり、外黃の或る富豪に甚だ美貌なる女ありて、其傭へる奴隸に嫁せし處、夫の家を逃げて本と父の食客にてありし人の處に行きて世話になり居たり、其人は平生張耳を知りければ、富豪の女に謂ふやう、必ず賢れたる夫を求めんと思はゞ張耳に從へと、女は固より其人を信ぜしことゆゑ之を承諾に及び彼れに賴みて先夫と手切れの手續をなして、遂に張耳に嫁入りせり、張耳は此の時追手の難にもかからず仕官の口を求めて人と交際し、其費用も少からざりしが、女房の家より手厚く張耳に供給せしかば、張耳は之が爲に千里の遠き處よりも客を招くことを得たり、斯くて魏の國に仕宦し外黃の縣令となり、此れより賢者と云ふ評判益〻世に聞えたり、

【字解】大梁、今の陳留の大梁城、毋忌、毋忌の母は無に同じ、

陳餘者、亦大梁人也、好儒術、數游趙苦陘、富人公乘氏以其女妻之、亦知陳餘非庸人也、餘年少、父事張耳、兩人相與爲刎頸交、秦之滅大梁也、張耳家外黃、高祖爲布衣時、嘗數從張耳游、客數月、秦滅魏數歲、已聞此兩人魏之名士也、購求有得張耳千金、陳餘五百金、張耳陳餘乃變名姓、俱之陳、爲里監門以自食、兩人相對、里吏嘗有過笞陳餘、陳餘欲起、張耳躡之、使受笞、

の罪なれと、是に於て毒藥を飲んで自殺せり、

太史公曰、吾適北邊、自直道歸、行觀蒙恬所爲秦築長城亭障、塹山堙谷、通直道、固輕百姓力矣、夫秦之初滅諸侯、天下之心未定、痍傷者未瘳、而恬爲名將、不以此時彊諫、振百姓之急、養老存孤、務修衆庶之和、而阿意興功、此其兄弟遇誅、不亦宜乎、何乃罪地脈哉、

【講義】太史公云ふ、吾れ北方の邊陲に赴き、直道より歸る途中に於て、蒙恬が秦の爲に築きたる長城の亭障を觀たるが、山を堀割り谷を堙めて直道を通じ、誠に人民の力を惜氣もなく費したるものなり、夫れ秦が列國を滅ぼしたる當座は天下の人心も未だ定まらず、手傷を負ひたる者も未だ平愈せず、而して蒙恬は名將なりき、彼れ此の時を以て其君を強諫して、老人を養ひ孤兒を恤み務めて萬民の和合を取料らはずして、始皇の意に阿り土木を興せり、此れに由れば彼れの兄弟が誅せられたるも亦尤もなる次第ならずや、何ぞ地脈を絶つの罪ならんや、

張耳陳餘列傳第二十九

張耳者、大梁人也、其少時、及魏公子毋忌爲客、張耳嘗亡命游外黃、外黃富人女甚美、嫁庸奴、亡其夫、去抵父客、父客素知張耳、乃謂女曰、必欲求賢夫、從張耳、女聽、乃卒爲請決、嫁之張耳、張耳是時脫身游、女家厚奉給

王若し之に備へ給はずんば大事に立至らんと、成王大に怒られしかば、周公旦は都を出でゝ楚に奔る、然るに成王は記錄庫に於て周公旦の河中に沈めたる文書を看出し、落涙して曰く、周公は此の如く朕に忠實なるに、孰れか彼れを亂を爲さんとすと謂ふかと、周公を讒言せし者を誅して周公旦を召び戻せり、故に周書に、凡そ事を決定するには必ず三卿五大夫と合議を要すとあり、今恬の一族は秦に對して代々二心を抱きたるものなく、偏へに忠義を盡したるに、今此の如き罪を被るは、是れ孽臣が逆亂を謀り、君主を陵ぐ所業ならん、夫れ成王一たびは讒言に誤られたりと雖も、後悔して復び振起すれば終に昌え、夏の桀王は關龍逢を殺し、殷の紂王は王子比干を殺して悔いず、身は殺され國は亡びたり、故に古語にも過は救ふべく諫は覺るべしとあり、三卿五大夫の衆議に察することは至極の聖人の法なり、凡そ臣の申す所の言は是れに由つて咎を免るゝことを求むるに非ず、將に諫言をなすことを以て死せんとす、願はくは陛下萬民の爲に道に從ふことを求め給へと、

【字解】 繦褓、繦は小兒を背にしばる紐なり、褓は小兒を負ふどてらなり、參伍、三卿、五大夫、

使者曰、臣受詔行法於將軍、不敢以將軍言聞於上也、蒙恬喟然太息曰、我何罪於天無過而死乎、良久、徐曰、恬罪固當死矣、起臨洮屬之遼東、城壍萬餘里、此其中不能無絕地脈哉、此乃恬之罪也、乃呑藥自殺、

【講義】 使者は蒙恬に對へて云ふ、拙者は只詔を受けて將軍に死刑を申渡す役目なれば、將軍の言を上聞に達することは爲さゞるべしと、蒙恬喟然として太息して曰く、我れ天に對し何の罪を犯しゝや、過ちもなきに死するとはと、姑らく過ぎて徐ろに云ふ、恬が罪は固より死に當る、吾れ臨洮より遼東にかけて長城を造り、萬餘里の間、壁を築き堀を設けたるが、其中には地脈を絕ちたる處なしとせず、此れこそ恬

書、乃流涕曰、孰謂周公旦欲爲亂乎、殺言之者、而反周公旦、故周書曰、必參而伍之、今恬之宗世無二心、而事卒如此、是必孽臣逆亂内陵之道也、夫成王失而復振則卒昌、桀殺關龍逢、紂殺王子比干而不悔、身死則國亡、臣故曰、過可振而諫可覺也、察於參伍、上聖之法也、凡臣之言、非以求免於咎也、將以諫而死、願陛下爲萬民思從道也、

【講義】　蒙毅は使者に向ひ己れの罪なきことを辯明したれども、使者は胡亥が理非を問はず彼れを殺さんと欲する意志を知りしかば、蒙毅の言を聽かずして遂に之を殺しぬ、二世は又使者を陽周に差遣はし蒙恬に令するやう、君の過ちは多かるに、君の弟毅は大罪を犯したれば、法律上、内史にまで刑を及ぼさゞるを得ずと、蒙恬曰く、吾が先代より子孫に至るまで、秦に仕へて功を積み信を取ること已に三世に及べり、今臣は兵三十餘萬人を統帥することゆゑ、身は囚はれて牢獄に繋がると雖も、其勢ひは謀叛をなすに十分なり、然るに結局死を免れざることを知りて義を守るものは亡き父の敎へを辱めず、又先帝を忘れざればなり、昔し周の成王が位に卽きたる當坐、尚繈褓を離れず、周公旦は王を負ひて朝に臨み政を聽き、卒に天下を定めたり、或る時成王病を得て甚だ危篤なりし處、周公は自ら其爪を剪り、之を河に沈めて祈るやう、王に於ては尚幼穉にして未だ何事をも辨へず、故に國政に缺陷ありとせば、是れ旦が行ふ政治に罪咎あるなれば、旦の身に其禍ひを受くべしと、是に於て此の事を書して之を記錄庫に藏せしが、周公は實に信ありと申すべし、其れより成王が已に生長して自ら國を治むることゝなりたる時、賊臣ありて言ひ觸らすやう、周公旦は謀叛せんとすること久し、

上順當に功成り身全きは道に於て貴ぶ所なり、刑罰を以て殺さるゝことは道の末なり、昔し秦の穆公は三名の良臣を殺し、百里奚を罪したるも、其罪に非ず、全く穆公の過ちなりしかば、死後謚號を立てゝ繆と曰へり、昭襄王は武安君白起を殺し、楚の平王は伍奢を殺し、吳の夫差は伍子胥を殺したるが、此の四人の君は皆大いなる過失を犯して天下之を非り、其君を不明となせり、之がため其惡名は列國に傳はりぬ、故に古語に之れあり、道を用ひて治むる者は無罪を殺すことなく、無辜の者には罰を加へずと、唯大夫に於て心を留められんことを請ふと、

【字解】 繆、あやまるなり、大夫、使者を指して云ふ、

使者知胡亥之意、不聽蒙毅之言、遂殺之、二世又遣使者之陽周、令蒙恬曰、君之過多矣、而卿弟毅有大罪、法及內史、恬曰、自吾先人及至子孫、積功信於秦三世矣、今臣將兵三十餘萬、身雖囚繫、其勢足以倍畔、自知必死而守義者、不敢辱先人之教、以不忘先主也、昔周成王初立、未離襁褓、周公旦負王以朝、卒定天下、及成王有病甚殆、公旦自揃其爪以沈於河曰、王未有識、是旦執事有罪殃、旦受其不祥、乃書而藏之記府、可謂信矣、及王能治國有賊臣言周公旦欲爲亂久矣、王若不備、必有大事、王乃大怒、周公旦走而奔於楚、成王觀於記府、得周公旦沈

矣、以臣不レ知二太子之能一、則太子獨從、周二旋天下一、去二諸公子一絶遠、臣無レ所レ疑矣、夫先主之擧二用太子一、數年之積也、臣乃何言之敢諫、何慮之敢謀、非三敢飾レ辭、以避二死一也、爲レ羞レ累二先主之名一、願大夫爲レ慮焉、使三臣得二死情實一、且夫順二成全一者、道之所レ貴也、刑殺者、道之所レ卒也、昔者秦穆公殺二三良一而死、罪二百里奚一而非二其罪一也、故立レ號曰レ繆、昭襄王殺二武安君白起一、楚平王殺二伍奢一、吳王夫差殺二伍子胥一、此四君者、皆爲二大失一、而天下非レ之、以二其君一爲二不明一、以レ是籍二於諸侯一、故曰、用レ道治者不レ殺二無罪一、而罰不レ加二於無辜一、唯大夫留レ心、

【講義】蒙毅は之に對へて云ふ、陛下には臣が先帝の思召しに叶はざりし者と爲し給ふか、臣は少きときより役目を勤め、恩遇を蒙りて崩御の時に及べり、是れ先帝の御意を知りたる者と申すべし、臣を以て太子の御器量を知らぬ者と爲し給ふか、太子は多くの御兄弟の中にて獨り先帝の巡幸に隨行ありて天下を周游し給ひたることは諸公子より遙かに立勝り給ふ所にて、臣は太子の御器量に就いて疑ふべき筋之れなし、夫れ先帝が太子を立てんとせられしは積年の事なれば、臣は何を申立て丶諫め申すべきや、何を考へて計畫致すべきや、斯く申したりとて敢て辭を飾り一命を全うせんとするにはあらず、先帝の名に累を及ぼすことを羞づるが故なり、何卒大夫には正當の罪に因つて死することを得しめられたし、其

外使鬬士之意離也、臣竊以爲不可、

【講義】 太子は立つて天子となり、二世皇帝と稱せり、而して趙高は二世に親近せられ、晝夜君側に伺候して蒙氏の事を誹謗し、其罪過を搜し出して之を彈劾しけり、子嬰は進み諫めて曰く、臣承はるに、昔し趙王遷は其良臣李牧を殺して顏聚を用ひ、燕王喜は陰に荊軻の謀を用ひて秦との約束に背き、齊王建は其先代よりの忠臣を殺して后勝の議を用ひたり、此の三君は各〻其以前の事を變じたるを以て其國を失ひ、禍ひ其身に及びたり、今蒙氏は秦の大臣なり、謀士なり、然るに君上には一旦之を棄て給はんとす、臣は憚りながら不可と考ふるなり、臣承はるに、輕々しく思慮をなす者は國を治むることと出來ず、一個の智は以て君を存することと出來ず、忠臣を殺して節操なき人を立つることは、內は群臣をして互ひに信せしめず、外は鬬士の意をして離心せしむることゝなれば、臣は竊かに不可と存ずると、

【字解】 倍、そむくと訓ず、

胡亥不聽、而遣御史曲宮乘傳之代、令蒙毅曰、先主欲立太子而卿難之、今丞相以卿爲不忠、罪及其宗、朕不忍、乃賜卿死、亦甚幸矣、卿其圖之、

【講義】 胡亥は子嬰の諫言を聽入れずして、御史の曲宮と云ふ者を遣し、傳馬に乘りて代に赴き蒙毅に命せしむるやう、先帝が太子を立てんと爲し給ひし時、卿は之を沮止せり、故に今丞相は卿を不忠とし、其罪を正さんとす、本來なれば宗族まで連累を以て同罪にすべきなれども、朕は之を不愍に思ふが故に、特旨を以て卿に死を賜ふ、卿には至極仕合せの儀と心得、自ら處決すべしと、

毅對曰、以臣不能得先主之意、則臣少宦、順幸沒世、可謂知意

者を遣し死を賜ふ、扶蘇は唯々として自殺せしも、蒙恬は此の使命に疑念を抱きしを以て、復び沙汰をぞ仰ぎける、使者は彼れが命を受けざるにより之を役人に引渡し、之を別の處に移し置きて拘禁せり、此の使は胡亥が李斯の舍人を護軍使者として遣したる者なり、使者は還りて有りし次第を報告するや、胡亥は扶蘇が已に死したる由を聞き、蒙恬だけは赦さんと欲せし處、趙高は蒙氏が復も貴ばれて政權を握るに至らば、己れが其怨みを受けて返報に逢はんことを恐れ、蒙毅が山川に祈禱する使命を果して歸り來るや、胡亥に忠義立てをなす風を粧ひ、蒙氏を滅さんとし申出づるやう、臣承はるに、先帝が賢子を擧げて太子となし給ふ思召しは一朝一夕の事に非ず、然るに蒙毅は諫めて、宜しからずと云へり、此の如く賢なることを知りながら久しく立てざることは、是れ不忠にして君を惑はす次第なれば、臣の愚存によれば、之を誅するが得策なりと、胡亥は趙高の說に從ひ、蒙毅を代州に於て獄中に繫ぎたるが、是れより先き蒙恬は已に陽周に囚へ置きぬ、始皇の柩を咸陽に送り、玆に葬を行へり、

太子立爲二世皇帝、而趙高親近、日夜毀惡蒙氏、求其罪過、擧劾之、子嬰進諫曰、臣聞故趙王遷殺其良臣李牧、而用顏聚、燕王喜陰用荊軻之謀、而倍秦之約、齊王建殺其故世忠臣、而用后勝之議、此三君者、皆各以變古者、失其國而殃及其身、今蒙氏秦之大臣謀士也、而主欲一旦棄去之、臣竊以爲不可、臣聞輕慮者、不可以治國、獨智者、不可以存君、誅殺忠臣、而立無節行之人、是內使群臣不相信、而

【講義】始皇は天下を巡游せんと欲し、道を九原郡に取り、直ちに甘泉に至らんと欲し、蒙恬をして九原郡より甘泉に至る通路を修築せしめ、山を崩し谷を埋むること千八百里に及ぶ、其道の未だ竣功せざる内に始皇は即位の三十七年の冬を以て會稽山に出游し、海に沿ひて、北の方琅邪に赴きし處、途中にて病氣に罹れり、始皇は蒙毅をして後へ戻りて山川に病氣平愈の祈禱をなさしめたるが、彼れが返り來る以前に始皇は沙丘に至りて崩ぜり、然るに之を秘密にせしかば、群臣絶えて之を知る者なかりき、此の時丞相李斯、少子胡亥、中車府の令趙高隨行せり、高は胡亥の寵を得ければ之を立てんと欲し、一面には蒙毅が前に法律によりて其罪を糺問して自分に同情なかりしことを怨みしかば、害心を挾めり、

乃與丞相李斯、少子胡亥、陰謀立胡亥爲太子、太子已立、遣使者以罪賜公子扶蘇蒙恬死、扶蘇已死、蒙恬疑而復請之、使者以蒙恬屬吏、更置、胡亥以李斯舍人爲護軍使者、還報、胡亥已聞扶蘇死、即欲釋蒙恬、趙高恐蒙氏復貴而用事、怨之、毅還至、趙高因爲胡亥忠計、欲以滅蒙氏、乃言曰、臣聞先帝欲擧賢立太子久矣、而毅諫曰、不可、若知賢而愈不立、則是不忠而惑主也、以臣愚意、不若誅之、胡亥聽而繫蒙毅於代、前已囚蒙恬於陽周、喪至咸陽已葬、

【講義】趙高は丞相李斯、少子胡亥と内々胡亥を立て、太子となすべきことを相談に及び、胡亥が愈々太子となるに及び、公子扶蘇と蒙恬とが罪ありとて、使

世世卑賤、秦王聞高彊力通於獄法、擧以爲中車府令、高卽私事公子胡亥、喩之決獄、高有大罪、秦王令蒙毅法治之、毅不敢阿法、當高罪死、除其宦籍、帝以高之敦於事也、赦之、復其官爵、

【講義】趙高は趙の遠縁の一族なり、彼れの兄弟五六人ありしが何れも隱宮に生れ、其母は刑せられたるが、元來彼れの家は代々卑賤の身柄なりき、然るに秦王は趙高が力強きが上に刑法に通ずる由を聞き、擧げ用ひて中車府の令とす、高は私に公子の胡亥に事へ、之に裁判の事を敎へたり、其後高大罪を犯ししかば、秦王は蒙毅をして之を審判せしめたる處、蒙毅は敢て法律を曲ぐることなく高を死刑と判決し、官吏の籍より除名せり、然る處始皇は高が事務に敏活なることを愛して其罪を赦し、其官爵を復せり、

【字解】生隱宮、其父、宮刑として陰莖を切らるゝ刑を犯し、妻子は官に沒收せられて奴婢となる、妻後に野合して生む所の子皆趙姓を承け、何れも宦官とせらる、

始皇欲游天下、道九原、直抵甘泉、乃使蒙恬通道自九原抵甘泉、塹山堙谷千八百里、道未就、始皇三十七年冬、行出游會稽、竝海上、北走琅邪、道病、使蒙毅還禱山川、未反、始皇至沙丘崩、秘之、群臣莫知、是時丞相李斯、少子胡亥、中車府令趙高常從、高雖得幸於胡亥、欲立之、又怨蒙毅法治之而不爲己也、因有賊心、

となることを得、齊を攻めて大に之を破り、功を以て內史の官に拜せり、

【字解】大父、祖父を謂ふ、

秦已幷天下、乃使蒙恬將三十萬衆、北逐戎狄、收河南、築長城、因地形、用險制塞、起臨洮、至遼東、延袤萬餘里、於是渡河據陽山、逶蛇而北、暴師於外十餘年、居上郡、是時蒙恬威振匈奴、始皇甚尊寵蒙氏、信任賢之、而親近蒙毅、位至上卿、出則參乘、入則御前、恬任外事、而毅常爲內謀、名爲忠信、故雖諸將相莫敢與之爭焉、

【講義】秦已に列國を併合して天下を一統せしかば、蒙恬をして三十萬の大軍を引率して北進し、戎狄を逐ひ拂ひ河南の地を回收し、長城を築き、地形に從ひ險阻の地を利用し此に要砦を造りしが、臨洮より起りて遼東に至り、其延長萬餘里に及ぶ、斯くて黃河を渡り陽山に據り、うねうねとして北方に向ひ軍隊が遠く都を離れ、風に吹かれ雨に打たれ露に濡ること十餘年、蒙恬は上郡の地に居り、其威匈奴に振ふ、始皇は甚だ蒙氏を尊寵し深く任して賢者とせり、而して蒙毅を身近に置き、其位は上卿に至り、始皇が外出の時は陪乘し、宮城に歸るときは御前に伺候す、恬は專ら外事に任じ、毅は常に內に在つて參謀となり、忠信の士と稱せられぬ、故に諸宰相、將軍と雖も彼れと盾をつく者なかりき、

【字解】河南、靈、勝等の州を指す、延袤、延は長さ、袤は南北を謂ふ、陽山、河北に在り、

趙高者、諸趙疏遠屬也、趙高昆弟數人皆生隱宮、其母被刑僇、

蒙恬列傳第二十八

蒙恬者、其先齊人也、恬大父蒙驁、自齊事秦昭王、官至上卿、秦莊襄王元年、蒙驁爲秦將、伐韓取城皋滎陽、作置三川郡、二年、蒙驁攻趙取三十七城、始皇三年、蒙驁攻韓、取十三城、五年、蒙驁攻魏、取二十城、作置東郡、始皇七年、蒙驁卒、驁子曰武、武子曰恬、恬嘗書獄典文學、始皇二十三年、蒙武爲秦裨將軍、與王翦攻楚、大破之、殺項燕、二十四年、蒙武攻楚虜楚王、蒙恬弟毅、始皇二十六年、蒙恬因家世得爲秦將、攻齊大破之、拜爲內史、

【講義】　蒙恬は其先祖齊國の人なるが、恬の祖父を蒙驁と曰ひ、齊より秦に赴きて昭王に事へ、追々立身して上卿の位に至れり、秦の莊襄王の元年に於て蒙驁は將軍となり、韓を伐つて城皋、滎陽の二箇所を取り、此の處に三川郡を設置し、二年には趙を攻めて其三十七城を取りぬ、始皇卽位の三年に及び、蒙驁は韓を攻めて十三城を取り、五年に魏を攻めて二十城を取り、此處に東郡を設置せり、七年に蒙驁卒せしが、其子を武と曰ひ、武の子を恬と曰ふ、恬は嘗て刑法の學を習ひ、獄官の文學を掌れり、始皇の二十三年に蒙武は秦の副將軍となり、將軍王翦と共に楚を攻めて大に之を破り、楚の將項燕を討取る、二十四年に蒙武は楚を攻めて楚王を虜とす、蒙恬の弟を毅と呼べり、始皇の二十六年に蒙恬は家柄によりて秦の將軍

然るに群臣百官皆秦に背きて、子嬰の所に往き防戰する者なし、子嬰は已むを得ず妻子と自ら其頸に繩を附け、軹道の旁に於て降參に及ぶ、沛公は之を役人に預け置きける處、項羽至りて之を斬り、斯くて秦は天下を失へり、

【字解】係其頸以組、自ら罪を受くるなり、適、「ユク」なり、

太史公曰、李斯以閭閻歷諸侯、入事秦、因以瑕釁以輔始皇、卒成帝業、斯爲三公、可謂尊用矣、斯知六藝之歸、不務明政以補主上之缺、持爵祿之重、阿順苟合、嚴威酷刑、聽高邪說、廢適立庶、諸侯已畔、斯乃欲諫爭、不亦末乎、人皆以斯極忠而被五刑死、察其本、乃與俗議之異、不然、斯之功、且與周召列矣、

【講義】太史公云ふ、李斯は村里に仕する微賤の身を以て列國に游說し、遂に秦に入りて仕へたるが、列國の破綻に附込み、始皇を輔けて卒に帝業をなし、斯は三公の位に登りたり、實に重く用ひられたる者と申すべし、斯は六藝の主意を知りながら政を明かにして君主の缺けたる所を補ふことを務めず、只爵祿を重んじて、之を失はじと大切に取り守り、君主の意に阿り、是非に係はらずして調子を合せ、威を嚴にし刑を酷にせる上、趙高の邪說を聽きて、嫡子を廢し庶子を立てたるは何事ぞや、諸國が叛亂を起すに至り、始めて諫爭せんと欲したるは抑、亦末ならずや、世人は何れも李斯が忠を極めたるに拘はらず五刑を被りて死したりとなすも、其本を察すれば此の如き俗論と異なり、李斯の禍は李斯の自ら取る所なり、若しさにあらずんば、李斯の功は殆んど周公、召公と肩を比ぶべし、

兵內鄕、入告二世曰、山東群盜兵大至、二世上觀而見之、恐懼、高卽因劫令自殺、引璽而佩之、左右百官莫從、上殿、殿欲壞者三、高自知天弗與群臣弗許、乃召始皇弟授之璽、子嬰卽位、患之、乃稱疾不聽事、與宦者韓談及其子謀殺高、高上謁請病、因召入、令韓談刺殺之、夷其三族、子嬰立三月、沛公兵從武關入、至咸陽、群臣百官皆畔不適、子嬰與妻子自係其頸以組、降軹道旁、沛公因以屬吏、項王至而斬之、遂以亡天下、

【講義】二世は太卜の言に從ひ望夷宮へ移り住み、三箇日程になりぬ、趙高は詐りて詔と稱し、禁中護衞の兵士に白色の衣を着せ、兵器を持ちて宮內に向はしめ置き、己れは宮中に入り、二世に告ぐるやう、山東群盜の兵大擧して此まで攻め寄せたりと、二世は物見臺に登りて之を見、眞に賊兵なりと思ひ恐れけり、趙高は二世を脅かして自殺せしめ、二世の佩びたる皇帝の玉璽を引出して之を佩び、天子の位に登らんとせしも、左右百官從ふものなく、殿に上りし處、殿の建物震動すること三度に及びしかば、趙高も天が此の位を與へず、群臣も許さゞるを知り、始皇の孫なる子嬰を召び出し、之に玉璽を授けけり、子嬰は位に卽きたれども、趙高の逆心を患へ、病氣と稱して政務に就かず、宦者韓談及び其子と趙高を殺す相談を爲し、高が子嬰の病氣を見舞ひの爲め謁見を請ふや、是れ幸ひと召入れし上、韓談をして之を刺殺さしめ、彼れの三族を平げぬ、子嬰の帝位に卽きしより三箇月の後、沛公の兵は武關より入りて咸陽に殺到せり、

女壻咸陽令閻樂、劾不知何人賊殺人移上林、高乃諫二世曰、天子無故賊殺不辜人、此帝之禁也、鬼神不享、天且降殃、當遠避宮以禳之、

【講義】李斯は已に死し、丞相の職缺けゝるが、二世は趙高を拜して中丞相となし、天下の政事、大小となく趙高の決斷に委しぬ、趙高は自ら己が權力の重きを知り、試みに鹿を獻上して是れは馬なりと奏せしかば、二世は且つ驚き且つ怪み、近臣に向ひ問うて曰く、此れは鹿なるに丞相は馬と云ふ、汝等は鹿と思ふか又は馬と思ふかと、近臣は若し鹿と謂はゞ趙高に惡まれんことを恐れ、馬なりと對へしかば、二世は驚きて、自ら精神に異狀ありて馬が鹿に見ゆるならんかと心迷ひ、太卜の官を召し卦を布きて之を占はせたるに、太卜の曰く、陛下には春秋に天を郊に祭らるゝ折、竝びに宗廟や鬼神に事へ給ふ折、齋戒が潔白ならぬゆゑ、斯く視覺の病ひを引起し給へり、されば立派に德を修めて齋戒を潔白になし給ふべしと、是れ亦太卜が趙高に諛びて此の如く申立てたるなり、是に於て二世は齋戒のため上林苑へ入りたるが、齋戒は名のみにて、日々鳥獸を取りて樂みつゝあり、偶〻上林の中を通行する者ありけるが、二世は自ら之を射殺しぬ、趙高は之を知りて惡計を企て、咸陽の令を勤め居る壻の閻樂に申含め、誰れなるか判然せざれども、人を殺害して其尸骸を上林へ搬び來りし者あり、逮捕して誅すべき由を申立てしめ、己れは忠義顏をなして二世を諫むるやう、天子が故なくして罪もなき人民を殺害せらるゝことは上帝の禁じ給ふ所なり、鬼神も陛下の祀を納受ましまさずして禍ひを下し給ふべきが故に、遠く御殿を避けて此の災ひを避くるやう祈禱あるべしと、

【字解】太卜、天子の卜筮官なり、弋、矢に絲を附けて鳥を射とること、劾、告發なり、

二世乃出居望夷之宮、留三日、

趙高詐詔衞士令士皆素服持

れければ、役人に申附け之を棄去りて奏上せざらしめて曰く、囚人が何如にして上書するが如きことを得べけんやと、斯くて又己が食客十餘人をして、或は贋御史或は贋謁者或は贋侍中となり、かはるがはる出張して李斯を再吟味に及ばしむ、李斯は此等の者をば眞の御史なり謁者なり侍中なりと思ひ、無實を訴ふるは此の時なりと、己が叛心なきことを陳ぶるや、趙高は其度毎に人をして復も打叩かせぬ、此の如くにして李斯を懲らし置きければ、其後二世が勅使を派遣して李斯の罪を取調べしめたる處、李斯は從前の如く事實を言ふときは打たれんかと、敢て申立てず、服罪に及びけり、其口書を二世に上りしとき二世は喜んで云ふやう、趙君あらざりせば、殆んど丞相に欺かるゝ所となりしならんをと、二世が罪狀取調べのため人を派遣せる・三川の太守李由は、使者到着の頃已に楚の將項梁の爲に擊殺せられたる後にて、其使の歸り來れば、李斯は丁度法吏の手に渡されぬ、其謀叛の罪狀の如き、皆趙高の捏造せし所なり、二世即位の二年七月、李斯に五刑を具へて咸陽の市に腰斬の刑を行ふことゝなり、李斯は刑場にと牢獄を引出さるゝ折、彼れの中子も共に繩附きの姿にて父の後に隨ひしが、李斯は振向きて中子に謂ふ樣、吾れは汝と復び黃い犬を牽き、倶に上蔡の東門を出でて兎狩をなさんとするも叶ふまじと、父子聲を放ちて泣き悲みしが、遂に三族までも皆殺しになりぬ、

李斯已死、二世拜趙高爲中丞相、事無大小、輒決於高、高自知權重、乃獻鹿謂之馬、二世問左右、此乃鹿也、左右皆曰、馬也、二世驚、自以爲惑、乃召太卜、令卦之、太卜曰、陛下春秋郊祀、奉宗廟鬼神、齋戒不明、故至於此、可依盛德而明齋戒、於是乃入上林齋戒、日游弋獵、有行人入上林中、二世自射殺之、趙高教其

等を均一にし、文物を天下に布き、秦の名譽を立てたり、是れ臣が罪の五箇條なり、馳道とて天子の御成道を作り、物見游山の場處を設けて君主の得意を見はせり、是れ臣が罪の六箇條なり、刑罰を寛にし租稅を薄くし、斯くて君主が一般の心を得て、萬民皆君主を戴き、死して忘れぬ樣にせり、是れ臣が罪の七箇條なり、人臣として斯の如きは、その罪、死する價直あること、固より今に始まりたることにあらず、幸ひに主上が其能力を盡さしめ給ひたるゆゑ、生存して今日に至ることを得しなり、願はくは陛下之を察し給へと、

【字解】 剋畫、秤の柄又は物差の身に刻みたる線なり、

書上、趙高使吏棄去不奏、曰、囚安得上書、趙高使其客十餘輩詐爲御史謁者侍中、更往覆訊斯、斯更以其實對、輒使人復榜之、後二世使人驗斯、斯以爲如前、終不敢更言、辭服、奏當上、二世喜曰、微趙君、幾爲丞相所賣、及二世所使案三川之守至、則項梁已擊殺之、使者來、會丞相下吏、趙高皆妄爲反辭、二世二年七月、具斯五刑、論腰斬咸陽市、斯出獄、與其中子俱執、顧謂其中子曰、吾欲與若復牽黃犬俱出上蔡東門逐狡兎、豈可得乎、遂父子相哭而夷三族、

【講義】 此の上書は其筋の役人の手までは屆きたるが、趙高は萬一二世が之を覽て彼れの無實を悟り赦すことあらんには、己が身の破滅とならんことを恐

刻畫、平斗斛度量、文章布之天下、以樹秦之名、罪五矣、治馳道、興游觀、以見主之得意、罪六矣、緩刑罰、薄賦斂、以遂主得衆之心、萬民戴主、死而不忘、罪七矣、若斯之爲臣者、罪足以死固久矣、上幸盡其能力、乃得至今、願陛下察之、

【講義】　二世は愈〻趙高に命じて李斯の犯罪を取調べて判決を爲さしむ、趙高は李斯が其子の由と謀叛に及びたる罪狀を責め、父子の宗族並に賓客を捕縛す、趙高が李斯を糺彈するや、栲問千餘囘に及びしかば、李斯も苦痛に堪へかね、遂に無實の罪に服せり、李斯が未練を殘して死せざりし所以は、其身無實を言ひ解くべき辯才を有し、且つ又二世を立てたる功勞もあり、又實際謀反の心ありし次第に非ざれば、此等の事を恃みとし、幸ひに上書して陳情に及びなば二世も己れの寃罪なることに氣附き、赦さるゝこともあらんかと、獄中より上書して言ひけるは、臣は秦國の宰相となり、民を治むる三十餘年に及ぶことなるが、臣が就職の當時は秦の土地尙陝隘なりき、元來先王の時、秦の地は千里に過ぎず、兵は數十萬に過ぎざりしを、臣は薄材ながら十分の力を竭し、謹んで法令を奉じ、陰に謀略優れたる者を擇み、之に金玉等の財寶を給して列國に游説を爲さしめ、又内内武器を準備し、政治敎化を整へ、鬬士を官職に就け、功臣を尊びて其爵祿を盛んにし其結果として終に韓を脅し魏を弱め燕趙を破り齊楚を平げ、卒に六國を併合して其君主を捕虜となし、秦を立てゝ天子とせり、是れ臣が罪の一箇條なり、斯くて秦の土地は巳に廣からぬにあらねども、臣は尙其上に北は胡貉の蠻族を逐ひ、南は百越を定めて秦の强きことを見はせり、是れ臣が罪の二箇條なり、大臣を尊び其爵位を盛んにして、其君主との關係を固くせり、是れ臣が罪の三箇條なり、社稷を立て宗廟を脩め、以て君主の賢德を明かにせり、是れ臣が罪の四箇條なり、剋畫を革め、枡、物差

出し事業を成すにも、經費增加して人民の利益に補ひなきことは之を禁ず、故に長久に秦平を保つ、然るに今二世は兄弟を逆殺して其咎を顧みず、忠臣を無法に殺して其殃を思はず、大に宮殿を造營し厚く天下に負擔を課して其費用を惜まず、此の三箇條行はれて天下服從するものなく、今叛徒は已に天下の半を有つ、然るに二世の心は尚未だ寤らず、趙高を以て此上もなき輔佐と心得るゆゑ、吾れは敵兵は必然咸陽に攻寄せ、秦は之が爲に亡ぼされて宮殿も跡方なく、麋鹿などが朝廷に游ぶことを見るならんと、

於是二世乃使高案丞相獄治罪、責斯與子由謀反狀、皆收捕宗族賓客、趙高治斯、榜掠千餘、不勝痛、自誣服、斯所以不死者、自負其辯有功、實無反心、幸得上書自陳、幸二世之寤而赦之、

李斯乃從獄中上書曰、臣爲丞相治民三十餘年矣、逮秦地之陜隘、先王之時、秦地不過千里、兵數十萬、臣盡薄材、謹奉法令、陰行謀臣、資之金玉、使游說諸侯、陰脩甲兵、飾政教、官鬭士、尊功臣、盛其爵祿、故終以脅韓弱魏、破燕趙、夷齊楚、卒兼六國、虜其王、立秦爲天子、罪一矣、地非不廣、又北逐胡貉、南定百越、以見秦之彊、罪二矣、尊大臣、盛其爵位、以固其親、罪三矣、立社稷、脩宗廟、以明主之賢、罪四矣、更

禁、故能長久治安、今行逆於昆弟、不顧其咎、侵殺忠臣、不思其殃、大爲宮室、厚賦天下、不愛其費、三者已行、天下不聽、今反者已有天下之半矣、而心尚未寤也、而以趙高爲佐、吾必見寇至咸陽、麋鹿游於朝也、

【講義】　二世は已に以前より趙高を信じ居たりけることゆゑ、李斯の言に耳を傾けず、李斯が斯く趙高を惡む以上萬一之を殺すこともやあらんかと氣遣ひしかば、李斯の申しゝことを趙高に告げて警戒に及びぬ、趙高は今こそ李斯を除くべき好機會なれと思ひしかば、二世に向ひ言上すらく、丞相の邪魔物とする所の者は臣高のみに之れあり、高が死せしならば、丞相には立ちどころに田常の爲しゝが如く簒奪の企てを實行致さんとすべしと、二世は李斯に謀叛の心ありとし、郎中令に付して吟味を遂げよと勅しける、郎中令は即ち趙高なりければ、趙高は李斯を取調ぶることゝなり、李斯は逮捕の上、縛せられて牢獄の中に繫がれたり、李斯は天を仰いで嘆息すらく、扨も悲むべきかな、無道の君、何とて共に天下の事を計るべけんや、昔し夏の桀王は諫臣の關龍逢を殺し、殷の紂王は叔父に當る王子比干を殺し、吳王夫差は伍子胥を殺しぬ、此の三人の臣下は豈に不忠なる者ならんや、然るに皆死を免れざりしは何故ぞ、成程身を殺さるゝまでに忠義を盡したれども、其忠義の對象たる君主が非道の君なりしため、忠義のかひもなく犬死となりしなり、今吾が智は三人に及ばざるに、二世の無道は桀紂夫差にも過ぐ、さすれば吾が忠義の爲に死するも亦當然の事なり、且つ二世の天下は豈に亂れずしてあるべけんや、往年己が兄弟を亡ぼし盡して自ら天子となり、忠臣を殺して賤しき人物を尊び、阿房宮を造營して天下に重き租税を課す、吾れ諫めざりしにはあらず、而も二世吾が申しゝことを聽かざりしなり、凡そ古への聖王は飮食にも加減があり、車や器具等にも定數あり、宮室にも規定あり、號令を

に別れ、何事をも辨へず、人民を治むる道も習ひたることなきに、君は又老境に向ふが故に、天下と緣の絕えんことを恐る、此の際趙君に委任せずして誰れにか委任すべき、其上趙君の人の爲りは精廉なるが上に氣力强く、下は人情を知り上は朕の意に適す、君には決して趙君の事を疑ふ勿れと、李斯は又此れに對して奏上するやう、趙高の人物は陛下の御語と相違せり、彼の高と申す男は根が賤しき人物にて道理を識らず、貪慾にして厭くことなく、利益を求めて止まることなく、威勢を張ることは主上に次ぎ、欲を求めて窮まりなきが故に臣は危險なりと申すなりと、

二世已前信趙高、恐李斯殺之、乃私告趙高、高曰、丞相所患者獨高、高已死、丞相卽欲爲田常所爲、於是二世曰、其以李斯屬郞中令、趙高案治李斯、李斯拘執束縛、居囹圄中、仰天而歎曰、嗟乎、悲夫、不道之君、何可爲計哉、昔者桀殺關龍逢、紂殺王子比干、吳王夫差殺伍子胥、此三臣者、豈不忠哉、然而不免於死、身死而所忠者非也、今吾智不及三子、而二世之無道過於桀紂夫差、吾以忠死宜矣、且二世之治、豈不亂哉、日者夷其兄弟而自立也、殺忠臣而貴賤人、作爲阿房之宮、賦斂天下、吾非不諫也、而不吾聽也、凡古聖王飮食有節、車器有數、宮室有度、出令造事、加費而無益於民利者

く、彼れが私家の富は公家と均しかりしが、恩惠を布き德澤を施し、下に於ては百姓の心を得、上に於ては群臣の心を得、陰かに齊國を我が物にせんとし、宰予を庭に殺し、取敢へず、簡公を弑して遂に齊國を有するに至りぬ、此等は天下の明かに知る所なり、今趙高に邪惡の志あり、危害叛亂の行ひあることは、子罕の宋の宰相たりし場合の如く、私家の富は田氏の齊に於ける場合の如し、斯く田常、子罕の逆道を兼行ひ、陛下の威信を劫かすことは、韓玘が韓の宰相たりし場合の如し、陛下今の內に處置を爲し給はざらんには、臣に於ては彼れが謀反を致さんことを恐ると、

【字解】 轂抵、角觝に同じ、

二世曰、何哉、夫高、故宦人也、然不爲安肆志、不以危易心、潔行脩善、自使至此、以忠得進、以信守位、朕實賢之、而君疑之、何也、且朕少失先人、無所識知、不習治民、而君又老、恐與天下絕矣、朕非屬趙君、當誰任哉、且趙君爲人精廉彊力、下知人情、上能適朕、君其勿疑、李斯曰、不然、夫高、故賤人也、無識於理、貪欲無厭、求利不止、列勢次主、求欲無窮、臣故曰殆、

【講義】 二世は此れに對し答辯するやう、丞相には何事を申すにや、夫れ趙高は故と宦官の如き賤しき出身なれども、感心なる心懸けの人物にて、安しとて志を放縱にすることなく、危しとて主義を變ずることなく、行ひを潔白にして善事を修め、己れの努力により現在の地位まで立身したるなり、彼れは忠を盡す結果として升進を得、信を失はずして位を守るが故に、朕は實に之を賢なりとして信任するに、君の之を疑ふは何如なる次第なりや、且つ朕は若年にて父君

作觳抵優俳之觀、李斯不得見、因上書言趙高之短曰、臣聞之、臣疑其君無不危國、妾疑其夫無不危家、今有大臣於陛下擅利擅害、與陛下無異、此甚不便、昔者司城子罕相宋、身行刑罰以威行之、朞年遂劫其君、田常爲簡公臣、爵列無敵於國、私家之富、與公家均、布惠施德、下得百姓、上得群臣、陰取齊國、殺宰予於庭、卽弑簡公於朝、遂有齊國、此天下所明知也、今高有邪佚之志、危反之行、如子罕相宋也、私家之富若田氏之於齊也、兼行田常子罕之逆道、而劫陛下之威信、其志若韓玘爲韓安相也、陛下不圖、臣恐其爲變也、

【講義】李斯は趙高が己れを讒言せりと聞き、何とか辨明せんと欲したれども、此の時二世は甘泉宮に在りて角力や演劇の見物をなし居る最中にて、謁見叶はざりければ、李斯は上書をなして趙高の惡しきことを奏聞すらく、臣承はるに、臣たる者が君にまがふほど威權あるときは其國危險を來さざることなく妾たる者が夫にまがふほど勝手に振舞ふときは其家の危險を來さざることなしと、今陛下の用ひ給ふ所の一大臣ありて人に利に與へ害を與ふる權力を自由に行使すること陛下と異る所なし、此れ不都合千萬なる事なり、昔し司城子罕と云ふもの、宋の宰相となり、己れ勝手に刑罰を施し、而も威力を以て之を行ひ、一箇年になる頃、遂に其君を劫かせり、又田常は簡公の臣となり、其爵位は國中に肩を竝ぶるものな

主上には朝廷へ出で給はずして奥御殿に在すことゆゑ、吾れ言上せんとすることありても、之れをば取次ぐ者なく、謁見せんと思へども、其機會なきため今日に至れるなりと、趙高は豫て企みし通り李斯を陷るるには好都合なりと思ひしが、之を噫にも出さず、好意を表して曰く、君が眞實諫言をなし給はんとならば、幸ひ僕は君側に侍することゆゑ、主上の御差支へなき折を伺ひ、君に御通知致し申さんと、約束をなして立歸りけるが、軈て趙高は二世が酒宴を催し、婦人を相手にして笑ひ興じ居る時を待ち、人を以て李斯に言はせけるは、主上は只今御閒に在らせらるれば、早速參内して奏聞し給ふべしと、李斯は計らるゝことゝは夢にも知らず、善くこそ報知致しくれたりと、取敢へず宮門に至り、參上の由を申入れしも、二世は固より酒宴の最中なりければ之を許さず、此の如く趙高に欺かれ二世の酒宴最中に謁見を乞ふこと三回に及びしかば、二世は怒つて云ふやう、吾れ平生閒暇の日少からざるに、丞相は來りもせず、偶酒宴を催して游興すれば、兎角に來りて事を奏聞せんことを乞ふ、丞相は我れを若年とて輕んずるものと見ゆと、趙高は得たり賢しと進み出で、申すやう、右の次第なれば危險に之れあり、夫れ沙丘の謀には丞相も參加致せり、然るに今陛下は已に立ちて皇帝となり給ひたれど彼れは別段貴くもならざるゆゑ、不平を抱くに相違なし、彼れの意は領地を賜はりて王たらんとするに在り、且つ是れまで陛下より臣に御尋ねなければ敢て言上仕らざりしが、丞相の長男李由は三川の太守なるが、楚の盜陳勝等は皆丞相の故鄕の近縣人なる所より、彼等楚の盜賊共公然横行して三川の地を通過すれども、李由は之を擊つの意志なし、高に於ては由が盜賊と文書の往復をなす趣を承知致し居れど、未だ實證を手に入れざるため言上せざりしまでなり、且つ丞相は外に居り、權力は陛下より重しと、高は斯く李斯を讒言に及びて之を除き去らんとせり、二世は趙高の言ふ所を事實と信じ、李斯を取調べんとせしも、實證の擧らざることを恐れしかば、人を派遣して三川の太守由が賊と通信したる事情を調査せしめたり、

李斯聞之、是時二世在甘泉方

有所言者、不可傳也、欲見無間、趙高謂曰、君誠能諫、請爲君候上間語君、於是趙高待二世方燕樂、婦女居前、使人告丞相、上方間、可奏事、丞相至宮門上謁、如此者三、二世怒曰、吾常多間日、丞相不來、吾方燕私、丞相輒來請事、丞相豈少我哉、且固我哉、趙高因曰、如此、殆矣、夫沙丘之謀、丞相與焉、今陛下已立爲帝、而丞相貴不益、此其意亦望裂地而王矣、且陛下不問臣、臣不敢言、丞相長男李由爲三川守、楚盜陳勝等、皆丞相傍縣之子、以故楚盜公行、過三川、城守不肯擊、高聞其文書相往來、未得其審、故未敢以聞、且丞相居外、權重於陛下、二世以爲然、欲案丞相、恐其不審、乃使人案驗三川守與盜通狀、

【講義】 趙高は李斯が此の儀に就き彼れ此れ申しゝ由を聞及びければ、李斯に面會の上、申出すやう、今や關東に群盜多く、國家多事なるに、主上は急に人民に割宛てたる人夫を發し阿房宮の建築に從事し、狗馬の如き無用の玩み物を集め給ふ、僕は諫め奉りたく思へども、何如にせん位賤しければ其儀も叶はず、此の諫言をなすことは君侯の役なるに、君は何とて諫め給はざると、李斯曰く、諫言せねばならぬことは無論なり、予は諫めんと思ふこと久しけれども、何分

趙高常侍中用事、事皆決於趙高、

【講義】二世は只さへも專制を欲せし處、李斯の上書に因つて益、其必要を感じ、以前より一層嚴しく督責を行ひ、人民より多く租税を取り立つる者を賢明なる役人とせしが、二世の云ふやう、此くなしてこそ能く督責を行ふと謂ひ得べけれと、刑に處せらるゝ者、道路通行人の半に及び、死人は市に積み累なる程なり、二世の云ふ、此くてこそ能く督責を行ふと申さるゝなれと、其昔し趙高は郎中の令を勤めたる頃、職權を笠に着て殺し、所の者及び私怨を霽らしたる者頗る多かりければ、大臣が入朝して政事上の奏聞する際自然此の問題に及び、君主に惡しく言はれんことを恐れしかば、成るべく大臣を二世に接近せざらしめんとて二世に說いて云ふ、天子が貴き所以は唯其聲を聞くのみにて群臣が其面を見ること出來ざるが爲なり、故に天子は號して朕と曰ふ、且つ陛下は御年若く在らせらるれば未だ盡く諸般の事に通じ給はず、それゆゑ今朝廷に出御相成り、人を登庸し若しくは譴責する上に於て不當の處置あるときは、大臣より短處を窺はれ給ふ次第となり、其神明なることを天下に示すべき仕方にあらず、故に陛下には當今禁中に御坐なされ、臣趙高及び法律に熟習する侍中の者と事の出で來るを待ち、事出で來らば相談の上之を處置し給ふことゝなさん、此の如くなるときは、大臣等敢て疑はしき事を奏聞せずして、天下の者は陛下をば聖主と申し奉るべしと、二世は其計を採用し、以來は朝廷に出御して大臣に逢ふことなく、禁中奥深く引込り趙高は常に宮中に侍して政事を執り行ひ、萬事皆趙高の手に決せり、

高聞李斯以爲言、乃見丞相曰、關東群盜多、今上急發繇治阿房宮、聚狗馬無用之物、臣欲諫、爲位賤、此眞君侯之事、君何不諫、李斯曰、固也、吾欲言之久矣、今時上不坐朝廷、上居深宮、吾

此の如くなれば、之を督責の誠と名づく、斯くあるときは、臣下に邪なる者なし、臣下に邪なる者なければ、天下安泰なり、天下安泰なるときは、君主尊嚴なり、君主尊嚴なる時は、則ち督責は厲行せらる、督責厲行せらるゝ時は、求むる所を得らる、求むる所得らるゝ時は、則ち國家富むべし、國家富む時は、君主は費用豐富にして快樂なり、故に督責の術設けらるゝ時は、凡そ心に望む所の事は何まれ得ざることなく、群臣なり、百姓なり、自己が過失を免れんとする暇すらあらざるに、何とて騷動などを企てんや、此の如くなる時は、帝道備りて能く君臣の術を明かにすと申すべし、申子、韓子が復び此の世に生れ出づるありとも、やは此の上に出づることあるべきと、此の建白が二世に奏上せらるゝや、二世は深く滿足に及べり、

於是行督責益嚴、稅民深者爲明吏、二世曰、若此、則可謂能督責矣、刑者相半於道、而死人日成積於市、殺人衆者爲忠臣、二世曰、若此、則可謂能督責矣、初趙高爲郎中令、所殺及報私怨衆多、恐大臣入朝奏事毀惡之、乃說二世曰、天子所以貴者、但以聞聲、群臣莫得見其面、故號曰朕、且陛下富於春秋、未必盡通諸事、今坐朝廷、譴擧有不當者、則見短於大臣、非所以示神明於天下也、且陛下深拱禁中、與臣及侍中習法者待事、事來有以揆之、如此、則大臣不敢奏疑事、天下稱聖主矣、二世用其計、乃不坐朝廷見大臣、居禁中、

邪、臣無邪、則天下安、天下安、則主嚴尊、主嚴尊、則督責必、督責必、則所求得、所求得、則國家富、國家富、則君樂豐、故督責之術設、則所欲無不得矣、羣臣百姓救過不給、何變之敢圖、若此、則帝道備、而可謂能明君臣之術矣、雖申韓復生、不能加也、書奏、二世悅、

【講義】 其上節儉仁義の人物が朝廷の上に立つときは氣儘勝手の快樂は止まり、諫言を述べ道理を申立つる所の臣下が君側に於て口を開くときは杜漏遺放しの志は押へ附けらる、烈士が節義の爲に死する行跡が世に顯はるゝときは酒色に耽る樂みなどは廢るものなり、故に明君は此の三種の人間を近附けずして、己れ獨り君主の術を操りて何事も言ひなり次第の臣下を制御して其明法を修むるが故に、其身尊くして勢ひ重きなり、凡そ賢君と云ふものは必ず世間の是非に戻り、俗習をば我が流儀に從はしめ、其惡む所を止めて其欲する所を立てんとする者なり、故に存生の日に於ては尊重の位勢あり、死去の後は賢明の謚あり、此理由を以て、明君は獨斷の政治を爲すが故に權力は臣下の手に在らず、此の如くにして始めて能く仁義の人の寄附くべき塗を塞ぎ、理窟を言ひ廻す者の口に蓋をなし、烈士の行ひを壓迫し、耳を塞ぎて口喧しき議論を聞かず、目を隱して氣に入らぬ行ひを見ず、心の内にて獨り視聽するが故に、外に於ては仁義烈士の行ひを以て傾けんとすれどもならず、内に於ては諫言や氣荒き議論を以て其主義を奪はんとすれどもならず、此の故に人君は犖然として獨り思ひの儘に行動して、何人も敢て之に逆はず、此の如くにして能く申韓の術に明かにして商君の法を脩むると申す者なり、斯くて法は脩まり術は明かにありながら天下の亂るゝものは未だ聞き及ばざる所なり、故に古語にも王道は誠に簡單にして執り行ひ易しとあり、唯明主のみ能く之を行ひ得ると謂はる、

天下の者が敢て犯さゞる所を務めずして、慈母が子を仕付け損ふやうなる事のみをするは聖人の論を研究せざる仕方なり、夫れ聖人の術を行ふこと出來ざれば、それぎりにて天下の爲に奴僕の役を勤むる次第となる、是れ何たる事ぞ、哀まざるべけんや、

【字解】 格虜、强悍なる奴僕、鎰、二十四兩なり、鑠金、美金なり、搏、猶攫むが如し、樓季、魏の文侯の弟、跛牂、牂は牝羊なり、

且夫儉節仁義之人立於朝、則荒肆之樂輟矣、諫說論理之臣開於側、則流漫之志詘矣、烈士死節之行顯於世、則淫康之虞廢矣、故明主能外此三者、而獨操主術以制聽從之臣、而修其明法、故身尊而勢重也、凡賢主者、必將能拂世摩俗、而廢其所惡、立其所欲、故生則有尊重之勢、死則有賢明之諡也、是以明君獨斷、故權不在臣也、然後能滅仁義之塗、掩馳說之口、困烈士之行、塞聰揜明、內獨視聽、故外不可傾以仁義烈士之行、而內不可奪以諫說忿爭之辯、故能犖然獨行恣睢之心、而莫之敢逆、若此、然後可謂能明申韓之術、而脩商君之法、法脩術明而天下亂者、未之聞也、故曰、王道約而易操也、唯明主爲能行之、若此、則謂督責之誠、則臣無

犯也、今不務所以不犯、而事慈母之所以敗子也、則亦不察於聖人之論矣、夫不能行聖人之術、則舍爲天下役何事哉、可不哀邪、

【講義】故に韓子の曰く慈愛深き母には腐敗墮落の子があり、嚴重に取締る家庭には主命に反抗するやうなる横着の奴僕なきは何故なるかと云ふに、慈母は姑息の愛に溺れて子の惡事を罰せざるが故に其子は我儘者となり、嚴重の家庭に於ては命令に叛けば必ず罰するが故に奴僕も柔順となるに外ならずと、故に商君の法律にては灰を道に棄つる者をも刑するなり、夫れ灰を道路に棄つるが如きは極めて輕罪なるに、其刑せらるゝや重き罰を受く、此の如くに深く輕罪を責むることは唯賢明の君主の能くする所なるが、罪何如に輕くとも、責罰する程なれば、まして重罪に於てをや、故に民は敢て法を犯さゞるなり、是の故に僅かの布帛人の見ぬ處にあれば、普通の人は決して之を見逃すことなくして之を取るべく、美金百鎰の多額なるも、盜跖之を攫み去らず、是れ普通人の心が僅かの反物に誘惑せらるゝこと深く、盜跖の欲が反つて淺きにはあらず、又盜跖の所行は百鎰の大金を輕視したるにも非ず、若し此の大金を取るときは、手もなく捕縛せらるゝが故なり、之れと同時に罰が必ずしも行はれざることならば、普通の人と雖も僅かばかりの反物を見逃さずして着服すべし、右の次第なるを以て、城壁の高さ五丈に過ぎざるも、健脚家の樓季すら輕々しく踰ゆることならず、泰山の高さは百仞に及ぶも、跛の牝羊其上に牧はる、夫れ樓季が五丈の限界をば踰え難しとするに、何如にして跛の牝羊が百仞の高さを易々と踰ゆることとあらんや、其れに一は易く一は難き所以は切立ちたると平坦なるとの、地勢同じからざるが故なり、明主や聖王が久しく尊き位に處り長く重き權勢を握りて、天下の利を獨占め爲すものは別に異なりたる方法あるにあらず、能く己れ一個にて國事を專決して督責を審かにし嚴罰を厲行するを以て、天下の人敢て犯さゞるなり、今

禹や己が身を以て天下の犠牲となし、人なり、さればとて之を貴ぶときは賢を貴ぶ所の本意を失ふ次第となる、大に誤れりと申すべし、之を手かせ足かせなりと謂ふも亦尤もならずや、是れ臣下を監視責罰する能はざるの過なり、

【字解】督責、督は察なり、其罪を察して之を責むるに刑罰を以てするなり、恣睢、放縦を謂ふ、

故韓子曰、慈母有敗子、而嚴家無格虜者何也、則能罰之加焉必也、故商君之法刑棄灰於道者、夫棄灰、薄罪也、而被刑、重罰也、彼唯明主爲能深督輕罪、夫罪輕且督深、而況有重罪乎、故民不敢犯也、是故韓子曰、布帛尋常、庸人不釋、鑠金百鎰、盜跖不搏者、非庸人之心重尋常之利深、而盜跖之欲淺也、又不以盜跖之行、爲輕百鎰之重也、搏必隨手刑、則盜跖不搏百鎰、而罰不必行也、則庸人不釋尋常、是故城高五丈、而樓季不輕犯也、泰山之高百仞、而跛牂牧其上、夫樓季也、而難五丈之限、豈跛牂也、而易百仞之高哉、峭塹之勢異也、明主聖王之所以能久處尊位、長執重勢、而獨擅天下之利者、非有異道也、能獨斷而審督責、必深罰、故天下不敢

貴而人賤、以己徇人、則己賤而人貴、故徇人者賤、而人所徇者貴、自古及今、未有不然者也、凡古之所爲尊賢者、爲其貴也、而所爲惡不肖者、爲其賤也、而堯禹以身徇天下者也、因隨而尊之、則亦失所爲尊賢之心矣、夫可謂大繆矣、謂之爲桎梏、不亦宜乎、不能督責之過也、

【講義】夫れ賢明の君主は必ず其道を全くして臣下を監視責罰する所の術を行ふ者なり、之を監視責罰するときは、臣たる者何として己れの能力を竭して君主に從はざるものあらんや、此れ臣主の分定まり上下の義明かなる結果として、臣下其能力を竭して其君に從はざるものなき次第なり、右の理由により、君主は己れ獨り天下を制して天下に制せらるゝことなし、故に樂の極度を窮む、斯くてこそ賢明の主なれ、察せざるべからざるなり、故に申子の曰く、天下を有つ以上は何事も自由なるに、自ら檢束して思ふ存分に情慾を逞しうせざるものは、之を名づけて天下をば己が手かせ足かせと爲す者と曰ふと、是れは他の意義に非ず、臣下を監視責罰する能はずして、天下の爲に己が身を勞すること堯舜の如くなるより、之を手かせ足かせと謂ひたるなり、夫れ申子や韓子の術を修め、監視責罰の道を行ひ、專ら天下を以て吾が快樂に供すること能はず、徒に形體を苦しめ精神を勞し、吾が身を百姓の犧牲となすは、是れ人民に使用せらるゝものにして、天下を我が物とする仕方にあらず、何として貴ぶに足らんや、夫れ人を以て吾が犧牲となすときは己れ貴くして人賤しく、己れを人の犧牲とするときは己れ賤しくして人貴し、故に人の犧牲になる者は賤しく、人が犧牲になる者は貴し、古へより今に及ぶまで斯くあらざる者あらず、凡そ古へに於て賢人を貴ぶ理由は其貴きがためなり、不肖者を惡む理由は其賤しきがためなり、而して堯や

如此、李斯恐懼、重爵祿、不知所出、乃阿二世意、欲求容、以書對曰、

【講義】此の頃、李斯の子の由と云ふもの三川の太守なりし處、群盜呉廣等、西方に土地を征服しつゝ過ぎされども之を制すること能はず、將軍章邯、廣等の兵を破りて之を逐ひ拂ひしが、三川の問題を取調ぶる使者は引きも切らず、李斯怠慢の事實明白となりければ、二世は李斯が三公の位に居りながら此の如く盜賊を横行せしむるは何事ぞと、李斯を責めしかば、李斯は恐懼に堪へず、爵祿を取り失はんかと懸念の餘り、何如に爲すべきかの考へも出でず、乃ち二世の意に阿り機嫌を取らんとて、書面を以て左の如く答へけり、

夫賢主者、必且能全道而行督責之術者也、督責之、則臣不敢不竭能以徇其主矣、此臣主之分定、上下義明、則天下賢不肖、莫敢不盡力竭任以徇其君矣、是故主獨制於天下而無所制也、能窮樂之極矣、賢明主也、可不察焉、故申子曰、有天下而不恣睢、命之曰以天下爲桎梏者、無他焉、不能督責、而顧以其身勞於天下之民、若堯禹然、故謂之桎梏也、夫不能修申韓之明術、行督責之道、專以天下自適也、而徒務苦形勞神、以身徇百姓、則是黔首之役、非畜天下者也、何足貴哉、夫以人徇己、則己

能利、將惡能治天下哉、故吾願肆志廣欲、長享天下而無害、爲之奈何、

【講義】二世は李斯の諫言を聽かんとせざるのみか、反つて李斯に責め問うて曰く、吾れに一個の議論あり、そは韓子より聞きたることとなるが、韓子は云ふ、堯の天下を有ちし時は、其住ふ堂の高さは僅か三尺に過ぎず、櫟にて造つたる椽も樸のまゝにて削りもせず、屋根は茅にて葺き、而も端の處は剪りて揃へず、旅人の夜の宿なりとも、此れよりは難儀ならず、衣服はと云へば、冬日は鹿の皮衣を着、夏日は葛布の單物を着、粟や下等の米を飯とし、藜や豆の汁物を吸ひ、飯は土の椀に盛り汁は土の鉢に盛る、門番の生活と雖も此れより極端ならず、禹王は龍門山を堀割り大夏を通じ、九河を流し、九曲の隄防をめぐらし、停滯せる水を切り流して之を海に落し、四方を奔走し勞働せしため、股の毛は擦り切れ、脛の毛も皆無となり手にも足にもたこを生じ、其面貌は眞黑となり、遂に旅中に死して會稽に葬らる、奴隸の勞苦も此れよりは烈しからず、されば天下を有つ上に貴しとする所は、何と形體を苦しめ、精神を勞し、身は旅中の如き不自由なる宿に住ひ、口は門番の如き賄ひを食ひ、手に奴隸の如き仕事を取扱はんと欲するにあらんや、此れは愚人の勉むる所にして賢者の務むる所にあらず、彼の賢人が天下を有つ仕方は、專ら天下を以て自分を都合よきやうに仕向くるのみ、此れ天下を有つことの貴き所以なり、夫れ賢人は必ず天下を安んじて萬民を治むるものなり、されば己の身すらも利すること出來ざるに何如にして能く天下を治めんやと、故に自分は志を自由にし欲を廣くし、長く天下を我が物として害なからしめんことを願ふ次第なるが、之を爲すには何如せば宜しからんと、

李斯子由爲三川守、群盜吳廣等西略地過去、弗能禁、章邯以破逐廣等兵、使者覆案三川相屬、誚讓斯居三公位、如何令盜

願ひの通り之を葬りぬ、斯くて法令と云ひ誅罰と云ひ、日に深刻に赴きしかば、誰れも彼れも何時罪を得るも知れ難しと不安に思ひ叛かんと欲する者多かりき、二世は其上阿房宮を作り、直道、馳道を築き、之がため經費多端の結果、人民より取立つる租税は愈、重く、守備其他の夫役已むことなし、是に於て楚の守備兵陳勝、吳廣等は亂を起して山東に兵を舉げ、俊傑の士銘々自ら立ちて王となり侯となつて秦に叛き、鴻門まで攻め寄せたれども力足らずして退却す、李斯は此の有樣を觀て二世の閑の折を見て諫めんとせしも二世は之を許さざりき、

而二世責問李斯曰、吾有私議、而有所聞於韓子也、曰、堯之有天下也、堂高三尺、采椽不斲、茅茨不翦、雖逆旅之宿、不勤於此矣、冬日鹿裘、夏日葛衣、粢糲之食、藜藿之羹、飯土匭、啜土鉶、雖監門之養、不觳於此矣、禹鑿龍門、通大夏、疏九河、曲九防、決渟水致之海、而股無胈、脛無毛、手足胼胝、面目黎黑、遂以死于外、葬於會稽、臣虜之勞、不烈於此矣、然則夫所貴於有天下者、豈欲苦形勞神、身處逆旅之宿、口食監門之養、手持臣虜之作哉、此不肖人之所勉也、非賢者之所務也、彼賢人之有天下也、專用天下適己而已矣、此所以貴於有天下也、夫所謂賢人者、必能安天下而治萬民、今身且不

不能、爲人子不孝、爲人臣不忠、不忠者、無名以立於世、臣請從死、願葬酈山之足、唯上幸哀憐之、書上、胡亥大說、召趙高而示之曰、此可謂急乎、趙高曰、人臣當憂死而不暇、何變之得謀、胡亥可其書、賜錢十萬以葬、法令誅罰、日益刻深、群臣人人自危、欲畔者衆、又作阿房之宮、治直馳道、賦斂愈重、戍徭無已、於是楚戍卒陳勝吳廣等乃作亂、起於山東、傑俊相立、自置爲侯王、叛秦、兵至鴻門而却、李斯數欲請閒諫、二世不許、

【講義】公子高は禍を恐れて出奔せんと欲したれども、又家族等が捕へられて誅せらるゝ恐れありければ上書して云ふやう、先帝御在世の砌、臣は宮中に入りては食を賜はり、外に出でゝは御料の車に乘り、御倉にある衣服も拜領することを得、御厩にある寶馬も恩賜を蒙ることを得たり、斯く寵愛を受けたる身なれば、先帝の崩御に際し、臣は殉死を爲すべきに、其れを行ふこと出來ざりしは、子として不孝、臣として不忠なり、不忠なる者は此の世の中に立つべき名義なし、されば今より臣は先帝の御供を致したし、何卒酈山の麓に臣の尸骸を葬り給へ、唯陛下に於て御哀憐の程こそ願はしけれと、斯く認めて書面を差上げしかば、二世は之を見て大に悅び、趙高を召して之を示して謂ひけるは、此れは何か事變にても起すべき考へにて、事體差迫まりたりと申すべきかと、趙高曰く、臣下は死を憂ふるの暇なき筈なるに、何の騷動を企つることと出來申さんやと、胡亥は彼れの上書の趣を聽屆け、錢十萬文を埋葬料として之を與へ、終に

群臣莫不被潤澤、蒙厚德、陛下則高枕肆志寵樂矣、計莫出於此、二世然高之言、乃更爲法律、於是群臣諸公子有罪、輒下高令鞠治之、殺大臣蒙毅等、公子十二人僇死咸陽市、十公主矺死於杜、財物入於縣官、相連坐者不可勝數、

【講義】二世は趙高の話しにより此の儘にては樂みを遂げられざるべしと思ひければ、趙高に向ひ、樂みを窮むるには何如致さば宜しからんと問ふ、趙高曰く、其れには法律を嚴くし刑罰を重くし、有罪の者は其本人のみか連累を併せて其一族を絶し、大臣を滅ぼし、骨肉を遠ざけ、貧しき者は之を富まし、賤しき者は之を貴くし、先帝の時より勤め續きの臣下は一切之を除き去り、陛下の親み信じ給ふ所の者を其代りに据ゑて之を左右に置き給ふ時は、陰德は陛下に歸し、公子、大臣等の陛下の害になるべき者は取り去られて、謀叛などの姦計は其途を塞がれ、群臣に於て陛下の御惠みを被り、厚き恩德を受けざるものあらじ、此の如くならば、陛下は枕を高くし志を恣にして、十分榮華を窮め給ふことを得べし、此れにましたる計は決して之れなしと、二世は趙高の言を尤もとなし、更めて法律を作り、峻嚴を極めたり、是に於て諸公子に罪を犯したる者あるときは直ちに趙高の手に渡して糾彈せしめ、大臣蒙毅等を殺し、十二人の公子は咸陽の市に誅戮せられ、十人の公主は杜と云ふ處にて支體を裂かれ、其財産は皆縣に沒收せられたるが、其罪に卷副を被りたる者は數へ切れぬ程なりき、

公子高欲奔、恐收族、乃上書曰、先帝無恙時、臣入則賜食、出則乘輿、御府之衣、臣得賜之、中廐之寶馬、臣得賜之、臣當從死而

蒙毅將兵居外、臣戰戰栗栗、唯恐不終、且陛下安得爲此樂乎、

【講義】二世は閒居の折、趙高を召して種々相談する所あり、其折柄趙高に謂ふやう、凡そ人間が此の世に生きて居る間は、之を譬ふるに六頭の駿馬を驅けさして僅かの隙間を過ぐるやうなものにて、僅かと云ふも愚かなり、吾れ已に皇帝の位に登りて天下に君臨することゝなりたれば、此れよりは何によらず耳に聞きたく目に見たく思ふことの有らん限りを盡して心の樂みを推し窮め、宗廟を安泰にして萬民を樂ましめ、永久に天下を有ちて吾が天年の壽命を終らんと欲する次第なるが、此の方針は宜しかるべきやと、趙高曰く、此れは賢明なる君主の能く行ふ所にして、昏亂なる君主の戒めて爲さゞる所なり、臣は其れに附き申上げたき儀あり、之が爲に縱令ひ斧鉞を以て誅せらるゝとも敢て厭ひ申さず、願はくは陛下に於かせられては少しく容慮を留め給はんことを、夫れ沙丘にて先帝の喪を祕し、詔を僞り、扶蘇、蒙恬を殺して陛下が位に卽き給ひたる陰謀は諸公子及び大臣の何れも疑ふ所なるに、其諸公子は皆陛下の兄なるのみならず、大臣は又先帝の置き給へるものなるゆゑ、今陛下が新たに位に卽き給ふに就いては、此等の輩は心中快々として不平を抱き、陛下に服する心なければ、恐らく騷動を起すべし、其上蒙恬は已に死したれども蒙毅は兵を將ゐて外に居ることゆゑ、少しも安心ならず、臣は戰々慄々と身振ひして、到底無事に濟まざらんことを恐るゝに、陛下は何として今仰せらるゝ如き樂みを爲すことを得給ふべきと、

【字解】戰々栗々、戰々は打振ふなり、栗々は慄々に同じ、

二世曰、爲之奈何、趙高曰、嚴法而刻刑、令有罪者相坐誅、至收族、滅大臣而遠骨肉、貧者富之、賤者貴之、盡除去先帝之故臣、更置陛下之所親信者近之、此則陰德歸陛下、害除而姦謀塞、

りて自殺せんと欲せしに、蒙恬は之を押し止めて曰く、陛下は巡幸の途中に在りて太子は未だ立てられず、臣は命を奉じて三十萬の大軍を率ゐ此の邊土を守り、公子は其監督に任ぜらるゝ以上、此れ大任なり、今一人の使者來りたりとて自殺するが如きは餘りに疎忽なり、何として此の使が詐ならざることを知らるべきや、されば復た命乞ひを致して見るべし、命乞ひをなしても許されざる場合に死したりとて遲きことはあるまじ、姑らく死を思ひ止まり後日の沙汰を待ち給へと、然るに使者は頻りに自殺を催促せしかば、人と爲り仁柔なる扶蘇は蒙恬に謂ふやう、父より其子に死せよと命ぜらるゝに、子として何處に復た命乞ひをなすべきやと、立ちどころに自殺しぬ、然れども蒙恬は此の使者の來歷に疑心ありしかば自殺を肯んぜず、使者は彼れを其筋の役人に引渡し、陽周の獄に繫ぎ置き、行在所に還りて此の旨を報告に及びたれば、胡亥、趙高、李斯は大に喜び、咸陽に至つて始皇の喪を發表し、太子胡亥立ちて二世皇帝となり、趙高を以て郞中令となす、常に宮中に侍して勢ひを振ひけり、

二世燕居、乃召高與謀事、謂曰、夫人生居世間也、譬猶騁六驥過決隙也、吾既已臨天下矣、欲悉耳目之所好、窮心志之所樂、以安宗廟而樂萬姓、長有天下、終吾年壽、其道可乎、高曰、此賢主之所能行也、而昏亂主之所禁也、臣請言之、不敢避斧鉞之誅、願陛下少留意焉、夫沙丘之謀、諸公子及大臣皆疑焉、而諸公子盡帝兄、大臣又先帝之所置也、今陛下初立、此其屬意怏怏皆不服、恐爲變、且蒙恬已死、

李斯は詐りて始皇の詔を受けたりと稱し、胡亥をば太子に立て、別に始皇の書簡を變造して長子の扶蘇に賜ひけるが、其文言に曰く、朕は天下を巡幸し、名山諸神に祈禱を爲して壽命を延べつゝあり、今扶蘇は將軍蒙恬と數十萬の兵を率ゐて邊陲に屯すること十餘年なるに、進んで前へ出づることならず、士卒は多く損傷するのみにて少しの功もなし、然るに反つて每度上書をなして我が爲す所を非難し、出征の役を罷めて都に還り太子となるを得ざる爲に日夜朕を怨むる由、扶蘇は子として不孝なれば、劍を賜ふにより自裁すべし、將軍蒙恬は、扶蘇と共に外に在りながら扶蘇の過失を匡正せざる所を以て見れば、其陰謀を知り居る筈なり、臣として不忠の至りなれば、之に死を賜ひ、其率ゐる所は副將の王離に屬せしむべしと、さて此の書簡は皇帝の玉璽を以て封印に及びしかば、誰れが見ても詐りとは思はれず、此の使には胡亥の食客を用ひ、彼れに書簡を持たしめて上郡に居る扶蘇に屆けしめたり、

使者至發書、扶蘇泣入內舍欲自殺、蒙恬止扶蘇曰、陛下居外、未立太子、使臣將三十萬衆守邊、公子爲監、此天下重任也、今一使者來、卽自殺、安知其非詐、請復請、復請而後死、未暮也、使者數趣之、扶蘇爲人仁、謂蒙恬曰、父而賜子死、尙安復請、卽自殺、蒙恬不肯死、使者卽以屬吏、繫於陽周、使者還報、胡亥斯高大喜、至咸陽發喪、太子立爲二世皇帝、以趙高爲郎中令、常侍中用事、

【講義】使者は上郡に到着して僞造せし始皇の書簡を扶蘇に渡す、扶蘇は之を披見して泣き、奥の室に入

し、君、臣の計を聽かれなば、長く封侯の爵を有ち、代代孤と稱し、必ず王子喬、赤松子の如き壽命を保ち、孔子、墨子の如く智者と申されん、此の計畫を棄てゝ從ひ給はずんば、禍ひ必ず子孫に及び、想うても心を寒からしむべし、善く身を處する者は禍に因りて福となすこととなるが、君には禍を取り給ふか、將又福を取り給ふかと、李斯は此に至り天を仰いで嘆き、涙を流し大息をついて曰く、さても獨り亂世に遇ひ、既に死することもならず、是れより吾が命を何處に託すべきやと悲歎に沈み、最早反對すべき意氣もなく、あさましくも趙高の奸計に與することゝなれり、

高乃報胡亥曰、臣請奉太子之明命以報丞相、丞相斯敢不奉令、於是乃相與謀、詐爲受始皇詔丞相立子胡亥爲太子、更爲書賜長子扶蘇曰、朕巡天下、禱祠名山諸神以延壽命、今扶蘇與將軍蒙恬將師數十萬以屯邊、十有餘年矣、不能進而前、士卒多耗、無尺寸之功、乃反數上書直言誹謗我所爲、以不得罷歸爲太子、日夜怨望、扶蘇爲人子不孝、其賜劍以自裁、將軍恬與扶蘇居外不匡正、宜知其謀、爲人臣不忠、其賜死、以兵屬裨將王離、封其書以皇帝璽、遣胡亥客奉書賜扶蘇於上郡、

【講義】 趙高は已に李斯を說いて仲間に引入れしかば、早速胡亥に其結果を報告すらく、臣は自ら太子の御沙汰を請ひ受けて丞相李斯に申し聞かせし所、丞相李斯も枉げて仰せに從ふべしとの事に之れありと、是に於て胡亥、趙高、李斯の三人相談に及び、丞相

安足爲謀、高曰、上下合同、可以長久、中外若一、事無表裏、君聽臣之計、卽長有封侯、世世稱孤、必有喬松之壽孔墨之智、今釋此而不從、禍及子孫、足以爲寒心、善者因禍爲福、君何處焉、斯乃仰天而歎、垂涙太息曰、嗟乎、獨遭亂世、既以不能死、安託命哉、於是斯乃聽高、

【講義】趙高云ふ、僕の承はりし語に、聖人は物事に固着することなくして、移り更るにより一定の態度なし、勢ひの變化に就き、時の難易に従ひ、末を見れば其本を知り、發端を見て歸着する所を知ると、凡そ世の中の事物は皆此の通りにて、何ぞ一定したる法則あらんや、方今天下の權は胡亥に存し、拙者は又胡亥の志を能く知れば、君の安危も胡亥と拙者との自由なり、且つ君は吾等の計畫に反對せらるとも、外よりして中を制するを惑と申し、下より上を制するを賊と謂ふ、其爲す所不自然なれば無效なり、故に秋の季節に至り霜降るときは草花も落ち散り、春に至り氷も解けて水が搖き出す氣候となれば萬物發生す、此れは必然の結果にして、君には何ぞ此の理を體得することの晩きやと、李斯は尙服せずして曰く、吾が聞きたるに、昔し晉は太子を易へたるため、三代の間國家に騷動絕ゆる時なく、齊の桓公の兄弟互ひに位を爭ひ、其身死して辱を留め、殷の紂王は親戚を殺し諫言を聽かざりしため、其國は空しく野山となり、遂に社稷を亡ぼせり、此の三者は天に逆ひたる結果、宗廟の祀も絕えたる次第、されば今胡亥が兄を廢して帝位を奪ふが如きは亡國の本なり、拙者も人間なる以上斯かる不義の相談には應じ難しと、趙高は迚も尋常の論法にては李斯の心を飜しがたしと思ひければ露骨に打付けて曰く、上の胡亥と下の丞相と合同するときは長久なることを得べく、中の拙者と外の貴公と一致せば事に表裏なく、此の計略を成功すべ

んじて士を大切にし、心には萬事行届けども口は不調法なり、其禮を盡し士を敬する、秦の諸皇子中未だ此の人に及ぶものあらず、以て世嗣ぎとなすに足る、君は能く思案あつて之を定められよと、李斯は容易に從はずして申しけるは、君には兎も角君の居場處へ戻られよ、拙者は主上の詔を奉じて天命に任すだけにて、何の別に思慮を定むることあらんと、趙高は尚も李斯を説き付けんとして曰く、君は天命に任すと申さるれども、人間の智謀に因つて安泰なるものをも危く出來、危險なる事をも安泰に出來得るに、自分にて安危の定まらざる態度を取るときは、何を以て聖智を貴ぶことあらんやと、李斯曰く、拙者は上蔡の村里の布衣なり、然るに主上が幸ひにも拔擢して丞相として取立て通侯と爲し給ひ、子孫皆尊き位地重き俸祿を得るまでに立身せしは、主上が國家の存亡安危を以て臣に屬する思召しに由るなれば、何とて之に違ふことあるべき、夫れ忠臣は死を避けて僥倖を求めず、孝子は勤勞して危を踏まず、人臣たる者は各、其職を守るのみ、君には二度と此儀を申し出で給ふな、足下の言に從ふときは、拙者は罪を得ることに立ち至らんと、

高曰、蓋聞聖人遷徙無常、就變而從時、見末而知本、觀指而覩歸、物固有之、安得常法哉、方今天下之權命、懸於胡亥、高能得志焉、且夫從外制中謂之惑、從下制上謂之賊、故秋霜降者草花落、水搖動者萬物作、此必然之效也、君何見之晩、斯曰、吾聞晉易太子、三世不安、齊桓兄弟爭位、身死爲戮、紂殺親戚、不聽諫者、國爲丘墟、遂危社稷、三者逆天、宗廟不血食、斯其猶人哉、

不懷通侯之印、歸於鄉里明矣、高受詔教習胡亥、使學以法事、數年矣、未嘗見過失、慈仁篤厚、輕財重士、辯於心而詘於口、盡禮敬士、秦之諸子未有及此者、可以爲嗣、君計而定之、斯曰、君其反位、斯奉主之詔、聽天之命、何慮之可定也、高曰、安可危也、危可安也、安危不定、何以貴聖、斯曰、斯上蔡閭巷布衣也、上幸擢爲丞相、封爲通侯、子孫皆至尊位重祿者、故將以存亡安危屬臣也、豈可負哉、夫忠臣不避死而庶幾、孝子不勤勞而見危、人臣各守其職而已矣、君其勿復言、將令斯得罪、

【講義】趙高曰く、拙者は固より宦官の使用人にて賤しきものなるが、幸ひに刀筆を執り文書を認むる役にて、秦の宮中に出入し、事務を管すること二十餘年に相成れども、是れまで秦にて免職されし丞相や、功臣が其封爵二代まで續きし例を見たることなく、何れも最後には誅せられて死しぬ、皇帝の二十何人と云ふ皇子は、皆君の知る所なるが、其中長子は剛毅にして武勇なるが上、人民には信ぜられ士氣をば奮はす人にして、一旦皇帝の位に卽きなば蒙恬を用ひて丞相となすに相違なし、されば貴君には誅せらるべく、列侯の印を懷いて郷里に歸ること出來ざるは明白なり、拙者は先帝の詔を受け胡亥の教育を掌り法律を學ばしめたること數年なるゆゑ、十分其人と爲りを知ることとなるが、是れまで未だ何等の過失を發見せず、慈仁にして篤實なる性質を有し、金錢を輕

【講義】胡亥は趙高に說かれ、喟然として歎息すらく、今先帝崩御の事も未だ發表に及ばず、喪禮も未だ終らざるに、此の事を以て丞相に同意を求むることは宜しかるまじと、趙高曰く、今こそ時機なれ、今こそ時機なれ、此の時機を外しては相談など致す間合なし、糧を具へ馬を躍らして追ひかくるも間に合はざる程なりと、胡亥は趙高の理窟を尤もなりと思ひて承諾せしかば、趙高又云ふやう、丞相と相談せずして取料らふときは成就の程覺束なし、臣は君の爲に丞相と相談致し申さんと、乃ち丞相李斯に面會して謂ふやう、主上崩御の砌、長子扶蘇に御書を差遣はされ、柩と咸陽に遇ひ、立つて帝位を相續すべしとの事なるが、其御書は未だ發送するに至らず、今主上は已に崩御ありしも誰れとて之を知る者なし、御書及び印璽は何れも胡亥の所に之れあり、されば太子を定ることは貴侯と拙との口に在り、何如に思召さるゝやと、胡亥を立てんとする意志を明かせし處、李斯は驚いて曰く、何とて斯かる亡國の言葉を聞くものかな、國本たる立太子の問題は、臣下たる者の彼れ此れ意見を言ふべき所に非ずと、趙高は李斯一身の利害上より是非とも彼れを說き落さんと思ひ、更に言ひ出でけるは、貴侯は自身考へ見らるゝ所、才能の點に於て蒙恬と孰れが勝れるや、功勳の點に於て孰れが高きや、永遠の事を謀りて遺算なきに於て孰れが上なるや、天下に怨まれて居らざることは孰れが確かなるや、長子扶蘇が故舊として之を信ずる點は孰れがが深きやと、李斯は答へて曰く、いま貴君の列擧した五點に就ては何れも蒙恬に及ばず、それを何故に君は今更僕を責め給ふことの深きやと、

高曰、高固内官之廝役也、幸得以刀筆之文進入秦宮、管事二十餘年、未嘗見秦免罷丞相功臣有封及二世者也、卒皆以誅亡、皇帝二十餘子、皆君之所知、長子剛毅而武勇、信人而奮士、即位、必用蒙恬爲丞相、君侯終

しに拘はらず、衞の國民は其德を戴き、孔子も之を春秋に書き著はして不孝となさず、夫れ大事を行はんとすれば、些々たる德義を顧みるべきあらず、立派なる德ある者は反つて受くべきものを辭退せざるなり、村里にては萬事各、都合の宜しきやうに取料らひ、百官の事務も場合に因つて同じからず、故に小事を懸念して大事を忘るゝときは、後に至り必ず害あり、事に臨んで狐疑猶豫するときは、後に至り必ず悔ゆることあり、斷じて押切るときは鬼神も之を避く、其結果後日必ず成功あり、何卒君には遂行し給へと、

【字解】 諓、淺なり、

胡亥喟然歎曰、今大行未發、喪禮未終、豈宜以此事干丞相哉、趙高曰、時乎時乎、間不及謀、贏糧躍馬、唯恐後時、胡亥既然高之言、高曰、不與丞相謀、恐事不能成、臣請爲子與丞相謀之、高乃謂丞相斯曰、上崩、賜長子書、與喪會咸陽而立爲嗣、書未行、今上崩、未有知者也、所賜長子書、及符璽、皆在胡亥所、定太子在君侯與高之口耳、事將何如、斯曰、安得亡國之言、此非人臣所當議也、高曰、君侯自料能孰與蒙恬、功高孰與蒙恬、謀遠不失、孰與蒙恬、無怨於天下、孰與蒙恬、長子舊而信之、孰與蒙恬、斯曰、此五者皆不及蒙恬、而君責之何深也、

功、是不能也、三者逆德、天下不服、身殆傾危、社稷不血食、高曰、臣聞湯武殺其主、天下稱義焉、不爲不忠、衞君殺其父、而衞國載其德、孔子著之、不爲不孝、夫大行不小謹、盛德不辭讓、郷曲各有宜、而百官不同功、故顧小而忘大、後必有害、狐疑猶豫、後必有悔、斷而敢行、鬼神避之、後有成功、願子遂之、

【講義】趙高は始皇より長子扶蘇に遺はさるゝ玉璽を押したる御書を已が手元に留めて置き、胡亥に謂つて曰く、主上崩御あらせられたるが、御臨終の砌、他の王子を封ずる詔はなく、只長子扶蘇のみに御書を賜はれり、扶蘇來られなば立つて皇帝となるべし、然るに君には一尺一寸の領地もあらざる次第なるが、何如にせらるゝ所存なりやと、胡亥云ふ、そは無論の事なり、吾れ聞けることあり、明君は臣下の良否を知り、明父は子供の賢愚を知ると、今父君が崩御に臨んで諸王子を王侯に取り立て給はざる以上、何も言ふべきことあらんやと、趙高云ふ、さに非ず、方今天下の權力を取ると失ふとは、君と高と丞相とのみに在り、君に於ては篤と勘考あれ、且つ人の君となつて人を我が臣下とすると、人に君となられて其臣下にせらるゝと、又己れ權力を握りて人を制すると、人に權力を握られて其れに制せらるとは、豈に日を同じうして言ふべけんやと、胡亥云ふ、されど兄を廢して弟を立つるは不義なり、父の詔を奉ぜずして死を畏るゝは是れ不孝なり、又自分は能力薄くして器量淺きに、無理に人の功に因るは是れ不能なり、以上の三者は逆德なれば天下の人も服從せず、此身は危く、社稷は斷絕すべければ從ひ難しと、趙高は尙も胡亥に說き勸めて云ふ、臣の承はるに、昔し殷の湯王や周の武王は己れの君主を殺したれども、天下の人は之を義と稱して不忠となさず、又衞君は其父を殺し

しかば、今度の行幸には從はず、季子の胡亥は始皇の寵愛深かりしゆゑ、請ふに任せて隨行を許し〻も、外の王子は一人も從ふものなかりき、其年の七月始皇は沙丘と云ふ處に至りし折、病氣重りければ、流石に長男扶蘇の事、心に懸りしものと見え、趙高に申附け扶蘇に賜ふべき書簡を作らしめたるが、其文言には、軍隊は蒙恬に任せ、咸陽に赴きて吾が柩と出遇ふやうになし、葬式を執り行ふべしとあり、右の書簡は已に封をなして即刻使者を差立つる筈なりしも、未だ其書簡を使者に渡さゞる間に始皇崩じたるを以て、書簡と印璽とは皆趙高の手元に在り、此の時始皇が崩ぜしことを知れる者は、大勢の子の中には胡亥一人と、丞相李斯、趙高及び始皇の寵愛を受けたる宦者五六人のみにて、他の群臣は之を知る者なし、李斯は天子が巡幸の途中にて崩御せられ、眞の太子なければとて崩御を祕し、轀輬車と云ふ新工夫の車に始皇の遺骸を置き、百官が國事を奏聞することも食膳を上ることも以前の通りにて少しも變らす、宦者が轀輬車の中より、種々群臣より奏聞の事をば聽き屆けぬ、

趙高因留所賜扶蘇璽書、而謂公子胡亥曰、上崩、無詔封王諸子、而獨賜長子書、長子至、即立爲皇帝、而子無尺寸之地、爲之奈何、胡亥曰、固也、吾聞之、明君知臣、明父知子、父捐命不封諸子、何可言者、趙高曰、不然、方今天下之權、存亡在子與高及丞相耳、願子圖之、且夫臣人與見臣於人、制人與見制於人、豈可同日道哉、胡亥曰、廢兄而立弟、是不義也、不奉父詔而畏死、是不孝也、能薄而材譾、彊因人之

る者なし、此れは富貴の絶頂と謂ふべし、凡べて物は極まれば必ず衰ふる例なれば、吾れは末始終何處に落付くか分らずと、

【字解】 稅駕、駕を解くなり、卽ち車に附けたる馬を解き放すことにて、休み又は泊る意味なり、此にては身の行く末何如なるべきか分らぬと云ふ意、

始皇三十七年十月、行出游會稽、並海上、北抵琅邪、丞相斯中車府令、趙高兼行符璽令事、皆從、始皇有二十餘子、長子扶蘇以數直諫上、上使監兵上郡、蒙恬爲將、少子胡亥愛、請從、上許之、餘子莫從、其年七月、始皇帝至沙丘、病甚、令趙高爲書賜公子扶蘇曰、以兵屬蒙恬、與喪會咸陽而葬、書已封、未授使者、始皇崩、書及璽皆在趙高所、獨子胡亥、丞相李斯趙高、及幸宦者五六人知始皇崩、餘群臣皆莫知也、李斯以爲上在外崩、無眞太子、故祕之、置始皇居轀輬車中、百官奏事上食如故、宦者輒從轀輬車中可諸奏事、

【講義】 始皇の三十七年十月、始皇は都を出發して南方なる會稽に巡遊し、海岸に傍ひて北に向ひ、琅邪に赴かんとせしが、丞相李斯と中車府の令趙高は符璽令の職務を兼勤して共に隨行せり、元來始皇には二十餘人の子ありしが、長男の扶蘇は度々臆面もなく始皇を諫めしかば、始皇は心置かれて何となくけぶたく思ひ、遠ざけんがため、豫て匈奴征伐のため上郡に派遣せし將軍蒙恬の軍を監督せしむることと爲し

となさん、而して取棄てざる所のものは醫藥、卜筮竝に園藝の書に限り、若し學問せんと欲する者あらば、役人を以て師となすべしと、始皇は之を可とし、詩書百家の書を沒收して人民を愚にし、天下の者が古代を盾に取りて現代を非らざるやうになし、法度を明かにし、律令を定むることは皆始皇を本とせり、此の如くにして文書を齊一にし、離宮別館を作り、天下中在らざる所なく、明年又巡幸をなし、外は四方の夷狄を逐ひ除けしが、何れも李斯與りて力ありき、

【字解】　城旦、夜築城の夫役に使はるゝ者、

斯長男由爲三川守、諸男皆尚秦公主、女悉嫁秦諸公子、三川守李由告歸咸陽、李斯置酒於家、百官長皆前爲壽、門廷車騎以千數、李斯喟然而歎曰、嗟乎、吾聞之荀卿曰、物禁太盛、夫斯乃上蔡布衣、閭巷之黔首、上不知其駑下、遂擢至此、當今人臣之位、無居臣上者、可謂富貴極矣、物極則衰、吾未知所稅駕也、

【講義】　李斯の長男由は三川と云ふ處の太守となり、其外の男子も皆秦の皇女を降されて其夫人となし、又女子の方は皆秦の皇子に嫁して其妃となりぬ、斯くて三川の太守となりし李由が休暇を賜はりて咸陽に歸り、父なる李斯の安否を尋ねたる砌、李斯は自邸に賀宴を開きし處、役所役所の長官等は何れも進み出てゝ壽を陳べ、門前や廣庭に集まりたる車や騎士は何千と云ふ程なりき、李斯は此の盛大なる景況を觀て、不圖將來の事を考へ、喟然として嘆ずらく、嗚呼、吾れ嘗て先師荀卿に聞きたることあり、凡そ物は盛に過ぐることを戒むべしと、夫れ吾れは元來上蔡の布衣村里の平民なるに、主上は其不才にして人竝みにも足らざることを知ろし召さず、遂に拔擢を蒙りて今日の身分となれり、當今臣下としては吾が上に居

人淳于越と云ふ者、席を進み出で諫言して云ふやう、臣の聞き及びたるには、昔し殷周の天下に王たりしこと千餘年、斯く國運の長久なりし所以は、王族や功臣を王侯に取り立て、之に領土を與へて王室の支柱となし羽翼となしたる爲なり、今陛下は海內を所有せらるゝも、陛下の皇子皇弟は爵位も領土もなく一平民に過ぎず、萬一齊の田常や晉の六卿の亂の如き騷動が突發したるときは、王室の輔弼となつて之を維持すべき臣下なし、何如にして其禍を救ふと相成るべきや、凡そ何事に由らず昔しの法度を模範とせずして長久を得ることは聞きも及ばず、今靑臣等は陛下の御前に於て白々しくも諛を呈し却つて御手落ちの事柄を稱贊し奉るは、是れ陛下の過を重ぬる次第にて忠臣にあらず、宜しく睿慮を用ひ給ふべしと、始皇は淳于越の建議を李斯に下付して其採用すべきや否やを取調べしむ、丞相李斯は彼れの主義を不合理となし、彼れの文言を排斥し、右に就き上書して曰く、古への時代は天下が分散混亂の情態にして一つに纒りつかざりしため、諸侯が竝び起りたるなり、今此の一統の御世に諸侯などあるべき性質のものに非ず、又淳于越の申す所は何れも昔しの事を言ひ立て今の事を有害となし、根もなき議論を以て事實を亂すものなり、此れは彼れのみに限らず、人人自分の私に學びたる所を以て政府の施設する所のことを非認致すは以ての外の儀なり、今陛下已に天下を併合し給ひ、是れまでは列國對立して政敎の異なるより一是一非辨別なかりしをば、玆に黑白を分ちて、天下共に唯一の皇帝を尊立するに立りしに、民間の學者共相與に現政府の建てたる法律文敎の制度を非とし、何か新たに下りし命令を聞くときは、各、自身の學びたる學問の標準より之を批評し、家に在りては心中に於て非難を試み、外へ出でゝは道路に於て論駁を加へ、主上を惡口して名譽を求むる手段とし、方針を違へて高尙の精神なりとし、己が子分を率ゐて誹謗を構成す、若し此等の所行を禁ぜざるときは、上に於ては主上の尊嚴を減ずることゝなり、下に於ては黨派の成立となる、是に於て臣の願ふ所は他なし、何によらず文學や詩書や百家の語ある文書は悉皆取棄てしむることゝし、其命令が屆きて滿三十日に到るも取り棄てざるものは、入墨を施して城旦

臣無輔弼、何以相救哉、事不師古而能長久者、非所聞也、今靑臣等又面諛以重陛下過、非忠臣也、始皇下其議丞相、丞相謬其說、絀其辭、乃上書曰、古者天下散亂、莫能相一、是以諸侯並作、語皆道古以害今、飾虛言以亂實、人善其所私學、以非上所建立、今陛下幷有天下、辨白黑而定一尊、而私學乃相與非法教之制、聞令下、卽各以其私學議之、入則心非、出則巷議、非主以爲名、異趣以爲高、率群下以造謗、如此不禁、則主勢降乎上、黨與成乎下、禁之便、臣請諸有文學詩書百家語者、蠲除去之、令到、滿三十日弗去、黥爲城旦、所不去者、醫藥卜筮種樹之書、若有欲學者、以吏爲師、始皇可其議、收去詩書百家之語、以愚百姓、使天下無以古非今、明法度、定律令、皆以始皇起、同文書、治離宮別館、周徧天下、明年又巡狩、外攘四夷、斯皆有力焉、

【講義】 始皇の三十四年に咸陽宮に宴會を開きたる砌、博士僕射周靑臣等、始皇の威德を頌贊す、齊國の

國の危からざることを求むるも決して得る能ふまじと、

【字解】 甕、水瓶、缻、瓦器、箏、琴の類、搏髀、腿を打つなり、鄭衞桑間、鄭衞は亂世の音、桑間は亡國の樂、昭虞、昭は韶に同じ、虞舜の樂、故に昭虞と云ふ、武象、周の武王の樂、黔首、秦にては人民を黔首と稱す、資、利益を與ふること、業、業を立てしむるなり、褰、つゝむと訓ず、藉、かす、齎、送るなり、

秦王乃除逐客之令、復李斯官、卒用其計謀、官至廷尉、二十餘年、竟幷天下、尊主爲皇帝、以斯爲丞相、夷郡縣城、銷其兵刃、示不復用、使秦無尺土之封、不立子弟爲王功臣爲諸侯者、使後無戰攻之患、

【講義】 秦王は李斯の說に動かされて其議に從ひ、外人放逐の命令を撤回し、以前の官に復舊せしめたるが、終に彼れの建策を用ひ、彼れは廷尉の官に升進せり、始皇の二十餘年に天下を一統し、群臣は始皇に皇帝の尊號を上り、李斯は丞相に任ぜらる、是に於て始皇に勸め、諸郡縣に在る城砦を破却し、其武器を鑄潰し、最早二度と用ひぬことを示すと共に、一尺の領土をも人に與ふることなく、子弟を王爵に封じ、功臣を諸侯に取立てざりしものは、他日此等の謀叛に因つて戰爭などの起らぬやうに仕組みを立てたるなり、

始皇三十四年、置酒咸陽宮、博士僕射周靑臣等、頌稱始皇威德、齊人淳于越進諫曰、臣聞之、殷周之王千餘歲、封子弟功臣、自爲支輔、今陛下有海內、而子弟爲匹夫、卒有田常六卿之患、

於諸侯、求國無危、不可得也、

【講義】 夫れ水甕を打ち、かはらけを叩き、箏を彈じ股をはたきて歌をうたひ、嗚々と云ふ聲を出して耳を慰むるは秦の音樂なり、鄭衞桑間の面白き音樂、昭虞武象の高尙なる音樂は何れも異國の音樂なり、今自國の音樂なる甕打ち、かはらけ叩きの方を棄てゝ鄭衞の音樂に向ひ、自國の音樂なる琴引きを止めて外國の音樂なる昭虞を取り給ふが、此の如く爲し給ふは何故なりや、差當り心に愉快を覺え、目に面白く思ひ給ふ外はあるまじ、然るに此の如く他の物に於ては外國產と雖も之を用ひらるゝに、今人物を取る上に於ては然にあらず、其議論の善し惡しを問はず、其行爲の曲直に論なく、秦の生れに非ざる者は取り除き、秦に來る者あるときは之を放逐す、さすれば女色や音樂や珠玉等を重く視られて人物を輕く視らるるなり、此の如き誤りたる仕方は海內に跨り諸侯を制すべき道に非ず、臣の承り及ぶ所に由れば、土地廣きときは產出する所の米多く、國家が大なるときは住居する所の民多く、兵力强きときは從事する所の士卒勇むと、此の理由を以て太山は僅かばかりの土をも他に遣らずして自分の物とするが故に彼の如き大なる形をなし、河や海は何如なる小さき流れをも辭することなくして受け入るゝが故に彼れが如く深き水となり、王者は一般の人民を拂ね除けぬゆゑ、其德を天下に明かにす、其結果海內盡く王土となりて四方の差別なく、人民盡く王臣となりて邦國の分立なく、四時善く調ひ、鬼神も其德に感じて幸福を降し給ふ、是れ五帝や三王の敵なかりし所以なり、然るに今は秦の民となる者を棄てゝ敵國の助けとなし、外國より來りし者を逐ひ遣つて列國の事業を立てしめ、天下の士が退き去つて復と秦の方を振向くものなく、足を包んで秦に來らぬやうに仕向くるは、是れ俗に申す敵に武器を供給し盜賊に食物を資送すると云ふものなり、夫れ秦に於て產出せざる物品と雖も寶とすべきもの多く、秦に於て出生せざる人物と雖も忠義を盡さんと願ふ者夥し、然るに今秦人に非ずとの理由を以て外國より來りし者を放逐して敵國の利益となし、我が人民となりし者を棄てゝ仇を殖し、內は人材空虛となり、外は列國と怨みを結ばんか、其

耳環に附着するなり、阿縞之衣、齊の東阿縣より織り出す帛なり、雅化、みやびやかに變化する、佳冶、なまめく、窈窕、たをやか、

夫擊甕叩缻、彈箏搏髀、而歌呼嗚嗚、快耳目者、眞秦之聲也、鄭衞桑間、昭虞武象者、異國之樂也、今棄擊甕叩缻而就鄭衞、退彈箏而取昭虞、若是者何也、快意當前、適觀而已矣、今取人則不然、不問可否、不論曲直、非秦者去、爲客者逐、然則是所重者在乎色樂珠玉、而所輕者在乎人民也、此非所以跨海內制諸侯之術也、臣聞地廣者粟多、國大者人衆、兵彊則士勇、是以太山不讓土壤、故能成其大、河海不擇細流、故能就其深、王者不卻衆庶、故能明其德、是以地無四方、民無異國、四時充美、鬼神降福、此五帝三王之所以無敵也、今乃棄黔首以資敵國、卻賓客以業諸侯、使天下之士退而不敢西向、裹足不入秦、此所謂藉寇兵而齎盜糧者也、夫物不產於秦可寶者多、士不產於秦而願忠者衆、今逐客以資敵國、損民以益讎、內自虛而外樹怨

外廐、江南金錫不レ爲レ用、西蜀丹靑不レ爲レ采、所下以飾二後宮一充二下陳一、娛二心意一說中耳目上者、必出二於秦一然後可、則是宛珠之簪、傅璣之珥、阿縞之衣、錦繡之飾、不レ進二於前一、而隨レ俗雅化、佳冶窈窕趙女、不レ立二於側一也、

【講義】　今陛下は崑山の玉を取寄せ給ひ、隨侯、和氏の寶を御所藏あり、明月の珠を掛け、太阿の劍を佩び、纖離の馬に乘り、翠鳳の旗を建て、靈鼉の鼓を据ゑ給へども、此の數種の寶物は一として秦に生ずる者なし、然るに陛下が之を好ませ給ふは何如なる次第なりや、是非とも秦國に出來たるものにして始めて用ふべしとならば、夜光の璧は朝廷の飾りとなすわけにゆかず、犀の角や象牙細工は玩弄物となす譯にゆかず、鄭衞の美人は大奥に餘る程召使はるゝわけにゆかず、駿馬、駃騠の類は表の馬小屋に空地なきまでに養ひ置かるゝわけにゆかず、江南に產する金や錫は用ふるわけにゆかず、西蜀より出づる繪の具は色采となすわけにゆかず、又大奥の裝飾や侍妾の用具となり、陛下の精神を慰め耳目を悅ばしむる所のものが、是非とも秦の產物ならで使はれぬことならば、宛珠の簪と云ひ、傅璣の珥と云ひ、阿縞の衣と云ひ、錦繡の飾りと云ひ、陛下の前に出づるわけにゆかず、世の風俗に隨つてみやびやかに變化するたをやかなる趙國の婦人は、陛下の御側に立つわけにゆかざるなり、

【字解】　崑山之玉、崑山は名玉の產地、隨和之寶、隨侯の珠と和氏の璧、共に天下の珍品、明月之珠、江南に產す、其光り明月の如くなるを以て云ふ、太阿之劍、楚王曾て干將、歐冶の二人をして劍を鍛はしめ、一を龍淵と曰ひ、一を太阿と曰ふ、纖離之馬、良馬の名、翠鳳之旗、翠羽を鳳凰の形となして飾りたる旗、靈鼉之鼓、鼉は大魚なり、其皮は鼓に張るべし、駃騠良馬なり、下陳、宮中の後列、宛珠、宛地の珠、簪上に飾るもの、傅璣之珥、傅は附なり、璣と云ふ玉を以て

せたり、此の五人は秦に生れたる人に非ず、されど繆公は善く之を任用せし結果、二十餘箇國を併呑して遂に西戎の覇となられたり、孝公は商鞅の定めたる法を用ひ、國の風俗を改革して、人民は之が爲に繁榮となり、國家は之が爲に富强となり、百姓は公役に使用せらるゝことを樂み、列國も皆心を歸せり、是に於て楚魏二國の兵を打破りて土地を取ること千里に及び、今日に至るまで秦平にして兵强し、惠王は張儀の計を用ひ、三川の地を奪ひ、更に西は巴蜀を併合し、北は上郡を取り入れ、南は漢中を略し、九夷を兼幷して鄢郢を押へつけ、東は成皐の險阻に據り、地味の善き土地を割取し、遂に六國の從約を解散して秦に服從せしめ、其功は傳はりて今日に至れり、昭王は范睢を得て彼れの策に據り、專橫なる穰侯を廢し、華陽を逐ひ、公室を强大にして公族や重臣等が私に勢力を逞しうする所の路を塞ぎ、諸侯の領土を蠶食し、秦をして帝業を成さしめたり、此の四君は皆外國人を用ひて成功せられたるものなり、此れに由つて之を觀るときは、外國より來りし者が何も秦に對して濟まぬ事をせし事實あらず、若し以上の四君が外國人を放逐して採用せず、賢士を疏遠にして用ひざらしめしならば、秦國は富利の實もなく强大の名もなきこととなりし次第ならん、

【字解】殷盛、繁榮なり、師、兵なり、三川、韓の國界、鄢郢、楚の二都會の名、膏腴、土地の肥えたること、穰侯、魏冉、華陽、宣太后の弟芈戎、此四君、繆公、孝公、惠王、昭王を謂ふ、

今陛下致昆山之玉、有隨和之寶、垂明月之珠、服太阿之劍、乘纖離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓、此數寶者、秦不生一焉、而陛下說之何也、必秦國之所生然後可、則是夜光之璧、不飾朝廷、犀象之器、不爲玩好、鄭衛之女、不充後宮、而駿良駃騠不實

【字解】 注漑渠、疏水なり、

斯乃上書曰、臣聞吏議逐客、竊以爲過矣、昔繆公求士、西取由余於戎、東得百里奚於宛、迎蹇叔於宋、求丕豹公孫支於晉、此五者、不產於秦、而繆公用之、幷國二十、遂霸西戎、孝公用商鞅之法、移風易俗、民以殷盛、國以富彊、百姓樂用、諸侯親服、獲楚魏之師、擧地千里、至今治彊、惠王用張儀之計、拔三川之地、西幷巴蜀、北收上郡、南取漢中、包九夷、制鄢郢、東據成皋之險、割膏腴之壤、遂散六國之從、使之西面事秦、功施到今、昭王得范雎、廢穰侯、逐華陽、彊公室、杜私門、蠶食諸侯、使秦成帝業、此四君者皆以客之功、由此觀之、客何負於秦哉、向使四君卻客而不內、疏士而不用、是使國無富利之實、而秦無彊大之名也、

【講義】 李斯は外人放逐の評議ありて自分も秦を逐ひ出さるべき由を聞き、一期の浮沈此の時に在りと思ひしかば上書して曰く、臣の承はる所に據れば、役人共は他國より來りて秦に仕官する者を放逐すべしと決議致せし趣なるが、臣は憚りながら、過てる考へなりと存ずるなり、昔し秦の繆公は戎と云ふ夷狄より由余を拔き取り、東に當る宛より百里奚を手に入れ、宋より蹇叔を迎へ、晉より丕豹、公孫支を招き寄

【字解】胥人、胥吏と小人なり、胥吏は瑣細の事務を取扱ふ俗吏なり、去其幾、去は猶失ふと云ふが如し、幾は物の動かんとするきざし、騒除、騒は掃なり、

秦王乃拜斯爲長史、聽其計、陰遣謀士、齎持金玉以游說諸侯、諸侯名士可下以財者、厚遺結之、不肯者、利劍刺之、離其君臣之計、秦王乃使其良將隨其後、秦王拜斯爲客卿、會韓人鄭國來間秦、以作注漑渠、已而覺、秦宗室大臣皆言秦王曰、諸侯人來事秦者、大抵爲其主游間於秦耳、請一切逐客、李斯議亦在逐中、

【講義】秦王は李斯の意見、心に叶ひたれば、彼れに長史の官を授け、其計略に從ひ、內內策士に多くの黃金珠玉等を持たせて之を列國に派遣し、游說を爲さしめたり、斯くて列國の名士中、金力にて味方に引入れべき者には手厚き贈物をなして之と結托し、秦探たることを承知せざる者は刺客を放つて之を殺し、其國の君臣の間を割き一致せざるやうに爲し置きて後、良將をして之を擊たしめ、着々效果ありしかば、秦王は其功により李斯をば客分の大臣格となせり、然るに丁度此の時韓人にて鄭國と云ふ者來りて、掘割を作るべきことを建言して採用せられ、秦は愈〻其工事に着手せしが、是れは鄭國が韓の爲に間諜を務め、秦をして此の如き大工事を起さしめて、當分出兵の餘力なからしめんとする計略なりし處、程經て其陰謀發覺しければ、秦の皇族、大臣等は一同秦王に言上すらく、列國の人士が秦に來りて仕官する者は、大抵自國の君の爲に游說をなし邪魔をなさんとする計にて、吾が國の大害なれば、何卒一人も殘らず外國人を放逐なし給ふべしと、李斯も問題に上りて放逐せらるべき人數の中に在りき、

五伯迭興、更尊周室、自秦孝公以來、周室卑微、諸侯相兼、關東爲六國、秦之乘勝役諸侯、蓋六世矣、今諸侯服秦、譬若郡縣、夫以秦之彊大王之賢、由竈上騷除、足以滅諸侯、成帝業、爲天下一統、此萬世之一時也、今怠而不急就、諸侯復彊、相聚約從、雖有黃帝之賢、不能幷也、

【講義】斯くて李斯は秦に至りしが、丁度莊襄王卒去の際なりしかば兎も角暫時なりとも身を寄すると共に他日の手掛りにせんと、宰相なる文信侯呂不韋の家從となりし處、呂不韋は彼れを才智賢れたるものと見しかば郎中の役に任じけり、李斯は此の縁故にて秦王に説くことを得、説いて言ひけるは、屬吏の如き小人は兎角時機を失ふものなるが、世の中に大功を成す者は相手に隙間あるときは無理にも之に乘ずるものとす、昔し秦の穆公が覇者となりたるとき、東方の六國を併合して天下を統一すること能はずして終りたるは何故ぞや、列國が尚衆多なる上に周室の德が未だ衰へざりしゆゑ、齊の桓公を首として五人の覇者が次第に興り、こもごも周室を尊べり、秦の孝公以來は周室は地位も下り勢力も微弱にして、諸侯を制すること出來ざりしかば、諸侯は互ひに兼併して以前より其數も減じ、關東は六國となりぬ、秦が勝に乘じて諸侯を使役したるもの茲に六代に及ぶ、今諸侯が秦に服從する形式は殆ど郡縣に同じ、秦の強さと大王の賢德とを以て諸侯を滅さんと思はゞ、其容易なること、宛も下女が竈の上の塵を掃ふが如く、十分之を滅ぼして帝業を成就し天下の統一を爲すに足る、此れ萬世の一時とも云ふべき好機會なり、然るに今怠りて行動を早くせざるときは、諸國の勢ひが復び強盛となり、一同寄り集りて合從するに至らん、然るときは縱令ひ黃帝の如き賢智ありと雖も、六國を幷すことは不可能とならん、

を食ひけるが、人や犬の來るを見て驚き逃ぐるを見たり、然るに李斯は倉の中に入りたる處、其處の鼠は積み累ねたる米を食ひ、大いなる軒の下に居り、人や犬に驚かさるゝ憂へあらず、李斯は之を觀て前の厠の鼠の事と思ひ合せ、歎息して云ふ、人の賢なると不肖なるとは譬へば鼠の如きものにて、自ら處する所に隨つて相違あるのみと、因つて荀卿に就き帝王の術を學びけるが、其學已に成りたれば何れの國に仕官して抱負を行はんかと、色々思惟するに、楚王は暗愚にして仕ふるに足らず、六國何れも弱く、功業を建つべきものなかりしかば、西方を指して秦に入らんと欲し、其師の荀卿に暇乞ひして云ふやう、斯承はるに、凡そ人が時機を得たるならば、猶豫すべきに非ずと、今日こそ其時機と存ずるなれ、今や萬乘の諸大國方に雌雄を爭ふ時節にて游說者は國務を執るの地位に立ちて功名を立つることを得べし、今秦王は天下を併呑し帝と稱して世を治めんと欲す、此れ布衣の士が運動すべき場合、卽ち游說者に取りて時節到來と謂ふべし、然るに卑賤の地位に處り何等の計畫をなさゞるは、此れ禽獸が徒に肉を視人間の面(オモテ)を持つと雖も能く力(ツト)めて步行する外、何の能事もなきものなり、故に不面目は卑賤の身分より大なるはなく、悲哀は窮困の境遇より甚しきはなし、久しく卑賤の身分や困窮の境遇に在り、世の中を非難し榮利を惡しざまに言ひ、自ら無爲と云ふが如き高尙なる態度にことよせるなど、士の眞意に非ざるなり、されば小生は此れより西方を指して出立に及び、秦王に游說仕らんと、

【字解】秋、時と訓ず、

至秦會莊襄王卒、李斯乃求爲秦相文信侯呂不韋舍人、不韋賢之、任以爲郎、李斯因以得說、說秦王曰、胥人者、去其幾也、成大功者、在因瑕釁而遂忍之、昔者秦穆公之霸、終不東幷六國者何也、諸侯尙衆、周德未衰、故

の後世に傳はるは、豈に妄ならんや、

【字解】天雨粟云々、燕の太子丹、秦の人質となりし折國に歸らんことを求めたるに、秦王の云ふやう、烏の頭白くなり、馬に角が生えたらば歸ることを許さんと、丹、天を仰いて嘆ぜしに、烏の頭忽ち白くなり、馬に角が生えたりと、此の話と湊合したるなり、

李斯列傳第二十七

李斯者、楚上蔡人也、年少時、爲郡小吏、見吏舍廁中鼠、食不潔、近人犬、數驚恐之、斯入倉、觀倉中鼠食積粟、居大廡之下、不見人犬之憂、於是李斯乃歎曰、人之賢不肖、譬如鼠矣、在所自處耳、乃從荀卿學帝王之術、學已成、度楚王不足事、而六國皆弱、無可爲建功者、欲西入秦、辭於荀卿曰、斯聞得時無怠、今萬乘方爭時、游者主事、今秦王欲呑天下、稱帝而治、此布衣馳騖之時、而游說者之秋也、處卑賤之位、而計不爲者、此禽鹿視肉、人面而能彊行者耳、故詬莫大於卑賤、而悲莫甚於窮困、久處卑賤之位、困苦之地、非世而惡利、自託於無爲、此非士之情也、故斯將西說秦王矣、

【講義】李斯は楚の上蔡の人なり、年若き時分、郡の小役人となり居れり、或る時役所の廁にて鼠が人糞

荊軻と關係あることは秦王も聞き知りて、危險人物なりと思はざるに非ざるも、何如にも筑の名人ゆゑ、之を殺すは惜しむべしとて其罪を赦しけるが、さりとて單に赦すときは何事を企つるも知れざれば、無殘にも之を盲目とし、さて筑を撃たしむるに、始皇は之を聽く度每に、上手なりと感嘆せざることなく、次第に之を近づけぬ、高漸離は鉛を以て筑の中に入れ、人を打殺し得る丈の重みとなし、後日始皇に接近せし折、筑を振り上げて始皇を撃ちし處、狙ひ外れて中らず、終に誅せられたるが、是れより始皇は警戒を加へ、二度と他國の人を近づけざりき、さて魯勾踐は荊軻が始皇を刺さんとせし模樣を聞き、私に言ひけるは、さても惜しき事をなしつるものかな、彼れは人を刺すべき劍法を習はざりしが爲に仕損ぜり、吾れの人を知らざるも甚し、以前吾れ荊軻を叱したる事あり、彼は何とも言はず、逃げ去りたるが、今思へば我れを人とは視ざりしなりと、

【字解】　矐、馬尿を燻して目を潰すなり、

太子公曰、世言荊軻其稱太子丹之命、天雨粟、馬生角也、太過、又言荊軻傷秦王、皆非也、始公孫季功董生與夏無且游、具知其事、爲余道之如是、自曹沫至荊軻五人、此其義或成或不成、然其立意較然、不欺其志、名垂後世豈妄也哉、

【講義】　太史公云ふ、世の言ひ傳へには、荊軻が太子丹の命を述ぶるとき、天より粟をふらし、馬に角生えたりと、是れは餘りに事實を失へる話なり、又荊軻が秦王に傷を負せたと言ふも亦事實に非ず、初め公孫季功、董生の二人は秦の侍醫夏無且と交際し、委細に其事を知り、予の爲に話せし次第は余の記したるが如し、曹沫より荊軻に至るまでの五人は、其思ひ込みたる仕事が成功せし者もあれば失敗せしもあり、然れども其心底は明白にして、己れの志を欺かず、其名

の者之を聞きつけ主人に告ぐるやう、彼の傭人は音樂の事が解ると見え、陰にて善し惡しをまをし居り候と、主人は試みに高漸離を召び、己が前にて筑を擊たしめたるに、一座皆上手なりとて感心す、因つて褒美として杯を遣はせり、高漸離は心に念ふやう、斯く久しき間身を隱し世間の人目に憚りて困窮を忍ぶも、いつまでと云ふ際限なし、兎も角世の中に出でゝ見るべしと、因つて其場を退き、自分の荷物の中にある使ひ慣れの筑と晴れの衣服とを取り出し、容貌を更めて復び元の席へ進み出でしかば、坐客一同あつと計りに打驚き、席を離れて同等の扱ひをなし、其日の上客に据ゑ、筑を擊ちて歌はしめたるが、其歌と云ひ、曲と云ひ、神妙なりしかば、來客誰れ一人として感に堪へず、落涙して歸らざる者なかりき、

【字解】庸保、庸は傭に同じ、保は保證する者あるゆゑに云ふ、丈人、主人翁を謂ふ、

宋子傳客之、聞於秦始皇、秦始皇召見、人有識者、乃曰、高漸離也、秦皇帝惜其善擊筑、重赦之、乃矐其目、使擊筑、未嘗不稱善、稍益近之、高漸離乃以鉛置筑中、復進得近、擧筑朴秦皇帝、不中、於是遂誅高漸離、終身不復近諸侯之人、魯勾踐已聞荊軻之刺秦王、私曰、嗟乎惜哉、其不講於刺劍之術也、甚矣、吾不知人也、曩者吾叱之、彼乃以我爲非人也、

【講義】高漸離が筑の好手なること評判となりしかば、宋子縣に於ては甲の家より乙の家へと云ふ風に、家々より招き迎へて客とせり、此の噂、秦の始皇帝の耳に入りしかば、召出して遇はれし處、彼れを見識れる者ありて、此の男は高漸離なりと曰へり、高漸離が

燕王を追撃せり、代王嘉は燕王に書簡を送り、其口上には、秦が手痛く燕王を逐ひかくる所以は、太子丹が刺客を以て秦王を殺さんとせし爲なれば、今王が丹を殺して之を秦王に獻ずるときは、秦王は必ず軍隊を引上げ、燕の社稷は祭りを絶さゞることを得べしと、其後太子丹は李信の爲に追はれて衍水の中に身を匿す、燕王は代王嘉の心添へありしかば、使を遣はして太子丹を斬らしめ、其首を秦に差出して和議を求めんとせし處、秦の方にては復も兵を進めて燕を攻め、五箇年の後秦は終に燕を滅ぼして燕王嘉を虜にし、其翌年に及び秦は天下を併合し、新たに名號を作り皇帝と稱せり、

於レ是秦逐二太子丹荊軻之客一、皆亡、高漸離變二名姓一爲二人庸保一、匿二作於宋子一、久レ之、作苦、聞二其家堂上客擊一レ筑、傍偟不レ能レ去、毎出レ言曰、彼有レ善有レ不レ善、從者以告二其主一曰、彼庸乃知レ音、竊言二是非一、家丈人召使二前擊一レ筑、一坐稱レ善、賜レ酒、而高漸離念久隱畏約無レ窮時、乃退、出二其裝匣中筑、與二其善衣一、更二容貌一而前、擧坐客皆驚、下與抗禮、以爲二上客一、使レ擊レ筑而歌、客無下不二流涕一而去上者、

【講義】此の際秦は太子丹や荊軻を憎むの餘り、彼れの養ひたる食客を放逐しければ、何れも四方に逃亡す、然るに彼の高漸離は姓名を變じて或る家の傭人となり、世を忍びて宋子縣に勞動しつゝありしが時日の過つに從ひ、慣れぬ事とて難儀に堪へかねたり、然る處傭主の坐敷にて客が筑を撃てる聲を聞き、己が得意の伎なれば興味を感じ、あちらこちらと立戻りて去るに去りかね、毎も獨語すらく、那の撃ち方には善き處あり、此の撃ち方には惡しき處ありと、店

王を殺さず、生かし置きて之を劫かし、列國より侵略せし土地を還付する誓ひを爲さしめ、燕の太子に報告せんと欲したる爲なりと、秦王の近臣は既に進み出でゝ荊軻を斬り殺したれども、秦王は非常に神經を激したる爲め暫くの間は目眩して茫然たり、軈て騷動も鎭まりしかば論功の沙汰となり、當時能く働きたる群臣に賞を與へ、又罪ある者には其れ其れ相應の罰を加へたるが、彼の夏無且と云へる侍醫には特に二百鎰の黄金を賜はり、勅語には、無且我れを愛したればこそ、藥囊を以て荊軻に投げ附け、余に劍を拔いて彼れを斬るの餘裕を與へたりと、

【字解】引其匕首、投げうつ時に勢ひを附けんがため、一旦後の方へ持ち行けるなり、箕踞、兩足を投げ出すこと、其形の箕の如くなるを以て云ふ、

於是秦王大怒、益發兵詣趙、詔王翦軍以伐燕、十月而拔薊城、燕王喜太子丹等盡率其精兵、東保於遼東、秦將李信追擊燕王急、代王嘉乃遺燕王喜書曰、秦所以尤追燕急者、以太子丹故也、今王誠殺丹獻之秦王、秦王必解、而社稷幸得血食、其後李信追丹、丹匿衍水中、燕王乃使使斬太子丹、欲獻之秦、秦復進兵攻之、後五年、秦卒滅燕、虜燕王喜、其明年、秦幷天下、立號爲皇帝、

【講義】秦王は荊軻の爲に殆んど一命を失はんとせしかば、大に燕を怒り、益兵を發して、趙に派遣せる王翦の陣地に至らしめ、王翦に詔して燕を伐たしめたるが、王翦は十個月にして燕の薊城を拔く、燕王喜、太子丹の父子は盡く自國の精兵を率ゐて東方を引上げ、遼東の地に立籠る、秦の將軍李信は遼東を指して

を得ず、されば此の急場に臨み殿下に居る兵を召し上ぐる暇もなきため、荊軻が秦王を逐ひかけ居るも唯狼狽するのみにて、武器を以て荊軻を撃つことを出來ず、已むなく、手を以て彼れを打ちけるが、此の時侍醫の夏無且と云ふ者、其捧げ居たる藥囊を荊軻に投げつけ秦王の急を救はんとせり、

【字解】尺寸之兵、僅か一尺一寸の長さある武器、郎中、侍從武官の類、

秦王方環柱走、卒惶急不知所爲、左右乃曰、王負劍、負劍、遂拔以擊荊軻、斷其左股、荊軻廢、乃引其匕首、以擿秦王、不中、中桐柱、秦王復擊軻、軻被八創、軻自知事不就、倚柱而笑、箕倨以罵曰、事所以不成者、以欲生劫之、必得約契以報太子也、於是左右既前殺軻、秦王不怡者良久、已而論功賞群臣、及當坐者各有差、而賜夏無且黃金二百鎰、曰、無且愛我、乃以藥囊提荊軻也、

【講義】秦王は荊軻に逐ひかけられ、柱の周圍を廻りて走りつゝあり、急遽の餘り爲す所を知らず、左右の近臣云ふ、大王、劍を負ひ給へと、王は劍を負ひし處、今度は容易く拔けたりければ荊軻に斬りつけ、彼れの左の股を切斷せり、荊軻最早起つことならず、萬事休すと見しかば、最後の手段として手に持てる匕首を秦王に投げ附けたれども、秦王には中らずして柱に中りけり、秦王は彼れが無手なるを得たり賢しと、重ねて荊軻に斬り附け、荊軻は八箇所の傷を受け、最早目的を遂げられぬことを自覺せしかば、柱に身を寄せかけて呵々と打笑ひ、兩足を前に投げ出し罵りて云ふやう、我がまんまと仕損じたる所以は、秦

而匕首見、因左手把秦王之袖、而右手持匕首揕之、未至身、秦王驚、自引而起、袖絕、拔劍、劍長、操其室、時惶急、劍堅、故不可立拔、荊軻逐秦王、秦王環柱而走、群臣皆愕、卒起不意、盡失其度、而秦法、群臣侍殿上者、不得持尺寸之兵、諸郎中執兵、皆陳殿下、非有詔召、不得上、方急時、不及召下兵、以故荊軻乃逐秦王、而卒惶急無以擊軻、而以手共搏之、是時侍醫夏無且以其所奉藥囊提荊軻也、

【講義】　秦王は荊軻に向ひ、舞陽の持てる地圖を取り出して見せよとありければ、荊軻は退きて舞陽の手より地圖を取りて之を秦王に奉呈す、秦王は圖を開き、段々と擴げて行き、圖が終る處に至りけるに、豫て卷込み置ける匕首が見はれ出でぬ、荊軻は直に左の手を以て秦王の袖を捉へ、右の手に匕首を持ち秦王に突きかけし處、未だ秦王の身體に屆かざる内、秦王は事の意外なるに驚き身を後に引いて起ち上り、其勢ひにて荊軻の捉へたる袖は斷ち切れ、進退自由となりしかば、秦王は劍を拔いて防がんとせしに、劍長くして拔けず、因つて鞘を押へ背にまはし拔き易からしめんとせしが、何にせよ急場の事とてあわてけるゆゑ劍が堅くして容易に拔けず、其内荊軻は秦王を逐ひかけたれば、秦王は柱の周圍を環りて走る、並居る群臣は皆驚くばかりにて、突發の珍事に誰れも彼れも度を失ひ、あれよあれよと云ふ外はあらざりき、其上秦の法律によれば、殿上に侍する所の群臣は何如に小さき武器をも持つことならず、又諸郎中の如き武官は兵器を持つと雖も、是れは皆御殿の下に並び居り、秦王よりの詔なき内は殿上に上ること

嘗見天子、故振慴、願大王少假
借之、使得畢使於前、

【講義】 荊軻は已に秦に至り、先づ千金の價ある幣物を持參して、秦王の寵臣なる中庶子の役を勤むる蒙嘉と云ふ者に手厚き贈賄に及び、秦王の取成しを賴みけり、蒙嘉は秦王に言上するやう、燕王は誠に大王の威光に振ひ恐れ、敢て兵を興して大王の武官に手向ひ仕らず、其の國を擧げて大王の內臣となり、他の諸侯の例に倣ひ、秦の郡縣同樣に貢物を奉り、先王の宗廟を守り祖先の祭を絕さざらんとの願意なるが、恐縮の餘り自身入朝の上陳情致しかね、謹んで大王の憎ませ給ふ樊於期の首を斬り、之と又獻上品なる燕の督亢の地圖とを函の中に封じ、燕王は敬意を表するが爲め使者を拜して之を送り、此の儀を大王に言上せしむ、偏へに大王の御指圖を仰ぎたしと、秦王は之を聞いて大に喜び、身に禮服を着け九賓の儀式を設けて燕の使者を咸陽宮に引見することゝなれり、愈、謁見の當日、正使の荊軻は樊於期の首桶を捧げ持ち、副使の秦舞陽は地圖を入れたる手箱を捧げ持ち、前には荊軻、後に秦舞陽と、順次に進みて宮殿の階下に至りしが、秦舞陽は秦王の威光に打たれたるか、又は大事の場合に臨み氣後れしたるか、顏色變りて恐れしかば、秦の群臣は何如なる仔細ならんと之を怪みぬ、荊軻は秦舞陽の擧動より今度の企てを氣取らるゝことありては取返し附かざるべしと思ひしゆゑ、態と落附きたる態度を示し、後を振向きて舞陽を笑ひ、前に進みつゝ舞陽の失體を謝して曰く、北方蠻夷の鄙賤なる者なれば未だ天子に謁見したることもあらず、故に玉體の尊嚴に咫尺して震ひ怖れ御目障りをなしたる次第なり、何卒大王には無禮の罪を大目に御覽ぜられて、使者の役を御前に果さしめ給へと、

【字解】 振慴、振は震に同じ、先王、燕の先王、庭、燕の宮廷、使者を送るとき庭上に之を見送り拜禮す、是れ秦王に敬意を表する爲めなり、以次進、次は次第なり、北蕃蠻夷、燕は北方に在るが故に云ふ、

秦王謂軻曰、取舞陽所持地圖、
軻既取圖奏之、秦王發圖、圖窮

ね給ふゆゑ、臣も覺悟を定め是れより御暇ま致すべしと、遂に出立に及びぬ、太子及び荊軻の秦に赴く事由を知れる太子の賓客は、皆白裝束をなして荊軻を見送り、易水の岸に至り、已に祖道神の祭りも濟み、取るべき道筋も定まりしとき、高漸離は筑を擊ち、荊軻は之と調子を合せて歌ひ變徵の聲を爲しゝに、見送りの人も隨行の人も皆落淚して泣きぬ、荊軻は又進んで歌ひ出づる樣、風は蕭々と物淋しく吹き渡りて易水寒く壯士一たび此の地を去り、再び歸り來らずと、復羽聲をなして慷慨しければ、聽く者何れも目を怒らし、髮の毛は逆立ちて冠を突き上げん計りなり、是に於て荊軻は車に乘りて去り、終に後を振向くこともなかりき、

【字解】　豎子、秦舞陽を指す、白衣冠、凶服なり、變徵、五音の中の商聲にして、悲哀の音なり、羽聲、怒聲なり、

遂至秦、持千金之資幣物、厚遺秦王寵臣中庶子蒙嘉、嘉爲先言於秦王曰、燕王誠振怖大王之威、不敢擧兵以逆軍吏、願擧國爲內臣、比諸侯之列、給貢職如郡縣、而得奉守先王之宗廟、恐懼不敢自陳、謹斬樊於期之頭、及獻燕督亢之地圖、函封、燕王拜送于庭、使使以聞大王、唯大王命之、秦王聞之、大喜、乃朝服設九賓、見燕使者咸陽宮、荊軻奉樊於期頭函、而秦舞陽奉地圖匣、以次進、至陛、秦舞陽色變振恐、群臣怪之、荊軻顧笑舞陽、前謝曰、北蕃蠻夷之鄙人、未

先遣秦舞陽、荊軻怒叱太子曰、何太子之遣、往而不反者豎子也、且提一匕首、入不測之彊秦、僕所以留者、待吾客與俱、今太子遲之、請辭決矣、遂發、太子及賓客知其事者、皆白衣冠以送之、至易水之上、既祖取道、高漸離擊筑、荊軻和而歌、爲變徵之聲、士皆垂淚涕泣、又前而歌曰、風蕭蕭兮易水寒、壯士一去兮不復還、復爲羽聲忼慨、士皆瞋目髮盡上指冠、於是荊軻就車而去、終已不顧、

【講義】燕に秦舞陽と云ふ勇士あり、年は僅かに十三歲なるが人を殺せしことあるを以て、人は彼れを畏れて誰れしも忤ふ者なかりき、太子丹は秦舞陽をして荊軻の添役となししが、荊軻は初めより秦舞陽を眼中に置かず、別に同行を欲せる人物あり、之を待受けたれども、其人は遠方に居ることゝて未だ來着せず、其內に旅の仕度は已に整ひぬ、されど荊軻は今にも來らんかと、姑らく出立を延引しつゝあり、太子はもどかしく思ひ、萬一荊軻が變心せしに非るかと疑念を生じければ、復請うて曰く、日限も已に盡きぬ、荊卿何か別に考へあるならんには、何卒先づ秦舞陽を遣はすことを許されよと、荊軻は太子が己れを疑ふことを怒り之を叱して云ふ、何故に太子は秦舞陽を秦に遣はさんと爲し給ふや、從令ひ往きても失敗して燕に戾らざる者は此の小僧なり、何の役にか立ち申すべき、其上一振りの匕首を提げて何如なる憂き目に遇ふか測り知れざる强暴の秦に入ることなれば、固より大事を取らざるべからず、臣が延引したる所以は、臣の心當てにせる客の來るを待ちて同行せんが爲なり、然るに今太子は心焦りて待ちか

之日夜切齒腐心也、乃今得聞教、遂自剄、太子聞之、馳往、伏屍而哭、極哀、既已不可奈何、乃遂盛樊於期首函封之、於是太子豫求天下之利匕首、得趙人徐夫人匕首、取之百金、使工以藥焠之、以試人、血濡縷、人無不立死者、乃裝爲遣荊卿、

【講義】 樊於期は荊軻の計畫を聞き、憤を霽らすべき時節到來せりと大に勇み立ち、片肌を脱ぎ腕を握りつめて進み出で、荊軻に言ふやう、此の事は僕が日夜齒ぎしりをなし、心も腐るばかりに堪へ難く思ふ所なるに、今御諭しを蒙り心地善く存ずると、遂に自ら首を刎ねて死しぬ、太子は彼れが自殺せし由を聞き、馳せ往きて其身を屍の上に投げ掛けて哭したれども最早致し方もなければ、遂に樊於期の首を函に入れて之を封じ、茲に秦へ持行くべき用意も出來たるが、太子は豫て天下に於て竝びなき鋭利の匕首を求めたる處、趙人徐夫人の持てる匕首を尋ね得たり、因つて之を百金にて買ひ求め職工に申附けて毒藥を其刄に燒き附け、之を人に試驗せしに、血が僅か絲筋を濡すだけ出づれば即座に死せざる者なかりき、是れならばとて、荊軻の爲に仕度を調へ秦に出發せしめたり、

【字解】 搤捥、勇者亢奮するときは、必ず先づ左の手を以て右の腕を扼するを云ふ、函、首桶なり、徐夫人、徐は姓、夫人は名、男子なり、焠、燒きつくる、

燕國有勇士秦舞陽、年十三殺人、人不敢忤視、乃令秦舞陽爲副、荊軻有所待、欲與倶、其人居遠未來、而爲治行、頃之未發、太子遲之、疑其改悔、乃復請曰、日已盡矣、荊卿豈有意哉、丹請得

父母宗族皆爲戮沒、今聞購將軍首、金千斤邑萬家、將奈何、於期仰天太息流涕曰、於期每念之、常痛於骨髓、顧計不知所出耳、荊軻曰、今有一言可以解燕國之患、報將軍之仇者、何如、於期乃前曰、爲之奈何、荊軻曰、願得將軍之首以獻秦王、秦王必喜而見臣、臣左手把其袖、右手揕其匈、然則將軍之仇報、而燕見陵之愧除矣、將軍豈有意乎、

【講義】荊軻は太子が樊於期を殺すに忍びざることを知りしかば、遂に自己の考へを以て彼れに面會の上言ひ出づるやう、秦の將軍を遇する仕方は、何如にも深刻と申すべし、父母も一族も皆誅戮せられたる上今承はれば、秦は金千斤と一萬家の都會との懸賞を以て將軍の首を求むる由なるが、將軍は何如にせらるゝやと、樊於期は天を打仰ぎ太息をつき落涙して云ふ、拙者毎も此の事を念ひ骨髓にまで苦痛を覺ゆる程なれども、何如にして宜しきや思案にくるゝのみと、荊軻は於期に向ひ、今燕國の患を解き將軍の仇を報ゆる方法に就き一言申すべきことあり、將軍の御所存は何如と、於期覺えず膝を乘り出して曰く、そは何如なる方法に之れあるかと、荊軻曰く、何卒將軍の首を頂戴して秦王に獻じ申さん、さすれば秦王は飽くまで將軍の首を得たしと思ひ込めることなれば、喜んで臣に逢ふに相違なし、其時臣は左の手を以て秦王の袖を把り、右の手を以て彼れの胸を刺し候はん、然るときは將軍の仇も報い、燕が侮辱せられたる耻も取り除くことを得べし、將軍何と其思召し之れありやと、

【字解】揕、つく、劍を以て其胸を刺すを謂ふ、

樊於期偏袒搤捥而進曰、此臣

樊將軍首、與燕督亢之地圖、奉獻秦王、秦王必說見臣、臣乃得有以報、太子曰、樊將軍窮困來歸丹、丹不忍以己之私而傷長者之意、願足下更慮之、

【講義】荊軻は暫く默思して在りしが、答へて云ふ、此れは國の大事にして、臣は鈍才なれば恐らくは御用を勤めかねべしと、太子は席を進めて、何卒謙遜なし給ふなと固く引受けんとを請ひしかば、荊軻も漸く承諾に及びぬ、是に於て荊軻を尊んで上卿となし、上等の客舍に宿せしむ、斯くて太子丹は日日缺かさず彼れの宿所に至り、太牢の美味を供し、珍らしき品物を取揃へ、乘物美人等を宛てがひ、荊軻の欲する所のことは痒き處に手の屆くが如く十二分に調へて其氣に叶ふやうになせしが、久しく程過ぎても荊軻は出立の意志なかりき、其間に秦の將軍王翦は趙を破りて國王を虜にし、盡く趙の領土を秦に組入れ、更に兵を進めて北の方に向ひ、燕の南の國疆まで攻め來る、太子丹は大に恐懼し、荊軻を催促して云ふ、秦の兵が今日にも易水を渡りなば、萬事休すべし、長く足下の側に居らんと欲すとも、豈に得べけんやと、荊軻云ふ、其儀に就いては、太子の仰せなくとも臣より言上致さんと思ひたる處なり、臣考へ見るに今秦に赴きたりとて、彼れが信用すべき何物かを持たざれば、秦王に接近するわけには參り難し、夫れ樊將軍は秦王より金千斤と一萬戶の都會とを懸賞して其首を求む、誠に樊將軍の首と燕の督亢の地圖とを得て秦王に進呈せば、秦王は必ず悅んで臣に遇ひ申すべし、臣其時こそ仇を報ゆることと出來申さんと、太子云ふ、樊將軍は窮困して此國に來り、丹に身を寄せたることなれば、丹は自分の勝手にて長者たる彼れの感情を害ふに忍びず、足下は何とか別に方法を考へくれられよと、

【字解】說、悅なり、督亢、燕の膏腴の地、

荊軻知太子不忍、乃遂私見樊於期曰、秦之遇將軍、可謂深矣、

は燕に至るべし、燕は小國にして兵力は弱く、數〻戰爭の爲に苦められたる後なれば、今計り見るに、全國の力を以てするも秦に當るに足らず、而して列國は秦に服するが故に、敢て燕と同盟して秦に向ふ者なし、丹一個の考へにては、誠に天下の勇士を得て秦に使節の役を勤めしめ、重利を以てさそふ時は、慾深き秦王の事とて此方の望みを遂ぐること出來得べし、誠に秦王を劫すことを得て、曹沫が齊の桓公に對せし如く、盡く諸侯より侵略したる土地を還さしむる樣にならば大に善し、若しさ樣ならざるときは、之を機會に秦王を刺殺すべし、彼の秦の大將は兵を外に擅にする折柄、國内に騷動あらば君臣相疑ふに相違なし、其間を以て列國合從するを得ば、其秦を破ること必定なり、是れ丹の此上もなき願なれども、未だ此大事を委ぬべき人を見當らず、唯荊卿丹の爲に配慮なし給はれと、

【字解】其孤、孤は王の自稱名詞なるが、王子も亦之を用ひたりと見ゆ、

久之、荊軻曰、此國之大事也、臣駑下、恐不足任使、太子前頓首固請毋讓、然後許諾、於是尊荊卿、爲上卿、舍上舍、太子日造門下、供太牢、具異物、間進車騎美女、恣荊軻所欲、以順適其意、久之、荊軻未有行意、秦將王翦破趙、虜趙王、盡收入其地、進兵北略地、至燕南界、太子丹恐懼、乃請荊軻曰、秦兵旦暮渡易水、則雖欲長侍足下、豈可得哉、荊軻曰、微太子言、臣願謁之、今行而毋信、則秦未可親也、夫樊將軍秦王購之金千斤、邑萬家、誠得

臣海內之王者、其意不厭、今秦已虜韓王、盡納其地、又擧兵、南伐楚、北臨趙、王翦將數十萬之衆、距漳鄴、而李信出太原雲中、趙不能支秦、必入臣、入臣、則禍至燕、燕小弱、數困於兵、今計擧國不足以當秦、諸侯服秦莫敢合從、丹之私計、愚以爲誠得天下之勇士使於秦、闚以重利、秦王貪、其勢必得所願矣、誠得劫秦王、使悉反諸侯侵地、若曹沫之與齊桓公、則大善矣、則不可、因而刺殺之、彼秦大將擅兵於外、而內有亂、則君臣相疑、以其間諸侯得合從、其破秦必矣、此丹之上願、而不知所委命、唯荊卿留意焉、

【講義】荊軻は已に設けの席に就きたる時、太子は荊軻を敬ひ自席を避け頓首して云ふ、田先生は此丹の不肖なることを知らず、丹を手引きして足下と逢はしめ、御談合の出來るやうになりたるは、此れ天が燕を不愍に思召され、丹を棄て給はぬなり、今秦は利を貪るの心あつて其慾は足ることなく、天下の地を盡く己が領土となし、天下の國王を盡く己が臣下とせざる內は、其心決して滿足する者に非ず、今秦は已に韓王を虜にして盡く韓の土地を取込みたるが、其れにても尙厭きたらず、又兵を擧げて南の方楚を伐ち、北の方趙に攻掛り、其將軍王翦は數十萬の大軍を引率して漳鄴の地に攻合ひ、李信は太原、雲中に出でたり、趙が此の大敵を支ふること出來ずば、必ず入つて秦の臣となるべし、趙が秦の臣とならば、其結果禍

也、今田先生以レ死明レ不レ言、豈丹之心哉、

【講義】田光は太子の處を辭し、老年の事とて體を屈め腰を曲げながら荊卿の住所に至り、面會の上話し出すやう、光と君と懇親なることは燕の國中誰れとて知らぬ者なし、今太子は光が壯年の意氣盛んなる時の事を聞かれて、吾が今日の身體は昔しほどになきことを知ろしめさず、有難きことには、光に仰せあるやう、燕と秦とは兩立せざれば先生配慮を賜へかしと、光は此の御頼みを受けて吾が身を打込み引受けたるが、之がため同身一體たる足下の事を太子に言上して薦め置きたれば、何卒足下には太子の御殿に伺候致しくれられよと、荊卿は謹んで仰せに從ふべしと答ふ、田光曰く、吾れ承はるに、君子長者の行ひは人に疑念を抱かしめぬものなりと、然るに今太子は光に向ひ、御互ひに話せしことは國の大事なれば、何卒泄し給ふなと仰せられたるが、是れ太子には光を疑ひ給ふなり、夫れ己れの行ふ所の事に就き人に疑はるゝやうにては、氣節あり義俠ある者と爲し難しと、自殺して荊卿を勵まさんと欲し、荊卿に言ふやう、何卒足下至急太子の御殿に參られ、光は已に死したりと申上げ、光が密事を人に告げざる心底を明かに爲し給はれと。斯く言ひたる後、遂に自ら首を刎ねて死しぬ、荊軻は遂に太子に謁して、田光が已に死せしことを言上すると共に彼れの申しゝ語を取次げるに、太子は再拜して地に跪き、膝にて身を進め落涙に及びけり、暫くありて言ひ出づるやう、丹が田光先生に他言なきやう注意せし所以は、大事の謀を成就せんと欲したる爲に過ぎざるに、田先生は一命を棄てゝ他言なさゞる事を明かにせられたるは、豈に丹の本意ならんやと、

荊軻坐定、太子避レ席頓首曰、田先生不レ知二丹之不肖一、使レ得レ至レ前、敢有レ所レ道、此天之所三以哀二燕而不一レ棄二其孤一也、今秦有二貪利之心一、而欲不レ可レ足也、非下盡二天下之地一、

壯年倔强の時代の事を聞し召されて、臣の精力が已に消亡したることを御存じなきゆゑなり、されども已に御頼みを受けたる以上、光に於ては何とて御國の事を考慮致さゞるべきや、其儀に就いては、光の入懇に致す荊卿と申す者御役に立ち申すべしと、太子曰く、然らば何卒先生の手引きを以て其荊卿と申す者と交りを結びたしと思ふが何如あるべきと、田光曰く、謹んで承知せりと、挨拶もそこ〳〵に急ぎて其座を起ち、趨り出づ、太子は送りて門を出で注意すらく、丹の御話し致せし事も先生の仰せられし事も國の大事なれば、何卒先生之を外に御洩し下さるなと、田光は俯になつて笑ひながら答ふるやう、右は承知致したれば御心配に及ばずと、

【字解】　蔽席、蔽は猶拂ふと云ふが如し、

僂行見荊卿曰、光與子相善、燕國莫不知、今太子聞光壯盛之時、不知吾形已不逮也、幸而教之曰、燕秦不兩立、願先生留意也、光竊不自外、言足下於太子也、願足下過太子於宮、荊軻曰、謹奉教、田光曰、吾聞之、長者爲行、不使人疑之、今太子告光曰、所言者國之大事也、願先生勿泄、是太子疑光也、夫爲行而使人疑之、非節俠也、欲自殺以激荊卿曰、願足下急過太子、言光已死、明不言也、因遂自刎而死、荊軻遂見太子、言田光已死、致光之言、太子再拜而跪、膝行流涕、有頃而後言曰、丹所以誡田先生毋言者、欲以成大事之謀

於先生也、田光曰、敬奉教、乃造焉、太子逢迎、却行爲導、跪而蔽席、田光坐定、左右無人、太子避席而請曰、燕秦不兩立、願先生留意也、田光曰、臣聞騏驥盛壯之時、一日而馳千里、至其衰老、駑馬先之、今太子聞光盛壯之時、不知臣精已消亡矣、雖然、光不敢以圖國事、所善荊卿可使也、太子曰、願因先生得結交於荊卿、可乎、田光曰、敬諾、卽起趨出、太子送至門、戒曰、丹所報、先生所言者、國之大事也、願先生勿泄也、田光俛而笑曰、諾、

【講義】鞠武は軈て太子の宮中を退出して田光先生を尋ね、太子が國事に就いて御相談を致したしと望み給ふと語りけるに、田光は謹んで仰せに從はんとて、早速承諾に及び、太子の所に出頭す、太子は彼れが來る由を聞き、自ら之を迎へ、後しざりして案内に立ち、設けの場所に至りし時、太子は地上に跪きて席の塵を拂ひ、田光を客席に延く、田光も一應は辭退せしも、愈、其座に就き、主客の場所定まりしが、人拂ひをなしたることゝて、左右に何人も居らず、二人差向ひになりし時、太子は己が坐席を起ちて敢て對等の地位を避け田光に請ふやう、我が燕と秦とは、勢ひ兩立すること出來ず、燕が秦を亡ぼさゞれば、秦が燕を亡ぼすわけなれば、何とかして秦を亡ぼしたく存ず、其れに就いては先生何卒御配慮あつて其計を示し給はるべしと、田光曰く、臣承はるに千里の名馬なる騏驥も、其盛りの頃は一日の中に千里の遠き路をも行き得れども、老衰するに至つては駑馬に先きを越さるゝとかや、今太子が光を恃みに思召さるゝは、光が

之上、必無事矣、且以鵰鷙之秦、行怨暴之怒、豈足道哉、燕有田光先生、其爲人智深而勇沈、可與謀、太子曰、願因太傅而得交於田先生、可乎、鞠武曰、敬諾、

【講義】太子丹は鞠武の說を聞き、廻り遠しと思ひしかば、別に計を求めて曰く、太傅の計に從ふときは、空しく日を過ごし永く時を費すことゝなる、然るに余は今心昏み、目の前に禍ひが來ることもやと恐ろしさに堪へざれば、當坐の計こそ聞かまほし太傅の計と余の考へと異なる所は只此の事のみに非ず、樊將軍は秦を逃げ去り天下に身を容るゝ處もなく、窮困の餘り此の丹をたよりて身を寄せたるを、何如に强秦に迫らるとて、交誼上哀憐に堪へざる情を打棄てゝ匈奴に逐ひ遣ることを爲さじ、さりとて彼れを留め置くときは太傅の申さるゝ如く禍ひの來るは必然なれども、是れ丹の命數が盡くる時にて是非もなし、太傅は何卒別に善き方法を敎へよと、鞠武答へて云ふやう、夫れ危い仕方をなしながら安全ならんことを欲し、禍ひの種を播きながら幸福を求め、計は目の先き考へにて秦の怨みを受くることは深く、僅か一人の者に永久の友誼關係を保たんが爲に國家の大害を顧みず、此れをば怨みの根を肥して禍ひを手傳ふと申すものなり、夫れ秦が燕を滅すの容易なることは、鳥の內にて尤も輕微なる鴻の毛を以て爐の火の上に焚くが如く、何の造作もあらず、且つ鵰や鷲同樣の猛惡なる秦が遺恨重なりて怒を發するときは、其烈しさ言ふまでもなし、されど太子に於て覺悟せらるゝ上からは、幸ひ燕に田光先生と申す者あり、其智慮深く沈勇の人物なれば、此人を御相談相手となさるべしと、太子曰く、さ樣ならば何卒大傅の紹介に因り田先生と交を結びたし、其都合に運ぶこと出來べきやと、鞠武曰く、謹んで承知致せりと、

【字解】惛然、惛は昏に同じ、心の昏亂すること、無事、易きことを謂ふ、

出見田先生、道太子願圖國事

南に涇渭の沃土あり、巴漢の肥饒なる地域を專有し、右には隴蜀の山を控へ左には關殽の險を持ち、民は多數にして士の勢ひ厲しく、其蓄ふる所の武器甲冑は餘りあり、若し愈〻兵を出さんと思はゞ、長城の南、易水の北は何如に相成るか測り難し、太子には何故彼れより侮辱せられたることを怨みに思ひて其逆鱗に觸れんとはなし給ふや、丹云ふ然らば何如なる方法を取らんかと、鞠武對へて曰く、此れは大問題なれば卽答はなり難し、乞ふ一先づ奥へ入り給へ、臣も能く能く思慮を錬り申すべしと、斯くて暫く時日を過ぎし處、秦の將軍樊於期と云ふ者、罪を秦王に得しため、脫走して燕に來りしが、太子は受けて之をかくまひしに、鞠武は諫めて云ふやう、其れは宜しからず、夫れ秦王の暴虐なるを以て、是れまで燕に對して怨みを積むことゆゑ、怖れても怖るゝに餘りあり、況んや今樊將軍が燕に在りと聞かば、何として許すべき、是れぞ肉を委して餓虎の來る路に當ると申すものにて、其禍は救ひやうなからん、管仲、晏子の如き智者も之を救ふ謀なからん、何卒太子には早く樊將軍を匈奴に入らしめて、彼れが燕に在りとの風說を取消し、西は三晉に約し、南は齊楚を連ね、北は單于と和睦し、斯くて後秦に敵對すべしと、

【字解】 批、觸擊なり、寒心、心戰くなり、振、救なり、不振は不レ能レ救なり、購、媾に同じ、

太子曰、太傅之計、曠日彌久、心惛然、恐不能須臾、且非獨於此也、夫樊將軍窮困於天下、歸身於丹、丹終不以迫於彊秦、而棄所哀憐之交、置之匈奴、是固丹命卒之時也、願太傅更慮之、鞠武曰、夫行危欲求安、造禍而求福、計淺而怨深、連結一人之後交、不顧國家之大害、此謂資怨而助禍矣、夫以鴻毛燎於爐炭

は以前趙に人質となりしことあり、而して秦王政即ち始皇は趙に生れ、其幼少の頃は丹と睦しかりき、然るに政が立ちて秦王となるに及び、丹は秦に人質となりし處、秦王の待遇甚だ善からざりしかば、丹は怨みて逃げ戻りし次第なり、丹は歸國の後、何とかして秦王に返報せんと思ひたれど、燕は小國にして秦に敵對すべき力なし、其後秦は日に兵を山東に出して齊楚及び三晉を伐ち、少しづつ諸侯の土地を蠶食し、次第に燕に及ばんとしたれば、燕の君臣は何れも禍の來ることを恐れぬ、太子丹は國の爲に之を患へ、其守役なる鞠武に向つて謀を尋ねけり、

武對曰、秦地徧天下、威脅韓魏趙氏、北有甘泉谷口之固、南有涇渭之沃、擅巴漢之饒、右隴蜀之山、左關殽之險、民衆而士厲、兵革有餘、意有所出、則長城之南、易水以北、未有所定也、奈何以見陵之怨、欲批其逆鱗哉、丹曰、然則何由、對曰、請入圖之、居有間、秦將樊於期得罪於秦王、亡之燕、太子受而舍之、鞠武諫曰、不可、夫以秦王之暴、而積怒於燕、足爲寒心、又況聞樊將軍之所在乎、是謂委肉當餓虎之蹊也、禍必不振矣、雖有管晏、不能爲之謀也、願太子疾遣樊將軍入匈奴以滅口、請西約三晉、南連齊楚、北購於單于、其後迺可圖也、

【講義】鞠武は對へて曰く、秦の土地は天下に徧く、其威力は韓魏趙氏を脅し、北に甘泉谷口の固めあり、

豪長者相結、其之燕、燕之處士田光先生亦善待之、知其非庸人也、

【講義】荊軻は其れより趙の都なる邯鄲に游び、或時魯勾踐と云ふ者と双六をなし、仕方に就いて爭論に及び、勾踐は立腹して彼れを叱せしに、荊軻は一言もなく逃け去り、復び勾踐と會合せざりき、荊軻は趙より燕に至り、燕の犬殺しと、筑と云ふ樂器を鳴らすに工みなる高漸離を愛して親しく交りしが、荊軻は非常なる酒好にて毎日犬殺しや高漸離と燕の市中に於て酒宴をなし、酒酣なるに及べば高漸離は筑を撃ち、荊軻は其れに合せて歌を歌ひ、市中を歩きつゝ樂むかと見れば、其後には互ひに涕泣して旁らに人なきが如し、荊軻ほ酒飲みと交るとは云へ、其人となりは深密沈着にして書を讀むことを好み、其游歴せし列國に於ては盡く其賢人豪傑長者と交を結び、其燕に往きたる時、燕の處士田光先生亦善く之を待遇せしが、彼れが凡庸の人に非ざることを知りしが故なり、

【字解】筑、琴に似て絃あり、竹を以て打ち鳴らす樂器、

居頃之、會燕太子丹質秦亡歸燕、燕太子丹者、故嘗質於趙、而秦王政生於趙、其少時與丹驩、及政立爲秦王、而丹質於秦、秦王之遇燕太子丹不善、故丹怨而亡歸、歸而求爲報秦王者、國小、力不能、其後秦日出兵山東、以伐齊楚三晉、稍蠶食諸侯、且至於燕、燕君臣皆恐禍之至、太子丹患之、問其傅鞠武、

【講義】暫く過ぎて、豫て人質として秦に在りたる燕の太子丹が燕に逃げ歸りし事件あり、燕の太子丹

往之主人、荊卿則已駕而去榆次矣、使者還報、蓋聶曰、固去也、吾曩者目攝之、

【講義】荊軻は衞國の人なり、其先祖は齊人なりしが、荊軻は衞に移りて其國の人となりしなり、衞にては彼れを慶卿と稱せり、彼れは又衞より燕に赴き、燕にては荊卿と謂へり、荊卿は讀書と擊劍とを好み、其術を以て燕の元君に說きたれども、元君は之を用ひざりき、其後秦は魏を伐ちて、其侵略せし土地に東郡を置き、衞の元君の支屬を野王に移せり、荊軻は嘗て游歷の折、榆次と云ふ處に立寄り、蓋聶と劍術の事を議論せしに、蓋聶の氣に障りたる點ありしかば、蓋聶は怒つて睨み付けぬ、荊軻は其儘立去りしに、或人蓋聶に復び荊卿を召んで餘論を盡し給へと申したる處、蓋聶曰く、吾れ先きに彼れと劍術を論じ、心に合はざる所ありしかば睨み付けたるが、試に往て見よ、彼れは去れるに相違なし、敢て此の土地には留まり居るまじと、使を其の宿所に遣りて見しめしに、其の言ふ所に由れば、荊卿は已に車に乘りて榆次を去れり、使者返りて其事を報告せし時、蓋聶曰く、無論去りしならん、此前睨み付けたることあれば、さもあるべしと、

【字解】目攝之、攝は視るなり、

荊軻游於邯鄲、魯句踐與荊軻博、爭道、魯句踐怒而叱之、荊軻嘿而逃去、遂不復會、荊軻既至燕、愛燕之狗屠及善擊筑者高漸離、荊軻嗜酒、日與狗屠及高漸離飲於燕市、酒酣以往、高漸離擊筑、荊軻和而歌於市中、相樂也、已而相泣、旁若無人者、荊軻雖游於酒人乎、然其爲人沈深好書、其所游諸侯盡與其賢

に解かれ、何をなすも心の儘なり、嚴仲子は吾が弟が窮困汚辱の中に在るにも拘はらず、彼れの人物を見拔きて交際を結ばれぬ、其恩義は極めて厚きことなれば、何如に之を報ずべきや、士が己れを知る者の爲に死するは固より當然なり、今彼れは妾が尙存命致し居るがため、妾に連弟の及ばざるやうに、自殺して跡方を昧ましたるなり、されど妾は何として誅罰を畏れて、終に賢弟の名を絶すことあらんやと、市中の人々之を聞いて大に驚きぬ、榮は大聲を發して三たび天を呼はり、終に愁へ哀みて政の尸の旁らに死せり、晉楚齊衞の諸國にて此の事を聞き傳へたる者共皆曰く、政が獨り能く事を仕果せたるのみならず、其姊も亦烈女なりと、若し最初聶政が其姊の內氣の女にあらずして、尸骸を暴すことを何とも思はず、險阻の路を千里も旅行して姊弟諸共に其名を竝べ、韓國の市に僇せらるゝことを知りしならば、思ひ切りて其身をば嚴仲子に許さゞりしならん、嚴仲子も亦能く人物を看拔き、役に立つべき者を手に入れたりと謂ふべし、其後二百二十餘年を過ぎ秦に荊軻の事あり、

【字解】 無恙、上古の時、草叢の中に住ひ野宿せしとき、恙と謂ふ蟲ありて人を嚙み、一般に之を患へしかば人に逢へば互ひに恙なきやと問ふを常とせり、絶從、從は蹤なり、踪跡を謂ふ、濡忍、內氣なり、

○荊軻者衞人也、其先乃齊人、徙於衞、衞人謂之慶卿、而之燕、燕人謂之荊卿、荊卿好讀書擊劍、以術說衞元君、衞元君不用、其後秦伐魏、置東郡、徙衞元君之支屬於野王、荊軻嘗游過楡次、與蓋聶論劍、蓋聶怒而目之、荊軻出、人或言復召荊卿、蓋聶曰、曩者吾與論劍、有不稱者、吾目之、試往、是宜去、不敢留、使使

人不聞與、何敢來識之也、榮應之曰、聞之、然政所以蒙汚辱自棄於市販之間者、爲老母幸無恙、妾未嫁也、親既以天年下世、妾已嫁夫、嚴仲子乃察擧吾弟困汚之中而交之、澤厚矣、可奈何、士固爲知己者死、今乃以妾尙在之故、重自刑以絕從、妾其奈何畏歿身之誅、終滅賢弟之名、大驚韓市人、乃大呼天者三、卒於邑悲哀而死政之旁、晉楚齊衞聞之、皆曰、非獨政能也、及其姊亦烈女也、鄕使政誠知其姊無濡忍之志、不重暴骸之難、必絕險千里以列其名、姊弟俱僇於韓市者、亦未必敢以身許嚴仲子也、嚴仲子亦可謂知人能得士矣、其後二百二十餘年、秦有荊軻之事、

【講義】　市中の通行人も傍に居合せし人々も皆此女の大膽なるに呆れ、謂つて曰く、此の死人は吾國の相公を殺害せし所より、大王は千金を懸けて其姓名を知らんとし給ふ、それを夫人には知らざるか、何故大膽に此に來つて彼れを見識れることを口外し給ふや、巻添にせらるゝ恐れあるにと心附けけるに、榮は之に對して言ふやう、妾も其事は聞き及べり、然れども政が汚辱を蒙むることをも顧みず、町人の間に自身を棄てゝ賤しき業に從事せしは、老母が幸に恙なく妾が未だ片附かざりし爲にて、今老母は天年を以て世を去り妾も已に夫の家に嫁入りしかば、政の絆は已

市、購問莫知誰子、於是韓購縣之、有能言殺相俠累者予千金、久之、莫知也、政姊榮聞人有刺殺韓相者賊不得、國不知其名姓、暴其尸而縣之千金、乃於邑曰、其是吾弟與、嗟乎嚴仲子知吾弟、立起如韓之市、而死者果政也、伏尸哭極哀、曰、是軹深井里所謂聶政者也、

【講義】聶政は仲子に別を告げ單身出立に及び、劍を杖きつゝ韓國に至る、韓の宰相俠累は丁度宰相の役所に坐し戟などの武器を持ちて護衛する所の人數甚だ多かりしが、聶政は直に役所に入り、階を上り俠累を刺殺せしかば、俠累の左右に居竝びたるもの一同右往左往に散亂す、聶政は大に呼はり數十人を打殺せし上、自ら顏の皮を剝ぎ目の玉を抉り出し、又自ら腹を斷ち割りて腸を攫み出し、識別の出來ぬ樣になして死せり、韓にては聶政の尸を取り之を市に暴し、金を懸けて之を見知る者を尋ねたれども、何れの者か更に分らず、是に於て宰相俠累を殺したる者の姓名を告ぐる人あらば、千金を與へんと言ひ觸らしたる處、尚日數を經るも知る人なかりき、政の姉を榮と曰ひしが、世間の風聞により、近頃韓の宰相俠累を殺したる者あり、其賊は自殺したれば捕ふることならず、姓名も知れざる故、其尸を暴し千金の懸賞にて尋ぬる由を聞き、悶え歎きて云ふ、是れは恐らく吾が弟ならん、さても嚴仲子は善くも吾が弟の人物を見拔きたるものかなと、取りあへず出立して韓の市に往き、暴されたる尸を視るに案の如く聶政なりき、是に於て彼れは尸の上に我が身を伏し、哭すること甚だ哀れなりしが、涕の中より申すやう、是は軹縣の深井里の謂はゆる聶政なりと、

市行者諸衆人皆曰、此人暴虐吾國相、王縣購其名姓千金、夫

多人不能無生得失、生得失則語泄、語泄、是韓擧國而與仲子爲讎、豈不殆哉、遂謝車騎人徒、

【講義】斯くて西に向つて出立し、濮陽に至りて嚴仲子に遇ひ、言ひ出づるやう、先頃貴君に拙者の身を許さゞりし所以は、只親が存生せし故なり、然るに今不幸にして母は天壽を以て死亡したれば、最早此の身は自由となれり、仲子が復讎せんとし給ふ相手は誰なりや、拙者に其仕事を仰せつけられたしと、仲子は委細を語るやう、吾が仇は韓の宰相俠累なり、此の俠累は韓君の季父に當り、其一族も多數にて、平生盛んに兵備を設けて警戒するが故に、吾れ人をして之を刺殺さしめんとすれど、大勢の中にも能く仕果するものなし、今足下幸ひにして吾れを見棄てず賴みを引受け給ふならば、足下の助けになるべき程の車騎や壯士を多く附け申さんと、聶政曰く、韓と衞との距離を視るに其間餘り遠からず、今他國の宰相を殺さんとするに、其者が國君の親族なりとせば、多人數にて押行くことは出來申さず、何故なれば、若し多人數なるときは仲間の中に異見を生ぜざるわけにゆかず、異見を生じて一致せざるときは語泄れて、貴君の企てなること發覺すべし、さすれば韓は一國擧りて貴君の仇敵となる次第にて、何と危險に之れなきかと、遂に車騎や壯士を辭退して同行せぬこととせり、

【字解】中間不甚遠、韓は潁川陽翟に都し、衞は東郡濮陽に都するが故に云ふ、生得失、利害に關する見込みの衝突、

聶政乃辭、獨行杖劍至韓、韓相俠累方坐府上、持兵戟而衞侍者甚衆、聶政直入上階、刺殺俠累、左右大亂、聶政大呼、所擊殺者數十人、因自皮面決眼、自屠出腸、遂以死、韓取聶政屍、暴於

徒以老母、老母今以天年終、政將爲知己者用、

【講義】 其後餘程時過ぎて聶政の母死去におよび、葬式も濟み、軈て喪服も脱ぐこととなりければ、聶政心に思ふやう、さても我れは町住ひをなし庖刀を鳴らして家畜を屠る賤しき者なるに、嚴仲子は諸侯の大臣宰相なり、然るに千里の路を遠しとせず、態々駕を枉げて我れと交際を結べり、されど我れの仲子に對する遣口は極めて冷淡にして、未だ是れぞと云ふべき大功あらず、仲子が百金を贈りて親の健康を祝ひ給ひし時、我れは受納せざりしとは云へ、是れは深く我れを知りたればこそ、斯く手厚き會釋に及びたるなれ、仲子の如き賢者が睚眦の怨みに亢奮して其仇を憤る所より、片田舍の人間に親を結び之を信用し、其力を假らんとするに、我が方にて何ぞ默然として已むことを得べけんや、且つ先頃我れを要せし時、我れは只老母存生中なるを以て其頼みに應ぜざりしなれど、今老母が天年を以て終りたる以上は、我れは是れより己を知れる仲子の爲に働かんと、

【字解】 睚眦、目を擧げて睨むなり、相忤ふこと、

乃遂西至濮陽、見嚴仲子曰、前日所以不許仲子者、徒以親在、今不幸而母以天年終、仲子所欲報仇者爲誰、請得從事焉、嚴仲子具告曰、臣之仇韓相俠累、俠累又韓君之季父也、宗族盛多、居處兵衞甚設、臣欲使人刺之、衆終莫能就、今足下幸而不棄、請益其車騎壯士、可爲足下輔翼者、聶政曰、韓之與衞相去中間不甚遠、今殺人之相、相又國君之親、此其勢不可以多人、

肯受也、然嚴仲子卒備賓主之禮而去、

【講義】嚴仲子は聶政の辭退を許さず、色々に言ひ成し、押して差附けしかば聶政謝して言ふ樣、臣は幸に老母を持ち居る處、家貧しければ他郷に來り朝夕旨き物を調へて老母を養はんがため狗を屠りなどして其日を暮らし、是れにて老母の奉養も出來ぬれば、敢て貴君の賜を受け申さずと、嚴仲子は餘人を遠慮せしめ、聶政に向つて云ふ、僕には仇ある故に列國を旅行し、隨分多くの土地を經由したるが、齊に來りし處、竊かに足下の義氣甚だ優れたることを聞きしかば、母夫人に粗飯にても差上げ足下の御交際を願はんと、其費用に百金を差出したるまでにて、何も別に望みあつての心底ならずと、聶政は彼れが自分に命懸けの仕事を賴む量見なることを知り、心事を語りて云ふ、臣が志を下げ身を屈し町中に在つて家畜を屠り生活を營むものは、單に老母を養ひたしとの希望に出づる次第なれば、老母の存生中拙者の身體は未だ他人の爲に捨つること相成り申さずと、其金を返しけり、嚴仲子は固く受納を求めたれども、聶政は受取らざりき、斯く嚴仲子に取りては本意なき次第なりしかど、彼れは聶政に對して主客の禮を備へて立去りぬ、

【字解】甘毳、毳は脆なり、麤糲、玄米を謂ふ、

久之、聶政母死、既已葬除服、聶政曰、嗟乎、政乃市井之人、鼓刀以屠、而嚴仲子乃諸侯之卿相也、不遠千里、枉車騎而交臣、臣之所以待之、至淺鮮矣、未有大功可以稱者、而嚴仲子奉百金爲親壽、我雖不受、然是者徒深知政也、夫賢者以感忿睚眦之意、而親信窮僻之人、而政獨安得嘿然而已乎、且前日要政、政

政母壽、聶政驚怪其厚、固謝嚴仲子、

【講義】聶政は軹縣の深井里の人なり、或る時人を殺し、其身寄りの者より仇打に遇はんことを恐れ、母と姊とを引きつれて齊に移り、犬や豕を屠ることを業として永き月日を送れり、時に濮陽の嚴仲子と云ふ者韓の哀侯に事へ居りしが、韓の宰相なる俠累と仲惡しかりしかば、嚴仲子は誅せられんことを恐れ、國元を逃げ去りて諸方を彷徨ひ、俠累に怨みを反すべき人物を探しつゝ齊に至りし處、齊人の中にて聶政が勇敢の士にて、仇を避けて屠者の仲間に身を隱し居ると云ふものあり、嚴仲子は吾が望みを果たすには此の人こそ屈强なれと思ひしかば、彼れの家を尋ねて交際を求め、已に數度訪問を重ねし後酒肴を持參し、自ら聶政の母の前に至りて杯を進め、又百鎰の黃金を奉じて其母の健康を祝せしに、聶政は其餘りに鄭重なるを驚き怪み、嚴仲子に向ひ固く辭退に及べり、

【字解】嚴仲子、嚴遂なり、自暢、暢は戰國策に從ひ觴に作るべし、百鎰、二十四兩を一鎰とす、

嚴仲子固進、而聶政謝曰、臣幸有老母、家貧客游、以爲狗屠、可以旦夕得甘毳、以養親、親供養備、不敢當仲子之賜、嚴仲子辟人、因爲聶政言曰、臣有仇、而行游諸侯衆矣、然至齊、竊聞足下義甚高、故進百金者、將用爲夫人麤糲之費、得以交足下之驩、豈敢以有求望邪、聶政曰、臣所以降志辱身、居市井屠者、徒幸以養老母、老母在、政身未敢以許人也、嚴仲子固讓、聶政竟不

於是襄子大義之、乃使使持衣與豫讓、豫讓拔劍三躍而擊之、曰、吾可以下報智伯矣、遂伏劍自殺、死之日、趙國志士聞之、皆爲涕泣、其後四十餘年、而軹有聶政之事、

【講義】　豫讓曰く、臣承はるに明君は人の美點を掩ひ隱すことなく、而して忠臣は名節の爲に死するの義ありと、先きに君は已に寬大の處置を以て臣を赦し給ひしかば、天下の人々、君の賢なることを稱せざるものなし、今日の始末に至りては、臣は勿論誅戮を受くる覺悟に之れあり、さりながら何卒君の衣を申受けて之を擊ち、聊か復讎の念を霽らしたし、然るときは死すとも殘り惜しからず、御聞屆けあるべしとも思はざれども、心底を打明けて言上に及ぶ次第なりと、襄子は大に彼れの義心に感せしかば、召使ひの者に衣を持たせ豫讓に與へしめければ、豫讓は劍を拔き三度躍り上つて之を打ち、さて言ふやうは、吾れ地下に於て智伯に報告すべしと、遂に劍の上に身を伏せて自殺せり、彼れ死せし日に趙國の志士は其事を聞き傳へ、皆彼れの爲に落淚せり、其後四十餘年にして軹と云ふ處に聶政の事あり、

【字解】　布腹心、心の中を打明けること、

○聶政者、軹深井里人也、殺人避仇、與母姊如齊、以屠爲事、久之、濮陽嚴仲子事韓哀侯、與韓相俠累有郤、嚴仲子恐誅、亡去游、求人可以報俠累者、至齊、齊人或言聶政勇敢士也、避仇隱於屠者之間、嚴仲子至門請、數反、然後具酒自暢聶政母前、酒酣、嚴仲子奉黃金百鎰、前爲聶

至於智伯國士遇我、我故國士報之、襄子喟然歎息而泣曰、嗟乎豫子、子之爲智伯名既成矣、而寡人赦子、亦已足矣、子其自爲計、寡人不復釋子、使兵圍之、

【講義】豫讓は友人に別れて立去りし後、暫くして襄子が外出する由を探知せしかば、其途中にて打果さばやと、襄子の通行すべき道筋に一つの橋あるを幸ひに、其下に匿れて待伏せぬ、軈て襄子は此の橋に來懸りける處、其馬何物にか驚いて跳ねしかば、襄子は是れ必ず豫讓が附け狙ひ居る爲めならんとて、從者に申附け尋ねしめたるに、案の如く豫讓なりき、此の時襄子は豫讓を責めて曰く、汝は以前范氏、中行氏に事へしに非ずや、智伯は此の兩家とも之を滅ぼしたるも、汝は此等の故主の爲に復讎せざるのみか、反つて贄を差入れて智伯の臣下となれり、其智伯も已に死したるに、汝は智伯に限りて其復讎を思ひ込むことの深きは何如なる次第なりやと、豫讓答へて云ふ、成程臣は范中行氏に事へたるに相違なし、然れども范中行氏は何れも普通の人物を以て臣を遇せり、故に臣も亦普通の人並に報いたり、然る處智伯に至りては國士として臣を待遇せし故、臣も亦國士の報い方をなせしのみと、襄子は之を聞き、喟然として嘆息しつゝ落涙に及びて曰く、さても豫子よ、汝が智伯の爲に知己の恩を報ゆる名譽は既に成れり、而して此の方が汝を赦すこと既に十分なり、汝自ら覺悟をなすべし、此の方は最早汝を見逃すまじと、兵士をして豫讓を圍ましめぬ、

豫讓曰、臣聞明主不掩人之美、而忠臣有死名之義、前君已寛赦臣、天下莫不稱君之賢、今日之事、臣固伏誅、然願請君之衣而擊之焉、以致報讎之意、則雖死不恨、非所敢望也、敢布腹心、

【講義】豫讓は一たび失敗したれども、尙目的を抛たず、暫くの後、再擧を圖りけるが、已に面體を見知られたれば、尋常にては、襄子に近づき難しと思ひ、身に漆を塗りて癩病患者の如くになし、又炭を呑んで啞に似せ、全く風體の分らぬやうに樣子を變じ、人が氣が附くか否を驗さんとて市中に出で物乞ひをなしけるに、其妻すらも吾が夫なりとは氣附かずして行過ぎぬ、或る時途中にて其友に出遇ひしが、其友は平生注意やしたりけん、豫讓なることを認識し、問うて曰く、汝は豫讓に非ずやと、豫讓答へて我れは豫讓なりと、其友は豫讓の爲に泣いて云ふ、君の才を以て贄を差出し、趙襄子の臣下とならば、襄子は子を左右に侍らせて寵愛するは必定なり、襄子が君を近づけしならば、其時思ふ存分怨みを霽らさば容易の事にあらずや、然るに何如なれば身を殘ひ形を苦めて襄子に復讎せんとはする、此の遣口にては困難にあらずやと、豫讓申すやう、足下は襄子に仕へて置いて之を殺せと言はるれども、既に一旦贄を差出し臣下となりながら之を殺さんことを求むるは、是れ初めより二心を懷いて其君に事ふる次第にて、固より爲すべき事にあらず、且つ拙者の爲す所は極めて困難とは云ふものゝ、此の困難を顧みずして行ふ所以は、只襄子を殺すばかりが能事に非ず、將に天下後世に於て二心を懷きつゝ君に事ふる臣下を愧ぢしめんとするが爲なりと、

既去、頃之、襄子當出、豫讓伏於所當過之橋下、襄子至橋、馬驚、襄子曰、此必是豫讓也、使人問之、果豫讓也、於是襄子乃數豫讓曰、子不嘗事范中行氏乎、智伯盡滅之、而子不爲報讎、而反委質臣於智伯、智伯亦已死矣、而子獨何以爲之報讎之深也、豫讓曰、臣事范中行氏、范中行氏皆衆人遇我、我故衆人報之、

容儀を取り繕ふとかや、今智伯は我れを知りくれたる人なり、我れは是非とも此知己の爲に仇を報いて命を棄て、智伯の恩を報ぜば、吾れ冥途に於て恥づる所なしと、是に於て姓名を變じて刑人の群に入り、趙襄子の宮中に入り込んで厠の壁を塗り、匕首を匿し持ちて襄子を刺殺さんと欲せり、襄子は厠に往きし處俄かに胸騷ぎしければ、是れ只事ならずと、厠を塗り居る刑人を引捕へ之を糾問せし處、豫讓が懷中に匕首を持ち居ること發覺に及びけり、豫讓は取調べられて白狀するやう、自分は舊主なる智伯が襄子の爲に殺されたれば、其仇を報いんとせしまでなりと、襄子の左右の者共は豫讓を誅して禍ひの根を絕たんとせしに、襄子は之を許さずして曰く、彼れが命を棄てゝも故主に報いんとするは義人なり、吾れ用心して避けさへせば其れにて濟むことなり、且つ智伯は已に亡び子孫もなきに、其臣下として復讎を心懸けしは天下の賢人なれば殺すべからずとて、遂に之を釋放して去らしめたり、

【字解】爲刑人、官の爲に泥工の如き賤しき勞働をなす者は皆刑人なるが故なり、

居頃之、豫讓又漆身爲厲、呑炭爲啞、使形狀不可知、行乞於市、其妻不識也、行見其友、其友識之曰、汝非豫讓邪、曰我是也、其友爲泣曰、以子之才、委質而臣事襄子、襄子必近幸子、乃爲所欲、顧不易邪、何乃殘身苦形、欲以求報襄子、不亦難乎、豫讓曰、既已委質臣事人、而求殺之、是懷二心以事其君也、且吾所爲者極難耳、然所以爲此者、將以愧天下後世之爲人臣懷二心以事其君者也、

卿とせり、後七十餘年を過ぎて晉に豫讓の事あり、

○豫讓者、晉人也、故嘗事范中行氏、而無所知名、去而事智伯、智伯甚尊寵之、及智伯伐趙襄子、趙襄子與韓魏合謀、滅智伯、滅智伯之後、而三分其地、趙襄子最怨智伯、漆其頭以爲飮器、豫讓遁逃山中、曰、嗟乎、士爲知己者死、女爲說己者容、今智伯知我、我必爲報讎而死、以報智伯、則吾魂魄不愧矣、乃變名姓爲刑人、入宮塗廁中、挾匕首、欲以刺襄子、襄子如廁、心動、執問塗廁之刑人、則豫讓、內持刀兵、曰、欲爲智伯報仇、左右欲誅之、襄子曰、彼義人也、吾謹避之耳、且智伯亡無後、而其臣欲爲報仇、此天下之賢人也、卒釋去之、

【講義】豫讓は晉の人なり、以前范中行氏に事へて其臣下となりたる事ありしが、人に知られずして一向評判も立たざりしかば甲斐なきこととおもひ、退身して智伯に事へたる處、智伯は范氏、中行氏と事變りて頗る彼れを尊敬に及び、寵愛を加へたり、其後智伯は趙襄子を伐ちしに、趙襄子は韓魏と謀を合せて智伯を滅ぼし、智伯の子孫を絕して其版圖を三家にて分割せり、趙襄子は最も智伯を怨みしかば、其首を斬り漆を塗りて酒を盛る器とせり、豫讓は智伯滅亡の折、敵の中を潛り拔けて山中に逃れ、暫し世を忍びけるが、獨り語り出づるやう、嗚呼士は己れを知る者の爲には命を棄て、女子は己れを愛する者の爲には

困み、而して國内は空虛となり、手强く諫むる臣下なければ、我れに對して何如ともする能はざるべしと、公子光は首を地に着け專諸に言ふ、拙者の身は君の身なり、君は宜しきやうに取料らひ給へかしと、

四月丙子、光伏甲士於窟室中、而具酒請王僚、王僚使兵陳自宮至光之家、門戶階陛左右、皆王僚之親戚也、夾立侍、皆持長鈹、酒既酣、公子光詳爲足疾、入窟室中、使專諸置匕首魚炙之腹中而進之、既至王前、專諸擘魚、因以匕首刺王僚、王僚立死、左右亦殺專諸、王人擾亂、公子光出其伏甲以攻王僚之徒、盡滅之、遂自立爲王、是爲闔閭、闔閭乃封專諸之子以爲上卿、其後七十餘年、而晉有豫讓之事、

【講義】四月丙子の日に公子光は武裝したる兵士を地下室に伏せ置き、酒宴の用意をなして王僚を請じけり、王僚は心に油斷せず、王宮より光の家に至る途中に兵士を列べ、光の門戶なり階陛なりの左右は皆王僚の親戚にして、王僚を挾み侍立す、此等の者は何れも兩刄の刀を持ちて警護をなす、酒宴の中頃に至り、公子光は僞りて足疾を言ひ立て地下室の中に入り、專諸に申附け燒魚の腹に匕首を匿して其肴を進めしむ、專諸魚を捧げて王僚の前に至り、魚を劈くと共に匕首を取出して王僚を刺したりしかば、王僚は卽座に死せり、王僚の左右の者亦專諸を殺しゝが、王に隨行の人々は此の凶變に出遇ひて騷動に及びし處、公子光は地下室に伏せ置きたる兵士を呼出し、王僚の徒を攻めて盡く之を滅ぼし、遂に自立して王となる、是れを闔閭と曰ふ、闔閭は專諸の子を封じて上

り、若し又子を立つることならば、我れこそ眞の跡繼ぎなるが故に立つが當然なりと、故に嘗て內內相談になるべき臣下を求めて國王となる志しあり、然るに今や吳子胥の薦めに因つて專諸を得たれば、客分として善く之を待遇せり、

九年而楚平王死、春、吳王僚欲因楚喪、使其二弟公子蓋餘屬庸將兵圍楚之潛、使延陵季子於晉、以觀諸侯之變、楚發兵絕吳將蓋餘屬庸路、吳兵不得還、於是公子光謂專諸曰、此時不可失、不求何獲、且光眞王嗣、當立、季子雖來、不吾廢也、專諸曰、王僚可殺也、母老子弱、而兩弟將兵伐楚、楚絕其後、方今吳外困於楚、而內空、無骨鯁之臣、是無如我何、公子光頓首曰、光之身、子之身也、

【講義】　其れより九箇年を經て楚の平王死去せしかば、其春吳王僚は楚の喪に乘じて之を伐たんと欲し、其二人の弟公子蓋餘、屬庸に命じ、兵を率ゐて楚の潛を圍ましむると同時に、延陵の季子を使節として晉國に派遣して、諸侯の態度を視察せしむ、然るに楚の方より兵を發して吳の二將軍蓋餘、屬庸の路を絕ち切りしかば、吳の兵は國に還ることを得ず、斯く國內の兵は全く出拂ひて吳王の護衛手薄なりければ、公子光は專諸に言ふやう、今日の時機は失ふべからず、苟くも求めざれば、何事にても得らるゝ道理あらんや、且つ拙者は眞の王嗣なれば當然立つべきものなり、季子が晉より歸ればとて吾れをば廢すまじと、專諸言ふ、今や王僚を殺すに都合宜し、母は年寄り、子は弱く、二子の弟は兵を率ゐて楚を伐ちし處、楚の爲に後面を斷ち切られたり、方今吳は外に於ては楚に

子札、諸樊既死、傳餘祭、餘祭死、傳夷昧、夷昧死、當傳季子札、季子札逃不肯立、吳人乃立夷昧之子僚爲王、公子光曰、使以兄弟次邪、季子當立、必以子乎、則光眞適嗣、當立、故嘗陰養謀臣以求立、光既得專諸、善客待之、

【講義】專諸は吳の堂邑の人なり、伍子胥が楚の國を逃亡して吳に赴きし折此の專諸の能力あることを知り、心に之を留め置きぬ、其れより伍子胥は吳王僚に謁見し、楚を伐てば吳に利益あることを說き、之をして楚を伐たしめんとせしに、吳の公子光は子胥の計畫を妨げて曰く、彼の伍員の父と云ひ兄と云ひ、何れも楚にて殺されたれば、今員(卽ち子胥)が楚を伐てと云ふは己れの爲に私の讎を報いんと欲するためにて、吳の利益を謀るにはあらずと、吳王僚は此の說を聞いて楚を伐つことを止めたり、伍子胥は公子光が吳王僚を殺さんとする志あることを看破せしかば、思ふやう、彼の光と云ふ人物は內亂の企てを持つものなれば、對外問題を說くわけにゆかずと、因つて專諸を公子光に薦めて彼れが內亂を遂行する機關とし、斯く公子光に力を添へ置き、他日彼れに因つて己れの志を遂ぐべき伏線となせり、公子光が吳王僚を殺さんとせし事由を案ずるに、光の父を吳王諸樊と曰ひ、諸樊の弟三人あり、直ぎの弟を餘祭と曰ひ、其次を夷昧と曰ひ、其次の季子札と曰へり、諸樊は季子札の賢才なることを知りしかば、自分は太子を立てずして位を直ぎの弟に傳へ、此の弟は第二の弟に傳へ、第二の弟は第三の弟に傳ふるやう、順次に相續なさしめて、結局季子札に吳の國を授けんと欲せり、是れまでは諸樊の計畫通りに運びしが、夷昧又死しければ今度は季子札が位を繼ぐべくありし處、季子札は逃れて立つことを承知せざりしかば、吳人は夷昧の子なる僚を立てゝ王とせり、公子光は以爲へらく、若し兄弟の順を以てせば、季子の立つが當然な

は強くして魯は弱し、然るに貴國が其强を恃みて魯を侵すとは餘りと云へば甚し、今魯の城は多く壞れて齊の境に乘しかゝれり、君には宜しく此の儀を考慮なし給へと、桓公は是に於て魯より侵略せし一切の土地を還付すべきことを許せり、桓公の語終るや、曹沫は手に持てる合口を投棄て壇を下り、北面して群臣の席に就き、顏色も變らず、應對の語なども以前の如くなりき、桓公は曹沫の亂暴を怒り、土地還付の約束を違背せんとせしに管仲は之を諫めて云ふ、それは甚だ宜しからず、夫れ僅かの利益を貪つて自ら快とするは列國の信用を棄て天下の援を失ふ所以なれば、之を與ふるに如かずと、是に於て桓公は約束通り魯より割讓したる土地を返し、曹沫が三度の戰ひに失ひし所の土地は盡く復魯の版圖となれり、其後百六十七年を經て、吳に專諸の事あり、

【字解】 匕首、短劍なり、長さ一尺八寸、其頭匕(サジ)に類するが故に此の名あり、合口と訓ず、魯城壞卽壓齊境、魯の城地多く齊の爲に侵掠せられて齊の版圖に入りしことを謂ふ、

○專諸者、吳堂邑人也、伍子胥之亡楚而如吳也、知專諸之能、伍子胥既見吳王僚、說以伐楚之利、吳公子光曰、彼伍員父兄皆死於楚、而員言伐楚、欲自爲報私讎也、非能爲吳、吳王乃止、伍子胥知公子光之欲殺吳王僚、乃曰、彼光將有內志、未可說以外事、乃進專諸於公子光、光之父、曰吳王諸樊、諸樊弟三人、次曰餘祭、次曰夷昧、次曰季子札、諸樊知季子札賢、而不立太子、以次傳三弟、欲卒致國于季

之地以和、猶復以爲將、齊桓公許與魯會于柯而盟、桓公與莊公既盟於壇上、曹沫執匕首劫齊桓公、桓公左右莫敢動、而問曰、子將何欲、曹沫曰、齊强魯弱、而大國侵魯亦以甚矣、今魯城壞、卽壓齊境、君其圖之、桓公乃許盡歸魯之侵地、既已言、曹沫投其匕首、下壇北面就群臣之位、顏色不變、辭令如故、桓公怒、欲倍其約、管仲曰、不可、夫貪小利以自快、棄信於諸侯、失天下之援、不如與之、於是桓公乃遂割魯侵地、曹沫三戰所亡地、盡復予魯、其後百六十有七年、而吳有專諸之事、

【講義】 曹沫は魯の國の人なり、勇力ある廉を以て魯の莊公に事へしが、莊公は勇力を好みければ、隨つて曹沫の信任厚く、將軍の任を授けられぬ、然るに曹沫は隣國の齊と合戰せしに三たび敗北せしかば、魯の莊公は此の上戰ふ時は何如なる國難に遇はんかと深く懼れを抱き、遂邑の土地を齊に獻じて媾和を乞ふ、されど莊公は曹沫の敗軍を罪せざるのみならず、猶以前の如くこれを將軍に任ぜり、齊の桓公は魯君と柯の地に會して平和條約を結ぶべきことを許し、愈、其期日に至り桓公は莊公と豫て設けられたる壇の上に於て誓約を取り結びし折柄、莊公の隨行員中より曹沫突然として進み出で、合口を執つて桓公を劫しけるに、桓公の左右に居りし者、事の意外に唯狼狽するのみにて押止むる人もなし、桓公は曹沫に向ひ、汝は何の爲に斯く予を脅迫するやと問ふ、曹沫曰く、齊

文信侯、人之告嫪毐、毐聞之、秦王驗左右未發、上之雍郊、毐恐禍起、乃與黨謀、矯太后璽發卒以反蘄年宮、發吏攻毐、毐敗亡走、追斬之好時、遂滅其宗、而呂不韋由此絀矣、孔子之所謂聞者、其呂子乎、

【講義】太史公云ふ、呂不韋及び嫪毐は貴き身分となり領地を賜はりて文信侯と號せり、或る者が嫪毐の罪狀を告發せしとき、彼れは之を聞知りて用心せり、始皇は左右の人に問ひ尋ねて實證を得んとしつつあり、未だ公けの沙汰に及ばざる中、郊の祭を行はんがため雍に行幸あり、嫪毐は早晩處分に遇ふ恐れありければ、自ら覺悟を定め、先んずれば人を制すとの謀に出で、一味徒黨の者と相談の上、太后の御璽を勝手に捺印して其令旨なりと稱し、兵を發して蘄年宮に反せり、朝廷の方よりは役人を派遣して彼れを攻めしに、彼れ敗れて逃走せしが、追擊をかけて好時と云ふ處に於て斬殺し、遂に其一族を滅ぼしぬ、而して呂不韋も此れが爲に退けらるゝ事となれり、孔子の申されたる聞なるものは、何と呂子の事なるか、

【字解】文信侯、文信侯は呂不韋の封號にして、嫪毐は長信侯に封ぜられたり、上文已に呂不韋の封號を述べたれば、此贊には嫪毐が寵貴を得たるは呂不韋に由れることを言ふのみ、されば長信侯となすべきなり、孔子所謂聞者、論語に、夫れ聞は、色仁を取りて行ひ違ふ、之に居りて疑はず、邦に在りても必ず聞え、家に在りても必ず聞ゆとあり、

刺客列傳第二十六

曹沫者魯人也、以勇力事魯莊公、莊公好力、曹沫爲魯將與齊戰三敗北、魯莊公懼、乃獻遂邑

賓客使者相望於道、請文信侯、秦王恐其爲變、乃賜文信侯書曰、君何功於秦、秦封君河南、食十萬戶、君何親於秦、號稱仲父、其與家屬徙處蜀、呂不韋自度稍侵恐誅、乃飲酖而死、秦王所加怒呂不韋嫪毒皆已死、乃皆復歸嫪毒舍人遷蜀者、始皇十九年、太后薨、諡爲帝太后、與莊襄王會葬茝陽、

【講義】　始皇帝は相國呂不韋の罪跡を知りしかば之を誅せんと欲せしも、彼れが先王に盡しゝ功の大なると、彼れの食客や辯士の游說せし者が頗る多かりし結果、法律に問ふに忍びず、單に其職を免ぜり、齊の人茅焦始皇に說く所ありしかば、始皇は太后を雍より迎へて咸陽へ戻し、文信侯呂不韋を都より逐出して、河南の領地に在住せしめたり、其れより一箇年餘を經し頃、列國の賓客又は使者の文信侯の歸參を請ふ者引きも切らず、途中に相望むと云ふ有樣なりしかば、始皇は變事の出來せんことを恐れ、呂不韋を自決せしめんとして彼れに勅書を賜ひけるが、其文言に、君は秦に何如なる功あるに因つて秦は君を河南に封じ十萬戶を領せしめたるか、君は秦に何如なる親みあるに因つて仲父と云ふ稱號あるか、君には此の領土を受け此の稱號を得る理由なければ、今より移りて蜀に處るべしと、呂不韋自ら考へ見るに、已に追々我が權勢を侵され、他處へ移さるゝまでになりたる以上、恐らくは誅せられんかと、因つて酖毒を飲んで死せり、秦王の怒りを加へたる所の呂不韋、嫪毒は何れも已に死したれば、曩きに蜀に移したる嫪毒の舍人等は皆之を復歸せしめぬ、始皇の十九年に太后薨ぜしが、之を帝太后と諡し、莊襄王と茝陽に合葬せり、

太史公曰、不韋及嫪毒貴封、號

嫪毐實非宦者、常與太后私亂、生子二人、皆匿之、與太后謀曰王卽薨、以子爲後、於是秦王下吏治、具得情實、事連相國呂不韋、九月、夷嫪毐三族、殺太后所生兩子、而遂遷太后於雍、諸嫪毐舍人、皆沒其家而遷之蜀、

【講義】始皇帝の卽位七年に莊襄王の母なる夏太后薨ぜり、是れより先き孝文王の皇后を華陽太后と申しゝが、是れは孝文王と壽陵に合葬せり、而して夏太后の生みたる莊襄王は芷陽に葬りしが故に、夏太后は遺言して己れ獨りは杜の東に葬ることとして曰く、東は吾が子を望み、西は吾が夫を望む、今より百年の後に至らば、旁らに萬家の邑あるべしと、始皇の九年に密告する者ありて云ふやう、嫪毐は實際宦者に非ず、常に太后と不義の關係を結び、子二人を生みたれども、人に知られんことを恐れて皆之を匿せり、彼れ太后と相談すらく、王若し薨ぜば、此の子の一人を以て王となさんと、是に於て秦王は其筋の役人に命じて糺問せしめし處、十分嫪毐が宮刑を受けざるに受けたりと詐り、宦者の資格なきに宦者となり、太后と不義をなせし事實明白となり、其事相國呂不韋に關係す、九月に至り嫪毐の三族を滅ぼし、太后の生みたる二人の子を殺し、遂に太后を雍に移し、嫪毐の舍人は誰れ彼れの差別なく皆其資財を沒收して蜀に遷せり、

王欲誅相國、爲其奉先王功大、及賓客辯士爲游說者衆、王不忍致法、秦王十年十月、免相國呂不韋、及齊人茅焦說秦王、秦王乃迎太后於雍、歸復咸陽、而出文信侯就國河南、歲餘、諸侯

毒、嫪毒家僮數千人、諸客求宦、爲嫪毒舍人千餘人、

【講義】始皇帝段々壯年に及びたれども太后の淫亂は尚止まず、呂不韋は自分と太后との關係が露見して禍ひの及ばんことを恐れしが、太后と手を切ることは容易ならざれば玆に一計を考へ、嫪毒と云ふ大陰の人を探し出し、之をば家來となし、折々猥なる音樂を催し、嫪毒に命じ、桐にて造りたる輪に陰莖を通して歩行せしめ、自然其噂の太后に聞ゆるやうになして太后を羽目に落さんとせり、然るに太后は其噂を聞き、案に違はず彼れをば我が物にせんと爲せしかば、呂不韋は嫪毒を差出し、斯くして一方には人を使ひ、詐りて腐刑に當る罪を以て彼れを告訴せしめ置き、一方には又內々、太后に申すやう、若し腐刑を受けたるやうに掩ふるときは宮中に御召使ひ相成ること出來申さんと、太后は其言に從ひ、陰に腐刑の主任者に多く利益を啗はせ、詐りて腐刑の取扱ひをなし、嫪毒の鬚眉を拔いて宦者となし、遂に太后の御側に侍することを得たり、太后は之と密通して甚だ寵愛を加へしかば、いつとなく懷胎に及び、人に知られんことを恐れて他の宮殿に移り住みたく思ひければ、卜によるときは時の祟を避くるため御殿を遷して雍に居るべしとて、遂に遷座することとなれり、嫪毒は常に太后に從ひ、下され物夥しく、萬事皆嫪毒の意見次第にて決せられぬ、彼れの家の召使ひは數千人あり、諸方より入込む者、官を求むるため嫪毒の家來となり、其數殆ど千餘人に及べり、

【字解】陰、男根なり、桐輪、桐の木にて造りたる小さき車輪、腐、男根を切取ること、宦者、男根全き者は宦者と爲るを得ず、

始皇七年、莊襄王母夏太后薨、孝文王后曰華陽太后、與孝文王會葬壽陵、夏太后子莊襄王葬芷陽、故夏太后獨別葬杜東、曰、東望吾子、西望吾夫、後百年、旁當有萬家邑、始皇九年、有告

賓客、有能增損一字者予千金、

【講義】此の時に當り魏には信陵君あり、楚には春申君あり、趙に平原君あり、齊に孟嘗君あり、何れも謙遜して士に下り賓客を喜びて、互ひに他を壓倒しつゝあり、呂不韋は秦國の强き勢ひを持ちながら此等の人々に及ばざることを羞ぢ、四方より士を招き寄せて厚く之を待遇し、食客の數三千人に至れり、此の時列國には辯士多く、荀卿の徒の如きは書を著して天下に流布したれば、呂不韋は之に劣らじと、己れの食客に申附け、人々各〻其聞きたることを著はさしめ、編輯して八覽、六論、十二紀等の篇二十餘萬言を作り、天地萬物古今の事を備へたりと爲し、號して呂氏春秋と曰ふ、之を咸陽の市の門に列し千金を其上に懸け、諸侯の游歷者竝び賓客にて能く一字にても增減せし者あらば、千金を與ふべしとて之を募集せり、

【字解】八覽、有始、孝行、愼大、先識、審分、審應、離俗、時君なり、六論、開春、愼行、貴直、不苟、以順、士容なり、十二紀、十二箇月を記するなり、

始皇帝益壯、太后淫不止、呂不韋恐覺禍及己、乃私求大陰人嫪毐以爲舍人、時縱倡樂、使毐以其陰關桐輪而行、令太后聞之、以啗太后、太后聞、果欲私得之、呂不韋乃進嫪毐、詐令人以腐罪告之、不韋又陰謂太后曰、可事詐腐、則得給事中、太后乃陰厚賜主腐者吏、詐論之、拔其鬚眉爲宦者、遂得侍太后、太后私與通絕愛之、有身、太后恐人知之、詐卜當避時、徙宮居雍、嫪毐常從、賞賜甚厚、事皆決於嫪

【講義】秦の昭王の五十年に王齮をして趙の邯鄲を圍ましめ、邯鄲は危急に迫りしかば、趙は子楚を殺さんとせり、子楚は呂不韋と相談の上六百斤の黄金を使ひ、見張りの役人に與へ、脱走して秦の軍に赴き、遂に歸國することを得たり、趙は又子楚の妻子を殺さんとせし處、子楚の夫人は趙の豪家の女なりければ、金の力にて兎も角匿るゝことを得て、之が爲に母子諸共に生き延びたり、秦の昭王は五十六年に薨じ、太子の安國君立ちて王となり、華陽夫人立ちて王后となり、子楚を太子となす、趙も亦子楚の夫人及び子の政を手厚く取扱ひて秦に歸せり、安國君は立ちて秦王となりしより一年にして薨じ、謚して孝文王と曰ふ、太子子楚代つて立つ、是を莊襄王と曰ふ、莊襄王の養はれたる所の母華陽后を華陽太后となし、實母の夏姫を尊んで夏太后となす、莊襄王の元年に呂不韋を以て丞相とし、文信侯に封じ、河南洛陽の十萬戸を領したり、莊襄王は卽位の三年に薨じ、太子の政立ちて王となり、呂不韋を尊んで相國となし、仲父と號せり、秦王政は年少かりしかば、太后は何の遠慮もなく時々呂不韋と密通に及ぶ、不韋には家の召使ひ一萬人もありき、

【字解】仲父、仲は中なり、父に次ぐなり、齊の桓公が管仲を尊んで仲父となせしに效ひたるなり、

當是時、魏有信陵君、楚有春申君、趙有平原君、齊有孟嘗君、皆下士喜賓客以相傾、呂不韋以秦之彊、羞不如、亦招致士、厚遇之、至食客三千人、是時諸侯多辯士、如荀卿之徒、著書布天下、呂不韋乃使其客人人著所聞、集論以爲八覽、六論、十二紀、二十餘萬言、以爲備天地萬物古今之事、號曰呂氏春秋、布咸陽市門、懸千金其上、延諸侯游士

容貌優れ舞ひの上手なる者を召び取りて同棲し、軈て懐姙に及びけり、子楚は不韋の家にて酒を振舞はれし折、此の女の姿を見て深く氣に入りければ、起つて祝儀を陳べ、此の女を無心せり、呂不韋は一度其不禮を怒りしも、よく〳〵念ふに、是れまで已に産を破つて子楚の爲に色々力を盡せし以上、今一息きの處なればと、子楚の無心するに因つて善き獲物を釣らんと欲し、遂に此の女を子楚に獻ぜり、女は懐妊を押匿せしが、大期とて十二箇月に至り子の政を生めり、子楚は遂に此の女を立てゝ夫人となしぬ、

【字解】　大期、懐胎十二箇月なり、

秦昭王五十年、使王齮圍邯鄲、急、趙欲殺子楚、子楚與呂不韋謀、行金六百斤、予守者吏、得脫亡赴秦軍、遂以得歸、趙欲殺子楚妻子、子楚夫人趙豪家女也、得匿、以故母子竟得活、秦昭王

五十六年薨、太子安國君立爲王、華陽夫人爲王后、子楚爲太子、趙亦奉子楚夫人及子政歸秦、秦王立一年薨、謚爲孝文王、太子子楚代立、是爲莊襄王、莊襄王所養母華陽后爲華陽太后、眞母夏姬尊以爲夏太后、莊襄王元年、以呂不韋爲丞相、封爲文信侯、食河南洛陽十萬戶、莊襄王卽位三年薨、太子政立爲王、尊呂不韋爲相國、號稱仲父、秦王年少、太后時時竊私通呂不韋、不韋家僮萬人、

於て世繼ぎとなり難きことを知り、其生母は又王の寵幸を得ざるが故に、自然夫人に附く、夫人此の場合に子楚を拔いて世繼ぎとなさば、夫人は生涯秦に於て寵幸を保たれんと、

華陽夫人以爲然、承太子閒、從容言子楚質於趙者絕賢、來往者皆稱譽之、乃因涕泣曰、妾幸得充後宮、不幸無子、願得子楚立以爲適嗣、以託妾身、安國君許之、乃與夫人刻玉符、約以爲適嗣、安國君及夫人因厚餽遺子楚、而請呂不韋傅之、子楚以此名譽益盛於諸侯、呂不韋取邯鄲諸姬絕好善舞者與居、知有身、子楚從不韋飲、見而說之、因起爲壽請之、呂不韋怒、念業已破家爲子楚、欲以釣奇、乃遂獻其姬、姬自匿有身、至大期時、生子政、子楚遂立姬爲夫人、

【講義】華陽夫人は姉の說を成程と思ひ、太子の暇の折を見て言葉靜かに述ぶるやう、今趙に人質となり居る子楚は此の上もなき賢才にして、交際する者は何れも彼れを稱贊致しつゝありと、因つて落涙して云ふ、妾は幸ひにして後宮の數に備はり夫人の地位を汚し候も、不幸にして子と云ふものなければ、何卒子楚を吾が子と致し、世繼ぎに立てゝ妾の身を託したしと、安國君は之を許し、夫人の爲に玉の割符を刻し、世繼ぎとすべき約束を立てぬ、是に於て安國君と夫人とは厚く子楚に手當てを送り、呂不韋に賴み子楚の後見者たらしめたるが、子楚は此れを以て其名譽は益、諸侯に響き渡れり、呂不韋は邯鄲の女子の

曰、吾聞之、以色事人者、色衰而愛弛、今夫人事太子、甚愛而無子、不以此時、蚤自結於諸子中賢孝者、擧立以爲適而子之、夫在則重尊、夫百歲之後、所子者爲王、終不失勢、此所謂一言而萬世之利也、不以繁華時樹本、卽色衰愛弛後、雖欲開一語、尚可得乎、今子楚賢而自知中男也、次不得爲適、其母又不得幸、自附夫人、夫人誠以此時拔以爲適、夫人則竟世有寵於秦矣、

【講義】呂不韋は、此の相談の結果五百金を子楚に與へて賓客と交際の費用に充て、又五百金を以て種種面白く珍らしき品物を買ひ集め自ら之を携帶して西の方秦國に游び、華陽夫人の姉に謁見を求め、趙より持參せし品の數を盡して華陽夫人に獻じ、因つて言ふ、子楚は賢智にして徧く外國の賓客と交際を結び、其譽れも高きことなるが、常に申さるゝには、自分の天とも仰ぐ所のものは夫人なりとて、日となく夜となく父君なる太子安國君と夫人とを思ひて落淚致し居られ候と、夫人は之を聞いて大に喜びぬ、不韋又其姉をして夫人に說かしむるやう、自分の聞き及べる語に、容色を以て宮仕へをなす者は容色衰ふれば寵愛衰ふと、今夫人は太子の側女となり甚だ愛せらるれども、不幸にして子なければ、只今の內に一日も早く諸公子中の賢にして孝なる者と結托に及び、擧げて世繼ぎに立てゝ之を子となすが宜し、夫の在世の間は重くして尊く、夫が百歲の後は、自分の子とせし者が王とならば、終に勢を失ふことなし、此れ俗に申す一言にして萬世の利なるものなり、繁榮の時に本を樹ゑ置かざるときは、容色衰へ、寵愛弛みし後、一語を言ひ出さんとするも何如にして得らるべきや、今子楚は賢なるが上に、自ら中男なれば順序の上に

を大きく致し申さんと、子楚笑つて云ふ、兎も角君自身の門を大きくすべきに、反つて吾が門を大きくせんと云はるゝは解し難しと、呂不韋曰く、君は其仔細を御存じなし、拙者の門は君の門の大きくなるとを待つて大きくなり申すなりと、子楚は心に彼れの意味を知りしかば、奥に案内せし上、膝を突き合はせて密談に及ぶ、呂不韋曰く、秦王は已に年を取り給ひ、君の父上安國君は太子の地位を得られたるが、竊かに承はるに、安國君には華陽夫人を寵愛し給へども、華陽夫人は子なければ、誰れかを跡繼ぎに擇ばざるべからず、然るに其跡繼ぎを立つる者は寵愛深き華陽夫人の外はあらず、今君の兄弟は二十餘人ありて、君は又其中間に在り、且つ深くも父君に愛せられず、久しく他國に人質となつて居らるゝことゆゑ、若し大王薨ぜられ安國君が相續して秦王となり給はゞ、君は長子及び朝夕安國君の前に居る諸兄弟と太子の地位を爭ふこと出來難からんと、子楚曰く、誠に其通りなり、何如にせば宜しからんと、呂不韋曰く、君には本國を離れ人質として他鄕に旅の身なれば資財も缺乏勝ちにて、御兩親に何物をか獻上せんとせらるるも、賓客と交際して味方を作らんとせらるゝも出來難かるべし、拙者貧なりと雖も、千金を以て君の爲に西游して秦に至り、安國君竝びに華陽夫人に取入り、君を立てゝ、秦王の跡繼ぎと致し申さんと、子楚は之を聞き、頓首して云ふやう、果して君の計畫通りになり、自分が秦の君となりしならば、秦國を分つて君と福利を共にすべしと、

【字解】幾、ホトンド、

呂不韋乃以五百金與子楚爲進用、結賓客、而復以五百金買奇物玩好、自奉而西游秦、求見華陽夫人姊、而皆以其物獻華陽夫人、因言子楚賢智、結諸侯賓客偏天下、常曰、楚也以夫人爲天、日夜泣思太子及夫人、夫人大喜、不韋因使其姊說夫人

なつて趙に赴きける處、秦は毎度趙を攻めしかば、趙は秦を惡み子楚をば疎略に取扱ひぬ、子楚は秦の妾腹の公子を以て他國に人質となりたる事故、乘物其他入用の品等も十分ならざりしかば、生活狀態甚だ困難にして心に任せず、然る處呂不韋は商用にて趙の都邯鄲に往きける時、子楚の有樣を見て心に氣の毒と思ひ、此れは善き貨物なり、仕入れ置くべしと、

【字解】陽翟、河南に在り、安國君、即ち孝文王也、子楚、後に莊襄王となる、庶孽孫、庶は妾の子、孽孫は妾腹の子の子、奇貨可居、儲け得らるゝ品物と云ふ意、

乃往見子楚說曰、吾能大子之門、子楚笑曰、且自大君之門、而乃大吾門、呂不韋曰、子不知也、吾門待子門而大、子楚心知所謂、乃引與坐深語、呂不韋曰、秦王老矣、安國君得爲太子、竊聞安國君愛幸華陽夫人、華陽夫人、無子、能立適嗣者、獨華陽夫人耳、今子兄弟二十餘人、子又居中、不甚見幸、久質諸侯、即大王薨、安國君立爲王、則子無幾得與長子及諸子旦暮在前者、爭爲太子矣、子楚曰、然、爲之奈何、呂不韋曰、子貧客於此、非有以奉獻於親、及結賓客也、不韋雖貧、請以千金爲子西游事安國君及華陽夫人、立子爲適嗣、子楚乃頓首曰、必如君策、請得分秦國與君共之、

【講義】呂不韋は斯かる目算ありしかば、子楚の所に尋ね往き、面會の上說いて曰く、拙者は能く君の門

史記國字解第六卷上

破天荒齋　松平康國講述

呂不韋列傳第二十五

呂不韋者陽翟大賈人也、往來販賤賣貴、家累千金、秦昭王四十年、太子死、其四十二年、以其次子安國君為太子、安國君有子二十餘人、安國君有所甚愛姬、立以為正夫人、號曰華陽夫人、華陽夫人無子、安國君中男名子楚、子楚母曰夏姬、毋愛、子楚為秦質子於趙、秦數攻趙、趙不甚禮子楚、子楚秦諸庶孽孫、質於諸侯、車乘進用不饒、居處困、不得意、呂不韋賈邯鄲、見而憐之、曰、此奇貨可居、

【講義】呂不韋は陽翟と云ふ土地の大商人にして、他の地方に往來して品物を廉く仕入れて高價に賣り捌き、家に千金の財產を積めり、秦の昭王の四十年に太子死し、其四十二年に次男の安國君を以て太子とせり、此の安國君に二十餘人の子あり、安國君は己が最も寵愛せる妃をば正夫人に立て、號して華陽夫人と曰ふ、華陽夫人には子なかりき、安國君の中男を子楚と呼び、子楚の母を夏姬と曰ひしが、安國君は餘り此の女を愛せざりき、隨つて子楚も秦の為に人質と

萬石君奮……四六二
建陵侯衞綰……四七四
塞侯直不疑……四七八
郎中令周文……四八〇
御史大夫張叔……四八二
田叔列傳第四十四……四八四
(目錄終)

下卷（牧野藻洲講述）

附 張丞相列傳第三十六……二六九
車丞相千秋……二九三
韋丞相賢……二九三
魏丞相相……二九四
邴丞相吉……二九七
黃丞相霸……二九九
韋丞相玄成……三〇〇
丞相匡衡……三〇一
酈生陸賈列傳第三十七……三〇五
酈生食其……三〇五
陸賈……三二〇
平原君朱建……三三三
傅靳蒯成列傳第三十八……三四六
陽陵侯傅寬……三六
信武侯靳歙……三四九
蒯成侯緤……三五三
劉敬叔孫通列傳第三十九……三五六
劉敬……三五六
叔孫通……三七一
季布欒布列傳第四十……三九〇
季布……三九〇
欒布……四〇二
袁盎鼂錯列傳第四十一……四〇九
袁盎……四〇九
鼂錯……四二三
張釋之馮唐列傳第四十二……四四一
張廷尉釋之……四四一
馮唐……四五四
萬石張叔列傳第四十三……四二

史記國字解第六卷

目錄

上卷（松平康國講述）

呂不韋列傳第二十五……一

刺客列傳第二十六……三

曹沫……三

專諸……四

豫讓……八

聶政……一三

荊軻……一九

李斯列傳第二十七……五一

蒙恬列傳第二十八……一〇三

張耳陳餘列傳第二十九……一一三

魏豹彭越列傳第三十……一四一

魏豹……一四一

彭越……一四四

黥布列傳第三十一……一五二

淮陰侯列傳第三十二……一七〇

韓王信盧綰列傳第三十三……二一三

韓王信……二一三

盧綰……二一九

田儋列傳第三十四……二二九

樊酈滕灌列傳第三十五……二四〇

舞陽侯樊噲……二四〇

曲周侯酈商……二五〇

汝陰侯夏侯嬰……二五三

潁陰侯灌嬰……二五九

DS
748
S745
1919
v.6

第六巻

列傳二

呂不韋列傳第二十六より樊酈滕灌列傳第三十五に至る

松平康國講述

張丞相列傳第三十五より田叔列傳第四十四に至る

牧野藻洲講述

LIBRARY
NOV 17 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

史記國字解

六

DS
748
S745
1919
v.6

Ssŭ-ma, Ch'ien
Shiki kokujikai

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

史記國字解